

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案新旧対照条文目次

【第一章 内閣官房等関係】

○ 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）（第一条関係）	1
○ 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第四百四十四号）（第二条関係）	3
○ 構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）（第二条関係）	4
○ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（第二条関係）	5
○ コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）（第二条関係）	6
○ 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）（第二条関係）	7
○ 宇宙基本法（平成二十年法律第四十三号）（第二条関係）	8
○ 知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）（第三条関係）	9
○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号）（第四条関係）	11
○ 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（第五条関係）	12
○ 日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）（第六条関係）	19
○ 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）（第七条関係）	20
○ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）（第八条関係）	23
○ 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）（第九条関係）	39
○ 海洋基本法（平成十九年法律第三十三号）（第十条関係）	41
○ 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）（第十一条関係）	42
○ 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）（第十二条関係）	44
○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）（第十三条関係）	45
○ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 四号関係）	47

○	国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十四年法律第 号）	（第十五条関係）	61
○	公務員庁設置法（平成二十四年法律第 号）	（第十六条関係）	63
○	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第 号）	（第十七条関係）	65
○	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）	（第十八条関係）	79
○	国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）	（第十九条関係）	82
【第二章 内閣府関係】			
○	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）	（第二十条関係）	83
○	労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）	（第二十一条関係）	84
○	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）	（第二十二条関係）	86
○	家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第四百号）	（第二十三条関係）	87
○	沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	（第二十四条関係）	88
○	内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）	（第二十五条関係）	89
○	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七号）	（第二十六条関係）	91
○	沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）	（第二十七条関係）	92
○	入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成十四年法律第一百一号）	（第二十八条関係）	93
○	独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成十四年法律第三百三十二号）	（第二十九条関係）	94
○	株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）	（第三十条関係）	97
○	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）	（第三十条関係）	98
○	消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）	（第三十条関係）	99
○	株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）	（第三十条関係）	100
○	食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）	（第三十一条関係）	101

○	個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（第三十二条関係）	102
○	情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）（第三十三条関係）	103
○	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（第三十四条関係）	106
○	遺失物法（平成十八年法律第七十三号）（第三十五条関係）	107
○	道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第十六号）（第三十五条関係）	108
○	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（第三十六条関係）	109
○	公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（第三十七条関係）	110
○	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）（第三十八条関係）	111
○	子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第	118
	号）（第三十九条関係）	121
【第三章 復興庁関係】		
○	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第一百十三号）（第四十条関係）	123
○	福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）（第四十一条関係）	124
【第四章 総務省関係】		
○	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（第四十二条関係）	125
○	国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）（第四十三条関係）	127
○	最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三十六号）（第四十四条関係）	135
○	郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）（第四十五条関係）	136
○	政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）（第四十六条関係）	137
○	簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）（第四十七条関係）	139
○	一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（第四十八条関係）	140
○	公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（第四十九条関係）	143
○	電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）（第五十条関係）	147
○	放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）（第五十一条関係）	149

- 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）（第五十二条関係）．．．．．
- 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）（第五十三条関係）．．．．．
- 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）（第五十四条関係）．．．．．
- 軍事郵便貯金等特別処理法（昭和二十九年法律第八八号）（第五十五条関係）．．．．．
- 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五百十三号）（第五十六条関係）
- 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（第五十七条関係）．．．．．
- 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十五年法律第七号）（第五十八条関係）．．．．．
- 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（第五十九条関係）．．．．．
- 電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）（第五十九条関係）．．．．．
- 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成五年法律第五十四号）（第五十九条関係）．．．．．
- 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）（第五十九条関係）
- 通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律（平成十三年法律第四十四号）（第五十九条関係）
- 特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）（第六十条関係）．．．．．
- 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）（第六十一条関係）．．．．．
- 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）（第六十二条関係）．．．．．
- 特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律（平成十年法律第五十三号）（第六十三条関係）．．．．．
- 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（第六十四条関係）．．．．．
- 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（第六十五条関係）．．．．．
- 国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）（第六十六条関係）．．．．．
- 独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）（第六十七条関係）．．．．．
- 独立行政法人統計センター法（平成十一年法律第二百十九号）（第六十八条関係）．．．．．

- 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）（第六十九条関係）
- 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）（第七十条関係）
- 公共サービス基本法（平成二十一年法律第四十号）（第七十条関係）
- 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（第七十一条関係）
- 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五百十一号）（第七十二条関係）
- 行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（第七十三条関係）
- 独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（第七十四条関係）
- 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）（第七十五条関係）
- 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成十七年法律第一百五号）（第七十六条関係）
- 独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十一号）（第七十七条関係）
- 国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）（第七十八条関係）
- 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）（第七十九条関係）
- 日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）（第八十条関係）
- 統計法（平成十九年法律第五十三号）（第八十一条関係）
- 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第八号）（第八十二条関係）
- 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十九号）（第八十三条関係）
- 【第五章 法務省関係】
- 国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）（第八十四条関係）
- 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）（第八十五条関係）
- 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三百三十九号）（第八十六条関係）
- 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）（第八十七条関係）
- 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）（第八十八条関係）
- 総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）（第八十九条関係）

○ 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）（第九十条関係）	294
○ 東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成二十四年法律第六号）（第九十一条関係）	296

【第六章 外務省関係】

○ 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）（第九十二条関係）	299
○ 独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第三十六号）（第九十三条関係）	301
○ 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十四年法律第 号）（第九十四条関係）	306

【第七章 財務省関係】

○ すき入紙製造取締法（昭和二十二年法律第四百十九号）（第九十五条関係）	307
○ 国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第一百七号）（第九十六条関係）	308
○ 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）（第九十七条関係）	311
○ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（第九十八条関係）	313
○ 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）（第九十九条関係）	324
○ 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）（第一百条関係）	325
○ 財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）（第一百一条関係）	326
○ 独立行政法人造幣局法（平成十四年法律第四十号）（第一百二条関係）	327
○ 独立行政法人国立印刷局法（平成十四年法律第四十一号）（第一百三条関係）	332
○ 貨幣回収準備資金に関する法律（平成十四年法律第四十二号）（第一百四条関係）	333
○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（第一百五条関係）	338
○ 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）（第一百六条関係）	435
○ 株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）（第一百七条関係）	435
○ 株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）（第一百八条関係）	355

【第八章 文部科学省関係】

- 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（第九十九条関係）
- 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）（第一百十条関係）
- 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）（第一百一一条関係）
- 図書館法（昭和二十五年法律第一百八号）（第一百二条関係）
- 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）（第一百三三条関係）
- 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律百六十七号）（第一百四四条関係）
- プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）（第一百四四条関係）
- 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）（第一百四四条関係）
- 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（第一百五五条関係）
- 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）（第一百六条関係）
- 日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）（第一百七七条関係）
- スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）（第一百八条関係）
- 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）（第一百九条関係）
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法（平成十一年法律第六十五号）（第二百十条関係）
- 独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成十一年法律第六十七号）（第二百一一条関係）
- 独立行政法人国立女性教育会館法（平成十一年法律第六十八号）（第二百二二条関係）
- 独立行政法人国立科学博物館法（平成十一年法律第七十二号）（第二百二三条関係）
- 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第五十九号）（第二百二四條関係）
- 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号）（第二百二五條関係）
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）（第二百二六條関係）
- 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）（第二百二七條関係）
- 国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）（第二百二八條関係）
- 独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第一百三十三号）（第二百二九條関係）
- 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十四号）

433415411407401397395393391389387386371370364363

362361360359358357356

	号)	(第百三十条関係)	436
○	海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律(平成十八年法律第九十七号)	(第百三十一条関係)	438
○	研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成二十年法律第六十三号)	(第百三十二条関係)	439
○	スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)	(第百三十三条関係)	443
○	著作権法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)	(第百三十四条関係)	444
	【第九章 厚生労働省関係】		
○	船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)	(第百三十五条関係)	446
○	労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)	(第百三十六条関係)	452
○	社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)	(第百三十七条関係)	453
○	医療法(昭和二十三年法律第二百五号)	(第百三十八条関係)	454
○	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四十四号)	(第百三十八条関係)	455
○	身体障害者補助犬法(平成十四年法律第四十九号)	(第百三十八条関係)	456
○	特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)	(第百三十九条関係)	457
○	労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)	(第百四十条関係)	462
○	生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)	(第百四十一条関係)	465
○	国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)	(第百四十一条関係)	466
○	知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)	(第百四十一条関係)	468
○	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)	(第百四十一条関係)	470
○	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号)	(第百四十一条関係)	472
○	日本赤十字社法(昭和二十七年法律第三百五十五号)	(第百四十二条関係)	473
○	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(平成二十一年法律第三十七号)	(第百四十二条関係)	474

○	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）	（第四百四十三条関係）	．．．．．	475
○	国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）	（第四百四十四条関係）	．．．．．	476
○	中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）	（第四百四十五条関係）	．．．．．	477
○	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）	（第四百四十六条関係）	．．．．．	482
○	雇用対策法（昭和四十一年法律第三百三十二号）	（第四百四十六条関係）	．．．．．	483
○	勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）	（第四百四十六条関係）	．．．．．	484
○	高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）	（第四百四十六条関係）	．．．．．	485
○	地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）	（第四百四十六条関係）	．．．．．	486
○	港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）	（第四百四十六条関係）	．．．．．	488
○	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）	（第四百四十六条関係）	．．．．．	489
○	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）	（第四百四十六条関係）	．．．．．	490
○	社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第一百五十五号）	（第四百四十七条関係）	．．．．．	491
○	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）	（第四百四十八条関係）	．．．．．	492
○	職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）	（第四百四十九条関係）	．．．．．	495
○	児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）	（第四百五十条関係）	．．．．．	496
○	勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）	（第四百五十一条関係）	．．．．．	498
○	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第一百三十三号）	（第五十二条関係）	．．．．．	502
○	個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第一百二十二号）	（第五百五十二条関係）	．．．．．	503
○	雇用保険法（昭和四十九年法律第一百十六号）	（第五百五十三条関係）	．．．．．	504
○	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）	（第五百五十四条関係）	．．．．．	506
○	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）	（第五百五十五条関係）	．．．．．	507

○ 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）（第百五十六条関係）	13
○ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七十七号）（第百五十七条関係）	15
○ 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（第百五十八条関係）	16
○ 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）（第百五十九条関係）	15
○ 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十四年法律第六十四号）（第百六十条関係）	15
○ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第六十五号）（第百六十一条関係）	15
○ 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）（第百六十二条関係）	15
○ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）（第百六十三条関係）	15
○ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第一百十号）（第百六十四条関係）	15
○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）（第百六十四条関係）	15
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）（第百六十五条関係）	15
○ 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）（第百六十六条関係）	15
○ 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第四百号）（第百六十七条関係）	15
○ 日本年金機構法（平成十九年法律第九号）（第百六十七条関係）	15
○ 平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）（第百六十八条関係）	15
○ 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）（第百六十九条関係）	15
○ 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）（第百七十条関係）	15
○ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第	15

	号)	(第百七十一条関係)	548
	【第十章	農林水産省関係】	
○	農薬取締法	(昭和二十三年法律第八十二号)	(第百七十二条関係)
○	肥料取締法	(昭和二十五年法律第二百二十七号)	(第百七十二条関係)
○	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律	(昭和二十五年法律第七十五号)	(第百七十二条関係)
○	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	(昭和二十八年法律第三十五号)	(第百七十二条関係)
○	地力増進法	(昭和五十九年法律第三十四号)	(第百七十二条関係)
○	愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律	(平成二十年法律第八十三号)	(第百七十二条関係)
○	北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律	(昭和三十六年法律第六十二号)	(第百七十三条関係)
○	畜産物の価格安定に関する法律	(昭和三十六年法律第八十三号)	(第百七十四条関係)
○	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律	(昭和四十年法律第九号)	(第百七十五条関係)
○	野菜生産出荷安定法	(昭和四十一年法律第三号)	(第百七十五条関係)
○	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律	(平成二十二年法律第六十七号)	(第百七十五条関係)
○	森林・林業基本法	(昭和三十九年法律第六十一号)	(第百七十六条関係)
○	水産基本法	(平成十三年法律第八十九号)	(第百七十六条関係)
○	牛海綿状脳症対策特別措置法	(平成十四年法律第七十号)	(第百七十六条関係)
○	加工原料乳生産者補給金等暫定措置法	(昭和四十年法律第一百十二号)	(第百七十七条関係)
○	林業種苗法	(昭和四十五年法律第八十九号)	(第百七十八条関係)
○	肉用子牛生産安定等特別措置法	(昭和六十三年法律第九十八号)	(第百七十九条関係)
○	農林水産省設置法	(平成十一年法律第九十八号)	(第百八十条関係)
○	独立行政法人農林水産消費安全技術センター法	(平成十一年法律第八十三号)	(第百八十一条関係)
○	独立行政法人森林総合研究所法	(平成十一年法律第九十八号)	(第百八十二条関係)

○ 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百二十六号）（第八十三條關係）	592
○ 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）（第八十四條關係）	588
○ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）（第八十五條關係）	595
○ 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十六号）（第八十六條關係）	596
○ 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）（第八十七條關係）	598
○ 生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律（平成二十年法律第十二号）（第八十八條關係）	598
○ 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第 号）（第八十九條關係）	601
○ 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）（第九十條關係）	603
【第十一章 経済産業省関係】	
○ 工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）（第九十一條關係）	605
○ ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）（第九十一條關係）	605
○ 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）（第九十一條關係）	606
○ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）（第九十一條關係）	608
○ 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）（第九十一條關係）	609
○ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第十七号）（第九十一條關係）	106
○ 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）（第九十一條關係）	116
○ 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第一百一十号）（第九十一條關係）	161
○ 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）（第九十二條關係）	361
○ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）（第九十二條關係）	612

- 係)
- 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三号)(第九十二条関係)
- 小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和三十一年法律第一百五号)(第九十三条関係)
- 中小企業支援法(昭和三十八年法律第四十七号)(第九十四条関係)
- 中小企業倒産防止共済法(昭和五十二年法律第八十四号)(第九十四条関係)
- 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)(第九十四条関係)
- 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平成二十一年法律第八十号)(第九十四条関係)
- 経済社会課題対応事業の促進に関する法律(平成二十四年法律第 号)(第九十四条関係)
- 小規模企業共済法(昭和四十年法律第二百二号)(第九十五条関係)
- 金属鉱業等鉱害対策特別措置法(昭和四十八年法律第二十六号)(第九十六条関係)
- 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和五十年法律第九十六号)(第九十六条関係)
- 非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)(第九十七条関係)
- 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平成九年法律第三十七号)(第九十七条関係)
- 基盤技術研究円滑化法(昭和六十年法律第六十五号)(第九十八条関係)
- 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)(第九十九条関係)
- 計量法(平成四年法律第五十一号)(第一百条関係)
- 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)(第二百一条関係)
- 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)(第二百二条関係)
- 経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)(第二百三条関係)
- 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第三百三十一号)(第二百四条関係)
- 独立行政法人工業所有権情報・研修館法(平成十一年法律第二百一十号)(第二百五条関係)
- 独立行政法人製品評価技術基盤機構法(平成十一年法律第二百四号)(第二百六条関係)

○ 石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号）（第二百七条関係）	678
○ 産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）（第二百八条関係）	678
○ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）（第二百九条関係）	678
○ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百四十五号）（第二百十条関係）	668
○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百四十七号）（第二百十一条関係）	666
○ 独立行政法人日本貿易振興機構法（平成十四年法律第七十二号）（第二百十二条関係）	666
○ 独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十七号）（第二百十三条関係）	666
○ 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）（第二百十四条関係）	672
○ 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）（第十五条関係）	676
○ 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）（第二百十六条関係）	674
○ 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十号）（第二百十七条関係）	677
○ 特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十四年法律第八十条関係）	678
【第十二章 国土交通省関係】	
○ 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）（第二百十九条関係）	679
○ 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）（第二百二十条関係）	680
○ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（第二百二十一条関係）	682
○ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）（第二百二十二条関係）	683
○ 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（第二百二十三条関係）	683
○ 道路法（昭和二十七年法律第八十号）（第二百二十四条関係）	684

○ 高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）（第二百二十四条関係）	．．．．．	．．．．．
○ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（第二百五五条関係）	．．．．．	．．．．．
○ 鉄道軌道整備法（昭和二十八年法律第六十九号）（第二百二十六条関係）	．．．．．	．．．．．
○ 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）（第二百二十七条関係）	．．．．．	．．．．．
○ 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）（第二百二十八条関係）	．．．．．	．．．．．
○ 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）（第二百二十九条関係）	．．．．．	．．．．．
○ 公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第五十号）（第二百三十条関係）	．．．．．	697694
○ 日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律（昭和六十一年法律第七十六号）（第二百三十条関係）	．．．．．	697698
○ 日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）（第二百三十条関係）	．．．．．	702701699698
○ 都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）（第二百三十条関係）	．．．．．	702701699698
○ 踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）（第二百三十一条関係）	．．．．．	702701699698
○ 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）（第二百三十一条関係）	．．．．．	702701699698
○ 水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）（第二百三十二条関係）	．．．．．	705704703
○ 水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第一百十八号）（第二百三十二条関係）	．．．．．	705704703
○ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第一百十号）（第二百三十三条関係）	．．．．．	705704703
○ 都市計画法（昭和四十三年法律第一百号）（第二百三十四条関係）	．．．．．	714713712711710706
○ 全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）（第二百三十五条関係）	．．．．．	714713712711710706
○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）（第二百三十六条関係）	．．．．．	714713712711710706
○ 運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第一百三十三号）（第二百三十七条関係）	．．．．．	714713712711710706
○ 船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）（第二百三十八条関係）	．．．．．	714713712711710706
○ 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）	．．．．．	714713712711710706

	(第二百三十九条関係)	．．．．．	．．．．．
○	東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）	（第二百三十九条関係）	．．．．．
○	鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）	（第二百四十条関係）	．．．．．
○	多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）	（第二百四十一条関係）	．．．．．
○	水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）	（第二百四十二条関係）	．．．．．
○	外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（平成八年法律第七十一号）	（第二百四十三条関係）	．．．．．
○	日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百三十六号）	（第二百四十四条関係）	．．．．．
○	国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）	（第二百四十五条関係）	．．．．．
○	独立行政法人航空大学校法（平成十一年法律第二百五号）	（第二百四十六条関係）	．．．．．
○	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）	（第二百四十七条関係）	．．．．．
○	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）	（第二百四十八条関係）	．．．．．
○	旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）	（第二百四十九条関係）	．．．．．
○	小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第二百二号）	（第二百五十条関係）	．．．．．
○	都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）	（第二百五十一条関係）	．．．．．
○	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）	（第二百五十二条関係）	．．．．．
○	独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）	（第二百五十三条関係）	．．．．．
○	独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第八十三号）	（第二百五十四条関係）	．．．．．
○	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十四号）	（第二百五十五条関係）	．．．．．
○	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）	（第二百五十六条関係）	．．．．．
○	高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）	（第二百五十七条関係）	．．．．．

○ 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）（第二百五十八條關係）	765
○ 日本道路公団等民営化關係法施行法（平成十六年法律第百二号）（第二百五十九條關係）	766
○ 公共工事の品質確保の促進に關する法律（平成十七年法律第百十八号）（第二百六十條關係）	767
○ 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省關係法律の整備に關する法律（平成十八年法律第二十八号）（第二百六十一條關係）	768
○ 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に關する法律（平成二十三年法律第五十四号）（第二百六十二條關係）	769
○ 交通基本法（平成二十四年法律第 号）（第二百六十三條關係）	770
○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に關する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）（第二百六十四條關係）	771
○ ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に關する特別措置法（平成二十四年法律第 号）（第二百六十五條關係）	772
【第十三章 環境省關係】	
○ 廃棄物の処理及び清掃に關する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）（第二百六十六條關係）	773
○ 公害健康被害の補償等に關する法律（昭和四十八年法律第百十一号）（第二百六十七條關係）	774
○ 環境省設置法（平成十一年法律第百一号）（第二百六十八條關係）	775
○ 国等による環境物品等の調達の推進等に關する法律（平成十二年法律第百号）（第二百六十九條關係）	776
○ 独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）（第二百七十條關係）	777
○ 環境教育等による環境保全の取組の促進に關する法律（平成十五年法律第百三十号）（第二百七十一條關係）	778
○ 石綿による健康被害の救済に關する法律（平成十八年法律第四号）（第二百七十二條關係）	779
○ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に關する法律（平成十九年法律第五十六号）（第二百七十三條關係）	780
【第十四章 防衛省關係】	
○ 防衛省の職員の給与等に關する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（第二百七十四條關係）	781
○ 防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）（第二百七十五條關係）	782

○	自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（第二百七十六条関係）	・	・	・	・	・	・	・	・
○	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成十一年法律第二百十七号）（第二百七十七条関係）	・	・	・	・	・	・	・	・
○	駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）（第二百七十八条関係）	・	・	・	・	・	・	・	・

改正案	現行
<p>（中心市街地活性化協議会） 第十五条（略）</p> <p>2 6（略）</p> <p>7 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関及び行政法人中小企業基盤整備機構の長並びに民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号。第二十条において「民間都市開発法」という。）第三条第一項の規定により指定された民間都市開発推進機構の代表者に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。</p> <p>8 11（略）</p> <p>（行政法人中小企業基盤整備機構の行う商業活性化・都市型新事業立地促進業務） 第三十八条 行政法人中小企業基盤整備機構（以下この条及び第四十二条において「機構」という。）は、認定中心市街地における商業の活性化及び都市型新事業を実施する企業等の立地を促進するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 機構は、前二項の業務のほか、行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）第十五条第一項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。</p> <p>一 三（略）</p>	<p>（中心市街地活性化協議会） 第十五条（略）</p> <p>2 6（略）</p> <p>7 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の長並びに民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号。第二十条において「民間都市開発法」という。）第三条第一項の規定により指定された民間都市開発推進機構の代表者に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。</p> <p>8 11（略）</p> <p>（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う商業活性化・都市型新事業立地促進業務） 第三十八条 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下この条及び第四十二条において「機構」という。）は、認定中心市街地における商業の活性化及び都市型新事業を実施する企業等の立地を促進するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 機構は、前二項の業務のほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）第十五条第一項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。</p> <p>一 三（略）</p>

(行政法人中小企業基盤整備機構の行う商業活性化業務)

第四十二条 (略)

(資料の提出その他の協力)

第六十二条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるとき、国の行政機関、地方公共団体、行政法人(行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する行政法人をいう。)、及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)、の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、公務員庁設置法(平成二十三年法律第 号)第四条第二項第十号の規定の適用を受けるものをいう。)、の代表者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 (略)

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う商業活性化業務)

第四十二条 (略)

(資料の提出その他の協力)

第六十二条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるとき、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)、及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)、の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、公務員庁設置法(平成二十三年法律第 号)第四条第二項第十号の規定の適用を受けるものをいう。)、の代表者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 (略)

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（資料の提出その他の協力） 第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要 があるとき、関係行政機関、地方公共団体 及び行政法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百 三十三号）第二条第一項に規定する行政法人をいう。）の 長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人 又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立さ れた法人であつて、公務員庁設置法（平成二十三年法 律第 号）第四条第二項第十二号の規定の適用を 受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出 、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めること ができる。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（資料の提出その他の協力） 第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要 があるとき、関係行政機関、地方公共団体 及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年 法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人 をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設 立された法人又は特別の法律により特別の設立行為を もつて設立された法人であつて、公務員庁設置法（平 成二十三年法律第 号）第四条第二項第十二号の 規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して 、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を 求めることができる。</p>

○ 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（資料の提出その他の協力） 第四十三条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要 があるとき、国の行政機関、地方公共団体 、行政法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三 号）第二条第一項に規定する行政法人をいう。）及び 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年 法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行 政法人をいう。）の長並びに特別に特殊法人（法律により直 接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立 行為をもって設立された法人であつて、公務員庁設置 法（平成二十三年法律第 号）第四条第二項第十 二号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に 対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な 協力を求めることができる。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（資料の提出その他の協力） 第四十三条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要 があるとき、国の行政機関、地方公共団体 、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法 律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人を いう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法 （平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定す る地方独立行政法人をいう。）の長並びに特別に特殊法人（ 法律により直接に設立された法人又は特別の法律によ り特別の設立行為をもって設立された法人であつて、 公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四 条第二項第十二号の規定の適用を受けるものをいう。） の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明 その他必要な協力を求めることができる。</p>

○ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>六 指定公共機関 行政法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。</p> <p>七 （略）</p>	<p>（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>六 指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。</p> <p>七 （略）</p>

○ コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国等によるコンテンツの提供） 第二十四条（略） 2 行政法人（行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する行政法人をいう。）、特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、公務員庁設置法（平成二十三年法律第号）第四条第二項第十二号の規定の適用を受けるものをいう。）、国立大学法人（国立大学法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）及び大学共同利用機関法人（同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）は、その有する良質なコンテンツを広く国民が利用することができるよう、当該コンテンツの積極的な提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>（国等によるコンテンツの提供） 第二十四条（略） 2 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、公務員庁設置法（平成二十三年法律第号）第四条第二項第十二号の規定の適用を受けるものをいう。）、国立大学法人（国立大学法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）及び大学共同利用機関法人（同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）は、その有する良質なコンテンツを広く国民が利用することができるよう、当該コンテンツの積極的な提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（資料の提出その他の協力） 第三十条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるとき、国の行政機関、地方公共団体、 行政法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三号） 第二条第一項に規定する行政法人をいう。）及び地方 独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法 律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政 法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接 に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行 為をもって設立された法人であつて、公務員庁設置法 （平成二十三年法律第 号）第四条第二項第十二 号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対 して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協 力を求めることができる。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（資料の提出その他の協力） 第三十条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるとき、国の行政機関、地方公共団体、 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律 第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をい う。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（ 平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する 地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法 律により直接に設立された法人又は特別の法律により 特別の設立行為をもって設立された法人であつて、公 務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四条 第二項第十二号の規定の適用を受けるものをいう。） の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明そ の他必要な協力を求めることができる。</p>

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（資料の提出その他の協力） 第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要 があるとき、関係行政機関、地方公共団体 及び行政法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百 三号）第二条第一項に規定する行政法人をいう。）の 長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人 又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立さ れた法人であつて、公務員庁設置法（平成二十三年法 律第 号）第四条第二項第十二号の規定の適用を 受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出 、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めること ができる。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（資料の提出その他の協力） 第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要 があるとき、関係行政機関、地方公共団体 及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年 法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人 をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設 立された法人又は特別の法律により特別の設立行為を もつて設立された法人であつて、公務員庁設置法（平 成二十三年法律第 号）第四条第二項第十二号の 規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して 、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を 求めることができる。</p>

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略）</p> <p>3 この法律で「大学等」とは、大学及び高等専門学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校をいう。第七条第三項において同じ。）<u>、大学共同利用機関（国立大学法人法（平成十五年法律第一百二十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。第七条第三項において同じ。）</u>、行政法人（行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する行政法人をいう。第三十条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。第三十条第一項において同じ。）であつて試験研究に関する業務を行うもの、特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四条第二項第十号の規定の適用を受けるものをいう。第三十条第一項において同じ。）であつて研究開発を目的とするもの並びに国及び地方公共団体の試験研究機関をいう。</p> <p>（資料の提出その他の協力） 第三十条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係行政機関、地方公共団体、</p>	<p>（定義） 第二条（略）</p> <p>3 この法律で「大学等」とは、大学及び高等専門学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校をいう。第七条第三項において同じ。）<u>、大学共同利用機関（国立大学法人法（平成十五年法律第一百二十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。第七条第三項において同じ。）</u>、<u>独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第三十条第一項において同じ。）</u>及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。第三十条第一項において同じ。）であつて試験研究に関する業務を行うもの、特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四条第二項第十号の規定の適用を受けるものをいう。第三十条第一項において同じ。）であつて研究開発を目的とするもの並びに国及び地方公共団体の試験研究機関をいう。</p> <p>（資料の提出その他の協力） 第三十条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係行政機関、地方公共団体、</p>

2
(略)

行政法人及び地方独立行政法人の長並びに特殊法人の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2
(略)

独立行政法人及び地方独立行政法人の長並びに特殊法人の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百二十二号）（第四条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（職員の派遣の要請） 第百五十一条 地方公共団体の長等は、国民の保護のため の措置の実施のため必要があるときは、政令で定め るところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方 行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関で ある行政執行人（行政法人通則法（平成十一年法律 第百三号）第二条第三項の行政執行人をいう。）を いう。以下この項及び第百五十三条において同じ。） に対し、当該指定行政機関若しくは指定地方行政機関 又は特定指定公共機関の職員の派遣を要請すること ができる。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（職員の派遣の要請） 第百五十一条 地方公共団体の長等は、国民の保護のため の措置の実施のため必要があるときは、政令で定め るところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方 行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関で ある特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十 一年法律第百三号）第二条第二項の特定独立行政法人 をいう。）をいう。以下この項及び第百五十三条にお いて同じ。）に対し、当該指定行政機関若しくは指定 地方行政機関又は特定指定公共機関の職員の派遣を要 請することができる。</p> <p>2・3 （略）</p>

改正案	現行
<p>目次 第一章～第九章（略） 第十章 行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構 第十一章～第十四章（略） 附則</p> <p>（郵便局における旧郵便貯金及び旧簡易生命保険の取扱い） 第七条の四 行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「新機構」という。）が公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険は、確実に郵便局において取り扱われるものとする。</p> <p>（資料の提出その他の協力の要請） 第二十五条 民営化委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体、行政法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。） 、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の代表者に対して、資料の提出、</p>	<p>目次 第一章～第九章（略） 第十章 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構 第十一章～第十四章（略） 附則</p> <p>（郵便局における旧郵便貯金及び旧簡易生命保険の取扱い） 第七条の四 機構が公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険は、確実に郵便局において取り扱われるものとする。</p> <p>（資料の提出その他の協力の要請） 第二十五条 民営化委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。） 、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の代表者に対して、</p>

意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 (略)

(株式の処分)

第六十二条 (略)

2・3 (略)

4 日本郵政株式会社が郵便貯金銀行又は郵便保険会社の株式の全部を処分した場合については、前二項の規定を準用する。この場合において、第二項中「定める者」とあるのは、「定める者及び新機構」と読み替えるものとする。

第二百五条 (略)

2・3 (略)

4 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を郵便貯金銀行及び新機構に通知しなければならない。

(預入限度額)

第七百七条 郵便貯金銀行は、一の預金者等（銀行法第二条第五項に規定する預金者等をいう。以下この節において同じ。）から、次の各号に掲げる額が、当該各号に定める額を超えることとなる預金等（同法第十二条の二第一項に規定する預金等をいう。以下この節において同じ。）の受入れをしてはならない。

一 預金等（次号に規定する契約に係る預金等及び第三号に規定する契約に係る預金等その他政令で定める預金等を除く。）の額の合計額 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ (略)

ロ 当該預金者等の新機構への郵便貯金（整備法附

資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 (略)

(株式の処分)

第六十二条 (略)

2・3 (略)

4 日本郵政株式会社が郵便貯金銀行又は郵便保険会社の株式の全部を処分した場合については、前二項の規定を準用する。この場合において、第二項中「定める者」とあるのは、「定める者及び機構」と読み替えるものとする。

第二百五条 (略)

2・3 (略)

4 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を郵便貯金銀行及び機構に通知しなければならない。

(預入限度額)

第七百七条 郵便貯金銀行は、一の預金者等（銀行法第二条第五項に規定する預金者等をいう。以下この節において同じ。）から、次の各号に掲げる額が、当該各号に定める額を超えることとなる預金等（同法第十二条の二第一項に規定する預金等をいう。以下この節において同じ。）の受入れをしてはならない。

一 預金等（次号に規定する契約に係る預金等及び第三号に規定する契約に係る預金等その他政令で定める預金等を除く。）の額の合計額 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ (略)

ロ 当該預金者等の機構への郵便貯金（整備法附則

則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百十四号。以下「旧郵便貯金法」という。）第七条第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金並びにこの法律の施行前に締結された勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第六条第一項第一号、第二項第一号及び第四項第一号に規定する契約に係る郵便貯金を除く。）の額の合計額（その合計額が千万円又はイに掲げる額のいずれか少ない額を超えるときは、当該額）

二 この法律の施行前に締結された勤労者財産形成促進法第六条第二項第一号に規定する契約に係る預金等の額 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ（略）
ロ 当該預金者等の新機構への当該契約に係る郵便貯金の額（その額が三百八十五万円を超えるときは、三百八十五万円）

三 この法律の施行後に締結された勤労者財産形成促進法第六条第一項第一号、第二項第一号及び第四項第一号に規定する契約に係る預金等の額並びにこの法律の施行前に締結された勤労者財産形成促進法第六条第一項第一号及び第四項第一号に規定する契約に係る預金等の額の合計額 イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合計額（その合計額が五百五十万円を超えるときは、五百五十万円）を控除した額に、ニに掲げる額からホに掲げる額を控除した額を加算した額

イ・ロ（略）
ハ 当該預金者等の新機構への郵便貯金（この法律の施行前に締結された勤労者財産形成促進法第六

第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百十四号。以下「旧郵便貯金法」という。）第七条第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金並びにこの法律の施行前に締結された勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第六条第一項第一号、第二項第一号及び第四項第一号に規定する契約に係る郵便貯金を除く。）の額の合計額（その合計額が千万円又はイに掲げる額のいずれか少ない額を超えるときは、当該額）

二 この法律の施行前に締結された勤労者財産形成促進法第六条第二項第一号に規定する契約に係る預金等の額 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ（略）
ロ 当該預金者等の機構への当該契約に係る郵便貯金の額（その額が三百八十五万円を超えるときは、三百八十五万円）

三 この法律の施行後に締結された勤労者財産形成促進法第六条第一項第一号、第二項第一号及び第四項第一号に規定する契約に係る預金等の額並びにこの法律の施行前に締結された勤労者財産形成促進法第六条第一項第一号及び第四項第一号に規定する契約に係る預金等の額の合計額 イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合計額（その合計額が五百五十万円を超えるときは、五百五十万円）を控除した額に、ニに掲げる額からホに掲げる額を控除した額を加算した額

イ・ロ（略）
ハ 当該預金者等の機構への郵便貯金（この法律の施行前に締結された勤労者財産形成促進法第六

条第一項第一号、第二項第一号及び第四項第一号に規定する契約に係る郵便貯金に限る。）の額の合計額

二・ホ (略)

(預入限度額の適用除外)

第百八条 前条の規定は、次に掲げる者が預金者等である場合については、適用しない。

一 (略)

二 新機構

(業務の制限)

第百十条 郵便貯金銀行は、次に掲げる業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

一 (略)

二 銀行法第十条第一項第二号に掲げる業務（次に掲

げる業務を除く。）

イホ (略)

へ 新機構に対する資金の貸付け

三六 (略)

二六 (略)

第百三十五条 (略)

二・三 (略)

4 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を郵便保険会社及び新機構に通知しなければならない。

(業務の制限)

第百三十八条 郵便保険会社は、保険の種類（保険金の支払の事由が複数あるときの当該保険金の支払の事由

第一項第一号、第二項第一号及び第四項第一号に規定する契約に係る郵便貯金に限る。）の額の合計額

二・ホ (略)

(預入限度額の適用除外)

第百八条 前条の規定は、次に掲げる者が預金者等である場合については、適用しない。

一 (略)

二 機構

(業務の制限)

第百十条 郵便貯金銀行は、次に掲げる業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

一 (略)

二 銀行法第十条第一項第二号に掲げる業務（次に掲

げる業務を除く。）

イホ (略)

へ 機構に対する資金の貸付け

三六 (略)

二六 (略)

第百三十五条 (略)

二・三 (略)

4 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を郵便保険会社及び機構に通知しなければならない。

(業務の制限)

第百三十八条 郵便保険会社は、保険の種類（保険金の支払の事由が複数あるときの当該保険金の支払の事由

の組合せその他政令で定める保険の種類細目を含む。
以下この項において同じ。のうち政令で定めるもの以外の保険の種類引受けを行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。ただし、新機構を相手方とする保険業法第三条第四項第三号に掲げる保険の引受けについては、この限りでない。

- 2 郵便保険会社は、保険料として収受した金銭その他の資産を次に掲げる方法以外の方法により運用しようとするときは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。
- 一 四 (略)
- 五 新機構に対する資金の貸付け
- 六 (略)
- 3 5 (略)

(新機構への情報の提供)

第四百八条 郵便保険会社は、新機構に対し、郵便保険会社が締結した保険契約に係る次に掲げる情報をその求めに応じいつでも提供しなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該保険契約の保険金額、保険期間の始期及び終期その他新機構が第五十八条の規定を遵守するために必要な情報

第十章 行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

(通則)

第五十七条 新機構については、移行期間中、この法律又は他の法律に別段の定めがあるもののほか、この節の定めるところによる。

の組合せその他政令で定める保険の種類細目を含む。
以下この項において同じ。のうち政令で定めるもの以外の保険の種類引受けを行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。ただし、機構を相手方とする保険業法第三条第四項第三号に掲げる保険の引受けについては、この限りでない。

- 2 郵便保険会社は、保険料として収受した金銭その他の資産を次に掲げる方法以外の方法により運用しようとするときは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。
- 一 四 (略)
- 五 機構に対する資金の貸付け
- 六 (略)
- 3 5 (略)

(機構への情報の提供)

第四百八条 郵便保険会社は、機構に対し、郵便保険会社が締結した保険契約に係る次に掲げる情報をその求めに応じいつでも提供しなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該保険契約の保険金額、保険期間の始期及び終期その他機構が第五十八条の規定を遵守するために必要な情報

第十章 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

(通則)

第五十七条 機構については、移行期間中、この法律又は他の法律に別段の定めがあるもののほか、この節の定めるところによる。

(保険金額等の限度額)

第五十八条 新機構は、被保険者一人につき、次の各号に掲げる額が、当該各号に定める額を超えることとなる旧簡易生命保険契約の復活の申込み又は旧簡易生命保険契約の変更の申込みを承諾してはならない。

一 五 (略)

2・3 (略)

(郵便貯金銀行及び郵便保険会社への情報の提供)

第五十九条 新機構は、郵便貯金銀行に対し、新機構が受け入れている郵便貯金に係る次に掲げる情報をその求めに応じいつでも提供しなければならない。

一 三 (略)

2 (略)

3 新機構は、郵便保険会社に対し、旧簡易生命保険契約に係る次に掲げる情報をその求めに応じいつでも提供しなければならない。

一 三 (略)

4 (略)

(郵便貯金銀行及び郵便保険会社からの報告に係る事項の公表)

第六十条 新機構は、第六十二条第一項第二号口の再保険の契約に基づき同条第二項第四号の報告を受けたとき、又は同条第一項第二号ニの預金に係る契約に基づき同条第三項第五号の報告を受けたときは、遅滞なく、当該報告に係る事項を公表しなければならない。

(預金保険法の特例)

第七十六条 第六十二条第一項第二号ニの預金に係

(保険金額等の限度額)

第五十八条 機構は、被保険者一人につき、次の各号に掲げる額が、当該各号に定める額を超えることとなる旧簡易生命保険契約の復活の申込み又は旧簡易生命保険契約の変更の申込みを承諾してはならない。

一 五 (略)

2・3 (略)

(郵便貯金銀行及び郵便保険会社への情報の提供)

第五十九条 機構は、郵便貯金銀行に対し、機構が受け入れている郵便貯金に係る次に掲げる情報をその求めに応じいつでも提供しなければならない。

一 三 (略)

2 (略)

3 機構は、郵便保険会社に対し、旧簡易生命保険契約に係る次に掲げる情報をその求めに応じいつでも提供しなければならない。

一 三 (略)

4 (略)

(郵便貯金銀行及び郵便保険会社からの報告に係る事項の公表)

第六十条 機構は、第六十二条第一項第二号口の再保険の契約に基づき同条第二項第四号の報告を受けたとき、又は同条第一項第二号ニの預金に係る契約に基づき同条第三項第五号の報告を受けたときは、遅滞なく、当該報告に係る事項を公表しなければならない。

(預金保険法の特例)

第七十六条 第六十二条第一項第二号ニの預金に係

る契約に基づく次に掲げる新機構の預金は、預金保険
法第二条第二項に規定する預金等に該当しないものと
する。
一・二 (略)

る契約に基づく次に掲げる機構の預金は、預金保険法
第二条第二項に規定する預金等に該当しないものとす
る。
一・二 (略)

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（業務の特例）</p> <p>第二条 会社は、当分の間、第四条第一項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を営むものとする。</p> <p>一 行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）第十五条第一項の規定による委託又は同条第四項の規定による再委託を受けた業務</p> <p>二 行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第十八条第一項の規定による委託又は同条第四項の規定による再委託を受けた業務</p> <p>三（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>附則</p> <p>（業務の特例）</p> <p>第二条 会社は、当分の間、第四条第一項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を営むものとする。</p> <p>一 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）第十五条第一項の規定による委託又は同条第四項の規定による再委託を受けた業務</p> <p>二 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第十八条第一項の規定による委託又は同条第四項の規定による再委託を受けた業務</p> <p>三（略）</p> <p>2（略）</p>

○ 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する行政法人の名称は、行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構とする。</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第三条 行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）は、日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行し、もって郵政民営化に資することを目的とする。</p> <p>（中期目標行政法人）</p> <p>第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標行政法人とする。</p> <p>（理事の任期）</p> <p>第八条 理事の任期は、二年とする。</p>	<p>独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構とする。</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）は、日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行し、もって郵政民営化に資することを目的とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（役員）</p> <p>第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期</p>

は二年とする。

第九條 (役員の欠格条項の特例) (略)

2 機構の役員^のの解任に関する通則法第二十三條第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第百一號)第九條第一項」とする。

(中期計画の記載事項)

第十四條 (略)

2・3 (略)

4 機構の中期計画に関する通則法第三十條第二項の規定の適用については、同項中「次に」とあるのは「行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第十四條第一項各号に掲げる事項のほか、次に」と、
「六 剰余金の使途
他主務省令で定める業務運営に関する事項」とあるのは「六 その他主務省令で定める業務運営に関する事項」とする。

(利益及び損失の処理の特例等)

第二十五條 (略)

(削る)

2 機構は、前項に規定する通則法第四十四條第一項の規定による積立金の額に相当する金額から前項の規定による承認を受けた金額を控除してなお剰余があるときは、その剰余の額を国庫に納付しなければならない

第九條 (役員の欠格条項の特例) (略)

2 機構の役員^のの解任に関する通則法第二十三條第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第百一號)第九條第一項」とする。

(中期計画の記載事項)

第十四條 (略)

2・3 (略)

4 機構の中期計画に関する通則法第三十條第二項の規定の適用については、同項中「次に」とあるのは「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第十四條第一項各号に掲げる事項のほか、次に」と、
「六 剰余金の使途
その他主務省令で定める業務運営に関する事項」とあるのは「六 その他主務省令で定める業務運営に関する事項」とする。

(利益及び損失の処理の特例等)

第二十五條 (略)

2 総務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、総務省の独立行政法人評価委員

の意見を聴かなければならない。

3 機構は、第一項に規定する通則法第四十四條第一項の規定による積立金の額に相当する金額から第一項の規定による承認を受けた金額を控除してなお剰余があるときは、その剰余の額を国庫に納付しなければならない

3| 機構については、通則法第四十四条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。
4| 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金)
第二十六条 (略)
(削る)

(償還計画)
第二十七条 (略)
(削る)

(関係大臣との協議)
第三十三条 総務大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。
一 四 (略)
五 第二十六条又は第二十七条の規定による認可をしようとするとき 財務大臣
六 (略)

(主務大臣等)
第三十四条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ総務大臣及び総務省令とする。

ない。
4| 機構については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。
5| 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金)
第二十六条 (略)
2| 総務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、総務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(償還計画)
第二十七条 (略)
2| 総務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、総務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(関係大臣との協議)
第三十三条 総務大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。
一 四 (略)
五 第二十六条第一項又は第二十七条第一項の規定による認可をしようとするとき 財務大臣
六 (略)

(主務大臣等)
第三十四条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ総務大臣、総務省及び総務省令とする。

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第三条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一、十五（略）</p> <p>十六 新機構 行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構をいう。</p> <p>十七 新機構法 行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）をいう。</p> <p>第五条 この法律の施行の際現に存する次に掲げる郵便貯金については、旧郵便貯金法（第一条、第三条、第四条、第十七条、第五十一条の二第二項及び第三項（旧郵便貯金法第六十二条第二項及び第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第五十二条第二項、第五十五条の二、第五十七条第二項及び第三項（旧郵便貯金法第五十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十八条第一項ただし書、第六十九条、第七十条第二項第一号、第七十四条並びに第七十六条を除く。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、旧郵便貯金法の規定中「日本郵政公社（以下「公社」という。）」とあり、「公社」とあり、及び「郵便局長」とあるのは「行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」と、「郵便局を」とあるのは「事務所（行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七</p>	<p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第三条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一、十五（略）</p> <p>十六 機構 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構をいう。</p> <p>十七 機構法 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法をいう。</p> <p>第五条 この法律の施行の際現に存する次に掲げる郵便貯金については、旧郵便貯金法（第一条、第三条、第四条、第十七条、第五十一条の二第二項及び第三項（旧郵便貯金法第六十二条第二項及び第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第五十二条第二項、第五十五条の二、第五十七条第二項及び第三項（旧郵便貯金法第五十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十八条第一項ただし書、第六十九条、第七十条第二項第一号、第七十四条並びに第七十六条を除く。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、旧郵便貯金法の規定中「日本郵政公社（以下「公社」という。）」とあり、「公社」とあり、及び「郵便局長」とあるのは「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」と、「郵便局を」とあるのは「事務所（独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（</p>

年法律第一百一号)第十五条第一項の規定による委託又は同条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による再委託を受けた者の事務所を含む。)を」と、「郵便局に」とあるのは「事務所(行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第十五条第一項の規定による委託又は同条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。))の規定による再委託を受けた者の事務所を含む。))に」と、「支払人」とあるのは「支払場所」とする。

3 2 (略)

公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律(以下この項において「公営住宅法等一部改正法」という。)附則第六条の規定による改正前の旧郵便貯金法第七条第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金については、公営住宅法等一部改正法附則第七条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「前条の規定による改正後の郵便貯金法」とあるのは「郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)の規定及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二百二号)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法」と、同条第二項中「有する」とあるのは「有する。この場合において、同条中「公社」とあるのは、「行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする」とする。

第六条 この法律の施行前に旧郵便貯金法第六十九条の規定によりされた地方公共団体に対する貸付け及び長期運用予定額(第九十条の規定による改正前の財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律(以

平成十七年法律第一百一号)第十五条第一項の規定による委託又は同条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による再委託を受けた者の事務所を含む。)を」と、「郵便局に」とあるのは「事務所(独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第十五条第一項の規定による委託又は同条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。))の規定による再委託を受けた者の事務所を含む。))に」と、「支払人」とあるのは「支払場所」とする。

3 2 (略)

公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律(以下この項において「公営住宅法等一部改正法」という。)附則第六条の規定による改正前の旧郵便貯金法第七条第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金については、公営住宅法等一部改正法附則第七条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「前条の規定による改正後の郵便貯金法」とあるのは「郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)の規定及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二百二号)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法」と、同条第二項中「有する」とあるのは「有する。この場合において、同条中「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする」とする。

第六条 この法律の施行前に旧郵便貯金法第六十九条の規定によりされた地方公共団体に対する貸付け及び長期運用予定額(第九十条の規定による改正前の財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律(以

下「旧財政融資資金長期運用特別措置法」という。）
第五条において準用する旧財政融資資金長期運用特別措置法第二条第一項に規定する長期運用予定額をいう。以下同じ。）として国会の議決を経たもの（旧公社法第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金に係るものに限る。）については、この法律の施行後における地方公共団体に対する貸付けについては、旧郵便貯金法第六十九条及び第七十四条（第二号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧郵便貯金法第六十九条中「公社」とあるのは、「行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。

2 新機構は、旧郵便貯金法第六十九条（前項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）又は旧公社法施行法第四十条の規定による改正前の旧郵便貯金法第六十八条の三第一項の規定によりされた地方公共団体に対する貸付けに係る債権（以下この項において「特例資産」という。）については、新機構法第二十八条第一項の規定にかかわらず、新機構法第十条に規定する郵便貯金資産を当該特例資産の保有のために運用することができる。

第七条 この法律の施行前に、旧郵便貯金法の規定により、この法律の施行前に発行された払戻証書に関して、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為は、この法律、郵政民営化法又は新機構法（以下「この法律等」という。）に別段の定めがあるものを除き、附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法の相当する規定により郵便貯金銀行に対して行い、又は郵便貯金銀行が行った処分、手続その他の行為とみなす。

2 この法律の施行前に、旧郵便貯金法の規定により、

下「旧財政融資資金長期運用特別措置法」という。）
第五条において準用する旧財政融資資金長期運用特別措置法第二条第一項に規定する長期運用予定額をいう。以下同じ。）として国会の議決を経たもの（旧公社法第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金に係るものに限る。）については、この法律の施行後における地方公共団体に対する貸付けについては、旧郵便貯金法第六十九条及び第七十四条（第二号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧郵便貯金法第六十九条中「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。

2 機構は、旧郵便貯金法第六十九条（前項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）又は旧公社法施行法第四十条の規定による改正前の旧郵便貯金法第六十八条の三第一項の規定によりされた地方公共団体に対する貸付けに係る債権（以下この項において「特例資産」という。）については、機構法第二十八条第一項の規定にかかわらず、機構法第十条に規定する郵便貯金資産を当該特例資産の保有のために運用することができる。

第七条 この法律の施行前に、旧郵便貯金法の規定により、この法律の施行前に発行された払戻証書に関して、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為は、この法律、郵政民営化法又は機構法（以下「整備法等」という。）に別段の定めがあるものを除き、附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法の相当する規定により郵便貯金銀行に対して行い、又は郵便貯金銀行が行った処分、手続その他の行為とみなす。

2 この法律の施行前に、旧郵便貯金法の規定により、

この法律の施行の際現に存する附則第五条第一項各号に掲げる郵便貯金に関して、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為は、この法律等に別段の定めがあるものを除き、同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法の相当する規定により新機構に対して行い、又は新機構が行った処分、手続その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に、旧郵便貯金法第六十九条の規定により、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為は、この法律等に別段の定めがあるものを除き、前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法第六十九条の規定により新機構に対して行い、又は新機構が行った処分、手続その他の行為とみなす。

第十条 附則第八条第一項各号に掲げる郵便為替（旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第二号に規定する軍事郵便為替に該当するもの及び同条第四号に規定する外地郵便為替に該当するものに限る。）については、旧郵便為替法（第一条、第三条、第六条、第二十三条、第二十四条、第二十五条第二項、第二十六条（旧郵便為替法第三十八条において準用する場合を含む。）、第三十三条（旧郵便為替法第三十八条において準用する場合を含む。）、第三十四条から第三十五条まで、第三十七条の二、第五章及び第三十八条の人を除く。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、旧郵便為替法の規定中「日本郵政公社（以下「公社」という。）」とあり、及び「公社」とあるのは、「行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。

2
・ 3
(略)

この法律の施行の際現に存する附則第五条第一項各号に掲げる郵便貯金に関して、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法の相当する規定により機構に対して行い、又は機構が行った処分、手続その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に、旧郵便貯金法第六十九条の規定により、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法第六十九条の規定により機構に対して行い、又は機構が行った処分、手続その他の行為とみなす。

第十条 附則第八条第一項各号に掲げる郵便為替（旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第二号に規定する軍事郵便為替に該当するもの及び同条第四号に規定する外地郵便為替に該当するものに限る。）については、旧郵便為替法（第一条、第三条、第六条、第二十三条、第二十四条、第二十五条第二項、第二十六条（旧郵便為替法第三十八条において準用する場合を含む。）、第三十三条（旧郵便為替法第三十八条において準用する場合を含む。）、第三十四条から第三十五条まで、第三十七条の二、第五章及び第三十八条の人を除く。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、旧郵便為替法の規定中「日本郵政公社（以下「公社」という。）」とあり、及び「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。

2
・ 3
(略)

第十一条 この法律の施行前に、旧郵便為替法の規定により、附則第八条第一項各号に掲げる郵便為替（旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第二号に規定する軍事郵便為替に該当するもの及び同条第四号に規定する外地郵便為替に該当するものを除く。）に関して、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為は、この法律等に別段の定めがあるものを除き、同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法の相当する規定により郵便貯金銀行に対して行い、又は郵便貯金銀行が行った処分、手続その他の行為とみなす。

2 この法律の施行前に、旧郵便為替法の規定により、国際郵便為替に関して、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為は、この法律等に別段の定めがあるものを除き、附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法の相当する規定により郵便貯金銀行に対して行い、又は郵便貯金銀行が行った処分、手続その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に、旧郵便為替法の規定により、附則第八条第一項各号に掲げる郵便為替（旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第二号に規定する軍事郵便為替に該当するもの及び同条第四号に規定する外地郵便為替に該当するものを除く。）に関して、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為は、この法律等に別段の定めがあるものを除き、前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法の相当する規定により新機構に対して行い、又は新機構が行った処分、手続その他の行為とみなす。

第十四条 この法律の施行の際現に存する旧郵便振替法

第十一条 この法律の施行前に、旧郵便為替法の規定により、附則第八条第一項各号に掲げる郵便為替（旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第二号に規定する軍事郵便為替に該当するもの及び同条第四号に規定する外地郵便為替に該当するものを除く。）に関して、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法の相当する規定により郵便貯金銀行に対して行い、又は郵便貯金銀行が行った処分、手続その他の行為とみなす。

2 この法律の施行前に、旧郵便為替法の規定により、国際郵便為替に関して、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法の相当する規定により郵便貯金銀行に対して行い、又は郵便貯金銀行が行った処分、手続その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に、旧郵便為替法の規定により、附則第八条第一項各号に掲げる郵便為替（旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第二号に規定する軍事郵便為替に該当するもの及び同条第四号に規定する外地郵便為替に該当するものを除く。）に関して、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法の相当する規定により機構に対して行い、又は機構が行った処分、手続その他の行為とみなす。

第十四条 この法律の施行の際現に存する旧郵便振替法

の規定による郵便振替の口座（旧軍事郵便貯金等特別
処理法第二条第五号に規定する外地郵便振替貯金に係
るものに限る。）の預り金については、旧郵便振替法
（第一条、第三条、第四条、第六条、第七条第一号及
び第二条、第二十条第四項、第二章、第三章第二節か
ら第三節の二まで、第三十八条第二項第一号、第三十
九条、第四十二条、第四十四条、第四十五条、第四十
八条から第五十条まで、同章第五節及び第六節、第五
章並びに第六十六条を除く。）の規定は、なおその効
力を有する。この場合において、次項に別段の定めが
ある場合を除き、旧郵便振替法の規定中「日本郵政公
社（以下「公社」という。）」とあり、及び「公社」
とあるのは「行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機
構」と、「郵便局」とあるのは「事務所（行政法人郵
便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第
百一号）第十五条第一項の規定による委託又は同条第
四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の
規定による再委託を受けた者の事務所を含む。）」と
する。

3 2
(略)

附則第十二条第一項第四号に掲げる郵便振替（旧軍
事郵便貯金等特別処理法第二条第五号に規定する外地
郵便振替貯金に係るものに限る。）については、旧郵
便振替法（第一条、第三条、第四条、第六条、第二十
二条から第二十三条の二まで、第三十一条、第三十八
条の二、第四十二条、第六章及び第七十条を除く。）
の規定は、なおその効力を有する。この場合において
、次項に別段の定めがある場合を除き、旧郵便振替法
の規定中「日本郵政公社（以下「公社」という。）」
とあり、及び「公社」とあるのは、「行政法人郵便貯
金・簡易生命保険管理機構」とする。

4
・5
(略)

の規定による郵便振替の口座（旧軍事郵便貯金等特別
処理法第二条第五号に規定する外地郵便振替貯金に係
るものに限る。）の預り金については、旧郵便振替法
（第一条、第三条、第四条、第六条、第七条第一号及
び第二条、第二十条第四項、第二章、第三章第二節か
ら第三節の二まで、第三十八条第二項第一号、第三十
九条、第四十二条、第四十四条、第四十五条、第四十
八条から第五十条まで、同章第五節及び第六節、第五
章並びに第六十六条を除く。）の規定は、なおその効
力を有する。この場合において、次項に別段の定めが
ある場合を除き、旧郵便振替法の規定中「日本郵政公
社（以下「公社」という。）」とあり、及び「公社」
とあるのは「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管
理機構」と、「郵便局」とあるのは「事務所（独立行
政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七
年法律第百一号）第十五条第一項の規定による委託又
は同条第四項（同条第五項において準用する場合を含
む。）の規定による再委託を受けた者の事務所を含む
）」とする。

3 2
(略)

附則第十二条第一項第四号に掲げる郵便振替（旧軍
事郵便貯金等特別処理法第二条第五号に規定する外地
郵便振替貯金に係るものに限る。）については、旧郵
便振替法（第一条、第三条、第四条、第六条、第二十
二条から第二十三条の二まで、第三十一条、第三十八
条の二、第四十二条、第六章及び第七十条を除く。）
の規定は、なおその効力を有する。この場合において
、次項に別段の定めがある場合を除き、旧郵便振替法
の規定中「日本郵政公社（以下「公社」という。）」
とあり、及び「公社」とあるのは、「独立行政法人郵
便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。

4
・5
(略)

第十五条 この法律の施行前に、旧郵便振替法の規定により、附則第十二条第一項各号に掲げる郵便振替（旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第五号に規定する外地郵便振替貯金に係るものを除く。）に関して、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為は、この法律等に別段の定めがあるものを除き、同項の規定によりなおその効力を有するものとき、旧郵便振替法の相当する規定により郵便貯金銀行に対して行い、又は郵便貯金銀行が行った処分、手続その他の行為とみなす。

2 この法律の施行前に、旧郵便振替法の規定により、国際郵便振替に関して、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為は、この法律等に別段の定めがあるものを除き、附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法の相当する規定により郵便貯金銀行に対して行い、又は郵便貯金銀行が行った処分、手続その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に、旧郵便振替法の規定により、この法律の施行の際に存する旧郵便振替法の規定による郵便振替の口座（旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第五号に規定する外地郵便振替貯金に係るものに限る。）の預り金又は附則第十二条第一項第四号に掲げる郵便振替（旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第五号に規定する外地郵便振替貯金に係るものに限る。）に関して、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為は、この法律等に別段の定めがあるものを除き、前条第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法の相当する規定により新機構に対して行い、又は新機構が行った処分、手続その他の行為とみなす。

第十五条 この法律の施行前に、旧郵便振替法の規定により、附則第十二条第一項各号に掲げる郵便振替（旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第五号に規定する外地郵便振替貯金に係るものを除く。）に関して、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、同項の規定によりなおその効力を有するものとき、旧郵便振替法の相当する規定により郵便貯金銀行に対して行い、又は郵便貯金銀行が行った処分、手続その他の行為とみなす。

2 この法律の施行前に、旧郵便振替法の規定により、国際郵便振替に関して、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法の相当する規定により郵便貯金銀行に対して行い、又は郵便貯金銀行が行った処分、手続その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に、旧郵便振替法の規定により、この法律の施行の際に存する旧郵便振替法の規定による郵便振替の口座（旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第五号に規定する外地郵便振替貯金に係るものに限る。）の預り金又は附則第十二条第一項第四号に掲げる郵便振替（旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第五号に規定する外地郵便振替貯金に係るものに限る。）に関して、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、前条第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法の相当する規定により機構に対して行い、又は機構が行った処分、手続その他の行為とみなす。

第十七条 (略)

3・4 (略)

第七十八条第一項	(略)	(略)
行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第一百一十号)第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務	(略)	(略)

(簡易生命保険法の廃止に伴う経過措置)
 第十六条 この法律の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約については、旧簡易生命保険法(第一条、第三条、第六十五条、第八十八条、第一百一条、第一百零四条、第一百五条及び第七七条を除く。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、旧簡易生命保険法の規定中「日本郵政公社(以下「公社」という。)」とあり、及び「公社」とあるのは、「行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。
 2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧簡易生命保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十七条 (略)

3・4 (略)

第七十八条第一項	(略)	(略)
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第一百一十号)第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務	(略)	(略)

(簡易生命保険法の廃止に伴う経過措置)
 第十六条 この法律の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約については、旧簡易生命保険法(第一条、第三条、第六十五条、第八十八条、第一百一条、第一百零四条、第一百五条及び第七七条を除く。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、旧簡易生命保険法の規定中「日本郵政公社(以下「公社」という。)」とあり、及び「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。
 2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧簡易生命保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

2 前項（第九号に係る部分に限る。）の規定によりなおその効力を有するものとされる簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成二年法律第五十号）の規定を適用する場合において、同法附則第二条第一項中「簡易生命保険法」とあるのは「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法」と、同法附則第六条第三項中「日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）」とあるのは「行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）」とする。

3 5（略）

第十八条 この法律の施行前に旧簡易生命保険法第八八条の規定によりされた地方公共団体に対する貸付け及び長期運用予定額として国会の議決を経たもの（旧公社法第二十四条第三項第五号に規定する簡易生命保険資金に係るものに限る。）についてのこの法律の施行後における地方公共団体に対する貸付けについては、旧簡易生命保険法第八八条及び第百五条（旧簡易生命保険法第八八条の総務省令の制定又は改正に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧簡易生命保険法第八八条中「公社」とあるのは、「行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。

2 新機構は、旧簡易生命保険法第八八条（前項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）又は旧公社法施行法第二十四条の規定による廃止前の簡易生命保険の積立金の運用に関する法律（昭和二十七年法律第二十号）第三条第一項の規定によりされた地方公共団体に対する貸付けに係る債権（以下

2 前項（第九号に係る部分に限る。）の規定によりなおその効力を有するものとされる簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成二年法律第五十号）の規定を適用する場合において、同法附則第二条第一項中「簡易生命保険法」とあるのは「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法」と、同法附則第六条第三項中「日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）」とあるのは「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）」とする。

3 5（略）

第十八条 この法律の施行前に旧簡易生命保険法第八八条の規定によりされた地方公共団体に対する貸付け及び長期運用予定額として国会の議決を経たもの（旧公社法第二十四条第三項第五号に規定する簡易生命保険資金に係るものに限る。）についてのこの法律の施行後における地方公共団体に対する貸付けについては、旧簡易生命保険法第八八条及び第百五条（旧簡易生命保険法第八八条の総務省令の制定又は改正に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧簡易生命保険法第八八条中「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。

2 機構は、旧簡易生命保険法第八八条（前項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）又は旧公社法施行法第二十四条の規定による廃止前の簡易生命保険の積立金の運用に関する法律（昭和二十七年法律第二十号）第三条第一項の規定によりされた地方公共団体に対する貸付けに係る債権（以下

下この項において「特例資産」という。）については、新機構法第二十九条の規定にかかわらず、簡易生命保険資産（新機構法第十条に規定する簡易生命保険資産をいう。附則第四十七条において同じ。）を当該特例資産の保有のために運用することができる。

第十九条 この法律の施行前に、旧簡易生命保険法の規定により、旧簡易生命保険契約に関して、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為は、この法律等に別段の定めがあるものを除き、附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法の相当する規定により新機構に対して行い、又は新機構が行った処分、手続その他の行為とみなす。

2 この法律の施行前に、旧簡易生命保険法第八十八条の規定により、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為は、この法律等に別段の定めがあるものを除き、前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法第八十八条の規定により新機構に対して行い、又は新機構が行った処分、手続その他の行為とみなす。

第二十一条 新機構は、配分期間ごとに、旧郵便貯金利子寄附委託法第二条第一項の委託があつた通常郵便貯金（旧郵便貯金法第七条第一項第一号に規定する通常郵便貯金をいう。）につき旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第一項の規定により控除した利子を合計した金額（前条第一項又は旧郵便貯金利子寄附委託法第二条第二項の規定により返還した利子を除く。）とその配分期間に係る旧郵便貯金利子寄附委託法第五条及び第六条第二項（附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）の金額

この項において「特例資産」という。）については、機構法第二十九条の規定にかかわらず、簡易生命保険資産（機構法第十条に規定する簡易生命保険資産をいう。附則第四十七条において同じ。）を当該特例資産の保有のために運用することができる。

第十九条 この法律の施行前に、旧簡易生命保険法の規定により、旧簡易生命保険契約に関して、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法の相当する規定により機構に対して行い、又は機構が行った処分、手続その他の行為とみなす。

2 この法律の施行前に、旧簡易生命保険法第八十八条の規定により、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法第八十八条の規定により機構に対して行い、又は機構が行った処分、手続その他の行為とみなす。

第二十一条 機構は、配分期間ごとに、旧郵便貯金利子寄附委託法第二条第一項の委託があつた通常郵便貯金（旧郵便貯金法第七条第一項第一号に規定する通常郵便貯金をいう。）につき旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第一項の規定により控除した利子を合計した金額（前条第一項又は旧郵便貯金利子寄附委託法第二条第二項の規定により返還した利子を除く。）とその配分期間に係る旧郵便貯金利子寄附委託法第五条及び第六条第二項（附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）の金額の

の合計額（以下この項において「寄附金」という。）について、旧郵便貯金利子寄附委託法第二条第一項に規定する民間海外援助事業の実施に必要な費用に充てるため寄附金の配分を希望する同項に規定する民間海外援助団体を公募し、その申請を受けた上、旧郵便貯金利子寄附委託法第一条に規定する旧郵便貯金利子寄附委託法の目的に適合するよう、当該寄附金を配分すべき団体（以下この項において「配分団体」という。）及び当該配分団体ごとの配分すべき額を決定し、その内容を公表するものとする。この場合において、新機構は、当該寄附金の額から、当該寄附金に係る寄附の委託の勸奨等のため新機構において特に要した費用の額並びに当該寄附金の額（旧郵便貯金利子寄附委託法第五条（附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）の規定により寄附金に充てられた額を除く。）の百分の一・五に相当する額を限度として寄附金の管理並びに配分に係る寄附金（以下この項において「配分金」という。）の交付及び配分金の使途の監査のため新機構において特に要する費用の額を差し引くことができる。

2 (略)

第二十二條 新機構は、配分金（前条第一項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第二項に規定する配分金をいう。以下この条において同じ。）の使途の適正を確保するため必要があると認めるときは、配分団体（前条第一項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第二項に規定する配分団体をいう。以下この条において同じ。）が守らなければならない事項を定めることができる。

2 新機構は、配分団体に対し配分金の使途についての監査をするものとする。

合計額（以下この項において「寄附金」という。）について、旧郵便貯金利子寄附委託法第二条第一項に規定する民間海外援助事業の実施に必要な費用に充てるため寄附金の配分を希望する同項に規定する民間海外援助団体を公募し、その申請を受けた上、旧郵便貯金利子寄附委託法第一条に規定する旧郵便貯金利子寄附委託法の目的に適合するよう、当該寄附金を配分すべき団体（以下この項において「配分団体」という。）及び当該配分団体ごとの配分すべき額を決定し、その内容を公表するものとする。この場合において、機構は、当該寄附金の額から、当該寄附金に係る寄附の委託の勸奨等のため機構において特に要した費用の額並びに当該寄附金の額（旧郵便貯金利子寄附委託法第五条（附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）の規定により寄附金に充てられた額を除く。）の百分の一・五に相当する額を限度として寄附金の管理並びに配分に係る寄附金（以下この項において「配分金」という。）の交付及び配分金の使途の監査のため機構において特に要する費用の額を差し引くことができる。

2 (略)

第二十二條 機構は、配分金（前条第一項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第二項に規定する配分金をいう。以下この条において同じ。）の使途の適正を確保するため必要があると認めるときは、配分団体（前条第一項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第二項に規定する配分団体をいう。以下この条において同じ。）が守らなければならない事項を定めることができる。

2 機構は、配分団体に対し配分金の使途についての監査をするものとする。

3 新機構は、配分団体が前条第一項若しくは旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第二項の決定に係る事業の全部若しくは一部を行わないとき、又は第一項若しくは同条第三項に規定する配分団体が守らなければならぬ事項に違反したときは、交付した配分金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

第二十三条 附則第二十一条第一項又は旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第二項の決定については、旧郵便貯金利子寄附委託法第五条、第六条第二項、第七条から第八条まで及び第九条（第二号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、これらの規定中「公社」とあるのは、「行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。

第二十四条 この法律の施行前に、旧郵便貯金利子寄附委託法の規定により、旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第二項の決定に関して、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為は、この法律等に別段の定めがあるものを除き、前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金利子寄附委託法の相当する規定により新機構に対して行い、又は新機構が行った処分、手続その他の行為とみなす。

第四十七条 新機構は、この法律の施行の際現に旧公社法施行法第十七条の規定により保有のために運用されている資産（郵便貯金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十八号）第五条の規定による改正前の簡易生命保険の積立金の運用に関する法律第三条第

3 機構は、配分団体が前条第一項若しくは旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第二項の決定に係る事業の全部若しくは一部を行わないとき、又は第一項若しくは同条第三項に規定する配分団体が守らなければならぬ事項に違反したときは、交付した配分金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

第二十三条 附則第二十一条第一項又は旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第二項の決定については、旧郵便貯金利子寄附委託法第五条、第六条第二項、第七条から第八条まで及び第九条（第二号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、これらの規定中「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。

第二十四条 この法律の施行前に、旧郵便貯金利子寄附委託法の規定により、旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第二項の決定に関して、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金利子寄附委託法の相当する規定により機構に対して行い、又は機構が行った処分、手続その他の行為とみなす。

第四十七条 機構は、この法律の施行の際現に旧公社法施行法第十七条の規定により保有のために運用されている資産（郵便貯金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十八号）第五条の規定による改正前の簡易生命保険の積立金の運用に関する法律第三条第一

一項第五号及び第十号に掲げる貸付けに係る債権に限る。以下この条において「特例資産」という。）については、新機構法第二十九条の規定にかかわらず、簡易生命保険資産を当該特例資産の保有のために運用することができる。

第四十八条 旧公社法施行法第二十四条の規定による廃止前の郵便貯金特別会計法第五条の二第一項に規定する郵便貯金資金又は旧公社法施行法第二十四条の規定による廃止前の簡易生命保険特別会計法（昭和十九年法律第十二号）第七条第一項に規定する積立金の貸付けを受けた者が、災害その他特殊の事由により、元利金の支払が著しく困難となったときは、総務大臣は、公共の利益のために必要があると認める場合に限り、新機構に対し、その貸付条件の変更又は延滞元利金の支払方法の変更を命ずることができる。

2
(略)

第四十九条 旧公社法施行法の施行前に給与事由が生じた恩給の支払に充てるべき金額で旧公社法施行法の施行後も従前の郵政事業特別会計が引き続き存続するものとした場合において郵政事業特別会計において負担すべきこととなるものについては、次に掲げる者が郵政事業特別会計として存続するものとみなし、政令で定めるところにより、特別会計の恩給負担金を一般会計に繰り入れることに関する法律（昭和六年法律第八号）の規定を準用する。

一、四 (略)
五 新機構

第五十八条 (無尽業法等の一部改正に伴う経過措置)
旧郵便貯金は、第七条、第八条、第二十条

項第五号及び第十号に掲げる貸付けに係る債権に限る。以下この条において「特例資産」という。）については、機構法第二十九条の規定にかかわらず、簡易生命保険資産を当該特例資産の保有のために運用することができる。

第四十八条 旧公社法施行法第二十四条の規定による廃止前の郵便貯金特別会計法第五条の二第一項に規定する郵便貯金資金又は旧公社法施行法第二十四条の規定による廃止前の簡易生命保険特別会計法（昭和十九年法律第十二号）第七条第一項に規定する積立金の貸付けを受けた者が、災害その他特殊の事由により、元利金の支払が著しく困難となったときは、総務大臣は、公共の利益のために必要があると認める場合に限り、機構に対し、その貸付条件の変更又は延滞元利金の支払方法の変更を命ずることができる。

2
(略)

第四十九条 旧公社法施行法の施行前に給与事由が生じた恩給の支払に充てるべき金額で旧公社法施行法の施行後も従前の郵政事業特別会計が引き続き存続するものとした場合において郵政事業特別会計において負担すべきこととなるものについては、次に掲げる者が郵政事業特別会計として存続するものとみなし、政令で定めるところにより、特別会計の恩給負担金を一般会計に繰り入れることに関する法律（昭和六年法律第八号）の規定を準用する。

一、四 (略)
五 機構

第五十八条 (無尽業法等の一部改正に伴う経過措置)
旧郵便貯金は、第七条、第八条、第二十条

、第二十二條、第二十四條、第二十八條、第三十九條、第四十三條、第八十八條、第八十八條及び第九十一條の規定による改正後の次に掲げる法律の規定の適用については、銀行への預金とみなす。

一、十五 (略)

十六 行政法人通則法 (平成十一年法律第百三十三号) 第四十七條第二号

十七・十八 (略)

十九 行政法人環境再生保全機構法 (平成十五年法律第四十三号) 第十五條第二項第二号

二十 (略)

二十一 行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法 (平成十六年法律第百号) 第二十条第二項第二号

二十二 (略)

第百條 沖繩振興開發金融公庫 (以下この條において「公庫」という。) は、第八十六條の規定による改正後の沖繩振興開發金融公庫法 (以下この條において「新法」という。) 第二十條第一項の規定による場合のほか、新法第十九條第一項第二号の規定による小口の教育資金の貸付けの業務のうち、この法律の施行の際現に存する附則第五條第一項第六号に掲げる郵便貯金の預金者で旧郵便貯金法第六十三條の二 (同項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。) の規定により新機構又は旧公社のあっせんを受けるものからの当該小口の教育資金の貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該小口の教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する業務を新機構に委託することができる。

2 前項の規定により公庫が新機構に業務を委託する場合には、新法第三十二條第二項の規定を準用する。

3 公庫は、業務を行うため必要があるときは、第一項

、第二十二條、第二十四條、第二十八條、第三十九條、第四十三條、第八十八條、第八十八條及び第九十一條の規定による改正後の次に掲げる法律の規定の適用については、銀行への預金とみなす。

一、十五 (略)

十六 独立行政法人通則法第四十七條第二号

十七・十八 (略)

十九 独立行政法人環境再生保全機構法第十五條第二項第二号

二十 (略)

二十一 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第二十條第二項第二号

二十二 (略)

第百條 沖繩振興開發金融公庫 (以下この條において「公庫」という。) は、第八十六條の規定による改正後の沖繩振興開發金融公庫法 (以下この條において「新法」という。) 第二十條第一項の規定による場合のほか、新法第十九條第一項第二号の規定による小口の教育資金の貸付けの業務のうち、この法律の施行の際現に存する附則第五條第一項第六号に掲げる郵便貯金の預金者で旧郵便貯金法第六十三條の二 (同項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。) の規定により機構又は旧公社のあっせんを受けるものからの当該小口の教育資金の貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該小口の教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する業務を機構に委託することができる。

2 前項の規定により公庫が機構に業務を委託する場合には、新法第三十二條第二項の規定を準用する。

3 公庫は、業務を行うため必要があるときは、第一項

の規定により業務を委託した新機構に対し、同項の貸付金の交付のために必要な資金を交付することができ

4 (略)

(金融商品の販売等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九十九条 この法律の施行前に、第一百六条の規定において「旧法」という。の規定により、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為(旧原動機付自転車等責任保険募集取扱法第二条第二項に規定する原動機付自転車等責任保険募集の取扱いの業務(次項において「原動機付自転車等責任保険募集取扱業務」という。))に関するものを除く。は、この法律等に別段の定めがあるものを除き、第一百六条の規定による改正後の金融商品の販売等に関する法律(次項において「新法」という。))の相当する規定により郵便貯金銀行に対して行い、又は郵便貯金銀行が行った処分、手続その他の行為とみなす。

2 (略)

(社債等の振替に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百十条 この法律の施行前に、第一百七条の規定による改正前の社債等の振替に関する法律の規定により、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為は、この法律等に別段の定めがあるものを除き、同条の規定による改正後の社債等の振替に関する法律の相当する規定により郵便貯金銀行に対して行い、又は郵便貯金銀行が行った処分、手続その他の行為とみなす。

の規定により業務を委託した機構に対し、同項の貸付金の交付のために必要な資金を交付することができる

4 (略)

(金融商品の販売等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九十九条 この法律の施行前に、第一百六条の規定において「旧法」という。の規定により、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為(旧原動機付自転車等責任保険募集取扱法第二条第二項に規定する原動機付自転車等責任保険募集の取扱いの業務(次項において「原動機付自転車等責任保険募集取扱業務」という。))に関するものを除く。は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、第一百六条の規定による改正後の金融商品の販売等に関する法律(次項において「新法」という。))の相当する規定により郵便貯金銀行に対して行い、又は郵便貯金銀行が行った処分、手続その他の行為とみなす。

2 (略)

(社債等の振替に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百十条 この法律の施行前に、第一百七条の規定による改正前の社債等の振替に関する法律の規定により、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、同条の規定による改正後の社債等の振替に関する法律の相当する規定により郵便貯金銀行に対して行い、又は郵便貯金銀行が行った処分、手続その他の行為とみなす。

2 第百十一条 (確定拠出年金法の一部改正に伴う経過措置)
(略)

この法律の施行前に、旧法第六章の規定により、旧
公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続そ
の他の行為は、この法律等に別段の定めがあるものを
除き、新法の相当する規定により郵便貯金銀行に対し
て行い、又は郵便貯金銀行が行った処分、手続その他
の行為とみなす。

2 第百十一条 (確定拠出年金法の一部改正に伴う経過措置)
(略)

この法律の施行前に、旧法第六章の規定により、旧
公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続そ
の他の行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除
き、新法の相当する規定により郵便貯金銀行に対して
行い、又は郵便貯金銀行が行った処分、手続その他の
行為とみなす。

○ 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）（第九条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（道路整備特別会計等の見直し）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>2 空港整備特別会計において経理されている事務及び事業については、将来において、<u>行政法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する行政法人をいう。以下同じ。）</u>その他の国以外の者に行わせることについて検討するものとする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（食糧管理特別会計及び農業経営基盤強化措置特別会計の見直し）</p> <p>第三十条（略）</p> <p>2 前項前段の統合の後の特別会計において経理される事務及び事業については、当該統合の後において、その性質に応じ、一般会計において経理される事務及び事業への移行又は行政法人への移管について検討するものとする。</p> <p>（自動車損害賠償保障事業特別会計及び自動車検査登録特別会計の見直し）</p> <p>第三十一条（略）</p> <p>2 前項前段の統合の後の特別会計において経理される事務及び事業については、当該統合の後において、その性質に応じ、一般会計において経理される事務及び事業への移行又は行政法人への移管について検討するものとする。</p>	<p>（道路整備特別会計等の見直し）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>2 空港整備特別会計において経理されている事務及び事業については、将来において、<u>独立行政法人</u>その他の国以外の者に行わせることについて検討するものとする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（食糧管理特別会計及び農業経営基盤強化措置特別会計の見直し）</p> <p>第三十条（略）</p> <p>2 前項前段の統合の後の特別会計において経理される事務及び事業については、当該統合の後において、その性質に応じ、一般会計において経理される事務及び事業への移行又は行政法人への移管について検討するものとする。</p> <p>（自動車損害賠償保障事業特別会計及び自動車検査登録特別会計の見直し）</p> <p>第三十一条（略）</p> <p>2 前項前段の統合の後の特別会計において経理される事務及び事業については、当該統合の後において、その性質に応じ、一般会計において経理される事務及び事業への移行又は独立行政法人への移管について検討するものとする。</p>

(趣旨)

第四十二条 総人件費改革は、国家公務員及び地方公務員について、その総数の純減及び給与制度の見直しを行うとともに、行政法人、国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第五項に規定する国立大学法人等をいう。以下同じ。）、特殊法人及び認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員についても、これに準じた措置を講ずることにより、これらの者に係る人件費の総額の削減を図ることにより行われるものとする。

2
(略)

(趣旨)

第四十二条 総人件費改革は、国家公務員及び地方公務員について、その総数の純減及び給与制度の見直しを行うとともに、独立行政法人、国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第五項に規定する国立大学法人等をいう。以下同じ。）、特殊法人及び認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員についても、これに準じた措置を講ずることにより、これらの者に係る人件費の総額の削減を図ることにより行われるものとする。

2
(略)

改正案	現行
<p>（海洋科学技術に関する研究開発の推進等） 第二十三条 国は、海洋に関する科学技術（以下「海洋科学技術」という。）に関する研究開発の推進及びその成果の普及を図るため、海洋科学技術に関し、研究体制の整備、研究開発の推進、研究者及び技術者の育成、国、行政法人（行政法人通則法（平成十一年法律第三十三号）第二条第一項に規定する行政法人をいう。以下同じ。）、都道府県及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の試験研究機関、大学、民間等の連携の強化その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>（資料の提出その他の協力） 第三十五条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、行政法人及び地方独立行政法人の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四條第二項第十二号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（海洋科学技術に関する研究開発の推進等） 第二十三条 国は、海洋に関する科学技術（以下「海洋科学技術」という。）に関する研究開発の推進及びその成果の普及を図るため、海洋科学技術に関し、研究体制の整備、研究開発の推進、研究者及び技術者の育成、国、<u>独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）</u>、都道府県及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の試験研究機関、大学、民間等の連携の強化その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>（資料の提出その他の協力） 第三十五条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、<u>関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）</u>第四條第二項第十二号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>2 （略）</p>

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 国際戦略総合特別区域における特別の措置</p> <p>第一節 第三節（略）</p> <p>第四節 認定国際戦略総合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置</p> <p>第一款 第四款（略）</p> <p>第五款 行政法人中小企業基盤整備機構の行う国際戦略総合特区施設整備促進業務（第三十条）</p> <p>第四章 地域活性化総合特別区域における特別の措置</p> <p>第一節 第三節（略）</p> <p>第四節 認定地域活性化総合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置</p> <p>第一款 第四款（略）</p> <p>第五款 行政法人中小企業基盤整備機構の行う地域活性化総合特区施設整備促進業務（第五十八条）</p> <p>第五章・第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>第五款 行政法人中小企業基盤整備機構の行う国際戦略総合特区施設整備促進業務</p> <p>第三十条 行政法人中小企業基盤整備機構は、認定国際戦略総合特別区域計画に定められている第二条第二項</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 国際戦略総合特別区域における特別の措置</p> <p>第一節 第三節（略）</p> <p>第四節 認定国際戦略総合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置</p> <p>第一款 第四款（略）</p> <p>第五款 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う国際戦略総合特区施設整備促進業務（第三十条）</p> <p>第四章 地域活性化総合特別区域における特別の措置</p> <p>第一節 第三節（略）</p> <p>第四節 認定地域活性化総合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置</p> <p>第一款 第四款（略）</p> <p>第五款 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う地域活性化総合特区施設整備促進業務（第五十八条）</p> <p>第五章・第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>第五款 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う国際戦略総合特区施設整備促進業務</p> <p>第三十条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定国際戦略総合特別区域計画に定められている第二条第</p>

第五号に掲げる事業を行う認定地方公共団体（市町村に限る。）に対し、当該事業を行うのに必要な資金の一部の貸付けを行うことができる。

第五款 行政法人中小企業基盤整備機構の行う地域活性化総合特区施設整備促進業務

第五十八条 行政法人中小企業基盤整備機構は、認定地域活性化総合特別区域計画に定められている第二号第三項第五号に掲げる事業を行う認定地方公共団体（市町村に限る。）に対し、当該事業を行うのに必要な資金の一部の貸付けを行うことができる。

（資料の提出その他の協力）

第六十五条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体、行政法人（行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四条第二項第十号）の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2
（略）

二項第五号に掲げる事業を行う認定地方公共団体（市町村に限る。）に対し、当該事業を行うのに必要な資金の一部の貸付けを行うことができる。

第五款 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う地域活性化総合特区施設整備促進業務

第五十八条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定地域活性化総合特別区域計画に定められている第二号第三項第五号に掲げる事業を行う認定地方公共団体（市町村に限る。）に対し、当該事業を行うのに必要な資金の一部の貸付けを行うことができる。

（資料の提出その他の協力）

第六十五条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四条第二項第十二号）の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2
（略）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第十九条 特定受託者（この法律の施行の際現に附則第三十八条の規定による改正前の郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この項において「旧整備法」という。）附則第七十四条第一項の規定の適用を受けている者であつて、施行日以後引き続き新法第六条に規定する委託契約に基づき新法第四条第二項に規定する委託業務を行う者をいう。以下この項において同じ。）である組合（同条第一項第二号から第四号までに掲げる組合をいう。以下この項において同じ。）は、特定受託者である間は、当該組合に関する法律の規定にかかわらず、次に掲げる業務を行うことができる。ただし、第四号に掲げる業務については、旧整備法附則第六十七条第一項の規定により許可を受けたものとみなされる場合に限る。</p> <p>一 行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号。以下この項において「新機構法」という。）第十五条第一項の規定による委託又は同条第四項の規定による再委託を受けた日本郵便株式会社から同項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による再委託を受けた新機構法第十四条第二項に規定する郵便貯金管理業務</p> <p>2 二〇五（略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第十九条 特定受託者（この法律の施行の際現に附則第三十八条の規定による改正前の郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この項において「旧整備法」という。）附則第七十四条第一項の規定の適用を受けている者であつて、施行日以後引き続き新法第六条に規定する委託契約に基づき新法第四条第二項に規定する委託業務を行う者をいう。以下この項において同じ。）である組合（同条第一項第二号から第四号までに掲げる組合をいう。以下この項において同じ。）は、特定受託者である間は、当該組合に関する法律の規定にかかわらず、次に掲げる業務を行うことができる。ただし、第四号に掲げる業務については、旧整備法附則第六十七条第一項の規定により許可を受けたものとみなされる場合に限る。</p> <p>一 第四条の規定による改正後の独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（以下この項において「新機構法」という。）第十五条第一項の規定による委託又は同条第四項の規定による再委託を受けた日本郵便株式会社から同項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による再委託を受けた新機構法第十四条第二項に規定する郵便貯金管理業務</p> <p>2 二〇五（略）</p>

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>六 指定公共機関 行政法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品をいう。以下同じ。）又は医療機器（同条第四項に規定する医療機器をいう。以下同じ。）の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。</p> <p>七 （略）</p> <p>（職員の派遣の要請）</p> <p>第四十二条 特定都道府県知事等又は特定市町村長等は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である行政執行法人（行政法人通則法第二条第三項に規定する行政執行法人をいう。）をいう。以下この項及び次条において同じ。）に対し、当該指定行政機関若しくは指定地方行政機関又は特定指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>六 指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品をいう。以下同じ。）又は医療機器（同条第四項に規定する医療機器をいう。以下同じ。）の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。</p> <p>七 （略）</p> <p>（職員の派遣の要請）</p> <p>第四十二条 特定都道府県知事等又は特定市町村長等は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。）をいう。以下この項及び次条において同じ。）に対し、当該指定行政機関若しくは指定地方行政機関又は特定指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。</p>

2
·
3
(略)

2
·
3
(略)

○ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）（第十四条 関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）</p> <p>第一条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第十二条の二第二項中「みなして、行政法人等情報公開法」の下に「（第十七条第一項を除く。）」を加え、「第四条第二項」とあるのは「を」を「第四条第二項」とあるのは、「に改め、「行政法人等情報公開法」とあるのは「法人文書」と、「により、それぞれ」とあるのは「により」と、「開示請求に係る手数料又は開示」とあるのは「開示」と」を削る。</p> <p>第四章を第六章とし、第三章の次に次の二章を加える。</p> <p>第四章 訴訟</p> <p>（管轄及び移送の特例）</p> <p>第二十二条 開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三十九号）第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。第三十条において同じ。）（以下「情報公開訴訟」という。）は、同法第十二条第一項から第四項までに定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁</p>	<p>（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）</p> <p>第一条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第十二条の二第二項中「みなして、<u>独立行政法人等情報公開法</u>」の下に「（第十七条第一項を除く。）」を加え、「第四条第二項」とあるのは「を」を「第四条第二項」とあるのは、「に改め、「<u>独立行政法人等情報公開法</u>」第十七条第一項中「開示請求をする者又は法人文書」とあるのは「法人文書」と、「により、それぞれ」とあるのは「により」と、「開示請求に係る手数料又は開示」とあるのは「開示」と」を削る。</p> <p>第四章を第六章とし、第三章の次に次の二章を加える。</p> <p>第四章 訴訟</p> <p>（管轄及び移送の特例）</p> <p>第二十二条 開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三十九号）第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。第三十条において同じ。）（以下「情報公開訴訟」という。）は、同法第十二条第一項から第四項までに定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁</p>

判所（次項において「特定地方裁判所」という。）
にも、提起することができる。

2 前項の規定により特定地方裁判所に情報公開訴訟
が提起された場合又は行政事件訴訟法第十二条第四
項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に情
報公開訴訟が提起された場合においては、同条第五
項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種
若しくは類似の行政文書に係る情報公開訴訟が係属
しているときは、当該特定地方裁判所又は当該特定
管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受
けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他
の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てに
より又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当
該他の裁判所又は同条第一項から第三項までに定め
る裁判所に移送することができる。

（釈明処分の特例）

第二十三条 情報公開訴訟においては、裁判所は、訴
訟関係を明瞭にするため、必要があると認めるとき
は、当該情報公開訴訟に係る開示決定等をした行政
機関の長に対し、当該情報公開訴訟に係る行政文書
に記録されている情報の内容、第九条第三項の規定
により記載しなければならぬとされる事項その他
の必要と認める事項を裁判所の指定する方法により
分類又は整理した資料を作成し、及び提出するよう
求める処分をすることができる。

（口頭弁論の期日外における行政文書の証拠調べ）

第二十四条 情報公開訴訟においては、裁判所は、事
案の内容、審理の状況、前条に規定する資料の提出
の有無、当該資料の記載内容その他の事情を考慮し
、特に必要があると認めるときは、申立てにより、
当事者の同意を得て、口頭弁論の期日外において、
当事者を立ち会わせないで、当該情報公開訴訟に係

判所（次項において「特定地方裁判所」という。）
にも、提起することができる。

2 前項の規定により特定地方裁判所に情報公開訴訟
が提起された場合又は行政事件訴訟法第十二条第四
項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に情
報公開訴訟が提起された場合においては、同条第五
項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種
若しくは類似の行政文書に係る情報公開訴訟が係属
しているときは、当該特定地方裁判所又は当該特定
管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受
けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他
の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てに
より又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当
該他の裁判所又は同条第一項から第三項までに定め
る裁判所に移送することができる。

（釈明処分の特例）

第二十三条 情報公開訴訟においては、裁判所は、訴
訟関係を明瞭にするため、必要があると認めるとき
は、当該情報公開訴訟に係る開示決定等をした行政
機関の長に対し、当該情報公開訴訟に係る行政文書
に記録されている情報の内容、第九条第三項の規定
により記載しなければならぬとされる事項その他
の必要と認める事項を裁判所の指定する方法により
分類又は整理した資料を作成し、及び提出するよう
求める処分をすることができる。

（口頭弁論の期日外における行政文書の証拠調べ）

第二十四条 情報公開訴訟においては、裁判所は、事
案の内容、審理の状況、前条に規定する資料の提出
の有無、当該資料の記載内容その他の事情を考慮し
、特に必要があると認めるときは、申立てにより、
当事者の同意を得て、口頭弁論の期日外において、
当事者を立ち会わせないで、当該情報公開訴訟に係

る行政文書を目的とする文書（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百三十一条に規定する物件を含む。）の証拠調べ又は検証（以下この条において「弁論期日外証拠調べ」という。）をすることができる。

2 前項の申立てがあつたときは、被告は、当該行政文書を裁判所に提出し、又は提示することにより、国の防衛若しくは外交上の利益又は公共の安全と秩序の維持に重大な支障を及ぼす場合その他の国の重大な利益を害する場合を除き、同項の同意を拒むことができないものとする。

3 裁判所が弁論期日外証拠調べをする旨の決定をしたときは、被告は、当該行政文書を裁判所に提出し、又は提示しなければならぬ。この場合において、何人も、その提出され、又は提示された行政文書の開示を求めることができない。

4 第一項の規定にかかわらず、裁判所は、相当と認めるときは、弁論期日外証拠調べの円滑な実施に必要な行為をさせるため、被告を弁論期日外証拠調べに立ち会わせることができる。

5 裁判所は、弁論期日外証拠調べが終わった後、必要があるとき認めるときは、被告に当該行政文書を再度提示させることができる。

第五章 情報提供

第二十五条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政機関の保有する次に掲げる情報であつて政令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録を適時に、国民に分かりやすい形で、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

一 当該行政機関の組織及び業務に関する基礎的な情報

る行政文書を目的とする文書（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百三十一条に規定する物件を含む。）の証拠調べ又は検証（以下この条において「弁論期日外証拠調べ」という。）をすることができる。

2 前項の申立てがあつたときは、被告は、当該行政文書を裁判所に提出し、又は提示することにより、国の防衛若しくは外交上の利益又は公共の安全と秩序の維持に重大な支障を及ぼす場合その他の国の重大な利益を害する場合を除き、同項の同意を拒むことができないものとする。

3 裁判所が弁論期日外証拠調べをする旨の決定をしたときは、被告は、当該行政文書を裁判所に提出し、又は提示しなければならぬ。この場合において、何人も、その提出され、又は提示された行政文書の開示を求めることができない。

4 第一項の規定にかかわらず、裁判所は、相当と認めるときは、弁論期日外証拠調べの円滑な実施に必要な行為をさせるため、被告を弁論期日外証拠調べに立ち会わせることができる。

5 裁判所は、弁論期日外証拠調べが終わった後、必要があるとき認めるときは、被告に当該行政文書を再度提示させることができる。

第五章 情報提供

第二十五条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政機関の保有する次に掲げる情報であつて政令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録を適時に、国民に分かりやすい形で、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

一 当該行政機関の組織及び業務に関する基礎的な情報

- 二 当該行政機関の所掌に係る制度に関する基礎的な情報
- 三 当該行政機関の所掌に係る経費及び収入の予算及び決算に関する情報
- 四 当該行政機関の組織及び業務並びに当該行政機関の所掌に係る制度についての評価並びに当該行政機関の所掌に係る経費及び収入の決算の検査に関する情報
- 五 当該行政機関の所管に係る次に掲げる法人に関する基礎的な情報
 - イ 行政法人（行政法人通則法第二条第一項に規定する行政法人をいう。）その他の特別の法律により設立された法人のうち、政令で定めるもの
 - ロ 当該行政機関の長が法律の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせる法人を指定した場合におけるその指定を受けた法人のうち、政令で定めるもの
 - ハ イ又はロに掲げる法人に類するものとして政令で定める法人
- 二 行政機関の長は、同一の行政文書について二以上の者から開示請求があり、その全ての開示請求に対して当該行政文書の全部を開示する旨の決定をした場合であつて、当該行政文書について更に他の者から開示請求があると見込まれるときは、当該行政文書を適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するように努めるものとする。
- 三 前二項の規定によるもののほか、政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

- 二 当該行政機関の所掌に係る制度に関する基礎的な情報
- 三 当該行政機関の所掌に係る経費及び収入の予算及び決算に関する情報
- 四 当該行政機関の組織及び業務並びに当該行政機関の所掌に係る制度についての評価並びに当該行政機関の所掌に係る経費及び収入の決算の検査に関する情報
- 五 当該行政機関の所管に係る次に掲げる法人に関する基礎的な情報
 - イ 独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）その他の特別の法律により設立された法人のうち、政令で定めるもの
 - ロ 当該行政機関の長が法律の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせる法人を指定した場合におけるその指定を受けた法人のうち、政令で定めるもの
 - ハ イ又はロに掲げる法人に類するものとして政令で定める法人
- 二 行政機関の長は、同一の行政文書について二以上の者から開示請求があり、その全ての開示請求に対して当該行政文書の全部を開示する旨の決定をした場合であつて、当該行政文書について更に他の者から開示請求があると見込まれるときは、当該行政文書を適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するように努めるものとする。
- 三 前二項の規定によるもののほか、政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

(行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第二条 行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

(略)

第五条第一号ハ中「職及び」の下に「氏名並びに」を、「部分」の下に「(当該氏名を公にすることにより当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合又は当該公務員等の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあつては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分)」を加え、同号に次のように加える。

ニ 当該個人が行政法人等において開催された専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合において意見の表明又は説明を行った場合において、当該情報が当該意見表明又は説明に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分(当該個人の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあつては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分)

(略)

第十条第一項中「前条各項」を「前条第一項及び第二項」に、「三十日」を「十四日(各行政法人等につき行政法人通則法第五十八条第一項又は労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第八十九条の規定に基づき規程又は就業規則において定められた休日の日数は、算入しない。)」に改め、同条に次の一項を加え

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第二条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

(略)

第五条第一号ハ中「職及び」の下に「氏名並びに」を、「部分」の下に「(当該氏名を公にすることにより当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合又は当該公務員等の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあつては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分)」を加え、同号に次のように加える。

ニ 当該個人が独立行政法人等において開催された専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合において意見の表明又は説明を行った場合において、当該情報が当該意見表明又は説明に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分(当該個人の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあつては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分)

(略)

第十条第一項中「前条各項」を「前条第一項及び第二項」に、「三十日」を「十四日(各独立行政法人等につき独立行政法人通則法第五十八条第一項又は労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第八十九条の規定に基づき規程又は就業規則において定められた休日の日数は、算入しない。)」に改め、同条に次の一

る。

3 開示請求者は、第一項に規定する期間内に開示決定等がされない場合であつて前項の規定による通知がないとき、又は同項に規定する延長後の期間内に開示決定等がされない場合には、次条第一項後段の規定による通知を受けた場合を除き、行政法人等が開示請求に係る法人文書について前条第二項の決定をしたものとみなすことができる。

第十一条中「開示請求があつた日から六十日以内」を「前条第一項に規定する期間に三十日を加えた期間内」に、「すべて」を「全て」に、「前条」を「同項及び同条第二項」に改め、「については」の下に「第十七条第五項の規定による予納があつた後」を加え、「同条第一項」を「前条第一項」に改め、同条第一号中「本条」を「この項」に改め、同条第二号中「開示決定等をする期限」を「第十七条第五項の規定による予納があつた日から開示決定等をする日までに要すると認められる期間」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定により行政法人等が開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき開示決定等をした場合における第九条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「その旨及び」とあるのは「その旨及び第十七条第五項に規定する見込額その他」と、同条第二項中「その旨」とあるのは「その旨及び第十七条第五項に規定する見込額」とする。

3 開示請求者は、第一項第二号の期間内に開示決定等がされない場合には、行政法人等が同項の残りの法人文書（第十七条において単に「残りの法人文書」という。）について第九条第二項の決定をしたものとみなすことができる。

項を加える。

3 開示請求者は、第一項に規定する期間内に開示決定等がされない場合であつて前項の規定による通知がないとき、又は同項に規定する延長後の期間内に開示決定等がされない場合には、次条第一項後段の規定による通知を受けた場合を除き、独立行政法人等が開示請求に係る法人文書について前条第二項の決定をしたものとみなすことができる。

第十一条中「開示請求があつた日から六十日以内」を「前条第一項に規定する期間に三十日を加えた期間内」に、「すべて」を「全て」に、「前条」を「同項及び同条第二項」に改め、「については」の下に「第十七条第五項の規定による予納があつた後」を加え、「同条第一項」を「前条第一項」に改め、同条第一号中「本条」を「この項」に改め、同条第二号中「開示決定等をする期限」を「第十七条第五項の規定による予納があつた日から開示決定等をする日までに要すると認められる期間」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定により独立行政法人等が開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき開示決定等をした場合における第九条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「その旨及び」とあるのは「その旨及び第十七条第五項に規定する見込額その他」と、同条第二項中「その旨」とあるのは「その旨及び第十七条第五項に規定する見込額」とする。

3 開示請求者は、第一項第二号の期間内に開示決定等がされない場合には、独立行政法人等が同項の残りの法人文書（第十七条において単に「残りの法人文書」という。）について第九条第二項の決定をしたものとみなすことができる。

(略)

第十七条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第三項中「第十六条第三項」を「第十六条第四項」に、「第一項の手数料」を「開示実施手数料」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の五項を加える。

5 第十一条第一項の規定により行政法人等が開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき開示決定等をした場合には、開示請求者は、行政法人等の定めるところにより、第九条第一項又は第二項の規定による当該開示決定等の通知があった日から三十日以内に、残りの法人文書についての開示実施手数料の見込額を予納しなければならない。

6 前項の見込額は、残りの法人文書の全部を開示するとした場合の開示実施手数料の額の範囲内において、行政機関情報公開法第十六条第五項に規定する見込額を参酌して、行政法人等が定める。

7 第五項の規定により見込額を予納した者は、当該見込額が残りの法人文書について納付すべき開示実施手数料の額（次項において「要納付額」という。）に足りないときは、行政法人等の定めるところにより、その不足額を納めなければならない。

8 第五項の規定により予納した見込額が要納付額を超える場合には、その超える額について、行政法人等の定めるところにより、還付する。ただし、残りの法人文書についての開示決定に基づき法人文書の開示を受けることができることとなった者が第十五条第四項に規定する期間内に同条第三項の規定による申出をしない場合において、行政法人等が当該期間を経過した日から三十日以内に当該申出をすべき旨を催告したにもかかわらず、正当な理由がなくこれに応じないときは、この限りでない。

(略)

第十七条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第三項中「第十六条第三項」を「第十六条第四項」に、「第一項の手数料」を「開示実施手数料」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の五項を加える。

5 第十一条第一項の規定により独立行政法人等が開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき開示決定等をした場合には、開示請求者は、独立行政法人等の定めるところにより、第九条第一項又は第二項の規定による当該開示決定等の通知があった日から三十日以内に、残りの法人文書についての開示実施手数料の見込額を予納しなければならない。

6 前項の見込額は、残りの法人文書の全部を開示するとした場合の開示実施手数料の額の範囲内において、行政機関情報公開法第十六条第五項に規定する見込額を参酌して、独立行政法人等が定める。

7 第五項の規定により見込額を予納した者は、当該見込額が残りの法人文書について納付すべき開示実施手数料の額（次項において「要納付額」という。）に足りないときは、独立行政法人等の定めるところにより、その不足額を納めなければならない。

8 第五項の規定により予納した見込額が要納付額を超える場合には、その超える額について、独立行政法人等の定めるところにより、還付する。ただし、残りの法人文書についての開示決定に基づき法人文書の開示を受けることができることとなった者が第十五条第四項に規定する期間内に同条第三項の規定による申出をしない場合において、独立行政法人等が当該期間を経過した日から三十日以内に当該申出をすべき旨を催告したにもかかわらず、正当な理由がなくこれに応じないときは、この限りでない。

9 開示請求をする者又は法人文書の開示を受ける者は、行政法人等の定めるところにより、それぞれ、開示請求手数料又は開示実施手数料のほか、送付に要する費用を納付して、第九条第一項若しくは第二項の規定による通知に係る書面又は法人文書の写しの送付を求めることができる。

第十七条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「第十六条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法人文書の開示を受ける者は、行政法人等の定めるところにより、開示の実施に係る手数料（以下この条において「開示実施手数料」という。）を納めなければならない。

(略)
第十八条第二項第二号中「又は」を「、又は」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項の規定により諮問をした行政法人等は、当該諮問に係る異議申立てがあった日から当該諮問をした日までの期間（行政不服審査法第四十八条において準用する同法第二十一条の規定により補正を命じた場合にあつては、当該補正に要した期間は、算入しない。以下この項において「諮問までの期間」という。）が九十日を超えた場合には、第二十六条第一項の報告において、諮問までの期間及び諮問までの期間が九十日を超えた理由を記載しなければならない。

(略)
第二十三条第二項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条を第二十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(施行状況の報告等)

9 開示請求をする者又は法人文書の開示を受ける者は、独立行政法人等の定めるところにより、それぞれ、開示請求手数料又は開示実施手数料のほか、送付に要する費用を納付して、第九条第一項若しくは第二項の規定による通知に係る書面又は法人文書の写しの送付を求めることができる。

第十七条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「第十六条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法人文書の開示を受ける者は、独立行政法人等の定めるところにより、開示の実施に係る手数料（以下この条において「開示実施手数料」という。）を納めなければならない。

(略)
第十八条第二項第二号中「又は」を「、又は」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項の規定により諮問をした独立行政法人等は、当該諮問に係る異議申立てがあった日から当該諮問をした日までの期間（行政不服審査法第四十八条において準用する同法第二十一条の規定により補正を命じた場合にあつては、当該補正に要した期間は、算入しない。以下この項において「諮問までの期間」という。）が九十日を超えた場合には、第二十六条第一項の報告において、諮問までの期間及び諮問までの期間が九十日を超えた理由を記載しなければならない。

(略)
第二十三条第二項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条を第二十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(施行状況の報告等)

第二十六条 行政法人等は、この法律の施行の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要（第十八条第三項に規定する九十日を超えた場合における報告については、諮問ごとに、同項の規定により記載しなければならないとされる事項）を公表しなければならない。

（略）

第二十二條第一項中「作成し、適時に」を「適時に、国民に分かりやすい形で」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 行政法人等は、同一の法人文書について二以上の者から開示請求があり、その全ての開示請求に対して当該法人文書の全部を開示する旨の決定をした場合であつて、当該法人文書について更に他の者から開示請求があると見込まれるときは、当該法人文書を適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するように努めるものとする。

第四章中第二十二條を第二十四條とし、同章を第五章とする。

（略）

（内閣府設置法の一部改正）

第三条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

（略）

第四条第三項第二十八号中「はく奪」を「剝奪」に改め、同項中第四十一号の二を第四十一号の三とし、第四十一号の次に次の一号を加える。

四十一の二 行政機関（行政機関の保有する情報の

第二十六条 独立行政法人等は、この法律の施行の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要（第十八条第三項に規定する九十日を超えた場合における報告については、諮問ごとに、同項の規定により記載しなければならないとされる事項）を公表しなければならない。

（略）

第二十二條第一項中「作成し、適時に」を「適時に、国民に分かりやすい形で」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 独立行政法人等は、同一の法人文書について二以上の者から開示請求があり、その全ての開示請求に対して当該法人文書の全部を開示する旨の決定をした場合であつて、当該法人文書について更に他の者から開示請求があると見込まれるときは、当該法人文書を適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するように努めるものとする。

第四章中第二十二條を第二十四條とし、同章を第五章とする。

（略）

（内閣府設置法の一部改正）

第三条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

（略）

第四条第三項第二十八号中「はく奪」を「剝奪」に改め、同項中第四十一号の二を第四十一号の三とし、第四十一号の次に次の一号を加える。

四十一の二 行政機関（行政機関の保有する情報の

公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）
第二条第一項に規定するものをいう。）及び行政
法人等（行政法人等の保有する情報の公開に關する法律（平成十三年法律第四百十号）第二条第一項に規定するものをいう。）の保有する情報の公開に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

本則に次の一条を加える。

（事務の分掌）

第六十八条 内閣総理大臣は、管区行政評価局及び沖繩行政評価事務所、内閣府の所掌事務のうち、第四条第三項第四十一号の二に掲げる事務に關する調査並びに資料の収集及び整理に關する事務並びに次に掲げる案内所に關する事務を分掌させることができる。

- 一 行政機關の保有する情報の公開に關する法律第二十六条第二項の案内所
- 二 行政法人等の保有する情報の公開に關する法律第二十五条第二項の案内所

（総務省設置法の一部改正）

第四条 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第五号から第十五号までを次のように改める。

- 五 行政機關（行政機關の保有する個人情報の保護に關する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第一項に規定する行政機關をいう。）及び行政法人等（行政法人等の保有する個人情報の保護に關する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する行政法人等をいう。）の保有する個人情報の保護に關する共通的な制度の企画及

公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）
第二条第一項に規定するものをいう。）及び独立
行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公
開に關する法律（平成十三年法律第四百十号）第
二条第一項に規定するものをいう。）の保有する
情報の公開に關する基本的な政策の企画及び立案
並びに推進に關すること。

本則に次の一条を加える。

（事務の分掌）

第六十八条 内閣総理大臣は、管区行政評価局及び沖繩行政評価事務所、内閣府の所掌事務のうち、第四条第三項第四十一号の二に掲げる事務に關する調査並びに資料の収集及び整理に關する事務並びに次に掲げる案内所に關する事務を分掌させることができる。

- 一 行政機關の保有する情報の公開に關する法律第二十六条第二項の案内所
- 二 独立行政法人等の保有する情報の公開に關する法律第二十五条第二項の案内所

（総務省設置法の一部改正）

第四条 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第五号から第十五号までを次のように改める。

- 五 行政機關（行政機關の保有する個人情報の保護に關する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第一項に規定する行政機關をいう。）及び独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に關する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。）の保有する個人情報の保護に關する共通的な

び立案並びに調整に関すること。
六から十五まで 削除
(略)

附 則

(行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(第三項及び第四項において「新行政法人等情報公開法」という。)第二章の規定は、施行日以後にされた開示請求(行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第四条第一項に規定する開示請求をいう。以下この項及び次項において同じ。)については適用し、施行日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、施行日以後にされた開示請求に係る法人文書(行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第二条第二項に規定する法人文書をいう。)又は施行日以後にされた利用請求に係る特定歴史公文書等に、法人等(同法第五条第二号に規定する法人等をいう。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、行政法人等(同法第二条第一項に規定する行政法人等をいう。)の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に施行日前に提供されたものが記録されている場合については、第二条の規定による改正前の行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(第四項において「旧行政法人等情報公開法」という。)第五条第二号(公文書管理法第十条第一項第二号)において引用する場合を含む。)の規定は、なおその効力を有する。

制度の企画及び立案並びに調整に関すること。
六から十五まで 削除
(略)

附 則

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(第三項及び第四項において「新独立行政法人等情報公開法」という。)第二章の規定は、施行日以後にされた開示請求(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第四条第一項に規定する開示請求をいう。以下この項及び次項において同じ。)については適用し、施行日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、施行日以後にされた開示請求に係る法人文書(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第二条第二項に規定する法人文書をいう。)又は施行日以後にされた利用請求に係る特定歴史公文書等に、法人等(同法第五条第二号に規定する法人等をいう。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、独立行政法人等(同法第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。)の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に施行日前に提供されたものが記録されている場合については、第二条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(第四項において「旧独立行政法人等情報公開法」という。)第五条第二号(公文書管理法第十六条第一項第二号)において引用する場合を含む。)の規定は、なおその効力を有する。

3 新行政法人等情報公開法第十八条第三項の規定は、施行日以後にされた諮問（行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第十八条第二項の規定による諮問をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前にされた諮問については、なお従前の例による。

4 新行政法人等情報公開法第四章の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。ただし、旧行政法人等情報公開法第二十一条の規定により生じた効力を妨げない。

（行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律の一部改正）

第六条 行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二号ハ中「職及び」の下に「氏名並びに」を、「部分」の下に「（当該氏名を開示することにより当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合又は当該公務員等の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあっては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分）」を加え、同号に次のように加える。

二 当該個人が行政法人等において開催された専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合において意見の表明又は説明を行った場合において、当該情報が当該意見表明又は説明に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分（当該個人の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要である

3 新独立行政法人等情報公開法第十八条第三項の規定は、施行日以後にされた諮問（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第十八条第二項の規定による諮問をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前にされた諮問については、なお従前の例による。

4 新独立行政法人等情報公開法第四章の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。ただし、旧独立行政法人等情報公開法第二十一条の規定により生じた効力を妨げない。

（独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律の一部改正）

第六条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二号ハ中「職及び」の下に「氏名並びに」を、「部分」の下に「（当該氏名を開示することにより当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合又は当該公務員等の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあっては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分）」を加え、同号に次のように加える。

二 当該個人が独立行政法人等において開催された専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合において意見の表明又は説明を行った場合において、当該情報が当該意見表明又は説明に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分（当該個人の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要で

と認められる場合にあつては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分)

(略)

(行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 前条の規定による改正後の行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第十四条及び第十五条の規定は、施行日以後にされた開示請求(行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第十二条第二項に規定する開示請求をいう。以下この条において同じ。)について適用し、施行日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、施行日以後にされた開示請求に係る保有個人情報(行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。)に、法人等(同法第十四条第三号に規定する法人等をいう。)に関する情報又は開示請求者(同法第十三条第三項に規定する開示請求者をいう。)以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、行政法人等(同法第二条第一項に規定する行政法人等をいう。)の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に施行日前に提供されたものが含まれている場合については、前条の規定による改正前の行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第十四条第三号の規定は、なおその効力を有する。

(公文書等の管理に関する法律の一部改正)

第八条 公文書等の管理に関する法律の一部を次のように改正する。

(略)

あると認められる場合にあつては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分)

(略)

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 前条の規定による改正後の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第十四条及び第十五条の規定は、施行日以後にされた開示請求(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第十二条第二項に規定する開示請求をいう。以下この条において同じ。)について適用し、施行日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、施行日以後にされた開示請求に係る保有個人情報(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。)に、法人等(同法第十四条第三号に規定する法人等をいう。)に関する情報又は開示請求者(同法第十三条第三項に規定する開示請求者をいう。)以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、独立行政法人等(同法第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。)の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に施行日前に提供されたものが含まれている場合については、前条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第十四条第三号の規定は、なおその効力を有する。

(公文書等の管理に関する法律の一部改正)

第八条 公文書等の管理に関する法律の一部を次のように改正する。

(略)

2 第二十二條に次の一項を加える。

行政法人等情報公開法第二十二條及び第二十三條の規定は、利用請求に対する処分又はこれに係る異議申立てに対する決定に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九號）第三條第一項に規定する抗告訴訟をいう。）について準用する。この場合において、行政法人等情報公開法第二十二條中「情報公開訴訟において」とあるのは「利用請求訴訟（公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）第十六條第二項に規定する利用請求に対する処分又はこれに係る異議申立てに対する決定に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法第三條第一項に規定する抗告訴訟をいう。）をいう。以下同じ。）において」と、「情報公開訴訟に係る法人文書に記録されている情報の内容、第九條第三項の規定により記載しなければならぬとされる事項」とあるのは「利用請求訴訟に係る特定歴史公文書等（公文書管理法第二條第七項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。）に記録されている情報の内容」と、行政法人等情報公開法第二十三條第一項中「情報公開訴訟」とあるのは「利用請求訴訟」と、「前條」とあるのは「公文書管理法第二十二條」と、「前條」とあるのは「前條」と、同項から同條第三項まで及び同條第五項中「法人文書」とあるのは「特定歴史公文書等」と、同條第二項中「前項」とあるのは「公文書管理法第二十二條第二項の規定により読み替えて準用する前項」と、同條第四項中「第一項」とあるのは「公文書管理法第二十二條第二項の規定により読み替えて準用する第一項」と読み替えるものとする。

2 第二十二條に次の一項を加える。

独立行政法人等情報公開法第二十二條及び第二十三條の規定は、利用請求に対する処分又はこれに係る異議申立てに対する決定に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九號）第三條第一項に規定する抗告訴訟をいう。）について準用する。この場合において、独立行政法人等情報公開法第二十二條中「情報公開訴訟において」とあるのは「利用請求訴訟（公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）第十六條第二項に規定する利用請求に対する処分又はこれに係る異議申立てに対する決定に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法第三條第一項に規定する抗告訴訟をいう。）をいう。以下同じ。）において」と、「情報公開訴訟に係る法人文書に記録されている情報の内容、第九條第三項の規定により記載しなければならぬとされる事項」とあるのは「利用請求訴訟に係る特定歴史公文書等（公文書管理法第二條第七項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。）に記録されている情報の内容」と、独立行政法人等情報公開法第二十三條第一項中「情報公開訴訟」とあるのは「利用請求訴訟」と、「前條」とあるのは「公文書管理法第二十二條第二項の規定により読み替えて準用する前條」と、同項から同條第三項まで及び同條第五項中「法人文書」とあるのは「特定歴史公文書等」と、同條第二項中「前項」とあるのは「公文書管理法第二十二條第二項の規定により読み替えて準用する前項」と、同條第四項中「第一項」とあるのは「公文書管理法第二十二條第二項の規定により読み替えて準用する第一項」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 職員 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第四項に規定する職員をいう。ただし、次に掲げるものを除く。 イ・ロ (略) ハ 行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号に規定する職員</p> <p>二 (略)</p> <p>(労働組合のための職員の行為の制限) 第七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項ただし書の規定により認証された労働組合の役員として専ら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて五年（行政執行法人の労働関係に関する法律第七条第一項ただし書の規定により組合の役員として組合の業務に専ら従事したことがある職員については、五年からその専ら従事した期間を控除した期間）を超えることができない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(合議体による審査) 第二十条 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 職員 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第四項に規定する職員をいう。ただし、次に掲げるものを除く。 イ・ロ (略) ハ 特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号に規定する職員</p> <p>二 (略)</p> <p>(労働組合のための職員の行為の制限) 第七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項ただし書の規定により認証された労働組合の役員として専ら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて五年（特定独立行政法人の労働関係に関する法律第七条第一項ただし書の規定により組合の役員として組合の業務に専ら従事したことがある職員については、五年からその専ら従事した期間を控除した期間）を超えることができない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(合議体による審査) 第二十条 (略)</p>

3 前二項の規定にかかわらず、国家公務員担当使用者委員（労働組合法第十九条の三第二項の規定により、各省各庁の長、最高裁判所又は行政執行法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第三項に規定する行政執行法人をいう。以下この項において同じ。）の推薦に基づき任命された七人の使用者委員をいう。以下同じ。）及び国家公務員担当労働者委員（労働組合法第十九条の三第二項の規定により、認証された労働組合、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する第五条第七項に規定する認証された労働組合又は行政執行法人の行政執行法人の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する職員が結成し、若しくは加入する労働組合法第二条に規定する労働組合の推薦に基づき任命された七人の労働者委員をいう。以下同じ。）は、それぞれ前条第二項の規定により調査（公益委員の求めがあった場合に限る。）及び審問を行う手続並びに第二十四条第一項の規定により和解を勧める手続に参加し、又は第二十二條第二項及び第二十五條において準用する労働組合法第二十七條の七第四項の規定による行為をすることができ

4
(略)

3 前二項の規定にかかわらず、国家公務員担当使用者委員（労働組合法第十九条の三第二項の規定により、各省各庁の長、最高裁判所又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）の推薦に基づき任命された七人の使用者委員をいう。以下同じ。）及び国家公務員担当労働者委員（労働組合法第十九条の三第二項の規定により、認証された労働組合、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する第五条第七項に規定する認証された労働組合又は特定独立行政法人の特定独立行政法人の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する職員が結成し、若しくは加入する労働組合法第二条に規定する労働組合の推薦に基づき任命された七人の労働者委員をいう。以下同じ。）は、それぞれ前条第二項の規定により調査（公益委員の求めがあった場合に限る。）及び審問を行う手続並びに第二十四条第一項の規定により和解を勧める手続に参加し、又は第二十二條第二項及び第二十五條において準用する労働組合法第二十七條の七第四項の規定による行為をすることができ

4
(略)

改正案	現行
<p>（所掌事務） 第四条（略） 2 前項に定めるもののほか、公務員庁は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務（第五号及び第六号に掲げる事務にあつては、他の機関の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 一 九（略） 十 行政法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する行政法人をい、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をい、））、大学共同利用機関法人（同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をい、）及び日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをい、）を含む。以下同じ。）に関する共通的な制度の企画及び立案に関すること。 十一 行政法人の新設、目的の変更その他当該行政法人に係る個別法（行政法人通則法第一条第一項に規定する個別法をい、）、国立大学法人法及び総合法律支援法の定める制度の改正並びに廃止に関する審査を行うこと。 十二 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人（行政法人を除く。）の新設、目的の変更その他当該法律の定める制度の改正及び廃止に関する審査を行うこと。</p>	<p>（所掌事務） 第四条（略） 2 前項に定めるもののほか、公務員庁は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務（第五号及び第六号に掲げる事務にあつては、他の機関の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 一 九（略） 十 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をい、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をい、））、大学共同利用機関法人（同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をい、）及び日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをい、）を含む。以下同じ。）に関する共通的な制度の企画及び立案に関すること。 十一 独立行政法人の新設、目的の変更その他当該独立行政法人に係る個別法（独立行政法人通則法第一条第一項に規定する個別法をい、）、国立大学法人法及び総合法律支援法の定める制度の改正並びに廃止に関する審査を行うこと。 十二 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人（独立行政法人を除く。）の新設、目的の変更その他当該法律の定める制度の改正及び廃止に関する審査を行うこと。</p>

十三・十四 (略)

十三・十四 (略)

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第 号）（第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行う国民が、手続の簡素化による負担の軽減及び本人確認の簡易な手段を得られるようにするために必要な事項を定めるほか、個人番号その他の特定個人情報の取扱いが適正に行われるよう行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）、行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の特例を定めることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「行政法人等」とは、行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政法人等個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する行政法人等をいう。</p> <p>3 この法律において「個人情報」とは、行政機関個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報であって</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行う国民が、手続の簡素化による負担の軽減及び本人確認の簡易な手段を得られるようにするために必要な事項を定めるほか、個人番号その他の特定個人情報の取扱いが適正に行われるよう行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の特例を定めることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。</p> <p>3 この法律において「個人情報」とは、行政機関個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報であって</p>

行政機関が保有するもの、行政法人等個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報であつて行政法人等が保有するもの又は個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する個人情報であつて行政機関及び行政法人等以外の者が保有するものをいう。

4 この法律において「個人情報ファイル」とは、行政機関個人情報保護法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて行政機関が保有するもの、行政法人等個人情報保護法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて行政法人等が保有するもの又は個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報データベース等であつて行政機関及び行政法人等以外の者が保有するものをいう。

5 8 (略)

9 この法律において「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、行政法人等その他の行政事務を処理する者が第六条第一項又は第二項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

13 10 12 (略)

この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）並びに第十七条第七号に規定する情報照会者及び情報提供者をいう。第十五条及び附則第二条において同じ。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、暗号そ

行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報であつて独立行政法人等が保有するもの又は個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する個人情報であつて行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。

4 この法律において「個人情報ファイル」とは、行政機関個人情報保護法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて独立行政法人等が保有するもの又は個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報データベース等であつて行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。

5 8 (略)

9 この法律において「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が第六条第一項又は第二項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

13 10 12 (略)

この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）並びに第十七条第七号に規定する情報照会者及び情報提供者をいう。第十五条及び附則第二条において同じ。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、暗

の他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第十七条第七号の規定による特定個人情報の提供を管理するために、第十九条第一項の規定に基づき総務大臣が設置し、及び管理するものをいう。

14 (略)

(情報提供等の記録)

第二十一条 (略)

2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。

一・二 (略)

三 第二十五条第三項の規定により読み替えて適用する行政法人等個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

四 第二十五条第四項の規定により読み替えて適用する行政法人等個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

3 (略)

(行政機関個人情報保護法等の特例)

第二十四条 (略)

2 行政法人等が保有する特定個人情報(第二十一条第一項及び第二項に規定する記録に記録されたものを除く。)に関しては、行政法人等個人情報保護法第九条第二項第二号から第四号まで及び第二十五条の規定は適用しないものとし、行政法人等個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政

号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第十七条第七号の規定による特定個人情報の提供を管理するために、第十九条第一項の規定に基づき総務大臣が設置し、及び管理するものをいう。

14 (略)

(情報提供等の記録)

第二十一条 (略)

2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。

一・二 (略)

三 第二十五条第三項の規定により読み替えて適用する独立行政法人等個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

四 第二十五条第四項の規定により読み替えて適用する独立行政法人等個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

3 (略)

(行政機関個人情報保護法等の特例)

第二十四条 (略)

2 独立行政法人等が保有する特定個人情報(第二十一条第一項及び第二項に規定する記録に記録されたものを除く。)に関しては、独立行政法人等個人情報保護法第九条第二項第二号から第四号まで及び第二十五条の規定は適用しないものとし、独立行政法人等個人情報の規定の適用については、次の表の上欄

法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	第二十六条 第二項	(略)	読み替えられる 行政法人等 個人情報保護 法の規定
(略)	(略)	(略)	読み替えられる 字句
(略)	<p>定め。この場合に おいて、行政法人等 は、経済的困難その 他特別の理由がある と認めるときは、行 政手続における特定 の個人を識別するた めの番号の利用等に 関する法律第二十四 条第一項の規定によ り読み替えて適用す る行政機関個人情報 保護法第二十六条第 二項の規定の例によ り、当該手数料を減 額し、又は免除する ことができる</p>	(略)	読み替える字句

に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	第二十六条 第二項	(略)	読み替えられる 独立行政法人等 個人情報保護 法の規定
(略)	(略)	(略)	読み替えられる 字句
(略)	<p>定め。この場合に おいて、独立行政法 人等は、経済的困難 その他特別の理由が あると認めるときは 、行政手続における 特定の個人を識別す るための番号の利用 等に関する法律第二 十四条第一項の規定 により読み替えて適 用する行政機関個人 情報保護法第二十六 条第二項の規定の例 により、当該手数料 を減額し、又は免除 することができる</p>	(略)	読み替える字句

3 (略)

3 2 第二十五條 (情報提供等の記録についての特例)
(略)

3 行政法人等が保有する第二十一条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報に關しては、行政法人等個人情報保護法第九條第二項から第四項まで、第十條、第二十一條、第二十二條、第二十五條、第三十三條、第三十四條及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、行政法人等個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十六條 第二項	(略)	読み替えられる個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)			
	(略)			定める。この場合において、行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があることを認めるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等

3 (略)

3 2 第二十五條 (情報提供等の記録についての特例)
(略)

3 独立行政法人等が保有する第二十一条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報に關しては、独立行政法人等個人情報保護法第九條第二項から第四項まで、第十條、第二十一條、第二十二條、第二十五條、第三十三條、第三十四條及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、独立行政法人等個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十六條 第二項	(略)	読み替えられる独立行政法人等個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)			
	(略)			定める。この場合において、独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があることを認めるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用

第三十五条	
(略)	
<p>総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第七号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る同法第二十一条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該行政法人等以外のものに限る。)</p>	<p>関する法律(平成二十四年法律第一号)第二十五条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第二十六条第二項の規定の例により、当該手数料を減額し、又は免除することができる</p>

4 行政法人等個人情報保護法第三条、第五条から第九條第一項まで、第十二條から第二十條まで、第二十三條、第二十四條、第二十六條から第三十二條まで、第三十五條及び第四十六條第一項の規定は、行政機関、地方公共団体、行政法人等及び地方独立行政法人以外

第三十五条	
(略)	
<p>総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第七号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る同法第二十一条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該独立行政法人等以外のものに限る。)</p>	<p>等に関する法律(平成二十四年法律第一号)第二十五条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第二十六条第二項の規定の例により、当該手数料を減額し、又は免除することができる</p>

4 独立行政法人等個人情報保護法第三条、第五条から第九條第一項まで、第十二條から第二十條まで、第二十三條、第二十四條、第二十六條から第三十二條まで、第三十五條及び第四十六條第一項の規定は、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政

の者が保有する第二十一条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第二十六条 第一項	(略)	読み替えられる行政法人等個人情報保護法の規定
(略)	開示請求をする者は、行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならない	(略)	読み替えられる字句
(略)	(略)	(略)	読み替える字句

第二十六条 (地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護)
、行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及びこ

法人以外の者が保有する第二十一条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第二十六条 第一項	(略)	読み替えられる行政法人等個人情報保護法の規定
(略)	開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならない	(略)	読み替えられる字句
(略)	(略)	(略)	読み替える字句

第二十六条 (地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護)
、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及

の法律の規定により行政機関の長、行政法人等及び個人番号取扱事業者（特定個人情報ファイルを事業の用に供している個人番号利用事務等実施者であつて、国の機関、地方公共団体の機関、行政法人等及び地方独立行政法人以外のものをいう。以下この節において同じ。）が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止（第二十一条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報にあつては、その開示及び訂正）を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供の求め）

第五十三条 行政機関の長、地方公共団体の機関又は行政法人等（以下この章において「行政機関の長等」という。）は、他の行政機関の長等に対し、特定個人情報（法人番号保有者に関する情報であつて法人番号により検索することができるものをいう。第五十五条において同じ。）の提供を求めるときは、当該法人番号を当該他の行政機関の長等に通知してするものとする。

2 (略)

第六十六条 国の機関、地方公共団体の機関若しくは機

この法律の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人番号取扱事業者（特定個人情報ファイルを事業の用に供している個人番号利用事務等実施者であつて、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外のものをいう。以下この節において同じ。）が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止（第二十一条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報にあつては、その開示及び訂正）を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供の求め）

第五十三条 行政機関の長、地方公共団体の機関又は独立行政法人等（以下この章において「行政機関の長等」という。）は、他の行政機関の長等に対し、特定個人情報（法人番号保有者に関する情報であつて法人番号により検索することができるものをいう。第五十五条において同じ。）の提供を求めるときは、当該法人番号を当該他の行政機関の長等に通知してするものとする。

2 (略)

第六十六条 国の機関、地方公共団体の機関若しくは機

認識することができない方式で作られる記録をいう。
)を収集したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

別表第一（第六条関係）

七十八 行政法	<p>七十七 行政法 人農業者年金 基金</p>	行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号。以下「平成十三年法律第三十九号」という。）による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第二十一号。以下「平成二年法律第二十一号」という。）による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)
---------	--	---	-----

ては認識することができない方式で作られる記録をいう。
)を収集したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

別表第一（第六条関係）

七十八 独立行政	<p>七十七 独立行政 法人農業者 年金基金</p>	独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号。以下「平成十三年法律第三十九号」という。）による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第二十一号。以下「平成二年法律第二十一号」という。）による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)
----------	--	---	-----

(略)	八十一 行政法人日本学生支援機構	(略)	七十九 行政法人福祉医療機構	人日本スポーツ振興センター
(略)	行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による学資の貸付に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）による小口の資金の貸付けに関する事務であつて主務省令で定めるもの	ンター法（平成十四年法律第六十二号）による災害共済給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第二（第十七条、第十九条関係）

五十二年 国民年	(略)	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	八十一 独立行政法人日本学生支援機構	(略)	七十九 独立行政法人福祉医療機構	政法人日本スポーツ振興センター
(略)	独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による学資の貸付に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）による小口の資金の貸付けに関する事務であつて主務省令で定めるもの	興センター法（平成十四年法律第六十二号）による災害共済給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第二（第十七条、第十九条関係）

五十二年 国民年	(略)	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

金 年 農 政 百 金 業 法 法 四 基 者 人 人 行	(略)	百一 民年 基金 連金 合会	(略)	金基金
若付事業に金農行 しくの業者による基金業行政 は支給の年金農法年法人	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	金農行 基金業者法 年者年人	(略)	金農行 基金業者年 法人
(略)	(略)	る務報者に年者行 もの省であに金の金行政 の令あ関のの被農法人 でつする保業者法農 定め主情険者法業	(略)	る務報者に年者行 もの省であに金の金行政 の令あ関のの被農法人 でつする保業者法農

金 業 法 立 百 金 者 人 行 四 基 年 農 政 独 金 者 年 金 基	(略)	百一 民年 基金 連金 合会	(略)	金基金
支の年る金者法独 給の金農法年人立 若付事業によ基金業行政 しの業者による基法年農	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	金者法独 年者年人 基金業行政	(略)	金者法独 年者年人 基金業行政
(略)	(略)	定てる保業金農独 め主情險者年法立 る務報者に金の金行政 もの省あ関のの被農法人 でつする保業者年法農	(略)	定てる保業金農独 め主情險者年法立 る務報者に金の金行政 もの省あ関のの被農法人

保
險
料
そ
の
他
の
徴
収
金
の
徴
収
又
は
同
法
附
則
第
一
條
第
六
項
第
一
号
に
よ
り
規
定
に
よ
り
農
業
者
人
農
業
者
年
金
基
金
が
行
う
も
の
と
さ
れ
た
平
成
十
三
年
法
律
第
九
十
三
号
の
改
正
前
の
農
業
者
年
金
法
若
し
く
は
平
成
二
十
一
年
法
律
第
一
十
一
号
の
改
正
前
の
農
業
者
年
金
基
金
法
に
よ
り
支
給
に
関
する
事
務

く
は
保
險
料
の
他
の
徴
収
金
の
徴
収
又
は
同
法
附
則
第
一
條
第
六
項
第
一
号
に
よ
り
規
定
に
よ
り
農
業
者
立
行
政
法
に
よ
り
農
業
者
年
金
基
金
が
行
う
も
の
と
さ
れ
た
平
成
十
三
年
法
律
第
九
十
三
号
の
改
正
前
の
農
業
者
年
金
法
若
し
く
は
平
成
二
十
一
年
法
律
第
一
十
一
号
の
改
正
前
の
農
業
者
年
金
基
金
法
に
よ
り
支
給
に
関
する
事
務

<p style="text-align: center;">百七 政 法 人 行 日 本 学 生 支 援 機 構</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">百五 政 法 人 行 日 本 学 生 支 援 機 構</p>	
<p>行政法人 日本学生 支援機構 法による 学資の貸 与に 関する 事務 あつて 主務 省令 で 定め るも</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>行政法人 日本ス ポーツ 振興 センター 法による 災害共 済 給付の 支 給に 関 する 事務 あつて 主 務省 令 で 定め るも</p>	<p>主務省令 であつて 定め るも</p>
<p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p>	
<p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p>	

<p style="text-align: center;">百七 立 行 政 独 法 人 日 本 学 生 支 援 機 構</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">百五 立 行 政 独 法 人 日 本 学 生 支 援 機 構</p>	
<p>独立行政 法人日本 学生支援 機構法に よる学資 の貸与に 関する 事務 あつて 主務 省令 で 定め るも</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>独立行政 法人日本 ス ポーツ 振興 センター 法による 災害共 済 給付の 支 給に 関 する 事務 あつて 主 務省 令 で 定め るも</p>	<p>主務省令 であつて 定め るも</p>
<p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p>	
<p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p>	

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）（第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（住民基本台帳法の一部改正）
第二十条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

（略）
別表第一の四十七の項の次に次のように加える。

（住民基本台帳法の一部改正）
第二十条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

（略）
別表第一の四十七の項の次に次のように加える。

(略)	(略)	四十七の四 行政法人日本スポーツ振興センター	行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）による同法第十五条第一項第六号又は同法附則第八条第一項の災害共済給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
(略)	(略)	四十七の五 行政法人日本学生支援機構	行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による同法第十三条第一項第一号の学資の貸与に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(略)	(略)	四十七の四 独立行政法人日本スポーツ振興センター	独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）による同法第十五条第一項第六号又は同法附則第八条第一項の災害共済給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
(略)	(略)	四十七の五 独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による同法第十三条第一項第一号の学資の貸与に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(略)

(略)

別表第一の五十九の項中「又は同項第二号イ」を「同項第二号イ」に、「の支給」を「、同法附則第十八条第一項第一号の給付金若しくは同項第二号の追加給付金の支給又は同法附則第十五条第一項第一号の委託を受けて行う事業若しくは同法附則第十七条第一項の委託を受けて行う事業の実施」に改め、同表の六十三の項中「第七条第一項第一号の業務災害に関する保険給付若しくは同項第二号の通勤災害に関する保険給付」を「第七条第一項の保険給付」に改め、同表の六十四の項中「厚生労働省」の下に「又は独立行政法人労働者健康福祉機構」を加え、「労働基準監督署長の確認」を「未払賃金の立替払」に改め、同表の六十七の項の次に次のように加える。

六十七の二 厚 生労働省又は 行政法人高齢 ・障害・求職 者雇用支援機 構	(略)
--	-----

別表第一の六十八の項中「職業転換給付金の支給」を「同法第十八条の職業転換給付金の支給又は同法第二十四条第三項若しくは第二十五条第一項の再就職援助計画の認定」に改め、同表の六十九の項中「基本手当、高齢求職者給付金、特例一時金、教育訓練給付金、高齢雇用継続基本給付金又は高齢再就職給付金」を「同法第十条第一項の失業等給付」に改め、同表の七十の項中「厚生労働省」の下に「又は行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」を加え、同項の次に次のように加える。

(略)

別表第一の五十九の項中「又は同項第二号イ」を「同項第二号イ」に、「の支給」を「、同法附則第十八条第一項第一号の給付金若しくは同項第二号の追加給付金の支給又は同法附則第十五条第一項第一号の委託を受けて行う事業若しくは同法附則第十七条第一項の委託を受けて行う事業の実施」に改め、同表の六十三の項中「第七条第一項第一号の業務災害に関する保険給付若しくは同項第二号の通勤災害に関する保険給付」を「第七条第一項の保険給付」に改め、同表の六十四の項中「厚生労働省」の下に「又は独立行政法人労働者健康福祉機構」を加え、「労働基準監督署長の確認」を「未払賃金の立替払」に改め、同表の六十七の項の次に次のように加える。

六十七の二 厚 生労働省又は 独立行政法人 高齢・障害・ 求職者雇用支 援機構	(略)
--	-----

別表第一の六十八の項中「職業転換給付金の支給」を「同法第十八条の職業転換給付金の支給又は同法第二十四条第三項若しくは第二十五条第一項の再就職援助計画の認定」に改め、同表の六十九の項中「基本手当、高齢求職者給付金、特例一時金、教育訓練給付金、高齢雇用継続基本給付金又は高齢再就職給付金」を「同法第十条第一項の失業等給付」に改め、同表の七十の項中「厚生労働省」の下に「又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」を加え、同項の次に次のように加える。

(略)

別表第一の七十一の二の項の次に次のように加える。

(略)	七十一の五行 政法人福祉医療機構	(略)	行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）による同法第十二条第一項第十二号又は第十三号の小口の資金の貸付けに関する事務であつて総務省令で定めるもの
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)
別表第一の八十一の項の次に次のように加える。

八十一の二行 政法人農業者年金基金	行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）による農業者年金事業の給付若しくは同法附則第六条第一項第一号の給付の支給又は同法第四十四条の保険料その他徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
----------------------	---

(略)

別表第一の七十一の二の項の次に次のように加える。

(略)	七十一の五 独立行政法人福祉医療機構	(略)	独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）による同法第十二条第一項第十二号又は第十三号の小口の資金の貸付けに関する事務であつて総務省令で定めるもの
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)
別表第一の八十一の項の次に次のように加える。

八十一の二 独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）による農業者年金事業の給付若しくは同法附則第六条第一項第一号の給付の支給又は同法第四十四条の保険料その他徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
------------------------	---

(略)

改正案	現行
<p>第十章 国、地方公共団体、行政法人等による出版物の納入</p> <p>第二十四条（略）</p> <p>② 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、五部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。</p> <p>一 行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十一条第一項に規定する行政法人</p> <p>二・三 （略）</p> <p>③ （略）</p> <p>第十一章の二 国、地方公共団体、行政法人等のインターネット資料の記録</p>	<p>第十章 国、地方公共団体、独立行政法人等による出版物の納入</p> <p>第二十四条（略）</p> <p>② 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、五部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。</p> <p>一 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人</p> <p>二・三 （略）</p> <p>③ （略）</p> <p>第十一章の二 国、地方公共団体、独立行政法人等のインターネット資料の記録</p>

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（第二十條關係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二十三条（略）</p> <p>②④（略）</p> <p>⑤ 第一項又は前項に規定する販売の相手方たる事業者には、次に掲げる法律の規定に基づいて設立された団体を含まないものとする。ただし、第七号及び第十号に掲げる法律の規定に基づいて設立された団体にあつては、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会が当該事業協同組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会を直接又は間接に構成する者の消費の用に供する第二項に規定する商品又は前項に規定する物を買受ける場合に限る。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 行政執行法人の労働關係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）</p> <p>六 十三（略）</p> <p>⑥（略）</p>	<p>第二十三条（略）</p> <p>②④（略）</p> <p>⑤ 第一項又は前項に規定する販売の相手方たる事業者には、次に掲げる法律の規定に基づいて設立された団体を含まないものとする。ただし、第七号及び第十号に掲げる法律の規定に基づいて設立された団体にあつては、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会が当該事業協同組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会を直接又は間接に構成する者の消費の用に供する第二項に規定する商品又は前項に規定する物を買受ける場合に限る。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 特定独立行政法人の労働關係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）</p> <p>六 十三（略）</p> <p>⑥（略）</p>

改正案	現行
<p>（金庫の事業）</p> <p>第五十八条（略）</p> <p>2 労働金庫は、前項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。</p> <p>一 十二（略）</p> <p>十三 金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、行政法人勤労者退職金共済機構その他内閣総理大臣及び厚生労働大臣の定める者（外国の法令に準拠して外国において銀行法第二条第二項（定義等）に規定する銀行業を営む者（同法第四条第五項（営業の免許）に規定する銀行等を除く。次条第一項第十一号において「外国銀行」という。）を除く。）の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣及び厚生労働大臣の定めるものに限る。）</p> <p>三 十四 二十三（略）</p> <p>三 八（略）</p> <p>第五十八条の二 労働金庫連合会は、前条第一項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。</p> <p>一 十（略）</p> <p>十一 金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、行政法人勤労者退職金共済機構その他内閣総理大臣及び厚生労働大臣の定める者（外国銀行を除く。）の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣及び厚生労働大臣の定めるものに限る。）</p>	<p>（金庫の事業）</p> <p>第五十八条（略）</p> <p>2 労働金庫は、前項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。</p> <p>一 十二（略）</p> <p>十三 金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人勤労者退職金共済機構その他内閣総理大臣及び厚生労働大臣の定める者（外国の法令に準拠して外国において銀行法第二条第二項（定義等）に規定する銀行業を営む者（同法第四条第五項（営業の免許）に規定する銀行等を除く。次条第一項第十一号において「外国銀行」という。）を除く。）の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣及び厚生労働大臣の定めるものに限る。）</p> <p>三 十四 二十三（略）</p> <p>三 八（略）</p> <p>第五十八条の二 労働金庫連合会は、前条第一項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。</p> <p>一 十（略）</p> <p>十一 金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人勤労者退職金共済機構その他内閣総理大臣及び厚生労働大臣の定める者（外国銀行を除く。）の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣及び厚生労働大臣の定めるものに限る。）</p>

2
5
(略)
(略)

2
5
(略)
(略)

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一、四 (略)</p> <p>五 指定公共機関 行政法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。</p> <p>六、十 (略)</p> <p>(職員の派遣の要請) 第二十九条 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員（以下「都道府県知事等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定公共機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（行政法人通則法第二条第三項に規定する行政執行法人に限る。以下この節において同じ。）に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一、四 (略)</p> <p>五 指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。</p> <p>六、十 (略)</p> <p>(職員の派遣の要請) 第二十九条 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員（以下「都道府県知事等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定公共機関（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人に限る。以下この節において同じ。）に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。</p> <p>2・3 (略)</p>

○ 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）（第二十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（行政法人製品評価技術基盤機構による立入検査）</p> <p>第二十条 経済産業大臣は、前条第一項の規定によりその職員に立入検査を行わせることができる場合において必要があると認めるときは、行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に、同項の規定による立入検査を行わせることができる。</p> <p>2 5 （略）</p>	<p>（独立行政法人製品評価技術基盤機構による立入検査）</p> <p>第二十条 経済産業大臣は、前条第一項の規定によりその職員に立入検査を行わせることができる場合において必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に、同項の規定による立入検査を行わせることができる。</p> <p>2 5 （略）</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>（業務の委託等の特例） 第七条 公庫は、第二十条第一項の規定による場合のほか、行政法人福祉医療機構が行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）附則第五条の二第三項に規定する業務を行う場合には、第十九条第一項第二号の規定による小口の教育資金の貸付けの業務のうち、同法附則第五条の二第三項の規定により行政法人福祉医療機構のあつせんを受ける者からの当該小口の教育資金の貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該小口の教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する業務を行政法人福祉医療機構に委託することができる。</p> <p>2 公庫は、業務を行うため必要があるときは、前項の規定により業務を委託した行政法人福祉医療機構に対し、同項の貸付金の交付のために必要な資金を交付することができる。</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>（業務の委託等の特例） 第七条 公庫は、第二十条第一項の規定による場合のほか、<u>独立行政法人福祉医療機構が独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）附則第五条の二第三項に規定する業務を行う場合には、第十九条第一項第二号の規定による小口の教育資金の貸付けの業務のうち、同法附則第五条の二第三項の規定により独立行政法人福祉医療機構のあつせんを受ける者からの当該小口の教育資金の貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該小口の教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する業務を独立行政法人福祉医療機構に委託することができる。</u></p> <p>2 公庫は、業務を行うため必要があるときは、前項の規定により業務を委託した独立行政法人福祉医療機構に対し、同項の貸付金の交付のために必要な資金を交付することができる。</p>

○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（第二十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（設置） 第三十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p>		<p>（設置） 第三十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p>	
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>会 食品安全委員 会</p>	<p>食品安全基本法</p>	<p>会 食品安全委員 会</p>	<p>食品安全基本法</p>
<p>（削る）</p>	<p>（削る）</p>	<p>独立行政法人 評価委員会</p>	<p>独立行政法人通則法（平成十一年法律 第百三号）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>附則</p> <p>（審議会等の設置の特例） 第四条（略）</p> <p>2 独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）による改正前の独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下この項におい</p>		<p>附則</p> <p>（審議会等の設置の特例） 第四条（略）</p> <p>2 地方分権改革推進法がその効力を有する間、同法で定めるところにより内閣府に置かれる地方分権改革推進委員会は、本府に置く。</p>	

て「旧独立行政法人通則法」という。）が独立行政法人通則法の一部を改正する法律附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有する間、旧独立行政法人通則法の定めるところにより内閣府に置かれる独立行政法人評価委員会は、本府に置く。

○ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）（第二十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 この法律において「公共施設等の管理者等」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 公共施設等の整備等を行う行政法人、特殊法人その他の公共法人（市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を施行する組合を含む。以下「公共法人」という。）</p> <p>4 5 6 7 （略）</p>	<p>（定義） 第二条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 この法律において「公共施設等の管理者等」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 公共施設等の整備等を行う独立行政法人、特殊法人その他の公共法人（市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を施行する組合を含む。以下「公共法人」という。）</p> <p>4 5 6 7 （略）</p>

改正案	現行
<p>第八十七条 行政法人国際協力機構は、沖縄の特性に配慮し、沖縄における開発途上地域からの技術研修員に対する研修及び当該研修に必要な機材の調達、国民等の協力活動（行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第三十六号）第十三条第一項第四号に規定する活動をいう。）を志望する個人の訓練その他の必要な措置を講ずることにより、沖縄の国際協力の推進に資するよう努めるものとする。</p> <p>附則</p> <p>（行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務の特例）</p> <p>第三条 行政法人高齢・障害・障害・求職者雇用支援機構は、行政法人高齢・障害・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第六十五号）附則第五条第三項第一号に掲げる業務が終了するまでの間、失効前の沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第三十一号。以下「旧法」という。）第四十四条第一項第二号に規定する業務を行うことができる。</p>	<p>第八十七条 独立行政法人国際協力機構は、沖縄の特性に配慮し、沖縄における開発途上地域からの技術研修員に対する研修及び当該研修に必要な機材の調達、国民等の協力活動（独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第三十六号）第十三条第一項第四号に規定する活動をいう。）を志望する個人の訓練その他の必要な措置を講ずることにより、沖縄の国際協力の推進に資するよう努めるものとする。</p> <p>附則</p> <p>（独立行政法人高齢・障害・障害・求職者雇用支援機構の業務の特例）</p> <p>第三条 独立行政法人高齢・障害・障害・求職者雇用支援機構は、独立行政法人高齢・障害・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第六十五号）附則第五条第三項第一号に掲げる業務が終了するまでの間、失効前の沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第三十一号。以下「旧法」という。）第四十四条第一項第二号に規定する業務を行うことができる。</p>

○ 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成十四年法律第百一号）（第二十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（職員に係る懲戒事由の調査）</p> <p>第五条 各省各庁の長等は、第三条第一項又は第二項の規定による求めがあつたときは、当該入札談合等関与行為を行った職員に対して懲戒処分（特定法人（行政執行法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三号））<u>第二条第三項に規定する行政執行法人をいう。</u>以下この項において同じ。）及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号））<u>第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。</u>以下この項において同じ。）を除く。）にあつては、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁）をすることができるか否かについて必要な調査を行わなければならない。ただし、当該求めを受けた各省各庁の長、地方公共団体の長、行政執行法人の長又は特定地方独立行政法人の理事長が、当該職員の任命権を有しない場合（当該職員の任命権を委任した場合を含む。）は、当該職員の任命権を有する者（当該職員の任命権の委任を受けた者を含む。以下「任命権者」という。）に対し、第三条第一項又は第二項の規定による求めがあつた旨を通知すれば足りる。</p> <p>2 4 （略）</p>	<p>（職員に係る懲戒事由の調査）</p> <p>第五条 各省各庁の長等は、第三条第一項又は第二項の規定による求めがあつたときは、当該入札談合等関与行為を行った職員に対して懲戒処分（特定法人（特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号））<u>第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。</u>以下この項において同じ。）及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号））<u>第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。</u>以下この項において同じ。）を除く。）にあつては、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁）をすることができるか否かについて必要な調査を行わなければならない。ただし、当該求めを受けた各省各庁の長、地方公共団体の長、特定独立行政法人の長又は特定地方独立行政法人の理事長が、当該職員の任命権を有しない場合（当該職員の任命権を委任した場合を含む。）は、当該職員の任命権を有する者（当該職員の任命権の委任を受けた者を含む。以下「任命権者」という。）に対し、第三条第一項又は第二項の規定による求めがあつた旨を通知すれば足りる。</p> <p>2 4 （略）</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;">行政法人北方領土問題対策協会法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、行政法人北方領土問題対策協会の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する行政法人の名称は、行政法人北方領土問題対策協会とする。</p> <p>（協会の目的）</p> <p>第三条 行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）は、北方領土問題その他北方地域（歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島をいう。以下同じ。）に関する諸問題についての国民世論の啓発並びに調査及び研究（以下「調査研究」という。）を行うとともに、北方地域に生活の本拠を有していた者に対し援護を行うことにより、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図ることを目的とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（中期目標行政法人）</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人北方領土問題対策協会法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人北方領土問題対策協会の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人北方領土問題対策協会とする。</p> <p>（協会の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）は、北方領土問題その他北方地域（歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島をいう。以下同じ。）に関する諸問題についての国民世論の啓発並びに調査及び研究（以下「調査研究」という。）を行うとともに、北方地域に生活の本拠を有していた者に対し援護を行うことにより、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図ることを目的とする。</p> <p>2 （略）</p>

第三条の二 協会は、通則法第二条第二項に規定する中期目標行政法人とする。

(理事の任期)

第八条 理事の任期は、二年とする。

第十条 (略)

2 4 (略)

5 評議員は、協会の業務に関し学識経験を有する者及び北方地域旧漁業権者等のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 (略)

(利益及び損失の処理の特例等)

第十三条 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 (略)

4 貸付業務勘定については、通則法第四十四条第一項

ただし書及び第三項の規定は、適用しない。

5・6 (略)

(長期借入金)

第十四条 (略)

2 (略)

3 内閣総理大臣及び農林水産大臣は、前二項の規定による認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(新設)

(役員任期)

第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

第十条 (略)

2 4 (略)

5 評議員は、協会の業務に関し学識経験を有する者及び北方地域旧漁業権者等のうちから、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

6 (略)

(利益及び損失の処理の特例等)

第十三条 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、内閣府の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 (略)

4 貸付業務勘定については、通則法第四十四条第一項

ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

5・6 (略)

(長期借入金)

第十四条 (略)

2 (略)

3 内閣総理大臣及び農林水産大臣は、前二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、内閣府及び農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

(主務大臣等)
第十六条 (略)

2 | (略)

第十七条及び第十八条 削除

(主務大臣等)
第十六条 (略)

2 | 協会に係る通則法における主務省は、内閣府とする。

3 | (略)

(独立行政法人評価委員会への意見聴取等)

第十七条 貸付業務に係る通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項、第三十五条第二項、第三十八条第三項、第四十五条第四項、第四十六条の二第五項、第四十六条の三第六項及び第四十八条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び農林水産省の独立行政法人評価委員会」とする。

2 | 内閣府の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、貸付業務に関し、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

一 | 通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評価を行うとき。

二 | 通則法第三十二条第三項後段(通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定による勧告をしようとするとき。

第十八条 削除

○ 株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）（第三十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 政府関係金融機関、預金保険機構その他これらに準ずる主務省令で定める特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人のうち公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四条第二項第十二号の規定の適用を受けるもの、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人又は行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する行政法人をいう。）</p> <p>六（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（定義） 第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 政府関係金融機関、預金保険機構その他これらに準ずる主務省令で定める特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人のうち公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四条第二項第十二号の規定の適用を受けるもの、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）</p> <p>六（略）</p> <p>2（略）</p>

○ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）（第三十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（公益認定の基準）</p> <p>第五条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。</p> <p>一、十六（略）</p> <p>十七 第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額（第三十条第二項に規定する公益目的取得財産残額をいう。）があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めてい</p> <p>イ、ハ（略）</p> <p>ニ 行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十条第一項に規定する行政法人</p> <p>ホ、ト（略）</p> <p>十八（略）</p>	<p>（公益認定の基準）</p> <p>第五条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。</p> <p>一、十六（略）</p> <p>十七 第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額（第三十条第二項に規定する公益目的取得財産残額をいう。）があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めてい</p> <p>イ、ハ（略）</p> <p>ニ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十条第一項に規定する独立行政法人</p> <p>ホ、ト（略）</p> <p>十八（略）</p>

○ 消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）（第三十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（調査等の委託） 第二十五条 調査委員会は、事故等原因調査等を行うため必要があると認めるときは、当該事故等原因調査等に係る調査又は研究の実施に関する事務の一部を、行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する行政法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、事業者その他の民間の団体又は学識経験を有する者に委託することができる。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（調査等の委託） 第二十五条 調査委員会は、事故等原因調査等を行うため必要があると認めるときは、当該事故等原因調査等に係る調査又は研究の実施に関する事務の一部を、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、事業者その他の民間の団体又は学識経験を有する者に委託することができる。</p> <p>2・3 （略）</p>

○ 株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）（第三十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 政策金融機関、預金保険機構、信用保証協会その他これらに準ずる主務省令で定める特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人のうち公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号） 第四条第二項第十二号の規定の適用を受けるもの、特別の法律により設立され、かつ、その設立に關し行政官庁の認可を要する法人又は行政法人通則法（平成十一年法律第百三号） 第二条第一項に規定する行政法人をいう。）</p> <p>六 （略）</p>	<p>（定義） 第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 政策金融機関、預金保険機構、信用保証協会その他これらに準ずる主務省令で定める特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人のうち公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号） 第四条第二項第十二号の規定の適用を受けるもの、特別の法律により設立され、かつ、その設立に關し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号） 第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）</p> <p>六 （略）</p>

改正案	現行
<p>（調査の委託）</p> <p>第二十六条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があるとき、<u>認めるときは、行政法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、事業者その他の民間の団体、都道府県の試験研究機関又は学識経験を有する者に対し、必要な調査を委託することができる。</u></p> <p>（緊急時の要請等）</p> <p>第二十七条（略）</p> <p>3 委員会は、食品の安全性の確保に<u>関し</u>重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあるときは、<u>関係各大臣に対し、</u>ため必要があると認めるときは、<u>関係各大臣に対し、</u>独立行政法人国立健康・栄養研究所法（平成十一年法律第八十号）第十三条第一項の規定による求め、<u>行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成十一年法律第八十三号）第十二条の規定による命令又は独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）第十八条第一項、独立行政法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第九十四号）第十三条第一項若しくは独立行政法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第九十九号）第十五条第一項の規定による要請をするよう求めることができる。</u></p>	<p>（調査の委託）</p> <p>第二十六条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があるとき、<u>認めるときは、独立行政法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、事業者その他の民間の団体、都道府県の試験研究機関又は学識経験を有する者に対し、必要な調査を委託することができる。</u></p> <p>（緊急時の要請等）</p> <p>第二十七条（略）</p> <p>3 委員会は、食品の安全性の確保に<u>関し</u>重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあるときは、<u>関係各大臣に対し、</u>ため必要があると認めるときは、<u>関係各大臣に対し、</u>独立行政法人国立健康・栄養研究所法（平成十一年法律第八十号）第十三条第一項の規定による求め、<u>独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成十一年法律第八十三号）第十二条第一項、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）第十八条第一項、独立行政法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第九十四号）第十三条第一項若しくは独立行政法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第九十九号）第十五条第一項の規定による要請をするよう求めることができる。</u></p>

○ 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（第三十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略） 2 （略） 3 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。 一・二 （略） 三 行政法人等（行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する行政法人等をいう。以下同じ。） 四・五 （略） 4 （略） 4 （略） 5 （略） 6 （略） 7 第七条（略） 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 三 （略） 四 行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項 五 八 （略） 3 （略） 4 （略） 5 （略）</p>	<p>（定義） 第二条（略） 2 （略） 3 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。 一・二 （略） 三 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。） 四・五 （略） 4 （略） 4 （略） 5 （略） 6 （略） 7 第七条（略） 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 三 （略） 四 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項 五 八 （略） 3 （略） 4 （略） 5 （略）</p>

改正案	現行
<p>（設置）</p> <p>第二条 次に掲げる法律の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、内閣府に、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>一（略）</p> <p>二 行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）第十八条第二項</p> <p>三（略）</p> <p>四 行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第四十二条第二項</p> <p>（定義）</p> <p>第八条 この章において「諮問庁」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第十八条第二項の規定により審査会に諮問をした行政法人等</p> <p>三（略）</p> <p>四 行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四十二条第二項の規定により審査会に諮問をした行政法人等</p> <p>2 この章において「行政文書等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十</p>	<p>（設置）</p> <p>第二条 次に掲げる法律の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、内閣府に、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>一（略）</p> <p>二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）第十八条第二項</p> <p>三（略）</p> <p>四 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第四十二条第二項</p> <p>（定義）</p> <p>第八条 この章において「諮問庁」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第十八条第二項の規定により審査会に諮問をした独立行政法人等</p> <p>三（略）</p> <p>四 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四十二条第二項の規定により審査会に諮問をした独立行政法人等</p> <p>2 この章において「行政文書等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十</p>

条第一項に規定する開示決定等に係る行政文書（同法第二条第二項に規定する行政文書をいう。以下この項において同じ。）（行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第十三条第二項の規定により行政文書とみなされる法人文書（同法第二条第二項に規定する法人文書をいう。次号において同じ。）を含む。）

二 行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第十条第一項に規定する開示決定等に係る法人文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十二条の二第二項の規定により法人文書とみなされる行政文書を含む。）

3 この章において「保有個人情報」とは、次に掲げるものをいう。

一 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第十九条第一項、第三十一条第一項又は第四十条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る行政保有個人情報（同法第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。以下この項において同じ。）（行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第二十二条第二項又は第三十四条第二項の規定により行政保有個人情報とみなされる法人保有個人情報（同法第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。次号において同じ。）を含む。）

二 行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第十九条第一項、第三十一条第一項又は第四十条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る法人保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二十二条第二項又は第三十四条第二項の規定により法人保有個人情報とみなされる行政保有個人情報を含む。）

条第一項に規定する開示決定等に係る行政文書（同法第二条第二項に規定する行政文書をいう。以下この項において同じ。）（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第十三条第二項の規定により行政文書とみなされる法人文書（同法第二条第二項に規定する法人文書をいう。次号において同じ。）を含む。）

二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第十条第一項に規定する開示決定等に係る法人文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十二条の二第二項の規定により法人文書とみなされる行政文書を含む。）

3 この章において「保有個人情報」とは、次に掲げるものをいう。

一 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第十九条第一項、第三十一条第一項又は第四十条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る行政保有個人情報（同法第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。以下この項において同じ。）（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第二十二条第二項又は第三十四条第二項の規定により行政保有個人情報とみなされる法人保有個人情報（同法第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。次号において同じ。）を含む。）

二 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第十九条第一項、第三十一条第一項又は第四十条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る法人保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二十二条第二項又は第三十四条第二項の規定により法人保有個人情報とみなされる行政保有個人情報を含む。）



○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（第三十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において「国の行政機関等」とは、国の行政機関、行政法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する行政法人をいう。次項において同じ。）<u>、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。次項において同じ。）</u>、大学共同利用機関法人（同法第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。次項において同じ。）及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、公務員庁設置法（平成二十三年法律第<u>号）</u>第四条第二項第十二号の規定の適用を受けるもの（株式会社であるものであつて、株式会社国際協力銀行及び株式会社日本政策金融公庫以外のものを除く。）をいう。次項において同じ。）をいう。</p> <p>3 この法律において「国の行政機関等の長等」とは、国の行政機関の長、行政法人の長、国立大学法人の学長、大学共同利用機関法人の機構長及び特殊法人の代表者をいう。</p> <p>4（略）</p>	<p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において「国の行政機関等」とは、国の行政機関、<u>独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。次項において同じ。）</u>、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。次項において同じ。）<u>、大学共同利用機関法人（同法第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。次項において同じ。）</u>及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、公務員庁設置法（平成二十三年法律第<u>号）</u>第四条第二項第十二号の規定の適用を受けるもの（株式会社であるものであつて、株式会社国際協力銀行及び株式会社日本政策金融公庫以外のものを除く。）をいう。次項において同じ。）をいう。</p> <p>3 この法律において「国の行政機関等の長等」とは、国の行政機関の長、<u>独立行政法人の長</u>、国立大学法人の学長、大学共同利用機関法人の機構長及び特殊法人の代表者をいう。</p> <p>4（略）</p>

○ 遺失物法（平成十八年法律第七十三号）（第三十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（報労金） 第二十八条（略）</p> <p>3 国、地方公共団体、行政法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他の公法人は、前二項の報労金を請求することができない。</p>	<p>（報労金） 第二十八条（略）</p> <p>3 国、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他の公法人は、前二項の報労金を請求することができない。</p>

改正案	現行
<p>2 （資料の提出その他の協力） 第二十六条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要 があるとき、国の行政機関、地方公共団体 、行政法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三 号）第二条第一項に規定する行政法人をいう。）及び 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年 法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行 政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直 接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立 行為をもって設立された法人であつて、公務員庁設置 法（平成二十三年法律第 号）第四条第二項第十 二号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に 対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な 協力を求めることができる。</p>	<p>2 （資料の提出その他の協力） 第二十六条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要 があるとき、国の行政機関、地方公共団体 、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法 律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人を いう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法 （平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定す る地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（ 法律により直接に設立された法人又は特別の法律によ り特別の設立行為をもって設立された法人であつて、 公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四 条第二項第十二号の規定の適用を受けるものをいう。 ）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明 その他必要な協力を求めることができる。</p>

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（第三十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略) 2 この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる者をいう。 一 三十四 (略) 三十五 行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構 三十六 四十六 (略) 三 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 (略) 2 この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる者をいう。 一 三十四 (略) 三十五 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構 三十六 四十六 (略) 三 (略)</p>

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国及び行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、国民民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「行政法人等」とは、行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。</p> <p>3 この法律において「国立公文書館等」とは、次に掲げる施設をいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 行政機関の施設及び行政法人等の施設であつて、前号に掲げる施設に類する機能を有するものとして政令で定めるもの</p> <p>4（略）</p> <p>5 この法律において「法人文書」とは、行政法人等の</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。</p> <p>3 この法律において「国立公文書館等」とは、次に掲げる施設をいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 行政機関の施設及び独立行政法人等の施設であつて、前号に掲げる施設に類する機能を有するものとして政令で定めるもの</p> <p>4（略）</p> <p>5 この法律において「法人文書」とは、独立行政法人</p>

役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書であつて、当該行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該行政法人等が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 三 (略)

四 別表第二の上欄に掲げる行政法人等が保有している文書であつて、政令で定めるところにより、専ら同表下欄に掲げる業務に係るものとして、同欄に掲げる業務以外の業務に係るものと区分されるもの

6 (略)

7 この法律において「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。

一 三 (略)

四 法人その他の団体（国及び行政法人等を除く。以下「法人等」という。）又は個人から国立公文書館等に寄贈され、又は寄託されたもの

8 (略)

(法人文書の管理に関する原則)

第十一条 行政法人等は、第四条から第六条までの規定に準じて、法人文書を適正に管理しなければならない。

2 行政法人等は、法人文書ファイル等（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する法人文書を一の集合物にまとめたもの並びに単独で管理している法人文書をいう。以下同じ。）の管理を適切に行うため、政令で定めるところにより、法人文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項（行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成

等）の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書であつて、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 三 (略)

四 別表第二の上欄に掲げる独立行政法人等が保有している文書であつて、政令で定めるところにより、専ら同表下欄に掲げる業務に係るものとして、同欄に掲げる業務以外の業務に係るものと区分されるもの

6 (略)

7 この法律において「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。

一 三 (略)

四 法人その他の団体（国及び独立行政法人等を除く。以下「法人等」という。）又は個人から国立公文書館等に寄贈され、又は寄託されたもの

8 (略)

(法人文書の管理に関する原則)

第十一条 独立行政法人等は、第四条から第六条までの規定に準じて、法人文書を適正に管理しなければならない。

2 独立行政法人等は、法人文書ファイル等（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する法人文書を一の集合物にまとめたもの並びに単独で管理している法人文書をいう。以下同じ。）の管理を適切に行うため、政令で定めるところにより、法人文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法

十三年法律第四百十号。以下「行政法人等情報公開法」という。)第五条に規定する不開示情報に該当するものを除く。)を帳簿(以下「法人文書ファイル管理簿」という。)に記載しなければならぬ。ただし、政令で定める期間未満の保存期間が設定された法人文書ファイル等については、この限りでない。

3 行政法人等は、法人文書ファイル管理簿について、政令で定めるところにより、当該行政法人等の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

4 行政法人等は、保存期間が満了した法人文書ファイル等について、歴史公文書等に該当するものにあつては政令で定めるところにより国立公文書館等に移管し、それ以外のものにあつては廃棄しなければならない。

5 行政法人等は、前項の規定により国立公文書館等に移管する法人文書ファイル等について、第十六条第一項第二号に掲げる場合に該当するものとして国立公文書館等において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

(管理状況の報告等)

第十二条 行政法人等は、法人文書ファイル管理簿の記載状況その他の法人文書の管理の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 (略)

(法人文書管理規則)

第十三条 行政法人等は、法人文書の管理が前二条の規

律(平成十三年法律第四百十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。)第五条に規定する不開示情報に該当するものを除く。)を帳簿(以下「法人文書ファイル管理簿」という。)に記載しなければならぬ。ただし、政令で定める期間未満の保存期間が設定された法人文書ファイル等については、この限りでない。

3 独立行政法人等は、法人文書ファイル管理簿について、政令で定めるところにより、当該独立行政法人等の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

4 独立行政法人等は、保存期間が満了した法人文書ファイル等について、歴史公文書等に該当するものにあつては政令で定めるところにより国立公文書館等に移管し、それ以外のものにあつては廃棄しなければならない。

5 独立行政法人等は、前項の規定により国立公文書館等に移管する法人文書ファイル等について、第十六条第一項第二号に掲げる場合に該当するものとして国立公文書館等において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

(管理状況の報告等)

第十二条 独立行政法人等は、法人文書ファイル管理簿の記載状況その他の法人文書の管理の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 (略)

(法人文書管理規則)

第十三条 独立行政法人等は、法人文書の管理が前二条

定に基づき適正に行われることを確保するため、第十条第二項の規定を参酌して、法人文書の管理に関する定め（以下「法人文書管理規則」という。）を設けなければならぬ。

2 行政法人等は、法人文書管理規則を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを變更したときも、同様とする。

（特定歴史公文書等の保存等）

第十五条 国立公文書館等の長（国立公文書館等が行政機関の施設である場合にあつてはその属する行政機関の長、国立公文書館等が行政法人等の施設である場合にあつてはその施設を設置した行政法人等をいう。以下同じ。）は、特定歴史公文書等について、第二十五条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。

2
4 （略）

（特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い）

第十六条 国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があつた場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならぬ。

一 （略）

二 当該特定歴史公文書等が行政法人等から移管されたものであつて、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

報

イ 行政法人等情報公開法第五条第一号に掲げる情

ロ 行政法人等情報公開法第五条第二号又は第四号

イからハまで若しくはトに掲げる情報

の規定に基づき適正に行われることを確保するため、第十条第二項の規定を参酌して、法人文書の管理に関する定め（以下「法人文書管理規則」という。）を設けなければならぬ。

2 独立行政法人等は、法人文書管理規則を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを變更したときも、同様とする。

（特定歴史公文書等の保存等）

第十五条 国立公文書館等の長（国立公文書館等が行政機関の施設である場合にあつてはその属する行政機関の長、国立公文書館等が独立行政法人等の施設である場合にあつてはその施設を設置した独立行政法人等をいう。以下同じ。）は、特定歴史公文書等について、第二十五条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。

2
4 （略）

（特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い）

第十六条 国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があつた場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならぬ。

一 （略）

二 当該特定歴史公文書等が独立行政法人等から移管されたものであつて、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

報

イ 独立行政法人等情報公開法第五条第一号に掲げ

ロ 独立行政法人等情報公開法第五条第二号又は第

四号イからハまで若しくはトに掲げる情報

三〇五 (略)
2・3 (略)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十八条 利用請求に係る特定歴史公文書等に国、行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び利用請求をした者以外の者(以下この条において「第三者」という。)に関する情報が記録されている場合には、国立公文書館等の長は、当該特定歴史公文書等を利用させるか否かについての決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 国立公文書館等の長は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であつて、当該情報が行政機関情報公開法第五条第一号口若しくは第二号ただし書に規定する情報又は行政法人等情報公開法第五条第一号口若しくは第二号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3・4 (略)

(行政法人等情報公開法及び情報公開・個人情報保護審査会設置法の準用)

第二十二条 行政法人等情報公開法第十九条及び第二十条並びに情報公開・個人情報保護審査会設置法(平成十五年法律第六十号)第九条から第十六条までの規定は、前条の規定による異議申立てについて準用する。

三〇五 (略)
2・3 (略)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十八条 利用請求に係る特定歴史公文書等に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び利用請求をした者以外の者(以下この条において「第三者」という。)に関する情報が記録されている場合には、国立公文書館等の長は、当該特定歴史公文書等を利用させるか否かについての決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 国立公文書館等の長は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であつて、当該情報が行政機関情報公開法第五条第一号口若しくは第二号ただし書に規定する情報又は独立行政法人等情報公開法第五条第一号口若しくは第二号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3・4 (略)

(独立行政法人等情報公開法及び情報公開・個人情報保護審査会設置法の準用)

第二十二条 独立行政法人等情報公開法第十九条及び第二十条並びに情報公開・個人情報保護審査会設置法(平成十五年法律第六十号)第九条から第十六条までの規定は、前条の規定による異議申立てについて準用する。

この場合において、行政法人等情報公開法第十九条中「前条第二項」とあるのは「公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）第二十一条第二項」と、「行政法人等」とあるのは「公文書管理法第十五条第一項に規定する国立公文書館等の長」と、同条第二号中「開示請求者（開示請求者が」とあるのは「利用請求（公文書管理法第十六条第二項に規定する利用請求をいう。以下同じ。）をした者（利用請求をした者が」と、同条第三号中「開示決定等について反対意見書」とあるのは「利用請求に対する処分について公文書管理法第十八条第四項に規定する反対意見書」と、行政法人等情報公開法第二十条中「第十四条第三項」とあるのは「公文書管理法第十八条第四項」と、同条第一号中「開示決定」とあるのは「利用させる旨の決定」と、同条第二号中「開示決定等」とあるのは「利用請求に対する処分」と、「法人文書を開示する」とあるのは「特定歴史公文書等（公文書管理法第二条第七項に規定する特定歴史公文書等を用いる。以下この号において同じ。）を利用させる」と、「法人文書の開示」とあるのは「特定歴史公文書等を利用させること」と、情報公開・個人情報保護審査会設置法第九条から第十六条までの規定中「審査会」とあるのは「公文書管理委員会」と、同法第九条第一項中「諮問庁」とあるのは「諮問庁（公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）第二十一条第二項の規定により諮問をした公文書管理法第十五条第一項に規定する国立公文書館等の長をいう。以下この条において同じ。）」と、「行政文書等又は保有個人情報等の提示」とあるのは「特定歴史公文書等（公文書管理法第二条第七項に規定する特定歴史公文書等を用いる。以下同じ。）の提示」と、「行政文書等又は保有個人情報等の開示」とあるのは「特定歴史公文書等の開

る。この場合において、独立行政法人等情報公開法第十九条中「前条第二項」とあるのは「公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）第二十一条第二項」と、「独立行政法人等」とあるのは「公文書管理法第十五条第一項に規定する国立公文書館等の長」と、同条第二号中「開示請求者（開示請求者が」とあるのは「利用請求（公文書管理法第十六条第二項に規定する利用請求をいう。以下同じ。）をした者（利用請求をした者が」と、同条第三号中「開示決定等について反対意見書」とあるのは「利用請求に対する処分について公文書管理法第十八条第四項に規定する反対意見書」と、独立行政法人等情報公開法第二十条中「第十四条第三項」とあるのは「公文書管理法第十八条第四項」と、同条第一号中「開示決定」とあるのは「利用させる旨の決定」と、同条第二号中「開示決定等」とあるのは「利用請求に対する処分」と、「法人文書を開示する」とあるのは「特定歴史公文書等（公文書管理法第二条第七項に規定する特定歴史公文書等を用いる。以下この号において同じ。）を利用させる」と、「法人文書の開示」とあるのは「特定歴史公文書等を利用させること」と、情報公開・個人情報保護審査会設置法第九条から第十六条までの規定中「審査会」とあるのは「公文書管理委員会」と、同法第九条第一項中「諮問庁」とあるのは「諮問庁（公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）第二十一条第二項の規定により諮問をした公文書管理法第十五条第一項に規定する国立公文書館等の長をいう。以下この条において同じ。）」と、「行政文書等又は保有個人情報の提示」とあるのは「特定歴史公文書等（公文書管理法第二条第七項に規定する特定歴史公文書等を用いる。以下同じ。）の提示」と、「行政文書等又は保有個人情報の開示」とあるのは「特定

示」と、同条第三項中「行政文書等に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報」とあるのは「特定歴史公文書等に記録されている情報」と、同条第四項中「不服申立て」とあるのは「異議申立て」と、「不服申立人」とあるのは「異議申立人」と、「不服申立人等」とあるのは「異議申立人等」と、同法第十条から第十三条までの規定中「不服申立人等」とあるのは「異議申立人等」と、同法第十条第二項及び第十六条中「不服申立人」とあるのは「異議申立人」と、同法第十二条中「行政文書等又は保有個人情報」とあるのは「特定歴史公文書等」と読み替えるものとする。

(移管元行政機関等による利用の特例)

第二十四条 特定歴史公文書等を移管した行政機関の長又は行政法人等が国立公文書館等の長に対してそれぞれその所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書等について利用請求をした場合には、第十六条第一項第一号又は第二号の規定は適用しない。

(利用等規則)

第二十七条 (略)

2 利用等規則には、特定歴史公文書等に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 特定歴史公文書等を移管した行政機関の長又は行政法人等による当該特定歴史公文書等の利用に関する事項

四・五 (略)

3・4 (略)

歴史公文書等の開示」と、同条第三項中「行政文書等に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報」とあるのは「特定歴史公文書等に記録されている情報」と、同条第四項中「不服申立て」とあるのは「異議申立て」と、「不服申立人」とあるのは「異議申立人」と、「不服申立人等」とあるのは「異議申立人等」と、同法第十条から第十三条までの規定中「不服申立人等」とあるのは「異議申立人等」と、同法第十条第二項及び第十六条中「不服申立人」とあるのは「異議申立人」と、同法第十二条中「行政文書等又は保有個人情報」とあるのは「特定歴史公文書等」と読み替えるものとする。

(移管元行政機関等による利用の特例)

第二十四条 特定歴史公文書等を移管した行政機関の長又は独立行政法人等が国立公文書館等の長に対してそれぞれその所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書等について利用請求をした場合には、第十六条第一項第一号又は第二号の規定は適用しない。

(利用等規則)

第二十七条 (略)

2 利用等規則には、特定歴史公文書等に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 特定歴史公文書等を移管した行政機関の長又は独立行政法人等による当該特定歴史公文書等の利用に関する事項

四・五 (略)

3・4 (略)

(研修)

第三十二条 行政機関の長及び行政法人等は、それぞれ、当該行政機関又は当該行政法人等の職員に対し、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

2 国立公文書館は、行政機関及び行政法人等の職員に対し、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(組織の見直しに伴う行政文書等の適正な管理のための措置)

第三十三条 (略)

2 行政法人等は、当該行政法人等について民営化等の組織の見直しが行われる場合には、その管理する法人文書について、民営化等の組織の見直しの後においてこの法律の規定に準じた適正な管理が行われることが確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

(研修)

第三十二条 行政機関の長及び独立行政法人等は、それぞれ、当該行政機関又は当該独立行政法人等の職員に対し、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

2 国立公文書館は、行政機関及び独立行政法人等の職員に対し、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(組織の見直しに伴う行政文書等の適正な管理のための措置)

第三十三条 (略)

2 独立行政法人等は、当該独立行政法人等について民営化等の組織の見直しが行われる場合には、その管理する法人文書について、民営化等の組織の見直しの後においてこの法律の規定に準じた適正な管理が行われることが確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

○ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）（第三十八条 関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（農業者年金の保険料の免除等の特例）</p> <p>第百八条 行政法人農業者年金基金は、農業者年金の被保険者から申出があつた場合において、当該被保険者の従事する農業が東日本大震災による被害を受けたことにより、保険料を納付することが困難であると認めるときは、行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）第四十六条第一項の規定にかかわらず、当該被保険者が保険料を納付することが困難であると認めるに至つた月から当該被保険者が保険料を納付することが困難であると認められなくなるに至つた月の前月までの期間に係る保険料につき、既に納付されたもの及び同法第四十七条第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとするができる。</p> <p>2 5 2 4 （略）</p> <p>5 特例免除期間（第一項の規定により農業者年金の保険料を納付することを要しないものとされた期間（前項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除く。）をいう。）は、行政法人農業者年金基金法第三十一条第一項各号及び第二項（同法附則第三条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに附則第三条第一項第一号の規定の保険料納付済期間等に算入する。この場合における同法第三十一条第一項第一号の規定の適用については、同号中「合算した期間」とあるのは、「合算した期間に特例免除期間（東日本大震災に対処するための特別</p>	<p>（農業者年金の保険料の免除等の特例）</p> <p>第百八条 独立行政法人農業者年金基金は、農業者年金の被保険者から申出があつた場合において、当該被保険者の従事する農業が東日本大震災による被害を受けたことにより、保険料を納付することが困難であると認めるときは、独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）第四十六条第一項の規定にかかわらず、当該被保険者が保険料を納付することが困難であると認めるに至つた月から当該被保険者が保険料を納付することが困難であると認められなくなるに至つた月の前月までの期間に係る保険料につき、既に納付されたもの及び同法第四十七条第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとするができる。</p> <p>2 5 2 4 （略）</p> <p>5 特例免除期間（第一項の規定により農業者年金の保険料を納付することを要しないものとされた期間（前項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除く。）をいう。）は、独立行政法人農業者年金基金法第三十一条第一項各号及び第二項（同法附則第三条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに附則第三条第一項第一号の規定の保険料納付済期間等に算入する。この場合における同法第三十一条第一項第一号の規定の適用については、同号中「合算した期間」とあるのは、「合算した期間に特例免除期間（東日本大震災に対処するための特別</p>

の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第八十五条第五項に規定する特例免除期間をいう。）を加えた期間」とする。

6 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者の生死が三月間分らない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、行政法人農業者年金基金法及び同法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）の死亡一時金の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

（行政法人中小企業基盤整備機構の行う工場整備事業等）

第二百三十条 行政法人中小企業基盤整備機構（以下この条から第三十二条までにおいて「機構」という。）は、特定被災区域その他政令で定める地域（以下この条から第三十二条までにおいて「特定地域」という。）における特定事業者（東日本大震災により著しい被害を受けた事業者をいう。以下この条から第三十二条までにおいて同じ。）の事業活動の活性化のための基盤を整備するため、特定地域において、工場、事業場又は工場若しくは事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡の業務を行う。

2 機構は、前項の業務のほか、行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四十七号）第十五条第一項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受

特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第八十五条第五項に規定する特例免除期間をいう。）を加えた期間」とする。

6 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者の生死が三月間分らない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、独立行政法人農業者年金基金法及び同法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）の死亡一時金の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う工場整備事業等）

第二百三十条 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下この条から第三十二条までにおいて「機構」という。）は、特定被災区域その他政令で定める地域（以下この条から第三十二条までにおいて「特定地域」という。）における特定事業者（東日本大震災により著しい被害を受けた事業者をいう。以下この条から第三十二条までにおいて同じ。）の事業活動の活性化のための基盤を整備するため、特定地域において、工場、事業場又は工場若しくは事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡の業務を行う。

2 機構は、前項の業務のほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四十七号）第十五条第一項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受

けて、特定事業者の事業活動の活性化のための基盤を整備するため、次に掲げる業務を行うことができる。

一～三 (略)

(行政法人中小企業基盤整備機構法の特例)
第三百三十一条 機構は、政令で定める日までの間、行政

法人中小企業基盤整備機構法附則第五条第一項第一号から第三号まで及び同条第二項の規定により管理を行っている工場用地、産業業務施設用地又は業務用地について、特定地域における特定事業者の事業の用に供するために管理及び譲渡の業務を行うことができる。

2 機構は、前項の業務を行おうとする場合において、当該工場用地が行政法人中小企業基盤整備機構法附則第五条第二項の規定による委託に係るものであるときは、あらかじめ、その委託をしている者の同意を得なければならぬ。

第三百三十二条 機構は、政令で定める日までの間、行政法人中小企業基盤整備機構法附則第八条の四第一項の規定により管理を行っている工場若しくは事業場又は工場用地若しくは業務用地について、特定地域における特定事業者の事業の用に供するために管理及び譲渡の業務を行うことができる。

を受けて、特定事業者の事業活動の活性化のための基盤を整備するため、次に掲げる業務を行うことができる。

一～三 (略)

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例)
第三百三十一条 機構は、政令で定める日までの間、独立

行政法人中小企業基盤整備機構法附則第五条第一項第一号から第三号まで及び同条第二項の規定により管理を行っている工場用地、産業業務施設用地又は業務用地について、特定地域における特定事業者の事業の用に供するために管理及び譲渡の業務を行うことができる。

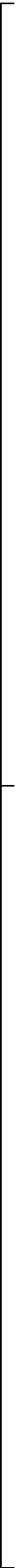
2 機構は、前項の業務を行おうとする場合において、当該工場用地が独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第五条第二項の規定による委託に係るものであるときは、あらかじめ、その委託をしている者の同意を得なければならぬ。

第三百三十二条 機構は、政令で定める日までの間、独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第八条の四第一項の規定により管理を行っている工場若しくは事業場又は工場用地若しくは業務用地について、特定地域における特定事業者の事業の用に供するために管理及び譲渡の業務を行うことができる。

○ 子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第
号）（第三十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（社会教育法の一部改正） 第十七条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第四十三条中「第二条第二項に規定する国立学校」を「第一条に規定する学校（以下この条において「第一条学校」という。）及び総合子ども園法第二条第一項に規定する総合子ども園（以下「総合子ども園」という。）であつて国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（次条第二項において「国立大学法人」という。）及び行政法人国立高等専門学校機構を含む。）が設置するもの」に、「同項に規定する公立学校」を「第一条学校及び総合子ども園であつて地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（次条第二項及び第四十八条第一項において「公立大学法人」という。）を含む。）が設置するもの」に改める。</p> <p>（略）</p> <p>（行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正）</p> <p>第五十三条 行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p>	<p>（社会教育法の一部改正） 第十七条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第四十三条中「第二条第二項に規定する国立学校」を「第一条に規定する学校（以下この条において「第一条学校」という。）及び総合子ども園法第二条第一項に規定する総合子ども園（以下「総合子ども園」という。）であつて国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（次条第二項において「国立大学法人」という。）及び行政法人国立高等専門学校機構を含む。）が設置するもの」に、「同項に規定する公立学校」を「第一条学校及び総合子ども園であつて地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（次条第二項及び第四十八条第一項において「公立大学法人」という。）を含む。）が設置するもの」に改める。</p> <p>（略）</p> <p>（独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正）</p> <p>第五十三条 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p>



改正案	現行
<p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 政策金融機関、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、信用保証協会その他これらに準ずる主務省令で定める特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人のうち総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるもの、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人又は行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する行政法人をいう。）</p> <p>七（略）</p>	<p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 政策金融機関、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、信用保証協会その他これらに準ずる主務省令で定める特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人のうち総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるもの、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人又は行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）</p> <p>七（略）</p>

○ 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）（第四十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

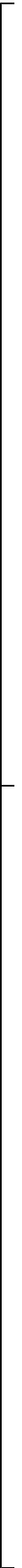
改正案	現行
<p>（行政法人中小企業基盤整備機構法の特例） 第六十条 行政法人中小企業基盤整備機構は、行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）附則第五条第一項の政令で定める日までの間、同項第一号の規定により管理を行っている工場用地について、福島県知事が第五十八条第五項の認定（前条において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。）を受けた重点推進計画（次条及び第六十二条において「認定重点推進計画」という。）に基づいて行う事業の用に供するために無償で譲渡することができる。</p>	<p>（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例） 第六十条 <u>独立行政法人中小企業基盤整備機構は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）附則第五条第一項の政令で定める日までの間、同項第一号の規定により管理を行っている工場用地について、福島県知事が第五十八条第五項の認定（前条において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。）を受けた重点推進計画（次条及び第六十二条において「認定重点推進計画」という。）に基づいて行う事業の用に供するために無償で譲渡することができる。</u></p>

改正案

第七十四条の四（略）	
②④（略）	⑤ 条例の制定又は改廃の請求者の署名に関し、次に掲げる者が、その地位を利用して署名運動をしたときは、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。
⑥（略）	一 国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第三項に規定する行政執行法人をいう。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）の役員若しくは職員
法律	別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。
（略）	（略）
行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）	第二十四条第二項並びに第二十八条第一項から第三項まで及び第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務
（略）	（略）
法律	事務

現行

第七十四条の四（略）	
②④（略）	⑤ 条例の制定又は改廃の請求者の署名に関し、次に掲げる者が、その地位を利用して署名運動をしたときは、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。
⑥（略）	一 国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）の役員若しくは職員
法律	別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。
（略）	（略）
独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）	第二十四条第二項並びに第二十八条第一項から第三項まで及び第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務
（略）	（略）
法律	事務



改正案	現行
<p>（一般職及び特別職） 第二条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 特別職は、次に掲げる職員の職とする。 一 〇二十一（略）</p> <p>二 〇二十二 行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号） 第二条第三項に規定する行政執行人（以下「行政執行人」という。）の役員</p> <p>④ 〇七（略）</p> <p>（派遣の場合） 第五十二条 任命権者は、別に法律で定める場合のほか、次に掲げる場合には職員を派遣することができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該職員が、国及び行政執行人以外の者が国（当該職員が行政執行人の職員である場合にあつては、当該行政執行人。以下この号において同じ。）と共同して又は国の委託を受けて行う科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する試験又は研究（以下この号及び次条第二項第二号において「共同研究等」という。）であつて、当該職員の職務に関係があると認められるものに、指定研究所等又は内閣総理大臣が当該共同研究等に関し指定する施設において従事する場合</p> <p>三（略）</p> <p>②（略）</p>	<p>（一般職及び特別職） 第二条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 特別職は、次に掲げる職員の職とする。 一 〇二十一（略）</p> <p>二 〇二十二 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号） 第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）の役員</p> <p>④ 〇七（略）</p> <p>（派遣の場合） 第五十二条 任命権者は、別に法律で定める場合のほか、次に掲げる場合には職員を派遣することができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該職員が、国及び特定独立行政法人以外の者が国（当該職員が特定独立行政法人の職員である場合にあつては、当該特定独立行政法人。以下この号において同じ。）と共同して又は国の委託を受けて行う科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する試験又は研究（以下この号及び次条第二項第二号において「共同研究等」という。）であつて、当該職員の職務に関係があると認められるものに、指定研究所等又は内閣総理大臣が当該共同研究等に関し指定する施設において従事する場合</p> <p>三（略）</p> <p>②（略）</p>

（他の役員についての依頼等の規制）
第八十条 職員は、営利企業等（営利企業及び営利企業

以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第八十号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）に対し、他の職員若しくは行政執行法人の役員（以下「役員」という。）をその離職後に、若しくは役員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人（当該営利企業等に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）を支配されている法人として政令で定めるものをいう。以下同じ。）の地位に就かせることを目的として、当該役員若しくは役員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該役員をその離職後に、若しくは役員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

② 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一（略）
二 退職手当通算予定職員を退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合（行政法人通則法第五十四条において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定役員を同条において準用する次項に規定する退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合を含む。）

三（略）

③ 前項第二号の「退職手当通算法人」とは、行政法人（行政法人通則法第二条第一項に規定する行政法人をいう。以下同じ。）その他特別の法律により設立され

（他の役員についての依頼等の規制）
第八十条 職員は、営利企業等（営利企業及び営利企業

以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第八十号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）に対し、他の職員若しくは特定独立行政法人の役員（以下「役員」という。）をその離職後に、若しくは役員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人（当該営利企業等に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）を支配されている法人として政令で定めるものをいう。以下同じ。）の地位に就かせることを目的として、当該役員若しくは役員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該役員をその離職後に、若しくは役員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

② 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一（略）
二 退職手当通算予定職員を退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合（独立行政法人通則法第五十四条の二において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定役員を同条において準用する次項に規定する退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合を含む。）

三（略）

③ 前項第二号の「退職手当通算法人」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）その他特別の法律に

た法人でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き当該法人の役員又は当該法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。）をいう。

④ （略）

（在職中の求職の規制）

第九九条 （略）

② 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一 （略）

二 在職する局等組織（国家行政組織法第七条第一項に規定する官房若しくは局、同法第八条の二に規定する施設等機関その他これらに準ずる国の部局若しくは機関として政令で定めるもの、これらに相当する行政執行法人の組織として政令で定めるもの又は都道府県警察をいう。以下同じ。）の意思決定の権限を實質的に有しない官職として政令で定めるものに就いている職員が行う場合

三・四 （略）

③ ⑤ （略）

（再就職者による依頼等の規制）

第一百十條 職員であつた者であつて離職後に営利企業等の地位に就いている者（退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続き退職手当通算法人の地位に就いている者（以下「退職手当通算離職者」という。）を除く。以下「再就職者」という。）は、離職前五年

より設立された法人でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き当該法人の役員又は当該法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。）をいう。

④ （略）

（在職中の求職の規制）

第九九条 （略）

② 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一 （略）

二 在職する局等組織（国家行政組織法第七条第一項に規定する官房若しくは局、同法第八条の二に規定する施設等機関その他これらに準ずる国の部局若しくは機関として政令で定めるもの、これらに相当する特定独立行政法人の組織として政令で定めるもの又は都道府県警察をいう。以下同じ。）の意思決定の権限を實質的に有しない官職として政令で定めるものに就いている職員が行う場合

三・四 （略）

③ ⑤ （略）

（再就職者による依頼等の規制）

第一百十條 職員であつた者であつて離職後に営利企業等の地位に就いている者（退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続き退職手当通算法人の地位に就いている者（以下「退職手当通算離職者」という。）を除く。以下「再就職者」という。）は、離職前五年

間に在職していた局等組織に属する役員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、国、行政執行法人若しくは都道府県と当該営利企業等若しくはその子法人との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事務（以下「契約等事務」という。）であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

③ ②
（略）

前二項の規定によるもののほか、再就職者のうち、国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官、同法第二十一条第一項に規定する事務局長若しくは局長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、行政執行法人若しくは都道府県警察（以下「局長等」としての在職機関」という。）に属する役員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて局長等としての在職機関の所掌に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

④ 前三項の規定によるもののほか、再就職者は、在職していた府省その他の政令で定める国の機関、行政執行法人若しくは都道府県警察（以下この項において「行政機関等」という。）に属する役員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、国、行政執行法人若しくは都道府県と営利企業等（当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）若しくはそ

間に在職していた局等組織に属する役員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、国、特定独立行政法人若しくは都道府県と当該営利企業等若しくはその子法人との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事務（以下「契約等事務」という。）であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

③ ②
（略）

前二項の規定によるもののほか、再就職者のうち、国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官、同法第二十一条第一項に規定する事務局長若しくは局長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、特定独立行政法人若しくは都道府県警察（以下「局長等」としての在職機関」という。）に属する役員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて局長等としての在職機関の所掌に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

④ 前三項の規定によるもののほか、再就職者は、在職していた府省その他の政令で定める国の機関、特定独立行政法人若しくは都道府県警察（以下この項において「行政機関等」という。）に属する役員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、国、特定独立行政法人若しくは都道府県と営利企業等（当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）若

の子法人との間の契約であつて当該行政機関等においてその締結について自らが決定したものは当該行政機関等による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

⑤ 前各項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一 (略)

二 行政庁に対する権利若しくは義務を定めている法令の規定若しくは国、行政執行法人若しくは都道府県との間で締結された契約に基づき、権利を行使し、若しくは義務を履行する場合、行政庁の処分により課された義務を履行する場合又はこれらに類する場合として政令で定める場合

三 (略)

四 會計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の三第一項に規定する競争の手續、行政執行法人が公告して申込みをさせることによる競争の手續又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第一項に規定する一般競争入札若しくはせり売りの手續に従い、売買、貸借、請負その他の契約を締結するために必要な場合

五・六 (略)

⑥ (略)

⑨ 職員は、第五項各号に掲げる場合を除き、再就職者から第一項から第四項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたとき（行政法人通則法第五十四条において準用する第一項から第四項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたときを含む。）は、

人事公正委員会規則で定めるところにより、再就職等監察官にその旨を届け出なければならない。

しくはその子法人との間の契約であつて当該行政機関等においてその締結について自らが決定したものは当該行政機関等による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

⑤ 前各項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一 (略)

二 行政庁に対する権利若しくは義務を定めている法令の規定若しくは国、特定独立行政法人若しくは都道府県との間で締結された契約に基づき、権利を行使し、若しくは義務を履行する場合、行政庁の処分により課された義務を履行する場合又はこれらに類する場合として政令で定める場合

三 (略)

四 會計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の三第一項に規定する競争の手續、特定独立行政法人が公告して申込みをさせることによる競争の手續又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第一項に規定する一般競争入札若しくはせり売りの手續に従い、売買、貸借、請負その他の契約を締結するために必要な場合

五・六 (略)

⑥ (略)

⑨ 職員は、第五項各号に掲げる場合を除き、再就職者から第一項から第四項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたとき（独立行政法人通則法第五十四条の二において準用する第一項から第四項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたときを含む。）は、

人事公正委員会規則で定めるところにより、再就職等監察官にその旨を届け出なければならない。

(内閣総理大臣への届出)

第二百二十条 管理職職員であつた者（退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。）は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合（前条第一項の規定により政令で定める事項を届け出た場合を除く。）には、あらかじめ、政令で定めるところにより、内閣総理大臣に政令で定める事項を届け出なければならぬ。

一 行政法人通則法第二条第二項に規定する中期目標行政法人

二 特殊法人（法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（行政法人に該当するものを除く。）のうち政令で定めるものをいう。）

三・四 (略)

(再就職後の公表)

第二百二十三条 在職中に第九十九条第二項第四号の承認を得た管理職職員が離職後に当該承認に係る営利企業等の地位に就いた場合には、当該管理職職員が離職時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、行政執行法人又は都道府県警察（以下この条において「在職機関」という。）は、政令で定めるところにより、その者の離職後二年間（その者が当該営利企業等の地位に就いている間に限る。）、次に掲げる事項を公表しなければならぬ。

一〜四 (略)

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(内閣総理大臣への届出)

第二百二十条 管理職職員であつた者（退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。）は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合（前条第一項の規定により政令で定める事項を届け出た場合を除く。）には、あらかじめ、政令で定めるところにより、内閣総理大臣に政令で定める事項を届け出なければならぬ。

一 特定独立行政法人以外の独立行政法人

二 特殊法人（法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人に該当するものを除く。）のうち政令で定めるものをいう。）

三・四 (略)

(再就職後の公表)

第二百二十三条 在職中に第九十九条第二項第四号の承認を得た管理職職員が離職後に当該承認に係る営利企業等の地位に就いた場合には、当該管理職職員が離職時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、特定独立行政法人又は都道府県警察（以下この条において「在職機関」という。）は、政令で定めるところにより、その者の離職後二年間（その者が当該営利企業等の地位に就いている間に限る。）、次に掲げる事項を公表しなければならぬ。

一〜四 (略)

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一〇九 (略)

十 在職していた府省その他の政令で定める国の機関、行政執行法人若しくは都道府県警察（以下この号において「行政機関等」という。）に属する役員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、国、行政執行法人若しくは都道府県と営利企業等（再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）若しくはその子法人との間の契約であつて当該行政機関等においてその締結について自らが決定したものは当該行政機関等による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに關し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

十一 第七号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（行政法人通則法第五十四条において準用する第七号から前号までに掲げる要求又は依頼を含む。）を受けた職員であつて、当該要求又は依頼を受けたことを理由として、職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつた者
十二・十三 (略)

第一百七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

一・二 (略)

三 前号（行政法人通則法第五十四条において準用する場合を含む。）の不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、又は唆した行為の相手方であつて、同号（同条において準用する場合を含む。）の要求又は約束があつたことの情を知つ

一〇九 (略)

十 在職していた府省その他の政令で定める国の機関、特定独立行政法人若しくは都道府県警察（以下この号において「行政機関等」という。）に属する役員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、国、特定独立行政法人若しくは都道府県と営利企業等（再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）若しくはその子法人との間の契約であつて当該行政機関等においてその締結について自らが決定したものは当該行政機関等による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに關し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

十一 第七号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（独立行政法人通則法第五十四条の二において準用する第七号から前号までに掲げる要求又は依頼を含む。）を受けた職員であつて、当該要求又は依頼を受けたことを理由として、職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつた者
十二・十三 (略)

第一百七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

一・二 (略)

三 前号（独立行政法人通則法第五十四条の二において準用する場合を含む。）の不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、又は唆した行為の相手方であつて、同号（同条において準用する場合を含む。）の要求又は約束があつたことの

て職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつた職員

情を知つて職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつた職員

改正案	現行
<p>第四十七条（職権濫用等の罪） 審査に關し国若しくは地方公共団体の公務員、行政執行法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第三項に規定する行政執行法人をいう。次項において同じ。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。次項において同じ。）の役員若しくは職員又は第四十四条第二段に掲げる者が、故意にその職務の執行を怠り、又はその職権を濫用して審査の自由を妨害したときは、これを四年以下の禁錮に処する。</p> <p>② 国若しくは地方公共団体の公務員、行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員又は第四十四条第二段に掲げる者が、審査人に対しその投票しようとし又は投票した内容の表示を求めたときは、これを六箇月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第四十七条（職権濫用等の罪） 審査に關し国若しくは地方公共団体の公務員、特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。次項において同じ。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。次項において同じ。）の役員若しくは職員又は第四十四条第二段に掲げる者が、故意にその職務の執行を怠り、又はその職権を濫用して審査の自由を妨害したときは、これを四年以下の禁錮に処する。</p> <p>② 国若しくは地方公共団体の公務員、特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員又は第四十四条第二段に掲げる者が、審査人に対しその投票しようとし又は投票した内容の表示を求めたときは、これを六箇月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）（第四十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（義務） 第六十三条（略） 2 郵便認証司は、<u>国家機関、行政法人通則法</u>（平成十一年法律第百三十三号）<u>第二条第三項に規定する行政執行人</u>、<u>地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人</u>（平成十五年法律第百十八号）<u>第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人の職に就き、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、総務大臣の承認を受けたときはこの限りでない。</u></p>	<p>（義務） 第六十三条（略） 2 郵便認証司は、<u>国家機関、独立行政法人通則法</u>（平成十一年法律第百三十三号）<u>第二条第二項に規定する特定独立行政法人</u>、<u>地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人</u>（平成十五年法律第百十八号）<u>第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人の職に就き、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、総務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。</u></p>

改正案	現行
<p>（政治活動に関する寄附又は政治資金パーティーの対価の支払への公務員の関与等の制限）</p> <p>第二十二條の九 国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）<u>第二条第三項に規定する行政執行法人をいう。</u>以下同じ。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）<u>第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。</u>以下同じ。）の職員で次に掲げるものは、その地位を利用して、政治活動に関する寄附を求め、若しくは受け、若しくは自己以外の者がする政治活動に関する寄附に関与し、又は政治資金パーティーに<u>対価を支払つて参加すること</u>を求め、若しくは政治資金パーティーの<u>対価を支払を受け、若しくは自己以外の者がするこれらの行為に関与してはならない。</u></p> <p>一 六（略）</p> <p>2 何人も、前項各号に掲げる国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の職員に対し、同項の規定により当該公務員又は職員がしてはならない行為をすることを求めてはならない。</p> <p>第二十六條の四 次の各号の一に該当する者は、六月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 第二十二條の九第二項の規定に違反して同条第一</p>	<p>（政治活動に関する寄附又は政治資金パーティーの対価の支払への公務員の関与等の制限）</p> <p>第二十二條の九 国若しくは地方公共団体の公務員又は<u>特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）<u>第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。</u>以下同じ。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）<u>第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。</u>以下同じ。）の職員</u>で次に掲げるものは、その地位を利用して、政治活動に関する寄附を求め、若しくは受け、若しくは自己以外の者がする政治活動に関する寄附に関与し、又は政治資金パーティーに<u>対価を支払つて参加すること</u>を求め、若しくは政治資金パーティーの<u>対価を支払を受け、若しくは自己以外の者がするこれらの行為に関与してはならない。</u></p> <p>一 六（略）</p> <p>2 何人も、前項各号に掲げる国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の職員に対し、同項の規定により当該公務員又は職員がしてはならない行為をすることを求めてはならない。</p> <p>第二十六條の四 次の各号の一に該当する者は、六月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 第二十二條の九第二項の規定に違反して同条第一</p>

項各号に掲げる国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行人若しくは特定地方独立行政法人の職員に対し同項の規定により当該公務員又は職員がしてはならない行為をすることを求めた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

項各号に掲げる国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の職員に対し同項の規定により当該公務員又は職員がしてはならない行為をすることを求めた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">2 1 （略）</p> <p>日本郵便株式会社法附則第二条第一項の規定により日本郵便株式会社の業務が営まれる間、第七条第二項中「及び同条第三項に規定する保険窓口業務」とあるのは「、同条第三項に規定する保険窓口業務、日本郵便株式会社から行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）第十五条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による再委託を受けた業務及び日本郵便株式会社から同法第十八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による再委託を受けた業務」と、同条第三項中「第六条第二項」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えられた同法第六条第二項」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">2 1 （略）</p> <p>日本郵便株式会社法附則第二条第一項の規定により日本郵便株式会社の業務が営まれる間、第七条第二項中「及び同条第三項に規定する保険窓口業務」とあるのは「、同条第三項に規定する保険窓口業務、日本郵便株式会社から独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）第十五条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による再委託を受けた業務及び日本郵便株式会社から同法第十八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による再委託を受けた業務」と、同条第三項中「第六条第二項」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えられた同法第六条第二項」とする。</p>

○ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（第四十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>3 2 第十一条の七（略）</p> <p>3 検察官であつた者又は行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第三項に規定する行政法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員若しくは沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち政令で定めるものを使用される者（以下「行政執行法人職員等」という。）であつた者が、引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、第十一条の三第二項第一号の一級地に係る地域及び官署以外の地域又は官署に在勤することとなつた場合において、任用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して前二項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、政令で定めるところにより、これらの規定に準じて、地域手当を支給する。</p> <p>4 （略）</p> <p>3 2 第十一条の八（略）</p> <p>3 検察官であつた者、行政執行法人職員等であつた者その他の政令で定める者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者（任用の事情等を考慮して政令で定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして政令で定めるものがあつた職員であつて、これらに伴</p>	<p>3 2 第十一条の七（略）</p> <p>3 検察官であつた者又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員若しくは沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち政令で定めるものを使用される者（以下「特定独立行政法人職員等」という。）であつた者が、引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、第十一条の三第二項第一号の一級地に係る地域及び官署以外の地域又は官署に在勤することとなつた場合において、任用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して前二項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、政令で定めるところにより、これらの規定に準じて、地域手当を支給する。</p> <p>4 （略）</p> <p>3 2 第十一条の八（略）</p> <p>3 検察官であつた者、特定独立行政法人職員等であつた者その他の政令で定める者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者（任用の事情等を考慮して政令で定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして政令で定めるものがあつた職員であつて、これら</p>

い勤務場所に変更があつたものには、政令で定めるところにより、前二項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。

4・5 (略)

(通勤手当)

第十二条 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定は、検察官であつた者又は行政執行法人職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者のうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして政令で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が政令で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して政令で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして政令で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 (略)

(単身赴任手当)

第十二条の二 (略)

2 (略)

3 検察官であつた者又は行政執行法人職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の政令で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する官署に通勤すること

に伴い勤務場所に変更があつたものには、政令で定めるところにより、前二項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。

4・5 (略)

(通勤手当)

第十二条 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定は、検察官であつた者又は特定独立行政法人職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者のうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして政令で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が政令で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して政令で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして政令で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 (略)

(単身赴任手当)

第十二条の二 (略)

2 (略)

3 検察官であつた者又は特定独立行政法人職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の政令で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する官署に通勤する

が通勤距離等を考慮して政令で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して政令で定める職員に限る。）その他第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして政令で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

第十四条 (略)

2 検察官であつた者又は行政執行法人職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつて特地位官署又は準特地位官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して政令で定める職員に限る。）、新たに特地位官署又は準特地位官署に該当することとなつた官署に在勤する職員でその特地位官署又は準特地位官署に該当することとなつた日前三年以内に当該官署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもののその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして政令で定める職員には、政令で定めるところにより、同項の規定に準じて、特地位勤務手当に準ずる手当を支給する。

3 (略)

ことが通勤距離等を考慮して政令で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して政令で定める職員に限る。）その他第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして政令で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

第十四条 (略)

2 検察官であつた者又は特定独立行政法人職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつて特地位官署又は準特地位官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して政令で定める職員に限る。）、新たに特地位官署又は準特地位官署に該当することとなつた官署に在勤する職員でその特地位官署又は準特地位官署に該当することとなつた日前三年以内に当該官署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもののその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして政令で定める職員には、政令で定めるところにより、同項の規定に準じて、特地位勤務手当に準ずる手当を支給する。

3 (略)

改正案	現行
<p>（公務員の立候補制限）</p> <p>第八十九条 国若しくは地方公共団体の公務員又は行政 執行法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号） （第二条第三項に規定する行政執行法人をいう。以下 同じ。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政 法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項 に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。 ）の役員若しくは職員は、在職中、公職の候補者とな ることができない。ただし、次の各号に掲げる公務員 （行政執行法人又は特定地方独立行政法人の役員及び 職員を含む。次条及び第百三条第三項において同じ。 ）は、この限りでない。</p> <p>一 五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項本文の規定は、同項第一号、第二号、第四号 及び第五号に掲げる者並びに前項に規定する者がその 職に伴い兼ねている国若しくは地方公共団体の公務員 又は行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役 員若しくは職員たる地位に影響を及ぼすものではない。</p> <p>（公務員等の地位利用による選挙運動の禁止）</p> <p>第百三十六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は 、その地位を利用して選挙運動をすることができない。</p> <p>一 国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法 人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職</p>	<p>（公務員の立候補制限）</p> <p>第八十九条 国若しくは地方公共団体の公務員又は特定 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律 第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人 をいう。以下同じ。）若しくは特定地方独立行政法人 （地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号） 第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう 。以下同じ。）の役員若しくは職員は、在職中、公職 の候補者となることができない。ただし、次の各号に 掲げる公務員（特定独立行政法人又は特定地方独立行 政法人の役員及び職員を含む。次条及び第百三条第三 項において同じ。）は、この限りでない。</p> <p>一 五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項本文の規定は、同項第一号、第二号、第四号 及び第五号に掲げる者並びに前項に規定する者がその 職に伴い兼ねている国若しくは地方公共団体の公務員 又は特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人 の役員若しくは職員たる地位に影響を及ぼすものでは ない。</p> <p>（公務員等の地位利用による選挙運動の禁止）</p> <p>第百三十六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は 、その地位を利用して選挙運動をすることができない。</p> <p>一 国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行 政法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職</p>

員

2 (略)

(職権濫用による選挙の自由妨害罪)

第二百二十六条 選挙に関し、国若しくは地方公共団体の公務員、行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員、中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者又は選挙長若しくは選挙分会長が故意にその職務の執行を怠り又は正当な理由がなくて公職の候補者若しくは選挙運動者に追随し、その居宅若しくは選挙事務所に立ち入る等その職権を濫用して選挙の自由を妨害したときは、四年以下の禁錮に処する。

2 国若しくは地方公共団体の公務員、行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員、中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者又は選挙長若しくは選挙分会長が選挙人に対し、その投票しようとし又は投票した被選挙人の氏名(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称)の表示を求めたときは、六月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

(公務員等の選挙運動等の制限違反)

第二百三十九条の二 国又は地方公共団体の公務員、行政執行法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員

は職員

2 (略)

(職権濫用による選挙の自由妨害罪)

第二百二十六条 選挙に関し、国若しくは地方公共団体の公務員、特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員、中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者又は選挙長若しくは選挙分会長が故意にその職務の執行を怠り又は正当な理由がなくて公職の候補者若しくは選挙運動者に追随し、その居宅若しくは選挙事務所に立ち入る等その職権を濫用して選挙の自由を妨害したときは、四年以下の禁錮に処する。

2 国若しくは地方公共団体の公務員、特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員、中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者又は選挙長若しくは選挙分会長が選挙人に対し、その投票しようとし又は投票した被選挙人の氏名(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称)の表示を求めたときは、六月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

(公務員等の選挙運動等の制限違反)

第二百三十九条の二 国又は地方公共団体の公務員、特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員又は

及び公庫の役職員（公職にある者を除く。）であつて、衆議院議員又は参議院議員の選挙において当該公職の候補者とならうとするもので次の各号に掲げる行為をしたものは、第二百二十九条の規定に違反して選挙運動をした者とみなし、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

一（三）（略）

四 その地位を利用して、当該選挙に関し、国又は地方公共団体の公務員、行政執行人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員及び公庫の役職員をして、その職務の執行に当たり、当該選挙区内にある者に対し、その者に係る特別の利益を供与させ、又は供与することを約束させること。

2
(略)

（公務員等の選挙犯罪による当選無効）

第二百五十一条の四 国又は地方公共団体の公務員、行政執行人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員及び公庫の役職員（公職にある者を除く。以下この条において「公務員等」という。）であつた者が、公務員等の職を離れた日以後最初に公職の候補者（選挙の期日まで公職の候補者であつた場合の公職の候補者に限る。）となつた衆議院議員又は参議院議員の選挙（その者が公務員等の職を離れた日以後三年以内に行われたものに限る。）において当選人となつた場合において、次の各号に掲げる者が、当該当選人のために行つた選挙運動又は行為に関し、第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十三条、第二百三十一条、第二百三十二条、第二百三十三条、第二百三十四条、第二百三十五条、第二百三十六条、第二百三十七条、第二百三十八条、第二百三十九条、第二百四十条、第二百四十一条、第二百四十二条、第二百四十三条、第二百四十四条、第二百四十五条、第二百四十六条、第二百四十七条、第二百四十八条、第二百四十九条、第二百五十条、第二百五十一条、第二百五十二条、第二百五十三条、第二百五十四条、第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十七条、第二百五十八条、第二百五十九条、第二百六十条、第二百六十一条、第二百六十二条、第二百六十三条、第二百六十四条、第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十八条、第二百六十九条、第二百七十条、第二百七十一条、第二百七十二条、第二百七十三条、第二百七十四条、第二百七十五条、第二百七十六条、第二百七十七条、第二百七十八条、第二百七十九条、第二百八十条、第二百八十一条、第二百八十二条、第二百八十三条、第二百八十四条、第二百八十五条、第二百八十六条、第二百八十七条、第二百八十八条、第二百八十九条、第二百九十条、第二百九十一条、第二百九十二条、第二百九十三条、第二百九十四条、第二百九十五条、第二百九十六条、第二百九十七条、第二百九十八条、第二百九十九条、第三百条の二の罪を犯し刑に処せられたときは、当該当選人

職員及び公庫の役職員（公職にある者を除く。）であつて、衆議院議員又は参議院議員の選挙において当該公職の候補者とならうとするもので次の各号に掲げる行為をしたものは、第二百二十九条の規定に違反して選挙運動をした者とみなし、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

一（三）（略）

四 その地位を利用して、当該選挙に関し、国又は地方公共団体の公務員、特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員及び公庫の役職員をして、その職務の執行に当たり、当該選挙区内にある者に対し、その者に係る特別の利益を供与させ、又は供与することを約束させること。

2
(略)

（公務員等の選挙犯罪による当選無効）

第二百五十一条の四 国又は地方公共団体の公務員、特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員及び公庫の役職員（公職にある者を除く。以下この条において「公務員等」という。）であつた者が、公務員等の職を離れた日以後最初に公職の候補者（選挙の期日まで公職の候補者であつた場合の公職の候補者に限る。）となつた衆議院議員又は参議院議員の選挙（その者が公務員等の職を離れた日以後三年以内に行われたものに限る。）において当選人となつた場合において、次の各号に掲げる者が、当該当選人のために行つた選挙運動又は行為に関し、第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十三条、第二百三十一条、第二百三十二条、第二百三十三条、第二百三十四条、第二百三十五条、第二百三十六条、第二百三十七条、第二百三十八条、第二百三十九条、第二百四十条、第二百四十一条、第二百四十二条、第二百四十三条、第二百四十四条、第二百四十五条、第二百四十六条、第二百四十七条、第二百四十八条、第二百四十九条、第二百五十条、第二百五十一条、第二百五十二条、第二百五十三条、第二百五十四条、第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十七条、第二百五十八条、第二百五十九条、第二百六十条、第二百六十一条、第二百六十二条、第二百六十三条、第二百六十四条、第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十八条、第二百六十九条、第二百七十条、第二百七十一条、第二百七十二条、第二百七十三条、第二百七十四条、第二百七十五条、第二百七十六条、第二百七十七条、第二百七十八条、第二百七十九条、第二百八十条、第二百八十一条、第二百八十二条、第二百八十三条、第二百八十四条、第二百八十五条、第二百八十六条、第二百八十七条、第二百八十八条、第二百八十九条、第二百九十条、第二百九十一条、第二百九十二条、第二百九十三条、第二百九十四条、第二百九十五条、第二百九十六条、第二百九十七条、第二百九十八条、第二百九十九条、第三百条の二の罪を犯し刑に処せられたときは、当該当

2

(略)

の当選は、無効とする。
一・二 (略)
三 当該当選人の在職した公務員等の職の所掌に係る事務と同種であり、かつ、その処理に関しこれと関係がある事務をその従事する事務の全部又は一部とする地方公共団体の公務員、行政執行人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員及び公庫の役員で、当該当選人又は当該当選人に係る前二号に掲げる者から当該選挙に関し指示又は要請を受けたもの

2

(略)

選人の当選は、無効とする。
一・二 (略)
三 当該当選人の在職した公務員等の職の所掌に係る事務と同種であり、かつ、その処理に関しこれと関係がある事務をその従事する事務の全部又は一部とする地方公共団体の公務員、特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員及び公庫の役員で、当該当選人又は当該当選人に係る前二号に掲げる者から当該選挙に関し指示又は要請を受けたもの

改正案	現行
<p>（検査等事業者の登録） 第二十四条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 総務大臣は、第一項の登録を申請した者が次の各号（無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、第一号、第二号及び第四号）のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 別表第二に掲げる測定器その他の設備であつて、次のいずれかに掲げる校正又は校正（以下この号、第三十八条の三第一項第二号及び第三十八条の八第二項において「校正等」という。）を受けたもの（その校正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。）を使用して無線設備の点検を行うものであること。</p> <p>イ 国立研究開発行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）又は第百二条の十八第一項の指定校正機関が行う校正</p> <p>ロ、ニ（略）</p> <p>三・四（略）</p> <p>5・6（略）</p> <p>（国等に対する適用除外） 第百四条 国については第百三条及び次章の規定、行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する行政法人（当該行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）につ</p>	<p>（検査等事業者の登録） 第二十四条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 総務大臣は、第一項の登録を申請した者が次の各号（無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、第一号、第二号及び第四号）のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 別表第二に掲げる測定器その他の設備であつて、次のいずれかに掲げる校正又は校正（以下この号、第三十八条の三第一項第二号及び第三十八条の八第二項において「校正等」という。）を受けたもの（その校正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。）を使用して無線設備の点検を行うものであること。</p> <p>イ 独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）又は第百二条の十八第一項の指定校正機関が行う校正</p> <p>ロ、ニ（略）</p> <p>三・四（略）</p> <p>5・6（略）</p> <p>（国等に対する適用除外） 第百四条 国については第百三条及び次章の規定、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人（当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるもの</p>

2
(略)

いては第百三条の規定は、適用しない。ただし、他の法律の規定により国とみなされたものについては、同条の規定の適用があるものとする。

2
(略)

限る。)については第百三条の規定は、適用しない。ただし、他の法律の規定により国とみなされたものについては、同条の規定の適用があるものとする。

改正案	現行
<p>（国立研究開発行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資）</p> <p>第二十二條 協会は、前条第一項に規定する子会社に対して出資する場合のほか、第二十条第一項又は第二項の業務を遂行するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、国立研究開発行政法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発行政法人情報通信研究機構及び第四百四十条第二項に規定する指定再放送事業者その他第二十条第一項又は第二項の業務に密接に関連する政令で定める事業を行う者に出資することができる。</p> <p>（電波監理審議会への諮問）</p> <p>第七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第十八条第二項（定款変更の認可）、第二十条第八項（第六十五条第五項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、第二十条第九項（提供基準の認可）、同条第十項（任意的業務の認可）、第二十二條（国立研究開発行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第六十四条第二項及び第三項（受信料免除の基準及び受信契約条項の認可）、第六十五条第一項（国際放送等の実施の要請）、第六十六条第一項（放送に関する研究</p>	<p>（独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資）</p> <p>第二十二條 協会は、前条第一項に規定する子会社に対して出資する場合のほか、第二十条第一項又は第二項の業務を遂行するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人情報通信研究機構及び第四百四十条第二項に規定する指定再放送事業者その他第二十条第一項又は第二項の業務に密接に関連する政令で定める事業を行う者に出資することができる。</p> <p>（電波監理審議会への諮問）</p> <p>第七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第十八条第二項（定款変更の認可）、第二十条第八項（第六十五条第五項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、第二十条第九項（提供基準の認可）、同条第十項（任意的業務の認可）、第二十二條（独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第六十四条第二項及び第三項（受信料免除の基準及び受信契約条項の認可）、第六十五条第一項（国際放送等の実施の要請）、第六十六条第一項（放送に関する研究の実施命</p>

の實施命令)、第七十一条第一項(収支予算等の認可)、第八十五条第一項(放送設備の譲渡等の認可)、第八十六条第一項(放送の廃止又は休止の認可)、第八十九条第一項(放送の廃止又は休止の認可)、第九十三条第一項(基幹放送の業務の認定)、第九十六条第一項(地上基幹放送の業務の場合に限る。)(認定の更新)、第九十七条第一項本文(基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可)、第二百二十条(放送局設備供給役務の提供条件の変更命令)、第四百一条(受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令)、第五百五十六條第一項、第二項若しくは第四項(有料基幹放送契約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令)、第五百五十九條第一項(認定放送持株会社に関する認定)又は第六百六十七條第一項(センターの指定)の規定による処分

2
三
五
(略)

令)、第七十一条第一項(収支予算等の認可)、第八十五条第一項(放送設備の譲渡等の認可)、第八十六条第一項(放送の廃止又は休止の認可)、第八十九条第一項(放送の廃止又は休止の認可)、第九十三条第一項(基幹放送の業務の認定)、第九十六条第一項(地上基幹放送の業務の場合に限る。)(認定の更新)、第九十七条第一項本文(基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可)、第二百二十条(放送局設備供給役務の提供条件の変更命令)、第四百一条(受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令)、第五百五十六條第一項、第二項若しくは第四項(有料基幹放送契約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令)、第五百五十九條第一項(認定放送持株会社に関する認定)又は第六百六十七條第一項(センターの指定)の規定による処分

2
三
五
(略)

○ 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）（第五十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（資格）</p> <p>第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、行政書士となる資格を有する。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>六 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間及び行政執行法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第三項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員又は職員として行政事務に相当する事務を担当した期間が通算して二十年以上（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校を卒業した者その他同法第九十条に規定する者にあつては十七年以上）になる者</p> <p>（欠格事由）</p> <p>第二条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、行政書士となる資格を有しない。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 公務員（行政執行法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員を含む。）で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者</p> <p>六 八 （略）</p>	<p>（資格）</p> <p>第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、行政書士となる資格を有する。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>六 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間及び特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員又は職員として行政事務に相当する事務を担当した期間が通算して二十年以上（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校を卒業した者その他同法第九十条に規定する者にあつては十七年以上）になる者</p> <p>（欠格事由）</p> <p>第二条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、行政書士となる資格を有しない。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 公務員（特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員を含む。）で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者</p> <p>六 八 （略）</p>

改正案	現行
<p>（実施機関）</p> <p>第三条 内閣総理大臣及び実施機関（政令で定める国の機関及び行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）<u>第二条第三項に規定する行政執行人</u>（以下「行政執行人」という。）をいう。以下同じ。）は、この法律及び政令で定めるところにより、この法律に定める補償の実施の責めに任ずる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（平均給与額）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項に規定する期間中に、次の各号のいずれかに該当する日がある場合においては、その日数及びその間の給与は、同項の期間及び給与の総額から控除して計算する。ただし、控除しないで計算した平均給与額が控除して計算した平均給与額より多い場合は、この限りでない。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 国（職員が行政執行人に在職していた期間にあつては、当該行政執行人）の責めに帰すべき事由によつて勤務することができなかつた日</p> <p>4・5 （略）</p> <p>六 （略）</p>	<p>（実施機関）</p> <p>第三条 内閣総理大臣及び実施機関（政令で定める国の機関及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）<u>第二条第二項に規定する特定独立行政法人</u>（以下「特定独立行政法人」という。）をいう。以下同じ。）は、この法律及び政令で定めるところにより、この法律に定める補償の実施の責めに任ずる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（平均給与額）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項に規定する期間中に、次の各号のいずれかに該当する日がある場合においては、その日数及びその間の給与は、同項の期間及び給与の総額から控除して計算する。ただし、控除しないで計算した平均給与額が控除して計算した平均給与額より多い場合は、この限りでない。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 国（職員が特定独立行政法人に在職していた期間にあつては、当該特定独立行政法人）の責めに帰すべき事由によつて勤務することができなかつた日</p> <p>4・5 （略）</p> <p>六 （略）</p>

(損害賠償との調整等)

第五条 国（職員が行政執行法人に在職中に公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合にあつては、当該行政執行法人。以下同じ。）が国家賠償法（昭和二十二年法律第二百五号）、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法律による損害賠償の責めに任ずる場合において、この法律による補償を行ったときは、同一の事由については、国は、その価額の限度においてその損害賠償の責めを免れる。

2 (略)

(報告、出頭等)

第二十六条 (略)

2 前項の規定により出頭した者は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第一百四号）による旅費（実施機関である行政執行法人が出頭を命じた場合にあつては、当該行政執行法人が支給する旅費）を受けることができる。

附 則

1 (略)

(旧郵政被災職員に係る補償の実施等)

22 当分の間、旧郵政被災職員に関する次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項

政令で定める国の機関及び行政法人
通則法（平成十一

(略)

(損害賠償との調整等)

第五条 国（職員が特定独立行政法人に在職中に公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合にあつては、当該特定独立行政法人。以下同じ。）が国家賠償法（昭和二十二年法律第二百五号）、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法律による損害賠償の責めに任ずる場合において、この法律による補償を行ったときは、同一の事由については、国は、その価額の限度においてその損害賠償の責めを免れる。

2 (略)

(報告、出頭等)

第二十六条 (略)

2 前項の規定により出頭した者は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第一百四号）による旅費（実施機関である特定独立行政法人が出頭を命じた場合にあつては、当該特定独立行政法人が支給する旅費）を受けることができる。

附 則

1 (略)

(旧郵政被災職員に係る補償の実施等)

22 当分の間、旧郵政被災職員に関する次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項

政令で定める国の機関及び独立行政法人
通則法（平成

(略)

<p>23 当分の間、旧郵政被災職員に係る補償及び第二十二 条第一項に規定する福祉事業に要する費用は、政令で 定めるところにより、次に掲げる者が負担する。</p>		<p>第二十六条第二 項</p>		<p>(略)</p>	<p>第五条第一項</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>旅費（実施機関で ある行政執行人 が出頭を命じた場 合にあつては、当 該行政執行人が 支給する旅費）</p>	<p>(略)</p>	<p>行政執行人に 当該行政執行人 以下</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

一〇四 (略)

五 行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

<p>23 当分の間、旧郵政被災職員に係る補償及び第二十 二条第一項に規定する福祉事業に要する費用は、政 令で定めるところにより、次に掲げる者が負担する。</p>		<p>第二十六条第二 項</p>		<p>(略)</p>	<p>第五条第一項</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>旅費（実施機関で ある特定独立行政 法人が出頭を命じ た場合にあつては 、当該特定独立行 政法人が支給する 旅費）</p>	<p>(略)</p>	<p>特定独立行政法人 に 当該特定独立行政 法人。以下</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

一〇四 (略)

五 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

改正案	現行
<p>（適用範囲）</p> <p>第二条 この法律の規定による退職手当は、常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十九条第一項又は第八十条第一項の規定により採用された者及びこれらに準ずる他の法令の規定により採用された者並びに行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第三項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）の役員を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（俸給月額額の減額改定以外の理由により俸給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）</p> <p>第五条の二 （略）</p> <p>2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この法律その他の法律の規定により、この法律の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの法律の規定による退職手当の支給を受けたこと又は地方公務員、第七條の二第一項に規定する公庫等職員（他の法律の規定により、同条の規定の適用について、同項に規定する公庫等職員とみなされるものを含む。以下この項において同じ。）若しくは第八條第一項に規定する行政</p>	<p>（適用範囲）</p> <p>第二条 この法律の規定による退職手当は、常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十九条第一項又は第八十条第一項の規定により採用された者及びこれらに準ずる他の法令の規定により採用された者並びに行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）の役員を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（俸給月額額の減額改定以外の理由により俸給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）</p> <p>第五条の二 （略）</p> <p>2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この法律その他の法律の規定により、この法律の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの法律の規定による退職手当の支給を受けたこと又は地方公務員、第七條の二第一項に規定する公庫等職員（他の法律の規定により、同条の規定の適用について、同項に規定する公庫等職員とみなされるものを含む。以下この項において同じ。）若しくは第八條第一項に規定する独立</p>

法人等役員として退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第七条第六項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第十二条第一項若しくは第十四条第一項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第九条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、地方公務員、第七条の二第一項に規定する公庫等職員又は第八条第一項に規定する行政法人等役員となつたときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

一（四）（略）

五 第八条第一項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する行政法人等役員としての引き続いた在職期間

六 第八条第二項に規定する場合における行政法人等役員としての引き続いた在職期間

七（略）

（勤続期間の計算）

第七条（略）

2・3（略）

4 前三項の規定による在職期間のうち、に休職月等が一年以上あつたときは、その月数の二分の一に相当する月数（国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号）第七條第一項ただし書若しくは行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七條第一項ただし書に規定する

行政法人等役員として退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第七条第六項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第十二条第一項若しくは第十四条第一項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第九条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、地方公務員、第七条の二第一項に規定する公庫等職員又は第八条第一項に規定する独立行政法人等役員となつたときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

一（四）（略）

五 第八条第一項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する独立行政法人等役員としての引き続いた在職期間

六 第八条第二項に規定する場合における独立行政法人等役員としての引き続いた在職期間

七（略）

（勤続期間の計算）

第七条（略）

2・3（略）

4 前三項の規定による在職期間のうち、に休職月等が一年以上あつたときは、その月数の二分の一に相当する月数（国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号）第七條第一項ただし書若しくは特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七條第一項ただし書に規定

事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数）を前三項の規定により計算したる在職期間から除算する。

5
5
8 (略)

(公庫等職員として在職した後引き続き職員となつた者の在職期間の計算)

第七条の二 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖繩振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人(行政執行法を除く。)でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの(退職手当(これに相当する給付を含む。))に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き当該法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めて使用される者に限る。以下「公庫等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。)となるため退職をし、かつ、引き続き公庫等職員として在職した後引き続き再び職員となつた者の前条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいたる在職期間とみなす。

2
2
4 (略)

(行政法人等役員として在職した後引き続き職員となつた者の在職期間の計算)

第八条 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き行政法人通則法第二条第一

する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数)を前三項の規定により計算したる在職期間から除算する。

5
5
8 (略)

(公庫等職員として在職した後引き続き職員となつた者の在職期間の計算)

第七条の二 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖繩振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人(特定独立行政法人を除く。)でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの(退職手当(これに相当する給付を含む。))に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き当該法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めて使用される者に限る。以下「公庫等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。)となるため退職をし、かつ、引き続き公庫等職員として在職した後引き続き再び職員となつた者の前条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいたる在職期間とみなす。

2
2
4 (略)

(独立行政法人等役員として在職した後引き続き職員となつた者の在職期間の計算)

第八条 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き独立行政法人通則法第二条

項に規定する行政法人その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き当該法人の役員となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。以下「行政法人等」という。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「行政法人等役員」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き行政法人等役員として在職した後引き続き再び職員となつた者の第七條第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2 行政法人等役員が、行政法人等の要請に応じ、引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となつた場合におけるその者の第七條第一項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、その者の行政法人等役員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

3 前二項の場合における行政法人等役員としての在職期間の計算については、第七條（第五項を除く。）の規定を準用するほか、政令で定める。

第十條（失業者の退職手当）

2・3（略）

4 勤続期間六月以上で退職した職員（第六項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第四條第一項に規定する被保険者と、その者が退職の

第一項に規定する独立行政法人その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き当該法人の役員となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。以下「独立行政法人等」という。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「独立行政法人等役員」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き独立行政法人等役員として在職した後引き続き再び職員となつた者の第七條第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2 独立行政法人等役員が、独立行政法人等の要請に応じ、引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となつた場合におけるその者の第七條第一項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、その者の独立行政法人等役員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

3 前二項の場合における独立行政法人等役員としての在職期間の計算については、第七條（第五項を除く。）の規定を準用するほか、政令で定める。

第十條（失業者の退職手当）

2・3（略）

4 勤続期間六月以上で退職した職員（第六項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第四條第一項に規定する被保険者と、その者が退職の

際勤務していた国又は行政執行法人の事務又は事業を
同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたなら
ば同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被
保険者に該当するもののうち、第一号に掲げる額が第
二号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業して
いる場合には、一般の退職手当等のほか、第二号に掲
げる額から第一号に掲げる額を減じた額に相当する金
額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職
者給付金の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じ
て支給する。

一・二 (略)

5 勤続期間六月以上で退職した職員（第七項の規定に
該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法
第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の
際勤務していた国又は行政執行法人の事務又は事業を
同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたなら
ば同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被
保険者に該当するものが退職の日後失業している場合
において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受
けないときは、前項第二号の規定の例によりその者に
つき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受け
ることができると高年齢求職者給付金の額に相当する金
額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職
者給付金の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じ
て支給する。

6 (略)

(職員が退職した後引き続き職員となつた場合等に
おける退職手当の不支給)

第二十条 (略)

2・3 (略)

4 職員が第八条第一項の規定に該当する退職をし、か

際勤務していた国又は特定独立行政法人の事務又は事
業を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなした
ならば同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継
続被保険者に該当するもののうち、第一号に掲げる額
が第二号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業
している場合には、一般の退職手当等のほか、第二号
に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額に相当す
る金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢
求職者給付金の支給の条件に従い、公共職業安定所を
通じて支給する。

一・二 (略)

5 勤続期間六月以上で退職した職員（第七項の規定に
該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法
第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の
際勤務していた国又は特定独立行政法人の事務又は事
業を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなした
ならば同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継
続被保険者に該当するものが退職の日後失業している
場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給
を受けないときは、前項第二号の規定の例によりその
者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を
受けることができると高年齢求職者給付金の額に相当す
る金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢
求職者給付金の支給の条件に従い、公共職業安定所を
通じて支給する。

6 (略)

(職員が退職した後引き続き職員となつた場合等に
おける退職手当の不支給)

第二十条 (略)

2・3 (略)

4 職員が第八条第一項の規定に該当する退職をし、か

つ、引き続き行政法人等役員となつた場合又は同条第二項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続き行政法人等役員となつた場合においては、政令で定める場合を除き、この法律の規定による退職手当は支給しない。

つ、引き続き独立行政法人等役員となつた場合又は同条第二項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続き独立行政法人等役員となつた場合においては、政令で定める場合を除き、この法律の規定による退職手当は、支給しない。

○ 軍事郵便貯金等特別処理法（昭和二十九年法律第百八号）（第五十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（軍事郵便貯金及び外地郵便貯金の取扱いの制限）</p> <p>第八条 行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、軍事郵便貯金又は外地郵便貯金の貯金通帳によつては、払戻証書による全部払戻しの取扱いを除いて、貯金の預入及び払戻しの取扱いをしない。</p> <p>2 行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、外地郵便貯金である定額郵便貯金の貯金証書によつては、払戻証書による払戻しの取扱いを除いて、貯金の払戻しの取扱いをしない。</p>	<p>（軍事郵便貯金及び外地郵便貯金の取扱いの制限）</p> <p>第八条 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、軍事郵便貯金又は外地郵便貯金の貯金通帳によつては、払戻証書による全部払戻しの取扱いを除いて、貯金の預入及び払戻しの取扱いをしない。</p> <p>2 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、外地郵便貯金である定額郵便貯金の貯金証書によつては、払戻証書による払戻しの取扱いを除いて、貯金の払戻しの取扱いをしない。</p>

改正案	現行
<p>(経過措置に伴う費用の負担) 第九十六条 (略)</p> <p>3 2 機構等(独立行政法人都市再生機構、行政法人水資源機構、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、国立研究開発行政法人森林総合研究所、原子燃料公社、地方公共団体金融機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、株式会社日本政策金融公庫、首都高速道路株式会社、行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構又は阪神高速道路株式会社をいう。以下この項において同じ。)は、政令で定めるところにより、第七条(第三十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定により機構等(行政法人水資源機構にあつては愛知用水公団、国立研究開発行政法人森林総合研究所にあつては農地開発機械公団又は森林開発公団、独立行政法人都市再生機構にあつては日本住宅公団、株式会社日本政策金融公庫にあつては中小企業信用保険公庫、行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構にあつては雇用促進事業団、独立行政法人労働者健康福祉機構にあつては労働福祉事業団、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社にあつては日本道路公団、首都高速道路株式会社にあつては首都高速道路公団、阪神高速道路株式会社にあつては阪神高速道路公団、行政法人日本高速道路保有・債務返済機構にあつては日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公</p>	<p>(経過措置に伴う費用の負担) 第九十六条 (略)</p> <p>3 2 機構等(独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人森林総合研究所、原子燃料公社、地方公共団体金融機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、株式会社日本政策金融公庫、首都高速道路株式会社、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構又は阪神高速道路株式会社をいう。以下この項において同じ。)は、政令で定めるところにより、第七条(第三十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定により機構等(独立行政法人水資源機構にあつては愛知用水公団、独立行政法人森林総合研究所にあつては農地開発機械公団又は森林開発公団、独立行政法人都市再生機構にあつては日本住宅公団、株式会社日本政策金融公庫にあつては中小企業信用保険公庫、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構にあつては雇用促進事業団、独立行政法人労働者健康福祉機構にあつては労働福祉事業団、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社にあつては日本道路公団、首都高速道路株式会社にあつては首都高速道路公団、阪神高速道路株式会社にあつては阪神高速道路公団、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構にあつては日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高</p>

団、地方公共団体金融機構にあつては公営企業金融公庫）に勤務していた期間を組合員期間に算入される者に係る長期給付で当該勤務していた期間に係るもの支払に充てる金額を負担し、これを組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会）に払い込むものとする。

速道路公団、地方公共団体金融機構にあつては公営企業金融公庫）に勤務していた期間を組合員期間に算入される者に係る長期給付で当該勤務していた期間に係るもの支払に充てる金額を負担し、これを組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会）に払い込むものとする。

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（第五十七条関係）

						改正案	
百二十一・百二十二（略）	百二十行政 法人環境再 生保全機構	七十二〜百十九（略）	七十一の二 厚生労働省 又は行政法 人高齡・障 害・求職者 雇用支援機 構	一〜七十（略）	提供を受ける 国の機関又は 法人	事務	別表第一（第三十条の七関係）
百二十一・百二十二（略）	百二十独立 行政法人環 境再生保全 機構	七十二〜百十九（略）	七十一の二 厚生労働省 又は独立行 政法人高齡 ・障害・求 職者雇用支 援機構	一〜七十（略）	提供を受ける 国の機関又は 法人	事務	別表第一（第三十条の七関係）
						現行	

（傍線部分は改正部分）

略)

略)

○ 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十五年法律第七号）（第五十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案					現行					
別表（第三条関係）	事業の区分	(略)	農地及び農業施設	土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業のうち営土改良事業又は行政法人資源機構が行う次に掲げる事業に連して行うもの	行政法人水資源機構（平成十四年法律第八十二号）第二条第二項に規定する水資源開発の新築（かんがいに係るもの）	事業主体	(略)	(略)	(略)	国 の 負 担
	事業主体	(略)	(略)	(略)	行政法人水資源機構	事業主体	(略)	(略)	(略)	国 の 負 担
	国の負担割合	(略)	(略)	(略)	(略)	国の負担割合	(略)	(略)	(略)	国 の 負 担
別表（第三条関係）	事業の区分	(略)	農地及び農業施設	土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業のうち営土改良事業又は独立行政法人水資源機構が行う次に掲げる事業の	独立行政法人水資源機構（平成十四年法律第八十二号）第二条第二項に規定する水資源開発の新築（かんがいに係るもの）	事業主体	(略)	(略)	(略)	国 の 負 担
	事業主体	(略)	(略)	(略)	独立行政法人水資源機構	事業主体	(略)	(略)	(略)	国 の 負 担
	国の負担割合	(略)	(略)	(略)	(略)	国の負担割合	(略)	(略)	(略)	国 の 負 担

に限る。
)

ものに限る。
)

改正案	現行
<p>（登録の基準） 第八十七条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 別表第二に掲げる測定器その他の設備であつて、次のいずれかに掲げる較正又は校正（以下この号において「較正等」という。）を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。）を使用して技術基準適合認定を行うものであること。</p> <p>イ 国立研究開発行政法人情報通信研究機構（ハにおいて「機構」という。）又は電波法第百二条の十八第一項の指定較正機関が行う較正</p> <p>ロ 一（略） 二（略） 三（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（登録の基準） 第八十七条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 別表第二に掲げる測定器その他の設備であつて、次のいずれかに掲げる較正又は校正（以下この号において「較正等」という。）を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。）を使用して技術基準適合認定を行うものであること。</p> <p>イ 独立行政法人情報通信研究機構（ハにおいて「機構」という。）又は電波法第百二条の十八第一項の指定較正機関が行う較正</p> <p>ロ 一（略） 二（略） 三（略）</p> <p>2・3（略）</p>

○ 電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）（第五十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（機構による施設整備事業の推進） 第六条 国立研究開発行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。 一・二 （略）</p>	<p>（機構による施設整備事業の推進） 第六条 独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。 一・二 （略）</p>

○ 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成五年法律第五十四号）（第五十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（機構による通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進） 第四条 国立研究開発行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 三 （略）</p>	<p>（機構による通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進） 第四条 独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 三 （略）</p>

○ 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）（第五十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（機構による高度テレビジョン放送施設整備事業の推進） 第六条 国立研究開発行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。 一・二 （略）</p>	<p>（機構による高度テレビジョン放送施設整備事業の推進） 第六条 独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。 一・二 （略）</p>

○ 通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律（平成十三年法律第四十四号）（第五十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（目的） 第一条 この法律は、国立研究開発行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）に、通信・放送融合技術の開発を行う者に対する支援に関する業務を行わせるための措置を講ずることにより、通信・放送融合技術を用いて提供される電気通信の役割の普及を図り、もって高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与することを目的とする。</p>	<p>（目的） 第一条 この法律は、独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）に、通信・放送融合技術の開発を行う者に対する支援に関する業務を行わせるための措置を講ずることにより、通信・放送融合技術を用いて提供される電気通信の役割の普及を図り、もって高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与することを目的とする。</p>

○ 特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）（第六十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条 この法律において「通信・放送事業分野」とは、国立研究開発行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）<u>第二条第二号に規定する通信・放送事業分野をいう。</u></p> <p>2 ～ 4 （略）</p> <p>（機構による特定通信・放送開発事業の推進） 第六条 国立研究開発行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 ～ 五 （略）</p> <p>2 ・ 3 （略）</p>	<p>（定義） 第二条 この法律において「通信・放送事業分野」とは、<u>独立行政法人情報通信研究機構法</u>第二条第二号に規定する通信・放送事業分野をいう。</p> <p>2 ～ 4 （略）</p> <p>（機構による特定通信・放送開発事業の推進） 第六条 独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 ～ 五 （略）</p> <p>2 ・ 3 （略）</p>

○ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）（第六十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（年次休暇） 第十七条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 当該年の前年において行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第三項に規定する行政執行法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員又は沖繩振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち政令で定めるものを使用される者（以下この号において「行政執行法人職員等」という。）であつた者であつて引き続き当該年に新たに職員となつたものその他政令で定める職員 行政執行法人職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、二十日に次項の政令で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で政令で定める日数</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（年次休暇） 第十七条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 当該年の前年において独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員又は沖繩振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち政令で定めるものを使用される者（以下この号において「特定独立行政法人職員等」という。）であつた者であつて引き続き当該年に新たに職員となつたものその他政令で定める職員 特定独立行政法人職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、二十日に次項の政令で定める日数を加えない範囲内で政令で定める日数</p> <p>2・3 （略）</p>

○ 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）（第六十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略） 一 試験研究機関等 次に掲げる機関であつて、試験研究に関する業務を行うものをいう。 イ〜ハ（略） ニ 行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第 二条第三項に規定する行政執行人 二・三（略）</p>	<p>（定義） 第二条（略） 一 試験研究機関等 次に掲げる機関であつて、試験研究に関する業務を行うものをいう。 イ〜ハ（略） ニ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号） 第二条第二項に規定する特定独立行政法人 二・三（略）</p>

○ 特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律（平成十年法律第五十三号）（第六十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国立研究開発行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）に、特定公共電気通信システムの開発に必要な通信・放送技術に関する研究開発及び特定の公共分野における技術に関する研究開発の総合的な実施並びにその成果の普及の業務を行わせるための措置を講ずることにより、特定公共電気通信システムの開発の促進を図り、もって高度情報通信社会の構築に資することを目的とする。</p> <p>（試験研究機関の協力等）</p> <p>第六条 機構は、第四条第一号に掲げる業務に関し、総務省、文部科学省、農林水産省若しくは国土交通省（以下この条において「総務省等」という。）の試験研究機関若しくは総務省等の所管に係る行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する行政法人（研究開発の業務を行うものに限る。）又は警察庁の附属機関に対して、必要な助言及び協力を求めることができる。</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）に、特定公共電気通信システムの開発に必要な通信・放送技術に関する研究開発及び特定の公共分野における技術に関する研究開発の総合的な実施並びにその成果の普及の業務を行わせるための措置を講ずることにより、特定公共電気通信システムの開発の促進を図り、もって高度情報通信社会の構築に資することを目的とする。</p> <p>（試験研究機関の協力等）</p> <p>第六条 機構は、第四条第一号に掲げる業務に関し、総務省、文部科学省、農林水産省若しくは国土交通省（以下この条において「総務省等」という。）の試験研究機関若しくは総務省等の所管に係る独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人（研究開発の業務を行うものに限る。）又は警察庁の附属機関に対して、必要な助言及び協力を求めることができる。</p>

改正案	現行
<p>（行政文書の開示義務）</p> <p>第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第三項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、行政法人等（行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四十号）以下「行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する行政法人等という。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地</p>	<p>（行政文書の開示義務）</p> <p>第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（<u>独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）</u>第二条第二項に規定する<u>特定独立行政法人の役員及び職員を除く。</u>）、<u>独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四十号）以下「独立行政法人等情報公開法」という。）</u>第二条第一項に規定する<u>独立行政法人等</u>という。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並</p>

方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）
第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。
（以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である
場合において、当該情報がその職務の遂行に係る
情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員
等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二 法人その他の団体（国、行政法人等、地方公共団
体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」と
いう。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事
業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし
、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、
公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ・ロ（略）

三・四（略）

五 国の機関、行政法人等、地方公共団体及び地方独
立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又
は協議に関する情報であつて、公にすることにより
、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不
当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生
じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若
しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 国の機関、行政法人等、地方公共団体又は地方独
立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつ
て、公にすることにより、次に掲げるおそれその他
当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適
正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ（略）

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、行政
法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の
財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害

びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平
成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定す
る地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員
及び職員をいう。）である場合において、当該情
報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当
該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂
行の内容に係る部分

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公
共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等
」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当
該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。た
だし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するた
め、公にすることが必要であると認められる情報を
除く。

イ・ロ（略）

三・四（略）

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地
方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検
討又は協議に関する情報であつて、公にすること
により、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性
が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱
を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を
与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地
方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報で
あつて、公にすることにより、次に掲げるおそれそ
の他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業
の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ（略）

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独
立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法
人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当

するおそれ

ハ・ニ (略)

ホ 行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(行政法人等への事案の移送)

第十二条の二 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が行政法人等により作成されたものであるときその他行政法人等において行政法人等情報公開法第十条第一項に規定する開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該行政法人等と協議の上、当該行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、行政文書を移送を受けた行政法人等が保有する行政法人等情報公開法第二条第二項に規定する法人文書と、開示請求を移送を受けた行政法人等に対する行政法人等情報公開法第四条第一項に規定する開示請求とみなして、行政法人等情報公開法の規定を適用する。この場合において、行政法人等情報公開法第十条第一項中「第四条第二項」とあるのは「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第四条第二項」と、行政法人等情報公開法第十七条第一項中「開示請求をする者又は法人文書」とあるのは「法人文書」と、「により、それぞれ」とあるのは「により」と、「開示請求に係る手数料又は開示」とあるのは「開示」とする。

3 第一項の規定により事案が移送された場合において

に害するおそれ

ハ・ニ (略)

ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(独立行政法人等への事案の移送)

第十二条の二 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が独立行政法人等により作成されたものであるときその他独立行政法人等において独立行政法人等情報公開法第十条第一項に規定する開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該独立行政法人等と協議の上、当該独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、行政文書を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法人等情報公開法第二条第二項に規定する法人文書と、開示請求を移送を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等情報公開法第四条第一項に規定する開示請求とみなして、独立行政法人等情報公開法の規定を適用する。この場合において、独立行政法人等情報公開法第十条第一項中「第四条第二項」とあるのは「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第四条第二項」と、独立行政法人等情報公開法第十七条第一項中「開示請求をする者又は法人文書」とあるのは「法人文書」と、「により、それぞれ」とあるのは「により」と、「開示請求に係る手数料又は開示」とあるのは「開示」とする。

3 第一項の規定により事案が移送された場合において

、移送を受けた行政法人等が開示の実施をするときは、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第十三条 開示請求に係る行政文書に国、行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第十九条及び第二十条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、行政機関の長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2・3 (略)

、移送を受けた独立行政法人等が開示の実施をするときは、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第十三条 開示請求に係る行政文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第十九条及び第二十条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、行政機関の長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2・3 (略)

○ 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（第六十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 本省に置かれる職及び機関</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 審議会等</p> <p>第一款 設置（第八条）</p> <p>第二款 地方財政審議会（第九条―第十七条）</p> <p>第二款の二 行政法人評価制度委員会（第十七条の二）</p> <p>第三款・第四款（略）</p> <p>第五款 電波監理審議会（第二十条・第二十一条）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 行政機関（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第二条第一項に規定する行政機関をいう。）及び行政法人等（行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四十号）第二条第一項に規定する行政法人等をいう。）の保有する情報の公開に関する共通的な制度の企画及び立案並びに調整に関するこ</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 本省に置かれる職及び機関</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 審議会等</p> <p>第一款 設置（第八条）</p> <p>第二款 地方財政審議会（第九条―第十七条）</p> <p>第三款・第四款（略）</p> <p>第五款 電波監理審議会（第二十条）</p> <p>第六款 独立行政法人評価委員会（第二十一条）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 行政機関（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第二条第一項に規定する行政機関をいう。）及び独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。）の保有する情報の公開に関する共通的な制度の企画及び立案並びに調</p>

と。

六 行政機関（行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第一項に規定する行政機関をいう。）及び行政法人等（行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する行政法人等をいう。）の保有する個人情報の保護に関する共通的な制度の企画及び立案並びに調整に関すること。

七から十五まで 削除

十六、十八（略）

十九 第十七号の規定による評価並びに前号の規定による評価及び監視（次号において「行政評価等」という。）に関連して、次に掲げる業務の実施状況に關し必要な調査を行うこと。

イ 行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する行政法人（以下「行政法人」という。）
（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人及び総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターの業務）

ロ、ニ（略）

二十（略）

二十の二 行政法人の業務運営に係る評価の制度に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

二十一 各行政機関の業務、第十九号に規定する業務及び第二十号に規定する地方公共団体の業務に関する苦情の申出についての必要なあつせんに関すること。

二十二、九十九（略）

整に関すること。

六 行政機関（行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第一項に規定する行政機関をいう。）及び独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。）の保有する個人情報の保護に関する共通的な制度の企画及び立案並びに調整に関すること。

七から十五まで 削除

十六、十八（略）

十九 第十七号の規定による評価並びに前号の規定による評価及び監視（次号において「行政評価等」という。）に関連して、次に掲げる業務の実施状況に關し必要な調査を行うこと。

イ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人及び総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターの業務（第十七号の規定による評価に関連する場合に限る。）

ロ、ニ（略）

二十（新設）

二十一 各行政機関の業務、第十九号に規定する業務及び前号に規定する地方公共団体の業務に関する苦情の申出についての必要なあつせんに関すること。

二十二、九十九（略）

第八条 (略)

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより総務省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。

行政法人評価制度委員会
国地方係争処理委員会
電気通信紛争処理委員会
電波監理審議会

第二款の二 行政法人評価制度委員会

第十七条の二 行政法人評価制度委員会については、行政法人通則法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

(削る)

第二十一条 削除

第二十五条 (略)

2 総務大臣は、前項に定める事務のほか、管区行政評価局及び沖繩行政評価事務所、総務省の所掌事務のうち、第四条第三号から第六号まで、第八十一号から第八十四号まで及び第八十六号に掲げる事務（同号に掲げる事務にあつては、統計技術の研究に関するものを除く。）に関する調査並びに資料の収集及び整理に関する事務並びに次に掲げる案内所に関する事務を分掌させることができる。

一 (略)

二 行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第

第八条 (略)

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより総務省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。

国地方係争処理委員会
電気通信紛争処理委員会
電波監理審議会
独立行政法人評価委員会

(新設)

(新設)

第六款 独立行政法人評価委員会

第二十一条 独立行政法人評価委員会については、独立行政法人通則法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

(管区行政評価局等)

第二十五条 (略)

2 総務大臣は、前項に定める事務のほか、管区行政評価局及び沖繩行政評価事務所、総務省の所掌事務のうち、第四条第三号から第六号まで、第八十一号から第八十四号まで及び第八十六号に掲げる事務（同号に掲げる事務にあつては、統計技術の研究に関するものを除く。）に関する調査並びに資料の収集及び整理に関する事務並びに次に掲げる案内所に関する事務を分掌させることができる。

一 (略)

二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法

二十三条第二項の案内所

三 (略)

四 行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律第四十六条第二項の案内所

3 (略)

附則

(削る)

第四条 (地方財政審議会の所掌事務の特例)
(略)

(行政法人評価制度準備委員会)

第五条 独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)の施行の日の前日までの間、同法附則第三条第一項の規定により総務省に置かれる行政法人評価制度準備委員会は、本省に置く。

律第二十三条第二項の案内所

三 (略)

四 独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律第四十六条第二項の案内所

3 (略)

附則

(公務員制度調査会)

第四条 平成十四年三月三十一日までの間、本省に、公務員制度調査会を置く。

2 公務員制度調査会は、次に掲げる事務をつかさどる

一 内閣総理大臣又は総務大臣の諮問に応じて国家公務員に関する制度に関する重要事項を調査審議すること。

二 前号に規定する重要事項に関し、内閣総理大臣又は総務大臣に意見を述べること。

3 公務員制度調査会の委員その他の職員で政令で定めるものは、内閣総理大臣が任命する。

4 前三項に定めるもののほか、公務員制度調査会の組織及び委員その他の職員その他公務員制度調査会に關し必要な事項については、政令で定める。

第五条 (地方財政審議会の所掌事務の特例)
(略)

(新設)

改正案	現行
<p>(定義等) 第二条 (略) 2 この法律において、「本省課長補佐級以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。 一 四 (略) 五 行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）<u>第二</u> <u>条</u>第三項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）の職員であつて、その職務と責任が第一号に掲げる職員に相当するものとして当該行政執行法人の長が定めるもの 3 この法律において、「指定職以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。 一 三 (略) 四 行政執行法人の職員であつて、その職務と責任が第一号に掲げる職員に相当するものとして当該行政執行法人の長が定めるもの 4 この法律において、「本省審議官級以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。 一・二 (略) 三 行政執行法人の職員であつて、その職務と責任が第一号に掲げる職員に相当するものとして当該行政執行法人の長が定めるもの 5・6 (略) 7 行政執行法人の長は、第二項第五号、第三項第四号又は第四項第三号の規定により当該行政執行法人における本省課長補佐級以上の職員、指定職以上の職員又は本省審議官級以上の職員を定めるときは、その範囲</p>	<p>(定義等) 第二条 (略) 2 この法律において、「本省課長補佐級以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。 一 四 (略) 五 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）<u>第二</u> <u>条</u>第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）の職員であつて、その職務と責任が第一号に掲げる職員に相当するものとして当該特定独立行政法人の長が定めるもの 3 この法律において、「指定職以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。 一 三 (略) 四 特定独立行政法人の職員であつて、その職務と責任が第一号に掲げる職員に相当するものとして当該特定独立行政法人の長が定めるもの 4 この法律において、「本省審議官級以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。 一・二 (略) 三 特定独立行政法人の職員であつて、その職務と責任が第一号に掲げる職員に相当するものとして当該特定独立行政法人の長が定めるもの 5・6 (略) 7 特定独立行政法人の長は、第二項第五号、第三項第四号又は第四項第三号の規定により当該特定独立行政法人における本省課長補佐級以上の職員、指定職以上の職員又は本省審議官級以上の職員を定めるときは、</p>

を公表しなければならない。

第五条

(略)

4 行政執行法人の長は、国家公務員倫理審査会の同意を得て、当該行政執行法人の職員の職務に係る倫理に関する規則を定めることができる。

5 行政執行法人の長は、前項の規則を定めたときは、これを主務大臣（行政法人通則法第六十八条に規定する主務大臣をいう。）に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

6 (略)

(贈与等の報告)

第六条 本省課長補佐級以上の職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的業務に対する報酬として国家公務員倫理規程で定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において本省課長補佐級以上の職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が一件につき五千円を超える場合に限る。）は、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、次に掲げる事項を記載した贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から十四日以内に、各省各庁の長等（各省各庁の長及び行政執行法人の長をいう。以下同じ。）又はその委任を受けた者に提出しなければならない。

一 四 (略)

その範囲を公表しなければならない。

第五条

(略)

4 特定独立行政法人の長は、国家公務員倫理審査会の同意を得て、当該特定独立行政法人の職員の職務に係る倫理に関する規則を定めることができる。

5 特定独立行政法人の長は、前項の規則を定めたときは、これを主務大臣（独立行政法人通則法第六十八条に規定する主務大臣をいう。）に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

6 (略)

(贈与等の報告)

第六条 本省課長補佐級以上の職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的業務に対する報酬として国家公務員倫理規程で定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において本省課長補佐級以上の職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が一件につき五千円を超える場合に限る。）は、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、次に掲げる事項を記載した贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から十四日以内に、各省各庁の長等（各省各庁の長及び特定独立行政法人の長をいう。以下同じ。）又はその委任を受けた者に提出しなければならない。

一 四 (略)

2 (略)

第三十九条 職員の職務に係る倫理の保持を図るため、法律の規定に基づき内閣に置かれる各機関及び内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれる各機関並びに会計検査院並びに各行政執行法人（以下「行政機関等」という。）に、それぞれ倫理監督官一人を置く。

2 (略)

(行政執行法人の職員に関する特例)

第四十一条 第四章の規定は、行政執行法人の職員（管理又は監督の地位にある者のうち人事公正委員会規則で定める官職にあるものを除く。）には、適用しない。

2 第四章の規定の適用を受ける行政執行法人の労働関

係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号の職員に対する同法第三十七条第一号第一号の規定の適用については、同号中「第八十四条第二項、第八十五条、第八十七条」とあるのは「第八十七条」と、「第二百二条第四項」とあるのは「第二百二条第四項（第四百四十五条第二項の規定により権限の委任を受けた国家公務員倫理審査会が行う調査に係るものを除く。）」と、「行われるもの」とあるのは「行われるもの及び職員の職務に係る倫理の保持に關して行われるもの」と、「第四百四十五条第二項、第四百四十六条、第四百七条、第六十二条」とあるのは「第四百四十六条、第四百四十七条、第六十三条」とする。

(特殊法人等の講ずる施策等)

第四十二条 法律により直接に設立された法人又は特別

2 (略)

第三十九条 職員の職務に係る倫理の保持を図るため、法律の規定に基づき内閣に置かれる各機関及び内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれる各機関並びに会計検査院並びに各特定独立行政法人（以下「行政機関等」という。）に、それぞれ倫理監督官一人を置く。

2 (略)

(特定独立行政法人の職員に関する特例)

第四十一条 第四章の規定は、特定独立行政法人の職員（管理又は監督の地位にある者のうち人事公正委員会規則で定める官職にあるものを除く。）には、適用しない。

2 第四章の規定の適用を受ける特定独立行政法人の労働

関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号の職員に対する同法第三十七条第一号第一号の規定の適用については、同号中「第八十四条第二項、第八十五条、第八十七条」とあるのは「第八十七条」と、「第二百二条第四項」とあるのは「第二百二条第四項（第四百四十五条第二項の規定により権限の委任を受けた国家公務員倫理審査会が行う調査に係るものを除く。）」と、「行われるもの」とあるのは「行われるもの及び職員の職務に係る倫理の保持に關して行われるもの」と、「第四百四十五条第二項、第四百四十六条、第四百四十七条、第六十二条」とあるのは「第四百四十六条、第四百四十七条、第六十三条」とする。

(特殊法人等の講ずる施策等)

第四十二条 法律により直接に設立された法人又は特別

の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四條第二項第十二号の規定の適用を受けない法人を除く。）、行政法人通則法第二條第二項に規定する中期目標行政法人その他これらに準ずるものとして政令で定める法人のうち、その設立の根拠となる法律又は法人格を付与する法律において、役員、職員その他の当該法人の業務に従事する者を法令により公務に従事する者とみなすこととされ、かつ、政府の出資を受けているもの（以下「特殊法人等」という。）は、この法律の規定に基づく国及び行政執行法人の施策に準じて、特殊法人等の職員の職務に係る倫理の保持のために必要な施策を講ずるようにならなければならない。

2・3 (略)

（地方公共団体等の講ずる施策）
第四十三條 地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二條第二項に規定する特定地方独立行政法人は、この法律の規定に基づく国及び行政執行法人の施策に準じて、地方公務員の職務に係る倫理の保持のために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四條第二項第十二号の規定の適用を受けない法人を除く。）、独立行政法人通則法第二條第一項に規定する独立行政法人であつて特定独立行政法人以外のものその他これらに準ずるものとして政令で定める法人のうち、その設立の根拠となる法律又は法人格を付与する法律において、役員、職員その他の当該法人の業務に従事する者を法令により公務に従事する者とみなすこととされ、かつ、政府の出資を受けているもの（以下「特殊法人等」という。）は、この法律の規定に基づく国及び特定独立行政法人の施策に準じて、特殊法人等の職員の職務に係る倫理の保持のために必要な施策を講ずるようにならなければならない。

2・3 (略)

（地方公共団体等の講ずる施策）
第四十三條 地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二條第二項に規定する特定地方独立行政法人は、この法律の規定に基づく国及び特定独立行政法人の施策に準じて、地方公務員の職務に係る倫理の保持のために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

○ 独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）（第六十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">国立研究開発行政法人情報通信研究機構法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国立研究開発行政法人情報通信研究機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第三条 この法律及び行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する行政法人の名称は、国立研究開発行政法人情報通信研究機構とする。</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第四条 国立研究開発行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、情報の電磁的流通（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第六十三号に規定する情報の電磁的流通をいう。第十四条第一項において同じ。）及び電波の利用に関する技術の研究及び開発、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、通信・放送事業分野に属する事業の振興等を総合的に行うことにより、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進並びに電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進に資することを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人情報通信研究機構法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人情報通信研究機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第三条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人情報通信研究機構とする。</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第四条 独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、情報の電磁的流通（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第六十三号に規定する情報の電磁的流通をいう。第十四条第一項において同じ。）及び電波の利用に関する技術の研究及び開発、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、通信・放送事業分野に属する事業の振興等を総合的に行うことにより、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進並びに電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進に資することを目的とする。</p>

(国立研究開発行政法人)

第四条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標行政法人であつて、通則法第四条第二項に規定する国立研究開発行政法人とする。

(理事の任期)

第十一条 理事の任期は、二年とする。

(利益及び損失の処理の特例等)

第十七条 (略)

2 総務大臣(債務保証勘定に係る承認をしようとするときは総務大臣及び財務大臣)は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 3 7 (略)

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十九条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号。以下この条において「補助金等適正化法」という。)の規定(罰則を含む。)は、第十四条第一項第九号並びに同条第二項第三号(通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律第四条第一号に係る部分に限る。)、第四号(通信・放送開発法第六条第一項第三号に係る部分に限る。)、及び第五号(障害者利用円滑化法第四条第一号に係る部分に限る。)の規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、補助金等適正

(新設)

(役員任期)

第十一条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(利益及び損失の処理の特例等)

第十七条 (略)

2 総務大臣(債務保証勘定に係る承認をしようとするときは総務大臣及び財務大臣)は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、総務省の独立行政法人評価委員会(債務保証勘定に係る承認については総務省の独立行政法人評価委員会及び財務省の独立行政法人評価委員会)の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 3 7 (略)

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十九条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号。以下この条において「補助金等適正化法」という。)の規定(罰則を含む。)は、第十四条第一項第九号並びに同条第二項第三号(通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律第四条第一号に係る部分に限る。)、第四号(通信・放送開発法第六条第一項第三号に係る部分に限る。)、及び第五号(障害者利用円滑化法第四条第一号に係る部分に限る。)の規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、補助金等適正

化法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「国立研究開発行政法人情報通信研究機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「国立研究開発行政法人情報通信研究機構の理事長」と、補助金等適正化法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「国立研究開発行政法人情報通信研究機構」と、補助金等適正化法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「国立研究開発行政法人情報通信研究機構の事業年度」と読み替えるものとする。

（主務大臣等）

第二十二條 （略）

2 （略）
（削る）

3 （略）

第二十三條 削除

化法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人情報通信研究機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人情報通信研究機構の理事長」と、補助金等適正化法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人情報通信研究機構」と、補助金等適正化法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人情報通信研究機構の事業年度」と読み替えるものとする。

（主務大臣等）

第二十二條 （略）

2 （略）
3 機構に係る通則法における主務省は、総務省とする

4 （略）

（独立行政法人評価委員会への意見聴取等）

第二十三條 前条第一項第六号に掲げる業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項、第三十五条第二項、第三十八条第三項、第四十条第四項、第四十五条第四項、第四十六条の二第五項、第四十六条の三第六項及び第四十八条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは「評価委員会及び財務省の独立行政法人評価委員会」とする。

2 総務省の独立行政法人評価委員会は、次の場合には前条第一項第六号に掲げる業務に関し、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない
一 通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の

規定による評価を行おうとするとき。

二 通則法第三十二條第三項後段（通則法第三十四條第三項において準用する場合を含む。）の規定による勧告をしようとするとき。

○ 独立行政法人統計センター法（平成十一年法律第二百十九号）（第六十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">行政法人統計センター法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、行政法人統計センターの名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する行政法人の名称は、行政法人統計センターとする。</p> <p>（センターの目的）</p> <p>第三条 行政法人統計センター（以下「センター」という。）は、国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第八十五号に規定するものをいう。以下「国勢調査等」という。）の製表、これに必要な統計技術の研究等を一体的に行うことにより、統計の信頼性の確保及び統計技術の向上に資することを目的とする。</p> <p>（行政執行法人）</p> <p>第四条 センターは、通則法第二条第三項に規定する行政執行法人とする。</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人統計センター法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人統計センターの名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人統計センターとする。</p> <p>（センターの目的）</p> <p>第三条 独立行政法人統計センター（以下「センター」という。）は、国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第八十五号に規定するものをいう。以下「国勢調査等」という。）の製表、これに必要な統計技術の研究等を一体的に行うことにより、統計の信頼性の確保及び統計技術の向上に資することを目的とする。</p> <p>（特定独立行政法人）</p> <p>第四条 センターは、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。</p>

(理事長及び理事の任期)
第九条 理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。

(緊急の必要がある場合の総務大臣の命令)
第十一条 総務大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、関係行政機関の要請に応じ緊急に統計を作成することが必要であると認めるときは、セクターに対し、前条第一号から第三号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
(削る)

(積立金の処分)
第十三条 セクターは、毎事業年度に係る通則法第四十条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち総務大臣の承認を受けた金額を、翌事業年度に係る通則法第三十五条の五第一項の認可を受けた事業計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、翌事業年度における第十条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 総務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(役員任期)
第九条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(緊急の必要がある場合の総務大臣の要求)
第十一条 総務大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、関係行政機関の要請に応じ緊急に統計を作成することが必要であると認めるときは、セクターに対し、前条第一号から第三号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。
2 セクターは、総務大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

(積立金の処分)
第十三条 セクターは、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち総務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 総務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、総務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(主務大臣等)

第十四条 センターに係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ総務大臣及び総務省令とする。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第十一条の規定による総務大臣の命令に違反したとき。

三 (略)

ならない。

3・4 (略)

(主務大臣等)

第十四条 センターに係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ総務大臣、総務省及び総務省令とする。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

(新設)

二 (略)

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略） 一 三（略） 四 前三号に掲げるもののほか、その事業の運営のために必要な経費の主たる財源をその事業の収益（法令の規定に基づく指定、認定その他これらに準ずる処分若しくは国若しくは地方公共団体からの委託を受けて実施する国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業又はこれに類する事業として政令で定めるものの実施による収益及び補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）を除く。）によって得ている本邦法人（次に掲げるものを除く。）のうち、前条の目的を達成するために適切であると認められる法人として政令で定めるもの</p> <p>イ 行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人及び総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センター</p> <p>ロ 二（略）</p> <p>三 五（略） 四（略） 五（略）</p>	<p>（定義） 第二条（略） 一 三（略） 四 前三号に掲げるもののほか、その事業の運営のために必要な経費の主たる財源をその事業の収益（法令の規定に基づく指定、認定その他これらに準ずる処分若しくは国若しくは地方公共団体からの委託を受けて実施する国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業又はこれに類する事業として政令で定めるものの実施による収益及び補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）を除く。）によって得ている本邦法人（次に掲げるものを除く。）のうち、前条の目的を達成するために適切であると認められる法人として政令で定めるもの</p> <p>イ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人及び総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センター</p> <p>ロ 二（略）</p> <p>三 五（略） 四（略） 五（略）</p>

(交流基準)

第四条 人事公正委員会は、人事公正委員会規則により、次に掲げる事項に関する基準（以下「交流基準」という。）を制定するものとする。

- 一 国の機関に置かれる部局等又は行政法人通則法第二十条第三項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）であつて民間企業に対する処分等（法令の規定に基づいてされる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分及び同条第六号に規定する行政指導をいう。第十三条第三項及び第二十条において同じ。）に関する事務を所掌するものと当該民間企業との間の人事交流の制限に関する事項
- 二 国又は行政執行法人と契約関係にある民間企業との間の人事交流の制限に関する事項
- 三 (略)

2・3 (略)

(交流派遣職員の服務等)

第十二条 交流派遣職員は、派遣先企業において、その交流派遣前に在職していた国の機関及び行政執行法人に対してする申請（行政手続法第二条第三号に規定する申請をいう。）に関する業務その他の交流派遣職員が従事することが適当でないものとして人事公正委員会規則で定める業務に従事してはならない。

2・5 (略)

(交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法の特例)

第十四条 (略)

(交流基準)

第四条 人事公正委員会は、人事公正委員会規則により、次に掲げる事項に関する基準（以下「交流基準」という。）を制定するものとする。

- 一 国の機関に置かれる部局等又は特定独立行政法人であつて民間企業に対する処分等（法令の規定に基づいてされる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分及び同条第六号に規定する行政指導をいう。第十三条第三項及び第二十条において同じ。）に関する事務を所掌するものと当該民間企業との間の人事交流の制限に関する事項
- 二 国又は特定独立行政法人と契約関係にある民間企業との間の人事交流の制限に関する事項
- 三 (略)

2・3 (略)

(交流派遣職員の服務等)

第十二条 交流派遣職員は、派遣先企業において、その交流派遣前に在職していた国の機関及び特定独立行政法人に対してする申請（行政手続法第二条第三号に規定する申請をいう。）に関する業務その他の交流派遣職員が従事することが適当でないものとして人事公正委員会規則で定める業務に従事してはならない。

2・5 (略)

(交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法の特例)

第十四条 (略)

4 交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法の規定の適用については、同法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの」とあるのは「に相当するものとして、次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるもの」と、同法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）」と、「及び国の負担金」とあるのは「、国と民間企業との間の人事交流に関する法律第七条第三項に規定する派遣先企業（以下「派遣先企業」という。）の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「派遣先企業の負担金」と、同法第一百零二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、行政執行法人又は労働組合」とあり、及び「国、行政執行法人又は労働組合」とあるのは「派遣先企業」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「労働組合」とあるのは「派遣先企業」とする。

4 交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法の規定の適用については、同法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの」とあるのは「に相当するものとして、次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるもの」と、同法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）」と、「及び国の負担金」とあるのは「、国と民間企業との間の人事交流に関する法律第七条第三項に規定する派遣先企業（以下「派遣先企業」という。）の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「派遣先企業の負担金」と、同法第一百零二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人又は労働組合」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は労働組合」とあるのは「派遣先企業」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「労働組合」とあるのは「派遣先企業」とする。

○ 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）（第七十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（資料の提出の要求及び調査等） 第十五条（略）</p> <p>2 総務大臣は、第十二条第一項及び第二項の規定による評価に関連して、次に掲げる業務について、書面により又は実地に調査することができ、この場合において、調査を受けるものは、その調査を拒んではならない。</p> <p>一 行政法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）<u>第二条第一項に規定する行政法人をいう。</u>）の業務</p> <p>二 四（略）</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（資料の提出の要求及び調査等） 第十五条（略）</p> <p>2 総務大臣は、第十二条第一項及び第二項の規定による評価に関連して、次に掲げる業務について、書面により又は実地に調査することができ、この場合において、調査を受けるものは、その調査を拒んではならない。</p> <p>一 <u>独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）<u>第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。</u>）の業務</u></p> <p>二 四（略）</p> <p>3・4（略）</p>

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「公共サービス」とは、次に掲げる行為であつて、国民が日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な基本的な需要を満たすものをいう。</p> <p>一 国（行政法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）<u>第二条第一項に規定する行政法人をいう。</u>）を含む。第十一条を除き、以下同じ。）又は地方公共団体（地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）<u>第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。</u>）を含む。第十一条を除き、以下同じ。）の事務又は事業であつて、特定の者に対して行われる金銭その他の物の給付又は役務の提供</p> <p>二 （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「公共サービス」とは、次に掲げる行為であつて、国民が日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な基本的な需要を満たすものをいう。</p> <p>一 国（<u>独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）<u>第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。</u>）を含む。</u>第十一条を除き、以下同じ。）又は地方公共団体（地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）<u>第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。</u>）を含む。第十一条を除き、以下同じ。）の事務又は事業であつて、特定の者に対して行われる金銭その他の物の給付又は役務の提供</p> <p>二 （略）</p>

改正案	現行
<p>行政法人等の保有する情報の公開に関する法律</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、法人文書の開示を請求する権利及び行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「行政法人等」とは、行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。</p> <p>2 この法律において「法人文書」とは、行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該行政法人等が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 別表第二の上欄に掲げる行政法人等が保有している文書、図画及び電磁的記録であって、政令で定め</p>	<p>独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、法人文書の開示を請求する権利及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。</p> <p>2 この法律において「法人文書」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 別表第二の上欄に掲げる独立行政法人等が保有している文書、図画及び電磁的記録であって、政令で</p>

るところにより、専ら同表下欄に掲げる業務に係るものとして、同欄に掲げる業務以外の業務に係るものと区分されるもの

(開示請求権)

第三条 何人も、この法律の定めるところにより、行政法人等に対し、当該行政法人等の保有する法人文書の開示を請求することができる。

(開示請求の手續)

第四条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を行政法人等に提出してしなければならない。

一・二 (略)

2 行政法人等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政法人等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

(法人文書の開示義務)

第五条 行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合する

定めるところにより、専ら同表下欄に掲げる業務に係るものとして、同欄に掲げる業務以外の業務に係るものと区分されるもの

(開示請求権)

第三条 何人も、この法律の定めるところにより、独立行政法人等に対し、当該独立行政法人等の保有する法人文書の開示を請求することができる。

(開示請求の手續)

第四条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を独立行政法人等に提出してしなければならない。

一・二 (略)

2 独立行政法人等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、独立行政法人等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

(法人文書の開示義務)

第五条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合する

ことにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ・ロ (略)

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（行政法人通則法第二条第三項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二 法人その他の団体（国、行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ (略)

ロ 行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的である

ことにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ・ロ (略)

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ (略)

ロ 独立行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的で

と認められるもの

三 国の機関、行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

四 国の機関、行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ、ハ (略)

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ・ヘ (略)

ト 行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

2 第六条 行政法人等は、開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しななければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意な情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 (略)

あると認められるもの

三 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

四 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ、ハ (略)

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ・ヘ (略)

ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

2 第六条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しななければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意な情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 (略)

(公益上の理由による裁量的開示)

第七条 行政法人等は、開示請求に係る法人文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該法人文書を開示することができる。

(法人文書の存否に関する情報)

第八条 開示請求に対し、当該開示請求に係る法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政法人等は、当該法人文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第九条 行政法人等は、開示請求に係る法人文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 行政法人等は、開示請求に係る法人文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る法人文書を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第十条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、行政法人等は、事務処世上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政法人等は、開示請求者に対し

(公益上の理由による裁量的開示)

第七条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該法人文書を開示することができる。

(法人文書の存否に関する情報)

第八条 開示請求に対し、当該開示請求に係る法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、独立行政法人等は、当該法人文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第九条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る法人文書を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第十条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、事務処世上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、独立行政法人等は、開示請求

、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第十一条 開示請求に係る法人文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政法人等は、開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの法人文書については当該期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政法人等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一・二 (略)

(事案の移送)

第十二条 行政法人等は、開示請求に係る法人文書が他の行政法人等により作成されたものであるときその他行政法人等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政法人等と協議の上、当該他の行政法人等に対し、事案を移送することができ。この場合においては、移送をした行政法人等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政法人等において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした行政法人等が移送前にした行為は、移送を受けた行政法人等がしたものとみなす。

者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第十一条 開示請求に係る法人文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの法人文書については当該期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、独立行政法人等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一・二 (略)

(事案の移送)

第十二条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書が他の独立行政法人等により作成されたものであるときその他の独立行政法人等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の独立行政法人等と協議の上、当該他の独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした独立行政法人等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた独立行政法人等において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした独立行政法人等が移送前にした行為は、移送を受けた独立行政法人等がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた行政法人等が、第九条第一項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該行政法人等は、開示の実施をしなければならぬ。この場合において、移送をした行政法人等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

第十三条（行政機関の長への事案の移送）

第十三条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「行政機関情報公開法」という。）第三条に規定する行政機関の長をいう。以下この条において同じ。）と協議の上、当該行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政法人等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、法人文書を移送を受けた行政機関が保有する行政機関情報公開法第二条第二項に規定する行政文書と、開示請求を移送を受けた行政機関の長に対する行政機関情報公開法第四条第一項に規定する開示請求とみなして、行政機関情報公開法の規定を適用する。この場合において、行政機関情報公開法第十条第一項中「第四条第二項」とあるのは「行政法人等情報公開法第四条第二項」と、行政機関情報公開法第十六条第一項中「開示請求をする者又は行政文書」とあるのは「行政文書」と、「により」と、「開示請求に係る手数料又は開示」とあるのは「開示」とする。

3 前項の場合において、移送を受けた独立行政法人等が、第九条第一項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該独立行政法人等は、開示の実施をしなければならぬ。この場合において、移送をした独立行政法人等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

第十三条（行政機関の長への事案の移送）

第十三条 独立行政法人等は、次に掲げる場合には、行政機関の長（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「行政機関情報公開法」という。）第三条に規定する行政機関の長をいう。以下この条において同じ。）と協議の上、当該行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした独立行政法人等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、法人文書を移送を受けた行政機関が保有する行政機関情報公開法第二条第二項に規定する行政文書と、開示請求を移送を受けた行政機関の長に対する行政機関情報公開法第四条第一項に規定する開示請求とみなして、行政機関情報公開法の規定を適用する。この場合において、行政機関情報公開法第十条第一項中「第四条第二項」とあるのは「独立行政法人等情報公開法第四条第二項」と、行政機関情報公開法第十六条第一項中「開示請求をする者又は行政文書」とあるのは「行政文書」と、「により」と、「開示請求に係る手数料又は開示」とあるのは「開示」とする。

3 第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた行政機関の長が開示の実施をするときは、移送をした行政法人等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)
第十四条 開示請求に係る法人文書に国、行政法人等、

地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第十九条及び第二十条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、行政法人等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る法人文書の表示その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 行政法人等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る法人文書の表示その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一・二 (略)

3 行政法人等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該法人文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政法人等は、開示決定後直ちに、当該意見書（第十八条及び第十九条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

3 第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた行政機関の長が開示の実施をするときは、移送をした独立行政法人等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)
第十四条 開示請求に係る法人文書に国、独立行政法人

等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第十九条及び第二十条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、独立行政法人等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る法人文書の表示その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る法人文書の表示その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一・二 (略)

3 独立行政法人等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該法人文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、独立行政法人等は、開示決定後直ちに、当該意見書（第十八条及び第十九条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第十五条 法人文書の開示は、文書又は図画については、閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政法人等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による法人文書の開示にあつては、行政法人等は、当該法人文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 行政法人等は、行政機関情報公開法第十四条第一項の規定に基づく政令の規定を参酌して前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなればならない。

3 開示決定に基づき法人文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政法人等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

4 (略)

5 開示決定に基づき法人文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から三十日以内に限り、行政法人等に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(他の法令による開示の実施との調整)

第十六条 行政法人等は、他の法令の規定により、何人にも開示請求に係る法人文書が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められていない場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該法人文書については、当該同一の方法による

(開示の実施)

第十五条 法人文書の開示は、文書又は図画については、閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して独立行政法人等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による法人文書の開示にあつては、独立行政法人等は、当該法人文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 独立行政法人等は、行政機関情報公開法第十四条第一項の規定に基づく政令の規定を参酌して前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなればならない。

3 開示決定に基づき法人文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした独立行政法人等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

4 (略)

5 開示決定に基づき法人文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から三十日以内に限り、独立行政法人等に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(他の法令による開示の実施との調整)

第十六条 独立行政法人等は、他の法令の規定により、何人にも開示請求に係る法人文書が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められていない場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該法人文書については、当該同一の方法による

開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 (略)

(手数料)

第十七条 開示請求をする者又は法人文書の開示を受ける者は、行政法人等の定めるところにより、それぞれ、開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、行政機関情報公開法第十六条第一項の手数料の額を参酌して、行政法人等が定める。

3 行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があることと認めるときは、行政機関情報公開法第十六条第三項の規定に基づく政令の規定を参酌して行政法人等の定めるところにより、第一項の手数料を減額し、又は免除することができる。

4 行政法人等は、前三項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

(異議申立て及び情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第十八条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、行政法人等に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による異議申立てをすることができる。

2 開示決定等について異議申立てがあつたときは、行政法人等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

一・二 (略)

よる開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 (略)

(手数料)

第十七条 開示請求をする者又は法人文書の開示を受ける者は、独立行政法人等の定めるところにより、それぞれ、開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、行政機関情報公開法第十六条第一項の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。

3 独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があることと認めるときは、行政機関情報公開法第十六条第三項の規定に基づく政令の規定を参酌して独立行政法人等の定めるところにより、第一項の手数料を減額し、又は免除することができる。

4 独立行政法人等は、前三項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

(異議申立て及び情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第十八条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、独立行政法人等に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による異議申立てをすることができる。

2 開示決定等について異議申立てがあつたときは、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

一・二 (略)

(諮問をした旨の通知)
第十九条 前条第二項の規定により諮問をした行政法人等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならぬ。
一 三 (略)

第二十二條 行政法人等は、政令で定めるところにより、その保有する次に掲げる情報であつて政令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録を作成し、適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。
一 当該行政法人等の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報
二 当該行政法人等の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報
三 当該行政法人等の出資又は拠出に係る法人その他の政令で定める法人に関する基礎的な情報
2 前項の規定によるもののほか、行政法人等は、その諸活動についての国民の理解を深めるため、その保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)
第二十三條 行政法人等は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をしようとするよう、公文書等の管理に関する法律第十一条第三項に規定するもののほか、当該行政法人等が保有する法人文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。
2 (略)

(諮問をした旨の通知)
第十九条 前条第二項の規定により諮問をした独立行政法人等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならぬ。
一 三 (略)

第二十二條 独立行政法人等は、政令で定めるところにより、その保有する次に掲げる情報であつて政令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録を作成し、適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。
一 当該独立行政法人等の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報
二 当該独立行政法人等の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報
三 当該独立行政法人等の出資又は拠出に係る法人その他の政令で定める法人に関する基礎的な情報
2 前項の規定によるもののほか、独立行政法人等は、その諸活動についての国民の理解を深めるため、その保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)
第二十三條 独立行政法人等は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をしようとするよう、公文書等の管理に関する法律第十一条第三項に規定するもののほか、当該独立行政法人等が保有する法人文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。
2 (略)

(施行の状況の公表)
第二十四条 総務大臣は、行政法人等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 (略)

附 則

(著作権法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 前条の規定による改正後の著作権法第十八条第三項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、前条の規定の施行前に著作者が行政法人等に提供した著作物でまだ公表されていないもの(その著作者の同意を得ないで公表された著作物を含む。)については、適用しない。

(施行の状況の公表)
第二十四条 総務大臣は、独立行政法人等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 (略)

附 則

(著作権法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 前条の規定による改正後の著作権法第十八条第三項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、前条の規定の施行前に著作者が独立行政法人等に提供した著作物でまだ公表されていないもの(その著作者の同意を得ないで公表された著作物を含む。)については、適用しない。

○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（第七十二条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略） 一（略） 二 行政機関等 次に掲げるものをいう。 イ（略） ハ（略） ニ 行政法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する行政法人をいう。） ホ（略） ヘ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に關し行政庁の認可を要する法人（地方独立行政法人を除く。）のうち、政令で定めるもの ト・チ（略） 三（略） 十（略）</p>	<p>（定義） 第二条（略） 一（略） 二 行政機関等 次に掲げるものをいう。 イ（略） ハ（略） ニ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。） ホ（略） ヘ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に關し行政庁の認可を要する法人（地方独立行政法人を除く。）のうち、政令で定めるもの ト・チ（略） 三（略） 十（略）</p>

改正案	現行
<p>（利用目的の明示）</p> <p>第四条 行政機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録（第二十四条及び第五十五条において「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、行政法人等（行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号。以下「行政法人等個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する行政法人等をいう。以下同じ。））、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。））が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>四 （略）</p> <p>（利用及び提供の制限）</p> <p>第八条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有する個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目</p>	<p>（利用目的の明示）</p> <p>第四条 行政機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録（第二十四条及び第五十五条において「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、<u>独立行政法人等</u>（<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律</u>（平成十五年法律第五十九号。以下「<u>独立行政法人等個人情報保護法</u>」<u>と</u>いう。）<u>第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう</u>。以下同じ。））、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。））が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>四 （略）</p> <p>（利用及び提供の制限）</p> <p>第八条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有する個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目</p>

的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一・二 (略)

三 他の行政機関、行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

3・4 (略)

(保有個人情報の開示義務)

第十四条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 (略)

二 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一・二 (略)

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

3・4 (略)

(保有個人情報の開示義務)

第十四条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 (略)

二 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ・ロ (略)

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第三項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人その他の団体（国、行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ・ロ (略)

四・五 (略)

六 国の機関、行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

七 国の機関、行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他

イ・ロ (略)

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ・ロ (略)

四・五 (略)

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他

当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適
正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ (略)

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、行
政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の
財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害
するおそれ

ハ・ニ (略)

ホ 行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は
地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経
営上の正当な利益を害するおそれ

(行政法人等への事案の移送)

第二十二條 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人
情報行政法人等から提供されたものであるとき、そ
の他行政法人等において行政法人等個人情報保護法第
十九条第一項に規定する開示決定等を行うことにつき
正当な理由があるときは、当該行政法人等と協議の上
、当該行政法人等に対し、事案を移送することができ
る。この場合においては、移送をした行政機関の長は
、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により
通知しなければならない。

2

前項の規定により事案が移送されたときは、当該事
案については、保有個人情報移送を受けた行政法人
等が保有する行政法人等個人情報保護法第二條第三項
に規定する保有個人情報と、開示請求を移送を受けた
行政法人等に対する行政法人等個人情報保護法第十二
條第二項に規定する開示請求とみなして、行政法人等
個人情報保護法の規定を適用する。この場合において
、行政法人等個人情報保護法第十九條第一項中「第十
三條第三項」とあるのは、「行政機関個人情報保護法
第十三條第三項」とする。

の他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業
の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ (略)

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独
立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法
人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当
に害するおそれ

ハ・ニ (略)

ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業
又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企
業経営上の正当な利益を害するおそれ

(独立行政法人等への事案の移送)

第二十二條 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人
情報行政法人等から提供されたものであるとき
、その他独立行政法人等において独立行政法人等個人
情報保護法第十九條第一項に規定する開示決定等を行
ることにつき正当な理由があるときは、当該独立行政
法人等と協議の上、当該独立行政法人等に対し、事案
を移送することができる。この場合においては、移送
をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移
送した旨を書面により通知しなければならない。

2

前項の規定により事案が移送されたときは、当該事
案については、保有個人情報移送を受けた独立行政
法人等が保有する独立行政法人等個人情報保護法第二
條第三項に規定する保有個人情報と、開示請求を移送
を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等個人
情報保護法第十二條第二項に規定する開示請求とみな
して、独立行政法人等個人情報保護法の規定を適用す
る。この場合において、独立行政法人等個人情報保護
法第十九條第一項中「第十三條第三項」とあるのは、
「行政機関個人情報保護法第十三條第三項」とする。

3 第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた行政法人等が開示の実施をするときは、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第二十三条 開示請求に係る保有個人情報に国、行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第四十三条及び第四十四条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、行政機関の長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2・3 (略)

(訂正請求権)

第二十七条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第三十六条第一項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

一 (略)

二 第二十二條第一項の規定により事案が移送された場合において、行政法人等個人情報保護法第二十一条第三項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

3 第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた独立行政法人等が開示の実施をするときは、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第二十三条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第四十三条及び第四十四条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、行政機関の長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2・3 (略)

(訂正請求権)

第二十七条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第三十六条第一項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

一 (略)

二 第二十二條第一項の規定により事案が移送された場合において、独立行政法人等個人情報保護法第二十一条第三項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

三 (略)
2・3 (略)

(行政法人等への事案の移送)

第三十四条 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報(第二十七条第一項第二号に掲げるものである)と、その他行政法人等において行政法人等個人情報保護法第三十一条第一項に規定する訂正決定等をするににつき正当な理由があるときは、当該行政法人等と協議の上、当該行政法人等に対して、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、保有個人情報(第二十七条第一項)に規定する保有個人情報と、訂正請求を移送を受けた行政法人等(第二十七条第二項)に規定する訂正請求とみなして、行政法人等個人情報保護法の規定を適用する。この場合において、行政法人等個人情報保護法第三十一条第一項中「第二十八条第三項」とあるのは、「行政機関個人情報保護法第二十八条第三項」とする。

3 第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた行政法人等(第二十七条第一項)に規定する訂正決定をしたときは、移送をした行政機関の長は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

三 (略)
2・3 (略)

(独立行政法人等への事案の移送)

第三十四条 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報(第二十七条第一項第二号に掲げるものである)と、その他独立行政法人等において独立行政法人等個人情報保護法第三十一条第一項に規定する訂正決定等をするににつき正当な理由があるときは、当該独立行政法人等と協議の上、当該独立行政法人等に対して、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、保有個人情報(第二十七条第一項)に規定する保有個人情報と、訂正請求を移送を受けた独立行政法人等(第二十七条第二項)に規定する訂正請求とみなして、独立行政法人等個人情報保護法の規定を適用する。この場合において、独立行政法人等個人情報保護法第三十一条第一項中「第二十八条第三項」とあるのは、「行政機関個人情報保護法第二十八条第三項」とする。

3 第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた独立行政法人等(第二十七条第一項)に規定する訂正決定をしたときは、移送をした行政機関の長は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

○ 独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（第七十四条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>行政法人等の保有する個人情報に関する法律</p> <p>目次 第一章（略） 第二章 行政法人等における個人情報の取扱い（第三条―第十条） 第三章～第六章（略） 附則</p> <p>（目的） 第一条 この法律は、行政法人等において個人情報の利用が拡大していることに鑑み、行政法人等における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。</p> <p>（定義） 第二条 この法律において「行政法人等」とは、行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する行政法人及び別表に掲げる法人をいう。</p> <p>3 2（略） この法律において「保有個人情報」とは、行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政法人等の役員又は職員が組織</p>	<p>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律</p> <p>目次 第一章（略） 第二章 独立行政法人等における個人情報の取扱い（第三条―第十条） 第三章～第六章（略） 附則</p> <p>（目的） 第一条 この法律は、独立行政法人等において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、独立行政法人等における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、独立行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。</p> <p>（定義） 第二条 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表に掲げる法人をいう。</p> <p>3 2（略） この法律において「保有個人情報」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該独立行政法人等の役員又は職員</p>

的に利用するものとして、当該行政法人等が保有しているものをいう。ただし、行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）第二条第二項に規定する法人文書（同項第四号に掲げるものを含む。以下単に「法人文書」という。）に記録されているものに限る。

4・5（略）

第二章 行政法人等における個人情報の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第三条 行政法人等は、個人情報保有するに当たっては、法令の定める業務を遂行するため必要な場合限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならぬ。

2 行政法人等は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 行政法人等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。

（利用目的の明示）

第四条 行政法人等は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録（第二十四条及び第五十二条において「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一・二（略）

員が組織的に利用するものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）第二条第二項に規定する法人文書（同項第四号に掲げるものを含む。以下単に「法人文書」という。）に記録されているものに限る。

4・5（略）

第二章 独立行政法人等における個人情報の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第三条 独立行政法人等は、個人情報保有するに当たっては、法令の定める業務を遂行するため必要な場合限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならぬ。

2 独立行政法人等は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 独立行政法人等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。

（利用目的の明示）

第四条 独立行政法人等は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録（第二十四条及び第五十二条において「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一・二（略）

三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 （略）

（適正な取得）
第五条 行政法人等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）
第六条 行政法人等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報に過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全確保の措置）
第七条 行政法人等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
2 前項の規定は、行政法人等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（従事者の義務）
第八条 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
一 個人情報の取扱いに従事する行政法人等の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者
二 （略）

三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 （略）

（適正な取得）
第五条 独立行政法人等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）
第六条 独立行政法人等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報に過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全確保の措置）
第七条 独立行政法人等は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
2 前項の規定は、独立行政法人等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（従事者の義務）
第八条 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
一 個人情報の取扱いに従事する独立行政法人等の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者
二 （略）

(利用及び提供の制限)

第九条 行政法人等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政法人等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 (略)

二 行政法人等が法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 行政機関（行政機関の保有する個人情報の保護に關する法律（平成十五年法律第五十八号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）、他の行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 (略)

4 3 (略) 行政法人等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的

(利用及び提供の制限)

第九条 独立行政法人等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 (略)

二 独立行政法人等が法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 行政機関（行政機関の保有する個人情報の保護に關する法律（平成十五年法律第五十八号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）、他の独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 (略)

4 3 (略) 独立行政法人等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用

以外の目的のための行政法人等の内部における利用を特定の役員又は職員に限るものとする。

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）
第十条 行政法人等は、前条第二項第三号又は第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第十一条 行政法人等は、政令で定めるところにより、当該行政法人等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項を記載した帳簿（第三項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- 一 (略)
 - 二 当該行政法人等の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
 - 三 五 (略)
 - 六 記録情報を当該行政法人等以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - 七 九 (略)
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- 一 行政法人等の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（行政法人等が行

目的以外の目的のための独立行政法人等の内部における利用を特定の役員又は職員に限るものとする。

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）
第十条 独立行政法人等は、前条第二項第三号又は第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第十一条 独立行政法人等は、政令で定めるところにより、当該独立行政法人等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項を記載した帳簿（第三項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- 一 (略)
 - 二 当該独立行政法人等の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
 - 三 五 (略)
 - 六 記録情報を当該独立行政法人等以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - 七 九
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- 一 独立行政法人等の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（独立行政法

う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。

二〇八 (略)

3 第一項の規定にかかわらず、行政法人等は、記録項目の一部若しくは同項第五号若しくは第六号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイル簿を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイル簿に記載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある」と認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイル簿を個人情報ファイル簿に記載しないことができる。

(開示請求権)

第十二条 何人も、この法律の定めるところにより、行政法人等に対し、当該行政法人等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 (略)

(開示請求の手續)

第十三条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を行政法人等に提出してしなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

3 行政法人等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政法人等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

人等が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。

二〇八 (略)

3 第一項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、記録項目の一部若しくは同項第五号若しくは第六号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイル簿を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイル簿を個人情報ファイル簿に記載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある」と認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイル簿を個人情報ファイル簿に記載しないことができる。

(開示請求権)

第十二条 何人も、この法律の定めるところにより、独立行政法人等に対し、当該独立行政法人等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 (略)

(開示請求の手續)

第十三条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を独立行政法人等に提出してなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

3 独立行政法人等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、独立行政法人等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第十四条 行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれていない場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 (略)

二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ・ロ (略)

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（行政法人通則法第二条第三項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人その他の団体（国、行政法人等、地方公共団

(保有個人情報の開示義務)

第十四条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれていない場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 (略)

二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ・ロ (略)

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公

体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ (略)

ロ 行政法人等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四 国の機関、行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

五 国の機関、行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ (略)

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ (略)

ト 行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は

共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ (略)

ロ 独立行政法人等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ (略)

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ (略)

ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業

地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第十五条 行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 (略)

(裁量的開示)

第十六条 行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第十七条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政法人等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第十八条 行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第四条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目

又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第十五条 独立行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 (略)

(裁量的開示)

第十六条 独立行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第十七条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、独立行政法人等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第十八条 独立行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第四条第二号又は第三号に該当する場合における当該利

的については、この限りでない。

2 行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならぬ。

（開示決定等の期限）

第十九条（略）

2 前項の規定にかかわらず、行政法人等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政法人等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならぬ。

（開示決定等の期限の特例）

第二十条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内において、開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政法人等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならぬ。

一・二（略）

（事案の移送）

用目的については、この限りでない。

2 独立行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならぬ。

（開示決定等の期限）

第十九条（略）

2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、独立行政法人等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならぬ。

（開示決定等の期限の特例）

第二十条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、独立行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内において、開示決定等をすれば足りる。この場合において、独立行政法人等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならぬ。

一・二（略）

（事案の移送）

第二十一条 行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報
報が他の行政法人等から提供されたものであるとき、
その他の行政法人等において開示決定等を行うこと
につき正当な理由があるときは、当該他の行政法人等
と協議の上、当該他の行政法人等に対し、事案を移送
することができる。この場合においては、移送をした
行政法人等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨
を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を
受けた行政法人等において、当該開示請求についての
開示決定等をしなければならない。この場合において
、移送をした行政法人等が移送前にした行為は、移送
を受けた行政法人等がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた行政法人等が第
十八条第一項の決定（以下「開示決定」という。）をし
たときは、当該行政法人等は、開示の実施をしなけ
ればならない。この場合において、移送をした行政法
人等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（行政機関の長への事案の移送）
第二十二條 行政法人等は、次に掲げる場合には、行政
機関の長（行政機関個人情報保護法第五条に規定する
行政機関の長をいう。以下この条及び第三十四条にお
いて同じ。）と協議の上、当該行政機関の長に対し、
事案を移送することができる。この場合においては、
移送をした行政法人等は、開示請求者に対し、事案を
移送した旨を書面により通知しなければならない。

一〇四（略）

第二十一条 独立行政法人等は、開示請求に係る保有個
人情報が他の独立行政法人等から提供されたものであ
るとき、その他の独立行政法人等において開示決定
等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他
の独立行政法人等と協議の上、当該他の独立行政法人
等に対し、事案を移送することができる。この場合に
おいては、移送をした独立行政法人等は、開示請求者
に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなけれ
ばならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を
受けた独立行政法人等において、当該開示請求につい
ての開示決定等をしなければならない。この場合にお
いて、移送をした独立行政法人等が移送前にした行為
は、移送を受けた独立行政法人等がしたものとみなす
。

3 前項の場合において、移送を受けた独立行政法人等
が第十八条第一項の決定（以下「開示決定」という。）
をしたときは、当該独立行政法人等は、開示の実施
をしなければならない。この場合において、移送をし
た独立行政法人等は、当該開示の実施に必要な協力を
しなければならない。

（行政機関の長への事案の移送）
第二十二條 独立行政法人等は、次に掲げる場合には、
行政機関の長（行政機関個人情報保護法第五条に規定
する行政機関の長をいう。以下この条及び第三十四条
において同じ。）と協議の上、当該行政機関の長に対
し、事案を移送することができる。この場合において
は、移送をした独立行政法人等は、開示請求者に対し
、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

一〇四（略）

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、保有個人情報保護法第二條第三項に規定する保有個人情報と、開示請求を受けた行政機関の長に対する行政機関個人情報保護法第十二條第二項に規定する開示請求とみなして、行政機関個人情報保護法の規定を適用する。この場合において、行政機関個人情報保護法第十九條第一項中「第十三條第三項」とあるのは、「行政法人等個人情報保護法第十三條第三項」とする。

3 第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた行政機関の長が開示の実施をするときは、移送をした行政法人等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)
第二十三條 開示請求に係る保有個人情報に国、行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この條、第四十三條及び第四十四條において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、行政法人等は、開示決定等をするに当たつて、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 行政法人等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、保有個人情報保護法第二條第三項に規定する保有個人情報と、開示請求を受けた行政機関の長に対する行政機関個人情報保護法第十二條第二項に規定する開示請求とみなして、行政機関個人情報保護法の規定を適用する。この場合において、行政機関個人情報保護法第十九條第一項中「第十三條第三項」とあるのは、「独立行政法人等個人情報保護法第十三條第三項」とする。

3 第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた行政機関の長が開示の実施をするときは、移送をした独立行政法人等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)
第二十三條 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この條、第四十三條及び第四十四條において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、独立行政法人等は、開示決定等をするに当たつて、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一・二 (略)

3 行政法人等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政法人等は、開示決定後直ちに、当該意見書（第四十二条及び第四十三条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第二十四条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報
が、文書又は図面に記録されているときは閲覧又は写
しの交付により、電磁的記録に記録されているときは
その種別、情報化の進展状況等を勘案して独立行政法
人等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法に
よる保有個人情報の開示にあつては、行政法人等は、
当該保有個人情報記録されている文書又は図面の保
存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他
正当な理由があるときは、その写しにより、これを行
うことができる。

2 行政法人等は、前項の規定に基づく電磁的記録につ
いての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しな
ければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は
、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行
政法人等に対し、その求める開示の実施の方法その他
の政令で定める事項を申し出なければならない。

4 (略)

一・二 (略)

3 独立行政法人等は、前二項の規定により意見書の提
出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情
報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場
合において、開示決定をするときは、開示決定の日と
開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かな
ければならない。この場合において、独立行政法人等
は、開示決定後直ちに、当該意見書（第四十二条及び
第四十三条において「反対意見書」という。）を提出
した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並
びに開示を実施する日を書面により通知しなければな
らない。

(開示の実施)

第二十四条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報
が、文書又は図面に記録されているときは閲覧又は写
しの交付により、電磁的記録に記録されているときは
その種別、情報化の進展状況等を勘案して独立行政法
人等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法に
よる保有個人情報の開示にあつては、独立行政法人等
は、当該保有個人情報記録されている文書又は図画
の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、そ
の他正当な理由があるときは、その写しにより、これ
を行うことができる。

2 独立行政法人等は、前項の規定に基づく電磁的記録
についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供
しななければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は
、政令で定めるところにより、当該開示決定をした独
立行政法人等に対し、その求める開示の実施の方法そ
の他の政令で定める事項を申し出なければならない。

4 (略)

(他の法令による開示の実施との調整)

第二十五条 行政法人等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報(前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合)にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 (略)

(手数料)

第二十六条 開示請求をする者は、行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならない。
2 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、行政機関個人情報保護法第二十六条第一項の手数料の額を参酌して、行政法人等が定める。
3 行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

(訂正請求権)

第二十七条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第三十六条第一項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政法人等に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第二十五条 独立行政法人等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報(前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合)にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 (略)

(手数料)

第二十六条 開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならない。
2 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、行政機関個人情報保護法第二十六条第一項の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。
3 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

(訂正請求権)

第二十七条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第三十六条第一項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する独立行政法人等に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一〇三 (略)
二・三 (略)

(訂正請求の手續)

第二十八条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を行政法人等に提出してしなければならない。

一〇三 (略)

2 (略)

3 行政法人等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第二十九条 行政法人等は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第三十条 行政法人等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政法人等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

一〇三 (略)
二・三 (略)

(訂正請求の手續)

第二十八条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を独立行政法人等に提出してしなければならない。

一〇三 (略)

2 (略)

3 独立行政法人等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第二十九条 独立行政法人等は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第三十条 独立行政法人等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 独立行政法人等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第三十一条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、行政法人等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政法人等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第三十二条 行政法人等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、行政法人等は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一・二 (略)

(事案の移送)

第三十三条 行政法人等は、訂正請求に係る保有個人情報等が第二十一条第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他の行政法人等において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政法人等と協議の上、当該他の行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政法人等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政法人等において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした行政法人等が移送前にした行為は、移送を受けた行政法人等がしたものとみなす。

第三十一条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、独立行政法人等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第三十二条 独立行政法人等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、独立行政法人等は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一・二 (略)

(事案の移送)

第三十三条 独立行政法人等は、訂正請求に係る保有個人情報等が第二十一条第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他の独立行政法人等において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の独立行政法人等と協議の上、当該他の独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした独立行政法人等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた独立行政法人等において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした独立行政法人等が移送前にした行為は、移送を受けた独立行政法人等がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた行政法人等が第三十条第一項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした行政法人等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

（行政機関の長への事案の移送）
第三十四条 行政法人等は、訂正請求に係る保有個人情報

報が第二十七条第一項第二号に掲げるものであるとき、その他行政機関の長において行政機関個人情報保護法第三十一条第一項に規定する訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該行政機関の長と協議の上、当該行政機関の長に対し、事案を移送することができ、当該行政機関の長に対しては、移送をした行政法人等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、保有個人情報を移送を受けた行政機関が保有する行政機関個人情報保護法第二条第三項に規定する保有個人情報と、訂正請求を移送を受けた行政機関の長に対する行政機関個人情報保護法第二十七条第二項に規定する訂正請求とみなして、行政機関個人情報保護法の規定を適用する。この場合において、行政機関個人情報保護法第三十一条第一項中「第二十八条第三項」とあるのは、「行政法人等個人情報保護法第二十八条第三項」とする。

3 第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた行政機関の長が行政機関個人情報保護法第三十三条第三項に規定する訂正決定をしたときは、移送をした行政法人等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

3 前項の場合において、移送を受けた独立行政法人等が第三十条第一項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした独立行政法人等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

（行政機関の長への事案の移送）
第三十四条 独立行政法人等は、訂正請求に係る保有個人

情報第二十七条第一項第二号に掲げるものであるとき、その他行政機関の長において行政機関個人情報保護法第三十一条第一項に規定する訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該行政機関の長と協議の上、当該行政機関の長に対しては、移送をした独立行政法人等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、保有個人情報を移送を受けた行政機関が保有する行政機関個人情報保護法第二条第三項に規定する保有個人情報と、訂正請求を移送を受けた行政機関の長に対する行政機関個人情報保護法第二十七条第二項に規定する訂正請求とみなして、行政機関個人情報保護法の規定を適用する。この場合において、行政機関個人情報保護法第三十一条第一項中「第二十八条第三項」とあるのは、「独立行政法人等個人情報保護法第二十八条第三項」とする。

3 第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた行政機関の長が行政機関個人情報保護法第三十三条第三項に規定する訂正決定をしたときは、移送をした独立行政法人等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

(保有個人情報の提供先への通知)
第三十五条 行政法人等は、訂正決定（前条第三項の訂正決定を含む。）に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止請求権)

第三十六条 何人も、自己を本人とする保有個人情報がある法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政法人等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- 一・二 (略)
- 二・三 (略)

(利用停止請求の手續)

第三十七条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を行政法人等に提出してしなければならない。

- 一・三 (略)
- 二 (略)

3 行政法人等は、利用停止請求書に形式上の不備があるとき、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定め、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

(保有個人情報の提供先への通知)
第三十五条 独立行政法人等は、訂正決定（前条第三項の訂正決定を含む。）に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止請求権)

第三十六条 何人も、自己を本人とする保有個人情報がある法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する独立行政法人等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- 一・二 (略)
- 二・三 (略)

(利用停止請求の手續)

第三十七条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を独立行政法人等に提出してしなければならない。

- 一・三 (略)
- 二 (略)

3 独立行政法人等は、利用停止請求書に形式上の不備があるとき、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定め、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第三十八条 行政法人等は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政法人等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならぬ。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第三十九条 行政法人等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならぬ。

2 行政法人等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第四十条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、行政法人等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政法人等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第四十一条 行政法人等は、利用停止決定等に特に長期

第三十八条 独立行政法人等は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該独立行政法人等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならぬ。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第三十九条 独立行政法人等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならぬ。

2 独立行政法人等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第四十条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、独立行政法人等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第四十一条 独立行政法人等は、利用停止決定等に特に

間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政法人等は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一・二 (略)

(異議申立て及び情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第四十二条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、行政法人等に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による異議申立てをすることができる。

2 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について異議申立てがあつたときは、行政法人等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

一・四 (略)

(諮問をした旨の通知)

第四十三条 前条第二項の規定により諮問をした行政法人等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一・三 (略)

(保有個人情報の保有に関する特例)

第四十五条 保有個人情報（行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第五条に規定する不開示情報を専ら記録する法人文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるた

長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、独立行政法人等は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一・二 (略)

(異議申立て及び情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第四十二条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、独立行政法人等に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による異議申立てをすることができる。

2 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について異議申立てがあつたときは、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

一・四 (略)

(諮問をした旨の通知)

第四十三条 前条第二項の規定により諮問をした独立行政法人等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一・三 (略)

(保有個人情報の保有に関する特例)

第四十五条 保有個人情報（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第五条に規定する不開示情報を専ら記録する法人文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあ

めその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第四節を除く。）の規定の適用については、行政法人等に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等

第四十六条 行政法人等は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をする事ができるよう、当該行政法人等が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

2 総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所を整備するものとする。

（苦情処理）

第四十七条 行政法人等は、行政法人等における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（施行の状況の公表）

第四十八条 総務大臣は、行政法人等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 （略）

第五十条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第四項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、

るためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第四節を除く。）の規定の適用については、独立行政法人等に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等

第四十六条 独立行政法人等は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をする事ができるよう、当該独立行政法人等が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

2 総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所を整備するものとする。

（苦情処理）

第四十七条 独立行政法人等は、独立行政法人等における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（施行の状況の公表）

第四十八条 総務大臣は、独立行政法人等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 （略）

第五十条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第四項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、

- 一 二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
 - 二 行政法人等の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者
- 二 (略)

第五十二条 行政法人等の役員又は職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
 - 二 独立行政法人等の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者
- 二 (略)

第五十二条 独立行政法人等の役員又は職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）（第七十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第六十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>4（略）</p> <p>5 第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名又は第四条第十一項若しくは第五条第十五項の規定による選挙人の投票の請求者の署名に関し、次に掲げる者が、その地位を利用して署名運動をしたときは、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二章第三項に規定する行政執行法人をいう。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）の役員若しくは職員</p> <p>二（略）</p> <p>6（略）</p>	<p>第六十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>4（略）</p> <p>5 第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名又は第四条第十一項若しくは第五条第十五項の規定による選挙人の投票の請求者の署名に関し、次に掲げる者が、その地位を利用して署名運動をしたときは、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第一条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）の役員若しくは職員</p> <p>二（略）</p> <p>6（略）</p>

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（経過措置）</p> <p>第二条 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第 号）第五条第一号の規定による廃止前の国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百十一号）第二条第一項に規定する国有林野事業を行う国の経営する企業、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）による改正前の独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に特定独立行政法人以外の独立行政法人（同条第一項に規定する独立行政法人をいう。）となったものその他の法人で政令で定めるものを含む。）及び郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社（以下「国営企業等」と総称する。）の職員の退職による退職手当については、この法律による改正後の国家公務員退職手当法（以下「新法」という。）の規定は、国営企業等ごとに、施行日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「適用日」という。）から適用し、適用日前の当該退職による退職手当については、なお従前の例による。</p>	<p>附則</p> <p>（経過措置）</p> <p>第二条 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第 号）第五条第一号の規定による廃止前の国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百十一号）第二条第一項に規定する国有林野事業を行う国の経営する企業、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に特定独立行政法人以外の独立行政法人（同条第一項に規定する独立行政法人をいう。）となったものその他の法人で政令で定めるものを含む。）及び郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社（以下「国営企業等」と総称する。）の職員の退職による退職手当については、この法律による改正後の国家公務員退職手当法（以下「新法」という。）の規定は、国営企業等ごとに、施行日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「適用日」という。）から適用し、適用日前の当該退職による退職手当については、なお従前の例による。</p>

第三条 (略)

2 前項の「新制度切替日」とは、次の各号に掲げる職員
の区分に応じ、当該各号に定める日をいう。

一 五 (略)

六 職員として在職した後、施行日以後に引き続いて
地方公務員又は新法第七条の二第一項に規定する公
庫等職員(他の法律の規定により同条の規定の適用
について公庫等職員とみなされる者を含む。以下同
じ。)若しくは独立行政法人通則法の一部を改正す
る法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平
成二十四年法律第 号。以下この項において

「独法整備法」という。)第五十四条の規定による
改正前の国家公務員退職手当法第八条第一項に規定
する独立行政法人等役員となつた者で、地方公務員
又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員(独法
整備法第五十四条の規定による改正後の国家公務員
退職手当法第八条第一項に規定する行政法人等役員
を含む。)として在職した後引き続いて一般職員とな
つたもの(その者の基礎在職期間のうち当該地方
公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員
となつた日前の期間に、新制度適用職員としての在
職期間が含まれない者に限る。)当該地方公務員
又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員となつ
た日

七 職員として在職した後、施行日以後に引き続いて
地方公務員又は新法第七条の二第一項に規定する公
庫等職員若しくは独法整備法第五十四条の規定によ
る改正前の国家公務員退職手当法第八条第一項に規
定する独立行政法人等役員となつた者で、地方公務
員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員(独
法整備法第五十四条の規定による改正後の国家公務
員退職手当法第八条第一項に規定する行政法人等役

員退職手当法第八条第一項に規定する行政法人等役

第三条 (略)

2 前項の「新制度切替日」とは、次の各号に掲げる職
員の区分に応じ、当該各号に定める日をいう。

一 五 (略)

六 職員として在職した後、施行日以後に引き続いて
地方公務員又は新法第七条の二第一項に規定する公
庫等職員(他の法律の規定により同条の規定の適用
について公庫等職員とみなされる者を含む。以下同
じ。)若しくは新法第八条第一項に規定する独立行
政法人等役員となつた者で、地方公務員又は公庫等
職員若しくは独立行政法人等役員として在職した後
引き続いて一般職員となつたもの(その者の基礎在
職期間のうち当該地方公務員又は公庫等職員若しく
は独立行政法人等役員となつた日前の期間に、新制
度適用職員としての在職期間が含まれない者に限る
。)当該地方公務員又は公庫等職員若しくは独立
行政法人等役員となつた日

七 職員として在職した後、施行日以後に引き続いて
地方公務員又は新法第七条の二第一項に規定する公
庫等職員若しくは新法第八条第一項に規定する独立
行政法人等役員となつた者で、地方公務員又は公庫
等職員若しくは独立行政法人等役員として在職した
後引き続いて国営企業等の職員となつたもの(その
者の基礎在職期間のうち当該地方公務員又は公庫等
職員若しくは独立行政法人等役員となつた日前の期

間

員を含む。)として在職した後引き続き国営企業等の職員となったもの(その者の基礎在職期間のうち当該地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員となった日前の期間に、新制度適用職員としての在職期間が含まれない者であつて、当該国営企業等の職員となった日が当該国営企業等に係る適用日以後であるものに限る。) 当該地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員となつた日

八 施行日の前日に地方公務員として在職していた者又は施行日の前日に新法第七条の二第一項に規定する公庫等職員として在職していた者のうち職員から引き続き公庫等職員となった者若しくは施行日の前日に独法整備法第五十四条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第八条第一項に規定する独立行政法人等役員として在職していた者のうち職員から引き続き独立行政法人等役員となった者で、地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員(独法整備法第五十四条の規定による改正後の国家公務員退職手当法第八条第一項に規定する行政法人等役員を含む。)として在職した後引き続き一般職員となつたもの 施行日

九 施行日の前日に地方公務員として在職していた者又は施行日の前日に新法第七条の二第一項に規定する公庫等職員として在職していた者のうち職員から引き続き公庫等職員となった者若しくは施行日の前日に独法整備法第五十四条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第八条第一項に規定する独立行政法人等役員として在職していた者のうち職員から引き続き独立行政法人等役員となつた者で、地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員(独法整備法第五十四条の規定による改正後の国

間に、新制度適用職員としての在職期間が含まれない者であつて、当該国営企業等の職員となつた日が当該国営企業等に係る適用日以後であるものに限り、) 当該地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員となつた日

八 施行日の前日に地方公務員として在職していた者又は施行日の前日に新法第七条の二第一項に規定する公庫等職員として在職していた者のうち職員から引き続き公庫等職員となった者若しくは施行日の前日に新法第八条第一項に規定する独立行政法人等役員として在職していた者のうち職員から引き続き独立行政法人等役員となつた者で、地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員として在職した後引き続き一般職員となつたもの 施行日

九 施行日の前日に地方公務員として在職していた者又は施行日の前日に新法第七条の二第一項に規定する公庫等職員として在職していた者のうち職員から引き続き公庫等職員となった者若しくは施行日の前日に新法第八条第一項に規定する独立行政法人等役員として在職していた者のうち職員から引き続き独立行政法人等役員となつた者で、地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員として在職した後引き続き国営企業等の職員となつたもの(当該国営企業等の職員となつた日が当該国営企業

3
十
(略)

家公務員退職手当法第八条第一項に規定する行政法人等役員を含む。)として在職した後引き続き営企業等の職員となったもの(当該国営企業等の職員となった日が当該国営企業等に係る適用日以後である者に限る。) 施行日

3
十
(略)

等に係る適用日以後である者に限る。) 施行日

○ 独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十一号）（第七十七条関係）
 （傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置） 第五条 この法律の施行前に従前の機構を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、国立研究開発行政法人情報通信研究機構の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置） 第五条 この法律の施行前に従前の機構を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、機構の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。</p>

改正案	現行
<p>（留学費用の償還） 第三条（略） 2（略） 3 第一項第二号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。 一・二（略） 三 国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号）第七条第一項ただし書の規定により労働組合の業務に専ら従事した期間又は行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書の規定により労働組合の業務に専ら従事した期間 四・五（略） （行政執行法人の講ずべき措置） 第九条 留学に相当する研修を実施する行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）<u>第二条第三項に規定する行政執行法人は、第三条から第六条までに規定する措置に準じて、その職員で当該研修を命ぜられたものが第三条第一項各号に掲げる期間に相当する期間内に離職した場合に、その者に、当該研修の実施のために要する留学費用に相当する費用の全部又は一部を償還させるために必要な措置を講じなければならない。</u> （裁判所職員への準用） 第十条 第二条から第六条まで（第二条第一項及び第四</p>	<p>（留学費用の償還） 第三条（略） 2（略） 3 第一項第二号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。 一・二（略） 三 国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号）<u>第七条第一項ただし書の規定により労働組合の業務に専ら従事した期間又は特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）</u>第七条第一項ただし書の規定により労働組合の業務に専ら従事した期間 四・五（略） （特定独立行政法人の講ずべき措置） 第九条 留学に相当する研修を実施する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）<u>第二条第二項に規定する特定独立行政法人は、第三条から第六条までに規定する措置に準じて、その職員で当該研修を命ぜられたものが第三条第一項各号に掲げる期間に相当する期間内に離職した場合に、その者に、当該研修の実施のために要する留学費用に相当する費用の全部又は一部を償還させるために必要な措置を講じなければならない。</u> （裁判所職員への準用） 第十条 第二条から第六条まで（第二条第一項及び第四</p>

項並びに第四条第五号を除く。)の規定は、裁判所職員(国家公務員法第二条第三項第十八号に掲げる裁判官及びその他の裁判所職員をいう。)について準用する。この場合において、これらの規定中「政令」とあるのは「最高裁判所規則」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第三条第三項第三号	(略)	(略)
(略)	期間又は行政執行法の 人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第七条第一項ただし書の規定により労働組合の業務に専ら従事した期間	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

項並びに第四条第五号を除く。)の規定は、裁判所職員(国家公務員法第二条第三項第十八号に掲げる裁判官及びその他の裁判所職員をいう。)について準用する。この場合において、これらの規定中「政令」とあるのは「最高裁判所規則」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第三条第三項第三号	(略)	(略)
(略)	期間又は特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第七条第一項ただし書の規定により労働組合の業務に専ら従事した期間	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

○ 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）（第七十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略） 2・3（略） 4 この法律において「国際貢献活動」とは、行政法人国際協力機構が行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第十三条第一項第四号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。以下この項において同じ。）その他の国際協力の促進に資する外国における奉仕活動のうち職員として参加することが適当であると認められるものとして政令で定めるものに参加することをいう。</p> <p>5（略）</p> <p>（自己啓発等休業をした職員についての国家公務員退職手当法の特例） 第八条（略） 2 自己啓発等休業をした期間についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数（国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第号）第七条第一項ただし書若しくは行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数）」とあるのは、「そ</p>	<p>（定義） 第二条（略） 2・3（略） 4 この法律において「国際貢献活動」とは、独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第十三条第一項第四号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。以下この項において同じ。）その他の国際協力の促進に資する外国における奉仕活動のうち職員として参加することが適当であると認められるものとして政令で定めるものに参加することをいう。</p> <p>5（略）</p> <p>（自己啓発等休業をした職員についての国家公務員退職手当法の特例） 第八条（略） 2 自己啓発等休業をした期間についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数（国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第号）第七条第一項ただし書若しくは特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数）」とあるのは、「そ</p>

の月数（国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第二条第五項に規定する自己啓発等休業の期間中の同条第三項又は第四項に規定する大学等における修学又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の内閣総理大臣が定める要件に該当する場合）については、その月数の二分の一に相当する月数とする。

「その月数（国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第二条第五項に規定する自己啓発等休業の期間中の同条第三項又は第四項に規定する大学等における修学又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の内閣総理大臣が定める要件に該当する場合）については、その月数の二分の一に相当する月数とする。」

改正案	現行
<p>（公務員等及び教育者の地位利用による国民投票運動の禁止）</p> <p>第百三条 国若しくは地方公共団体の公務員若しくは行政執行法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第三項に規定する行政執行法人をいう。第百十一条において同じ。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。第百十一条において同じ。）の役員若しくは職員又は公職選挙法第百三十六条の二第一項第二号に規定する公庫の役員は、その地位にあるために特に国民投票運動を効果的に行い得る影響力又は便益を利用して、国民投票運動をすることができない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（職権濫用による国民投票の自由妨害罪）</p> <p>第百十一条 国民投票に関し、国若しくは地方公共団体の公務員、行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員、中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、国民投票広報協議会事務局の職員、投票管理者、開票管理者又は国民投票分会長若しくは国民投票長が故意にその職務の執行を怠り、又は正当な理由がなくて国民投票運動をする者に追従し、その居宅に立ち入る等その職権を濫用して国民投票の自由を妨害したときは、四年以下の禁錮</p>	<p>（公務員等及び教育者の地位利用による国民投票運動の禁止）</p> <p>第百三条 国若しくは地方公共団体の公務員若しくは特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。第百十一条において同じ。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。第百十一条において同じ。）の役員若しくは職員又は公職選挙法第百三十六条の二第一項第二号に規定する公庫の役員は、その地位にあるために特に国民投票運動を効果的に行い得る影響力又は便益を利用して、国民投票運動をすることができない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（職権濫用による国民投票の自由妨害罪）</p> <p>第百十一条 国民投票に関し、国若しくは地方公共団体の公務員、特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員、中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、国民投票広報協議会事務局の職員、投票管理者、開票管理者又は国民投票分会長若しくは国民投票長が故意にその職務の執行を怠り、又は正当な理由がなくて国民投票運動をする者に追従し、その居宅に立ち入る等その職権を濫用して国民投票の自由を妨害したときは、四年以下の</p>

に処する。

2

国若しくは地方公共団体の公務員、行政執行法人若しくは特定独立行政法人の役員若しくは職員、中央選挙管理会の職員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の職員若しくは職員、国民投票広報協議会事務局の職員、投票管理者、開票管理者又は国民投票分会長若しくは国民投票長が、投票人に対し、その投票しようとし、又は投票した内容の表示を求めたときは、六月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

禁錮に処する。

2

国若しくは地方公共団体の公務員、特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員、中央選挙管理会の職員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の職員若しくは職員、国民投票広報協議会事務局の職員、投票管理者、開票管理者又は国民投票分会長若しくは国民投票長が、投票人に対し、その投票しようとし、又は投票した内容の表示を求めたときは、六月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 公的統計の作成</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 統計調査</p> <p>第一款・第二款（略）</p> <p>第三款 地方公共団体又は行政法人等が行う統計調査（第二十四条・第二十五条）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「行政法人等」とは、次に掲げる法人をいう。</p> <p>一 行政法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する行政法人をいう。次号において同じ。）</p> <p>二 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの</p> <p>3 この法律において「公的統計」とは、行政機関、地方公共団体又は行政法人等（以下「行政機関等」という。）が作成する統計をいう。</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 公的統計の作成</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 統計調査</p> <p>第一款・第二款（略）</p> <p>第三款 地方公共団体又は独立行政法人等が行う統計調査（第二十四条・第二十五条）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「独立行政法人等」とは、次に掲げる法人をいう。</p> <p>一 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。次号において同じ。）</p> <p>二 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの</p> <p>3 この法律において「公的統計」とは、行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等（以下「行政機関等」という。）が作成する統計をいう。</p>

第三款 地方公共団体又は行政法人等が行う統計調査

(行政法人等が行う統計調査)

第二十五条 行政法人等（その業務の内容その他の事情を勘案して大規模な統計調査を行うことが想定されるものとして政令で定めるものに限る。）は、統計調査を行うおうとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(事業所母集団データベースの整備)

第二十七条 総務大臣は、行政機関、地方公共団体及び第二十五条の規定による届出を行った行政法人等（以下「届出行政法人等」という。）による正確かつ効率的な統計の作成及び統計調査における被調査者の負担の軽減に資することを目的として、基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報の利用、法人その他の団体に対する照会その他の方法により、事業所母集団データベースを整備するものとする。

2 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出行政法人等は、次に掲げる目的のため、総務大臣から事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができる。

一・二 (略)

(調査票情報の二次利用)

第三十二条 行政機関の長又は届出行政法人等は、次に掲げる場合には、その行った統計調査に係る調査票情

第三款 地方公共団体又は独立行政法人等が行う統計調査

(独立行政法人等が行う統計調査)

第二十五条 独立行政法人等（その業務の内容その他の事情を勘案して大規模な統計調査を行うことが想定されるものとして政令で定めるものに限る。）は、統計調査を行うおうとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(事業所母集団データベースの整備)

第二十七条 総務大臣は、行政機関、地方公共団体及び第二十五条の規定による届出を行った独立行政法人等（以下「届出独立行政法人等」という。）による正確かつ効率的な統計の作成及び統計調査における被調査者の負担の軽減に資することを目的として、基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報の利用、法人その他の団体に対する照会その他の方法により、事業所母集団データベースを整備するものとする。

2 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、次に掲げる目的のため、総務大臣から事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができる。

一・二 (略)

(調査票情報の二次利用)

第三十二条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、次に掲げる場合には、その行った統計調査に係る調査

報を利用することができる。

一・二 (略)

(調査票情報の提供)

第三十三条 行政機関の長又は届出行政法人等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。

一・二 (略)

(委託による統計の作成等)

第三十四条 行政機関の長又は届出行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等を行うことができる。

(匿名データの作成)

第三十五条 行政機関の長又は届出行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる。

2 (略)

(匿名データの提供)

第三十六条 行政機関の長又は届出行政法人等は、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、前条第一項の規定により作成した匿名データを提供することができる。

(事務の委託)

票情報を利用することができる。

一・二 (略)

(調査票情報の提供)

第三十三条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。

一・二 (略)

(委託による統計の作成等)

第三十四条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等を行うことができる。

(匿名データの作成)

第三十五条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる。

2 (略)

(匿名データの提供)

第三十六条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、前条第一項の規定により作成した匿名データを提供することができる。

(事務の委託)

第三十七条 行政機関の長又は届出行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報に關し第三十四条又は前条の規定に基づき行う事務の全部を委託するときは、その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定める行政法人等に委託しなければならない。

(手数料)

第三十八条 第三十四条の規定により行政機関の長に委託をする者又は第三十六条の規定により行政機関の長が作成した匿名データの提供を受ける者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（前条の規定による委託を受けた行政法人等）（以下この条において「受託行政法人等」という。）が第三十四条又は第三十六条の規定に基づき行う事務の全部を行う場合にあつては、当該受託行政法人等に納めなければならない。

2 前項の規定により受託行政法人等に納められた手数料は、当該受託行政法人等の収入とする。

3 第三十四条の規定により届出行政法人等に委託をする者又は第三十六条の規定により届出行政法人等が作成した匿名データの提供を受ける者は、実費を勘案して、かつ、第一項の手数料の額を参酌して届出行政法人等が定める額の手数料を当該届出行政法人等に納めなければならない。

4 届出行政法人等は、前項の規定による手数料の額の定めを一般の閲覧に供しなければならない。

(調査票情報等の適正な管理)

第三十九条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

一・二 (略)

第三十七条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報に關し第三十四条又は前条の規定に基づき行う事務の全部を委託するときは、その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定める独立行政法人等に委託しなければならない。

(手数料)

第三十八条 第三十四条の規定により行政機関の長に委託をする者又は第三十六条の規定により行政機関の長が作成した匿名データの提供を受ける者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（前条の規定による委託を受けた独立行政法人等）（以下この条において「受託独立行政法人等」という。）が第三十四条又は第三十六条の規定に基づき行う事務の全部を行う場合にあつては、当該受託独立行政法人等に納めなければならない。

2 前項の規定により受託独立行政法人等に納められた手数料は、当該受託独立行政法人等の収入とする。

3 第三十四条の規定により届出独立行政法人等に委託をする者又は第三十六条の規定により届出独立行政法人等が作成した匿名データの提供を受ける者は、実費を勘案して、かつ、第一項の手数料の額を参酌して届出独立行政法人等が定める額の手数料を当該届出独立行政法人等に納めなければならない。

4 届出独立行政法人等は、前項の規定による手数料の額の定めを一般の閲覧に供しなければならない。

(調査票情報等の適正な管理)

第三十九条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

一・二 (略)

三 届出行政法人等 当該届出行政法人等の行った統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報及び第三十五条第一項の規定により作成した匿名データ
(略)

2 (調査票情報等の利用制限)
第四十条 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出行政法人等は、この法律（地方公共団体の長その他の執行機関にあつては、この法律又は当該地方公共団体の執行機関に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 第二十七条第二項の規定により総務大臣から事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けた行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出行政法人等は、同項各号に掲げる目的以外の目的のために、当該事業所母集団データベースに記録されている情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
(略)

3 (守秘義務)

第四十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

一・二 (略)

三 第三十九条第一項第三号に定める情報の取扱いに従事する届出行政法人等の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者 当該情報を取り扱う業務
四 行政機関、地方公共団体又は届出行政法人等から

三 届出独立行政法人等 当該届出独立行政法人等の行った統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報及び第三十五条第一項の規定により作成した匿名データ
(略)

2 (調査票情報等の利用制限)
第四十条 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、この法律（地方公共団体の長その他の執行機関にあつては、この法律又は当該地方公共団体の執行機関に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 第二十七条第二項の規定により総務大臣から事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けた行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、同項各号に掲げる目的以外の目的のために、当該事業所母集団データベースに記録されている情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
(略)

3 (守秘義務)

第四十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

一・二 (略)

三 第三十九条第一項第三号に定める情報の取扱いに従事する届出独立行政法人等の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者 当該情報を取り扱う業務
四 行政機関、地方公共団体又は届出独立行政法人等から

前三号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

五・六 (略)

(行政機関の保有する個人情報保護に関する法律等の適用除外)

第五十二条 基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報(行政機関の保有する個人情報保護の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第二項に規定する個人情報及び行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)次項において「行政法人等個人情報保護法」という。)第二条第二項に規定する個人情報保護法)という。以下この項において同じ。)、事業所母集団データベースに含まれる個人情報並びに第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報に含まれる個人情報については、これらの法律の規定は、適用しない。

2 届出行政法人等であつて、行政法人等個人情報保護法第二条第一項に規定する行政法人等に該当するものが行った統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報(同条第二項に規定する個人情報という。)については、行政法人等個人情報保護法の規定は、適用しない。

(施行の状況の公表等)

第五十五条 総務大臣は、行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出行政法人等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2・3 (略)

から前三号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

五・六 (略)

(行政機関の保有する個人情報保護に関する法律等の適用除外)

第五十二条 基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報(行政機関の保有する個人情報保護の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第二項に規定する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)次項において「独立行政法人等個人情報保護法」という。)第二条第二項に規定する個人情報保護法)という。以下この項において同じ。)、事業所母集団データベースに含まれる個人情報並びに第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報に含まれる個人情報については、これらの法律の規定は、適用しない。

2 届出独立行政法人等であつて、独立行政法人等個人情報保護法第二条第一項に規定する独立行政法人等に該当するものが行った統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報(同条第二項に規定する個人情報という。)については、独立行政法人等個人情報保護法の規定は、適用しない。

(施行の状況の公表等)

第五十五条 総務大臣は、行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2・3 (略)

附 則

(届出統計調査に関する経過措置)

2 第七条 (略)

施行日前に旧法第八条第一項の規定により届け出られた統計調査のうち、地方公共団体が届け出た統計調査については施行日において第二十四条第一項の規定により届け出られた統計調査と、独立行政法人等(独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十四年法律第号)第八十一条の規定による改正前の第二条第二項に規定する独立行政法人等をいう。附則第九条第二項において同じ。)が届け出た統計調査であつて施行日以降第二十五条の規定が適用されるべき統計調査に該当するものについては施行日において同条の規定により届け出られた統計調査とみなす。

2 第九条 (調査票及び統計報告に関する経過措置)

2 第九条 (略)

旧法の規定により届出統計調査(行政機関が行つたものに限る。)によつて集められた調査票に記録されている情報はこの法律の規定による一般統計調査に係る調査票情報と、旧法の規定により届出統計調査(地方公共団体が行つたものに限る。)によつて集められた調査票に記録されている情報はこの法律の規定により地方公共団体が行つた統計調査に係る調査票情報と、旧法の規定により届出統計調査(独立行政法人等が行つたものであつて施行日以降第二十五条の規定が適用されるべき統計調査に該当するものに限る。)によつて集められた調査票に記録されている情報はこの法律の規定により届出行政法人等が行つた統計調査に係る

附 則

(届出統計調査に関する経過措置)

2 第七条 (略)

施行日前に旧法第八条第一項の規定により届け出られた統計調査のうち、地方公共団体が届け出た統計調査については施行日において新法第二十四条第一項の規定により届け出られた統計調査と、独立行政法人等が届け出た統計調査であつて施行日以降新法第二十五条の規定が適用されるべき統計調査に該当するものについては施行日において同条の規定により届け出られた統計調査とみなす。

2 第九条 (調査票及び統計報告に関する経過措置)

2 第九条 (略)

旧法の規定により届出統計調査(行政機関が行つたものに限る。)によつて集められた調査票に記録されている情報は新法の規定による一般統計調査に係る調査票情報と、旧法の規定により届出統計調査(地方公共団体が行つたものに限る。)によつて集められた調査票に記録されている情報は新法の規定により地方公共団体が行つた統計調査に係る調査票情報と、旧法の規定により届出統計調査(独立行政法人等が行つたものであつて施行日以降新法第二十五条の規定が適用されるべき統計調査に該当するものに限る。)によつて集められた調査票に記録されている情報は新法の規定により届出独立行政法人等が行つた統計調査に係る

3 調査票情報とみなす。
附則第二条の規定による廃止前の統計報告調整法（以下「旧統計報告調整法」という。）の規定により統計報告の徴集によって得られた統計報告に記録されている情報は、この法律の規定による一般統計調査に係る調査票情報とみなす。ただし、第三十二条から第三十八条まで、第四十条第一項及び第五十二条の規定は、統計報告のうち旧統計報告調整法第四条第二項の申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分以外の部分に記録されている情報については、適用しない。

3 査票情報とみなす。
附則第二条の規定による廃止前の統計報告調整法（以下「旧統計報告調整法」という。）の規定により統計報告の徴集によって得られた統計報告に記録されている情報は、新法の規定による一般統計調査に係る調査票情報とみなす。ただし、新法第三十二条から第三十八条まで、第四十条第一項及び第五十二条の規定は、統計報告のうち旧統計報告調整法第四条第二項の申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分以外の部分に記録されている情報については、適用しない。

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（行政執行法人等の役員への準用）</p> <p>第十条 附則第四条（第三項及び第七項を除く。）、第五 条から第七条まで、前条（第三項を除く。）及び附則第 十二条の規定は、行政法人通則法（平成十一年法律第百 三号）第二条第三項に規定する行政執行法人の役員（ 非常勤の者を除く。以下この条において同じ。）若しく は役員であつた者又は独立行政法人通則法の一部を改正 する法律（平成二十四年法律第 号）による改正前 の独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立 行政法人の役員（非常勤の者を除く。）であつた者につ いて準用する。この場合において、附則第四条第二項及 び第六項中「前項」とあるのは「附則第十条において準 用する前項」と、同条第二項中「次に掲げる職員は、同 項に規定する職員に含まれないものとし、次に掲げる職 員以外の職員が次に掲げる職員となつた場合には、その 時点で離職したものとみなす」とあるのは「常勤の役員 が非常勤の役員となつた場合には離職したものとみなす ものとし、次に掲げる職員としての在職は、役員の前 の在職に該当しないものとする」と、同条第四項、第 五項、第八項及び第九項中「第一項の」とあるのは「附 則第十条において準用する第一項の」と、同条第四項中 「選考による採用」とあるのは「任命」と、同条第五項 中「所轄庁の長又は当該職員の勤務する特定独立行政法 人の長」とあるのは「任命権者」と、「離職時の所轄庁 の長又は離職時に勤務していた特定独立行政法人の長」</p>	<p>附則</p> <p>（特定独立行政法人の役員への準用）</p> <p>第十条 附則第四条（第三項及び第七項を除く。）、第五 条から第七条まで、前条（第三項を除く。）及び附則第 十二条の規定は、特定独立行政法人の役員（非常勤の者 を除く。以下この条において同じ。）又は役員であつた 者について準用する。この場合において、附則第四条第 二項及び第六項中「前項」とあるのは「附則第十条にお いて準用する前項」と、同条第二項中「次に掲げる職員 は、同項に規定する職員に含まれないものとし、次に掲 げる職員以外の職員が次に掲げる職員となつた場合には 、その時点で離職したものとみなす」とあるのは「常勤 の役員が非常勤の役員となつた場合には離職したものと みなすものとし、次に掲げる職員としての在職は、役員 の離職前の在職に該当しないものとする」と、同条第四 項、第五項、第八項及び第九項中「第一項の」とあるの は「附則第十条において準用する第一項の」と、同条第 四項中「選考による採用」とあるのは「任命」と、同条 第五項中「所轄庁の長又は当該職員の勤務する特定独立 行政法人の長」とあるのは「任命権者」と、「離職時の 所轄庁の長又は離職時に勤務していた特定独立行政法人 の長」とあるのは「当該職員の任命権者又はこれに相当 する役員の任命権者」と、附則第五条第一項中「前条第 一項」とあるのは「附則第十条において準用する前条第 一項」と、同項及び附則第七条中「第一条の」とあるの は「第三条の規定による改正後の独立行政法人通則法第</p>

とあるのは「当該役員の任命権者又はこれに相当する役員の任命権者」と、附則第五条第一項中「前条第一項」とあるのは「附則第十条において準用する前条第一項」と、同項及び附則第七条中「第一条の」とあるのは「第三条の規定による改正後の独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第一条の」と、附則第七条中「同条第一号」とあるのは「第三条の規定による改正後の独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第一条の規定による改正後の国家公務員法第一百二十二条第一号」と、同条第一号中「退職手当通算予定職員」とあるのは「退職手当通算予定役員」と、「選考による採用」とあるのは「任命」と、前条第一項中「第一条の規定による改正前の国家公務員法」とあるのは「第三条の規定による改正前の独立行政法人通則法」と、同項及び同条第二項中「第百三条第三項」とあるのは「第五十四条第四項ただし書」と、「承認（同条第二項の規定に係るものに限る。）」とあるのは「承認」と、「附則第四条第五項」とあるのは「附則第十条において準用する附則第四条第五項」と、附則第十二条第一項中「平成二十三年改正国家公務員法」とあるのは「行政法人通則法第五十四条において準用する平成二十三年改正国家公務員法」と、同条第二項中「国家公務員法」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する国家公務員法」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十四条の二第一項において準用する第一条の」と、附則第七条中「同条第一号」とあるのは「第三条の規定による改正後の独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第一条の規定による改正後の国家公務員法第一百二十二条第一号」と、同条第一号中「退職手当通算予定職員」とあるのは「退職手当通算予定役員」と、「選考による採用」とあるのは「任命」と、前条第一項中「第一条の規定による改正前の国家公務員法」とあるのは「第三条の規定による改正前の独立行政法人通則法」と、同項及び同条第二項中「第百三条第三項」とあるのは「第五十四条第四項ただし書」と、「承認（同条第二項の規定に係るものに限る。）」とあるのは「承認」と、「附則第四条第五項」とあるのは「附則第十条において準用する附則第四条第五項」と、附則第十二条第一項中「平成二十三年改正国家公務員法」とあるのは「国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第号）第六十条の規定による改正後の独立行政法人通則法第五十四条の二において準用する平成二十三年改正国家公務員法」と、同条第二項中「国家公務員法」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する国家公務員法」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○ 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十九号）

（第八十三条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（独立行政法人情報通信研究機構法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第七条 機構が附則第三条第一項の規定により行う旧法第六条第二号の助成金の交付の業務及びこれに附帯する業務（以下「利子助成継続業務」という。）が終了するまでの間は、国立研究開発行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）附則第九条第二項に規定する業務には、利子助成継続業務が含まれるものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（独立行政法人情報通信研究機構法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第七条 機構が附則第三条第一項の規定により行う旧法第六条第二号の助成金の交付の業務及びこれに附帯する業務（以下「利子助成継続業務」という。）が終了するまでの間は、前条の規定による改正後の独立行政法人情報通信研究機構法附則第九条第二項に規定する業務には、利子助成継続業務が含まれるものとする。</p> <p>2 （略）</p>

○ 国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）（第八十
 四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二条（略） ②・③（略） ④ 法務大臣は、前条の訴訟の争点が行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する行政法人（以下「行政法人」という。）の事務に関するものである場合において、特に必要があると認めるときは、当該行政法人の意見を聴いた上、当該行政法人の指名する職員の中から指定する者に当該訴訟を行わせることができる。この場合には、指定された者は、その訴訟については、法務大臣の指示を受けるものとする。</p> <p>第六条の三 行政法人又はその行政庁を当事者とする訴訟が提起されたときは、当該行政法人は、法務大臣に対し、直ちに、その旨を報告しなければならない。</p> <p>② 行政法人が訴訟を提起しようとするとき、又は行政法人若しくはその行政庁が訴訟に参加しようとするときは、当該行政法人は、法務大臣に対し、あらかじめその旨を報告しなければならない。</p> <p>③ 行政法人又はその行政庁を当事者又は参加人とする前二項に規定する訴訟に係る当該行政法人の事務（前項の訴訟の提起及び参加に係る事務を含む。）については、法務大臣は、国の利害を考慮して必要があるときは、当該行政法人に対し、指示をすることができる。</p>	<p>第二条（略） ②・③（略） ④ 法務大臣は、前条の訴訟の争点が独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人（以下「独立行政法人」という。）の事務に関するものである場合において、特に必要があると認めるときは、当該独立行政法人の意見を聴いた上、当該独立行政法人の指名する職員の中から指定する者に当該訴訟を行わせることができる。この場合には、指定された者は、その訴訟については、法務大臣の指示を受けるものとする。</p> <p>第六条の三 独立行政法人又はその行政庁を当事者とする訴訟が提起されたときは、当該独立行政法人は、法務大臣に対し、直ちに、その旨を報告しなければならない。</p> <p>② 独立行政法人が訴訟を提起しようとするとき、又は独立行政法人若しくはその行政庁が訴訟に参加しようとするときは、当該独立行政法人は、法務大臣に対し、あらかじめその旨を報告しなければならない。</p> <p>③ 独立行政法人又はその行政庁を当事者又は参加人とする前二項に規定する訴訟に係る当該独立行政法人の事務（前項の訴訟の提起及び参加に係る事務を含む。）については、法務大臣は、国の利害を考慮して必要があるときは、当該独立行政法人に対し、指示をすることができる。</p>

④ 法務大臣は、前項の訴訟について、国の利害を考慮して必要があると認めるときは、同項の行政法人の長に協議して、所部の職員でその指定するもの又は訴訟代理人に選任する弁護士にその訴訟を行わせることができる。

⑤ 法務大臣は、前項の場合において、必要があると認めるときは、同項の行政法人を所管する大臣の意見を聴いた上、当該大臣の所部の職員で法務大臣の指定するものにその訴訟を行わせることができる。この場合には、指定された者は、その訴訟については、法務大臣の指揮を受けるものとする。

第七条 地方公共団体、行政法人その他政令で定める公法人は、その事務に関する訴訟について、法務大臣にその所部の職員でその指定するものに当該訴訟を行わせることを求めることができる。

②・③ (略)

④ 前項の規定は、地方公共団体、行政法人その他の公法人が弁護士を訴訟代理人に選任し、第一項の訴訟を行わせることを妨げない。

④ 法務大臣は、前項の訴訟について、国の利害を考慮して必要があると認めるときは、同項の独立行政法人の長に協議して、所部の職員でその指定するもの又は訴訟代理人に選任する弁護士にその訴訟を行わせることができる。

⑤ 法務大臣は、前項の場合において、必要があると認めるときは、同項の独立行政法人を所管する大臣の意見を聴いた上、当該大臣の所部の職員で法務大臣の指定するものにその訴訟を行わせることができる。この場合には、指定された者は、その訴訟については、法務大臣の指揮を受けるものとする。

第七条 地方公共団体、独立行政法人その他政令で定める公法人は、その事務に関する訴訟について、法務大臣にその所部の職員でその指定するものに当該訴訟を行わせることを求めることができる。

②・③ (略)

④ 前項の規定は、地方公共団体、独立行政法人その他の公法人が弁護士を訴訟代理人に選任し、第一項の訴訟を行わせることを妨げない。

○ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）（第八十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第五十三条の二 訴訟に関する書類及び押収物については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）及び行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）の規定は、適用しない。</p> <p>② 訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四章及び行政法人等の保有する個人情報情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第四章の規定は、適用しない。</p> <p>③・④ （略）</p>	<p>第五十三条の二 訴訟に関する書類及び押収物については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）の規定は、適用しない。</p> <p>② 訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四章及び独立行政法人等の保有する個人情報情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第四章の規定は、適用しない。</p> <p>③・④ （略）</p>

○ 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）（第八十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十二条（管轄） 2・3（略）</p> <p>4 国又は行政法人通則法（平成十一年法律第百三十九号）第二条第一項に規定する行政法人若しくは別表に掲げる法人を被告とする取消訴訟は、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所（次項において「特定管轄裁判所」という。）にも、提起することができる。</p> <p>5（略）</p>	<p>第十二条（管轄） 2・3（略）</p> <p>4 国又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人若しくは別表に掲げる法人を被告とする取消訴訟は、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所（次項において「特定管轄裁判所」という。）にも、提起することができる。</p> <p>5（略）</p>

○ 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）（第八十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 この法律において「特定金銭債権」とは、次に掲げるものをいう。 一 次に掲げる者が有する貸付債権 イ ハ (略) ニ 行政法人中小企業基盤整備機構及び独立行政法人住宅金融支援機構 ホ ヲ又 (略) 二 二十二 (略) 三 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において「特定金銭債権」とは、次に掲げるものをいう。 一 次に掲げる者が有する貸付債権 イ ハ (略) ニ 独立行政法人中小企業基盤整備機構及び独立行政法人住宅金融支援機構 ホ ヲ又 (略) 二 二十二 (略) 三 (略)</p>

○ 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）（第八十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>2 第二条（略）</p> <p>この法律において「検察官等」とは、検察官その他の国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条に規定する一般職に属する職員（法律により任期を定めて任用される職員、常時勤務を要しない官職を占める職員、<u>行政法人通則法</u>（平成十一年法律第百三号）<u>第二条第三項に規定する行政執行法人の職員</u>その他政令で定める職員を除く。）をいう。</p> <p>3 （略）</p> <p>第八条（国家公務員共済組合法の特例）</p> <p>2 第四条第三項の規定により派遣された検察官等に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「及び国の負担金」とあるのは「、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第三条第一項に規定する法科大学院設置者（以下「法科大学院設置者」という。）の負担金及び国の負担金」と、同項各号中「国の負担金」とあるのは「法科大学院設置者の負担金及び国の負担金」と、国共済法第百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む</p>	<p>（定義）</p> <p>2 第二条（略）</p> <p>この法律において「検察官等」とは、検察官その他の国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条に規定する一般職に属する職員（法律により任期を定めて任用される職員、常時勤務を要しない官職を占める職員、<u>独立行政法人通則法</u>（平成十一年法律第百三号）<u>第二条第二項に規定する特定独立行政法人の職員</u>その他政令で定める職員を除く。）をいう。</p> <p>3 （略）</p> <p>第八条（国家公務員共済組合法の特例）</p> <p>2 第四条第三項の規定により派遣された検察官等に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「及び国の負担金」とあるのは「、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第三条第一項に規定する法科大学院設置者（以下「法科大学院設置者」という。）の負担金及び国の負担金」と、同項各号中「国の負担金」とあるのは「法科大学院設置者の負担金及び国の負担金」と、国共済法第百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む</p>

む。）、行政執行法人又は労働組合」とあり、及び「国、行政執行法人又は労働組合」とあるのは「法科大学院設置者及び国」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項及び第四項」と、同条第四項中「同条第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）以下この項において同じ。」とあるのは「同条第四項」と、「（同条第四項）とあるのは「（同項）」と、「国、行政執行法人又は労働組合」とあるのは「法科大学院設置者及び国」とする。

3 (略)

第十四条 (略)

2・3 (略)

4 私立大学派遣検察官等に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）」と、「及び国の負担金」とあるのは「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第三条第一項に規定する法科大学院設置者（以下「法科大学院設置者」という。）の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「法科大学院設置者の負担金及び国の負担金」と、国共済法第百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、行政執行法人又は労働

む。）、特定独立行政法人又は労働組合」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は労働組合」とあるのは「法科大学院設置者及び国」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項及び第四項」と、同条第四項中「同条第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）以下この項において同じ。」とあるのは「同条第四項」と、「（同条第四項）とあるのは「（同項）」と、「国、特定独立行政法人又は労働組合」とあるのは「法科大学院設置者及び国」とする。

3 (略)

第十四条 (略)

2・3 (略)

4 私立大学派遣検察官等に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）」と、「及び国の負担金」とあるのは「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第三条第一項に規定する法科大学院設置者（以下「法科大学院設置者」という。）の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「法科大学院設置者の負担金及び国の負担金」と、国共済法第百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人又は

5
(略)

組合」とあり、及び「国、行政執行法人又は労働組合」とあるのは「法科大学院設置者及び国」と、「第十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項及び第四項」と、同条第四項中「から第四号まで」とあるのは「及び第三号」と、「及び同条第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）以下この項において同じ。」とあるのは「並びに同条第四項」と、「（同条第四項）とあるのは「（同項）」と、「国、行政執行法人又は労働組合」とあるのは「法科大学院設置者及び国」とする。

5
(略)

労働組合」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は労働組合」とあるのは「法科大学院設置者及び国」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項及び第四項」と、同条第四項中「から第四号まで」とあるのは「及び第三号」と、「及び同条第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）以下この項において同じ。」とあるのは「並びに同条第四項」と、「（同条第四項）とあるのは「（同項）」と、「国、特定独立行政法人又は労働組合」とあるのは「法科大学院設置者及び国」とする。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 日本司法支援センター</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 組織</p> <p>第一款 役員及び職員（第二十二條―第二十八條の二）</p> <p>第二款（略）</p> <p>第三節 業務運営</p> <p>第一款（略）</p> <p>第二款 中期目標等（第四十條―第四十二條の二）</p> <p>第四節 財務及び会計（第四十三條―第四十七條の四）</p> <p>第五節（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>2 第二十三條（略） （役員の職務及び権限）</p> <p>3 監事は、支援センターの業務を監査する。この場合において、監事は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。</p> <p>4 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は支援センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 日本司法支援センター</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 組織</p> <p>第一款 役員及び職員（第二十二條―第二十八條）</p> <p>第二款（略）</p> <p>第三節 業務運営</p> <p>第一款（略）</p> <p>第二款 中期目標等（第四十條―第四十二條）</p> <p>第四節 財務及び会計（第四十三條―第四十七條）</p> <p>第五節（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>2 第二十三條（略） （役員の職務及び権限）</p> <p>3 監事は、支援センターの業務を監査する。</p> <p>（新設）</p>

<p>5 監事は、その職務を行うため必要があるときは、支援センターの子法人（支援センターがその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p>	<p>6 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。</p>	<p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>10 (略)</p>	<p>(理事長等への報告義務)</p> <p>第二十三条の二 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をすのおそれがあると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長（当該役員が理事長である場合においては、法務大臣）に報告しなければならない。</p> <p>2 法務大臣は、前項の規定による報告があつたときは、遅滞なく、その内容を最高裁判所に通知しなければならない。</p>	<p>(役員の任命)</p> <p>第二十四条 理事長は、支援センターが行う事務及び事業に関して高度な知識を有し、適切、公正かつ中立な業務の運営を行うことができる者（裁判官若しくは検察官又は任命前二年間にこれらであつた者を除く。）のうちから、法務大臣が内閣の承認を得て任命する。</p> <p>3 2 監事は、法務大臣が内閣の承認を得て任命する。</p> <p>法務大臣は、前二項の規定による理事長又は監事の</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(役員の任命)</p> <p>第二十四条 理事長は、支援センターが行う事務及び事業に関して高度な知識を有し、適切、公正かつ中立な業務の運営を行うことができる者（裁判官若しくは検察官又は任命前二年間にこれらであつた者を除く。）のうちから、法務大臣が任命する。</p> <p>3 2 監事は、法務大臣が任命する。</p> <p>法務大臣は、前二項の規定により理事長又は監事を</p>

任命を行おうとするときは、次の各号のいずれかに該当すると認める場合を除き、理事長又は監事の職務の内容、勤務条件その他必要な事項を公示して候補者を募集するものとする。

一 支援センターの業務の実績及び現に理事長又は監事の職にある者が挙げた顕著な業績に照らして当該者を再任することが適当である場合

二 理事長又は監事の職にあった者が欠け、かつ、緊急に補欠を行う必要がある場合

三 前二号に掲げるもののほか、支援センターの事務及び事業が国の行政機関の政策の遂行との適切な連携の下に行われる必要があることその他の当該事務及び事業の特性に照らして、当該事務及び事業を行うために欠くことのできない専門的な知識経験又は優れた識見を有する特定の者を任命することを必要とする特別の事情がある場合

4 前項に定めるもののほか、同項の規定による候補者の募集（以下この条において「公募」という。）に關し必要な事項は、法務省令で定める。

5 法務大臣は、第一項の規定による理事長の任命を行おうとするときは、多様な知識及び経験を活用した支援センターの適正かつ効率的な業務運営が行われるよう、理事長であった者の経歴及び支援センターの役員に占める同種の職務の経歴を有する者の割合を考慮しなければならない。

6 法務大臣は、第一項又は第二項の承認を得ようとする場合には、公募の結果（第三項各号のいずれかに該当する場合にあつては、当該各号に該当すると認める理由。第八項において同じ。）、当該任命を行おうとする理由、当該任命を行おうとする際に前項の規定により考慮した事項及び第四十一条の二第一項の評価の結果その他承認を得るために必要と認める事項を記載

任命しようとするときは、あらかじめ、最高裁判所の意見を聴かなければならない。

4 理事は、第一項に規定する者のうちから、理事長が任命する。

5 理事長は、前項の規定により理事を任命したときは、遅滞なく、法務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

（新設）

した書面を内閣に提出しなければならない。

7 | 法務大臣は、第一項又は第二項の規定により理事長又は監事を任命しようとするときは、あらかじめ、最高裁判所の意見を聴かなければならない。

8 | 法務大臣は、第一項又は第二項の規定により理事長又は監事を任命したときは、公募の結果、当該任命を行った理由その他必要な事項を公表しなければならない。

9 | 理事は、第一項に規定する者のうちから、理事長が任命する。

10 | 第三項から第五項まで及び第八項の規定は、理事長が前項の規定により理事を任命する場合について準用する。この場合において、第八項中「公募の結果」とあるのは、「遅滞なく、法務大臣に届け出るとともに、公募の結果（第三項各号のいずれかに該当する場合にあつては、当該各号に該当すると認める理由）」と読み替えるものとする。

11 | (略)

(理事の任期)

第二十五条 理事の任期は、二年とする。ただし、補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第二十六条 法務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が準用通則法（第四十八条において準用する行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）をいう。以下同じ。）第二十二條の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。理事長又は理事が裁判官

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

6 | (略)

(役員解任)

第二十五条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。ただし、補欠の役員は、前任者の残任期間とする。

2 | 役員は、再任されることができる。

(役員解任)

第二十六条 法務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が準用通則法（第四十八条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）をいう。以下同じ。）第二十二條の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。理事長又は理事が裁

又は検察官となつたときも、同様とする。
2
3
6 (略)

(日本司法支援センター評価委員会の意見の申出)

第二十八条の二 法務大臣は、準用通則法第五十条の二
第二項の規定による届出があつたときは、その届出に
係る報酬及び退職手当(次項において「報酬等」とい
う。)の支給の基準を評価委員会に通知するものとす
る。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたとき
は、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の
情勢に適合したものであるかどうかについて、法務大
臣に対し、意見を申し出ることができる。

(審査委員会)

第二十九条 (略)

2・3 (略)

4 第二十五条ただし書、第二十六条第二項、第二十七
条及び第二十八条並びに準用通則法第二十一条第六項
の規定は、委員について準用する。

5
3
10 (略)

(業務方法書)

第三十四条 (略)

2 前項の業務方法書には、次に掲げる事項その他法務
省令で定める事項を記載しなければならない。

一
3
三 (略)

四 役員(監事を除く。)の職務の執行がこの法律又

は他の法令に適合することを確保するための体制そ
の他支援センターの業務の適正を確保するための体
制の整備に関する事項

3
3
6 (略)

判官又は検察官となつたときも、同様とする。
2
3
6 (略)

(新設)

(審査委員会)

第二十九条 (略)

2・3 (略)

4 第二十五条第一項ただし書及び第二項、第二十六
条第二項並びに前二条の規定は、委員について準用する。

5
3
10 (略)

(業務方法書)

第三十四条 (略)

2 前項の業務方法書には、次に掲げる事項その他法務
省令で定める事項を記載しなければならない。

一
3
三 (略)

(新設)

3
3
6 (略)

(中期計画)

第四十一条 (略)

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 五 (略)

六 不要財産(準用通則法第八条第三項に規定する不要財産をいう。以下同じ。)又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

七 九 (略)

3 六 (略)

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第四十一条の二 支援センターは、毎事業年度の終了後、次に掲げる事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。

一 当該事業年度における業務の実績

二 評価を受けようとする事業年度についての次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める事項

イ ロに掲げる事業年度以外の事業年度 中期目標の期間の最初から当該事業年度末までの期間に係る中期計画の進捗状況(中期目標の期間の最後の事業年度にあつては、中期目標の期間における業務の実績)

ロ 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

2 | 支援センターは、前項の評価を受けようとするときは、法務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号に掲げる事項及び同項第

(中期計画)

第四十一条 (略)

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 五 (略)

六 不要財産(準用通則法第八条第三項に規定する不要財産をいう。以下この号において同じ。)又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

七 九 (略)

3 六 (略)

(新設)

二号イ又はロに定める事項並びにこれらの事項についてそれぞれ自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を、評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。

3 第一項の評価は、同項第一号に掲げる事項及び同項第二号イ又はロに定める事項についてそれぞれ総合的な評定を付して、行わなければならない。

4 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、支援センター（同項第二号ロに定める事項について評価を行った場合にあつては、支援センター及び行政法人評価制度委員会（第六項及び次条において「評価制度委員会」という。））に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、支援センターに対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを勧告することができる。

5 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない。

6 評価制度委員会は、第四項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、評価委員会に対し、意見を述べることができる。この場合において、評価制度委員会は、遅滞なく、当該意見の内容を公表しなければならない。

（中期目標の期間の終了時の検討）

第四十二条 法務大臣は、前条第一項第二号ロに定める事項について評価が行われたときは、支援センターの中期目標の期間の終了時まで、その業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措

（中期目標の期間の終了時の検討）

第四十二条 法務大臣は、支援センターの中期目標の期間の終了時において、その業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

置を講ずるものとする。

2・3 (略)

4 | 法務大臣は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を評価制度委員会に通知するとともに、公表しなければならぬ。

5 | 評価制度委員会は、支援センターの中期目標の期間の終了時まで、その主要な事務及び事業の改廃に關し、法務大臣に勧告することができる。この場合において、評価制度委員会は、遅滞なく、当該勧告の内容を公表しなければならぬ。

6 | (略)

7 | 評価制度委員会は、第五項の勧告をしたときは、法務大臣に対し、その勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

(違法行為等の是正)

42 | 法務大臣は、支援センター又はその役員若しくは職員が、この法律若しくは他の法令に違反する行為をし、又は当該行為をすおそれがあると認めるときは、支援センターに対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 | 支援センターは、前項の規定による法務大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を法務大臣に報告しなければならない。

(財務諸表等)

44 | (略)

2 | 支援センターは、前項の規定により財務諸表を法務大臣に提出するときは、これに法務省令で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び予算

2・3 (略)

4 | 準用通則法第三十二条第三項に規定する審議会は、支援センターの中期目標の期間の終了時において、その主要な事務及び事業の改廃に關し、法務大臣に勧告することができる。

(新設)

5 | (略)

(新設)

(新設)

(財務諸表等)

44 | (略)

2 | 支援センターは、前項の規定により財務諸表を法務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え

の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告及び会計監査報告を添付しなければならない。

3 (略)

4 支援センターは、第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書並びに監査報告及び会計監査報告を、各事務所に備えて置き、法務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

5

支援センターは、第一項の附属明細書その他法務省令で定める書類については、前項の規定による公告に代えて、次に掲げる方法のいずれかにより公告することができる。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものにより不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて法務省令で定めるものをとる公告の方法をいう。次項において同じ。）

6

支援センターが前項の規定により電子公告による公告をする場合には、第四項の法務省令で定める期間、継続して当該公告をしなければならない。

(不要財産に係る国庫納付等)

第四十七条の二 支援センターは、不要財産であつて、政府からの出資又は支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るもの（以下この条において「政府出資等に係る不要財産」という。）については、遅滞なく、法務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付する

並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事及び会計監査人の意見を付けなければならない。

3 (略)

4 支援センターは、第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、法務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

ものとする。ただし、中期計画において第四十一条第二項第六号の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、法務大臣の認可を受けることを要しない。

2| 支援センターは、前項の規定による政府出資等に係る不要財産（金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。）の国庫への納付に代えて、法務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（次項において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で法務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付することができる。ただし、中期計画において第四十一条第二項第六号の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該金額を国庫に納付するときは、法務大臣の認可を受けることを要しない。

3| 支援センターは、前項の場合において、政府出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを国庫に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について国庫に納付しないことについて法務大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

4| 支援センターが第一項又は第二項の規定による国庫への納付をした場合において、当該納付に係る政府出資等に係る不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、支援センターの資本金のうち当該納付に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分として法務大臣が定める金額については、支援センターに対する政府からの出資はなかつたものとし、支援センターは、その額により資本金を減少するものとする。

5| 法務大臣は、第一項、第二項又は第三項ただし書の

規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、政府出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(不要財産に係る地方公共団体出資の払戻し)

第四十七条の三 支援センターは、不要財産であつて、地方公共団体からの出資に係るもの（以下この条において「地方公共団体出資に係る不要財産」という。）については、法務大臣の認可を受けて、当該地方公共団体出資に係る不要財産に係る出資者（以下この条において単に「出資者」という。）に対し、法務省令で定めるところにより、当該地方公共団体出資に係る不要財産に係る出資額として法務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告しなければならない。ただし、中期計画において第四十一条第二項第六号の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて払戻しの請求をすることができる旨を催告するときは、法務大臣の認可を受けることを要しない。

2 出資者は、支援センターに対し、前項の規定による催告を受けた日から起算して一月を経過する日までの間に限り、同項の払戻しの請求をすることができる。

3 支援センターは、前項の規定による請求があつたときは、遅滞なく、当該請求に係る地方公共団体出資に係る不要財産又は当該請求に係る地方公共団体出資に係る不要財産（金銭を除く。）の譲渡により生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）の範囲内で法務大臣が定める基準により算定した金額により、同項の規定により払戻しを請求された持分（当該算定した金額が当該持分の額に満たない場合にあつては、当該持分のうち法務大

(新設)

4 臣が定める額の持分)を、当該請求をした出資者に払い戻すものとする。

4 支援センターが前項の規定による払戻しをしたときは、支援センターの資本金のうち当該払戻しをした持分の額については、支援センターに対する出資者からの出資はなかったものとし、支援センターは、その額により資本金を減少するものとする。

5 出資者が第二項の規定による払戻しの請求をしなかつたとき又は同項の規定による地方公共団体出資に係る不要財産に係る持分の一部の払戻しの請求をしたときは、支援センターは、払戻しの請求がされなかつた持分については、払戻しをしないものとする。

6 法務大臣は、第一項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(財産の処分等の制限)

第四十七条の四 支援センターは、不要財産以外の重要な財産であつて法務省令で定めるものを譲渡し、又は担保に供しようとするときは、法務大臣の認可を受けなければならぬ。ただし、中期計画において第四十一条第二項第七号の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

2 法務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(行政法人通則法の規定の準用)

第四十八条 行政法人通則法第三条、第八条第一項及び第三項、第九条、第十一条、第十六条、第十七条、第二十一条第一項、第三項及び第六項、第二十一条の三

(新設)

(独立行政法人通則法の規定の準用)
第四十八条 独立行政法人通則法第三条、第八条第一項及び第三項、第九条、第十一条、第十六条、第十七条、第二十二條、第二十四條から第二十六條まで、第三

第十六条	(略)	(略)	第二十一条第一項	第二十一条第一項	第二十五条第二項	第二十五条第二項	第二十五条第二項	第二十六条第二項	第三十一条第一項
(略)	(略)	(略)	第二十九条第二項第一号	第三十八条第一項	(略)	(略)	(略)	内閣総理大臣	内閣総理大臣
(略)	(略)	(略)	綜合法律支援法第四十条第二項第一号	綜合法律支援法第四十四条第一項	(略)	(略)	(略)	法務大臣	法務大臣
(略)	(略)	(略)	綜合法律支援法	綜合法律支援法	(略)	(略)	(略)	理事長	同項に規定する中期計画

第十六条	(略)	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	第三十一条第一項
(略)	(略)	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(略)	(略)	(新設)	(略)
(略)	(略)	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(略)	(略)	(新設)	(略)
(略)	(略)	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(略)	(略)	(新設)	同項に規定する中期計画(以下「中期計画」という。)

項第三十九條第三	項第三十九條第二號		項第三十九條第一	(削る)	(略)
子法人に	内閣府令	(略)	行政法人(その他の資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない行政法人を除く。以下この条において同じ。)	(削る)	(略)
項第二十三條第五に規定する子	法務省令	(略)	(略)	(削る)	(略)

(新設)	(新設)		第三十九條	第三十三條	(略)
(新設)	(新設)	(略)	独立行政法人(その他の資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。)	中期目標の期間	(略)
(新設)	(新設)	(略)	(略)	総合法律支援法第四十條第一項に規定する中期目標(以下「中期目標」という。)の期間(同項の期間の範囲内で法務大臣が定める期間をいう。以下同じ。)	(略)

(削る)	(削る)	(削る)	第四十六条第二項	第三十九条の二 第一項	
(削る)	(削る)	(削る)	中期計画又は行政執行法人の事業計画	この法律、個別法	
(削る)	(削る)	(削る)	中期計画 第四十五条第三項に規定する中期計画	総合法律支援法(同法第四十八条において準用するこの法律の規定を含む。)	法人(以下「子法人」という。)

第四十六条の三 第一項	第四十六条の二 第二項ただし書		第四十六条の二 第一項ただし書	(新設)	
政府以外の者	第三十条第二項 第四号の二	第三十条第二項 第四号の二	中期計画	(新設)	
地方公共団体	第四十一条第二項第六号	同法第四十一条第二項第六号	総合法律支援法第四十五条第三項に規定する中期計画(以下単に「中期計画」という。)	(新設)	
			第三十八条第一項		
			第四十二条		

第五十条の四第 二項第五号	第五十条の四第 二項第四号	第五十条の四第 二項第一号		第五十条の二第 一項	(略)	(削る)	(削る)	(削る)	
第三十五条第一 項	第三十二条第一 項第一号	政令		内閣総理大臣	(略)	(削る)	(削る)	(削る)	
総合法律支援法 第四十二条第一 項	総合法律支援法 第四十一条の二 第一項第一号	法務省令		法務大臣	(略)	(削る)	(削る)	(削る)	

(新設)	(新設)	(新設)		第五十二条第三 項	(略)	第四十八条第一 項ただし書	第四十六条の三 第一項ただし書	第三十条第二項 第四号の二	民間等出資に係 る不要財産
(新設)	(新設)	(新設)	実績及び中期計 画の第三十条第 二項第三号の人 件費の見積り		(略)	第三十条第二項 第五号	民間等出資に係 る不要財産	第三十条第二項 第四号の二	民間等出資に係 る不要財産
(新設)	(新設)	(新設)	実績		(略)	総合法律支援法第 四十一条第二項第 七号	政府以外出資に係 る不要財産	総合法律支援法第 四十一条第二項第 六号	政府以外出資に係 る不要財産

(削る)	第六十四条第一項	第五十条の六、第五十条の七第一項、第五十条の八第三項及び第五十条の九		第五十条の四第六項	第五十条の四第五項	第五十条の四第四項	第五十条の四第三項		
(削る)	(略)	政令		この法律、個別法	政令	内閣総理大臣	政令	政令	
(削る)	総合法律支援法(同法第四十八条において準用するこの法律の規定を含む。)	法務省令	総合法律支援法(同法第四十八条において準用するこの法律の規定を含む。)	法務省令	法務省令	法務大臣	法務省令	法務省令	項

第六十五条第一	第六十四条第一項	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		
この法律、個別	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		
総合法律支援法	総合法律支援法	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		

--	--	--	--

項			
	法		

(財務大臣との協議)
 第四十九条 法務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第三十六条第一項、第四十一条第一項、第四十七条第一項ただし書若しくは第二項ただし書、第四十七條の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書、第四十七條の三第一項又は第四十七條の四第一項の認可をしようとするとき。
- 二 四 (略)

(他の法令の準用)

第五十条 知的財産基本法(平成十四年法律第二百二十二号)その他の政令で定める法令については、政令に定めるところにより、支援センターを国又は行政法人通則法第二条第二項に規定する中期目標行政法人とみなして、これらの法令を準用する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした支援センターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 五 (略)
- 六 第四十一条の二第二項の規定による報告書の提出をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出したとき。
- 七 第四十二条の二第二項又は準用通則法第五十条の八第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 八 第四十四条第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書又は監査報告及び会計監査報告

(財務大臣との協議)
 第四十九条 法務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第三十六条第一項、第四十一条第一項、第四十七条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は準用通則法第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書、第四十六条の三第一項若しくは第四十八条第一項の認可をしようとするとき。
- 二 四 (略)

(他の法令の準用)

第五十条 知的財産基本法(平成十四年法律第二百二十二号)その他の政令で定める法令については、政令に定めるところにより、支援センターを国又は独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人とみなして、これらの法令を準用する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした支援センターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 五 (略)
- (新設)
- (新設)
- 六 第四十四条第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事及び会計監査人

告を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。

九| (略)
(削る)

十| (略)
(削る)

の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。

八|七| (略)
準用通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を出したとき。

十|九| (略)
準用通則法第六十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

改正案	現行
<p>（国家公務員共済組合法の特例） 第八条（略） 2・3（略） 4 弁護士職務従事職員に関する国家公務員共済組合法の規定の適用については、同法第二条第一項第五号及び第六号中「準ずる給与として政令で定めるもの」とあるのは「相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるもの」と、同法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）」と、「及び国の負担金」とあるのは「及び判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第二条第七項に規定する受入先弁護士法人等（以下「受入先弁護士法人等」という。）の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「受入先弁護士法人等の負担金」と、同法第二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、行政執行法人又は労働組合」とあり、及び「国、行政執行法人又は労働組合」とあるのは「受入先弁護士法人等及び国」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項及び第四項」と、同条第四項中「から第四号まで」とあるのは「及び第三号」と、「及び同条第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」とあるのは「並びに同条第四項」と、「</p>	<p>（国家公務員共済組合法の特例） 第八条（略） 2・3（略） 4 弁護士職務従事職員に関する国家公務員共済組合法の規定の適用については、同法第二条第一項第五号及び第六号中「準ずる給与として政令で定めるもの」とあるのは「相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるもの」と、同法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）」と、「及び国の負担金」とあるのは「及び判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第二条第七項に規定する受入先弁護士法人等（以下「受入先弁護士法人等」という。）の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「受入先弁護士法人等の負担金」と、同法第二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人又は労働組合」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は労働組合」とあるのは「受入先弁護士法人等及び国」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項及び第四項」と、同条第四項中「から第四号まで」とあるのは「及び第三号」と、「及び同条第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」とあるのは「並びに同条第四項」と、「</p>

（同条第四項」とあるのは「（同項」と、「国、行政
執行法人又は労働組合」とあるのは「受入先弁護士法
人等及び国」とする。

（一般職の職員の給与に関する法律の特例）

2 第十条（略）

弁護士職務従事職員であつた者に関する一般職の職
員の給与に関する法律第十一条の七第三項、第十一条
の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及
び第十四条第二項の規定の適用については、弁護士職
務従事職員は、同法第十一条の七第三項に規定する行
政執行法人職員等とみなす。

「と、「（同条第四項」とあるのは「（同項」と、「
国、特定独立行政法人又は労働組合」とあるのは「受
入先弁護士法人等及び国」とする。

（一般職の職員の給与に関する法律の特例）

2 第十条（略）

弁護士職務従事職員であつた者に関する一般職の職
員の給与に関する法律第十一条の七第三項、第十一条
の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及
び第十四条第二項の規定の適用については、弁護士職
務従事職員は、同法第十一条の七第三項に規定する特
定独立行政法人職員等とみなす。

○ 東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成二十四年法律第六号）（第九十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案							現行											
<p>（総合法律支援法の適用） 第五条 支援センターが東日本大震災法律援助事業を行う場合には、次の表の上欄に掲げる総合法律支援法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>							（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
							第十九条第二項 第二号	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第二十三条の二 第一項	（略）	この法律	（略）	（略）	この法律、震災特 例法	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）				
第三十三条第二 項	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）				
第三十四条第二 項第四号	（略）	この法律	（略）	（略）	この法律、震災特 例法	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）				
第三十五条第二 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）				
第三十五条第二 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）				
第三十五条第二 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）				
第十九条第二項 第二号	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）				
（新設）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）				
第三十三条第二 項	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）				
（新設）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）				
第三十五条第二 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）				
第三十五条第二 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）				
第三十五条第二 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）				

項	第四十二条の二 第一項	この法律		第四十八条の表 第三十九条の二 第一項の項	総合法律支援法 (同法第四十八 条において準用 するこの法律の 規定を含む。)		第四十八条の表 第五十条の項	第六項の項
	第四十二条の二 第二項	前項		(略)	(略)		(略)	
	(略)	(略)		(略)	(略)		(略)	
	震災特例法第五 条の規定により読 み替えて適用する 前項	この法律、震災特 例法		総合法律支援法 (同法第四十八 条において準用 するこの法律の 規定を含む。)、 震災特例 法	総合法律支援法 (同法第四十八 条において準用 するこの法律の 規定を含む。)、 震災特例 法		(略)	

項	(新設)	(新設)		第四十八条の表 第三十九条の二 第三項の項	(新設)		第四十八条の表 第五十条の項	(新設)
	(新設)	(新設)		(略)	(略)		(略)	(新設)
	(新設)	(新設)		(略)	(略)		(略)	(新設)

(略)	第四十九号	(削る)	第四十八項
(略)	又は第四十七の四	(削る)	総合法律支援法(同法第四十八條において準用するこの法律の規定を含む。)
(略)	若しくは第四十七條の四第一項又は震災特例法第四條第一項若しくは第二項	(削る)	総合法律支援法(同法第四十八條において準用するこの法律の規定を含む。及び震災特例法)
(略)	第四十九号	第四十八項	第四十八項
(略)	又は	総合法律支援法	総合法律支援法
(略)	、震災特例法第四條第一項若しくは第二項又は	総合法律支援法、震災特例法	総合法律支援法及び震災特例法

改正案	現行
<p>（関係行政機関等の措置）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 5 6 （略）</p> <p>7 関係行政機関の長のうち行政法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する行政法人をいう。以下同じ。）の主務大臣（同法第六十八条に規定する主務大臣をいう。）であるものは、前条第一項の協議に基づき、その所管に係る行政法人に対し、その職員に国際緊急援助活動を行わせるよう要請することができる。</p> <p>8 行政法人は、前項の要請を受けた場合には、その職員に国際緊急援助活動を行わせることができる。</p> <p>（外務大臣の行政法人国際協力機構に対する命令）</p> <p>第五条 外務大臣は、第一条の目的を達成するため適当であると認める場合には、行政法人国際協力機構に対し、国際緊急援助活動を前条の規定に基づき行う国、地方公共団体又は行政法人の職員その他の人員を国際緊急援助隊として派遣するよう、命ずることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（行政法人国際協力機構による業務の実施）</p> <p>第七条 国際緊急援助隊の派遣及びこれに必要な業務（国際緊急援助活動に必要な機材その他の物資の調達、輸送の手配等を含むものとし、第三条第二項（同条第</p>	<p>（関係行政機関等の措置）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 5 6 （略）</p> <p>7 関係行政機関の長のうち独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）の主務大臣（同法第六十八条に規定する主務大臣をいう。）であるものは、前条第一項の協議に基づき、その所管に係る独立行政法人に対し、その職員に国際緊急援助活動を行わせるよう、要請することができる。</p> <p>8 独立行政法人は、前項の要請を受けた場合には、その職員に国際緊急援助活動を行わせることができる。</p> <p>（外務大臣の独立行政法人国際協力機構に対する命令）</p> <p>第五条 外務大臣は、第一条の目的を達成するため適当であると認める場合には、独立行政法人国際協力機構に対し、国際緊急援助活動を前条の規定に基づき行う国、地方公共団体又は独立行政法人の職員その他の人員を国際緊急援助隊として派遣するよう、命ずることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（独立行政法人国際協力機構による業務の実施）</p> <p>第七条 国際緊急援助隊の派遣及びこれに必要な業務（国際緊急援助活動に必要な機材その他の物資の調達、輸送の手配等を含むものとし、第三条第二項（同条第</p>

三項において準用する場合を含む。）に規定する活動のうち同条第二項第二号に該当するものに係るものを除く。）は、行政法人国際協力機構が行う。

三項において準用する場合を含む。）に規定する活動のうち同条第二項第二号に該当するものに係るものを除く。）は、独立行政法人国際協力機構が行う。

改正案	現行
<p style="text-align: center;">行政法人国際協力機構法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、行政法人国際協力機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する行政法人の名称は、行政法人国際協力機構とする。</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第三条 行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）は、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もつてこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人国際協力機構法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人国際協力機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国際協力機構とする。</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）は、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もつてこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。</p>

(中期目標行政法人)

第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標行政法人とする。

(副理事長及び理事の任期)

第九条 副理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。

(役員の欠格条項の特例)

第十条 (略)

2 機構の役員解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び行政法人国際協力機構法第十条第一項」とする。

(有償資金協力業務に係る財務諸表等)

第二十八条 機構は、有償資金協力業務に係る財産目録及び貸借対照表(これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。以下この項及び第三十条第一項において同じ。)を含む。)を四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、有償資金協力業務に係る損益計算書(当該損益計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)をこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、これらの書類(以下「財務諸表」という。)に関する監査報告を添付して、当該半期経過後二月以内又は当該事業年度終了後三月以内に、主務大臣を経由して財務大臣に届け出なければならない。

(新設)

(役員)の任期)

第九条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(役員)の欠格条項の特例)

第十条 (略)

2 機構の役員解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人国際協力機構法第十条第一項」とする。

(有償資金協力業務に係る財務諸表等)

第二十八条 機構は、有償資金協力業務に係る財産目録及び貸借対照表(これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。以下この項及び第三十条第一項において同じ。)を含む。)を四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、有償資金協力業務に係る損益計算書(当該損益計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)をこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、これらの書類(以下「財務諸表」という。)に関する監事の意見を付して、当該半期経過後二月以内又は当該事業年度終了後三月以内に、主務大臣を経由して財務大臣に届け出なければならない。

2 機構は、前項の規定による財務諸表の届出をしたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに同項の監査報告を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

3 5 (略)

第三十条 機構は、有償資金協力業務に係る決算完結後、有償資金協力業務に係る予算の区分に従い、毎事業年度の有償資金協力業務に係る決算報告書（当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を作成し、当該決算報告書に関する監査報告を添付し、かつ、第二十八条第一項の規定により財務大臣に届け出た有償資金協力業務に係る財務諸表を添え、遅滞なく、主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。

2 3 (略)

4 機構は、第一項の規定による有償資金協力業務に係る決算報告書の提出をしたときは、遅滞なく、同項の決算報告書及び監査報告を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

5 6 (略)

(利益及び損失の処理の特例等)
第三十一条 (略)
(削る)

2 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しな

2 機構は、前項の規定による財務諸表の届出をしたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

3 5 (略)

第三十条 機構は、有償資金協力業務に係る決算完結後、有償資金協力業務に係る予算の区分に従い、毎事業年度の有償資金協力業務に係る決算報告書（当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を作成し、当該決算報告書に関する監事の意見を添付し、かつ、第二十八条第一項の規定により財務大臣に届け出た有償資金協力業務に係る財務諸表を添え、遅滞なく、主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。

2 3 (略)

4 機構は、第一項の規定による有償資金協力業務に係る決算報告書の提出をしたときは、遅滞なく、同項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

5 6 (略)

(利益及び損失の処理の特例等)
第三十一条 (略)
外務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、外務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付し

3| なければならない。
の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

4| (略)

6| 第四項の準備金は、有償資金協力勘定において生じた損失の補填に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

7| 機構は、第四項の規定による残余の額から同項の規定により準備金として積み立てた額を控除した残額を、翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならぬ。

8| (略)

9| 前項に定めるもののほか、第七項の規定による有償資金協力勘定に係る納付金の納付の手續その他納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

10| (略)

(有償資金協力勘定における借入金等の限度額)

第三十三条 有償資金協力勘定における通則法第四十五条第一項の規定による長期借入金の現在額、前条第一項の規定による長期借入金の現在額及び同項の規定により発行する機構債券の元本に係る債務の現在額の合計額は、第五条に規定する資本金のうち有償資金協力勘定に区分された額及び第三十一条第四項に規定する準備金の額の合計額の三倍に相当する額を超えてはならない。

2| (略)

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

4| なければならない。
の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

5| (略)

7| 第五項の準備金は、有償資金協力勘定において生じた損失の補てんに充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

8| 機構は、第五項の規定による残余の額から同項の規定により準備金として積み立てた額を控除した残額を、翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならぬ。

9| (略)

10| 前項に定めるもののほか、第八項の規定による有償資金協力勘定に係る納付金の納付の手續その他納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

11| (略)

(有償資金協力勘定における借入金等の限度額)

第三十三条 有償資金協力勘定における通則法第四十五条第一項の規定による長期借入金の現在額、前条第一項の規定による長期借入金の現在額及び同項の規定により発行する機構債券の元本に係る債務の現在額の合計額は、第五条に規定する資本金のうち有償資金協力勘定に区分された額及び第三十一条第五項に規定する準備金の額の合計額の三倍に相当する額を超えてはならない。

2| (略)

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第三十七条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定（罰則を含む。）は、第十三条第一項第五号ハの規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「行政法人国際協力機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「行政法人国際協力機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十条中「国」とあるのは「行政法人国際協力機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「行政法人国際協力機構の事業年度」と読み替えるものとする。

（主務大臣等）
第四十三条（略）

2|
（略）

第三十七条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定（罰則を含む。）は、第十三条第一項第五号ハの規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人国際協力機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人国際協力機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十条中「国」とあるのは「独立行政法人国際協力機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人国際協力機構の事業年度」と読み替えるものとする。

（主務大臣等）
第四十三条（略）

3|
（略）

2| 機構に係る通則法における主務省は、外務省とする

○ 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十四年法律第 号）（第九十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（子の住所等に関する情報の提供の求め等）</p> <p>第五条 外務大臣は、外国返還援助申請があつた場合において、必要と認めるときは、申請に係る子及び申請に係る子と同居している者の氏名及び住所又は居所を特定するため、政令で定めるところにより、次に掲げる機関及び法人（第十五条第一項（第二十五条において準用する場合を含む。）において「国の行政機関等」という。）の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに申請に係る子及び申請に係る子と同居している者に関する情報を有している者として政令で定める者に対し、その有する当該氏名又は当該住所若しくは居所に関する情報の提供を求めることができる。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二</p> <p>七 条第一項に規定する行政法人</p> <p>2 七（略）</p> <p>3 4（略）</p>	<p>（子の住所等に関する情報の提供の求め等）</p> <p>第五条 外務大臣は、外国返還援助申請があつた場合において、必要と認めるときは、申請に係る子及び申請に係る子と同居している者の氏名及び住所又は居所を特定するため、政令で定めるところにより、次に掲げる機関及び法人（第十五条第一項（第二十五条において準用する場合を含む。）において「国の行政機関等」という。）の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに申請に係る子及び申請に係る子と同居している者に関する情報を有している者として政令で定める者に対し、その有する当該氏名又は当該住所若しくは居所に関する情報の提供を求めることができる。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）</p> <p>七 第二条第一項に規定する独立行政法人</p> <p>2 七（略）</p> <p>3 4（略）</p>

○ すき入紙製造取締法（昭和二十二年法律第四百十九号）（第九十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>① 黒くすき入れた紙又は政府紙幣、日本銀行券、公債証書、収入印紙その他政府の発行する証券にすき入れである文字若しくは画紋と同一若しくは類似の形態の文字若しくは画紋を白くすき入れた紙は、政府、行政、法人国立印刷局又は政府の許可を受けた者以外の者は、これを製造してはならない。</p> <p>② 政府は、前項の許可を行う場合において、行政法人国立印刷局に必要な調査を行わせることができる。</p> <p>③ （略）</p>	<p>① 黒くすき入れた紙又は政府紙幣、日本銀行券、公債証書、収入印紙その他政府の発行する証券にすき入れである文字若しくは画紋と同一若しくは類似の形態の文字若しくは画紋を白くすき入れた紙は、政府、独立行政法人国立印刷局又は政府の許可を受けた者以外の者は、これを製造してはならない。</p> <p>② 政府は、前項の許可を行う場合において、独立行政法人国立印刷局に必要な調査を行わせることができる。</p> <p>③ （略）</p>

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 国等 国及び行政法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する行政法人をいう。以下同じ。）をいう。</p> <p>二 職員 次に掲げる者をいう。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 行政法人通則法第二条第二項に規定する中期目標行政法人に常時勤務することを要する者（法令の規定により休業が認められた者その他政令で定める者を含む。）</p> <p>三 五 (略)</p> <p>(設置の機関)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 同一の各省各庁に所属する職員（当該各省各庁の所管する行政法人の職員を含む。）のみに貸与する目的で設置する宿舎（以下「省庁別宿舎」という。）を設置する場合で次の各号に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる各省各庁の長がその設置を行うものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特定の官署（行政法人の事業所を含む。以下同じ。）に勤務する職員のために一時に多数の宿舎を設置する必要がある場合その他特別の事情がある場合で財務大臣が指定する場合 当該宿舎の貸与を受け</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 国等 国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。</p> <p>二 職員 次に掲げる者をいう。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人以外の独立行政法人に常時勤務することを要する者（法令の規定により休業が認められた者その他政令で定める者を含む。）</p> <p>三 五 (略)</p> <p>(設置の機関)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 同一の各省各庁に所属する職員（当該各省各庁の所管する独立行政法人の職員を含む。）のみに貸与する目的で設置する宿舎（以下「省庁別宿舎」という。）を設置する場合で次の各号に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる各省各庁の長がその設置を行うものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特定の官署（独立行政法人の事業所を含む。以下同じ。）に勤務する職員のために一時に多数の宿舎を設置する必要がある場合その他特別の事情がある場合で財務大臣が指定する場合 当該宿舎の貸与を</p>

るべき職員が行政法人の職員の場合には、当該行政法人を所管する各省各庁の長（当該職員が行政法人を所管する各省各庁の長。次条において同じ。）

（総括の機関）

第六条（略）

2 財務大臣は、宿舍の設置等の適正を期するため必要があると認めるときは、各省各庁の長に対し、当該各省各庁所属の職員若しくは当該各省各庁が所管する行政法人の職員の住宅事情に関する資料を求め、又は当該各省各庁の長が設置し、若しくは維持及び管理を行う省庁別宿舍について、その状況に関する報告を求め、部下の職員に実地監査を行わせ、若しくは閣議の決定を経て、宿舍の種類（第三条に規定する宿舍の種類をいう。第十三条の二第一号において同じ。）の変更その他の措置を求めることができる。

3 行政法人を所管する各省各庁の長は、当該行政法人の長に対し、当該行政法人の職員の住宅事情に関する資料の提出を求めることができる。

4 前項の規定により資料の提出を求められた行政法人の長は、遅滞なく、これを提出しなければならない。

第八条の二（略）

2（略）

6 財務大臣は、設置計画を定め、又は変更する場合において、各省各庁及び行政法人における職員の職務の性質、宿舍の現況及び不足数その他宿舍を必要とする事情を考慮しなければならない。

第十八条（略）
（宿舍の明渡し等）

受けるべき職員が行政法人の職員の場合には、当該行政法人を所管する各省各庁の長（当該職員が行政法人を所管する各省各庁の長。次条において同じ。）

（総括の機関）

第六条（略）

2 財務大臣は、宿舍の設置等の適正を期するため必要があると認めるときは、各省各庁の長に対し、当該各省各庁所属の職員若しくは当該各省各庁が所管する独立行政法人の職員の住宅事情に関する資料を求め、又は当該各省各庁の長が設置し、若しくは維持及び管理を行う省庁別宿舍について、その状況に関する報告を求め、部下の職員に実地監査を行わせ、若しくは閣議の決定を経て、宿舍の種類（第三条に規定する宿舍の種類をいう。第十三条の二第一号において同じ。）の変更その他の措置を求めることができる。

3 独立行政法人を所管する各省各庁の長は、当該独立行政法人の長に対し、当該独立行政法人の職員の住宅事情に関する資料の提出を求めることができる。

4 前項の規定により資料の提出を求められた独立行政法人の長は、遅滞なく、これを提出しなければならない。

第八条の二（略）

2（略）

6 財務大臣は、設置計画を定め、又は変更する場合において、各省各庁及び独立行政法人における職員の職務の性質、宿舍の現況及び不足数その他宿舍を必要とする事情を考慮しなければならない。

第十八条（略）
（宿舍の明渡し等）

5 2
4 (略)

行政法人の長は、当該行政法人の職員で宿舍の貸与を受けている者が第一項第一号から第三号までの規定に該当することとなつた場合には、直ちに当該行政法人を所管する各省各庁の長にその旨を報告しなければならない。

5 2
4 (略)

独立行政法人の長は、当該独立行政法人の職員で宿舍の貸与を受けている者が第一項第一号から第三号までの規定に該当することとなつた場合には、直ちに当該独立行政法人を所管する各省各庁の長にその旨を報告しなければならない。

○ 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）（第九十七
条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（外貨債務の保証） 第二条（略）</p> <p>2 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、次に掲げる法人が発行する債券又は地方債証券のうち外貨で支払われるもの（地方債証券については、政令で定めるものに限る。以下「外貨債」という。）に係る債務について、予算をもつて定める金額の範囲内において、保証契約をすることができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 行政法人国際協力機構</p> <p>四・五（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（外貨債務の保証） 第二条（略）</p> <p>2 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、次に掲げる法人が発行する債券又は地方債証券のうち外貨で支払われるもの（地方債証券については、政令で定めるものに限る。以下「外貨債」という。）に係る債務について、予算をもつて定める金額の範囲内において、保証契約をすることができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 独立行政法人国際協力機構</p> <p>四・五（略）</p> <p>3（略）</p>

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 国及び行政執行法人（行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第三項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）は、前項の共済組合の健全な運営と発達が図られるように、必要な配慮を加えるものとする。</p> <p>（設立及び業務）</p> <p>第三条 各省各庁ごとに、その所属の職員及びその所管する行政執行法人の職員（次項各号に掲げる各省各庁にあつては、同項各号に掲げる職員を除く。）をもつて組織する国家公務員共済組合（以下「組合」という。）を設ける。</p> <p>2 5 （略）</p> <p>（管理）</p> <p>第八条 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣（環境大臣を除く。）、最高裁判所長官及び会計検査院長（第三条第二項第三号に掲げる職員をもつて組織する組合にあつては、第十二条及び第百二条を除き、林野庁長官とし、以下「各省各庁の長」という。）は、それぞれその各省各庁の所属の職員及び当該各省各庁の所管する行政執行法人の職員をもつて組織する組合を代表し、その業務を執行する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 国及び特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）は、前項の共済組合の健全な運営と発達が図られるように、必要な配慮を加えるものとする。</p> <p>（設立及び業務）</p> <p>第三条 各省各庁ごとに、その所属の職員及びその所管する特定独立行政法人の職員（次項各号に掲げる各省各庁にあつては、同項各号に掲げる職員を除く。）をもつて組織する国家公務員共済組合（以下「組合」という。）を設ける。</p> <p>2 5 （略）</p> <p>（管理）</p> <p>第八条 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣（環境大臣を除く。）、最高裁判所長官及び会計検査院長（第三条第二項第三号に掲げる職員をもつて組織する組合にあつては、第十二条及び第百二条を除き、林野庁長官とし、以下「各省各庁の長」という。）は、それぞれその各省各庁の所属の職員及び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人の職員をもつて組織する組合を代表し、その業務を執行する。</p> <p>2 （略）</p>

(職員及び施設の提供)
第十二条 各省各庁の長又は行政執行法人の長は、組合の運営に必要な範囲内において、その所属の職員その他国に使用される者又は行政執行法人に使用される者をして当該組合の業務に従事させることができる。

2 (略)

(役員)の欠格条項)
第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、役員

となることができない。ただし、第二十七条第二項の規定の適用を妨げない。

一 国務大臣、国会議員、政府職員(非常勤の者を除く。)、行政法人(行政法人通則法第二条第一項に規定する行政法人をいう。以下同じ。)(の役員(非常勤の者を除く。))、国立大学法人等(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。)(の役員(非常勤の者を除く。))、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤職員

二(四) (略)

(組合員の資格の得喪)
第三十七条 職員となつた者は、その職員となつた日から、その属する各省各庁及び当該各省各庁の所管する

行政執行法人の職員をもつて組織する組合(第三条第二項各号に掲げる職員については、同項の規定により同項各号の職員をもつて組織する組合)の組合員の資格を取得する。

2・3 (略)

(職員及び施設の提供)
第十二条 各省各庁の長又は特定独立行政法人の長は、組合の運営に必要な範囲内において、その所属の職員その他国に使用される者又は特定独立行政法人に使用される者をして当該組合の業務に従事させることができる。

2 (略)

(役員)の欠格条項)
第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、役員

となることができない。ただし、第二十七条第二項の規定の適用を妨げない。

一 国務大臣、国会議員、政府職員(非常勤の者を除く。)、独立行政法人(独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)(の役員(非常勤の者を除く。))、国立大学法人等(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。)(の役員(非常勤の者を除く。))、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤職員

二(四) (略)

(組合員の資格の得喪)
第三十七条 職員となつた者は、その職員となつた日から、その属する各省各庁及び当該各省各庁の所管する

特定独立行政法人の職員をもつて組織する組合(第三条第二項各号に掲げる職員については、同項の規定により同項各号の職員をもつて組織する組合)の組合員の資格を取得する。

2・3 (略)

(費用負担の原則)

第九十九条 組合の給付に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに基礎年金拠出金の納付に要する費用並びに組合の事務に要する費用を含む。第三項において同じ。）のうち次の各号に規定する費用は、当該各号に定めるところにより、政令で定める職員を単位として、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

- 一 短期給付に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の納付に要する費用並びに長期給付（基礎年金拠出金を含む。）及び福祉事業に係る事務以外の事務に要する費用（第四項の規定による国の負担に係るもの並びに第六項及び第七項において読み替えて適用する第四項の規定による行政執行法人の負担に係るものを除く。）を含み、第三項（第二号を除く。）の規定による同項に規定する国等の負担に係るものを除く。次項第一号において同じ。）については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における同号の掛金及び負担金の額とが等しくなるようにすること。
- 二 (略)
- 三 長期給付に要する費用（基礎年金拠出金の納付に要する費用（第三項（第一号を除く。）の規定による同項に規定する国等の負担に係るものを除く。）及び長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係る事務に要する費用（第四項の規定による国の負担に係るもの並びに第六項及び第七項において読み替えて適用する第四項の規定による行政執行法人の負担に係るものを除く。）を含み、次項第三号に掲げるも

(費用負担の原則)

第九十九条 組合の給付に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに基礎年金拠出金の納付に要する費用並びに組合の事務に要する費用を含む。第三項において同じ。）のうち次の各号に規定する費用は、当該各号に定めるところにより、政令で定める職員を単位として、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

- 一 短期給付に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の納付に要する費用並びに長期給付（基礎年金拠出金を含む。）及び福祉事業に係る事務以外の事務に要する費用（第四項の規定による国の負担に係るもの並びに第六項及び第七項において読み替えて適用する第四項の規定による特定独立行政法人の負担に係るものを除く。）を含み、第三項（第二号を除く。）の規定による同項に規定する国等の負担に係るものを除く。次項第一号において同じ。）については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における同号の掛金及び負担金の額とが等しくなるようにすること。
- 二 (略)
- 三 長期給付に要する費用（基礎年金拠出金の納付に要する費用（第三項（第一号を除く。）の規定による同項に規定する国等の負担に係るものを除く。）及び長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係る事務に要する費用（第四項の規定による国の負担に係るもの並びに第六項及び第七項において読み替えて適用する第四項の規定による特定独立行政法人の負担に係るものを除く。）を含み、次項第三号に掲げ

のを除く。同項第二号において同じ。）については、その費用の予想額及び地方の組合の地方公務員等共済組合法第百十三条第一項第三号に規定する長期給付に要する費用の予想額の合計額と、次項第二号の掛金及び負担金の額、第三十五条の二第一項の長期給付に充てるべき積立金（以下この号において「国の積立金」という。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額並びに同法第百十三条第二項第二号の掛金及び負担金の額、同法第二十四条（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の長期給付に充てるべき積立金及び同法第三十八条の八第一項に規定する長期給付積立金（以下この号において「地方の積立金」と総称する。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額の合算額とが、再計算を行う年以降おおむね百年間に相当する期間の終了時に組合及び地方の組合に係る長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金（国の積立金及び地方の積立金をいう。）を保有しつつ、当該期間にわたって財政の均衡を保つことができるようにすること。

（略）

3 2 国又は行政法人造幣局、行政法人国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機構（第百二条第三項において「国等」という。）は、政令で定めるところにより、組合の給付に要する費用のうち次の各号に規定する費用については、当該各号に定める額を負担する。

一・二 （略）

5 4 （略）

専従職員（国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号）第二条第二号、行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二

るものを除く。同項第二号において同じ。）については、その費用の予想額及び地方の組合の地方公務員等共済組合法第百十三条第一項第三号に規定する長期給付に要する費用の予想額の合計額と、次項第二号の掛金及び負担金の額、第三十五条の二第一項の長期給付に充てるべき積立金（以下この号において「国の積立金」という。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額並びに同法第百十三条第二項第二号の掛金及び負担金の額、同法第二十四条（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の長期給付に充てるべき積立金及び同法第三十八条の八第一項に規定する長期給付積立金（以下この号において「地方の積立金」と総称する。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額の合算額とが、再計算を行う年以降おおむね百年間に相当する期間の終了時に組合及び地方の組合に係る長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金（国の積立金及び地方の積立金をいう。）を保有しつつ、当該期間にわたって財政の均衡を保つことができるようにすること。

（略）

3 2 国又は独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機構（第百二条第三項において「国等」という。）は、政令で定めるところにより、組合の給付に要する費用のうち次の各号に規定する費用については、当該各号に定める額を負担する。

一・二 （略）

5 4 （略）

専従職員（国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号）第二条第二号、特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律

百五十七号) 第四条第二項又は労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号) 第二条の労働組合(以下「労働組合」という。)の事務に専ら従事する職員をいう。以下この条において同じ。)である組合員(行政執行法人の職員である組合員を除く。)に係る第二項に規定する費用については、同項中「及び国の負担金」とあるのは、「労働組合の負担金及び国の負担金」と、同項第一号から第二号まで及び第四号中「国の負担金」とあるのは、「労働組合の負担金」として、同項の規定を適用する。

6 行政執行法人の職員(専従職員を除く。)である組合員に係る第二項及び第四項に規定する費用については、第二項中「国の負担金」とあるのは「行政執行法人の負担金」と、第四項中「国は毎年度の予算で定める」とあるのは「行政執行法人は政令で定めるところにより行政執行法人が負担することとなる」として、これらの規定を適用する。

7 行政執行法人の職員であつて専従職員である組合員に係る第二項及び第四項に規定する費用については、第二項中「及び国の負担金」とあるのは、「労働組合の負担金及び行政執行法人の負担金」と、同項第一号から第二号までの規定中「国の負担金」とあるのは「労働組合の負担金」と、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「行政執行法人の負担金」と、同項第四号中「国の負担金」とあるのは「労働組合の負担金」と、第四項中「国は毎年度の予算で定める」とあるのは「行政執行法人は政令で定めるところにより行政執行法人が負担することとなる」として、これらの規定を適用する。

(負担金)
第百二条 各省各庁の長(環境大臣を含む。)、行政執

第二百五十七号) 第四条第二項又は労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号) 第二条の労働組合(以下「労働組合」という。)の事務に専ら従事する職員をいう。以下この条において同じ。)である組合員(特定独立行政法人の職員である組合員を除く。)に係る第二項に規定する費用については、同項中「及び国の負担金」とあるのは、「労働組合の負担金及び国の負担金」と、同項第一号から第二号まで及び第四号中「国の負担金」とあるのは「労働組合の負担金」として、同項の規定を適用する。

6 特定独立行政法人の職員(専従職員を除く。)である組合員に係る第二項及び第四項に規定する費用については、第二項中「国の負担金」とあるのは「特定独立行政法人の負担金」と、第四項中「国は毎年度の予算で定める」とあるのは「特定独立行政法人は政令で定めるところにより特定独立行政法人が負担することとなる」として、これらの規定を適用する。

7 特定独立行政法人の職員であつて専従職員である組合員に係る第二項及び第四項に規定する費用については、第二項中「及び国の負担金」とあるのは、「労働組合の負担金及び特定独立行政法人の負担金」と、同項第一号から第二号までの規定中「国の負担金」とあるのは「労働組合の負担金」と、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「特定独立行政法人の負担金」と、同項第四号中「国の負担金」とあるのは「労働組合の負担金」と、第四項中「国は毎年度の予算で定める」とあるのは「特定独立行政法人は政令で定めるところにより特定独立行政法人が負担することとなる」として、これらの規定を適用する。

(負担金)
第百二条 各省各庁の長(環境大臣を含む。)、特定独

行政法人又は労働組合は、それぞれ第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により国、行政執行法人又は労働組合が負担すべき金額（第百条の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額を除く。）を、毎月組合に払い込まなければならない。

2・3 (略)

4 組合は、政令で定めるところにより、第九十九条第二項第二号から第四号までに掲げる費用及び同条第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定により負担することとなる費用（同条第四項の規定により負担することとなる費用にあつては、第二十四条第一項第七号に規定する長期給付に係るものに限る。）に充てるため国、行政執行法人又は労働組合が負担すべき金額の全部又は一部を、当該金額の払込みがあるごとに、連合会に払い込まなければならない。

(船員組合員についての負担金の特例)

第百二十二条 国又は行政執行法人は、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する短期給付に要する費用のうち、船員保険法に規定する給付に要する費用に係る部分については、第九十九条第二項の規定にかかわらず、同法第百二十五条第一項の規定による船舶所有者の負担と同一の割合によつて算定した金額を負担する。

(公庫等に転出した継続長期組合員についての特例)
第百二十四条の二 組合員（長期給付に関する規定の適

立行政法人又は労働組合は、それぞれ第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により国、特定独立行政法人又は労働組合が負担すべき金額（第百条の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額を除く。）を、毎月組合に払い込まなければならない。

2・3 (略)

4 組合は、政令で定めるところにより、第九十九条第二項第二号から第四号までに掲げる費用及び同条第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定により負担することとなる費用（同条第四項の規定により負担することとなる費用にあつては、第二十四条第一項第七号に規定する長期給付に係るものに限る。）に充てるため国、特定独立行政法人又は労働組合が負担すべき金額の全部又は一部を、当該金額の払込みがあるごとに、連合会に払い込まなければならない。

(船員組合員についての負担金の特例)

第百二十二条 国又は特定独立行政法人は、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する短期給付に要する費用のうち、船員保険法に規定する給付に要する費用に係る部分については、第九十九条第二項の規定にかかわらず、同法第百二十五条第一項の規定による船舶所有者の負担と同一の割合によつて算定した金額を負担する。

(公庫等に転出した継続長期組合員についての特例)
第百二十四条の二 組合員（長期給付に関する規定の適

用を受けない者を除く。)が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖繩振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの(第四項において「公庫等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。)となるため退職した場合(政令で定める場合を除く。)又は組合員(長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。)が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き続いて沖繩振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの(同項において「特定公庫等」という。)の役員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等役員」という。)となるため退職した場合(政令で定める場合を除く。)には、長期給付に関する規定(第四十一条第二項の規定を除く。)の適用については、別段の定めがあるものを除き、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員又は特定公庫等役員である期間引き続き転出(公庫等職員又は特定公庫等役員となるための退職をいう。以下この条において同じ。)の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第二項中「及び国の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金」と、第二百二条第一項中「各省各庁の長(環境大臣を含む。)、行政執行法人又は労働組合」とあり、及び「国、行政執行法人又は労働組合」と

用を受けない者を除く。)が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖繩振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの(第四項において「公庫等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。)となるため退職した場合(政令で定める場合を除く。)又は組合員(長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。)が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き続いて沖繩振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの(同項において「特定公庫等」という。)の役員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等役員」という。)となるため退職した場合(政令で定める場合を除く。)には、長期給付に関する規定(第四十一条第二項の規定を除く。)の適用については、別段の定めがあるものを除き、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員又は特定公庫等役員である期間引き続き転出(公庫等職員又は特定公庫等役員となるための退職をいう。以下この条において同じ。)の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第二項中「及び国の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金」と、第二百二条第一項中「各省各庁の長(環境大臣を含む。)、特定独立行政法人又は労働組合」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は労働組合」と

あるのは「公庫等又は特定公庫等」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「労働組合」とあるのは「公庫等若しくは特定公庫等」とする。

2
5（略）

（中期目標行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者の取扱い）

第二百二十四条の三 中期目標行政法人（行政法人通則法第二条第二項に規定する中期目標行政法人をいう。以下この条において同じ。）のうち別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者（中期目標行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要しない者で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。）は、職員とみなして、この法律の規定を適用する。この場合においては、第三条第一項中「及びその所管する行政執行法人」とあるのは「並びにその所管する行政執行法人、第三十一条第一号に規定する行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、同条第二項第二号中「及び独立行政法人国立病院機構」とあるのは「並びに独立行政法人国立病院機構及び高度専門医療に関する研究等を行う行政法人に関する法律（平成二十一年法律第九十三号）第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センター」と、同項第三号中「林野庁」とあるのは「林野庁及び国立研究開発行政法人森林総合研究所」と、第八条第一項中「及び当該各省各庁の所管する行政執行法人」とあるのは「並びに当該各省各庁の所管する行政執行法人、第三十一条第一号に規定する行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び同号

組合」とあるのは「公庫等又は特定公庫等」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「労働組合」とあるのは「公庫等若しくは特定公庫等」とする。

2
5（略）

（特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者の取扱い）

第二百二十四条の三 特定独立行政法人以外の独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者（特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要しない者で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。）は、職員とみなして、この法律の規定を適用する。この場合においては、第三条第一項中「及びその所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びにその所管する特定独立行政法人、第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、同条第二項第二号中「及び独立行政法人国立病院機構」とあるのは「並びに独立行政法人国立病院機構及び高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十一年法律第九十三号）第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センター」と、同項第三号中「林野庁」とあるのは「林野庁及び独立行政法人森林総合研究所」と、第八条第一項中「及び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びに当該各省各庁の所管する特定独立行政法人、第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、第

に規定する国立大学法人等」と、第三十七条第一項中「及び当該各省各庁の所管する行政執行法人」とあるのは「並びに当該各省各庁の所管する行政執行法人、行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第一項第一号及び第三号中「行政執行法人の負担に係るもの」とあるのは「行政執行法人の負担に係るもの（第二百二十四条の三の規定により読み替えられた第六項及び第七項において読み替えて適用する第四項の規定による行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等の負担に係るものを含む。）」と、同条第五項から第七項までの規定中「行政執行法人」とあるのは「行政執行法人、行政法人のうち別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等」と、第二百二条第一項及び第四項並びに第二百二十二条中「行政執行法人」とあるのは「行政執行法人、行政法人のうち別表第三に掲げるもの、国立大学法人等」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附 則

第十四条の三 (略)

2 4 (略)

5 前項の規定により連合会に拠出する特別拠出金の拠出に要する費用は、国、行政執行法人若しくは労働組合、行政法人のうち別表第三に掲げるもの若しくは国立大学法人等又は組合若しくは連合会が、政令で定めるところにより、負担するものとする。

6 10 (略)

三十七条第一項中「及び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びに当該各省各庁の所管する特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第一項第一号及び第三号中「特定独立行政法人の負担に係るもの」とあるのは「特定独立行政法人の負担に係るもの（第二百二十四条の三の規定により読み替えられた第六項及び第七項において読み替えて適用する第四項の規定による独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等の負担に係るものを含む。）」と、同条第五項から第七項までの規定中「特定独立行政法人」とあるのは「特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等」と、第二百二条第一項及び第四項並びに第二百二十二条中「特定独立行政法人」とあるのは「特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの、国立大学法人等」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附 則

第十四条の三 (略)

2 4 (略)

5 前項の規定により連合会に拠出する特別拠出金の拠出に要する費用は、国、特定独立行政法人若しくは労働組合、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの若しくは国立大学法人等又は組合若しくは連合会が、政令で定めるところにより、負担するものとする。

6 10 (略)

(郵政会社等の役職員の取扱い)
 第二十条の三 (略)
 2 前項の「郵政会社等」とは、次に掲げるものをいう。

一、四 (略)
 五 行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

3 (略)
 4 第一項の規定により共済組合を設けた場合には、郵政会社等役職員は職員と、同項の共済組合は組合と、郵政会社等の業務は公務とそれぞれみなして、この法律(第六十八条の二、第六十八条の三及び附則第十四条の四を除く。)の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十九条第三項	(略)	(略)	行政執行法人又は郵政会社等	行政執行法人の職員又は郵政会社等の所属の職員	第八條第	(略)	(略)
					一項	(略)	(略)
第九十九条第三項	(略)	(略)	行政執行法人又は郵政会社等	行政執行法人の職員又は郵政会社等の所属の職員	第八條第	(略)	(略)
					一項	(略)	(略)

(郵政会社等の役職員の取扱い)
 第二十条の三 (略)
 2 前項の「郵政会社等」とは、次に掲げるものをいう。

一、四 (略)
 五 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

3 (略)
 4 第一項の規定により共済組合を設けた場合には、郵政会社等役職員は職員と、同項の共済組合は組合と、郵政会社等の業務は公務とそれぞれみなして、この法律(第六十八条の二、第六十八条の三及び附則第十四条の四を除く。)の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十九条第三項	(略)	(略)	特定独立行政法人又は郵政会社等	特定独立行政法人の職員又は郵政会社等の所属の職員	第八條第	(略)	(略)
					一項	(略)	(略)
第九十九条第三項	(略)	(略)	特定独立行政法人又は郵政会社等	特定独立行政法人の職員又は郵政会社等の所属の職員	第八條第	(略)	(略)
					一項	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)
第二百二条 第一項及 び第四項	行政執行 法人	行政執行法人、郵政会社等
(略)	(略)	(略)
第二百二十 二条	又は行政 執行法人	、行政執行法人又は郵政会社等（ 附則第二十条の八第一項に規定す る適用法人を含む。第二百二十六 条の五第二項及び附則第十四条の三 第五項において同じ。）
(略)	(略)	(略)

別表第三（第二百二十四条の三関係）

(略)	名称	(略)	根拠法
(略)	行政法人国立高等専 門学校機構	(略)	行政法人国立高等専門学校機構 法（平成十五年法律第百十三号）
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	国立研究開発行政法 人情報通信研究機構	(略)	国立研究開発行政法人情報通信 研究機構法（平成十一年法律第 百六十二号）
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	行政法人国立特別支 援教育総合研究所	(略)	行政法人国立特別支援教育総合 研究所法（平成十一年法律第百 六十五号）

(略)	(略)	(略)
第二百二条 第一項及 び第四項	特定独立 行政法人	特定独立行政法人、郵政会社等
(略)	(略)	(略)
第二百二十 二条	又は特定 独立行政 法人	、特定独立行政法人又は郵政会社 等（附則第二十条の八第一項に規 定する適用法人を含む。第二百十 六条の五第二項及び附則第十四条 の三第五項において同じ。）
(略)	(略)	(略)

別表第三（第二百二十四条の三関係）

(略)	名称	(略)	根拠法
(略)	独立行政法人国立高 等専門学校機構	(略)	独立行政法人国立高等専門学校 機構法（平成十五年法律第百十 三号）
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	独立行政法人情報通 信研究機構	(略)	独立行政法人情報通信研究機構 法（平成十一年法律第百六十二 号）
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	独立行政法人国立特 別支援教育総合研究 所	(略)	独立行政法人国立特別支援教育 総合研究所法（平成十一年法律 第百六十五号）

(略)	行政法人国立青少年教育振興機構	(略)	行政法人国立青少年教育振興機構法（平成十一年法律第六十七号）	(略)	行政法人国立青少年教育振興機構	(略)	行政法人国立青少年教育振興機構法（平成十一年法律第六十七号）
(略)	行政法人国立女性教育会館	(略)	行政法人国立女性教育会館法（平成十一年法律第六十八号）	(略)	独立行政法人国立女性教育会館	(略)	独立行政法人国立女性教育会館法（平成十一年法律第六十八号）
(略)	行政法人国立科学博物館	(略)	行政法人国立科学博物館法（平成十一年法律第七十二号）	(略)	独立行政法人国立科学博物館	(略)	独立行政法人国立科学博物館法（平成十一年法律第七十二号）
(略)	国立研究開発行政法人森林総合研究所	(略)	国立研究開発行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）	(略)	独立行政法人森林総合研究所	(略)	独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）
(略)	行政法人工業所有権情報・研修館	(略)	行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第二百一十号）	(略)	独立行政法人工業所有権情報・研修館	(略)	独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第二百一十号）
(略)	行政法人航空大学校	(略)	行政法人航空大学校法（平成十一年法律第二百十五号）	(略)	独立行政法人航空大学校	(略)	独立行政法人航空大学校法（平成十一年法律第二百十五号）

○ 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）

（第九十九条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（施行日前に給付事由が生じた年金である給付の額の改定等）</p> <p>第三条の二（略）</p> <p>2 前項の規定により行われる年金である給付の額の改定により増加する費用は、政令で定めるところにより、国、行政法人造幣局、行政法人国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機構（第五十四条第一項において「国等」という。）又は新法附則第二十条の三第二項に規定する郵政会社等（第五十四条第一項において「郵政会社等」という。）が負担する。</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（施行日前に給付事由が生じた年金である給付の額の改定等）</p> <p>第三条の二（略）</p> <p>2 前項の規定により行われる年金である給付の額の改定により増加する費用は、政令で定めるところにより、国、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機構（第五十四条第一項において「国等」という。）又は新法附則第二十条の三第二項に規定する郵政会社等（第五十四条第一項において「郵政会社等」という。）が負担する。</p> <p>3・4（略）</p>

○ 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）（第百条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（貨幣の製造及び発行） 第四条（略） 2 財務大臣は、貨幣の製造に関する事務を、行政法人 造幣局（以下「造幣局」という。）に行わせる。 3・4 （略）</p>	<p>（貨幣の製造及び発行） 第四条（略） 2 財務大臣は、貨幣の製造に関する事務を、独立行政 法人造幣局（以下「造幣局」という。）に行わせる。 3・4 （略）</p>

改正案	現行
<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 本省に置かれる職及び機関 第一節（略） 第二節 審議会等（第六条―第八条） 第三節・第四節（略） 第四章・第五章（略） 附則 （設置） 第六条（略） （削る）</p>	<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 本省に置かれる職及び機関 第一節（略） 第二節 審議会等（第六条―第八条の二） 第三節・第四節（略） 第四章・第五章（略） 附則 （設置） 第六条（略） 2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより財務省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、独立行政法人評価委員会とする。 （独立行政法人評価委員会） 第八条の二 独立行政法人評価委員会については、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;">行政法人造幣局法</p> <p>（目的） 第一条 この法律は、行政法人造幣局の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称） 第二条 この法律及び行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する行政法人の名称は、行政法人造幣局とする。</p> <p>（造幣局の目的） 第三条 行政法人造幣局（以下「造幣局」という。）は、貨幣の製造等を行うとともに、貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと等により、通貨制度の安定に寄与することを目的とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（行政執行法人） 第四条 造幣局は、通則法第二条第三項に規定する行政執行法人とする。</p> <p>（理事長及び理事の任期） 第九条 理事長及び理事の任期は、二年とする。</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人造幣局法</p> <p>（目的） 第一条 この法律は、独立行政法人造幣局の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称） 第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人造幣局とする。</p> <p>（造幣局の目的） 第三条 独立行政法人造幣局（以下「造幣局」という。）は、貨幣の製造等を行うとともに、貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと等により、通貨制度の安定に寄与することを目的とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（特定独立行政法人） 第四条 造幣局は、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。</p> <p>（役員）の任期） 第九条 役員は、二年とする。</p>

(役員の欠格条項の特例)

第十條 (略)

2 造幣局の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三條第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び行政法人造幣局法第十條第一項」とする。

(通貨制度の安定に重大な影響を与える契約の承認)

第十三條 造幣局は、貨幣の偽造を防止するための製造の方法に関する技術(次条において「偽造防止技術」という。)に係る事項その他の第十一條第一項第一号及び第七号の業務(同号の業務にあつては、同項第一号の業務に係るものに限る。次条及び第十九條において同じ。)の実施に関する事項であつて通貨制度の安定に重大な影響を与えるおそれがあるものとして財務省令で定めるものをその内容とする契約を締結しようとするときは、財務大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(積立金の処分)

第十五條 造幣局は、毎事業年度、通則法第四十四條第一項本文又は第二項の規定による整理(以下この項において「整理」という。)を行つた後、同條第一項の規定による積立金(以下この条において「積立金」という。)がある場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額について財務省令で定める基準により計算した額を国庫に納付しなければならない。

一 当該事業年度(以下この項及び次項において「対

(役員の欠格条項の特例)

第十條 (略)

2 造幣局の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三條第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人造幣局法第十條第一項」とする。

(通貨制度の安定に重大な影響を与える契約の承認)

第十三條 造幣局は、貨幣の偽造を防止するための製造の方法に関する技術(以下「偽造防止技術」という。)に係る事項その他の第十一條第一項第一号及び第七号の業務(同号の業務にあつては、同項第一号の業務に係るものに限る。次条及び第十九條第一項において同じ。)の実施に関する事項であつて通貨制度の安定に重大な影響を与えるおそれがあるものとして財務省令で定めるものをその内容とする契約を締結しようとするときは、財務大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(積立金の処分)

第十五條 造幣局は、通則法第二十九條第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この条において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四條第一項本文又は第二項の規定による整理(以下この項において「整理」という。)を行つた後、同條第一項の規定による積立金(以下この条において「積立金」という。)がある場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額について財務省令で定める基準により計算した額を国庫に納付しなければならない。

一 当該中期目標の期間(以下この項及び次項におい

象事業年度」という。)の直前の事業年度(次号において「前事業年度」という。)に係る整理を行った後積立金がなかったとき 対象事業年度に係る整理を行った後の積立金の額に相当する金額

二 前事業年度に係る整理を行った後積立金があった場合であつて、対象事業年度に係る整理を行った後の積立金の額に相当する金額が前事業年度に係る整理を行った後の積立金の額(当該前事業年度において、この項の規定により国庫に納付した場合にあつてはその納付した額を、次項の規定により財務大臣の承認を受けた金額がある場合にあつてはその承認を受けた金額に相当する額を、それぞれ控除した残額)に相当する金額を超えるとき その超える額に相当する金額

2 造幣局は、前項各号列記以外の部分に規定する場合において、積立金の額に相当する金額から同項の規定により国庫に納付しなければならぬ額に相当する金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額に相当する金額のうち財務大臣の承認を受けた金額を、対象事業年度の次の事業年度に係る通則法第三十五条の五第一項の認可を受けた事業計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の事業年度における第十一条に規定する業務の財源に充てることができる。

(削る)

(削る)

て「当該期間」という。)の直前の中期目標の期間(次号において「前期間」という。)の最後の事業年度に係る整理を行った後積立金がなかったとき 当該期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額に相当する金額

二 前期間の最後の事業年度に係る整理を行った後積立金があった場合であつて、当該期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額に相当する金額が前期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額(当該前期間の最後の事業年度において、この項の規定により国庫に納付した場合にあつてはその納付した額を、次項の規定により財務大臣の承認を受けた金額がある場合にあつてはその承認を受けた金額に相当する額を、それぞれ控除した残額)に相当する金額を超えるとき その超える額に相当する金額

2 造幣局は、前項各号列記以外の部分に規定する場合において、積立金の額に相当する金額から同項の規定により国庫に納付しなければならぬ額に相当する金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額に相当する金額のうち財務大臣の承認を受けた金額を、当該期間の中期目標の期間に係る通則法第三十条の五第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一条に規定する業務の財源に充てることができる。

3

財務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

4

造幣局の最初の中期目標の期間については、第一項第一号中「なかつたとき」とあるのは、「なかつたと

3| 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金及び行政法人造幣局債券)
第十六条 造幣局は、財務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は行政法人造幣局債券(以下この条及び次条において「債券」という。)を発行することができる。

(削る)

2| 前項の規定による債券の債権者は、造幣局の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3| (略)
4| (略)
5| (略)
6| (略)

(償還計画)
第十七条 (略)
(削る)

第十八条 削除

5| き又は当該期間が最初の中期目標の期間であるときとする。

5| 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金及び独立行政法人造幣局債券)
第十六条 造幣局は、財務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立行政法人造幣局債券(以下この条及び次条において「債券」という。)を発行することができる。

2| 財務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3| 第一項の規定による債券の債権者は、造幣局の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4| (略)
5| (略)
6| (略)
7| (略)

(償還計画)
第十七条 (略)

2| 財務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(中期目標の期間の終了時の検討に当たつての配慮)
第十八条 財務大臣は、通則法第三十五条第一項の規定による検討を行うに当たつては、貨幣の確実な製造の確保並びに偽造防止技術の維持及び向上による通貨

制度の安定の確保の必要性に配慮するものとする。

(緊急の必要がある場合の財務大臣の要請)

第十九条 財務大臣は、貨幣の偽造に対処するため必要があると認めるときその他貨幣の適切かつ確実な製造のため緊急の必要があると認めるときは、造幣局に対し、第十一条第一項第一号、第三号及び第七号の業務に関し必要な措置を実施すべきことを要請することができる。

2 造幣局は、前項の規定による財務大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならぬ。

(主務大臣等)

第二十条 造幣局に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ財務大臣、財務省及び財務省令とする。

第二十二條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした造幣局の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)
(新設)

(緊急の必要がある場合の財務大臣の命令)

第十九条 財務大臣は、貨幣の偽造に対処するため必要があると認めるときその他貨幣の適切かつ確実な製造のため緊急の必要があると認めるときは、造幣局に対し、第十一条第一項第一号、第三号及び第七号の業務に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができ

(削る)

(主務大臣等)

第二十条 造幣局に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ財務大臣及び財務省令とする。

第二十二條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした造幣局の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)
三 第十九条の規定による財務大臣の命令に違反したとき。

改正案	現行
<p style="text-align: center;">行政法人国立印刷局法</p> <p>（目的） 第一条 この法律は、行政法人国立印刷局の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称） 第二条 この法律及び行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する行政法人の名称は、行政法人国立印刷局とする。</p> <p>（印刷局の目的） 第三条 行政法人国立印刷局（以下「印刷局」という。）は、銀行券（日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第四十六条第一項の規定により日本銀行が発行する銀行券をいう。第十一条第三項第一号を除き、以下同じ。）の製造を行うとともに、銀行券に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと等により、通貨制度の安定に寄与することを目的とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（行政執行法人） 第四条 印刷局は、通則法第二条第三項に規定する行政</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人国立印刷局法</p> <p>（目的） 第一条 この法律は、独立行政法人国立印刷局の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称） 第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国立印刷局とする。</p> <p>（印刷局の目的） 第三条 独立行政法人国立印刷局（以下「印刷局」という。）は、銀行券（日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第四十六条第一項の規定により日本銀行が発行する銀行券をいう。第十一条第三項第一号を除き、以下同じ。）の製造を行うとともに、銀行券に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと等により、通貨制度の安定に寄与することを目的とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（特定独立行政法人） 第四条 印刷局は、通則法第二条第二項に規定する特定</p>

執行法人とする。

(理事長及び理事の任期)

第九条 理事長及び理事の任期は、二年とする。

(役員)の欠格条項の特例)
第十条 (略)

2 印刷局の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び行政法人国立印刷局法第十条第一項」とする。

(通貨制度の安定に重大な影響を与える契約の承認)

第十三条 印刷局は、銀行券の偽造を防止するための製造の方法に関する技術(次条において「偽造防止技術」という。)に係る事項その他の第十一条第一項第一号及び第六号の業務(同号の業務にあつては、同項第一号の業務に係るものに限る。次条及び第二十条第一項において同じ。)の実施に関する事項であつて通貨制度の安定に重大な影響を与えるものとして財務省令で定めるものをその内容とする契約を締結しようとするときは、財務大臣の承認を受けなければならぬ。これを變更しようとするときも、同様とする。

(積立金の処分)

第十五条 印刷局は、毎事業年度、通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理(以下この項において「整理」という。)を行つた後、同条第一項の規定による積立金(以下この条において「積立金」という。)がある場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額について財務

独立行政法人とする。

(役員)の任期)

第九条 役員)の任期は、二年とする。

(役員)の欠格条項の特例)
第十条 (略)

2 印刷局の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人国立印刷局法第十条第一項」とする。

(通貨制度の安定に重大な影響を与える契約の承認)

第十三条 印刷局は、銀行券の偽造を防止するための製造の方法に関する技術(以下「偽造防止技術」という。)に係る事項その他の第十一条第一項第一号及び第六号の業務(同号の業務にあつては、同項第一号の業務に係るものに限る。次条及び第二十条第一項において同じ。)の実施に関する事項であつて通貨制度の安定に重大な影響を与えるものとして財務省令で定めるものをその内容とする契約を締結しようとするときは、財務大臣の承認を受けなければならぬ。これを變更しようとするときも、同様とする。

(積立金の処分)

第十五条 印刷局は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この条において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理(以下この項において「整理」という。)を行つた後、同条第一項の規定による積立金(以下この条におい

省令で定める基準により計算した額を国庫に納付しなければならぬ。

一 当該事業年度（以下この項及び次項において「対象事業年度」という。）の直前の事業年度（次号において「前事業年度」という。）に係る整理を行った後積立金がなかったとき 対象事業年度に係る整理を行った後の積立金の額に相当する金額

二 前事業年度に係る整理を行った後積立金があった場合であつて、対象事業年度に係る整理を行った後の積立金の額に相当する金額が前事業年度に係る整理を行った後の積立金の額（当該前事業年度において、この項の規定により国庫に納付した場合にあつてはその納付した額を、次項の規定により財務大臣の承認を受けた金額がある場合にあつてはその承認を受けた金額に相当する額を、それぞれ控除した残額）に相当する金額を超えるとき その超える額に相当する金額

2 印刷局は、前項各号列記以外の部分に規定する場合において、積立金の額に相当する金額から同項の規定により国庫に納付しなければならぬ額に相当する金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額に相当する金額のうち財務大臣の承認を受けた金額を、対象事業年度の次の事業年度に係る通則法第三十五条の五第一項の認可を受けた事業計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の事業年度における第十一条に規定する業務の財源に充てることができる。

て「積立金」という。）がある場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額について財務省令で定める基準により計算した額を国庫に納付しなければならない。

一 当該中期目標の期間（以下この項及び次項において「当該期間」という。）の直前の中期目標の期間（次号において「前期間」という。）の最後の事業年度に係る整理を行った後積立金がなかったとき 当該期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額に相当する金額

二 前期間の最後の事業年度に係る整理を行った後積立金があった場合であつて、当該期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額に相当する金額が前期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額（当該前期間の最後の事業年度において、この項の規定により国庫に納付した場合にあつてはその納付した額を、次項の規定により財務大臣の承認を受けた金額がある場合にあつてはその承認を受けた金額に相当する額を、それぞれ控除した残額）に相当する金額を超えるとき その超える額に相当する金額

2 印刷局は、前項各号列記以外の部分に規定する場合において、積立金の額に相当する金額から同項の規定により国庫に納付しなければならぬ額に相当する金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額に相当する金額のうち財務大臣の承認を受けた金額を、当該期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一条に規定する業務の財源に充てることができる。

(削る)

(削る)

3| 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金及び行政法人国立印刷局債券)

第十六条 印刷局は、財務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は行政法人国立印刷局債券(以下この条及び次条において「債券」という。)を発行することができる。

(削る)

2| 前項の規定による債券の債権者は、印刷局の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3| (略)

4| (略)

5| (略)

6| (略)

(償還計画)

第十七条 (略)
(削る)

3| 財務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員

会の意見を聴かなければならない。

4| 印刷局の最初の中期目標の期間については、第一項第一号中「なかつたとき」とあるのは、「なかつたとき又は当該期間が最初の中期目標の期間であるとき」とする。

5| 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金及び独立行政法人国立印刷局債券)

第十六条 印刷局は、財務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立行政法人国立印刷局債券(以下この条及び次条において「債券」という。)を発行することができる。

2| 財務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員

会の意見を聴かなければならない。

3| 第一項の規定による債券の債権者は、印刷局の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4| (略)

5| (略)

6| (略)

7| (略)

(償還計画)

第十七条 (略)

2| 財務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(日本銀行からの意見の聴取)
第十八条 財務大臣は、通則法第三十五条の四第一項の規定により年度目標を定めるに当たっては、第十一項第一号の業務に関する事項について、あらかじめ、日本銀行の意見を聴くものとする。

第十九条 削除

(緊急の必要がある場合の財務大臣等の命令等)
第二十条 財務大臣は、銀行券の偽造に対処するため必要があると認めるときその他銀行券の適切かつ確実な製造のため緊急の必要があると認めるときは、印刷局

に対し、第十一条第一項第一号、第二号及び第六号の業務に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 (略)

3 印刷局は、前項の規定による内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第二十一条 印刷局に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ財務大臣及び財務省令とする。

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした印刷局の役員は、二十万円以下の

(日本銀行からの意見の聴取)
第十八条 財務大臣は、通則法第二十九条第一項の規定により中期目標を定めるに当たっては、第十一項第一号の業務に関する事項について、あらかじめ、日本銀行の意見を聴くものとする。

(中期目標の期間の終了時の検討に当たつての配慮)
第十九条 財務大臣は、通則法第三十五条第一項の規定

による検討を行うに当たっては、銀行券の確実な製造の確保並びに偽造防止技術の維持及び向上による通貨制度の安定の確保の必要性に配慮するものとする。

(緊急の必要がある場合の財務大臣等の要請)
第二十条 財務大臣は、銀行券の偽造に対処するため必要があると認めるときその他銀行券の適切かつ確実な製造のため緊急の必要があると認めるときは、印刷局

に対し、第十一条第一項第一号、第二号及び第六号の業務に関し必要な措置を実施すべきことを要請することができる。

2 (略)

3 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第二十一条 印刷局に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ財務大臣、財務省及び財務省令とする。

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした印刷局の役員は、二十万円以下の

過料に処する。
一・二 (略)
三 第二十条第一項の規定による財務大臣の命令に違反したとき。

過料に処する。
一・二 (略)
(新設)

○ 貨幣回収準備資金に関する法律（平成十四年法律第四十二号）（第百四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（資金の構成）</p> <p>第四条 資金は、行政法人造幣局法（平成十四年法律第四十号）附則第六条第四項の規定によりこの資金に帰属することとされた現金及び地金、次条の規定により編入する金額、第六条の規定による一般会計からの繰入金並びに第九条第三項に規定する利益金をもつて充てる。</p> <p>（資金の使用）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 資金に属する地金（引換貨幣及び回収貨幣を含む。第九条第二項及び第十条において同じ。）は、財務大臣の定めるところにより、貨幣の製造に要する地金として行政法人造幣局に交付することができる。</p> <p>（地金の保管）</p> <p>第十条 財務大臣は、法令の定めるところにより、行政法人造幣局に、資金に属する地金の保管を行わせることができる。</p>	<p>（資金の構成）</p> <p>第四条 資金は、独立行政法人造幣局法（平成十四年法律第四十号）附則第六条第四項の規定によりこの資金に帰属することとされた現金及び地金、次条の規定により編入する金額、第六条の規定による一般会計からの繰入金並びに第九条第三項に規定する利益金をもつて充てる。</p> <p>（資金の使用）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 資金に属する地金（引換貨幣及び回収貨幣を含む。第九条第二項及び第十条において同じ。）は、財務大臣の定めるところにより、貨幣の製造に要する地金として独立行政法人造幣局に交付することができる。</p> <p>（地金の保管）</p> <p>第十条 財務大臣は、法令の定めるところにより、独立行政法人造幣局に、資金に属する地金の保管を行わせることができる。</p>

改正案	現行
<p>（目的） 第八十五条（略） 2 この節において「燃料安定供給対策」とは、石油、可燃性天然ガス及び石炭の安定的かつ低廉な供給の確保を図ることが緊要であることに鑑み講じられる措置であつて、次に掲げるものをいう。</p> <p>一（略） 二 石油、可燃性天然ガス及び石炭資源の開発の促進、石油の備蓄の増強並びに石油、可燃性天然ガス及び石炭の生産及び流通の合理化のためにとられる施策で経済産業大臣が行うものに関する財政上の措置であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に対する出資金の出資又は交付金若しくは施設の整備のための補助金の交付</p> <p>ロ 国立研究開発行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対する交付金の交付</p> <p>ハ（略） ニ 行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十一条第一項第五号の規定に基づき行う事業（石炭に係るものに限る。）及び同項第十二号の規定に基づき行う事業（石油の備蓄の増強に必要な資金の貸付けに限る。）に係る補助</p> <p>ホ 備蓄法第四十二条第一項の規定に基づく株式会社日本政策投資銀行、沖縄振興開発金融公庫又は行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に対する</p>	<p>（目的） 第八十五条（略） 2 この節において「燃料安定供給対策」とは、石油、可燃性天然ガス及び石炭の安定的かつ低廉な供給の確保を図ることが緊要であることに鑑み講じられる措置であつて、次に掲げるものをいう。</p> <p>一（略） 二 石油、可燃性天然ガス及び石炭資源の開発の促進、石油の備蓄の増強並びに石油、可燃性天然ガス及び石炭の生産及び流通の合理化のためにとられる施策で経済産業大臣が行うものに関する財政上の措置であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に対する出資金の出資又は交付金若しくは施設の整備のための補助金の交付</p> <p>ロ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対する交付金の交付</p> <p>ハ（略） ニ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十一条第一項第五号の規定に基づき行う事業（石炭に係るものに限る。）及び同項第十二号の規定に基づき行う事業（石油の備蓄の増強に必要な資金の貸付けに限る。）に係る補助</p> <p>ホ 備蓄法第四十二条第一項の規定に基づく株式会社日本政策投資銀行、沖縄振興開発金融公庫又は独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に対する</p>

3

る補助

へ・ト (略)

この節において「エネルギー需給構造高度化対策」とは、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることが緊要であることに鑑み講じられる措置であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであつて政令で定めるもの（以下この号において「非化石エネルギー」という。）の開発及び利用の促進並びにエネルギーの利用の高度化の促進のためにとられる施策で経済産業大臣が行うもの並びに内外におけるエネルギー起源二酸化炭素（エネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素をいう。）の排出の抑制（非化石エネルギーの開発及び利用又はエネルギーの利用の高度化により行うもの限り、かつ、海外で行う場合にあつては、我が国のエネルギーの利用の制約の緩和に資するものに限る。）のためにとられる施策で経済産業大臣又は環境大臣が行うものに関する財政上の措置であつて、次に掲げるもの

イの 国立研究開発行政法人新エネルギー・産業技術

総合開発機構に対する出資金の出資（非化石エネルギーの開発及び利用の促進に関する業務で政令で定めるもの又はエネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）第十條第一号に掲げる業務（同法第二條第七項第一号から第四号までに掲げる特定事業活動又は同條第八項第一号若しくは第二号に掲げる特定設備の設置若しくは改善に係るものに限る。）に係る出資に限る。）又は交付金の交付

3

対する補助

へ・ト (略)

この節において「エネルギー需給構造高度化対策」とは、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることが緊要であることに鑑み講じられる措置であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであつて政令で定めるもの（以下この号において「非化石エネルギー」という。）の開発及び利用の促進並びにエネルギーの利用の高度化の促進のためにとられる施策で経済産業大臣が行うもの並びに内外におけるエネルギー起源二酸化炭素（エネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素をいう。）の排出の抑制（非化石エネルギーの開発及び利用又はエネルギーの利用の高度化により行うもの限り、かつ、海外で行う場合にあつては、我が国のエネルギーの利用の制約の緩和に資するものに限る。）のためにとられる施策で経済産業大臣又は環境大臣が行うものに関する財政上の措置であつて、次に掲げるもの

イの 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発

機構に対する出資金の出資（非化石エネルギーの開発及び利用の促進に関する業務で政令で定めるもの又はエネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）第十條第一号に掲げる業務（同法第二條第七項第一号から第四号までに掲げる特定事業活動又は同條第八項第一号若しくは第二号に掲げる特定設備の設置若しくは改善に係るものに限る。）に係る出資に限る。）又は交付金の交付

ロ 行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に對する交付金の交付

ハ 国立研究開発行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百十五号）第十五条第一項第一号、第四号及び第五号並びに非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）第十一条第一号の規定に基づき行う事業に係る補助

ニ 行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法第十一条第一項第七号の規定に基づき行う事業（地熱に係るものに限る。）に係る補助

ホ・ヘ（略）

二 我が国のエネルギーの利用に對する著しい制約を回避しつつ気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下この号において「京都議定書」という。）第三条の規定に基づく約束を履行するためにとられる施策（京都議定書第六条1に規定する排出削減単位の取得、京都議定書第十二条3（b）に規定する認証された排出削減量の取得及び京都議定書第十七条に規定する排出量取引への参加に係るものに限る。）で経済産業大臣又は環境大臣が行うものに関する財政上の措置であつて、国立研究開発行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十五条第二項の規定に基づき行う事業に係る補助

三（略）

4

5

この節において「電源利用対策」とは、発電用施設（これと密接な関連を有する施設を含む。以下この項において同じ。）の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による電気の供給の円滑化を図るための措置（前項及び次項の措置に該当するものを除く。）であつて、次に掲げるものをいう。

ロ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に對する交付金の交付

ハ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百十五号）第十五条第一項第一号、第四号及び第五号並びに非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）第十一条第一号の規定に基づき行う事業に係る補助

ニ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法第十一条第一項第七号の規定に基づき行う事業（地熱に係るものに限る。）に係る補助

ホ・ヘ（略）

二 我が国のエネルギーの利用に對する著しい制約を回避しつつ気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下この号において「京都議定書」という。）第三条の規定に基づく約束を履行するためにとられる施策（京都議定書第六条1に規定する排出削減単位の取得、京都議定書第十二条3（b）に規定する認証された排出削減量の取得及び京都議定書第十七条に規定する排出量取引への参加に係るものに限る。）で経済産業大臣又は環境大臣が行うものに関する財政上の措置であつて、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十五条第二項の規定に基づき行う事業に係る補助

三（略）

4

5

この節において「電源利用対策」とは、発電用施設（これと密接な関連を有する施設を含む。以下この項において同じ。）の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による電気の供給の円滑化を図るための措置（前項及び次項の措置に該当するものを除く。）であつて、次に掲げるものをいう。

一 次に掲げる財政上の措置

イ 国立研究開発行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対する交付金の交付

ロ 〃ニ (略)

二・三 (略)

6・7 (略)

(歳入及び歳出)

第八十八条 エネルギー需給勘定における歳入及び歳出

は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 〃ニ (略)

ホ 行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法第十三条第二項及び国立研究開発行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十九条第三項の規定による納付金であつて、この勘定に帰属するもの

へ 〃チ (略)

二 (略)

2 電源開発促進勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 〃ニ (略)

ホ 独立行政法人原子力安全基盤機構法(平成十四年法律第七十九号)第十五条第三項、国立研究開発行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十九条第三項及び独立行政法人日本原子力研究開発機構法(平成十六年法律第五十五号)第二十一条第三項の規定による納付金であつて、この勘定に帰属するもの

へ (略)

二 (略)

一 次に掲げる財政上の措置

イ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対する交付金の交付

ロ 〃ニ (略)

二・三 (略)

6・7 (略)

(歳入及び歳出)

第八十八条 エネルギー需給勘定における歳入及び歳出

は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 〃ニ (略)

ホ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法第十三条第三項及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十九条第三項の規定による納付金であつて、この勘定に帰属するもの

へ 〃チ (略)

二 (略)

2 電源開発促進勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 〃ニ (略)

ホ 独立行政法人原子力安全基盤機構法(平成十四年法律第七十九号)第十五条第三項、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十九条第三項及び独立行政法人日本原子力研究開発機構法(平成十六年法律第五十五号)第二十一条第三項の規定による納付金であつて、この勘定に帰属するもの

へ (略)

二 (略)

3 (略)

(歳入及び歳出)
第九十九条 労災勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ・ロ (略)

ホ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所法(平成十一年法律第八十一号)第十三条第三項、行政

法人福祉医療機構法(平成十四年法律第六十六号)第十六条第二項、独立行政法人労働政策研究

・研修機構法(平成十四年法律第六十九号)第

十四条第三項及び独立行政法人労働者健康福祉機

構法(平成十四年法律第七十一号)第十三条第

三項の規定による納付金

ヘ (略)

二 歳出

イ・ロ (略)

ハ 独立行政法人福祉医療機構への出資金及び交付金

ニ・チ (略)

二 雇用勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ・ロ (略)

リ 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)第七十五条第二項、行政法人高齢・障害

・求職者雇用支援機構法(平成十四年法律第六十五号)第十七条第二項及び独立行政法人労働政

策研究・研修機構法第十四条第三項の規定による

納付金

又 (略)

又 (略)

又 (略)

又 (略)

又 (略)

又 (略)

3 (略)

(歳入及び歳出)
第九十九条 労災勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ・ロ (略)

ホ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所法(平成十一年法律第八十一号)第十三条第三項、独立

行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第六十六号)第十六条第三項、独立行政法人労働政策

研究・研修機構法(平成十四年法律第六十九号)

・第十四条第三項及び独立行政法人労働者健康福

祉機構法(平成十四年法律第七十一号)第十三

条第三項の規定による納付金

ヘ (略)

二 歳出

イ・ロ (略)

ハ 独立行政法人福祉医療機構への出資金及び交付金

ニ・チ (略)

二 雇用勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ・ロ (略)

リ 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)第七十五条第三項、独立行政法人高齢・

障害・求職者雇用支援機構法(平成十四年法律第

百六十五号)第十七条第三項及び独立行政法人労

働政策研究・研修機構法第十四条第三項の規定に

よる納付金

又 (略)

又 (略)

又 (略)

又 (略)

又 (略)

二 歳出

イ (略)

ロ 行政法人勤労者退職金共済機構、行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人労働政策研究・研修機構への出資金、交付金及び施設の整備のための補助金

ハクチ (略)

(歳入及び歳出)

第六十一条 (略)

25 (略)

6 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イホ (略)

ヘ 行政法人福祉医療機構法第十六条第二項及び独立行政法人地域医療機能推進機構法第十六条第二項の規定による納付金

ト (略)

二 歳出

イハ (略)

ニ 行政法人福祉医療機構への交付金

ホヘ (略)

(他の勘定への繰入れ)

第一百四十四条 (略)

24 (略)

5 国民年金事業の業務取扱費、国民年金法第七十四条第一項及び第二項の規定による措置に要する経費、日本年金機構への交付金、年金積立金管理運用独立行政法人への出資金又は行政法人福祉医療機構への交付金

二 歳出

イ (略)

ロ 独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人労働政策研究・研修機構への出資金、交付金及び施設の整備のための補助金

ハクチ (略)

(歳入及び歳出)

第六十一条 (略)

25 (略)

6 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イホ (略)

ヘ 独立行政法人福祉医療機構法第十六条第三項及び独立行政法人地域医療機能推進機構法第十六条第三項の規定による納付金

ト (略)

二 歳出

イハ (略)

ニ 独立行政法人福祉医療機構への交付金

ホヘ (略)

(他の勘定への繰入れ)

第一百四十四条 (略)

24 (略)

5 国民年金事業の業務取扱費、国民年金法第七十四条第一項及び第二項の規定による措置に要する経費、日本年金機構への交付金、年金積立金管理運用独立行政法人への出資金又は独立行政法人福祉医療機構への交

に充てるために必要な額に相当する金額は、国民年金勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

6 厚生年金保険事業の業務取扱費、厚生年金保険法第七十九条第一項及び第二項の規定による措置に要する経費、日本年金機構への交付金、年金積立金管理運用独立行政法人への出資金又は行政法人福祉医療機構への交付金に充てるために必要な額に相当する金額は、厚生年金勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

7・8 (略)

9 行政法人福祉医療機構法第十六条第二項の規定による納付金に相当する金額は、政令で定めるところにより、業務勘定から国民年金勘定及び厚生年金勘定に繰り入れるものとする。

(歳入及び歳出)

第二百二十七条 農業経営安定勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 二 (略)

ホ 行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百二十六号）第十一条の規定による納付金

へ (略)

二 (略)

2 6 (略)

(歳入及び歳出)

第九十五条 特許特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 二 (略)

ホ 行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一

付金に充てるために必要な額に相当する金額は、国民年金勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

6 厚生年金保険事業の業務取扱費、厚生年金保険法第七十九条第一項及び第二項の規定による措置に要する経費、日本年金機構への交付金、年金積立金管理運用独立行政法人への出資金又は独立行政法人福祉医療機構への交付金に充てるために必要な額に相当する金額は、厚生年金勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

7・8 (略)

9 独立行政法人福祉医療機構法第十六条第三項の規定による納付金に相当する金額は、政令で定めるところにより、業務勘定から国民年金勘定及び厚生年金勘定に繰り入れるものとする。

(歳入及び歳出)

第二百二十七条 農業経営安定勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 二 (略)

ホ 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百二十六号）第十一条の規定による納付金

へ (略)

二 (略)

2 6 (略)

(歳入及び歳出)

第九十五条 特許特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 二 (略)

ホ 独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成

年法律第二百一号)第十二条第三項の規定による
納付金

へ (略)

二 歳出

イ・ロ (略)

ハ 行政法人工業所有権情報・研修館への交付金

ニ (略)

(歳入及び歳出)

第二百二十四条 東日本大震災復興特別会計における歳
入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ (略)

ホ 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第十四条

第二項(同法第三条ノ二において準用する場合を
含む。)、第十六条若しくは第十七条、土地改良

法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十条第

一項、漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三

十七号)第二十条第一項若しくは第二項、港湾法

(昭和二十五年法律第二百十八号)第四十三条の

五第一項、第四十三条の九第二項において準用す

る同法第四十三条の二、第四十三条の三第一項若

しくは第四十三条の四第一項、同法第四十三条の

十において準用する企業合理化促進法(昭和二十

七年法律第五号)第八条第二項、港湾法第五十二

条第二項若しくは第五十五条の六、北海道開発の

ためにする港湾工事に關する法律(昭和二十六年

法律第七十三号)第三条第二項において準用する

同法第二条第一項、公共土木施設災害復旧事業費

国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)第五

条、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)

十一年法律第二百一号)第十二条第三項の規定に
よる納付金

へ (略)

二 歳出

イ・ロ (略)

ハ 独立行政法人工業所有権情報・研修館への交付
金

ニ (略)

(歳入及び歳出)

第二百二十四条 東日本大震災復興特別会計における歳
入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ (略)

ホ 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第十四条

第二項(同法第三条ノ二において準用する場合を
含む。)、第十六条若しくは第十七条、土地改良

法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十条第

一項、漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三

十七号)第二十条第一項若しくは第二項、港湾法

(昭和二十五年法律第二百十八号)第四十三条の

五第一項、第四十三条の九第二項において準用す

る同法第四十三条の二、第四十三条の三第一項若

しくは第四十三条の四第一項、同法第四十三条の

十において準用する企業合理化促進法(昭和二十

七年法律第五号)第八条第二項、港湾法第五十二

条第二項若しくは第五十五条の六、北海道開発の

ためにする港湾工事に關する法律(昭和二十六年

法律第七十三号)第三条第二項において準用する

同法第二条第一項、公共土木施設災害復旧事業費

国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)第五

条、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)

第四十六条第一項、企業合理化促進法第八条第四項、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十一条第五項、第四十九条、第五十条第一項、第三項若しくは第四項、第五十四条の二第一項、第五十五条第一項、第五十八条第一項、第五十九条第一項若しくは第三項、第六十一条第一項若しくは第六十二条、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第十二条の三第一項若しくは第二項、七十九号）第三十一条法律第一百号）第二十六条海岸法（昭和三十一年法律第一百号）第二十六条第一項若しくは第二項、特定多目的ダム法（昭和三十一年法律第三十五号）第七条第一項、第九条第一項若しくは第三十三号、高速自動車国道法（昭和三十一年法律第七十九号）第二十条第一項、第二十条の二若しくは第二十一条第一項、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二十条第一項若しくは第三十三号、特定港湾施設整備特別措置法（昭和三十四年法律第六十七号）第四条、共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第二十条第一項、第二十一条若しくは第二十二号第一項、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第五十九条、第六十条第一項、第六十三条第一項、第六十六条から第六十八条まで、第七十条第一項若しくは第七十条の二第一項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第六条第一項、公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第三十三号）第五条、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）第十四条第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第七条第一項（同法第八条第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項、第十九条若しくは

第四十六条第一項、企業合理化促進法第八条第四項、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十一条第五項、第四十九条、第五十条第一項、第三項若しくは第四項、第五十四条の二第一項、第五十五条第一項、第五十八条第一項、第五十九条第一項若しくは第三項、第六十一条第一項若しくは第六十二条、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第十二条の三第一項若しくは第二項、七十九号）第三十一条法律第一百号）第二十六条海岸法（昭和三十一年法律第一百号）第二十六条第一項若しくは第二項、特定多目的ダム法（昭和三十一年法律第三十五号）第七条第一項、第九条第一項若しくは第三十三号、高速自動車国道法（昭和三十一年法律第七十九号）第二十条第一項、第二十条の二若しくは第二十一条第一項、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二十条第一項若しくは第三十三号、特定港湾施設整備特別措置法（昭和三十四年法律第六十七号）第四条、共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第二十条第一項、第二十一条若しくは第二十二号第一項、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第五十九条、第六十条第一項、第六十三条第一項、第六十六条から第六十八条まで、第七十条第一項若しくは第七十条の二第一項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第六条第一項、公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第三十三号）第五条、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）第十四条第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第七条第一項（同法第八条第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項、第十九条若しくは

第二十二條第一項若しくは第三項、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第六條第五項、第七條第五項（同條第九項において準用する場合を含む。）若しくは第八條第四項、行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）第二十一條第三項、第二十二條第三項若しくは第二十四條第二項、東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号）第三條第五項、第四條第三項、第五條第二項、第六條第五項、第七條第五項、第八條第三項、第十條第五項若しくは第十一條第四項、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成二十三年法律第九十九号）第五條第一項、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第五十六條第八項又は福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第九号）第九條第四項、第十條第四項、第十一條第三項、第十二條第四項、第十三條第四項、第十四條第四項、第十五條第四項若しくは第十六條第五項の規定による負担金で復興事業に係るもの

二
へ
（略）

附則

第十五條 行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法附則第六條第一項の規定により行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が石炭経過業務を行う間、第八條第一項の規定による納付金であるか、同法附則第七條第一項の規定による納付金であつてエネルギー需給勘定に帰属するものは、同勘定の歳入とする。

第二十二條第一項若しくは第三項、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第六條第五項、第七條第五項（同條第九項において準用する場合を含む。）若しくは第八條第四項、独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）第二十一條第三項、第二十二條第三項若しくは第二十四條第二項、東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号）第三條第五項、第四條第三項、第五條第二項、第六條第五項、第七條第五項、第八條第三項、第十條第五項若しくは第十一條第四項、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成二十三年法律第九十九号）第五條第一項、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第五十六條第八項又は福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第九号）第九條第四項、第十條第四項、第十一條第三項、第十二條第四項、第十三條第四項、第十四條第四項、第十五條第四項若しくは第十六條第五項の規定による負担金で復興事業に係るもの

二
へ
（略）

附則

第十五條 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法附則第六條第一項の規定により独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が石炭経過業務を行う間、第八十八條第一項の規定による納付金であるか、同法附則第七條第一項の規定による納付金であつてエネルギー需給勘定に帰属するものは、同勘定の歳入とする。

第十六条 行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）附則第六条第五項に規定する特別の勘定が廃止されるまでの間、第八十八条第一項の規定によるほか、同法附則第十四条において読み替えて適用する同法第十九条第二項及び同法附則第六条第六項の規定による納付金であつてエネルギー需給勘定に帰属するものは、同勘定の歳入とする。

（労働保険特別会計の雇用勘定の歳入の特例）

第十九条 行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法附則第五条第四項又は第七項の規定による国庫への納付が行われる会計年度における第九十九条第二項第一号りの規定の適用については、同号り中「第十七条第三項及び」とあるのは、「第十七条第三項並びに同法附則第五条第四項及び第七項並びに」とする。

（労働保険特別会計における石綿による健康被害の救済に関する法律第三十五条第一項の一般拠出金の徴収に関する経理）

第二十一条 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第三十五条第一項の一般拠出金の徴収に関する政府の経理は、当分の間、第九十六条の規定にかかわらず、労働保険特別会計において行うものとする。この場合における第九十九条第三項の規定の適用については、同項第一号中「ホ 附属雑収入」とあるのは、
ト 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第三十四条の規定する法律第三十五条第一項の一般拠出金（次号ニにお

第十六条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）附則第六条第五項に規定する特別の勘定が廃止されるまでの間、第八十八条第一項の規定によるほか、同法附則第十四条において読み替えて適用する同法第十九条第三項及び同法附則第六条第六項の規定による納付金であつてエネルギー需給勘定に帰属するものは、同勘定の歳入とする。

（労働保険特別会計の雇用勘定の歳入の特例）

第十九条 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法附則第五条第四項又は第七項の規定による国庫への納付が行われる会計年度における第九十九条第二項第一号りの規定の適用については、同号り中「第十七条第三項及び」とあるのは、「第十七条第三項並びに同法附則第五条第四項及び第七項並びに」とする。

（労働保険特別会計における石綿による健康被害の救済に関する法律第三十五条第一項の一般拠出金の徴収に関する経理）

第二十一条 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第三十五条第一項の一般拠出金の徴収に関する政府の経理は、当分の間、第九十六条の規定にかかわらず、労働保険特別会計において行うものとする。この場合における第九十九条第三項の規定の適用については、同項第一号中「ホ 附属雑収入」とあるのは、
ト 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第三十四条の規定する法律第三十五条第一項の一般拠出金（次号ニにお

に基づく一般会計からの繰入金
いて「一般拠出金」という。）と、同項第二号二中

「労働保険料の徴収及び」とあるのは「一般拠出金の
返還金、石綿による健康被害の救済に関する法律第三
十六条の規定による行政法人環境再生保全機構への交
付金、労働保険料及び一般拠出金の徴収並びに」とす
る。

(自動車事故対策勘定の歳入及び歳出)
第五十八条 自動車事故対策勘定における歳入及び歳出

は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 〃ハ (略)

ニ 行政法人自動車事故対策機構法(平成十四年法
律第百八十三号)第十五条第二項の規定による納
付金

ホ (略)

二 (略)

に基づく一般会計からの繰入金
いて「一般拠出金」という。）と、同項第二号二中

「労働保険料の徴収及び」とあるのは「一般拠出金の
返還金、石綿による健康被害の救済に関する法律第三
十六条の規定による独立行政法人環境再生保全機構へ
の交付金、労働保険料及び一般拠出金の徴収並びに」
とする。

(自動車事故対策勘定の歳入及び歳出)
第五十八条 自動車事故対策勘定における歳入及び歳出

は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 〃ハ (略)

ニ 独立行政法人自動車事故対策機構法(平成十四
年法律第百八十三号)第十五条第三項の規定によ
る納付金

ホ (略)

二 (略)

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（業務の委託の特例）</p> <p>第三十八条 公庫は、第十四条の規定による場合のほか、行政法人福祉医療機構が行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）附則第五条の二第三項に規定する業務を行う場合には、第十一条第一項第一号の規定による別表第一第二号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務のうち、同法附則第五条の二第三項の規定により行政法人福祉医療機構のあっせんを受ける者からの小口の教育資金（同表第二号の下欄に掲げる小口の教育資金をいう。次条において同じ。）の貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該小口の教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する業務を行政法人福祉医療機構に委託することができる。</p> <p>2 第五十八条第二項、第五十九条及び第六十条の規定は、前項の規定により公庫が行政法人福祉医療機構に業務を委託する場合について準用する。この場合において、第五十九条第一項中「受託法人（第十四条第四項又は第五十四条第二項の規定により委託を受けた法人を含む。以下この項及び第七十一条において同じ。）」とあるのは「行政法人福祉医療機構」と、「受託法人の」とあるのは「行政法人福祉医療機構の」と、「受託法人に」とあるのは「行政法人福祉医療機構に」と読み替えるものとする。</p> <p>3 前項において読み替えて準用する第五十九条第一項</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（業務の委託の特例）</p> <p>第三十八条 公庫は、第十四条の規定による場合のほか、<u>独立行政法人福祉医療機構が独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）附則第五条の二第三項に規定する業務を行う場合には、</u>第十一条第一項第一号の規定による別表第一第二号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務のうち、同法附則第五条の二第三項の規定により独立行政法人福祉医療機構のあっせんを受ける者からの小口の教育資金（同表第二号の下欄に掲げる小口の教育資金をいう。次条において同じ。）の貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該小口の教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する業務を独立行政法人福祉医療機構に委託することができる。</p> <p>2 第五十八条第二項、第五十九条及び第六十条の規定は、前項の規定により公庫が独立行政法人福祉医療機構に業務を委託する場合について準用する。この場合において、第五十九条第一項中「<u>受託法人（第十四条第四項又は第五十四条第二項の規定により委託を受けた法人を含む。以下この項及び第七十一条において同じ。）</u>」とあるのは「<u>独立行政法人福祉医療機構</u>」と、「<u>受託法人の</u>」とあるのは「<u>独立行政法人福祉医療機構の</u>」と、「<u>受託法人に</u>」とあるのは「<u>独立行政法人福祉医療機構に</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 前項において読み替えて準用する第五十九条第一項</p>

の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公庫の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは職員又は行政法人福祉医療機構の役員若しくは職員は、三十万円以下の罰金に処する。

4
(略)

第三十九条 公庫は、第十四条及び前条の規定による場合のほか、第十一条第一項第一号の規定による別表第一第二号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務のうち、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）の施行の際現に存する同法附則第五条第一項第六号に掲げる郵便貯金の預金者であつて同法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）第六十三条の二（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）の規定により行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構又は郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社のあつせんを受ける者からの小口の教育資金の貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該小口の教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する業務を行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に委託することができる。

2
第五十八条第二項、第五十九条及び第六十条の規定は、前項の規定により公庫が行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に業務を委託する場合について準用する。

の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公庫の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは職員又は独立行政法人福祉医療機構の役員若しくは職員は、三十万円以下の罰金に処する。

4
(略)

第三十九条 公庫は、第十四条及び前条の規定による場合のほか、第十一条第一項第一号の規定による別表第一第二号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務のうち、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）の施行の際現に存する同法附則第五条第一項第六号に掲げる郵便貯金の預金者であつて同法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）第六十三条の二（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）の規定により独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構又は郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社のあつせんを受ける者からの小口の教育資金の貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該小口の教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する業務を独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に委託することができる。

2
第五十八条第二項、第五十九条及び第六十条の規定は、前項の規定により公庫が独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に業務を委託する場合について準用する。

3
·
4
(略)

3
·
4
(略)

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（財政融資資金の行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構への運用に関する特例）</p> <p>第六十条 財政融資資金は、財政融資資金法第十条第一項の規定にかかわらず、行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下この条において「鉄道・運輸機構」という。）の業務に要する経費に充てるため鉄道・運輸機構が借入れをする場合における鉄道・運輸機構に対する貸付け（第三項において単に「貸付け」という。）に運用することができる。</p> <p>2・3（略）</p>	<p>附則</p> <p>（財政融資資金の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構への運用に関する特例）</p> <p>第六十条 財政融資資金は、財政融資資金法第十条第一項の規定にかかわらず、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下この条において「鉄道・運輸機構」という。）の業務に要する経費に充てるため鉄道・運輸機構が借入れをする場合における鉄道・運輸機構に対する貸付け（第三項において単に「貸付け」という。）に運用することができる。</p> <p>2・3（略）</p>

○ 株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）（第百八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第十七条 附則第十二条第一項の規定により会社が旧国際協力銀行業務等に係る義務を承継したときは、当該承継の時に発行されている全ての次の各号に掲げる債券に係る債務については、当該各号に定める者が連帯して弁済の責めに任ずる。</p> <p>一 独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律（平成十八年法律第百号）附則第十一条の規定による改正前の国際協力銀行法第四十五条第一項の国際協力銀行債券及び旧輸銀法第三十九条の二第一項の外貨債券等 会社及び行政法人国際協力機構</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>附則</p> <p>第十七条 附則第十二条第一項の規定により会社が旧国際協力銀行業務等に係る義務を承継したときは、当該承継の時に発行されている全ての次の各号に掲げる債券に係る債務については、当該各号に定める者が連帯して弁済の責めに任ずる。</p> <p>一 独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律（平成十八年法律第百号）附則第十一条の規定による改正前の国際協力銀行法第四十五条第一項の国際協力銀行債券及び旧輸銀法第三十九条の二第一項の外貨債券等 会社及び独立行政法人国際協力機構</p> <p>2・3 (略)</p>

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（第百九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>② （略）</p> <p>第二条 学校は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）<u>第二条</u>第一項に規定する国立大学法人及び行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）<u>、</u>地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次項において同じ。）及び私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）<u>第三条</u>に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）のみが、これを設置することができる。</p>	<p>② （略）</p> <p>第二条 学校は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）<u>第二条</u>第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）<u>、</u>地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次項において同じ。）及び私立学校法<u>第三条</u>に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）のみが、これを設置することができる。</p>

改正案	現行
<p>第三十四条 研究施設研究教育職員（政令で定める者に限る。以下この条において同じ。）が、国及び<u>行政執行法人</u>（行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）<u>第二条第三項に規定する行政執行法人をいう。</u>以下同じ。）以外の者が国若しくは指定行政執行法人（行政執行法人のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して国の行う研究と同等の公益性を有する研究を行うものとして文部科学大臣が指定するものをいう。以下この項において同じ。）と共同して行う研究又は国若しくは指定行政執行法人の委託を受けて行う研究（以下この項において「共同研究等」という。）に従事するため国家公務員法第五十二条第一項の規定により派遣された場合において、当該共同研究等への従事が当該共同研究等の効率的実施に特に資するものとして政令で定める要件に該当するときは、研究施設研究教育職員に関する国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）<u>第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、当該派遣に係る期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。</u></p> <p>2 前項の規定は、研究施設研究教育職員が国及び行政執行法人以外の者から国家公務員退職手当法の規定による退職手当に相当する給付として政令で定めるものの支払を受けた場合には、適用しない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第三十四条 研究施設研究教育職員（政令で定める者に限る。以下この条において同じ。）が、国及び<u>特定独立行政法人</u>（<u>独立行政法人通則法</u>（平成十一年法律第百三号）<u>第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。</u>以下同じ。）以外の者が国若しくは指定特定独立行政法人（特定独立行政法人のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して国の行う研究と同等の公益性を有する研究を行うものとして文部科学大臣が指定するものをいう。以下この項において同じ。）と共同して行う研究又は国若しくは指定特定独立行政法人の委託を受けて行う研究（以下この項において「共同研究等」という。）に従事するため国家公務員法第五十二条第一項の規定により派遣された場合において、当該共同研究等への従事が当該共同研究等の効率的実施に特に資するものとして政令で定める要件に該当するときは、研究施設研究教育職員に関する国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）<u>第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、当該派遣に係る期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。</u></p> <p>2 前項の規定は、研究施設研究教育職員が国及び特定独立行政法人以外の者から国家公務員退職手当法の規定による退職手当に相当する給付として政令で定めるものの支払を受けた場合には、適用しない。</p> <p>3 (略)</p>

改正案	現行
<p>（学校施設の利用） 第四十四条（略） 2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては設置者である国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）の学長又は行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大学にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）以下この項及び第四十八条第一項において同じ。）の理事長、高等専門学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学法人の理事長、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会をいう。</p>	<p>（学校施設の利用） 第四十四条（略） 2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては設置者である国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）の学長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大学にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）以下この項及び第四十八条第一項において同じ。）の理事長、高等専門学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学法人の理事長、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会をいう。</p>

○ 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）（第百十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>2 （略）</p> <p>（公の出版物の収集） 第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>2 （略）</p> <p>（公の出版物の収集） 第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。</p>

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（行政法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する行政法人をいう。第二十九条において同じ。）を除く。）が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(博物館に相当する施設) 第二十九条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県の教育委員会が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものであるものについて、第二十七条第二項の規定を準用する。</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（<u>独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。）を除く。</u>）が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(博物館に相当する施設) 第二十九条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は<u>独立行政法人</u>が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県の教育委員会が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものであるものについて、第二十七条第二項の規定を準用する。</p>

○ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律百六十七号）（第百十四条関係）
 （傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">（手数料の納付） 第四十九条（略）</p> <p>2 前項の規定は、行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する行政法人であつて、その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものについては、適用しない。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">（手数料の納付） 第四十九条（略）</p> <p>2 前項の規定は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものについては、適用しない。</p>

○ プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）

（第百十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二十六条 指定登録機関が登録事務（第四条に規定する公示を除く。）を行う場合には、前条又は著作権法第七十八条第五項の規定は、これらの規定により手数料を納付すべき者が国又は行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する行政法人（その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）であるときは、適用しない。</p>	<p>第二十六条 指定登録機関が登録事務（第四条に規定する公示を除く。）を行う場合には、前条又は著作権法第七十八条第五項の規定は、これらの規定により手数料を納付すべき者が国又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人（その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）であるときは、適用しない。</p>

○ 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）
（第百十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国等の設置する私立高等学校等に係る就学支援金に関する特例）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2 行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二條第一項に規定する行政法人又は国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二條第一項に規定する国立大学法人の設置する私立高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る第五條、第七條第一項、第九條第一項及び第十一條第一項の規定の適用については、第五條中「当該私立高等学校等の所在地の都道府県知事（当該私立高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該私立高等学校等が特定教育施設である場合を除く。）にあつては、都道府県教育委員会）」とあり、第七條第一項中「都道府県知事（支給対象高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（支給対象高等学校等が特定教育施設である場合を除く。）にあつては、都道府県教育委員会）」とあり、並びに第九條第一項及び第十一條第一項中「都道府県知事」とあるのは、「文部科学大臣」とする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（国等の設置する私立高等学校等に係る就学支援金に関する特例）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二條第一項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二條第一項に規定する国立大学法人の設置する私立高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る第五條、第七條第一項、第九條第一項及び第十一條第一項の規定の適用については、第五條中「当該私立高等学校等の所在地の都道府県知事（当該私立高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該私立高等学校等が特定教育施設である場合を除く。）にあつては、都道府県教育委員会）」とあり、第七條第一項中「都道府県知事（支給対象高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（支給対象高等学校等が特定教育施設である場合を除く。）にあつては、都道府県教育委員会）」とあり、並びに第九條第一項及び第十一條第一項中「都道府県知事」とあるのは、「文部科学大臣」とする。</p> <p>3 （略）</p>

改正案	現行
<p>（権利の目的とならない著作物） 第十三条 次の各号のいずれかに該当する著作物は、この章の規定による権利の目的となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 国若しくは地方公共団体の機関、行政法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する行政法人をいう。以下同じ。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が発する告示、訓令、通達その他これらに類するもの</p> <p>三 （略）</p> <p>四 前三号に掲げるものの翻訳物及び編集物で、国若しくは地方公共団体の機関、行政法人又は地方独立行政法人が作成するもの</p> <p>（公表権） 第十八条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 著作者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる行為について同意したものとみなす。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 その著作物でまだ公表されていないものを行政法人等（行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）以下「行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する行政法人等をいう。以下同じ。）に提供した場合（行</p>	<p>（権利の目的とならない著作物） 第十三条 次の各号のいずれかに該当する著作物は、この章の規定による権利の目的となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が発する告示、訓令、通達その他これらに類するもの</p> <p>三 （略）</p> <p>四 前三号に掲げるものの翻訳物及び編集物で、国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が作成するもの</p> <p>（公表権） 第十八条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 著作者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる行為について同意したものとみなす。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 その著作物でまだ公表されていないものを独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）に提</p>

政法人等情報公開法第九条第一項の規定による開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。）行政法人等情報公開法の規定により当該行政法人等が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること（当該著作物に係る歴史公文書等が当該行政法人等から公文書管理法第十一条第四項の規定により国立公文書館等に移管された場合（公文書管理法第十六条第一項の規定による利用をさせる旨の決定の時までに当該著作物の著作者が別段の意思表示をした場合を除く。）にあつては、公文書管理法第十六条第一項の規定により当該国立公文書館等の長が当該著作物を公衆に提供し、又は提示することを含む。）。

三〇五（略）

4 第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一（略）

二 行政法人等情報公開法第五条の規定により行政法人等が同条第一号ロ若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき、又は行政法人等情報公開法第七条の規定により行政法人等が著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき。

三〇五（略）

六 公文書管理法第十六条第一項の規定により国立公文書館等の長が行政機関情報公開法第五条第一号ロ若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報又は行政法人等情報公開法第五条第一号ロ若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないも

供した場合（独立行政法人等情報公開法第九条第一項の規定による開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。）独立行政法人等情報公開法の規定により当該独立行政法人等が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること（当該著作物に係る歴史公文書等が当該独立行政法人等から公文書管理法第十一条第四項の規定により国立公文書館等に移管された場合（公文書管理法第十六条第一項の規定による利用をさせる旨の決定の時までに当該著作物の著作者が別段の意思表示をした場合を除く。）にあつては、公文書管理法第十六条第一項の規定により当該国立公文書館等の長が当該著作物を公衆に提供し、又は提示することを含む。）。

三〇五（略）

4 第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一（略）

二 独立行政法人等情報公開法第五条の規定により独立行政法人等が同条第一号ロ若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき、又は独立行政法人等情報公開法第七条の規定により独立行政法人等が著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき。

三〇五（略）

六 公文書管理法第十六条第一項の規定により国立公文書館等の長が行政機関情報公開法第五条第一号ロ若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報又は独立行政法人等情報公開法第五条第一号ロ若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないな

のを公衆に提供し、又は提示するとき。
七・八 (略)

(氏名表示権)
第十九条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 行政機関情報公開法、行政法人等情報公開法又は情報公開条例の規定により行政機関の長、行政法人等又は地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が著作物を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該著作物につき既にその著作者が表示しているところに従つて著作者名を表示するとき。

二 行政機関情報公開法第六条第二項の規定、行政法人等情報公開法第六条第二項の規定又は情報公開条例の規定で行政機関情報公開法第六条第二項の規定に相当するものにより行政機関の長、行政法人等又は地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が著作物を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該著作物の著作者名の表示を省略することとなるとき。

三 (略)

(引用)

第三十二条 (略)

2 国若しくは地方公共団体の機関、行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載す

いものを公衆に提供し、又は提示するとき。
七・八 (略)

(氏名表示権)
第十九条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法又は情報公開条例の規定により行政機関の長、独立行政法人等又は地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が著作物を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該著作物につき既にその著作者が表示しているところに従つて著作者名を表示するとき。

二 行政機関情報公開法第六条第二項の規定、独立行政法人等情報公開法第六条第二項の規定又は情報公開条例の規定で行政機関情報公開法第六条第二項の規定に相当するものにより行政機関の長、独立行政法人等又は地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が著作物を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該著作物の著作者名の表示を省略することとなるとき。

三 (略)

(引用)

第三十二条 (略)

2 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転

ることができ。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

（政治上の演説等の利用）
第四十条（略）

2 国若しくは地方公共団体の機関、行政法人又は地方独立行政法人において行われた公開の演説又は陳述は、前項の規定によるものを除き、報道の目的上正当と認められる場合には、新聞紙若しくは雑誌に掲載し、又は放送し、若しくは有線放送し、若しくは当該放送を受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）を行うことができる。

3（略）

（裁判手続等における複製）
第四十二条（略）

2 次に掲げる手続のために必要と認められる場合について、前項と同様とする。

一（略）

二 行政庁若しくは行政法人の行う薬事（医療機器（薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第二条第四項に規定する医療機器をいう。）に関する事項を含む。以下この号において同じ。）に関する審査若しくは調査又は行政庁若しくは行政法人に対する薬事に関する報告に関する手続

（行政機関情報公開法等による開示のための利用）

第四十二条の二 行政機関の長、行政法人等又は地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人は、行政機関

載することができ。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

（政治上の演説等の利用）
第四十条（略）

2 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人において行われた公開の演説又は陳述は、前項の規定によるものを除き、報道の目的上正当と認められる場合には、新聞紙若しくは雑誌に掲載し、又は放送し、若しくは有線放送し、若しくは当該放送を受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）を行うことができる。

3（略）

（裁判手続等における複製）
第四十二条（略）

2 次に掲げる手続のために必要と認められる場合について、前項と同様とする。

一（略）

二 行政庁若しくは独立行政法人の行う薬事（医療機器（薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第二条第四項に規定する医療機器をいう。）に関する事項を含む。以下この号において同じ。）に関する審査若しくは調査又は行政庁若しくは独立行政法人に対する薬事に関する報告に関する手続

（行政機関情報公開法等による開示のための利用）

第四十二条の二 行政機関の長、独立行政法人等又は地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人は、行政

情報公開法、行政法人等情報公開法又は情報公開条例の規定により著作物を公衆に提供し、又は提示することを目的とする場合には、それぞれ行政機関情報公開法第十四条第一項（同項の規定に基づく政令の規定を含む。）に規定する方法、行政法人等情報公開法第十五条第一項に規定する方法（同項の規定に基づき当該行政法人等が定める方法（行政機関情報公開法第十四条第一項の規定に基づく政令で定める方法以外のものを除く。）を含む。）又は情報公開条例で定める方法（行政機関情報公開法第十四条第一項（同項の規定に基づく政令の規定を含む。）により開示するために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。

（裁定に関する手続及び基準）

第七十条（略）

- 2 前項の規定は、同項の規定により手数料を納付すべき者が国又は行政法人のうち業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるもの（第七十八条第六項及び第一百七条第二項において「国等」という。）であるときは、適用しない。
- 3 8 （略）

（氏名表示権）

第九十条の二（略）

2・3（略）

- 4 第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 行政機関情報公開法、行政法人等情報公開法又は情報公開条例の規定により行政機関の長、行政法人等又は地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法

機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法又は情報公開条例の規定により著作物を公衆に提供し、又は提示することを目的とする場合には、それぞれ行政機関情報公開法第十四条第一項（同項の規定に基づく政令の規定を含む。）に規定する方法、独立行政法人等情報公開法第十五条第一項に規定する方法（同項の規定に基づき当該独立行政法人等が定める方法（行政機関情報公開法第十四条第一項の規定に基づく政令で定める方法以外のものを除く。）を含む。）又は情報公開条例で定める方法（行政機関情報公開法第十四条第一項（同項の規定に基づく政令の規定を含む。）により開示するために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。

（裁定に関する手続及び基準）

第七十条（略）

- 2 前項の規定は、同項の規定により手数料を納付すべき者が国又は独立行政法人のうち業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるもの（第七十八条第六項及び第一百七条第二項において「国等」という。）であるときは、適用しない。
- 3 8 （略）

（氏名表示権）

第九十条の二（略）

2・3（略）

- 4 第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法又は情報公開条例の規定により行政機関の長、独立行政法人等又は地方公共団体の機関若しくは地方独

人が実演を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該実演につき既にその実演家が表示しているところに従つて実演家名を表示するとき。

二 行政機関情報公開法第六條第二項の規定、行政法人等情報公開法第六條第二項の規定又は情報公開法の規定で行政機関情報公開法第六條第二項の規定に相当するものにより行政機関の長、行政法人等又は地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が実演を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該実演の実演家名の表示を省略することとなるとき。

三 (略)

立行政法人が実演を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該実演につき既にその実演家が表示しているところに従つて実演家名を表示するとき。

二 行政機関情報公開法第六條第二項の規定、独立行政法人等情報公開法第六條第二項の規定又は情報公開法の規定で行政機関情報公開法第六條第二項の規定に相当するものにより行政機関の長、独立行政法人等又は地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が実演を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該実演の実演家名の表示を省略することとなるとき。

三 (略)

○ 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）（第百十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条 この法律において「先端大型研究施設」とは、 国の試験研究機関又は研究等を行う行政法人（行政法人 通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に 規定する行政法人をいう。）に重複して設置すること が多額の経費を要するため適当でないと認められる大 規模な研究施設であつて、先端的な科学技術の分野に おいて比類のない性能を有し、科学技術の広範な分野 における多様な研究等に活用されることにより、その 価値が最大限に発揮されるものをいう。</p> <p>2 ～ 9 （略）</p>	<p>（定義） 第二条 この法律において「先端大型研究施設」とは、 国の試験研究機関又は研究等を行う独立行政法人（独 立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条 第一項に規定する独立行政法人をいう。）に重複して 設置することが多額の経費を要するため適当でないと 認められる大規模な研究施設であつて、先端的な科学 技術の分野において比類のない性能を有し、科学技術 の広範な分野における多様な研究等に活用されること により、その価値が最大限に発揮されるものをいう。</p> <p>2 ～ 9 （略）</p>

改正案	現行
<p>第九条 削除</p>	<p>（評価委員会） 第九条 文部科学省の独立行政法人評価委員会は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第十二条第二項に掲げるもののほか、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p>
<p>（役員の職務及び権限） 第十一条（略）</p>	<p>（役員の職務及び権限） 第十一条（略）</p>
<p>3 監事は、事業団の業務を監査する。この場合において、監事は、文部科学省令で定めるところにより、監査報告書を作成しなければならない。</p>	<p>3 監事は、事業団の業務を監査する。</p>
<p>4 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は事業団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p>	<p>（新設）</p>
<p>5 監事は、その職務を行うため必要があるときは、事業団の子法人（事業団がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。）に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p>	<p>（新設）</p>
<p>6 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。</p>	<p>（新設）</p>
<p>7（略）</p> <p>（理事長等への報告義務） 第十一条の二 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認</p>	<p>（新設）</p>

めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長（当該役員が理事長である場合においては、文部科学大臣）に報告しなければならない。

（役員の内命）

第十二条 理事長は、次に掲げる者のうちから、文部科学大臣が内閣の承認を得て任命する。

一・二 （略）

2 監事は、文部科学大臣が内閣の承認を得て任命する。

3

文部科学大臣は、前二項の規定による理事長又は監事の任命を行おうとするときは、次の各号のいずれかに該当すると認める場合を除き、当該理事長又は監事の職務の内容、勤務条件その他必要な事項を公示して候補者を募集するものとする。

一 事業団の業務の実績及び現に理事長又は監事の職にある者が挙げた顕著な業績に照らして当該者を再任することが適当である場合

二 理事長又は監事の職にあつた者が欠け、かつ、緊急に補欠を行う必要がある場合

三 前二号に掲げるもののほか、事業団の事務及び事業が国の行政機関の政策の遂行との適切な連携の下に行われる必要があることその他の当該事務及び事業の特性に照らして、当該事務及び事業を行うために欠くことのできない専門的な知識経験又は優れた識見を有する特定の者を任命することを必要とする特別の事情がある場合

4 前項の規定は、理事長又は監事の候補者の推薦を求め、ることを妨げない。

（役員の内命）

第十二条 理事長は、次に掲げる者のうちから、文部科学大臣が任命する。

一・二 （略）

2 監事は、文部科学大臣が任命する。

（新設）

（新設）

5| 前二項に定めるもののほか、第三項の規定による候補者の募集（以下この条において「公募」という。）及び前項の推薦の求めに関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（新設）

6| 文部科学大臣は、第一項の規定による理事長の任命を行おうとするときは、多様な知識及び経験を活用した事業団の適正かつ効率的な業務運営が行われるよう、理事長であった者の経歴及び事業団の役員に占める同種の職務の経歴を有する者の割合を考慮しなければならない。

（新設）

7| 文部科学大臣は、第一項又は第二項の承認を得ようとする場合には、公募の結果（第三項各号のいずれかに該当する場合にあつては、当該各号に該当すると認める理由。次項において同じ。）を、当該任命を行おうとする理由、当該任命を行おうとする際に前項の規定により考慮した事項及び第二十六条において準用する行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第三十二条第一項の評価の結果その他承認を得るために必要と認める事項を記載した書面を内閣に提出しなければならない。

（新設）

8| 文部科学大臣は、第一項又は第二項の規定により理事長又は監事を任命したときは、公募の結果、当該任命を行った理由その他必要な事項を公表しなければならない。

（新設）

9| （略）

3| （新設）
（略）

10| 第三項から第六項まで及び第八項の規定は、理事長が前項の規定により理事を任命する場合について準用する。この場合において、第八項中「公募の結果」とあるのは、「遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、公募の結果（第三項各号のいずれかに該当する場合にあつては、当該各号に該当すると認める理由）」と読み替えるものとする。

(削る)

(役員任期)

第十三条 理事長及び理事の任期は、二年とする。ただし、補欠の理事長及び理事の任期は、前任者の残任期間とする。

2| 監事の任期は、その任命後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する第三十二条第一項に規定する財務諸表についての同項の承認の時までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3| (略)

(役員定年)

第十三条の二 事業団は、社会一般の情勢を勘案して文部科学大臣が定める基準に基づき、その役員の定年について規程を定め、これを文部科学大臣に届け出なければならぬ。これを変更したときも、同様とする。

(役員義務)

第十三条の三 事業団の役員は、その業務について、法令、法令に基づいてする文部科学大臣の処分並びに事業団が定める助成業務方法書及び共済規程、共済運営規則その他の規則を遵守し、事業団のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員等の損害賠償責任)

第十七条の二 事業団の役員又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、事業団に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

4| 理事長は、前項の規定により理事を任命したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(役員任期)

第十三条 役員任期は、二年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(新設)

2| (略)

(新設)

(新設)

(新設)

2 前項の責任は、文部科学大臣の承認がなければ、免除することができない。

(運営審議会)
第十八条 (略)

2 5 (略)

6 第十三条第一項及び第三項の規定は、委員について準用する。

7 8 (略)

(他の役員及び職員についての依頼等の規制等)

第二十一条の二 行政法人通則法第五十条の四から第五十条の九までの規定は、事業団について準用する。この場合において、これらの規定中「中期目標行政法人の」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の」と、「当該中期目標行政法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、「当該中期目標行政法人が」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団が」と、「当該中期目標行政法人に」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団に」と、「中期目標行政法人役員」とあるのは「事業団役員」と読み替えるほか、同法第五十条の四第二項第一号及び第五号、第三項並びに第五項、第五十条の六、第五十条の七第一項、第五十条の八第三項並びに第五十条の九中「政令」とあり、並びに同法第五十条の六第一号及び第二号中「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、同法第五十条の四第二項第四号中「第三十二条第一項第一号」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する第三十二条第一項第一号」と、同号及び同項第五号並びに同法第五十条の八第三項中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同法第五十

(運営審議会)
第十八条 (略)

2 5 (略)

6 第十三条の規定は、委員について準用する。

7 8 (略)

(新設)

条の四第二項第五号中「第三十五条第一項」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する第三十五条第一項」と、同条第四項中「内閣総理大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同条第六項中「この法律、個別法」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法」と、「業務方法書若しくは第四十九条に規定する規程その他の規則」とあるのは「同法第二十五条第一項に規定する助成業務方法書若しくは同法第二十四条に規定する共済規程、同法第二十五条第二項に規定する共済運営規則その他の規則」と読み替えるものとする。

（助成業務方法書及び共済運営規則）

第二十五条（略）

2・3（略）

4 助成業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 助成業務の方法

二 理事長及び理事の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制その他事業団の助成業務の適正を確保するための体制

三 その他文部科学省令で定める事項

5 前項の規定は、共済運営規則について準用する。この場合において、同項第一号及び第二号中「助成業務」とあるのは、「共済業務」と読み替えるものとする。

6（略）

（評価等の指針の策定、中期目標、中期計画、年度計画及び評価等）

第二十六条 事業団の助成業務については、行政法人通則法第十二条の二第二項、第二十八条の二、第二十九

（助成業務方法書及び共済運営規則）

第二十五条（略）

2・3（略）

4 助成業務方法書及び共済運営規則に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

5 文部科学大臣は、第三項の認可（助成業務方法書に係るものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

6（略）

（中期目標、中期計画、年度計画及び評価等）

第二十六条 事業団の助成業務については、独立行政法人通則法第二十九条、第三十条（第二項第六号を除く

条第一項から第三項まで、第三十条（第二項第六号を除く。）、第三十一条第一項、第三十二条（第四項を除く。）、第三十五条（第二項を除く。）及び第三十五条の二の規定を準用する。この場合において、同法第十二条の二第二項中「前項第一号若しくは第二号に規定する規定又は同項第五号若しくは第六号の規定により」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する第二十八条の二第二項の規定により総務大臣に意見を述べたとき、又は同法第二十六条において準用する第二十九条第三項、第三十二条第六項若しくは第三十五条第四項の規定により文部科学大臣に」と、同法第二十八条の二第一項中「及び第三十五条の四第一項の年度目標の策定並びに」とあるのは「の策定及び」と、同項及び同条第三項中「第三十二条第一項並びに第三十五条の六第一項及び第二項」とあるのは「第三十二条第一項」と、同条第一項及び第三項並びに同法第二十九条第一項から第三項まで、第三十条第一項及び第三項、第三十一条第一項、第三十二条（第三項及び第四項を除く。）並びに第三十五条（第二項及び第六項を除く。）中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同法第二十八条の二第三項中「中期目標及び第三十五条の四第一項の年度目標」とあるのは「中期目標」と、同法第二十九条第一項中「三年以上五年以下の期間（国立研究開発行政法人にあつては、三年以上七年以下の期間）」とあるのは「三年以上五年以下の期間」と、同項並びに同法第三十条第一項及び第四項、第三十一条第一項、第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条第五項中「中期目標行政法人」とあり、並びに同法第二十九条第一項、第三十二条第五項及び第七項並びに第三十五条第一項中「当該中期目標行政法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、同法第二十九条第

。）、第三十一条第一項及び第三十二条から第三十五条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十九条、第三十条第一項、第三項及び第四項、第三十一条第一項、第三十三条並びに第三十五条中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同法第二十九条第一項、第三十条第一項及び第五項、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条、第三十四条第一項並びに第三十五条第一項及び第三項中「独立行政法人」とあり、並びに同法第二十九条第一項、第三十二条第三項並びに第三十五条第一項及び第三項中「当該独立行政法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、同法第二十九条第三項、第三十条第三項、第三十二条第一項、第三項及び第四項、第三十四条第一項並びに第三十五条第二項中「評価委員会」とあり、並びに同法第三十二条第五項中「当該評価委員会」とあるのは「文部科学省の独立行政法人評価委員会」と、同法第三十条第一項及び第二項第七号、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条並びに第三十四条第一項中「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、同法第三十条第二項第四号の二中「不要財産又は」とあるのは「不要財産（日本私立学校振興・共済事業団法第三十八条の二において準用する第八条第三項に規定する不要財産をいう。以下この号において同じ。）」又は」と読み替えるものとする。

三項、第三十二条第五項及び第三十五条第三項中「委員会（国立研究開発行政法人にあつては、政令で定めるところにより、委員会及び総合科学技術会議）」とあり、並びに同法第三十二条第六項及び第三十五条第四項中「委員会（国立研究開発行政法人にあつては、委員会及び総合科学技術会議）」とあるのは「委員会」と、同法第三十条第一項及び第二項第七号、第三十条第一項並びに第三十二条第二項中「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、同法第三十条第二項第四号の二中「不要財産又は」とあるのは「不要財産（日本私立学校振興・共済事業団法第三十八条の二において準用する第八条第三項に規定する不要財産をいう。以下この号において同じ。）」又は「と、同法第三十条第一項中「の継続又は組織の存続の必要性」とあるのは「を継続させる必要性、組織の在り方」と、「業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団に関し」と読み替えるものとする。

（財務諸表等）

第三十二条 事業団は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他文部科学省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、これに文部科学省令で定めるところにより作成した当該事業年度の業務報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書（以下「業務報告書等」という。）並びに監査報告書及び会計監査報告書を添付して、決算完結後二月以内（第三十三条第一項第一号の経理に係るものにあつては、一月以内）に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、財務諸表及び業務報告書等に監査報告書

（財務諸表等）

第三十二条 事業団は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他文部科学省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、これに当該事業年度の業務報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書（以下「業務報告書等」という。）を添え、監事の意見を付けて、決算完結後二月以内（次条第一項第一号の経理に係るものにあつては、一月以内）に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、財務諸表及び業務報告書等に監事の意見

及び会計監査報告書を添付して、決算完結後遅滞なく、これを審議会及び共済運営委員会に提出しなければならない。
(削る)

3 事業団は、第一項の規定による文部科学大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び業務報告書等並びに監査報告書及び会計監査報告書を、各事務所に備えて置き、文部科学省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

4 事業団は、第一項の附属明細書その他文部科学省令で定める書類については、前項の規定による公告に代えて、次に掲げる方法のいずれかにより公告することができる。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて文部科学省令で定めるものにより不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて文部科学省令で定めるものとする公告の方法をいう。次項において同じ。）

5 事業団が前項の規定により電子公告による公告をする場合には、第三項の文部科学省令で定める期間、継続して当該公告をしなければならない。

(会計監査人の監査)

第三十二条の二 行政法人通則法第三十九条から第四十条までの規定は、事業団について準用する。この場

を付けて、決算完結後遅滞なく、これを審議会及び共済運営委員会に提出しなければならない。

3 文部科学大臣は、第一項の規定による承認（次条第一項第一号の経理に係るものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 事業団は、第一項の規定による文部科学大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び業務報告書等並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、文部科学省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

合において、同法第三十九条第一項中「行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない行政法人を除く。以下この条において同じ。）」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、「財務諸表」とあるのは「財務諸表（日本私立学校振興・共済事業団法第三十二条第一項に規定する財務諸表をいう。第四十一条第三項第一号において同じ。）」と、「事業報告書」とあるのは「業務報告書」と、「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「会計監査報告書」とあるのは「会計監査報告書」と、同条第二項第二号中「内閣府令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第三項中「子法人」とあるのは「子法人（日本私立学校振興・共済事業団法第十一条第五項に規定する子法人をいう。以下同じ。）」と、同法第三十九条の二第一項中「この法律、個別法」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法」と、同法第四十条及び第四十三条中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同法第四十二条中「財務諸表承認日」とあるのは「財務諸表承認日（日本私立学校振興・共済事業団法第三十二条第一項に規定する財務諸表の承認の日をいう。）」と読み替えるものとする。

（積立金の処分）

第三十六条 事業団は、第二十六条において準用する行政法人通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間の最後の事業年度に係る前条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、助成業務の運営の健全性を勘案して文部科学省令で定める額を超える額の積立金がある場合には、その超える部分の額に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

2
（略）

（積立金の処分）

第三十六条 事業団は、第二十六条において準用する行政法人通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間の最後の事業年度に係る前条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、助成業務の運営の健全性を勘案して文部科学省令で定める額を超える額の積立金がある場合には、その超える部分の額に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

2
（略）

(借入金及び私学振興債券)

第三十七条 事業団は、助成業務に必要な費用に充てるため、第二十六条において準用する行政法人通則法第三十条に規定する中期計画で定める同条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金を行うことができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして文部科学大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。

2
5
6 (略)

(削る)

11|10|9|8|7|

(略) (略) (略) (略) (略)

(償還計画)

第三十八条 (略)

(削る)

(不要財産に係る国庫納付等)

第三十八条の二 行政法人通則法第八条第三項及び第四十六條の二の規定は、事業団について準用する。この場合において、同項中「重要な財産」とあるのは、「重要な財産（日本私立学校振興・共済事業団法第三十三条第一項第一号の経理に係る勘定に属するものに限る。）」と、「主務省令（当該行政法人を所管する内閣

(借入金及び私学振興債券)

第三十七条 事業団は、助成業務に必要な費用に充てるため、第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十条に規定する中期計画で定める同条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金を行うことができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして文部科学大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。

7|2
5
6 (略)

(削る)

12|11|10|9|8|

(略) (略) (略) (略) (略)

(償還計画)

第三十八条 (略)

2| 文部科学大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(不要財産に係る国庫納付等)

第三十八条の二 独立行政法人通則法第八条第三項及び第四十六條の二の規定は、事業団について準用する。この場合において、同項中「重要な財産」とあるのは、「重要な財産（日本私立学校振興・共済事業団法第三十三条第一項第一号の経理に係る勘定に属するものに限る。）」と、「主務省令（当該独立行政法人を所管

府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）
「とあるのは「文部科学省令」と、「業務を」とあるのは「同法第二十五条第一項に規定する助成業務を」と、「第四十六条の二又は第四十六条の三」とあるのは「第四十六条の二」と、同条第一項から第四項までの規定中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同条第一項ただし書及び第二項ただし書中「中期目標行政法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、「中期計画」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する第三十条第一項に規定する中期計画」と、「第三十条第二項第四号の二」とあるのは「同条第二項第四号の二」と、「又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の五第三項第五号の計画を定めた場合であつて、これらの計画」とあるのは「であつて、その計画」と読み替えるものとする。

（役員の報酬及び職員^の給与等）

第四十条 行政法人通則法第五十条の二の規定は、事業団の役員の報酬及び退職手当について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「中期目標行政法人」とあり、並びに同条第三項中「当該中期目標行政法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、同条第一項中「内閣総理大臣」とあり、及び同条第二項中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と読み替えるものとする。

2 行政法人通則法第五十条の十の規定は、事業団の職員の給与及び退職手当について準用する。この場合に

する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）
「とあるのは「文部科学省令」と、「業務を」とあるのは「同法第二十五条第一項に規定する助成業務を」と、「第四十六条の二又は第四十六条の三」とあるのは「第四十六条の二」と、同条第一項から第五項までの規定中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同条第一項ただし書及び第二項ただし書中「中期計画」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する第三十条第一項に規定する中期計画」と、「第三十条第二項第四号の二」とあるのは「同条第二項第四号の二」と、同条第五項中「評価委員会」とあるのは「文部科学省の独立行政法人評価委員会」と読み替えるものとする。

（役員の報酬及び職員^の給与等）

第四十条 独立行政法人通則法第五十二条及び第五十三条の規定は、事業団の役員の報酬及び退職手当について準用する。この場合において、同法第五十二条第一項及び第二項中「特定独立行政法人」とあり、並びに同条第三項中「当該特定独立行政法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、同条第二項及び同法第五十三条中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同法第五十二条第三項中「実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の件費の見積り」とあるのは「実績」と、同法第五十三条中「評価委員会」とあるのは「文部科学省の独立行政法人評価委員会」と読み替えるものとする。

2 独立行政法人通則法第六十三条の規定は、事業団の職員の給与及び退職手当について準用する。この場合に

において、同条第一項及び第二項中「中期目標行政法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、同条第二項中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同条第三項中「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、当該中期目標行政法人の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮して」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように」と読み替えるものとする。

（違法行為等の是正）

第四十四条 行政法人通則法第三十五条の三の規定は、事業団又はその役員若しくは職員の助成業務に係る行為について準用する。この場合において、同条中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「中期目標行政法人」とあり、及び「当該中期目標行政法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、「この法律、個別法」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法」と読み替えるものとする。

（財務大臣との協議）

第四十六条 文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一 第二十六条において準用する行政法人通則法第三十条第一項、第二十八条第一項、第三十条、第三十七条第一項ただし書、第二項ただし書、第四項若しくは第九項、第三十八条又は第三十八条の二において準用する同法第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書の規定による認可（第三十条の規定による認可にあつては第三十三条第一項第三号

において、同条第一項及び第二項中「特定独立行政法人以外の独立行政法人」とあり、並びに同条第三項中「当該独立行政法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、同条第二項中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と読み替えるものとする。

（違法行為等の是正）

第四十四条 独立行政法人通則法第六十五条の規定は、事業団又はその役員若しくは職員の助成業務に係る行為について準用する。この場合において、同条中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「独立行政法人」とあり、及び同条第一項中「当該独立行政法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、同項中「この法律、個別法」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法」と読み替えるものとする。

（財務大臣との協議）

第四十六条 文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一 第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十条第一項、第二十八条第一項、第三十条、第三十七条第一項ただし書、第二項ただし書、第四項若しくは第十項、第三十八条第一項又は第三十八条の二において準用する同法第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書の規定による認可（第三十条の規定による認可にあつては第三十三条第

又は第五号の経理に係るものに限り、第三十八条の規定による認可にあつては第三十三条第一項第一号の経理に係るものに限る。)をしようとするとき。

二 (略)

三 第二十六条において準用する行政法人通則法第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

四・五 (略)

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一～四 (略)

五 第二十一条の二において準用する行政法人通則法第五十条の八第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 (略)

七 第二十六条において準用する行政法人通則法第三十条第三項又は第三十二条第七項の規定による文部科学大臣の命令に違反したとき。

八 第二十六条において準用する行政法人通則法第三十二条第二項の規定による報告書の提出をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出したとき。

九 第三十二条第三項の規定に違反して、第三十三条第一項第一号の経理に係る財務諸表、業務報告書等又は監査報告書若しくは会計監査報告書を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。

十 (略)

十一 (略)

十二 第四十四条において準用する行政法人通則法

一 第三号又は第五号の経理に係るものに限り、第三十八条第一項の規定による認可にあつては第三十三条第一項第一号の経理に係るものに限る。)をしようとするとき。

二 (略)

三 第二十六条において準用する独立行政法人通則法第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

四・五 (略)

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一～四 (略)

(新設)

五 (略)

六 第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十条第四項の規定による文部科学大臣の命令に違反したとき。

七 第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を提出したとき。

八 第三十二条第四項の規定に違反して、第三十三条第一項第一号の経理に係る財務諸表、業務報告書等若しくは監事の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。

九 (略)

十 (略)

十一 第四十四条において準用する独立行政法人通則

三十五條の三の規定による文部科学大臣の命令に違反したとき。

法第六十五條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

○ スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）（第百十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（スポーツ振興投票の施行）</p> <p>第三条 行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、この法律で定めるところにより、スポーツ振興投票を行うことができる。</p> <p>（収益の用途）</p> <p>第二十一条 センターは、スポーツ振興投票に係る収益をもって、文部科学省令で定めるところにより、地方公共団体又はスポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下この条及び第三十条第三項において同じ。）が行う次の各号に掲げる事業に要する資金の支給に充てること ができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 前二号の施設におけるスポーツ教室、競技会等のスポーツ行事その他のこれらの施設において行うスポーツの振興を目的とする事業（その一環として行われる活動が行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号。以下「センター法」という。）第十五条第一項第二号及び第四号に該当する事業を除く。次号において同じ。）</p> <p>四 （略）</p> <p>2 5 （略）</p>	<p>（スポーツ振興投票の施行）</p> <p>第三条 独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、この法律で定めるところにより、スポーツ振興投票を行うことができる。</p> <p>（収益の用途）</p> <p>第二十一条 センターは、スポーツ振興投票に係る収益をもって、文部科学省令で定めるところにより、地方公共団体又はスポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下この条及び第三十条第三項において同じ。）が行う次の各号に掲げる事業に要する資金の支給に充てること ができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 前二号の施設におけるスポーツ教室、競技会等のスポーツ行事その他のこれらの施設において行うスポーツの振興を目的とする事業（その一環として行われる活動が独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号。以下「センター法」という。）第十五条第一項第二号及び第四号に該当する事業を除く。次号において同じ。）</p> <p>四 （略）</p> <p>2 5 （略）</p>

改正案	現行
<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 本省に置かれる職及び機関 第一節（略） 第二節 審議会等 第一款・第二款（略） 第三款 国立大学法人評価委員会（第十八条―第二十条） 第三節・第四節（略） 第四章・第五章（略） 附則</p> <p>（所掌事務） 第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 二十五（略） 二十六 国立高等専門学校（行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）第三条に規定する国立高等専門学校をいう。）における教育に関すること。 二十七 国立研究開発行政法人宇宙航空研究開発機構における学術研究及び教育に関すること。 二十八 九十七（略）</p> <p>第六条（略） 2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところ</p>	<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 本省に置かれる職及び機関 第一節（略） 第二節 審議会等 第一款・第二款（略） 第三款 国立大学法人評価委員会（第十八条・第十九条） 第四款 独立行政法人評価委員会（第二十条） 第三節・第四節（略） 第四章・第五章（略） 附則</p> <p>（所掌事務） 第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 二十五（略） 二十六 国立高等専門学校（独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）第三条に規定する国立高等専門学校をいう。）における教育に関すること。 二十七 独立行政法人宇宙航空研究開発機構における学術研究及び教育に関すること。 二十八 九十七（略）</p> <p>第六条（略） 2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところ</p>

により文部科学省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、国立大学法人評価委員会とする。

第十九条及び第二十条 削除

(削る)

により文部科学省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。

国立大学法人評価委員会
独立行政法人評価委員会

第十九条 削除

第四款 独立行政法人評価委員会

第二十条 独立行政法人評価委員会については、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

○ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法（平成十一年法律第百六十五号）（第百二十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">行政法人国立特別支援教育総合研究所法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、行政法人国立特別支援教育総合研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する行政法人の名称は、行政法人国立特別支援教育総合研究所とする。</p> <p>（研究所の目的）</p> <p>第三条 行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）は、特別支援教育に関する研究のうち主として実的な研究を総合的に行い、及び特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特別支援教育の振興を図ることを目的とする。</p> <p>（中期目標行政法人）</p> <p>第三条の二 研究所は、通則法第二条第二項に規定する中期目標行政法人とする。</p> <p>（理事の任期）</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所とする。</p> <p>（研究所の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）は、特別支援教育に関する研究のうち主として実的な研究を総合的に行い、及び特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特別支援教育の振興を図ることを目的とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（役員任期）</p>

第八条 理事の任期は、二年とする。

（役員の欠格条項の特例）
第九条 （略）

2 研究所の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び行政法人国立特別支援教育総合研究所法第九条第一項」とする。

（積立金の処分）

第十三条 （略）

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 （略）

（主務大臣等）

第十四条 研究所に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣及び文部科学省令とする。

第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（役員の欠格条項の特例）
第九条 （略）

2 研究所の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第九条第一項」とする。

（積立金の処分）

第十三条 （略）

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 （略）

（主務大臣等）

第十四条 研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

○ 独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成十一年法律第六十七号）（第二百二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">行政法人国立青少年教育振興機構法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、行政法人国立青少年教育振興機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるところを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び行政法人通則法（平成十一年法律第六十三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する行政法人の名称は、行政法人国立青少年教育振興機構とする。</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第三条 行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）は、青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修、青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修、青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進、青少年教育に関する団体に対する助成金の交付等を行うことにより、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることを目的とする。</p> <p>（中期目標行政法人）</p> <p>第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標行政法人とする。</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人国立青少年教育振興機構法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人国立青少年教育振興機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるところを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第六十三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国立青少年教育振興機構とする。</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）は、青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修、青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修、青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進、青少年教育に関する団体に対する助成金の交付等を行うことにより、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることを目的とする。</p> <p>（新設）</p>

(理事の任期)

第八条 理事の任期は、二年とする。

(積立金の処分)

第十二条 (略)

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(基金)

第十三条 (略)

2・3 (略)

4 文部科学大臣は、前項ただし書の規定による認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

5 (略)

(主務大臣等)

第十四条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣及び文部科学省令とする。

(役員任期)

第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(積立金の処分)

第十二条 (略)

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(基金)

第十三条 (略)

2・3 (略)

4 文部科学大臣は、前項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

5 (略)

(主務大臣等)

第十四条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

○ 独立行政法人国立女性教育会館法（平成十一年法律第百六十八号）（第二百二十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">行政法人国立女性教育会館法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、行政法人国立女性教育会館の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する行政法人の名称は、行政法人国立女性教育会館とする。</p> <p>（会館の目的）</p> <p>第三条 行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）は、女性教育指導者その他の女性教育関係者（第十一条第一項において「女性教育指導者等」という。）に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的とする。</p> <p>（中期目標行政法人）</p> <p>第三条の二 会館は、通則法第二条第二項に規定する中期目標行政法人とする。</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人国立女性教育会館法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人国立女性教育会館の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国立女性教育会館とする。</p> <p>（会館の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）は、女性教育指導者その他の女性教育関係者（第十一条第一項において「女性教育指導者等」という。）に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的とする。</p> <p>（新設）</p>

(理事の任期)

第八条 理事の任期は、二年とする。

(積立金の処分)

第十二条 (略)

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(主務大臣等)

第十三条 会館に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣及び文部科学省令とする。

(役員任期)

第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(積立金の処分)

第十二条 (略)

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(主務大臣等)

第十三条 会館に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

○ 独立行政法人国立科学博物館法（平成十一年法律第七十二号）（第二百二十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">行政法人国立科学博物館法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、行政法人国立科学博物館の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び行政法人通則法（平成十一年法律百三十三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する行政法人の名称は、行政法人国立科学博物館とする。</p> <p>（科学博物館の目的）</p> <p>第三条 行政法人国立科学博物館（以下「科学博物館」という。）は、博物館を設置して、自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する調査及び研究並びにこれらに関する資料の収集、保管（育成を含む。第十二条第三号において同じ。）及び公衆への供覧等を行うことにより、自然科学及び社会教育の振興を図ることを目的とする。</p> <p>（中期目標行政法人）</p> <p>第三条の二 科学博物館は、通則法第二条第二項に規定する中期目標行政法人とする。</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人国立科学博物館法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人国立科学博物館の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律百三十三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国立科学博物館とする。</p> <p>（科学博物館の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人国立科学博物館（以下「科学博物館」という。）は、博物館を設置して、自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する調査及び研究並びにこれらに関する資料の収集、保管（育成を含む。第十二条第三号において同じ。）及び公衆への供覧等を行うことにより、自然科学及び社会教育の振興を図ることを目的とする。</p> <p>（新設）</p>

(理事の任期)

第八条 理事の任期は、二年とする。

(役員任期)

第八条 館長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(役員欠格条項の特例)

第九条 (略)

第九条 (略)

2 科学博物館の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び行政法人国立科学博物館法第九条第一項」とする。

2 科学博物館の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人国立科学博物館法第九条第一項」とする。

(積立金の処分)

第十三条 (略)

(積立金の処分)

第十三条 (略)

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

3・4 (略)

(主務大臣等)

第十四条 科学博物館に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣及び文部科学省令とする。

(主務大臣等)

第十四条 科学博物館に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

改正案	現行
<p style="text-align: center;">行政法人日本学術振興会法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、行政法人日本学術振興会の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する行政法人の名称は、行政法人日本学術振興会とする。</p> <p>（振興会の目的）</p> <p>第三条 行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）は、学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図ることを目的とする。</p> <p>（中期目標行政法人）</p> <p>第三条の二 振興会は、通則法第二条第二項に規定する中期目標行政法人とする。</p> <p>（理事の任期）</p> <p>第十条 理事の任期は、二年とする。</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人日本学術振興会法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人日本学術振興会の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人日本学術振興会とする。</p> <p>（振興会の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）は、学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図ることを目的とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（役員）</p> <p>第十条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期</p>

(役員の欠格条項の特例)

2 第十一条 (略)

振興会の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び行政法人日本学術振興会法第十一条第一項」とする。

(評議員)

2 第十四条 (略)

3 通則法第二十一条第一項ただし書及び第六項並びに第二十三条第二項の規定は、評議員について準用する。

4 (略)

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十七条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第十条第一項、第二項及び第四項、第十七条第一項、第三項及び第四項、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第二十一条の二まで並びに第二十四条の二の規定は、第十五条第一号の業務として、振興会が、予算で定める国の補助金の交付を受け、これを財源として交付する補助金について準用する。この場合において、同法第十条第一項及び第二項、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二項、第十九条第三項、第二十条、第二十一条第一項、第二十一条の二並びに第二十四条の二中「各省各庁の長」とあるのは「行政法人日本学術振興会の理事長」と、同法第十九条第一項及び第二項中「国」

は二年とする。

(役員の欠格条項の特例)

2 第十一条 (略)

振興会の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人日本学術振興会法第十一条第一項」とする。

(評議員)

2 第十四条 (略)

3 通則法第二十一条第一項ただし書及び第二項並びに第二十三条第二項の規定は、評議員について準用する。

4 (略)

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十七条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第十条第一項、第二項及び第四項、第十七条第一項、第三項及び第四項、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第二十一条の二まで並びに第二十四条の二の規定は、第十五条第一号の業務として、振興会が、予算で定める国の補助金の交付を受け、これを財源として交付する補助金について準用する。この場合において、同法第十条第一項及び第二項、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二項、第十九条第三項、第二十条、第二十一条第一項、第二十一条の二並びに第二十四条の二中「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会の理事長」と、同法第十九条第一項及び第二項中「

とあるのは「行政法人日本学術振興会」と読み替えるものとする。

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定（罰則を含む。）は、第十九条に規定する学術研究助成業務として振興会が支給する資金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁の長」とあるのは「行政法人日本学術振興会の理事長」と、同法第二条第一項（第二号を除く。）及び第四項第一号、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「行政法人日本学術振興会」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「行政法人日本学術振興会の事業年度」と、同法第二十六条第一項中「各省各庁の機関」とあるのは「行政法人日本学術振興会の機関」と読み替えるものとする。

（積立金の処分） 第二十条（略）

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 （略）

（主務大臣等）

第二十二條 振興会に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣及び文部科学省令とする。

附則

国」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会」と読み替えるものとする。

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定（罰則を含む。）は、第十九条に規定する学術研究助成業務として振興会が支給する資金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会の理事長」と、同法第二条第一項（第二号を除く。）及び第四項第一号、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会の事業年度」と、同法第二十六条第一項中「各省各庁の機関」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会の機関」と読み替えるものとする。

（積立金の処分） 第二十条（略）

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 （略）

（主務大臣等）

第二十二條 振興会に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

附則

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の
準用)

第二条の六 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定(罰則含む。)は、先端研究助成業務又は研究者海外派遣業務として振興会が支給する資金について準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除く。)中「各省各庁の長」とあるのは「行政法人日本学術振興会の理事長」と、同法第二条第一項(第二号を除く。)及び第四項第一号、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第十三条中「国」とあるのは「行政法人日本学術振興会」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「行政法人日本学術振興会の事業年度」と、同法第二十六条第一項中「各省各庁の長」とあるのは「行政法人日本学術振興会の機関」と読み替えるものとする。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の
準用)

第二条の六 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定(罰則含む。)は、先端研究助成業務又は研究者海外派遣業務として振興会が支給する資金について準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除く。)中「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会の理事長」と、同法第二条第一項(第二号を除く。)及び第四項第一号、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会の事業年度」と、同法第二十六条第一項中「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会の機関」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p style="text-align: center;">国立研究開発行政法人宇宙航空研究開発機構法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国立研究開発行政法人宇宙航空研究開発機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「基盤的研究開発」とは、研究及び開発（以下「研究開発」という。）であつて次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 科学技術に関する研究開発であつて、国の試験研究機関又は研究開発を行う行政法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第二条第一項に規定する行政法人をいう。以下同じ。）に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められる施設及び設備を必要とするもの</p> <p>三（略）</p> <p>3（名称）</p> <p>第三条 この法律及び通則法の定めるところにより設立される行政法人の名称は、国立研究開発行政法人宇宙航空研究開発機構とする。</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人宇宙航空研究開発機構法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人宇宙航空研究開発機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「基盤的研究開発」とは、研究及び開発（以下「研究開発」という。）であつて次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 科学技術に関する研究開発であつて、国の試験研究機関又は研究開発を行う独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められる施設及び設備を必要とするもの</p> <p>三（略）</p> <p>3（名称）</p> <p>第三条 この法律及び通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人宇宙航空研究開発機構とする。</p>

(機構の目的)

第四条 国立研究開発行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）は、大学との共同等による宇宙科学に関する学術研究、宇宙科学技術（宇宙に関する科学技術をいう。以下同じ。）に関する基礎研究及び宇宙に関する基礎的研究開発並びに人工衛星等の開発、追跡及び運用並びにこれらに関連する業務を、宇宙基本法（平成二十年法律第四十三号）第二条の宇宙の平和的利用に関する基本理念にのっとり、総合的かつ計画的に行うとともに、航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基礎的研究開発並びにこれらに関連する業務を総合的に行うことにより、大学等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図ることを目的とする。

(国立研究開発行政法人)

第四条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標行政法人であつて、通則法第四条第二項に規定する国立研究開発行政法人とする。

(副理事長及び理事の任期)

第十二条 副理事長及び理事の任期は、当該副理事長及び理事について理事長が定める期間（その末日が通則法第二十一条第二項に規定する理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とする。

(機構の目的)

第四条 独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）は、大学との共同等による宇宙科学に関する学術研究、宇宙科学技術（宇宙に関する科学技術をいう。以下同じ。）に関する基礎研究及び宇宙に関する基礎的研究開発並びに人工衛星等の開発、追跡及び運用並びにこれらに関連する業務を、宇宙基本法（平成二十年法律第四十三号）第二条の宇宙の平和的利用に関する基本理念にのっとり、総合的かつ計画的に行うとともに、航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基礎的研究開発並びにこれらに関連する業務を総合的に行うことにより、大学等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図ることを目的とする。

(新設)

(役員任期)

第十二条 理事長の任期は、任命の日から、その日を含む機構に係る通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の末日までとする。

2 | 通則法第二十九条第一項後段の規定により同項に規定する中期目標（以下「中期目標」という。）が変更された場合において中期目標の期間が変更されたときは、理事長の任期は、変更後の中期目標の期間の末日までとする。

(役員の欠落条項の特例)

第十五条 機構の理事長及び副理事長の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び国立研究開発行政

法人宇宙航空研究開発機構法第十四条」とする。

2 機構の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに国立研究開発行政法人宇宙航空研究開発機構法第十三条及び第十四条」とする。

(宇宙開発利用に関する基本的な計画)

第十九条 主務大臣は、通則法第二十九条第一項に規定する中期目標(次項及び次条において「中期目標」といい、航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発並びにこれらに関連する業務に係る部分を除く。)を定め、又は変更するに当たっては、宇宙基本法第二十四条に規定する宇宙基本計画に基づかなければならない。

2 (略)

(積立金の処分)

第二十三条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期

3 副理事長及び理事の任期は、当該副理事長及び理事

について理事長が定める期間(その末日が理事長の任期の末日以前であるものに限り。)とする。

4 第二項の規定により理事長の任期が変更された場合において、副理事長又は理事の任期の末日が理事長の任期の末日後となるときは、当該副理事長又は理事の任期は、変更後の理事長の任期の末日までとする。

5 監事の任期は、二年とする。

(役員の欠落条項の特例)

第十五条 機構の理事長及び副理事長の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第十四条」とする。

2 機構の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第十三条及び第十四条」とする。

(宇宙開発利用に関する基本的な計画)

第十九条 主務大臣は、中期目標(航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発並びにこれらに関連する業務に係る部分を除く。)を定め、又は変更するに当たっては、宇宙基本法第二十四条に規定する宇宙基本計画に基づかなければならない。

2 (略)

(積立金の処分)

第二十三条 機構は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定によ

目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十八条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。

2| 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならぬ。

3| 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(主務大臣等)

第二十六条 (略)

2 (削る)

3 (略)

第二十七条 削除

る整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十八条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。

2| 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省及び総務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

3| 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならぬ。

4| 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(主務大臣等)

第二十六条 (略)

2 (略) 機構に係る通則法における主務省は、文部科学省とする。

3 (略)

(独立行政法人評価委員会への意見聴取等)

第二十七条 次に掲げる規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び総務省の独立行政法人評価委員会」とする。

一 通則法第三十八條第三項、第四十四條第四項、第四十六條の二第五項（前条第一項第四号から第八号までに規定する業務に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分に限る。）、第四十六條の三第六項（前条第一項第四号から第八号までに規定する業務に係る民間等出資に係る不要財産に係る部分に限る。）及び第四十八條第二項（前条第一項第四号から第八号までの業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。）の規定

2 | 二 前条第一項第四号から第八号までに規定する業務に関する通則法第二十八條第三項、第二十九條第三項、第三十條第三項及び第三十五條第二項の規定

2 | 前条第一項第五号に規定する業務に関する通則法第二十八條第三項、第二十九條第三項、第三十條第三項及び第三十五條第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会並びに内閣府の独立行政法人評価委員会及び総務省の独立行政法人評価委員会」とする。

3 | 三 前条第一項第六号に規定する業務に関する通則法第二十八條第三項、第二十九條第三項、第三十條第三項及び第三十五條第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会並びに総務省の独立行政法人評価委員会及び政令で定める府省の独立行政法人評価委員会」とする。

4 | 四 前条第一項第七号に規定する業務に関する通則法第二十八條第三項、第二十九條第三項、第三十條第三項及び第三十五條第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会並びに内閣府の独立行政法人評価委員会、総務省の独立行政法人評価委員会及び政令で定める府省の独立行政法人評価委員会」とする。

5 | 五 前条第一項第八号に規定する業務に関する通則法第

二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会並びに内閣府の独立行政法人評価委員会、総務省の独立行政法人評価委員会及び経済産業省の独立行政法人評価委員会」とする。

6

文部科学省の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、前条第一項第四号に規定する業務に関しては総務省の独立行政法人評価委員会の、同項第五号に規定する業務に関しては内閣府の独立行政法人評価委員会及び総務省の独立行政法人評価委員会の、同項第六号に規定する業務に関しては総務省の独立行政法人評価委員会及び政令で定める府省の独立行政法人評価委員会の、同項第七号に規定する業務に関しては内閣府の独立行政法人評価委員会、総務省の独立行政法人評価委員会及び政令で定める府省の独立行政法人評価委員会の、同項第八号に規定する業務に関しては内閣府の独立行政法人評価委員会、総務省の独立行政法人評価委員会及び経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

一 通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評価を行うとき。

二 通則法第三十二条第三項後段（通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による勧告をしようとするとき。

改正案	現行
<p style="text-align: center;">行政法人日本スポーツ振興センター法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、行政法人日本スポーツ振興センターの名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する行政法人の名称は、行政法人日本スポーツ振興センターとする。</p> <p>（センターの目的）</p> <p>第三条 行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、スポーツの振興及び児童、生徒、学生又は幼児（以下「児童生徒等」という。）の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校又は幼稚園（第十五条第一項第七号を除き、以下「学校」と総称する。）の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人日本スポーツ振興センター法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人日本スポーツ振興センターとする。</p> <p>（センターの目的）</p> <p>第三条 独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、スポーツの振興及び児童、生徒、学生又は幼児（以下「児童生徒等」という。）の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校又は幼稚園（第十五条第一項第七号を除き、以下「学校」と総称する。）の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。</p>

とする。

(中期目標行政法人)

第三条の二 センターは、通則法第二条第二項に規定する中期目標行政法人とする。

(理事の任命の特例)

第九条 (略)

2 (略)

3 第七条第二項に規定する理事の任命に関しては、通則法第二十条第九項の規定は、適用しない。

(理事の任期)

第十条 理事の任期は、二年とする。

(役員の特例)

第十三条 センターの理事長の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び行政法人日本スポーツ振興センター法第十二条」とする。

2 (略)

3 第九条の規定は、第七条第二項に規定する理事の解任について準用する。この場合において、第九条第三項中「通則法第二十条第九項」とあるのは、「通則法第二十三条第四項」と読み替えるものとする。

(利益及び損失の処理の特例等)

第二十四条 (略)

目的とする。

(新設)

(理事の任命の特例)

第九条 (略)

2 (略)

3 第七条第二項に規定する理事の任命に関しては、通則法第二十条第四項の規定は、適用しない。

(役員の特例)

第十条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(役員の特例)

第十三条 センターの理事長の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法第十二条」とする。

2 (略)

3 第九条の規定は、第七条第二項に規定する理事の解任について準用する。この場合において、第九条第三項中「通則法第二十条第四項」とあるのは、「通則法第二十三条第四項」と読み替えるものとする。

(利益及び損失の処理の特例等)

第二十四条 (略)

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

2| センターは、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

3| 前条に規定する特別の勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。

6|5|4|
(略)
(略)
(略)

(長期借入金)
第二十五条 (略)
(削る)

(償還計画)
第二十六条 (略)
(削る)

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)
第二十八条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定(罰則を含む。)は、第十五条第一項第二号から第四号までの規定によりセンターが支給する資金について準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除く。中「各省各庁」とあるのは「行政法人日本スポーツ振興センター」と、「各省各庁の長」とあるのは「行

3| センターは、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4| 前条に規定する特別の勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

7|6|5|
(略)
(略)
(略)

(長期借入金)
第二十五条 (略)

2| 文部科学大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

2| 第二十六条 (略)
(償還計画)
文部科学大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)
第二十八条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定(罰則を含む。)は、第十五条第一項第二号から第四号までの規定によりセンターが支給する資金について準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除く。中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人日本スポーツ振興センター」と、「各省各庁の長」とあるのは「

政法人日本スポーツ振興センターの理事長」と、同法第二条第一項（第二号を除く。）及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「行政法人日本スポーツ振興センター」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「行政法人日本スポーツ振興センターの事業年度」と読み替えるものとする。

（財務大臣との協議）

第三十五条 文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一 （略）

二 第二十五条又は第二十六条の認可をしようとするとき。

（主務大臣等）

第三十六条 センターに係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣及び文部科学省令とする。

「独立行政法人日本スポーツ振興センターの理事長」と、同法第二条第一項（第二号を除く。）及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人日本スポーツ振興センター」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人日本スポーツ振興センターの事業年度」と読み替えるものとする。

（財務大臣との協議）

第三十五条 文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一 （略）

二 第二十五条第一項又は第二十六条第一項の認可をしようとするとき。

（主務大臣等）

第三十六条 センターに係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

改正案	現行
<p style="text-align: center;">行政法人日本学生支援機構法</p> <p>（目的） 第一条 この法律は、行政法人日本学生支援機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称） 第二条 この法律及び行政法人通則法（平成十一年法律百三十三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する行政法人の名称は、行政法人日本学生支援機構とする。</p> <p>（機構の目的） 第三条 行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等（大学及び高等専門学校）の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流（外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人日本学生支援機構法</p> <p>（目的） 第一条 この法律は、独立行政法人日本学生支援機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称） 第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律百三十三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人日本学生支援機構とする。</p> <p>（機構の目的） 第三条 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等（大学及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流（外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会</p>

う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資する
とともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的
とする。

(中期目標行政法人)

第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中
期目標行政法人とする。

(理事の任期)

第九条 理事の任期は、二年とする。

(役員の欠格条項の特例)

第十条 (略)

2 機構の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法
第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「
前条」とあるのは、「前条及び行政法人日本学生支援
機構法第十条第一項」とする。

(積立金の処分)

第十八条 (略)

2 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額
から同項の規定による承認を受けた金額を控除してな
お残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しな
ければならない。
3 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手續そ
の他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める

を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資
するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを
目的とする。

(新設)

(役員任期)

第九条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期
は二年とする。

(役員欠格条項の特例)

第十条 (略)

2 機構の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法
第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「
前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人日本学生
支援機構法第十条第一項」とする。

(積立金の処分)

第十八条 (略)

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようと
するときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人
評価委員会の意見を聴かなければならない。
3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金
額から同項の規定による承認を受けた金額を控除して
なお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付し
なければならず。
4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續そ
の他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める

(長期借入金及び日本学生支援債券)
第十九条 (略)
(削る)

2 | 前項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

6 | 5 | 4 | 3 |
(略) (略) (略) (略)

(償還計画)
第二十一条 (略)
(削る)

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の
準用)

第二十四条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定(罰則を含む。)は、第十三条第一項第六号の規定により機構が支給する助成金について準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「行政法人日本学生支援機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「行政法人日本学生支援機構の理事長」と、同法第二条第一項(第二号を除く。)及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「行政法人日本学生支援機構」と、同法第十四条中「国

(長期借入金及び日本学生支援債券)
第十九条 (略)
(削る)

2 | 文部科学大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。
3 | 第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

7 | 6 | 5 | 4 |
(略) (略) (略) (略)

(償還計画)
第二十一条 (略)
(削る)

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の
準用)

第二十四条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定(罰則を含む。)は、第十三条第一項第六号の規定により機構が支給する助成金について準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構の理事長」と、同法第二条第一項(第二号を除く。)及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構」と、同法第

の会計年度」とあるのは「行政法人日本学生支援機構の事業年度」と読み替えるものとする。

(財務大臣との協議)

第二十五条 文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一・二 (略)

三 第十九条第一項若しくは第四項又は第二十一条の規定による認可をしようとするとき。

(主務大臣等)

第二十六条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣及び文部科学省令とする。

附 則

(業務の特例等)

第十四条 (略)

2 前項に規定する業務については、旧育英会法第二十条及び第二十三条の規定は、次条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧育英会法第二十三条中「育英会」とあるのは、「行政法人日本学生支援機構」とする。

3 (略)

十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構の事業年度」と読み替えるものとする。

(財務大臣との協議)

第二十五条 文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一・二 (略)

三 第十九条第一項若しくは第五項又は第二十一条第一項の規定による認可をしようとするとき。

(主務大臣等)

第二十六条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

附 則

(業務の特例等)

第十四条 (略)

2 前項に規定する業務については、旧育英会法第二十条及び第二十三条の規定は、次条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧育英会法第二十三条中「育英会」とあるのは、「独立行政法人日本学生支援機構」とする。

3 (略)

改正案	現行
<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 中期目標等（第三十条―第三十一条の四） 第四章（略） 第五章 雑則（第三十四条の二―第三十七条） 第六章（略） 附則</p> <p>（定義） 第二条（略） 2 6（略） 7 この法律において「年度計画」とは、準用通則法（第三十五条において準用する行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）をいう。以下同じ。）第三十一条第一項の規定により中期計画に基づき国立大学法人等が定める計画をいう。 8（略）</p> <p>第七条（資本金） 2 7（略） 8 国立大学法人等は、準用通則法第四十八条本文に規定する重要な財産のうち、文部科学大臣が定める財産を譲渡したときは、当該譲渡した財産に係る部分として文部科学大臣が定める金額については、当該国立大学法人等に対する政府からの出資はなかつたものとし、当該国立大学法人等は、その額により資本金を減少</p>	<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 中期目標等（第三十条・第三十一条） 第四章（略） 第五章 雑則（第三十五条―第三十七条） 第六章（略） 附則</p> <p>（定義） 第二条（略） 2 6（略） 7 この法律において「年度計画」とは、準用通則法（第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）をいう。以下同じ。）第三十一条第一項の規定により中期計画に基づき国立大学法人等が定める計画をいう。 8（略）</p> <p>第七条（資本金） 2 7（略） 8 国立大学法人等は、準用通則法第四十八条第一項本文に規定する重要な財産のうち、文部科学大臣が定める財産を譲渡したときは、当該譲渡した財産に係る部分として文部科学大臣が定める金額については、当該国立大学法人等に対する政府からの出資はなかつたものとし、当該国立大学法人等は、その額により資本金</p>

するものとする。

(役員職務及び権限)

2・3 (略)

4 監事は、国立大学法人の業務を監査する。この場合において、監事は、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

5 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は国立大学法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

6 監事は、その職務を行うため必要があるときは、国立大学法人の子法人（国立大学法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。）に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

7 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

(学長等への報告義務)

8 (略)

第十一條の二 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長（当該役員が学長である場合においては、文部科学大臣）に報告しなければならない。

を減少するものとする。

(役員職務及び権限)

2・3 (略)

4 監事は、国立大学法人の業務を監査する。

(新設)

(新設)

(新設)

5 (略)

(新設)

(役員任期)

2 第十五条 (略)

(略)

(役員任期)

2 第十五条 (略)

(略)

<p>3 監事の任期は、その任命後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する準用通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表についての同項の承認の時までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(業務の範囲等) 第二十二條 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>3 (略)</p>	<p>(役員の職務及び権限) 第二十五條 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>4 監事は、大学共同利用機関法人の業務を監査する。この場合において、監事は、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。</p>	<p>5 監事は、いつでも、役員(監事を除く。)及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は大学共同利用機関法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p>	<p>6 監事は、その職務を行うため必要があるときは、大学共同利用機関法人の子法人(大学共同利用機関法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。)に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p>	<p>7 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の</p>
---	--	--------------	---	---	--	---	----------------------------------

<p>3 監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>4 (略)</p>	<p>(業務の範囲等) 第二十二條 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>3 文部科学大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(役員の職務及び権限) 第二十五條 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>4 監事は、大学共同利用機関法人の業務を監査する。</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
--	--------------	--	--	---	----------------------------------	-------------	-------------	-------------

8 | 報告又は調査を拒むことができる。
(略)

(機構長等への報告義務)

第二十五条の二 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を機構長（当該役員が機構長である場合においては、文部科学大臣）に報告しなければならない。

(業務の範囲等)

第二十九条 (略)

2 (削る)

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第三十一条の二 国立大学法人等は、毎事業年度の終了後、次に掲げる事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。

一 当該事業年度における業務の実績

二 評価を受けようとする事業年度についての次のイからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからハまでに定める事項

イ ロ及びハに掲げる事業年度以外の事業年度中期目標の期間の最初から当該事業年度末までの期間に係る中期計画の進捗状況

ロ 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目

5 | (略)

(新設)

(業務の範囲等)

第二十九条 (略)

3 | 2

文部科学大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(新設)

<p>標の期間における業務の実績 ハ 中期目標の期間の最後の事業年度 中期目標の期間における業務の実績</p>	<p>2 国立大学法人等は、前項の評価を受けようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号に掲げる事項及び同項第二号イからハまでに定める事項並びにこれらの事項についてそれぞれ自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を、評価委員会に提出しなければならない。</p>	<p>3 国立大学法人等は、遅滞なく、前項の報告書を公表しなければならない。</p>	<p>第三十一条の三 評価委員会による前条第一項の評価は、文部科学省令で定めるところにより、同項第一号に掲げる事項及び同項第二号イからハまでに定める事項についてそれぞれ総合的な評定を付して、行わなければならない。</p> <p>2 評価委員会は、前条第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該国立大学法人等（同項第二号ロに定める事項について評価を行った場合にあつては、当該国立大学法人等及び行政法人評価制度委員会（第四項及び次条において「評価制度委員会」という。））に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該国立大学法人等に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。</p>	<p>3 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない。</p> <p>4 評価制度委員会は、第二項の規定により通知された</p>
---	--	--	---	---

(新設)

評価の結果について、必要があると認めるときは、評価委員会に対し、意見を述べることができる。この場合において、評価制度委員会は、遅滞なく、当該意見の内容を公表しなければならない。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十一条の四 文部科学大臣は、国立大学法人等の中期目標の期間の終了時までには、当該国立大学法人等の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、当該国立大学法人等に関し所要の措置を講ずるものとする。

2 文部科学大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 評価制度委員会は、国立大学法人等の中期目標の期間の終了時までには、当該国立大学法人等の主要な事務及び事業の改廃に関し、文部科学大臣に勧告をすることができ、この場合において、評価制度委員会は、遅滞なく、当該勧告の内容を公表しなければならない。

4 評価制度委員会は、前項の勧告をしたときは、文部科学大臣に対し、その勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

(積立金の処分)

第三十二条 国立大学法人等は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る準用通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る第三十一条第一

(新設)

(積立金の処分)

第三十二条 国立大学法人等は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る準用通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る前条第一項の認

項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第二十二條第一項又は第二十九條第一項に規定する業務の財源に充てることができる。

(削る)

2| 国立大学法人等は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

3| 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金及び債券)

第三十三條 (略)

2 (削る)

3| 前二項の規定による債券の債権者は、当該債券を發行した国立大学法人等の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

7|6|5|4|
(略) (略) (略) (略)

(償還計画)

可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第二十二條第一項又は第二十九條第一項に規定する業務の財源に充てることができる。

2| 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3| 国立大学法人等は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4| 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金及び債券)

第三十三條 (略)

3|2 文部科学大臣は、前二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4| 第一項又は第二項の規定による債券の債権者は、当該債券を發行した国立大学法人等の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

8|7|6|5|
(略) (略) (略) (略)

(償還計画)

第三十四条 (略)
(削る)

(違法行為等の是正)

第三十四条の二 文部科学大臣は、国立大学法人等又はその役員若しくは職員が、不正の行為若しくはこの法律若しくは他の法令に違反する行為をし、又は当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該国立大学法人等に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 国立大学法人等は、前項の規定による文部科学大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を文部科学大臣に報告しなければならない。

(行政法人通則法の規定の準用)

第三十五条 行政法人通則法第三条、第七条第二項、第八条第一項、第九条、第十一条、第十四条から第十七条まで、第二十一条の四、第二十四条、第二十五条、第二十五条の二第一項及び第二項、第二十六条、第二十八条、第三十一条、第三十六条から第四十六条まで、第四十七条から第五十条の十まで、第六十四条並びに第六十六条の規定は、国立大学法人等について準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「中期目標行政法人は」とあるのは「国立大学法人等」と、「中期目標行政法人」とあるのは「国立大学法人等」と、「中期目標行政法人」とあるのは「国立大学法人等」と、「中期目標行政法人が」とあるのは「国立大学法人」と

第三十四条 (略)

2 文部科学大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(新設)

(独立行政法人通則法の規定の準用)

第三十五条 独立行政法人通則法第三条、第七条第二項、第八条第一項、第九条、第十一条、第十四条から第十七条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条、第三十一条から第四十条まで、第四十一条第一項、第四十二条から第四十六条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十二条、第五十三条、第六十一条及び第六十三条から第六十六条までの規定は、国立大学法人等について準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「評価委員会」とあり、及び「当該評価委員会」とあるのは「国立大学法人評価委員会」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替

等が」と、「中期目標行政法人に」とあるのは「国立大学法人等に」と、「中期目標行政法人役員」とあるのは「国立大学法人等役員」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

		第十四条第三項	(略)	読み替えられる行政法人通則法の規定
、それぞれ準用する	第一項の法人の長となるべき者の指名について、同条第二項の規定は第一項の監事	第二十条第一項	(略)	読み替えられる字句
準用する	、第一項の学長	国立大学法人法第十二条第七項(大学共同利用機関法人)にあつては、同法第二十六条において準用する同項	(略)	読み替える字句

えるものとする。

		第十四条第三項	(略)	読み替えられる独立行政法人通則法の規定
(新設)	法人の長	第二十条第一項	(略)	読み替えられる字句
(新設)	学長	国立大学法人法第十二条第七項(大学共同利用機関法人)にあつては、同法第二十六条において準用する同項	(略)	読み替える字句

(削る)	(削る)	(略)	第二十八條第二項	第二十六條	第二十五條の二第二項	第十五條第二項、第十六條、第二十四條及び第二十五條
(削る)	(削る)	(略)	個別法	法人の長	内閣総理大臣	(略)
(削る)	(削る)	(略)	国立大学法人法	学長	文部科学大臣	(略)

第三十四條第二項	第三十三條	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	第十五條第二項、第十六條及び第二十四條から第二十六條まで
考慮して	中期目標の期間	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(略)
考慮するとともに、独立行政法人大学評価・学位授与機構に対し独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第十六條第二項に規定する国立大学及び大	国立大学法人法第三十條第一項に規定する中期目標（以下「中期目標」という。）の期間	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(略)

	<p>第三十八條第 二項</p>	<p>第三十八條第 三項</p>	<p>第三十八條第 四項 第二号</p>	<p>第三十九條第 一項</p>
	<p>(次条第一項の 規定により会計 監査人の監査を 受けなければな らない行政法人 にあつては、監 査報告及び会計 監査報告。以下 同じ。)</p>	<p>及び監査報告</p>	<p>内閣府令</p>	<p>行政法人(その 資本の額その他 の経営の規模が 政令で定める基 準に達しない行 政法人を除く。</p>
	<p>及び会計監査報告</p>	<p>並びに監査報告 及び会計監査報告</p>	<p>文部科学省令</p>	<p>国立大学法人等</p>

	<p>第三十八條第 二項</p>	<p>第三十八條第 四項</p>	<p>(新設)</p>	<p>第三十九條</p>
	<p>監事の意見(次 条の規定により 会計監査人の監 査を受けなければ ならない独立 行政法人にあつ ては、監事及び 会計監査人の意 見。以下同じ。)</p>	<p>及び監事</p>	<p>(新設)</p>	<p>独立行政法人(そ の資本の額その 他の経営の規 模が政令で定め る基準に達しな い独立行政法人</p>
<p>学共同利用機関の 教育研究の状況に ついての評価の実 施を要請し、当該 評価の結果を尊重 して</p>	<p>監事及び会計監査 人の意見</p>	<p>並びに監事及び会 計監査人</p>	<p>(新設)</p>	<p>国立大学法人等</p>

	第三十九条第二項		第三十九条第二項	
(削る)	第三十九条第二項		第三十九条第二項	
	個別法		子法人に	以下この条において同じ。)
(削る)	個別法		子法人に	以下この条において同じ。)
	国立大学法人法		子法人(国立大学法人等がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ)に	
(削る)	国立大学法人法		子法人(国立大学法人等がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ)に	
			文部科学省令	

	第四十一条第一項		(新設)	(新設)	
	第四十一条第一項		(新設)	(新設)	
	監査法人でなければならぬ		(新設)	(新設)	を除く。)
	監査法人でなければならぬ		(新設)	(新設)	を除く。)
	監査法人であることとを要し、その欠格事由については、会社法第三百三十七條第三項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「第四百三十五條第二項に規定する計算書類」とあるのは、「国立大学法人法第三十五條において準用する独立行政法人通則法第		(新設)	(新設)	
	監査法人であることとを要し、その欠格事由については、会社法第三百三十七條第三項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「第四百三十五條第二項に規定する計算書類」とあるのは、「国立大学法人法第三十五條において準用する独立行政法人通則法第		(新設)	(新設)	

第四十二條	財務諸表承認日		第四十四條第三項	(略)	第三十條第二項第四号又は行政執行法人の事業計画(第三十五條の五第一項の認可を受けた事業計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)をいう。以下同じ。)の第
財務諸表承認日(国立大学法人法第三十五條において準用する第三十八條第一項に規定する財務諸表の承認の日をいう。)		(略)	第四十四條第四項	(略)	第三十條第二項第四号

(新設)	(新設)		第四十四條第三項	(略)	第三十條第二項第四号
(新設)			第四十四條第五項	(略)	第三十條第二項第四号
(新設)	第三十八條第一項に規定する財務諸表と読み替えるものとする		第四十五條第一項	(略)	第三十一條第二項第四号

第五十条 第一項	第五十条の二	第五十条		第四十八条	第四十六條第二項	第四十五條第四項	
政令	内閣総理大臣	(略)	第三十條第二項 第五号の計画を 定めた場合又は 行政執行法人の 事業計画におい て第三十五條の 五第三項第六号 の計画を定めた 場合であつて、 これらの	不要財産以外の 重要な財産	中期計画又は行 政執行法人の事 業計画	(略)	三十五條の五第 三項第四号
文部科学省令	文部科学大臣	(略)	その	重要な財産	中期計画	(略)	
			国立大学法人法第 三十一條第二項第 五号の計画を定め た場合であつて、				

(新設)	(新設)	第五十条		第四十八條第一項	(新設)	第四十五條第五項	
(新設)	(新設)	(略)		第三十條第二項 第五号	不要財産以外の 重要な財産	(略)	
(新設)	(新設)	(略)		国立大学法人法第 三十一條第二項第 五号	重要な財産	(略)	

第五十条の四 第二項第三号	の研究者	第五十条の四 第二項第四号	第三十二条第一 項第一号	第五十条の四 第二項第五号	第三十五条第一 項	第五十条の四 第三項	政令	第五十条の四 第四項	内閣総理大臣	第五十条の四 第五項	政令	第五十条の四 第六項	個別法	第五十条の六 、第五十条の 七第一項、第 五十条の八第	政令
において専ら研究 又は教育に従事す る者	研究又は教育に	国立大学法人法第 三十一条の二第一 項第一号	国立大学法人法第 三十一条の四第一 項	文部科学省令	文部科学省令	文部科学省令	文部科学省令	文部科学大臣	文部科学省令	国立大学法人法	文部科学省令				

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

三項及び第五 十條の九	(削る)	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)	(削る)

(財務大臣との協議)
第三十六條 文部科学大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 (略)
- 二 第二十二條第二項、第二十九條第二項、第三十一條第一項、第三十三條第一項、第二項若しくは第五項若しくは第三十四條又は準用通則法第四十五條第一項ただし書若しくは第二項ただし書若しくは準用通則法第四十八條の規定による認可をしようとするとき。
- 三 五 (略)

(他の法令の準用)
第三十七條 (略)

2 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、国立大学法人等を行政法人通則法第二條第一項に規定する行政法人とみなして、これらの法令を準用する。

第五十二條第三項	実績及び中期計画の第三十條第二項第三号の事件費の見積り	実績
第六十五條第一項	個別法	国立大学法人法

(財務大臣との協議)
第三十六條 文部科学大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 (略)
- 二 第二十二條第二項、第二十九條第二項、第三十一條第一項、第三十三條第一項、第二項若しくは第六項若しくは第三十四條第一項又は準用通則法第四十五條第一項ただし書若しくは第二項ただし書若しくは準用通則法第四十八條第一項の規定による認可をしようとするとき。
- 三 五 (略)

(他の法令の準用)
第三十七條 (略)

2 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、国立大学法人等を独立行政法人通則法第二條第一項に規定する独立行政法人とみなして、これらの法令を準用する。

第四十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国立大学法人の役員又は大学共同利用機関法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 六 (略)

七 第三十一条の二第二項の規定による報告書の提出をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出したとき。

八 第三十四条の二第二項又は準用通則法第五十条の八第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

九 準用通則法第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

十 準用通則法第三十八条第三項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書又は監査報告書若しくは会計監査報告書を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。

十一 準用通則法第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

附 則

(国の無利子貸付け等)

第十四条 国は、当分の間、国立大学法人等に対し、その施設の整備で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し

第四十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国立大学法人の役員又は大学共同利用機関法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 六 (略)

(新設)

(新設)

七 準用通則法第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

八 準用通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を提出したとき。

九 準用通則法第三十八条第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事及び会計監査人の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。

十 準用通則法第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

十一 準用通則法第六十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

附 則

(国の無利子貸付け等)

第十四条 国は、当分の間、国立大学法人等に対し、その施設の整備で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し

付けることができる。この場合における第三十五条の規定の適用については、同条の表第四十五条第四項の「第三十三条第一項又は第二項」とあるのは、「第三十三条第一項若しくは第二項又は附則第十四条第一項」とする。
25 (略)

別表第一（第二条、第四条、第十条、附則第三条、附則第十五条関係）

国立大学法人の名称 (略)	国立大学の名称 (略)	主たる事務所の所在地 (略)	理事の員数 (略)
		備考	
		一 (略)	
		二 総合研究大学院大学は、大学共同利用機関法人及び国立研究開発行政法人宇宙航空研究開発機構との緊密な連係及び協力の下に教育研究を行うものとする。 三 (略)	

付けることができる。この場合における第三十五条の規定の適用については、同条の表第四十五条第五項の「第三十三条第一項又は第二項」とあるのは、「第三十三条第一項若しくは第二項又は附則第十四条第一項」とする。
25 (略)

別表第一（第二条、第四条、第十条、附則第三条、附則第十五条関係）

国立大学法人の名称 (略)	国立大学の名称 (略)	主たる事務所の所在地 (略)	理事の員数 (略)
		備考	
		一 (略)	
		二 総合研究大学院大学は、大学共同利用機関法人及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構との緊密な連係及び協力の下に教育研究を行うものとする。 三 (略)	

改正案	現行
<p style="text-align: center;">行政法人国立高等専門学校機構法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、行政法人国立高等専門学校機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する行政法人の名称は、行政法人国立高等専門学校機構とする。</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第三条 行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）は、別表の上覧に掲げる高等専門学校（以下「国立高等専門学校」という。）を設置すること等により、職業に必要な実践的かつ専門的知識及び技術を有する創造的人材を育成するとともに、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的とする。</p> <p>（中期目標行政法人）</p> <p>第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標行政法人とする。</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人国立高等専門学校機構法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人国立高等専門学校機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国立高等専門学校機構とする。</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）は、別表の上覧に掲げる高等専門学校（以下「国立高等専門学校」という。）を設置すること等により、職業に必要な実践的かつ専門的知識及び技術を有する創造的人材を育成するとともに、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的とする。</p> <p>（新設）</p>

第五條 (資本金)
(略)

2 7 (略)

8 機構は、通則法第四十八條本文に規定する重要な財産のうち、文部科学大臣が定める財産を譲渡したときは、当該譲渡した財産に係る部分として文部科学大臣が定める金額については、機構に対する政府からの出資はなかつたものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

9 (略)

(理事の任期)

第八條 理事の任期は、二年とする。

第九條 (役員の欠格条項の特例)
(略)

2 機構の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三條第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び行政法人国立高等専門学校機構法第九條第一項」とする。

(積立金の処分)

第十三條 (略)

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(主務大臣等)

第十四條 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣及び文部科学省令とする。

第五條 (資本金)
(略)

2 7 (略)

8 機構は、通則法第四十八條第一項本文に規定する重要な財産のうち、文部科学大臣が定める財産を譲渡したときは、当該譲渡した財産に係る部分として文部科学大臣が定める金額については、機構に対する政府からの出資はなかつたものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

9 (略)

(役員の任期)

第八條 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は、二年とする。

第九條 (役員の欠格条項の特例)
(略)

2 機構の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三條第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人国立高等専門学校機構法第九條第一項」とする。

(積立金の処分)

第十三條 (略)

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

(主務大臣等)

第十四條 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省

る。

及び文部科学省令とする。

学総合研究所の、独立行政法人国立美術館を退職した者にあつては独立行政法人国立美術館の、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立文化財機構の長は、旧退職手当法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

行政法人放射線医学総合研究所の、独立行政法人国立美術館を退職した者にあつては独立行政法人国立美術館の、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所を退職した者にあつては独立行政法人文化財機構の長は、旧退職手当法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

○ 海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律（平成十八年法律第九十七号）（第三百三十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（連携の強化）</p> <p>第七条 国は、国、文化遺産国際協力に係る行政法人（行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する行政法人をいう。以下同じ。）<u>、教育研究機関、民間団体等が相互に連携を図りながら協力することにより、文化遺産国際協力の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p>（人材の確保等）</p> <p>第十条 国は、文化遺産国際協力を推進するため、文化遺産国際協力に係る行政法人、教育研究機関、民間団体等と相互に緊密な連携協力を図りながら、文化遺産の保護に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>（連携の強化）</p> <p>第七条 国は、国、文化遺産国際協力に係る独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）<u>第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）</u>、教育研究機関、民間団体等が相互に連携を図りながら協力することにより、文化遺産国際協力の効果的な推進が図られることに<u>かんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p>（人材の確保等）</p> <p>第十条 国は、文化遺産国際協力を推進するため、文化遺産国際協力に係る独立行政法人、教育研究機関、民間団体等と相互に緊密な連携協力を図りながら、文化遺産の保護に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。</p>

○ 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（第三百三十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略） 2 6（略） 7 この法律において「試験研究機関等」とは、次に掲げる機関のうち研究を行うもので政令で定めるものをいう。 一 三（略） 四 行政執行法人（行政法人通則法（平成十一年法律<u>第百三十三号</u>）<u>第二条第三項</u>に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。） 8 この法律において「研究開発法人」とは、行政法人通則法<u>第二条第一項</u>に規定する行政法人（以下単に「行政法人」という。）であつて、研究開発等、研究開発であつて公募によるものに係る業務又は科学技術に関する啓発及び知識の普及に係る業務を行うものうち重要なものとして別表に掲げるものをいう。 9 10（略） 11 この法律において「研究公務員」とは、試験研究機関等に勤務する次に掲げる国家公務員をいう。 一 二（略） 三 行政執行法人に勤務する国家公務員法（昭和二十二年法律<u>第二百十号</u>）<u>第二条</u>に規定する一般職に属する職員のうち研究を行う者として政令で定める者</p>	<p>（定義） 第二条（略） 2 6（略） 7 この法律において「試験研究機関等」とは、次に掲げる機関のうち研究を行うもので政令で定めるものをいう。 一 三（略） 四 特定独立行政法人（<u>独立行政法人通則法</u>（平成十一年法律<u>第百三十三号</u>）<u>第二条第二項</u>に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。） 8 この法律において「研究開発法人」とは、独立行政法人通則法<u>第二条第一項</u>に規定する独立行政法人（以下単に「独立行政法人」という。）であつて、研究開発等、研究開発であつて公募によるものに係る業務又は科学技術に関する啓発及び知識の普及に係る業務を行うものうち重要なものとして別表に掲げるものをいう。 9 10（略） 11 この法律において「研究公務員」とは、試験研究機関等に勤務する次に掲げる国家公務員をいう。 一 二（略） 三 特定独立行政法人に勤務する国家公務員法（昭和二十二年法律<u>第二百十号</u>）<u>第二条</u>に規定する一般職に属する職員のうち研究を行う者として政令で定める者</p>

(研究公務員に関する国家公務員退職手当法の特例)
第十七条 研究公務員が、国及び行政執行法人以外の者が国(当該研究公務員が行政執行法人の職員である場合)にあっては、当該行政執行法人。以下この条において同じ。)と共同して行う研究又は国の委託を受けて行う研究(以下この項において「共同研究等」という。)に従事するため国家公務員法第五十二条第一項又は自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第四十一条の二第一項の規定により派遣された場合において、当該共同研究等への従事が当該共同研究等の効率的実施に特に資するものとして政令で定める要件に該当するときは、研究公務員に関する国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、当該派遣に係る期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。

2・3 (略)

(研究集会への参加)
第十八条 研究公務員が、科学技術に関する研究集会への参加(その準備行為その他の研究集会に関連する事務への参加を含む。)を申し出たときは、任命権者は、その参加が、研究に関する国と国以外の者との間の交流及び行政執行法人と行政執行法人以外の者との間の交流の促進に特に資するものであり、かつ、当該研究公務員の職務に密接な関連があると認められる場合には、当該研究公務員の所属する試験研究機関等の研究業務の運営に支障がない限り、その参加を承認することができる。

(行政法人への業務の移管等)

(研究公務員に関する国家公務員退職手当法の特例)
第十七条 研究公務員が、国及び特定独立行政法人以外の者が国(当該研究公務員が特定独立行政法人の職員である場合)にあっては、当該特定独立行政法人。以下この条において同じ。)と共同して行う研究又は国の委託を受けて行う研究(以下この項において「共同研究等」という。)に従事するため国家公務員法第五十二条第一項又は自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第四十一条の二第一項の規定により派遣された場合において、当該共同研究等への従事が当該共同研究等の効率的実施に特に資するものとして政令で定める要件に該当するときは、研究公務員に関する国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、当該派遣に係る期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。

2・3 (略)

(研究集会への参加)
第十八条 研究公務員が、科学技術に関する研究集会への参加(その準備行為その他の研究集会に関連する事務への参加を含む。)を申し出たときは、任命権者は、その参加が、研究に関する国と国以外の者との間の交流及び特定独立行政法人と特定独立行政法人以外の者との間の交流の促進に特に資するものであり、かつ、当該研究公務員の職務に密接な関連があると認められる場合には、当該研究公務員の所属する試験研究機関等の研究業務の運営に支障がない限り、その参加を承認することができる。

(独立行政法人への業務の移管等)

第二十七条 国は、公募型研究開発の効率的推進を図るため、その公募型研究開発に係る業務の全部又は一部を行政法人に移管することが公募型研究開発の効率的推進に資すると認めるときは、可能な限り、これを行政法人に移管するものとする。

2 公募型研究開発に係る業務を行う行政法人は、その完了までに数年度を要する公募型研究開発を委託して行わせる場合において、可能な限り、数年度にわたり研究開発を行わせる契約を受託者と締結すること等により公募型研究開発に係る資金の効率的な使用が図られるよう努めるものとする。

第四十八条 主務大臣（行政法人通則法第六十八条に規定する主務大臣をいう。以下この条において同じ。）は、同法第一条第一項に規定する個別法に基づき、主務大臣が研究開発法人に対し、必要な措置をとることを求めることができる。このほか、研究開発等に関する条約その他の国際約束を我が国が誠実に履行するため必要があると認めるとき又は災害その他非常の事態が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、国民の生命、身体若しくは財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、研究開発法人に対し、必要な措置をとることを求めることができる。

2 (略)

別表（第二条関係）

- 一 削除
- 二 国立研究開発行政法人情報通信研究機構
- 三 (略)
- 四 行政法人国立科学博物館
- 五 (略)
- 九 行政法人日本学術振興会

第二十七条 国は、公募型研究開発の効率的推進を図るため、その公募型研究開発に係る業務の全部又は一部を独立行政法人に移管することが公募型研究開発の効率的推進に資すると認めるときは、可能な限り、これを独立行政法人に移管するものとする。

2 公募型研究開発に係る業務を行う独立行政法人は、その完了までに数年度を要する公募型研究開発を委託して行わせる場合において、可能な限り、数年度にわたり研究開発を行わせる契約を受託者と締結すること等により公募型研究開発に係る資金の効率的な使用が図られるよう努めるものとする。

第四十八条 主務大臣（独立行政法人通則法第六十八条に規定する主務大臣をいう。以下この条において同じ。）は、同法第一条第一項に規定する個別法に基づき、主務大臣が研究開発法人に対し、必要な措置をとることを求めることができる。このほか、研究開発等に関する条約その他の国際約束を我が国が誠実に履行するため必要があると認めるとき又は災害その他非常の事態が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、国民の生命、身体若しくは財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、研究開発法人に対し、必要な措置をとることを求めることができる。

2 (略)

別表（第二条関係）

- 一 削除
- 二 独立行政法人情報通信研究機構
- 三 (略)
- 四 独立行政法人国立科学博物館
- 五 (略)
- 九 独立行政法人日本学術振興会

十 (略)
十一 国立研究開発行政法人宇宙航空研究開発機構
十二～二十六 (略)
二十七 国立研究開発行政法人森林総合研究所
二十八・二十九 (略)
三十 行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
三十一 国立研究開発行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
三十二～三十八 (略)

十 (略)
十一 独立行政法人宇宙航空研究開発機構
十二～二十六 (略)
二十七 独立行政法人森林総合研究所
二十八・二十九 (略)
三十 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
三十一 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
三十二～三十八 (略)

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（関係者相互の連携及び協働） 第七条 国、<u>行政法人</u>、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。</p> <p>（スポーツに関する科学的研究の推進等） 第十六条 国は、<u>医学</u>、<u>歯学</u>、<u>生理学</u>、<u>心理学</u>、<u>力学</u>等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、<u>研究体制の整備</u>、<u>国</u>、<u>行政法人</u>、<u>大学</u>、<u>スポーツ団体</u>、<u>民間事業者等</u>の間の連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（関係者相互の連携及び協働） 第七条 国、<u>独立行政法人</u>、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。</p> <p>（スポーツに関する科学的研究の推進等） 第十六条 国は、<u>医学</u>、<u>歯学</u>、<u>生理学</u>、<u>心理学</u>、<u>力学</u>等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、<u>研究体制の整備</u>、<u>国</u>、<u>独立行政法人</u>、<u>大学</u>、<u>スポーツ団体</u>、<u>民間事業者等</u>の間の連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（経過措置）</p> <p>第二条 この法律による改正後の著作権法（以下「新法」という。）第十八条第三項第一号から第三号までの規定は、前条ただし書に規定する規定の施行前に著作者が行政機関（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第二条第一項に規定する行政機関をいう。）、行政法人等（行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）第二条第一項に規定する行政法人等という。）又は地方公共団体若しくは地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）に提供した著作物でまだ公表されていないもの（その著作者の同意を得ないで公表された著作物を含む。）であつて、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号。以下この項において「公文書管理法」という。）第八条第一項若しくは第十一条第四項の規定により国立公文書館等（公文書管理法第二条第三項に規定する国立公文書館等をいう。次項において同じ。）に移管されたもの又は公文書管理条例（地方公共団体又は地方独立行政法人の保有する歴史公文書等（公文書管理法第二条第六項に規定する歴史公文書等をいう。以下この項において同じ。）の適切な保存及び利用について定める当該地方公共団体の条例をいう。以下この</p>	<p>附則</p> <p>（経過措置）</p> <p>第二条 この法律による改正後の著作権法（以下「新法」という。）第十八条第三項第一号から第三号までの規定は、前条ただし書に規定する規定の施行前に著作者が行政機関（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第二条第一項に規定する行政機関をいう。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。）又は地方公共団体若しくは地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）に提供した著作物でまだ公表されていないもの（その著作者の同意を得ないで公表された著作物を含む。）であつて、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号。以下この項において「公文書管理法」という。）第八条第一項若しくは第十一条第四項の規定により国立公文書館等（公文書管理法第二条第三項に規定する国立公文書館等をいう。次項において同じ。）に移管されたもの又は公文書管理条例（地方公共団体又は地方独立行政法人の保有する歴史公文書等（公文書管理法第二条第六項に規定する歴史公文書等をいう。以下この項において同じ。）の適切な保存及び利用について定める当該地方公共団体の条例をいう。以下この</p>

2
(略)

じ。～)に基づき地方公文書館等(歴史公文書等の適切な保存及び利用を図る施設として公文書管理条例が定める施設をいう。次項において同じ。～)に移管されたものについては、適用しない。

2
(略)

項において同じ。～)に基づき地方公文書館等(歴史公文書等の適切な保存及び利用を図る施設として公文書管理条例が定める施設をいう。次項において同じ。～)に移管されたものについては、適用しない。

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「疾病任意継続被保険者」とは、船舶所有者に使用されなくなったため、被保険者（行政法人等職員被保険者を除く。）の資格を喪失した者であつて、喪失の日の前日まで継続して二月以上被保険者（疾病任意継続被保険者又は国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）に基づく共済組合の組合員である被保険者を除く。）であつたもののうち、健康保険法（大正十一年法律第七十号）による全国健康保険協会に申し出て、継続して被保険者になつた者をいう。ただし、健康保険の被保険者（同法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者を除く。以下同じ。）又は後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条の規定による被保険者をいう。）若しくは同条各号のいずれかに該当する者であつて同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの（行政法人等職員被保険者を除く。以下「後期高齢者医療の被保険者等」と総称する。）である者は、この限りでない。</p> <p>3 この法律において「行政法人等職員被保険者」とは、国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員（中期目標行政法人（行政法人通則法（平成十一年法律第三十号）第二条第二項に規定する中期目標行政法人をいう。）のうち別表第一に掲げるもの並びに国立大</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「疾病任意継続被保険者」とは、船舶所有者に使用されなくなったため、被保険者（独立行政法人等職員被保険者を除く。）の資格を喪失した者であつて、喪失の日の前日まで継続して二月以上被保険者（疾病任意継続被保険者又は国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）に基づく共済組合の組合員である被保険者を除く。）であつたもののうち、健康保険法（大正十一年法律第七十号）による全国健康保険協会に申し出て、継続して被保険者になつた者をいう。ただし、健康保険の被保険者（同法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者を除く。以下同じ。）又は後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条の規定による被保険者をいう。）若しくは同条各号のいずれかに該当する者であつて同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの（独立行政法人等職員被保険者を除く。以下「後期高齢者医療の被保険者等」と総称する。）である者は、この限りでない。</p> <p>3 この法律において「独立行政法人等職員被保険者」とは、国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員（特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三十号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。）以外の独立行政法人（同条第一項</p>

学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人に常時勤務することを要する者（同表に掲げる法人に常時勤務することを要しない者で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。）を除く。）である被保険者（疾病任意継続被保険者を除く。）をいう。

4 5 9 （略）

（行政法人等職員被保険者に対する給付）
第三十二条 行政法人等職員被保険者については、第二十九条第一項（第一号（第五十三条第四項の規定により同条第一項第六号に掲げる給付が行われる場合に限る。）を除く。）及び第三十条に規定する保険給付は行わないものとする。

（保険料額）

第一百六条 （略）

2 前項の規定にかかわらず、行政法人等職員被保険者に関する保険料額は、一般保険料額とする。

3 4 （略）

（一般保険料率）

第二百二十条 （略）

2 前項の規定にかかわらず、後期高齢者医療の被保険者等である被保険者及び行政法人等職員被保険者にあつては、一般保険料率は、災害保健福祉保険料率のみとする。

（災害保健福祉保険料率）

に規定する独立行政法人をいう。）のうち別表第一に掲げるもの並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人に常時勤務することを要する者（同表に掲げる法人に常時勤務することを要しない者で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。）に限る。）である被保険者（疾病任意継続被保険者を除く。）をいう。

4 5 9 （略）

（独立行政法人等職員被保険者に対する給付）
第三十二条 独立行政法人等職員被保険者については、第二十九条第一項（第一号（第五十三条第四項の規定により同条第一項第六号に掲げる給付が行われる場合に限る。）を除く。）及び第三十条に規定する保険給付は行わないものとする。

（保険料額）

第一百六条 （略）

2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人等職員被保険者に関する保険料額は、一般保険料額とする。

3 4 （略）

（一般保険料率）

第二百二十条 （略）

2 前項の規定にかかわらず、後期高齢者医療の被保険者等である被保険者及び独立行政法人等職員被保険者にあつては、一般保険料率は、災害保健福祉保険料率のみとする。

（災害保健福祉保険料率）

第二百二十二条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、行政法人等職員被保険者に係る災害保健福祉保険料率の算定については、同項各号に掲げる額（同項第二号に掲げる額については下船後の療養補償に相当する療養の給付に要する費用の額を除き、同項第三号に掲げる額については特定健康診査等に要する費用の額を除く。）に照らし、協会が政令で定めるところにより算定し、決定するものとする。

5・6 (略)

(保険料の負担区分)

第二百二十五条 被保険者（疾病任意継続被保険者、行政法人等職員被保険者及び後期高齢者医療の被保険者等である被保険者を除く。以下この項において同じ。）は、第十六条第一項各号に掲げる保険料額のうち次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額を負担し、被保険者を使用する船舶所有者は同項各号に掲げる保険料額のうち当該被保険者が負担する額を除いた額を負担する。

一・二 (略)

2 (略)

3 行政法人等職員被保険者については、船舶所有者が第十六条第二項に規定する保険料額の全額を負担する。

4 (略)

(共済組合に関する特例)

第四百十九条 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員（行政法人等職員被保険者を除く。以下この条及び次条において「組

第二百二十二条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、独立行政法人等職員被保険者に係る災害保健福祉保険料率の算定については、同項各号に掲げる額（同項第二号に掲げる額については下船後の療養補償に相当する療養の給付に要する費用の額を除き、同項第三号に掲げる額については特定健康診査等に要する費用の額を除く。）に照らし、協会が政令で定めるところにより算定し、決定するものとする。

5・6 (略)

(保険料の負担区分)

第二百二十五条 被保険者（疾病任意継続被保険者、独立行政法人等職員被保険者及び後期高齢者医療の被保険者等である被保険者を除く。以下この項において同じ。）は、第十六条第一項各号に掲げる保険料額のうち次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額を負担し、被保険者を使用する船舶所有者は同項各号に掲げる保険料額のうち当該被保険者が負担する額を除いた額を負担する。

一・二 (略)

2 (略)

3 独立行政法人等職員被保険者については、船舶所有者が第十六条第二項に規定する保険料額の全額を負担する。

4 (略)

(共済組合に関する特例)

第四百十九条 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員（独立行政法人等職員被保険者を除く。以下この条及び次条において

「組合員」という。)である被保険者に対しては、この法律による保険給付は行わない。

2
4 (略)

附 則

(日本郵政共済組合に関する経過措置)

第二条 当分の間、行政法人等職員被保険者には、国家公務員共済組合法附則第二十条の四に規定する日本郵政共済組合の組合員である被保険者を含むものとする。

第九条 協会は、雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の属する月分以後の保険料に係る疾病保険料率について、当分の間、第二百五条第一項の規定にかかわらず、第二百二十四条に規定する準備金の額(船員保険事業に要する費用の支出に備えるため必要な額として政令で定めるところにより算定した額を除く。)及び被保険者(後期高齢者医療の被保険者等及び行政法人等職員被保険者を除く。以下この条において同じ。)の数の動向並びに職務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関する保険給付に要する費用の予想額等を勘案し、被保険者の負担を軽減するため必要があると認めるときは、期間を定めて、疾病保険料率から政令で定める範囲内において協会が定める率(以下「控除率」という。)を控除することができる。この場合において、第二百二十条第一項中「疾病保険料率」とあるのは「疾病保険料率から附則第九条第一項に規定する控除率を控除した率」と、第二百五条第一項第一号及び第二号中「疾病保険料率」とあるのは「疾病保険料率から附則第九条第一項に規

「組合員」という。)である被保険者に対しては、この法律による保険給付は行わない。

2
4 (略)

附 則

(日本郵政共済組合に関する経過措置)

第二条 当分の間、独立行政法人等職員被保険者には、国家公務員共済組合法附則第二十条の四に規定する日本郵政共済組合の組合員である被保険者を含むものとする。

第九条 協会は、雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の属する月分以後の保険料に係る疾病保険料率について、当分の間、第二百五条第一項の規定にかかわらず、第二百二十四条に規定する準備金の額(船員保険事業に要する費用の支出に備えるため必要な額として政令で定めるところにより算定した額を除く。)及び被保険者(後期高齢者医療の被保険者等及び独立行政法人等職員被保険者を除く。以下この条において同じ。)の数の動向並びに職務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関する保険給付に要する費用の予想額等を勘案し、被保険者の負担を軽減するため必要があると認めるときは、期間を定めて、疾病保険料率から政令で定める範囲内において協会が定める率(以下「控除率」という。)を控除することができる。この場合において、第二百二十条第一項中「疾病保険料率」とあるのは「疾病保険料率から附則第九条第一項に規定する控除率を控除した率」と、第二百五条第一項第一号及び第二号中「疾病保険料率」とあるのは「疾病保険料率から附則第九条第一項

定する控除率に二を乗じて得た率を控除した率」と読み替えるものとする。

2 (略)

別表第一(第二条関係)

名称	根拠法
国立研究開発行政法人情報通信研究機構	国立研究開発行政法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第百六十二号)
(略)	(略)
行政法人国立特別支援教育総合研究所	行政法人国立特別支援教育総合研究所法(平成十一年法律第百六十五号)
(略)	(略)
行政法人国立青少年教育振興機構	行政法人国立青少年教育振興機構法(平成十一年法律第百六十七号)
行政法人国立女性教育会館	行政法人国立女性教育会館法(平成十一年法律第百六十八号)
行政法人国立科学博物館	行政法人国立科学博物館法(平成十一年法律第百七十二号)
(略)	(略)
国立研究開発行政法人森林総合研究所	国立研究開発行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第百九十八号)

に規定する控除率に二を乗じて得た率を控除した率」と読み替えるものとする。

2 (略)

別表第一(第二条関係)

名称	根拠法
独立行政法人情報通信研究機構	独立行政法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第百六十二号)
(略)	(略)
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法(平成十一年法律第百六十五号)
(略)	(略)
独立行政法人国立青少年教育振興機構	独立行政法人国立青少年教育振興機構法(平成十一年法律第百六十七号)
独立行政法人国立女性教育会館	独立行政法人国立女性教育会館法(平成十一年法律第百六十八号)
独立行政法人国立科学博物館	独立行政法人国立科学博物館法(平成十一年法律第百七十二号)
(略)	(略)
独立行政法人森林総合研究所	独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第百九十八号)

(略)	行政法人工業所有權情報・研修館	(略)	行政法人航空大学校	(略)	行政法人国立高等専門学校機構	(略)
(略)	行政法人工業所有權情報・研修館法（平成十一年法律第二百一十号）	(略)	行政法人航空大学校法（平成十一年法律第二百十五号）	(略)	行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第一百十三号）	(略)
(略)	独立行政法人工業所有權情報・研修館	(略)	独立行政法人航空大学校	(略)	独立行政法人国立高等専門学校機構	(略)
(略)	独立行政法人工業所有權情報・研修館法（平成十一年法律第二百一十号）	(略)	独立行政法人航空大学校法（平成十一年法律第二百十五号）	(略)	独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第一百十三号）	(略)

○ 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（第三百三十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>② 第十二条の五（略） 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、年金たる保険給付を受ける権利を行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）の定めるところにより行政法人福祉医療機構に担保に供する場合は、この限りでない。</p>	<p>② 第十二条の五（略） 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、年金たる保険給付を受ける権利を独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）の定めるところにより独立行政法人福祉医療機構に担保に供する場合は、この限りでない。</p>

○ 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）（第三百三十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十五条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 基金は、前二項に定める業務の遂行に支障のない範囲内で、<u>国、都道府県、市町村又は行政法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する行政法人をいう。以下同じ。）</u>の委託を受けて、<u>国、都道府県、市町村又は行政法人</u>が行う医療に関する給付であつて厚生労働大臣の定めるものについて医療機関が請求することができる費用の額の審査及び支払に関する事務を行うことができる。</p> <p>4 基金は、前三項の業務を行う場合には、定款の定めるところにより、<u>保険者、国、都道府県、市町村若しくは行政法人又は厚生労働大臣若しくは都道府県知事</u>とそれぞれ契約を締結するものとする。</p> <p>5 （略）</p>	<p>第十五条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 基金は、前二項に定める業務の遂行に支障のない範囲内で、<u>国、都道府県、市町村又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）</u>の委託を受けて、<u>国、都道府県、市町村又は独立行政法人</u>が行う医療に関する給付であつて厚生労働大臣の定めるものについて医療機関が請求することができる費用の額の審査及び支払に関する事務を行うことができる。</p> <p>4 基金は、前三項の業務を行う場合には、定款の定めるところにより、<u>保険者、国、都道府県、市町村若しくは独立行政法人又は厚生労働大臣若しくは都道府県知事</u>とそれぞれ契約を締結するものとする。</p> <p>5 （略）</p>

○ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（第三百三十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第七條の二（略） 2 6（略） 7 行政法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三 号）<u>第二条第一項に規定する行政法人をいう。</u>）のう ち政令で定めるものは、病院を開設し、若しくはその 開設した病院につき病床数を増加させ、若しくは病床 の種別を変更し、又は診療所に病床を設け、若しくは 診療所の病床数を増加させ、若しくは病床の種別を 更しようとするときは、あらかじめ、その計画に関し 、厚生労働大臣に協議（政令で定める場合は、通 知）をしなければならぬ。その計画を変更しよう するときも、同様とする。</p>	<p>第七條の二（略） 2 6（略） 7 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法 律第百三号）<u>第二条第一項に規定する独立行政法人を いう。</u>）のうち政令で定めるものは、病院を開設し、 若しくはその開設した病院につき病床数を増加させ、 若しくは病床の種別を変更し、又は診療所に病床を設 け、若しくは診療所の病床数を増加させ、若しくは病 床の種別を更しようとするときは、あらかじめ、そ の計画に関し、厚生労働大臣に協議（政令で定め る場合は、通知）をしなければならぬ。その計画を 変更しようとするときも、同様とする。</p>

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）（第百三十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（一種病原体等の所持の禁止）</p> <p>第五十六条の三（略）</p> <p>2 前項第一号の特定一種病原体等所持者とは、国又は行政法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する行政法人をいう。）その他の政令で定める法人であつて特定一種病原体等の種類ごとに当該特定一種病原体等を適切に所持できるものとして厚生労働大臣が指定した者をいう。</p>	<p>（一種病原体等の所持の禁止）</p> <p>第五十六条の三（略）</p> <p>2 前項第一号の特定一種病原体等所持者とは、国又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）その他の政令で定める法人であつて特定一種病原体等の種類ごとに当該特定一種病原体等を適切に所持できるものとして厚生労働大臣が指定した者をいう。</p>

○ 身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）（第三百三十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国等が管理する施設における身体障害者補助犬の同伴等）</p> <p>第七条 国等（国及び地方公共団体並びに行政法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する行政法人をいう。）、特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四条第二項第十二号の規定の適用を受けるものをいう。）その他の政令で定める公共法人をいう。以下同じ。）は、その管理する施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬（第十二条第一項に規定する表示をしたものに限る。以下この項及び次項並びに次条から第十条までにおいて同じ。）を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>（国等が管理する施設における身体障害者補助犬の同伴等）</p> <p>第七条 国等（国及び地方公共団体並びに独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四条第二項第十二号の規定の適用を受けるものをいう。）その他の政令で定める公共法人をいう。以下同じ。）は、その管理する施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬（第十二条第一項に規定する表示をしたものに限る。以下この項及び次項並びに次条から第十条までにおいて同じ。）を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>2・3 (略)</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;">行政執行法人の労働関係に関する法律</p> <p>（目的及び関係者の義務）</p> <p>第一条 この法律は、行政執行法人の職員の労働条件に関する苦情又は紛争の友好的かつ平和的調整を図るよう<u>に団体交渉の慣行と手続とを確立することによつて</u>、行政執行法人の正常な運営を最大限に確保し、もつて公共の福祉を増進し、擁護することを目的とする。</p> <p>2 国家の経済と国民の福祉に対する行政執行法人の重要性に鑑み、この法律で定める手続に関する関係者は、経済的紛争をできるだけ防止し、かつ、主張の不一致を友好的に調整するために、最大限の努力を尽くさなければならない。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 行政執行法人 行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第三項に規定する行政執行法人をいう。</p> <p>二 職員 行政執行法人に勤務する一般職に属する国家公務員をいう。</p> <p>（労働組合法との関係等）</p> <p>第三条 職員に関する労働関係については、この法律の定めるところにより、この法律に定めのないものにつ</p>	<p style="text-align: center;">特定独立行政法人の労働関係に関する法律</p> <p>（目的及び関係者の義務）</p> <p>第一条 この法律は、特定独立行政法人の職員の労働条件に関する苦情又は紛争の友好的かつ平和的調整を図るよう<u>に団体交渉の慣行と手続とを確立することによつて</u>、特定独立行政法人の正常な運営を最大限に確保し、もつて公共の福祉を増進し、擁護することを目的とする。</p> <p>2 国家の経済と国民の福祉に対する特定独立行政法人の重要性に鑑み、この法律で定める手続に関する関係者は、経済的紛争をできるだけ防止し、かつ、主張の不一致を友好的に調整するために、最大限の努力を尽くさなければならない。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 特定独立行政法人 独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。</p> <p>二 職員 特定独立行政法人に勤務する一般職に属する国家公務員をいう。</p> <p>（労働組合法との関係等）</p> <p>第三条 職員に関する労働関係については、この法律の定めるところにより、この法律に定めのないものにつ</p>

いては、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号。第五条第二項第八号、第七条第一号ただし書、第八条、第十八条、第二十四条の二第一項及び第二項、第二十七条の十三第二項、第二十八条、第三十一条並びに第三十二条の規定を除く。）の定めるところによる。この場合において、同法第六条中「労働組合の代表者又は労働組合の委任を受けた者」とあり、及び同法第七条第二号中「使用者が雇用する労働者の代表者」とあるのは「労働組合を代表する交渉委員」と、同法第四号中「労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）による労働争議の調整」とあるのは「行政執行法人の労働関係に関する法律による紛争の調整」と読み替えるものとする。

2・3（略）

（職員の団結権）

第四条（略）

2・3（略）

4 行政執行法人は、職を新設し、変更し、又は廃止したときは、速やかにその旨を委員会に通知しなければならない。

5（略）

（組合のための職員の行為の制限）

第七条 職員は、組合の業務に専ら従事することができない。ただし、行政執行法人の許可を受けて、組合の役員として専ら従事する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の許可は、行政執行法人が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える場合においては、行政執行法人は、その許可の有効期間を定めるものとする。

いては、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号。第五条第二項第八号、第七条第一号ただし書、第八条、第十八条、第二十四条の二第一項及び第二項、第二十七条の十三第二項、第二十八条、第三十一条並びに第三十二条の規定を除く。）の定めるところによる。この場合において、同法第六条中「労働組合の代表者又は労働組合の委任を受けた者」とあり、及び同法第七条第二号中「使用者が雇用する労働者の代表者」とあるのは「労働組合を代表する交渉委員」と、同法第四号中「労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）による労働争議の調整」とあるのは「特定独立行政法人の労働関係に関する法律による紛争の調整」と読み替えるものとする。

2・3（略）

（職員の団結権）

第四条（略）

2・3（略）

4 特定独立行政法人は、職を新設し、変更し、又は廃止したときは、速やかにその旨を委員会に通知しなければならない。

5（略）

（組合のための職員の行為の制限）

第七条 職員は、組合の業務に専ら従事することができない。ただし、特定独立行政法人の許可を受けて、組合の役員として専ら従事する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の許可は、特定独立行政法人が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える場合においては、特定独立行政法人は、その許可の有効期間を定めるものとする。

35 (略)

(団体交渉の範囲)

第八条 第十一条及び第十二条第二項に規定するもののほか、職員に関する次に掲げる事項は、団体交渉の対象とし、これに関し労働協約を締結することができる。ただし、行政執行法人の管理及び運営に関する事項は、団体交渉の対象とすることができない。

一、四 (略)

(交渉委員等)

第九条 行政執行法人と組合との団体交渉は、専ら、行政執行法人を代表する交渉委員と組合を代表する交渉委員とにより行う。

第十条 行政執行法人を代表する交渉委員は当該行政執行法人が、組合を代表する交渉委員は当該組合が指名する。

2 行政執行法人及び組合は、交渉委員を指名したときは、その名簿を相手方に提示しなければならない。

(苦情処理)

第十二条 行政執行法人及び組合は、職員の苦情を適当に解決するため、行政執行法人を代表する者及び職員を代表する者各同数をもつて構成する苦情処理共同調整会議を設けなければならない。

2 (略)

(争議行為の禁止)

第十七条 職員及び組合は、行政執行法人に対して同盟罷業、怠業、その他業務の正常な運営を阻害する一切

35 (略)

(団体交渉の範囲)

第八条 第十一条及び第十二条第二項に規定するもののほか、職員に関する次に掲げる事項は、団体交渉の対象とし、これに関し労働協約を締結することができる。ただし、特定独立行政法人の管理及び運営に関する事項は、団体交渉の対象とすることができない。

一、四 (略)

(交渉委員等)

第九条 特定独立行政法人と組合との団体交渉は、専ら、特定独立行政法人を代表する交渉委員と組合を代表する交渉委員とにより行う。

第十条 特定独立行政法人を代表する交渉委員は当該特定独立行政法人が、組合を代表する交渉委員は当該組合が指名する。

2 特定独立行政法人及び組合は、交渉委員を指名したときは、その名簿を相手方に提示しなければならない。

(苦情処理)

第十二条 特定独立行政法人及び組合は、職員の苦情を適当に解決するため、特定独立行政法人を代表する者及び職員を代表する者各同数をもつて構成する苦情処理共同調整会議を設けなければならない。

2 (略)

(争議行為の禁止)

第十七条 職員及び組合は、特定独立行政法人に対して同盟罷業、怠業、その他業務の正常な運営を阻害する

の行為をすることができない。また、職員並びに組合の組合員及び役員は、このような禁止された行為を共謀し、唆し、又はあおつてはならない。

2 行政執行法人は、作業所閉鎖をしてはならない。

(あつせん)

第二十六条 委員会は、行政執行法人とその職員との間に発生した紛争について、関係当事者の双方若しくは一方の申請又は委員会の決議により、あつせんを行うことができる。

2 5 (略)

(調停委員会)

第二十九条 調停委員会は、公益を代表する調停委員、行政執行法人を代表する調停委員及び職員を代表する調停委員各三人以内で組織する。ただし、行政執行法人を代表する調停委員と職員を代表する調停委員とは、同数でなければならない。

2 公益を代表する調停委員は国家公務員担当公益委員のうちから、行政執行法人を代表する調停委員は国家公務員担当使用者委員のうちから、職員を代表する調停委員は国家公務員担当労働者委員のうちから、委員会の会長が指名する。

3 5 (略)

(委員会の裁定)

第三十五条 行政執行法人とその職員との間に発生した紛争に係る委員会の裁定に対しては、当事者は、双方とも最終的決定としてこれに服従しなければならない。

2 政府は、行政執行法人がその職員との間に発生した

一切の行為をすることができない。また、職員並びに組合の組合員及び役員は、このような禁止された行為を共謀し、唆し、又はあおつてはならない。

2 特定独立行政法人は、作業所閉鎖をしてはならない。

(あつせん)

第二十六条 委員会は、特定独立行政法人とその職員との間に発生した紛争について、関係当事者の双方若しくは一方の申請又は委員会の決議により、あつせんを行うことができる。

2 5 (略)

(調停委員会)

第二十九条 調停委員会は、公益を代表する調停委員、特定独立行政法人を代表する調停委員及び職員を代表する調停委員各三人以内で組織する。ただし、特定独立行政法人を代表する調停委員と職員を代表する調停委員とは、同数でなければならない。

2 公益を代表する調停委員は国家公務員担当公益委員のうちから、特定独立行政法人を代表する調停委員は国家公務員担当使用者委員のうちから、職員を代表する調停委員は国家公務員担当労働者委員のうちから、委員会の会長が指名する。

3 5 (略)

(委員会の裁定)

第三十五条 特定独立行政法人とその職員との間に発生した紛争に係る委員会の裁定に対しては、当事者は、双方とも最終的決定としてこれに服従しなければならない。

2 政府は、特定独立行政法人がその職員との間に発生

紛争に係る委員会の裁定を実施した結果、その事務及び事業の実施に著しい支障が生ずることのないように、できる限り努力しなければならない。

(主務大臣)

第三十六条 第二十七条第五号及び第三十三条第五号に規定する主務大臣は、厚生労働大臣及び行政執行法人を所管する大臣(当該調停又は仲裁に係る行政執行法人を所管する大臣に限る。)とする。

(他の法律の適用除外)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 行政執行法人及び職員に係る処分であつて第三条第一項の規定により読み替えられた労働組合法第七条各号に該当するものについては、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることができない。

附 則

1・2 (略)

3 第七条の規定の適用については、行政執行法人の運営の実態に鑑み、労働関係の適正化を促進し、もつて行政執行法人の効率的な運営に資するため、当分の間、同条第三項中「五年」とあるのは、「七年以下の範囲内で労働協約で定める期間」とする。

した紛争に係る委員会の裁定を実施した結果、その事務及び事業の実施に著しい支障が生ずることのないように、できる限り努力しなければならない。

(主務大臣)

第三十六条 第二十七条第五号及び第三十三条第五号に規定する主務大臣は、厚生労働大臣及び特定独立行政法人を所管する大臣(当該調停又は仲裁に係る特定独立行政法人を所管する大臣に限る。)とする。

(他の法律の適用除外)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 特定独立行政法人及び職員に係る処分であつて第三条第一項の規定により読み替えられた労働組合法第七条各号に該当するものについては、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることができない。

附 則

1・2 (略)

3 第七条の規定の適用については、特定独立行政法人の運営の実態に鑑み、労働関係の適正化を促進し、もつて特定独立行政法人の効率的な運営に資するため、当分の間、同条第三項中「五年」とあるのは、「七年以下の範囲内で労働協約で定める期間」とする。

改正案	現行
<p>（委員の任命等）</p> <p>第十九条の三（略）</p> <p>2 使用者委員は使用者団体の推薦（使用者委員のうち七人については、各省各庁の長（内閣総理大臣、各省大臣及び会計検査院長並びに宮内庁長官及び各外局長をいう。）、最高裁判所又は行政執行法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第三項に規定する行政執行法人をいう。以下この項、次条第二項第四号及び第十九条の十第一項において同じ。）の推薦）に基づいて、労働者委員は労働組合又は国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第号）第五条第七項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する認証された労働組合の推薦（労働者委員のうち七人については、同条第七項に規定する認証された労働組合又は行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号に規定する職員（以下この章において「行政執行法人職員」という。）が結成し、若しくは加入する労働組合の推薦）に基づいて、公益委員は厚生労働大臣が使用者委員及び労働者委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>3 6（略）</p> <p>（委員の欠格条項）</p>	<p>（委員の任命等）</p> <p>第十九条の三（略）</p> <p>2 使用者委員は使用者団体の推薦（使用者委員のうち七人については、各省各庁の長（内閣総理大臣、各省大臣及び会計検査院長並びに宮内庁長官及び各外局長をいう。）、最高裁判所又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この項、次条第二項第四号及び第十九条の十第一項において同じ。）の推薦）に基づいて、労働者委員は労働組合又は国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第号）第五条第七項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する認証された労働組合の推薦（労働者委員のうち七人については、同条第七項に規定する認証された労働組合又は特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号に規定する職員（以下この章において「特定独立行政法人職員」という。）が結成し、若しくは加入する労働組合の推薦）に基づいて、公益委員は厚生労働大臣が使用者委員及び労働者委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>3 6（略）</p> <p>（委員の欠格条項）</p>

第十九条の四 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、公益委員となることができない。

一 三 (略)

四 行政執行法人の役員、行政執行法人職員又は行政執行法人職員が結成し、若しくは加入する労働組合の組合員若しくは役員

(地方調整委員)

第十九条の十 中央労働委員会に、国家公務員の労働関係に関する法律第三十一条(裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。)に規定する関係当事者間に発生した紛争であつて国家公務員の労働関係に関する法律第十三条(裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。)の規定に基づいて団体協約を締結することができない事項に係るもの、行政執行法人とその行政執行法人職員との間に発生した紛争その他の事件で地方において中央労働委員会が処理すべきものとして政令で定めるものに係るあつせん若しくは調停又は第二十四条の二第五項若しくは国家公務員の労働関係に関する法律第二十一条(裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。)の規定による手続に参加させるため、使用者、労働者及び公益をそれぞれ代表する地方調整委員を置く。

2・3 (略)

(公益委員のみで行う権限)

第二十四条 (略)

2 中央労働委員会は、常勤の公益委員に、中央労働委員会に係属している事件に関するものほか、行政執行法人職員の労働関係の状況その他中央労働委員会の事務を処理するために必要と認める事項の調査を行わ

第十九条の四 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、公益委員となることができない。

一 三 (略)

四 特定独立行政法人の役員、特定独立行政法人職員又は特定独立行政法人職員が結成し、若しくは加入する労働組合の組合員若しくは役員

(地方調整委員)

第十九条の十 中央労働委員会に、国家公務員の労働関係に関する法律第三十一条(裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。)に規定する関係当事者間に発生した紛争であつて国家公務員の労働関係に関する法律第十三条(裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。)の規定に基づいて団体協約を締結することができない事項に係るもの、特定独立行政法人とその特定独立行政法人職員との間に発生した紛争その他の事件で地方において中央労働委員会が処理すべきものとして政令で定めるものに係るあつせん若しくは調停又は第二十四条の二第五項若しくは国家公務員の労働関係に関する法律第二十一条(裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。)の規定による手続に参加させるため、使用者、労働者及び公益をそれぞれ代表する地方調整委員を置く。

2・3 (略)

(公益委員のみで行う権限)

第二十四条 (略)

2 中央労働委員会は、常勤の公益委員に、中央労働委員会に係属している事件に関するものほか、特定独立行政法人職員の労働関係の状況その他中央労働委員会の事務を処理するために必要と認める事項の調査を行

せることができる。

(中央労働委員会の管轄等)

第二十五条 中央労働委員会は、行政執行法人職員の労働関係に係る事件のあつせん、調停、仲裁及び処分(行政執行法人職員が結成し、又は加入する労働組合に関する第五条第一項及び第十一条第一項の規定による処分については、政令で定めるものに限る。)について、専属的に管轄するほか、二以上の都道府県にわたり、又は全国的に重要な問題に係る事件のあつせん、調停、仲裁及び処分について、優先して管轄する。

2
(略)

行わせることができる。

(中央労働委員会の管轄等)

第二十五条 中央労働委員会は、特定独立行政法人職員の労働関係に係る事件のあつせん、調停、仲裁及び処分(特定独立行政法人職員が結成し、又は加入する労働組合に関する第五条第一項及び第十一条第一項の規定による処分については、政令で定めるものに限る。)について、専属的に管轄するほか、二以上の都道府県にわたり、又は全国的に重要な問題に係る事件のあつせん、調停、仲裁及び処分について、優先して管轄する。

2
(略)

改正案	現行
<p>（保護の実施機関についての特例） 第八十四条の三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この条において「障害者支援施設」という。）に入所している者、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号の規定により障害者支援施設若しくは行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下この条において「のぞみの園」という。）に入所している者、老人福祉法第十一条第一項第一号の規定により養護老人ホームに入所し、若しくは同項第二号の規定により特別養護老人ホームに入所している者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給を受けて障害者支援施設、のぞみの園若しくは同法第五条第一項の厚生労働省令で定める施設に入所している者に対する保護については、その者がこれらの施設に引き続き入所している間は、その者は、第三十条第一項ただし書の規定により入所しているものとみなして、第十九条第三項の規定を適用する。</p>	<p>（保護の実施機関についての特例） 第八十四条の三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この条において「障害者支援施設」という。）に入所している者、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号の規定により障害者支援施設若しくは行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下この条において「のぞみの園」という。）に入所している者、老人福祉法第十一条第一項第一号の規定により養護老人ホームに入所し、若しくは同項第二号の規定により特別養護老人ホームに入所している者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給を受けて障害者支援施設、のぞみの園若しくは同法第五条第一項の厚生労働省令で定める施設に入所している者に対する保護については、その者がこれらの施設に引き続き入所している間は、その者は、第三十条第一項ただし書の規定により入所しているものとみなして、第十九条第三項の規定を適用する。</p>

改正案	現行
<p>2・3 五・六（略）</p> <p>（病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特例） 第一百六条の二 次の各号に掲げる入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、当該各号に規定する病院、診療所又は施設（以下この条において「病院等」という。）の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該病院等に入院等をした際他の市町村（当該病院等が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第五条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。ただし、二以上の病院等に継続して入院等をしている被保険者であつて、現に入院等をしている病院等（以下この条において「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしてい た病院等（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保険者」という。）については、この限りでない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号の規定により行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設への入所</p>	<p>2・3 五・六（略）</p> <p>（病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特例） 第一百六条の二 次の各号に掲げる入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、当該各号に規定する病院、診療所又は施設（以下この条において「病院等」という。）の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該病院等に入院等をした際他の市町村（当該病院等が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第五条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。ただし、二以上の病院等に継続して入院等をしている被保険者であつて、現に入院等をしている病院等（以下この条において「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしてい た病院等（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保険者」という。）については、この限りでない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設への入所</p>



改正案	現行
<p>（更生援護の実施者）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等（次項、第十五条の四及び第十六条第一項第二号において「介護給付費等」という。）の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）又は行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号の規定により行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみ保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により入所している知的障害者（以下この項において「特定施設入所知的障害者」という。））については、その者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設、障害者支援施設、のぞみの園又は生活保護法第三十条第一項ただし書に規定する施設（以下この条において「特定施設」という。）への入所前に有した居住地（継続して二以上の特定施設に入所している特定施設入所知的障害者（以下この項において「継続入所知的障害者」と</p>	<p>（更生援護の実施者）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等（次項、第十五条の四及び第十六条第一項第二号において「介護給付費等」という。）の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）<u>第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみ保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により入所している知的障害者（以下この項において「特定施設入所知的障害者」という。））については、その者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設、障害者支援施設、のぞみの園又は生活保護法第三十条第一項ただし書に規定する施設（以下この条において「特定施設」という。）への入所前に有した居住地（継続して二以上の特定施設に入所している特定施設入所知的障害者（以下この項において「継続入所知的障</u></p>

3
く
7

(略)

いう。) については、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地)の市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。ただし、特定施設への入所前に居住地を有しないか、又は明らかでなかつた特定施設入所知的障害者については、入所前におけるその者の所在地(継続入所知的障害者については、最初に入所した特定施設への入所前に有した所在地)の市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。

3
く
7

(略)

「害者」という。) については、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地)の市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。ただし、特定施設への入所前に居住地を有しないか、又は明らかでなかつた特定施設入所知的障害者については、入所前におけるその者の所在地(継続入所知的障害者については、最初に入所した特定施設への入所前に有した所在地)の市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。

改正案	現行
<p>（病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特例） 第五十五条 次の各号に掲げる入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、当該各号に規定する病院、診療所又は施設（以下この条において「病院等」という。）の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該病院等に入院等をした際他の後期高齢者医療広域連合（当該病院等が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第五十条の規定にかかわらず、当該他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。ただし、二以上の病院等に継続して入院等をしている被保険者であつて、現に入院等をしている病院等（以下この条において「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしていた病院等（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保険者」という。）については、この限りでない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号の規定により行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設への入所</p>	<p>（病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特例） 第五十五条 次の各号に掲げる入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、当該各号に規定する病院、診療所又は施設（以下この条において「病院等」という。）の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該病院等に入院等をした際他の後期高齢者医療広域連合（当該病院等が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第五十条の規定にかかわらず、当該他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。ただし、二以上の病院等に継続して入院等をしている被保険者であつて、現に入院等をしている病院等（以下この条において「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしていた病院等（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保険者」という。）については、この限りでない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号の規定により行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設への入所</p>

2 · 四 · 三 · 五
(略) (略)

2 · 四 · 三 · 五
(略) (略)

○ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）（第四百四十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二条（略） 2・3（略） 4 この法律において「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）若しくは行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号の規定により行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）（以下「障害者福祉施設」という。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業、同条第十六項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業、同条第二十四項に規定する移動支援事業、同条第二十五項に規定する地域活動支援センターを営营する事業若しくは同条第二十六項に規定する福祉ホームを営营する事業その他厚生労働省令で定める事業（以下「障害福祉サービス事業等」という。）に係る業務に従事する者をいう。</p>	<p>第二条（略） 2・3（略） 4 この法律において「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）（以下「障害者福祉施設」という。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業、同条第十六項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業、同条第二十四項に規定する移動支援事業、同条第二十五項に規定する地域活動支援センターを営营する事業若しくは同条第二十六項に規定する福祉ホームを営营する事業その他厚生労働省令で定める事業（以下「障害福祉サービス事業等」という。）に係る業務に従事する者をいう。</p>
5 5 8 （略）	5 5 8 （略）

○ 日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）（第四百四十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（社会福祉事業の経営） 第三十五条（略）</p> <p>2 日本赤十字社が前項の規定により社会福祉事業を営む（社会福祉事業）の場合においては、社会福祉法第七章（社会福祉事業）の規定及びこれに係る罰則並びに行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）の適用については、日本赤十字社は、社会福祉法人とみなす。</p>	<p>（社会福祉事業の経営） 第三十五条（略）</p> <p>2 日本赤十字社が前項の規定により社会福祉事業を営む（社会福祉事業）の場合においては、社会福祉法第七章（社会福祉事業）の規定及びこれに係る罰則並びに独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）の適用については、日本赤十字社は、社会福祉法人とみなす。</p>

○ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）（第四百四十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（受給権の保護等） 第四条（略） 2 前項の規定にかかわらず、保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給を受ける権利は、それぞれ当該保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の計算の基礎となる厚生年金保険法による保険給付又は国民年金法による給付の受給権とみなして、行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）第十二条第一項第十二号の規定を適用する。</p>	<p>（受給権の保護等） 第四条（略） 2 前項の規定にかかわらず、保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給を受ける権利は、それぞれ当該保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の計算の基礎となる厚生年金保険法による保険給付又は国民年金法による給付の受給権とみなして、<u>行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）第十二条第一項第十二号の規定を適用する。</u></p>

改正案	現行
<p>第七十九条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 政府は、行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十二条第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けを、行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。</p> <p>附則</p> <p>（行政法人福祉医療機構による債権の管理及び回収の業務等）</p> <p>第二十九条の二 政府は、厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため、行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第一項に規定する債権の管理及び回収の業務を、年金積立金管理運用独立行政法人法附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第十二条第一項に規定する債権の回収が終了するまでの間、行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。</p> <p>2 政府は、厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため、行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第三項の規定による教育資金の貸付けのあつせんを行う業務を、同項に規定する別に法律で定める日までの間、行うことができる。この場合において、政府は、当該業務を行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。</p>	<p>第七十九条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 政府は、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十二条第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けを、独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。</p> <p>附則</p> <p>（独立行政法人福祉医療機構による債権の管理及び回収の業務等）</p> <p>第二十九条の二 政府は、厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため、独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第一項に規定する債権の管理及び回収の業務を、年金積立金管理運用独立行政法人法附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第十二条第一項に規定する債権の回収が終了するまでの間、独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。</p> <p>2 政府は、厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため、独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第三項の規定による教育資金の貸付けのあつせんを行う業務を、同項に規定する別に法律で定める日までの間、行うことができる。この場合において、政府は、当該業務を独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。</p>

改正案	現行
<p>第七十四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 政府は、行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）第十二条第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けを、行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。</p> <p>附則</p> <p>（行政法人福祉医療機構による債権の管理及び回収の業務等）</p> <p>第九条の五 政府は、国民年金事業の円滑な実施を図るため、行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第一項に規定する債権の管理及び回収の業務を、年金積立金管理運用独立行政法人法附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第十二条第一項に規定する債権の回収が終了するまでの間、行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。</p> <p>2 政府は、国民年金事業の円滑な実施を図るため、行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第三項の規定による教育資金の貸付けのあつせんを行う業務を、同項に規定する別に法律で定める日までの間、行うことができる。この場合において、政府は、当該業務を行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。</p>	<p>第七十四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 政府は、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）第十二条第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けを、独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。</p> <p>附則</p> <p>（独立行政法人福祉医療機構による債権の管理及び回収の業務等）</p> <p>第九条の五 政府は、国民年金事業の円滑な実施を図るため、独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第一項に規定する債権の管理及び回収の業務を、年金積立金管理運用独立行政法人法附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第十二条第一項に規定する債権の回収が終了するまでの間、独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。</p> <p>2 政府は、国民年金事業の円滑な実施を図るため、独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第三項の規定による教育資金の貸付けのあつせんを行う業務を、同項に規定する別に法律で定める日までの間、行うことができる。この場合において、政府は、当該業務を独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。</p>

改正案	現行
<p>目次 第一章～第五章（略） 第六章 行政法人勤労者退職金共済機構 第一節～第五節（略） 第七章～第九章（略） 附則</p> <p>（定義） 第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この法律で「退職金共済契約」とは、事業主が行政法人勤労者退職金共済機構（第五十六条及び第五十七条を除き、以下「機構」という。）に掛金を納付することを約し、機構がその事業主の雇用する従業員の仕事について、この法律の定めるところにより、退職金を支給することを約する契約であつて、特定業種退職金共済契約以外のものをいう。</p> <p>4～7（略）</p> <p>第六章 行政法人勤労者退職金共済機構</p> <p>（この章の目的） 第五十六条 行政法人勤労者退職金共済機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項については、この章の定めるところによる。</p> <p>（名称）</p>	<p>目次 第一章～第五章（略） 第六章 独立行政法人勤労者退職金共済機構 第一節～第五節（略） 第七章～第九章（略） 附則</p> <p>（定義） 第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この法律で「退職金共済契約」とは、事業主が独立行政法人勤労者退職金共済機構（第五十六条及び第五十七条を除き、以下「機構」という。）に掛金を納付することを約し、機構がその事業主の雇用する従業員の仕事について、この法律の定めるところにより、退職金を支給することを約する契約であつて、特定業種退職金共済契約以外のものをいう。</p> <p>4～7（略）</p> <p>第六章 独立行政法人勤労者退職金共済機構</p> <p>（この章の目的） 第五十六条 独立行政法人勤労者退職金共済機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項については、この章の定めるところによる。</p> <p>（名称）</p>

第五十七条 この法律及び行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する行政法人の名称は、行政法人勤労者退職金共済機構とする。

（中期目標行政法人）

第五十八条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標行政法人とする。

（理事の任期）

第六十二条 理事の任期は、二年とする。

（運営委員）

第六十九条 （略）

2 （略）

3 第六十六条並びに通則法第二十一条第六項及び第二十三条第二項の規定は、運営委員について準用する。
この場合において、通則法第二十三条第二項中「主務大臣又は法人の長は、それぞれ」とあるのは、「厚生労働大臣は、」と読み替えるものとする。

（積立金の処分）

第七十五条 （略）

（削る）

2 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額のうち厚生労働省令で定めるところにより算定した額を国庫に納付しな

第五十七条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人勤労者退職金共済機構とする。

（新設）

（役員任期）

第六十二条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（運営委員）

第六十九条 （略）

2 （略）

3 第六十六条並びに通則法第二十一条第二項及び第二十三条第二項の規定は、運営委員について準用する。
この場合において、通則法第二十三条第二項中「主務大臣又は法人の長は、それぞれ」とあるのは、「厚生労働大臣は、」と読み替えるものとする。

（積立金の処分）

第七十五条 （略）

2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額のうち厚生労働省令で定めるところにより算定した額を国庫に納付し

3 | なければならない。
前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(借入金及び財形住宅債券)
第七十五条の二 (略)

(削る)

2 |

(略)

3 |

(略)

4 |

(略)

5 |

(略)

6 |

(略)

7 |

前各項(第二項を除く。)に定めるもののほか、財形住宅債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(償還計画)

第七十五条の三 (略)

(削る)

(協議)

第七十九条 厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 (略)

二 第五十三条又は第七十五条第二項の厚生労働省令を定めようとするとき。

三 第七十二条第二項、第七十五条の二第一項、第二項若しくは第五項又は第七十五条の三の規定による

4 | なければならない。
前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(借入金及び財形住宅債券)
第七十五条の二 (略)

2 |

厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 |

(略)

4 |

(略)

5 |

(略)

6 |

(略)

7 |

(略)

8 |

前各項(第三項を除く。)に定めるもののほか、財形住宅債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(償還計画)

第七十五条の三 (略)

2 | 厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(協議)

第七十九条 厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 (略)

二 第五十三条又は第七十五条第三項の厚生労働省令を定めようとするとき。

三 第七十二条第二項、第七十五条の二第一項、第三項若しくは第六項又は第七十五条の三第一項の規定

認可をしようとするとき。

四 (略)

2 (略)

(主務大臣等)

第八十条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣及び厚生労働省令とする。

附則

(業務の特例)

第二条 (略)

2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第五十九条の二第二項中「第七十条第二項」とあるのは「第七十条第二項及び附則第二条第一項」と、同条第三項中「前項」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する前項」と、第七十二条第二項中「の一部」とあるのは「及び附則第二条第一項に規定する業務（同項第二号に掲げる業務のうち独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）附則第四条第二項第四号に掲げる業務を除く。）の一部」と、第七十四条第一項中「次に掲げる業務ごと」とあるのは「次に掲げる業務ごと」と、「に係る業務ごと」とあるのは「に係る業務ごと」と及び附則第二条第一項第四号に掲げる業務について」と、同項第三号中「業務」とあるのは「業務及び附則第二条第一項第一号から第三号までに掲げる業務」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する前項」と、第七十五条第一項中「第七十条」と

による認可をしようとするとき。

四 (略)

2 (略)

(主務大臣等)

第八十条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。

附則

(業務の特例)

第二条 (略)

2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第五十九条の二第二項中「第七十条第二項」とあるのは「第七十条第二項及び附則第二条第一項」と、同条第三項中「前項」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する前項」と、第七十二条第二項中「の一部」とあるのは「及び附則第二条第一項に規定する業務（同項第二号に掲げる業務のうち独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）附則第四条第二項第四号に掲げる業務を除く。）の一部」と、第七十四条第一項中「次に掲げる業務ごと」とあるのは「次に掲げる業務ごと」と、「に係る業務ごと」とあるのは「に係る業務ごと」と及び附則第二条第一項第四号に掲げる業務について」と、同項第三号中「業務」とあるのは「業務及び附則第二条第一項第一号から第三号までに掲げる業務」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する前項」と、第七十五条第一項中「第七十条」と

あるのは「第七十条及び附則第二条第一項」と、同条第二項中「同項」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する前項」と、第七十五条の第二第一項中「第七十条第二項第一号」とあるのは「第七十条第二項第一号並びに附則第二条第一項第一号及び第三号」と、同条第二項中「第七十条第二項第一号」とあるのは「第七十条第二項第一号及び第三号」と、同条第二項中「第七十条第二項第一号並びに附則第二条第一項第一号及び第三号」と、第七十九条第一項第二号中「第七十五条第二項」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する第七十五条第二項」と、同項第三号中「第七十二条第二項、第七十五条の第二第一項、第二項若しくは第五項」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する第七十二条第二項若しくは第七十五条の第二第一項若しくは第二項、第七十五条の第五項」と、同項第四号中「第七十五条第一項」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する第七十五条第一項」と、第九十二条第二号中「第七十条」とあるのは「第七十条及び附則第二条第一項」とする。

あるのは「第七十条及び附則第二条第一項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する前項」と、同条第三項中「同項」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する第一項」と、第七十五条の第二第一項中「第七十条第二項第一号」とあるのは「第七十条第二項第一号並びに附則第二条第一項第一号及び第三号」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する前項」と、同条第三項中「第七十条第二項第一号」とあるのは「第七十条第二項第一号並びに附則第二条第一項第一号及び第三号」と、第七十九条第一項第二号中「第七十五条第三項」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する第七十五条第三項」と、同項第三号中「第七十二条第二項、第七十五条の第二第一項、第三項若しくは第六項」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する第七十二条第二項若しくは第七十五条の第二第一項若しくは第三項、第七十五条の第六項」と、同項第四号中「第七十五条第一項」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する第七十五条第一項」と、第九十二条第二号中「第七十条」とあるのは「第七十条及び附則第二条第一項」とする。

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）（第四百四十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（障害者職業センターの設置等の業務） 第十九条（略） 2 厚生労働大臣は、前項に規定する業務の全部又は一部を行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。</p>	<p>（障害者職業センターの設置等の業務） 第十九条（略） 2 厚生労働大臣は、前項に規定する業務の全部又は一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。</p>

○ 雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）（第百四十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（連絡及び協力） 第二十三条 都道府県労働局、公共職業安定所、都道府県及び行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、職業転換給付金の支給が円滑かつ効果的に行われるように相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。</p>	<p>（連絡及び協力） 第二十三条 都道府県労働局、公共職業安定所、都道府県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、職業転換給付金の支給が円滑かつ効果的に行われるように相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。</p>

○ 勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）（第四百四十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（職業相談に関する啓もう宣伝等） 第十一条 国、都道府県及び行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、勤労青少年が職業に必要な技能（これに関する知識を含む。）を習得することを促進するため、勤労青少年その他関係者に対して、職業訓練に関する啓もう宣伝を行う等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>（職業訓練に関する啓もう宣伝等） 第十一条 国、都道府県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、勤労青少年が職業に必要な技能（これに関する知識を含む。）を習得することを促進するため、勤労青少年その他関係者に対して、職業訓練に関する啓もう宣伝を行う等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>

○ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）（第百四十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（関係機関等の責務） 第二十五条 職業安定機関、地方公共団体及び行政法人 高年齢・障害・求職者雇用支援機構（第四十九条第二項 及び第三項において「機構」という。）は、前条第一 項又は第二項の指示を受けた者の就職促進の措置の円 滑な実施を図るため、相互に密接に連絡し、及び協力 するように努めなければならない。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（関係機関等の責務） 第二十五条 職業安定機関、地方公共団体及び独立行政 法人高年齢・障害・求職者雇用支援機構（第四十九条第 二項及び第三項において「機構」という。）は、前条第 一項又は第二項の指示を受けた者の就職促進の措置 の円滑な実施を図るため、相互に密接に連絡し、及び 協力するように努めなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（職業訓練の実施）</p> <p>第八条 国及び行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、同意雇用開発促進地域内に居住する求職者に対して迅速かつ効果的な職業訓練を実施するため、訓練時期、訓練期間、職業訓練に係る職種、委託訓練等について特別の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（協力）</p> <p>第十六条 公共職業安定所、都道府県、市町村及び行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、同意雇用開発促進地域及び同意自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に必要な施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。</p> <p>（船員となろうとする者に関する特例）</p> <p>第十八条 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百三十号）第六条第一項に規定する船員（以下「船員」という。）となろうとする者に関しては、第四条第一項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第九条（第十一条において準用する場合を含む。）中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局（運輸監理部を含む。）」と、第十六条中「公共職業安定所、都道府県、市町村及び行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」とある</p>	<p>（職業訓練の実施）</p> <p>第八条 国及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、同意雇用開発促進地域内に居住する求職者に対して迅速かつ効果的な職業訓練を実施するため、訓練時期、訓練期間、職業訓練に係る職種、委託訓練等について特別の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（協力）</p> <p>第十六条 公共職業安定所、都道府県、市町村及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、同意雇用開発促進地域及び同意自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に必要な施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。</p> <p>（船員となろうとする者に関する特例）</p> <p>第十八条 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百三十号）第六条第一項に規定する船員（以下「船員」という。）となろうとする者に関しては、第四条第一項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第九条（第十一条において準用する場合を含む。）中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局（運輸監理部を含む。）」と、第十六条中「公共職業安定所、都道府県、市町村及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」とある</p>

2
(略)
るのは「地方運輸局（運輸監理部を含む。）」、都道府
県及び市町村」とする。

2
(略)
とあるのは「地方運輸局（運輸監理部を含む。）」、都
道府県及び市町村」とする。

○ 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）（第四百四十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>2 第五条（略） 国及び行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、港湾労働者に対し事業主が行う教育訓練の円滑な実施に資するため、必要な職業訓練の効果的な実施について特別の配慮をするものとする。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>2 第五条（略） 国及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、港湾労働者に対し事業主が行う教育訓練の円滑な実施に資するため、必要な職業訓練の効果的な実施について特別の配慮をするものとする。</p>

○ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）（第百四十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（職業訓練の実施等） 第十七条 国、都道府県及び行政法人高年齢・障害・求職者雇用支援機構は、短時間労働者及び短時間労働者になろうとする者がその職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、短時間労働者、短時間労働者になろうとする者その他関係者に対して職業能力の開発及び向上に関する啓もう宣伝を行うように努めるとともに、職業訓練の実施について特別の配慮をするものとする。</p>	<p>（職業訓練の実施等） 第十七条 国、都道府県及び独立行政法人高年齢・障害・求職者雇用支援機構は、短時間労働者及び短時間労働者になろうとする者がその職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、短時間労働者、短時間労働者になろうとする者その他関係者に対して職業能力の開発及び向上に関する啓もう宣伝を行うように努めるとともに、職業訓練の実施について特別の配慮をするものとする。</p>

○ 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）（第四百四十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（厚生労働大臣による職業訓練の認定） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 厚生労働大臣は、第一項の規定による認定に関する事務を行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。</p>	<p>（厚生労働大臣による職業訓練の認定） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 厚生労働大臣は、第一項の規定による認定に関する事務を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。</p>

○ 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第一百五十五号）（第四百四十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略）</p> <p>3 この法律において「特定介護保険施設等」とは、次に掲げる施設又は事業のうち、経営者が退職手当共済契約の申込みにより行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）に申し出たもの又は共済契約者が機構に申し出たもの（第四条の二第一項の規定により機構が承諾したものに限る。）をいう。</p> <p>4 一 三（略）</p> <p>13（略）</p>	<p>（定義） 第二条（略）</p> <p>3 この法律において「特定介護保険施設等」とは、次に掲げる施設又は事業のうち、経営者が退職手当共済契約の申込みにより独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）に申し出たもの又は共済契約者が機構に申し出たもの（第四条の二第一項の規定により機構が承諾したものに限る。）をいう。</p> <p>4 一 三（略）</p> <p>13（略）</p>

改正案	現行
<p>（社会保険労務士の業務） 第二条 社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行うことを業とする。</p> <p>一 一の四（略）</p> <p>一 一の五 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて都道府県労働委員会が行う個別労働関係紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第一条に規定する個別労働関係紛争（労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第六条に規定する労働争議に当たる紛争及び行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二十六条第一項に規定する紛争並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争を除く。）をいう。以下単に「個別労働関係紛争」という。）に関するあつせんの手続について、紛争の当事者を代理すること。</p> <p>一の六 三（略）</p> <p>二 四（略）</p> <p>（欠格事由） 第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条の規定にかかわらず、社会保険労務士となる資格を有しない。</p> <p>一 七（略）</p> <p>八 公務員（行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）第二条第三項に規定する行政執行法人（以下</p>	<p>（社会保険労務士の業務） 第二条 社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行うことを業とする。</p> <p>一 一の四（略）</p> <p>一 一の五 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて都道府県労働委員会が行う個別労働関係紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第一条に規定する個別労働関係紛争（労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第六条に規定する労働争議に当たる紛争及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二十六条第一項に規定する紛争並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争を除く。）をいう。以下単に「個別労働関係紛争」という。）に関するあつせんの手続について、紛争の当事者を代理すること。</p> <p>一の六 三（略）</p> <p>二 四（略）</p> <p>（欠格事由） 第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条の規定にかかわらず、社会保険労務士となる資格を有しない。</p> <p>一 七（略）</p> <p>八 公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人</p>

行政執行法人」という。)又は地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の役員又は職員を含む。)で懲戒免職の処分を受け、その処分を受けた日から三年を経過しない者

九 (略)

(受験資格)

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、社会保険労務士試験を受けることができる。

- 一 四 (略)
- 五 国又は地方公共団体の公務員として行政事務に従事した期間及び行政執行法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員として行政事務に相当する事務に従事した期間が通算して三年以上になる者
- 六 十 (略)

別表第一(第二条関係)

- 一 二十六 (略)
- 二十七 行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)第十二条第一項第十二号及び第十三号並びに附則第五条の二の規定に限る。
- 二十八 三十三 (略)

別表第二(第十一条関係)

番号	免除科目	免除資格者
(略)	(略)	(略)
八	労務管理その1	(略)

(以下「特定独立行政法人」という。)又は地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の役員又は職員を含む。)で懲戒免職の処分を受け、その処分を受けた日から三年を経過しない者

九 (略)

(受験資格)

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、社会保険労務士試験を受けることができる。

- 一 四 (略)
- 五 国又は地方公共団体の公務員として行政事務に従事した期間及び特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員として行政事務に相当する事務に従事した期間が通算して三年以上になる者
- 六 十 (略)

別表第一(第二条関係)

- 一 二十六 (略)
- 二十七 独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)第十二条第一項第十二号及び第十三号並びに附則第五条の二の規定に限る。
- 二十八 三十三 (略)

別表第二(第十一条関係)

番号	免除科目	免除資格者
(略)	(略)	(略)
八	労務管理その1	(略)

		<p>他の労働及び 社会保険に 関する一般 常識</p> <p>2 国又は地方公共団体の公務員として厚生労働省の所掌事務に属する行政事務に従事した期間、厚生労働大臣が所管する行政執行法人の役員又は職員として行政事務に相当する事務に従事した期間及び特定地方独立行政法人の役員又は職員として厚生労働省の所掌事務に属する行政事務に相当する事務に従事した期間が通算して十年以上になる者</p> <p>3 (略)</p>
		<p>他の労働及び 社会保険に 関する一般 常識</p> <p>2 国又は地方公共団体の公務員として厚生労働省の所掌事務に属する行政事務に従事した期間、厚生労働大臣が所管する特定独立行政法人の役員又は職員として行政事務に相当する事務に従事した期間及び特定地方独立行政法人の役員又は職員として厚生労働省の所掌事務に属する行政事務に相当する事務に従事した期間が通算して十年以上になる者</p> <p>3 (略)</p>

○ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）（第四百十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（公共職業能力開発施設） 第十六条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 国は、第一項の規定により設置した障害者職業能力開発校のうち、厚生労働省令で定めるものの運営を行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとし、当該厚生労働省令で定めるもの以外の障害者職業能力開発校の運営を都道府県に委託することができる。</p> <p>5（略）</p>	<p>（公共職業能力開発施設） 第十六条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 国は、第一項の規定により設置した障害者職業能力開発校のうち、厚生労働省令で定めるものの運営を独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に行わせるものとし、当該厚生労働省令で定めるもの以外の障害者職業能力開発校の運営を都道府県に委託することができる。</p> <p>5（略）</p>

改正案	現行
<p>（定義） 第三条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 この法律において「施設入所等児童」とは、次に掲げる児童をいう。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項若しくは知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。）又はのぞみの園（行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号の規定により行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。以下同じ。）に入所している児童（厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者（十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童である父又は母がその子である児童と同一の施設に入所している場合における当該父又は母及びその子である児童を除く。）</p>	<p>（定義） 第三条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 この法律において「施設入所等児童」とは、次に掲げる児童をいう。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項若しくは知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。）又はのぞみの園（<u>独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）</u>第十一条第一号の規定により<u>独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園</u>が設置する施設をいう。以下同じ。）に入所している児童（厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者（十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童である父又は母がその子である児童と同一の施設に入所している場合における当該父又は母及びその子である児童を</p>

四 (略) に限る。

(公務員に関する特例)
第十七条 次の表の上欄に掲げる者(以下「公務員」という。)である一般受給資格者についてこの章の規定を適用する場合には、第七条第一項中「住所地(一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。)の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)」とあり、第八条第一項及び第十四条中「市町村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

2 ・ 3 (略)	二 (略)	一 常時勤務に服することを要する国家公務員その他政令で定める国家公務員(行政法人通則法(平成十一年法律第百三十一号)第二条第三項に規定する行政法人に勤務する者を除く。)	当該国家公務員の所属する各省各庁(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十一条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。)の長(裁判所にあつては、最高裁判所長官とする。以下同じ。)又はその委任を受けた者
--------------------	-------	---	---

四 (略) 除く。) に限る。

(公務員に関する特例)
第十七条 次の表の上欄に掲げる者(以下「公務員」という。)である一般受給資格者についてこの章の規定を適用する場合には、第七条第一項中「住所地(一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。)の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)」とあり、第八条第一項及び第十四条中「市町村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

2 ・ 3 (略)	二 (略)	一 常時勤務に服することを要する国家公務員その他政令で定める国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十一号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人に勤務する者を除く。)	当該国家公務員の所属する各省各庁(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十一条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。)の長(裁判所にあつては、最高裁判所長官とする。以下同じ。)又はその委任を受けた者
--------------------	-------	---	---

改正案	現行
<p>第六条 この法律において「勤労者財産形成貯蓄契約」とは、勤労者が締結した次に掲げる契約（勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約に該当するものを除く。）をいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 生命保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第三項に規定する生命保険会社及び同条第八項に規定する外国生命保険会社等をいう。）、<u>行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構</u>、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業のうち生命共済の事業を行う農業協同組合又は政令で定める生命共済の事業を行う者（以下この条及び第十二条において「生命保険会社等」という。）を相手方とする生命保険に関する契約、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第三条に規定する簡易生命保険契約（附則第三条において「旧簡易生命保険契約」という。）又は生命共済に関する契約（以下「生命保険契約等」という。）で、次の要件を満たすもの</p> <p>イ ト （略）</p> <p>二の二 四 （略）</p> <p>2 9 （略）</p>	<p>第六条 この法律において「勤労者財産形成貯蓄契約」とは、勤労者が締結した次に掲げる契約（勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約に該当するものを除く。）をいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 生命保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第三項に規定する生命保険会社及び同条第八項に規定する外国生命保険会社等をいう。）、<u>独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構</u>、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業のうち生命共済の事業を行う農業協同組合又は政令で定める生命共済の事業を行う者（以下この条及び第十二条において「生命保険会社等」という。）を相手方とする生命保険に関する契約、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第三条に規定する簡易生命保険契約（附則第三条において「旧簡易生命保険契約」という。）又は生命共済に関する契約（以下「生命保険契約等」という。）で、次の要件を満たすもの</p> <p>イ ト （略）</p> <p>二の二 四 （略）</p> <p>2 9 （略）</p>

（機構の行う勤労者財産形成持家融資）

第九條 厚生労働大臣は、この法律の目的を達成するため、行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）に、事業主、事業主で組織された法人で政令で定めるもの（以下この条及び次条において「事業主団体」という。）又は勤労者（国家公務員及び地方公務員（以下「公務員」という。）を除く。以下第十條の二までにおいて同じ。）の持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金の貸付けの業務を行う福利厚生会社で、事業主にあつてはその雇用する勤労者（継続して一年以上にわたつて勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等をしたことその他の政令で定める要件を満たす者に限る。以下この項において同じ。）に、事業主団体にあつてはその構成員である事業主の雇用する勤労者に、福利厚生会社にあつては当該福利厚生会社に出資する事業主又は当該福利厚生会社に出資する事業主団体の構成員である事業主（政令で定めるものに限る。）の雇用する勤労者にその持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）又はその持家である住宅の改良のための資金（以下「住宅資金」と総称する。）の貸付けを行うものに対し、各勤労者についてその者の有する勤労者財産形成貯蓄の額の十倍に相当する額（その額が政令で定める額を超える場合には、当該政令で定める額。次条第一項及び第二項並びに第十五条第三項において「貸付限度額」という。）の範囲内で、当該貸付けのための資金の貸付けを行う業務を行わせるものとす

2
2
4
（略）

（勤労者財産形成持家融資の原資）

（機構の行う勤労者財産形成持家融資）

第九條 厚生労働大臣は、この法律の目的を達成するため、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）に、事業主、事業主で組織された法人で政令で定めるもの（以下この条及び次条において「事業主団体」という。）又は勤労者（国家公務員及び地方公務員（以下「公務員」という。）を除く。以下第十條の二までにおいて同じ。）の持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金の貸付けの業務を行う福利厚生会社で、事業主にあつてはその雇用する勤労者（継続して一年以上にわたつて勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等をしたことその他の政令で定める要件を満たす者に限る。以下この項において同じ。）に、事業主団体にあつてはその構成員である事業主の雇用する勤労者に、福利厚生会社にあつては当該福利厚生会社に出資する事業主又は当該福利厚生会社に出資する事業主団体の構成員である事業主（政令で定めるものに限る。）の雇用する勤労者にその持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）又はその持家である住宅の改良のための資金（以下「住宅資金」と総称する。）の貸付けを行うものに対し、各勤労者についてその者の有する勤労者財産形成貯蓄の額の十倍に相当する額（その額が政令で定める額を超える場合には、当該政令で定める額。次条第一項及び第二項並びに第十五条第三項において「貸付限度額」という。）の範囲内で、当該貸付けのための資金の貸付けを行う業務を行わせるものとす

2
2
4
（略）

（勤労者財産形成持家融資の原資）

第十一条 機構の行う第九条第一項の貸付け、独立行政法人住宅金融支援機構の行う第十条第一項の貸付け、沖繩振興開発金融公庫の行う同条第二項本文の貸付け又は第十五条第二項に規定する共済組合等の行う同項の貸付けに必要な資金は、次条に規定するところにより調達するものとし、当該調達のための中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第七十五条の二第一項の規定に基づく長期借入金額、同項の規定に基づく財形住宅債券の発行額（独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）第十五条第一項の規定に基づく雇用・能力開発債券の発行額を含む。）、中小企業退職金共済法第七十五条の二第二項の規定に基づく短期借入金額、独立行政法人住宅金融支援機構法第十九条第一項の規定に基づく長期借入金額、同条第三項の規定に基づく住宅金融支援機構財形住宅債券の発行額（旧住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）第二十七条の三第三項の規定に基づく住宅金融公庫財形住宅債券の発行額を含む。）、行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第四十五条第一項の規定に基づく独立行政法人住宅金融支援機構の短期借入金額、沖繩振興開発金融公庫法第二十六条第一項又は第四項の規定に基づく借入金額、同法第二十七条第三項の規定に基づく沖繩振興開発金融公庫財形住宅債券の発行額及び当該共済組合等の借入金額の毎年度の末日における残高の合計額として政令で定める金額は、勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等（勤労者財産形成貯蓄契約に該当する積立分譲契約に基づく金銭の積立てを除く。）に係る預貯金等（勤労者財産形成貯蓄契約等に該当する生命保険契約等又は損害保険契約に基づく保険料又は共済掛

第十一条 機構の行う第九条第一項の貸付け、独立行政法人住宅金融支援機構の行う第十条第一項の貸付け、沖繩振興開発金融公庫の行う同条第二項本文の貸付け又は第十五条第二項に規定する共済組合等の行う同項の貸付けに必要な資金は、次条に規定するところにより調達するものとし、当該調達のための中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第七十五条の二第一項の規定に基づく長期借入金額、同項の規定に基づく財形住宅債券の発行額（独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）第十五条第一項の規定に基づく雇用・能力開発債券の発行額を含む。）、中小企業退職金共済法第七十五条の二第三項の規定に基づく短期借入金額、独立行政法人住宅金融支援機構法第十九条第一項の規定に基づく長期借入金額、同条第三項の規定に基づく住宅金融支援機構財形住宅債券の発行額（旧住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）第二十七条の三第三項の規定に基づく住宅金融公庫財形住宅債券の発行額を含む。）、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第四十五条第一項の規定に基づく独立行政法人住宅金融支援機構の短期借入金額、沖繩振興開発金融公庫法第二十六条第一項又は第四項の規定に基づく借入金額、同法第二十七条第三項の規定に基づく沖繩振興開発金融公庫財形住宅債券の発行額及び当該共済組合等の借入金額の毎年度の末日における残高の合計額として政令で定める金額は、勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等（勤労者財産形成貯蓄契約に該当する積立分譲契約に基づく金銭の積立てを除く。）に係る預貯金等（勤労者財産形成貯蓄契約等に該当する生命保険契約等又は損害保険契約に基づく保険料又は共

金の払込みに係る金額を含む。)の同日の属する年の前々年の九月三十日における残高のうち政令で定める額を超えないようにするものとする。

附 則

(旧簡易生命保険契約に係る特例)

第三条 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第百六十六条第一項の規定により独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が承継した勤労者財産形成貯蓄契約等に該当する旧簡易生命保険契約に基づき払込みが行われた保険料の金額に係る第十二条の規定の適用については、同条第一項及び第三項中「生命保険会社等」とあるのは、「生命保険会社等(行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構を除く。)」とする。

2・3

(略)

濟掛金の払込みに係る金額を含む。)の同日の属する年の前々年の九月三十日における残高のうち政令で定める額を超えないようにするものとする。

附 則

(旧簡易生命保険契約に係る特例)

第三条 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第百六十六条第一項の規定により独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が承継した勤労者財産形成貯蓄契約等に該当する旧簡易生命保険契約に基づき払込みが行われた保険料の金額に係る第十二条の規定の適用については、同条第一項及び第三項中「生命保険会社等」とあるのは、「生命保険会社等(独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構を除く。)」とする。

2・3

(略)

○ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）（第百五十二條關係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（適用除外） 第三十二条 第二章第一節及び第三節、前章、第二十九条並びに第三十条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第二章第二節の規定は、一般職の国家公務員（行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号の職員を除く。） 、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員及び自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員に關しては適用しない。</p>	<p>（適用除外） 第三十二条 第二章第一節及び第三節、前章、第二十九条並びに第三十条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第二章第二節の規定は、一般職の国家公務員（特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号の職員を除く。） 、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員及び自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員に關しては適用しない。</p>

○ 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百二十二号）（第百五十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（当事者に対する助言及び指導）</p> <p>第四条 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争（労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第六条に規定する労働争議に当たる紛争及び行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二十六条第一項に規定する紛争を除く。）に關し、当該個別労働関係紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該個別労働関係紛争の当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（適用除外）</p> <p>第二十二条 この法律は、国家公務員及び地方公務員に關する法律第二条第二号の職員、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十五条第一項の企業職員、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第四十七条の職員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十七条に規定する単純な業務に雇用される一般職に属する地方公務員であつて地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号の職員以外のものの勤務条件に関する事項についての紛争については、この限りでない。</p>	<p>（当事者に対する助言及び指導）</p> <p>第四条 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争（労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第六条に規定する労働争議に当たる紛争及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二十六条第一項に規定する紛争を除く。）に關し、当該個別労働関係紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該個別労働関係紛争の当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（適用除外）</p> <p>第二十二条 この法律は、国家公務員及び地方公務員に關する法律第二条第二号の職員、特定独立行政法人の労働関係に関する法律第二条第二号の職員、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十五条第一項の企業職員、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第四十七条の職員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十七条に規定する単純な業務に雇用される一般職に属する地方公務員であつて地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号の職員以外のものの勤務条件に関する事項についての紛争については、この限りでない。</p>

改正案	現行
<p>（失業の認定） 第十五条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 失業の認定は、求職の申込みを受けた公共職業安定所において、受給資格者が離職後最初に出頭した日から起算して四週間に一回ずつ直前の二十八日の各日について行うものとする。ただし、厚生労働大臣は、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等（国、都道府県及び市町村並びに行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する公共職業能力開発施設を行う職業訓練（職業能力開発総合大学の行うものを含む。）その他法令の規定に基づき失業者に対して作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われる訓練又は講習であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。）を受ける受給資格者その他厚生労働省令で定める受給資格者に係る失業の認定について別段の定めをすることができる。</p> <p>4・5 （略）</p> <p>（雇用安定事業） 第六十二条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 政府は、行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の一部を行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に</p>	<p>（失業の認定） 第十五条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 失業の認定は、求職の申込みを受けた公共職業安定所において、受給資格者が離職後最初に出頭した日から起算して四週間に一回ずつ直前の二十八日の各日について行うものとする。ただし、厚生労働大臣は、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等（国、都道府県及び市町村並びに独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する公共職業能力開発施設を行う職業訓練（職業能力開発総合大学の行うものを含む。）その他法令の規定に基づき失業者に対して作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われる訓練又は講習であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。）を受ける受給資格者その他厚生労働省令で定める受給資格者に係る失業の認定について別段の定めをすることができる。</p> <p>4・5 （略）</p> <p>（雇用安定事業） 第六十二条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 政府は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支</p>

行わせるものとする。

（能力開発事業）
第六十三条（略）

2（略）

3 政府は、行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

法及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の一部を行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとする。

援機構に行わせるものとする。

（能力開発事業）
第六十三条（略）

2（略）

3 政府は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援

機構法及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとする。

○ 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）（第一百五十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務の特例に係る措置）</p> <p>第三条 行政法人高齢・障害・障害・求職者雇用支援機構は、行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第六十五号）附則第五条第三項第一号の規定により同号に規定する宿舍（以下「既設宿舍等」という。）の設置及び運営を行うときは、通常通勤することができない地域以外の地域から第十三条第八項の規定により適用される同条第四項の規定による募集に応じて認定組合等の構成員たる中小企業者に就職する者で、宿舍の確保を図ることが特に必要であると公共職業安定所長が認めるものに、既設宿舍等を貸与することができる。この場合においては、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）附則第六条の規定による廃止前の雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）附則第十一条第三項の規定は、適用しない。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務の特例に係る措置）</p> <p>第三条 独立行政法人高齢・障害・障害・求職者雇用支援機構は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第六十五号）附則第五条第三項第一号の規定により同号に規定する宿舍（以下「既設宿舍等」という。）の設置及び運営を行うときは、通常通勤することができない地域以外の地域から第十三条第八項の規定により適用される同条第四項の規定による募集に応じて認定組合等の構成員たる中小企業者に就職する者で、宿舍の確保を図ることが特に必要であると公共職業安定所長が認めるものに、既設宿舍等を貸与することができる。この場合においては、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）附則第六条の規定による廃止前の雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）附則第十一条第三項の規定は、適用しない。</p>

○ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）（第百五十五
 五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（公務員に関する特例） 第六十一条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第三項に規定する行政執行人（以下この条において「行政執行人」という。）の職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十条第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員にあつては、第十一条第一項ただし書の規定を適用する）としたならば同項ただし書各号のいずれにも該当するものに限る。）は、当該職員の勤務する行政執行人の長の承認を受けて、当該職員の配偶者、父母、子又は配偶者の父母であつて負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により第二条第三号の厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この条において「要介護家族」という。）の介護をするため、休業をするこ とができる。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 行政執行人の長は、第三項の規定による休業の承認を受けようとする職員からその承認の請求があつたときは、当該請求に係る期間のうち業務の運営に支障があると認められる日又は時間を除き、これを承認しなければならぬ。ただし、国家公務員法第八十条第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員のうち、第三項の規定</p>	<p>（公務員に関する特例） 第六十一条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下この条において「特定独立行政法人」という。）の職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十条第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員にあつては、第十一条第一項ただし書の規定を適用する）としたならば同項ただし書各号のいずれにも該当するものに限る。）は、当該職員の勤務する特定独立行政法人の長の承認を受けて、当該職員の配偶者、父母、子又は配偶者の父母であつて負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により第二条第三号の厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この条において「要介護家族」という。）の介護をするため、休業をすることができ る。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 特定独立行政法人の長は、第三項の規定による休業の承認を受けようとする職員からその承認の請求があつたときは、当該請求に係る期間のうち業務の運営に支障があると認められる日又は時間を除き、これを承認しなければならぬ。ただし、国家公務員法第八十条第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員のうち、第三項の</p>

による休業をすることができないこととする。ことについて合理的な理由があると認められる者として厚生労働省令で定めるものに該当する者からの当該請求があった場合は、この限りでない。

6 前三項の規定は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあつては、第八十条第一項ただし書の規定を適用するものに限る。）について準用する。この場合において、第三項中「当該職員の勤務する行政執行法人の長」とあるのは「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下同じ。）」と、前項本文中「行政執行法人の長」とあるのは「地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「業務」とあるのは「公務」と、同項ただし書中「国家公務員法第八十条第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することとを要しない職員」とあるのは「同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員」と読み替えるものとする。

7 行政執行法人の職員（国家公務員法第八十条第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することとを要しない職員にあつては、第十六条の三第二項において準用する第六條第一項ただし書の規定を適用するもの）と読み替えて準用する第六條第一項ただし書各号のい

規定による休業をすることができないこととする。ことについて合理的な理由があると認められる者として厚生労働省令で定めるものに該当する者からの当該請求があった場合は、この限りでない。

6 前三項の規定は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあつては、第八十条第一項ただし書の規定を適用するものに限る。）について準用する。この場合において、第三項中「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とあるのは「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下同じ。）」と、前項本文中「特定独立行政法人の長」とあるのは「地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「業務」とあるのは「公務」と、同項ただし書中「国家公務員法第八十条第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することとを要しない職員」とあるのは「同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員」と読み替えるものとする。

7 特定独立行政法人の職員（国家公務員法第八十条第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することとを要しない職員にあつては、第十六条の三第二項において準用する第六條第一項ただし書の規定を適用するもの）と読み替えて準用する第六條第一項ただし書各号のい

れにも該当しないものに限る。)であつて小学校就学の始期に達するまでの子を養育するものは、当該職員の仕事をする行政執行法人の長の承認を受けて、負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして第十六条の二第一項の厚生労働省令で定める当該子の世話を行うため、休暇を取得することができる。

9 8
(略)

行政執行法人の長は、第七項の規定による休暇の承認を受けようとする職員からその承認の請求があつたときは、業務の運営に支障があると認められる場合を除き、これを承認しなければならない。

10

前三項の規定は、地方公務員法第四条第一項に規定する職員(同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあつては、第十六条の三第二項において準用する第六条第一項ただし書の規定を適用するとしたならば第十六条の三第二項において読み替えて準用する第六条第一項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。)について準用する。この場合において、第七項中「行政執行法人の職員(国家公務員法第八十条第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員」とあるのは「地方公務員法第四条第一項に規定する職員(同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員」と、「当該職員の勤務する行政執行法人の長」とあるのは「同法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第三十条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下同じ。)」と、前項中「行政執行法人の長」とあるのは「地方公務員法第六条第一

いずれにも該当しないものに限る。)であつて小学校就学の始期に達するまでの子を養育するものは、当該職員の仕事をする特定独立行政法人の長の承認を受けて、負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして第十六条の二第一項の厚生労働省令で定める当該子の世話を行うため、休暇を取得することができる。

9 8
(略)

特定独立行政法人の長は、第七項の規定による休暇の承認を受けようとする職員からその承認の請求があつたときは、業務の運営に支障があると認められる場合を除き、これを承認しなければならない。

10

前三項の規定は、地方公務員法第四条第一項に規定する職員(同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあつては、第十六条の三第二項において読み替えて準用する第六条第一項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。)について準用する。この場合において、第七項中「特定独立行政法人の職員(国家公務員法第八十条第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員」とあるのは「地方公務員法第四条第一項に規定する職員(同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員」と、「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とあるのは「同法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第三十条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下同じ。)」と、前項中「特定独立行政法人の長」とあるのは「地方公務員

項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「職員」とあるのは「同法第四条第一項に規定する職員」と、「業務」とあるのは「公務」と読み替えるものとす。

11 行政執行法人の職員（国家公務員法八十条第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員にあつては、第十六条の六第二項において準用する第六條第一項ただし書の規定を適用する）とされたならば第六條の六第二項において読み替えて準用する第六條第一項ただし書各号のいづれにも該当しないものに限る。）は、当該職員の勤務する行政執行法人の長の承認を受けて、当該職員の要介護家族の介護その他の第十六條の五第一項の厚生労働省令で定める世話を行うため、休暇を取得することができる。

12 (略)

13 行政執行法人の長は、第十一項の規定による休暇の承認を受けようとする職員からその承認の請求があつたときは、業務の運営に支障があると認められる場合を除き、これを承認しなければならない。

14 前三項の規定は、地方公務員法第四条第一項に規定する職員（同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあつては、第十六条の六第二項において準用する第六條第一項ただし書の規定を適用する）とされたならば第六條の六第二項において読み替えて準用する第六條第一項ただし書各号のいづれにも該当しないものに限る。）について準用する。この場合において、第十一項中「行政執行法人の職員（国家公務員法第八十条第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員）」とあるのは「地方公務員法第四条第一項に規定する職員（同法第二十八條の五第一項

法第六條第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「職員」とあるのは「同法第四条第一項に規定する職員」と、「業務」とあるのは「公務」と読み替えるものとす。

11 特定独立行政法人の職員（国家公務員法八十条第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員にあつては、第十六条の六第二項において準用する第六條第一項ただし書の規定を適用する）とされたならば第六條の六第二項において読み替えて準用する第六條第一項ただし書各号のいづれにも該当しないものに限る。）は、当該職員の勤務する特定独立行政法人の長の承認を受けて、当該職員の要介護家族の介護その他の第十六條の五第一項の厚生労働省令で定める世話を行うため、休暇を取得することができる。

12 (略)

13 特定独立行政法人の長は、第十一項の規定による休暇の承認を受けようとする職員からその承認の請求があつたときは、業務の運営に支障があると認められる場合を除き、これを承認しなければならない。

14 前三項の規定は、地方公務員法第四条第一項に規定する職員（同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあつては、第十六条の六第二項において準用する第六條第一項ただし書の規定を適用する）とされたならば第六條の六第二項において読み替えて準用する第六條第一項ただし書各号のいづれにも該当しないものに限る。）について準用する。この場合において、第十一項中「特定独立行政法人の職員（国家公務員法第八十条第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員）」とあるのは「地方公務員法第四条第一項に規定する職員（同法第二十八條の五第

に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員」と、「当該職員の勤務する行政執行法人の長」とあるのは「同法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下同じ。）」と、前項中「行政執行法人の長」とあるのは「地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「職員」とあるのは「同法第四条第一項に規定する職員」と、「業務」とあるのは「公務」と読み替えるものとする。

15 行政執行法人の長は、三歳に満たない子を養育する当該行政執行法人の職員（国家公務員法第八十条第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員にあつては、第十六条の八第一項の規定を適用する）としたならば同項各号のいずれにも該当しないものに限る。）が当該子を養育するために請求した場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、所定労働時間を超えて勤務しないことを承認しなければならない。

(略)

17 16 行政執行法人の長は、当該行政執行法人の職員について労働基準法第三十六条第一項本文の規定により同項に規定する労働時間を延長することができる場合に同項において、当該職員であつて小学校就学の始期に達するまでの子を養育するもの（第十七条第一項の規定を適用する）としたならば同項各号のいずれにも該当しないものに限る。）が当該子を養育するために請求した場合で業務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、制限時間（第十七条第一項に規定する制限

一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員」と、「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とあるのは「同法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下同じ。）」と、前項中「特定独立行政法人の長」とあるのは「地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「職員」とあるのは「同法第四条第一項に規定する職員」と、「業務」とあるのは「公務」と読み替えるものとする。

15 特定独立行政法人の長は、三歳に満たない子を養育する当該特定独立行政法人の職員（国家公務員法第八十条第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員にあつては、第十六条の八第一項の規定を適用する）としたならば同項各号のいずれにも該当しないものに限る。）が当該子を養育するために請求した場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、所定労働時間を超えて勤務しないことを承認しなければならない。

(略)

17 16 特定独立行政法人の長は、当該特定独立行政法人の職員について労働基準法第三十六条第一項本文の規定により同項に規定する労働時間を延長することができる場合に同項において、当該職員であつて小学校就学の始期に達するまでの子を養育するもの（第十七条第一項の規定を適用する）としたならば同項各号のいずれにも該当しないものに限る。）が当該子を養育するために請求した場合で業務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、制限時間（第十七条第一項に規定

時間をいう。第十九項において同じ。)を超えて当該労働時間を延長して勤務しないことを承認しなければならない。

18 前項の規定は、行政執行法人の職員であつて要介護家族を介護するものについて準用する。この場合において、同項中「第十七条第一項の」とあるのは「第十八条第一項において準用する第十七条第一項の」と、「同項各号」とあるのは「第十八条第一項において準用する第十七条第一項各号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。

21 19 行政執行法人の長は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する当該行政執行法人の職員であつて第十九条第一項の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当しないものが当該子を養育するため請求した場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、深夜(同項に規定する深夜をいう。第二十三項において同じ。)において勤務しないことを承認しなければならない。

22 前項の規定は、要介護家族を介護する行政執行法人の職員について準用する。この場合において、同項中「第十九条第一項」とあるのは「第二十条第一項において準用する第十九条第一項」と、「同項各号」とあるのは「第二十条第一項において準用する第十九条第一項各号」と、「当該子を養育する」と読み替えるものとする。

23
・ 24
(略)

する制限時間をいう。第十九項において同じ。)を超えて当該労働時間を延長して勤務しないことを承認しなければならない。

18 前項の規定は、特定独立行政法人の職員であつて要介護家族を介護するものについて準用する。この場合において、同項中「第十七条第一項の」とあるのは「第十八条第一項において準用する第十七条第一項の」と、「同項各号」とあるのは「第十八条第一項において準用する第十七条第一項各号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。

21 19 特定独立行政法人の長は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する当該特定独立行政法人の職員であつて第十九条第一項の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当しないものが当該子を養育するため請求した場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、深夜(同項に規定する深夜をいう。第二十三項において同じ。)において勤務しないことを承認しなければならない。

22 前項の規定は、要介護家族を介護する特定独立行政法人の職員について準用する。この場合において、同項中「第十九条第一項」とあるのは「第二十条第一項において準用する第十九条第一項」と、「同項各号」とあるのは「第二十条第一項において準用する第十九条第一項各号」と、「当該子を養育する」と読み替えるものとする。

23
・ 24
(略)

○ 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）（第百五十六条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 国立研究開発行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務（第七条） 第四章（略） 附則</p> <p>第三章 国立研究開発行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務</p> <p>第七条 国立研究開発行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）は、福祉用具に関する産業技術の研究開発を促進するため、次の業務を行う。</p> <p>一 三 （略）</p>	<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務（第七条） 第四章（略） 附則</p> <p>第三章 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務</p> <p>第七条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）は、福祉用具に関する産業技術の研究開発を促進するため、次の業務を行う。</p> <p>一 三 （略）</p>

改正案	現行
<p>（一般疾病医療費の支給） 第十八条 厚生労働大臣は、被爆者が、負傷又は疾病（第十条第一項に規定する医療の給付を受けることができる負傷又は疾病、遺伝性疾病、先天性疾病及び厚生労働大臣の定めるその他の負傷又は疾病を除く。）につき、都道府県知事が次条第一項の規定により指定する医療機関（以下「被爆者一般疾病医療機関」という。）から第十条第二項各号に掲げる医療を受け、又は緊急その他やむを得ない理由により被爆者一般疾病医療機関以外の者からこれらの医療を受けたときは、その者に対し、当該医療に要した費用の額を限度として、一般疾病医療費を支給することができる。ただし、その者が、当該負傷若しくは疾病につき、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百十二号）（以下この条において「社会保険各法」という。）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、船員法（昭和二十二年法律第百号）若しくは行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）の規定により医療に関する給付を受け、若しくは受けることができたとき、又は当該医療</p>	<p>（一般疾病医療費の支給） 第十八条 厚生労働大臣は、被爆者が、負傷又は疾病（第十条第一項に規定する医療の給付を受けることができる負傷又は疾病、遺伝性疾病、先天性疾病及び厚生労働大臣の定めるその他の負傷又は疾病を除く。）につき、都道府県知事が次条第一項の規定により指定する医療機関（以下「被爆者一般疾病医療機関」という。）から第十条第二項各号に掲げる医療を受け、又は緊急その他やむを得ない理由により被爆者一般疾病医療機関以外の者からこれらの医療を受けたときは、その者に対し、当該医療に要した費用の額を限度として、一般疾病医療費を支給することができる。ただし、その者が、当該負傷若しくは疾病につき、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百十二号）（以下この条において「社会保険各法」という。）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、船員法（昭和二十二年法律第百号）若しくは独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）の規定により医療に関する給付を受け、若しくは受けることができたとき、又は当該</p>

2
5
(略)

が法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付として行われたときは、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額（その者が社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付を受け、又は受けることができたときは、当該療養の給付に関する当該社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金に相当する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の現物給付として行われたときは、当該医療に関する給付について行われた実費徴収の額とする。）の限度において支給するものとする。

2
5
(略)

医療が法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付として行われたときは、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額（その者が社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付を受け、又は受けることができたときは、当該療養の給付に関する当該社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金に相当する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の現物給付として行われたときは、当該医療に関する給付について行われた実費徴収の額とする。）の限度において支給するものとする。

○ 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（第百五十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（設置）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより厚生労働省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。</p> <p>がん対策推進協議会 肝炎対策推進協議会 中央最低賃金審議会 労働保険審査会 中央社会保険医療協議会 社会保険審査会</p> <p>（削る）</p> <p>第十一条の二（略）</p> <p>第十一条の三（略）</p> <p>第二十五条（略）</p> <p>2 中央労働委員会については、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）及び国</p>	<p>（設置）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより厚生労働省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。</p> <p>独立行政法人評価委員会 がん対策推進協議会 肝炎対策推進協議会 中央最低賃金審議会 労働保険審査会 中央社会保険医療協議会 社会保険審査会</p> <p>（独立行政法人評価委員会）</p> <p>第十一条の二 独立行政法人評価委員会については、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。これに基づき命令を含む。）の定めるところによる。</p> <p>第十一条の三（略）</p> <p>第十一条の四（略）</p> <p>第二十五条（略）</p> <p>2 中央労働委員会については、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）及</p>

家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律
第 号）並びにこれらに基づく命令の定めるところ
による。

び国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年
法律第 号）並びにこれらに基づく命令の定め
るところによる。

○ 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）（第百五十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（掛金の納付） 第五十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 資産管理運用機関等が、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第十七条第一項の規定に基づき、行政法人勤労者退職金共済機構から同項に規定する厚生労働省令で定める金額の引渡しを受けたときは、当該金額については、前条及び第一項の規定により事業主が拠出した掛金とみなす。</p>	<p>（掛金の納付） 第五十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 資産管理運用機関等が、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第十七条第一項の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構から同項に規定する厚生労働省令で定める金額の引渡しを受けたときは、当該金額については、前条及び第一項の規定により事業主が拠出した掛金とみなす。</p>

○ 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百六十四号）（第百六十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（財務の健全性の確保）</p> <p>第三条 行政法人勤労者退職金共済機構にその業務を確実に実施させるため、新法第十条第二項第一号、第二号及び第三号イの政令を定める場合においては、当分の間、同条第三項に規定する事項のほか、退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業の財務の健全性の確保について十分な考慮をするものとする。</p> <p>（業務の特例）</p> <p>第五条 行政法人勤労者退職金共済機構は、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十九号。以下「平成十四年改正法」という。）附則第十条に規定する債権の回収が終了するまでの間、新法第七十条に規定する業務のほか、当該債権の管理及び回収の業務を行う。</p> <p>（行政法人勤労者退職金共済機構の業務の委託等）</p> <p>第六条 行政法人勤労者退職金共済機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、金融機関に対し、前条に規定する業務の一部を委託することができる。</p> <p>2 4 （略）</p> <p>（行政法人勤労者退職金共済機構の業務の実施に伴う特例）</p> <p>第九条 附則第五条の規定により行政法人勤労者退職金</p>	<p>附則</p> <p>（財務の健全性の確保）</p> <p>第三条 新機構にその業務を確実に実施させるため、新法第十条第二項第一号、第二号及び第三号イの政令を定める場合においては、当分の間、同条第三項に規定する事項のほか、退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業の財務の健全性の確保について十分な考慮をするものとする。</p> <p>（業務の特例）</p> <p>第五条 新機構は、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十九号。以下「平成十四年改正法」という。）附則第十条に規定する債権の回収が終了するまでの間、新法第七十条に規定する業務のほか、当該債権の管理及び回収の業務を行う。</p> <p>（新機構の業務の委託等）</p> <p>第六条 新機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、金融機関に対し、前条に規定する業務の一部を委託することができる。</p> <p>2 4 （略）</p> <p>（新機構の業務の実施に伴う特例）</p> <p>第九条 附則第五条の規定により新機構が同条に規定す</p>

共済機構が同条に規定する業務を行う場合には、新法第九十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百六十四号。以下「一部改正法」という。）」と、同条第二号中「第七十条」とあるのは「第七十条及び一部改正法附則第五条」とする。

（旧法の規定による行為等に関する経過措置）

第十二条（略）

2 この法律の施行日前に発生した事項につき旧法第二十六条及び第三十九条の規定により届け出なければならぬこととされている事項の届出については、なお従前の例による。この場合において、これらの規定中「機構」とあるのは、「行政法人勤労者退職金共済機構」とする。

る業務を行う場合には、新法第九十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百六十四号。以下「一部改正法」という。）」と、同条第二号中「第七十条」とあるのは「第七十条及び一部改正法附則第五条」とする。

（旧法の規定による行為等に関する経過措置）

第十二条（略）

2 この法律の施行日前に発生した事項につき旧法第二十六条及び第三十九条の規定により届け出なければならぬこととされている事項の届出については、なお従前の例による。この場合において、これらの規定中「機構」とあるのは、「独立行政法人勤労者退職金共済機構」とする。

改正案	現行
<p style="text-align: center;">行政法人高齡・障害・求職者雇用支援機構法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、行政法人高齡・障害・求職者雇用支援機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する行政法人の名称は、行政法人高齡・障害・求職者雇用支援機構とする。</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第三条 行政法人高齡・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）は、高年齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、高年齢者等の雇用に関する技術的事項についての事業主等に対する相談その他の援助、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営、障害者の雇用に伴う経済的負担の調整の実施その他高年齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務並びに求職者その他の労働者の職業能力の開発及び向上を促進するための施設の設置及び運営の業務等を行うことにより、高年齢者等及び障害者並びに求職者その他の労働者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人高齡・障害・求職者雇用支援機構法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人高齡・障害・求職者雇用支援機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人高齡・障害・求職者雇用支援機構とする。</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人高齡・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）は、高年齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、高年齢者等の雇用に関する技術的事項についての事業主等に対する相談その他の援助、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営、障害者の雇用に伴う経済的負担の調整の実施その他高年齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務並びに求職者その他の労働者の職業能力の開発及び向上を促進するための施設の設置及び運営の業務等を行うことにより、高年齢者等及び障害者並びに求職者その他の労働者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発</p>

寄与することを目的とする。

(中期目標行政法人)

第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標行政法人とする。

(理事の任期)

第八条 理事の任期は、二年とする。

第九条 (役員及び職員の秘密保持義務等)

2 機構の役員及び職員は、前項及び行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第八条に定めるもののほか、業務に関する知り得た厚生労働省令で定める個人又は法人に関する情報を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(運営委員)

第十三条 (略)

2・3 (略)

4 第十条並びに通則法第二十一条第六項及び第二十三条第二項の規定は、運営委員について準用する。この場合において、同項中「主務大臣又は法人の長は、それぞれ」とあるのは、「厚生労働大臣は、」と読み替えるものとする。

(利益及び損失の処理の特例等)

第十七条 (略)

展に寄与することを目的とする。

(新設)

(役員任期)

第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

第九条 (役員及び職員の秘密保持義務等)

2 機構の役員及び職員は、前項及び独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第八条に定めるもののほか、業務に関する知り得た厚生労働省令で定める個人又は法人に関する情報を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(運営委員)

第十三条 (略)

2・3 (略)

4 第十条並びに通則法第二十一条第二項及び第二十三条第二項の規定は、運営委員について準用する。この場合において、同項中「主務大臣又は法人の長は、それぞれ」とあるのは、「厚生労働大臣は、」と読み替えるものとする。

(利益及び損失の処理の特例等)

第十七条 (略)

2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとする。

- 2| 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならぬ。
- 3| 前条第三号に掲げる業務に係る勘定（次項において「第三号勘定」という。）については、通則法第四十条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。
- 4| (略)
- 5| 前各項に定めるもののほか、第二項の納付金の納付に係る手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(主務大臣等)
第二十三条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣及び厚生労働省令とする。

附 則

(業務の特例)
第五条 (略)

- 2| 7 (略)
- 8 第一項から第三項までの規定により機構がこれらの規定に規定する業務を行う場合には、第十一条第一項中「という。」とあるのは「という。」並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第三項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項によ

- 3| 評価委員会の意見を聴かなければならぬ。
- 4| 前条第三号に掲げる業務に係る勘定（次項において「第三号勘定」という。）については、通則法第四十条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。
- 5| (略)
- 6| 前各項に定めるもののほか、第三項の納付金の納付に係る手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(主務大臣等)
第二十三条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。

附 則

(業務の特例)
第五条 (略)

- 2| 7 (略)
- 8 第一項から第三項までの規定により機構がこれらの規定に規定する業務を行う場合には、第十一条第一項中「という。」とあるのは「という。」並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第三項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項によ

り読み替えられた前項」と、「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び同条第三項第三号に掲げる業務」と、第十三条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「並びに職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十四条第二項中「第七号」とあるのは「第七号並びに附則第五条第二項第一号及び第三項各号」と、「又は同法第六十三条の規定による能力開発事業」とあるのは、「同法第六十三条の規定による能力開発事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業」と、第十五条第一項中「第六号」とあるのは「第六号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、第十六条中「に掲げる業務ごとに」とあるのは「に掲げる業務並びに附則第五条第三項第一号及び第二号に掲げる業務ごとに」と、同条第一号中「に掲げる業務及び」とあるのは「及び附則第五条第二項第一号に掲げる業務並びに」と、同条第三号中「に掲げる業務及びこれに」とあるのは「及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに」と、同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十七条第一項中「前条第一号、第二号及び第四号」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前条第一号及び第四号、前条第二号並びに附則第五条第三項第一号及び第二号」と、「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第二項及び第三項」と、同条第二項中「同項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、第十八条第一項中「第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号」とあるのは「第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号並びに附則第五条第一

り読み替えられた前項」と、「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び同条第三項第三号に掲げる業務」と、第十三条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「並びに職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十四条第二項中「第七号」とあるのは「第七号並びに附則第五条第二項第一号及び第三項各号」と、「又は同法第六十三条の規定による能力開発事業」とあるのは、「同法第六十三条の規定による能力開発事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業」と、第十五条第一項中「第六号」とあるのは「第六号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、第十六条中「に掲げる業務ごとに」とあるのは「に掲げる業務並びに附則第五条第三項第一号及び第二号に掲げる業務ごとに」と、同条第一号中「に掲げる業務及び」とあるのは「及び附則第五条第二項第一号に掲げる業務並びに」と、同条第三号中「に掲げる業務及びこれに」とあるのは「及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに」と、同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十七条第一項中「前条第一号、第二号及び第四号」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前条第一号及び第四号、前条第二号並びに附則第五条第三項第一号及び第二号」と、「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第二項及び第三項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、同条第三項中「同項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第一項」と、第十八条第一項中「第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八

項第一号及び第二項第一号」と、「同項第七号」とあるのは「第十四条第一項第七号」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、第二十二條第一項第一号中「第十五條第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五條第一項」と、同項第二号中「第十七條第一項」とあるのは「附則第五條第八項により読み替えられた第十七條第一項」とする。

号」とあるのは「第十四條第一項第一号から第六号まで及び第八号並びに附則第五條第一項第一号及び第二項第一号」と、「同項第七号」とあるのは「第十四條第一項第七号」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、第二十二條第一項第一号中「第十五條第一項」とあるのは「附則第五條第八項により読み替えられた第十五條第一項」と、同項第二号中「第十七條第一項」とあるのは「附則第五條第八項により読み替えられた第十七條第一項」と、第二十四條第一項中「及び職業能力開發業務及び附則第五條第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開發業務」とあるのは「職業能力開發業務及び附則第五條第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「及び附則第五條第三項第三号に掲げる業務」と、第二十八條第一号中「第十四條第一項及び第三項並びに附則第五條第一項から第三項まで」と、同条第二号中「第十五條第一項」とあるのは「附則第五條第八項により読み替えられた第十五條第一項」と、同条第三号中「第十七條第一項」とあるのは「附則第五條第八項により読み替えられた第十七條第一項」とする。

○ 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）（第百六十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">行政法人福祉医療機構法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、行政法人福祉医療機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する行政法人の名称は、行政法人福祉医療機構とする。</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第三条 行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（中期目標行政法人）</p> <p>第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標行政法人とする。</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人福祉医療機構法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人福祉医療機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人福祉医療機構とする。</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（新設）</p>

(理事の任期)

第八条 理事の任期は、二年とする。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の
準用)

第十三条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定(罰則を含む。)は、前条第一項第七号の規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「行政法人福祉医療機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「行政法人福祉医療機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「行政法人福祉医療機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「行政法人福祉医療機構の事業年度」と読み替えるものとする。

(積立金の処分)

第十六条 (略)

2| 機構は、前条第一号に掲げる業務に係る勘定、同条第四号に掲げる業務に係る勘定及び同条第五号に掲げる業務に係る勘定において、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

(役員任期)

第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の
準用)

第十三条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定(罰則を含む。)は、前条第一項第七号の規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構の事業年度」と読み替えるものとする。

(積立金の処分)

第十六条 (略)

2| 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3| 機構は、前条第一号に掲げる業務に係る勘定、同条第四号に掲げる業務に係る勘定及び同条第五号に掲げる業務に係る勘定において、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4|3| (略)
前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金及び行政法人福祉医療機構債券)
第十七条 機構は、第十二条第一項第一号から第三号まで、第五号、第六号及び第十二号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は行政法人福祉医療機構債券(以下「債券」という。)を發行することができる。

(削る)

2| 前項の規定による債券(当該債券に係る債権が第十九条の規定に基づき信託された貸付債権により担保されているものを除く。)の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

6|5|4|3| (略)
(略)
(略)
(略)

(償還計画)
第二十二條 (略)
(削る)

(財務大臣との協議)
第二十六條 厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣

5|4| (略)
前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金及び独立行政法人福祉医療機構債券)
第十七条 機構は、第十二条第一項第一号から第三号まで、第五号、第六号及び第十二号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立行政法人福祉医療機構債券(以下「債券」という。)を發行することができる。

2| 厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3| 第一項の規定による債券(当該債券に係る債権が第十九条の規定に基づき信託された貸付債権により担保されているものを除く。)の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

7|6|5|4| (略)
(略)
(略)
(略)

(償還計画)
第二十二條 (略)

2| 厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(財務大臣との協議)
第二十六條 厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣

に協議しなければならない。
 一 第十二条第三項若しくは第七項、第十四条第一項、第十七条第一項若しくは第四項、第十九条、第二十条又は第二十二条の認可をしようとするとき。

二・三 (略)
 四 第十六条第三項の厚生労働省令を定めようとするとき。

(主務大臣等)
 第二十七条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣及び厚生労働省令とする。

附 則

(業務の特例)

第五条の二 (略)

2 (略)

11 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	第十六条第二項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

に協議しなければならない。
 一 第十二条第三項若しくは第七項、第十四条第一項、第十七条第一項若しくは第五項、第十九条、第二十条又は第二十二条第一項の認可をしようとするとき。

二・三 (略)
 四 第十六条第四項の厚生労働省令を定めようとするとき。

(主務大臣等)
 第二十七条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。

附 則

(業務の特例)

第五条の二 (略)

2 (略)

11 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	第十六条第三項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

12 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、年金積立金管理運用独立行政法人法附則第十五条第二項中「又はこの法律」とあるのは、「この法律又は行政法人福祉医療機構法」とする。

13 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百十一条第三項の規定によるほか第六項の規定による納付金は年金特別会計の厚生年金勘定の歳入とし、同条第六項第一号中「行政法人福祉医療機構法第十六条第二項」とあるのは「行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第二十一項の規定により読み替えて適用する同法第十六条第二項」と、同法第百十四条第九項中「第十六条第二項」とあるのは「附則第五条の二第二十一項の規定により読み替えて適用する同法第十六条第二項」とする。

14
16 (略)

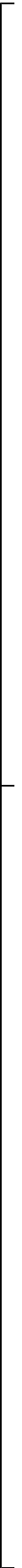
第八条 (社会福祉・医療事業団法の廃止に伴う経過措置)
は、旧事業団法附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧社会福祉事業振興会法（昭和二十八年法律第二百四十号）附則第八項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「この法律」とあるのは「行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）」と、「民法第三十四条（公益法人）の法人」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人」と、「及び民法第三十四条の法人」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人」とする。

12 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、年金積立金管理運用独立行政法人法附則第十五条第二項中「又はこの法律」とあるのは、「この法律又は独立行政法人福祉医療機構法」とする。

13 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百十一条第三項の規定によるほか第六項の規定による納付金は年金特別会計の厚生年金勘定の歳入とし、同条第六項第一号中「独立行政法人福祉医療機構法第十六条第三項」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第二十一項の規定により読み替えて適用する同法第十六条第三項」と、同法第百十四条第九項中「第十六条第三項」とあるのは「附則第五条の二第二十一項の規定により読み替えて適用する同法第十六条第三項」とする。

14
16 (略)

第八条 (社会福祉・医療事業団法の廃止に伴う経過措置)
は、旧事業団法附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧社会福祉事業振興会法（昭和二十八年法律第二百四十号）附則第八項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「この法律」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）」と、「民法第三十四条（公益法人）の法人」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人」と、「及び民法第三十四条の法人」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人」とする。



○ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）（第六十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び行政法人通則法（平成十一年法律第三百号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する行政法人の名称は、行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園とする。</p> <p>（のぞみの園の目的）</p> <p>第三条 行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）は、重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>（中期目標行政法人）</p> <p>第三条の二 のぞみの園は、通則法第二条第二項に規定する中期目標行政法人とする。</p>	<p>独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園とする。</p> <p>（のぞみの園の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）は、重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>（新設）</p>

(理事の任期)

第八条 理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間（その末日が通則法第二十一条第一項に規定する理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とする。

(役員任期)

第八条 理事長の任期は、任命の日から、その日を含むのぞみの園に係る通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の末日までとする。

2 | 通則法第二十九条第一項後段の規定により中期目標が変更された場合において中期目標の期間が変更されたときは、理事長の任期は、変更後の中期目標の期間の末日までとする。

3 | 理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間（その末日が理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とする。

4 | 第二項の規定により理事長の任期が変更された場合において、理事の任期の末日が理事長の任期の末日後となるときは、当該理事の任期は、変更後の理事長の任期の末日までとする。

5 | 監事の任期は、二年とする。

(積立金の処分)

第十二条 (略)

2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(主務大臣等)

第十三条 のぞみの園に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣及び厚生労働省令とする。

(積立金の処分)

第十二条 (略)

2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(主務大臣等)

第十三条 のぞみの園に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。

○ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）（第百六十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（指定医療機関の指定） 第十六条 指定入院医療機関の指定は、国、都道府県、行政執行法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）<u>第二条第三項に規定する行政執行法人をいう。</u>）又は都道府県若しくは都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）<u>第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。</u>）が開設する病院であつて厚生労働省令で定める基準に適合するものの全部又は一部について、その開設者の同意を得て、厚生労働大臣が行う。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（指定医療機関の指定） 第十六条 指定入院医療機関の指定は、国、都道府県、<u>特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）<u>第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。</u>）</u>又は都道府県若しくは都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）<u>第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。</u>）が開設する病院であつて厚生労働省令で定める基準に適合するものの全部又は一部について、その開設者の同意を得て、厚生労働大臣が行う。</p>

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）（第六百六十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正）</p> <p>第二条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第四十条の六を第四十条の九とし、第四十条の五の次に次の三条を加える。</p> <p>第四十条の六 労働者派遣の役務の提供を受ける者（<u>国（行政執行法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三号））</u>）<u>第二条第三項に規定する行政執行法人をいう。</u>）を含む。次条において同じ。）及び地方公共団体（特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号））<u>第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。</u>）を含む。次条において同じ。）の機関を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、その時点において、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者から当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、その時点における当該派遣労働者に係る労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなす。ただし、労働者派遣の役務の提供を受ける者が、その行った行為が次の各号のいずれかの行為に該当することを知らず、かつ、知らなかつたことにつき過失がなかつたときは、この限りでない。</p>	<p>（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正）</p> <p>第二条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第四十条の六を第四十条の九とし、第四十条の五の次に次の三条を加える。</p> <p>第四十条の六 労働者派遣の役務の提供を受ける者（<u>国（特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号））</u>）<u>第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。</u>）を含む。次条において同じ。）及び地方公共団体（特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号））<u>第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。</u>）を含む。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、その時点において、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者から当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、その時点における当該派遣労働者に係る労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなす。ただし、労働者派遣の役務の提供を受ける者が、その行った行為が次の各号のいずれかの行為に該当することを知らず、かつ、知らなかつたことにつき過失がなかつたときは、この限りでない。</p>

2 一
5 5
4 四
(略) (略)

2 一
5 5
4 四
(略) (略)

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）（第六十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第五十六条 当分の間、附則第五十二条の規定による改正後の知的障害者福祉法（以下この条及び附則第五十八条において「新法」という。）第九条第二項中「第十六条第一項第二号の規定により入所措置」とあるのは「第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定により入所若しくは入居の措置」と、又は行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法」とあるのは「若しくは行政法人国立重度知的障害者総合施設</p>	<p>第五十六条 当分の間、附則第五十二条の規定による改正後の知的障害者福祉法（以下この条及び附則第五十八条において「新法」という。）第九条第二項中「第十六条第一項第二号の規定により入所措置」とあるのは「第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定により入所若しくは入居の措置」と、又は行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法」とあるのは「若しくは独立行政法人国立重度知的障害者</p>
<p>第五十条 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス（障害者支援施設、行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号の規定により行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス（施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。以下同じ。）を除く。）を行う事業をいう。</p>	<p>第五十条 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス（障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス（施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。以下同じ。）を除く。）を行う事業をいう。</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>

2

(略)

のぞみの園法」と、「」に入所して」とあるのは「」に入所し、又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十五項に規定する共同生活援助を行う住居（以下この項において「共同生活住居」という。）に入居して」と、「又は生活保護法」とあるのは、「共同生活住居又は生活保護法」と、「入所前」とあるのは「入所又は入居の前」と、「特定施設に入所して」とあるのは「特定施設に入所又は入居をして」と、「入所した」とあるのは「入所又は入居をした」と、同条第三項中「第十六条第一項第二号の規定により入所措置」とあるのは「第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定により入所若しくは入居の措置」と、「入所した」とあるのは「入所又は入居をした」と、同条第四項中「入所して」とあるのは「入所し、又は入居して」とする。

2

(略)

総合施設のぞみの園法」と、「」に入所して」とあるのは「」に入所し、又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十五項に規定する共同生活援助を行う住居（以下この項において「共同生活住居」という。）に入居して」と、「又は生活保護法」とあるのは、「共同生活住居又は生活保護法」と、「入所前」とあるのは「入所又は入居の前」と、「特定施設に入所して」とあるのは「特定施設に入所又は入居をして」と、「入所した」とあるのは「入所又は入居をした」と、同条第三項中「第十六条第一項第二号の規定により入所措置」とあるのは「第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定により入所若しくは入居の措置」と、「入所した」とあるのは「入所又は入居をした」と、同条第四項中「入所して」とあるのは「入所し、又は入居して」とする。

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（雇用福祉事業の廃止に伴う経過措置）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 政府は、行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項各号に掲げる暫定雇用福祉事業の一部を行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとする。</p> <p>（独立行政法人福祉医療機構法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二百一十一条 附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法に基づく年金たる給付の受給権者は、前条の規定による改正後の行政法人福祉医療機構法第十二条第一項第十二号に規定する厚生年金等受給権者とみなして、同条及び同法第二十四条第一項の規定を適用する。</p> <p>第三百二十九条 前条第四項の規定により年金特別会計の業務勘定に帰属した権利義務に係る附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に生ずる収入のうち、附則第二百二十条の規定による改正後の行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第六項の規定による納付金その他の収入であつて政令で定めるものに相当する金額は、政令で定めるところにより、労働保険特別会計の労災勘定若しくは雇用勘定又は年金特別会計の健康勘定</p>	<p>附則</p> <p>（雇用福祉事業の廃止に伴う経過措置）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 政府は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項各号に掲げる暫定雇用福祉事業の一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとする。</p> <p>（独立行政法人福祉医療機構法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二百一十一条 附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法に基づく年金たる給付の受給権者は、前条の規定による改正後の独立行政法人福祉医療機構法第十二条第一項第十二号に規定する厚生年金等受給権者とみなして、同条及び同法第二十四条第一項の規定を適用する。</p> <p>第三百二十九条 前条第四項の規定により年金特別会計の業務勘定に帰属した権利義務に係る附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に生ずる収入のうち、附則第二百二十条の規定による改正後の独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第六項の規定による納付金その他の収入であつて政令で定めるものに相当する金額は、政令で定めるところにより、労働保険特別会計の労災勘定若しくは雇用勘定又は年金特別会計の健康勘定</p>

2 に繰り入れるものとする。
(略)

2 勘定に繰り入れるものとする。
(略)

○ 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第四百号）（第六十七條關係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（情報の提供等） 第二百二条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前二項の規定により日本側保有機関が相手国側保有機関に提供した保有情報の本人又はその遺族（政令で定める社会保障協定に係るものに限る。）は、日本側保有機関の長に対し、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）又は行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）の規定によるほか、当該保有情報の内容又は相手国側保有機関への提供の目的について、書面によりその開示を請求することができる。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 日本側保有機関は、相手国側保有機関から提供を受けた情報であつて個人に関するものについて、個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、行政機関の保有する個人情報に関する法律又は行政法人等の保有する個人情報に関する法律の規定によるほか、これらの法律における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>（情報の提供等） 第二百二条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前二項の規定により日本側保有機関が相手国側保有機関に提供した保有情報の本人又はその遺族（政令で定める社会保障協定に係るものに限る。）は、日本側保有機関の長に対し、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）の規定によるほか、当該保有情報の内容又は相手国側保有機関への提供の目的について、書面によりその開示を請求することができる。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 日本側保有機関は、相手国側保有機関から提供を受けた情報であつて個人に関するものについて、個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、行政機関の保有する個人情報に関する法律又は独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律の規定によるほか、これらの法律における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（役員職務及び権限等） 第十二条（略） 2・3（略） 4 監事は、次に掲げる事項を監査する。 一（略） 二 機構の業務（業務に際しての個人情報（行政法人等の保有する個人情報）の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第二項に規定する個人情報）その他厚生労働省令で定めるものをいう。第三十八条第一項において同じ。）の管理を含む。）の状況 5（略） 10（略） 第三十八条（略） 2・9（略） 10 年金個人情報行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第三項に規定する保有個人情報の適用については、同項各号中「第九条第一項及び第二項」とあるのは、「日本年金機構法（平成十九年法律第九号）第三十八条第四項及び第五項」とするほか、同法の規定の適用に必要技術的読替は、政令で定める。</p>	<p>（役員職務及び権限等） 第十二条（略） 2・3（略） 4 監事は、次に掲げる事項を監査する。 一（略） 二 機構の業務（業務に際しての個人情報（独立行政法人等の保有する個人情報）の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第二項に規定する個人情報）その他厚生労働省令で定めるものをいう。第三十八条第一項において同じ。）の管理を含む。）の状況 5（略） 10（略） 第三十八条（略） 2・9（略） 10 年金個人情報独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第三項に規定する保有個人情報の適用については、同項各号中「第九条第一項及び第二項」とあるのは、「日本年金機構法（平成十九年法律第九号）第三十八条第四項及び第五項」とするほか、同法の規定の適用に必要技術的読替は、政令で定める。</p>

○ 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）（第百六十八条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案		現行		
2 ・ 3 (略)	二 一 (略)	二 一 (略)	二 一 (略)	
	<p>（公務員に関する特例） 第十六条 次の表の上欄に掲げる者（以下「公務員」という。）についてこの章の規定を適用する場合には、第六条第一項中「住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）」とあり、並びに第七条第一項及び第十三条第一項中「市町村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。</p> <p>一 常時勤務に服することを要する国家公務員その他政令で定める国家公務員（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）による改正前の独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人に勤務する者を除く。）</p>	<p>（公務員に関する特例） 第十六条 次の表の上欄に掲げる者（以下「公務員」という。）についてこの章の規定を適用する場合には、第六条第一項中「住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）」とあり、並びに第七条第一項及び第十三条第一項中「市町村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。</p> <p>一 常時勤務に服することを要する国家公務員その他政令で定める国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人に勤務する者を除く。）</p>	<p>当該国家公務員の所属する各省各庁（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。）の長（裁判所にあっては、最高裁判所長官とする。以下同じ。）又はその委任を受けた者</p>	<p>当該国家公務員の所属する各省各庁（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。）の長（裁判所にあっては、最高裁判所長官とする。以下同じ。）又はその委任を受けた者</p>

○ 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）（第百六十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（雇用・能力開発機構の発行した雇用・能力開発債券に関する経過措置）</p> <p>第十一条 旧雇用・能力開発機構法第十五条第一項の規定により雇用・能力開発機構が発行した雇用・能力開発債券は、中小企業退職金共済法第七十五条の二第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項の規定による財形住宅債券とみなす。</p> <p style="text-align: center;">（検討）</p> <p>第十六条 政府は、この法律の施行後必要に応じ、新機構法の施行の状況を勘案し、行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）第十四条第一項に規定する業務の必要性の有無を含めた在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 政府は、前項の規定により行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第十四条第一項第七号に掲げる業務に係る検討を加えようとするときは、労働者を代表する者、事業主を代表する者、関係都道府県その他の関係者の意見を聴くものとする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（雇用・能力開発機構の発行した雇用・能力開発債券に関する経過措置）</p> <p>第十一条 旧雇用・能力開発機構法第十五条第一項の規定により雇用・能力開発機構が発行した雇用・能力開発債券は、新中退法第七十五条の二第四項及び第五項の規定の適用については、同条第一項の規定による財形住宅債券とみなす。</p> <p style="text-align: center;">（検討）</p> <p>第十六条 政府は、この法律の施行後必要に応じ、新機構法の施行の状況を勘案し、新機構法第十四条第一項に規定する業務の必要性の有無を含めた在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 政府は、前項の規定により新機構法第十四条第一項第七号に掲げる業務に係る検討を加えようとするときは、労働者を代表する者、事業主を代表する者、関係都道府県その他の関係者の意見を聴くものとする。</p>

○ 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）（第七十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p> 第三條（定義） 第三條（略） 2 この法律において「施設入所等子ども」とは、次に掲げる子どもをいう。 一・二（略） 三 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第 号）第一条の規定による改正前の障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下この号において「旧自立支援法」という。）第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは附則第二十一条第一項の規定により介護給付費等（旧自立支援法第十九条第一項に規定する介護給付費等をいう。）の支給を受けて又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第二項若しくは知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（旧自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。）、旧自立支援法附則第四十一条第一項若しくは第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧自立支援法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生支援施設若しくは旧自立支援法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者支援施設（以下 </p>	<p> 第三條（定義） 第三條（略） 2 この法律において「施設入所等子ども」とは、次に掲げる子どもをいう。 一・二（略） 三 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第 号）第一条の規定による改正前の障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下この号において「旧自立支援法」という。）第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは附則第二十一条第一項の規定により介護給付費等（旧自立支援法第十九条第一項に規定する介護給付費等をいう。）の支給を受けて又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第二項若しくは知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（旧自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。）、旧自立支援法附則第四十一条第一項若しくは第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧自立支援法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生支援施設若しくは旧自立支援法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者支援施設（以下 </p>

「旧身体障害者更生援護施設等」という。）又はのぞみの園（独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第 号）第六十三条の規定による改正前の独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一号第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。以下同じ。）に入所している子ども（当該旧身体障害者更生援護施設等に通う者及び厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除き、子どものみで構成する世帯に属している者に限る。）

四（略）

（公務員に関する特例）
 第十六条 次の表の上欄に掲げる者（以下「公務員」という。）である一般受給資格者についてこの章の規定を適用する場合には、第六条第一項中「住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）」とあり、並びに第七条第一項及び第十三条第一項中「市町村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

一 常時勤務に服することを要する国家公務員その他政令で定める国家公務員（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）による改正前の独立行政法人通則法（平成十一	当該国家公務員の所属する各省各庁（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。）の長（裁判所にあっては、最高裁判所長官とする。以下同じ。）又はその委任を受けた者
---	---

「旧身体障害者更生援護施設等」という。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一号第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。以下同じ。）に入所している子ども（当該旧身体障害者更生援護施設等に通う者及び厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除き、子どものみで構成する世帯に属している者に限る。）

四（略）

（公務員に関する特例）
 第十六条 次の表の上欄に掲げる者（以下「公務員」という。）である一般受給資格者についてこの章の規定を適用する場合には、第六条第一項中「住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）」とあり、並びに第七条第一項及び第十三条第一項中「市町村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

一 常時勤務に服することを要する国家公務員その他政令で定める国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人に勤務する者を除く。）	当該国家公務員の所属する各省各庁（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。）の長（裁判所にあっては、最高裁判所長官とする。以下同じ。）又はその委任を受けた者
--	---

2 ・ 3 (略)	二 (略)	年法律第百三十三号) 第二 条第二項に規定す る特定独立行政人 に勤務する者を除く
	(略)	

2 ・ 3 (略)	二 (略)	
	(略)	

○ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）
 （第七十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国家公務員共済組合法の一部改正） 第二条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。 （略）</p> <p>第九十九条第一項中「組合の給付」を「組合の短期給付」に、「介護納付金並びに基礎年金拠出金」を「並びに介護納付金」に、「組合の事務」を「短期給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に係る組合の事務」に、「を含む。第三項」を「（第五項の規定による国の負担に係るもの並びに第七項及び第八項において読み替えて適用する第五項の規定による行政執行法人の負担に係るものを除く。）を含み、第四項（第二号を除く。）の規定による同項に規定する国等の負担に係るものを除く。以下この項及び次項」に、「のうち次の各号に規定する費用は、当該各号に」を「は、次に」に改め、同項後段を削り、同項第一号を次のように改める。</p> <p>一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。）については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における次項第一号の掛金及び負担金の額とが等しくなるようにするこ</p> <p>第九十九条第一項第二号中「次項第一号の二」を「次項第二号」に改め、同項第三号を削り、同条第二項第一号中「費用」の下に「（次号に掲げるものを除く</p>	<p>（国家公務員共済組合法の一部改正） 第二条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。 （略）</p> <p>第九十九条第一項中「組合の給付」を「組合の短期給付」に、「介護納付金並びに基礎年金拠出金」を「並びに介護納付金」に、「組合の事務」を「短期給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に係る組合の事務」に、「を含む。第三項」を「（第五項の規定による国の負担に係るもの並びに第七項及び第八項において読み替えて適用する第五項の規定による特定独立行政法人の負担に係るものを除く。）を含み、第四項（第二号を除く。）の規定による同項に規定する国等の負担に係るものを除く。以下この項及び次項」に、「のうち次の各号に規定する費用は、当該各号に」を「は、次に」に改め、同項後段を削り、同項第一号を次のように改める。</p> <p>一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。）については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における次項第一号の掛金及び負担金の額とが等しくなるようにするこ</p> <p>第九十九条第一項第二号中「次項第一号の二」を「次項第二号」に改め、同項第三号を削り、同条第二項第一号中「費用」の下に「（次号に掲げるものを除く</p>

。）」を加え、同項第二号及び第三号を削り、同項第一号の二を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、「及び国の負担金」とあるのは、「労働組合の負担金及び行政執行法人の負担金」と、同項第一号から第二号までの規定中「及び」、「同項第三号中「国の負担金」とあるのは「行政執行法人の負担金」と、同項第四号中「国の負担金」とあるのは「労働組合の負担金」と」を削り、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「及び国の負担金」とあるのは「労働組合の負担金及び国の負担金」と、同項第一号から第二号まで及び第四号中「国の負担金」とあるのは「」を「国の負担金」とあるのは、「」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 組合の長期給付に要する費用（基礎年金拠出金の納付に要する費用（次項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による国等の負担に係るものを除く。）及び長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係る事務に要する費用（第五項の規定による国の負担に係るもの並びに第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する第五項の規定による行政執行法人の負担に係るものを除く。）を含む。）については、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料をもつて充てる。

（略）

第二百二十四条の二第一項中「（第四十一条第二項の規定を除く。）」及び「、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第二項中「及び国の負担金」とあるのは、「、公庫等又は特定公庫等の負担金及び

。）」を加え、同項第二号及び第三号を削り、同項第一号の二を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、「及び国の負担金」とあるのは、「労働組合の負担金及び特定独立行政法人の負担金」と、同項第一号から第二号までの規定中「及び」、「同項第三号中「国の負担金」とあるのは「特定独立行政法人の負担金」と、同項第四号中「国の負担金」とあるのは「労働組合の負担金」と」を削り、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「及び国の負担金」とあるのは「労働組合の負担金及び国の負担金」と、同項第一号から第二号まで及び第四号中「国の負担金」とあるのは「」を「国の負担金」とあるのは、「」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 組合の長期給付に要する費用（基礎年金拠出金の納付に要する費用（次項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による国等の負担に係るものを除く。）及び長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係る事務に要する費用（第五項の規定による国の負担に係るもの並びに第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する第五項の規定による特定独立行政法人の負担に係るものを除く。）を含む。）については、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料をもつて充てる。

（略）

第二百二十四条の二第一項中「（第四十一条第二項の規定を除く。）」及び「、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第二項中「及び国の負担金」とあるのは、「、公庫等又は特定公庫等の負担金及び

国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金」とを削り、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「労働組合」を「それぞれ第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号に掲げる費用及び同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定により負担することとなる費用（同条第五項の規定により負担することとなる費用にあつては、長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係るものに限る。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、行政執行人又は労働組合」に、「若しくは特定公庫等」を「又は特定公庫等」に改める。

（略）

附則第二十条の三第四項の表第八条第一項の項中「附則第二十条の三第二項」を「附則第二十条の三第二項」に改め、同表第九十九条第一項第一号及び第三号の項中「第九十九条第一項第一号及び第三号」を「第九十九条第一項」に、「附則第二十条の三第四項」を「附則第二十条の二第四項」に、「第四項の」を「第五項の」に改め、同表第九十九条第三項の項から第九十九条第五項の項までを次のように改める。

第九十九条

を除外。

並びに附則第二十条の二第四項において読み

国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金」とを削り、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「労働組合」を「それぞれ第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号に掲げる費用及び同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定により負担することとなる費用（同条第五項の規定により負担することとなる費用にあつては、長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係るものに限る。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、特定独立行政法人又は労働組合」に、「若しくは特定公庫等」を「又は特定公庫等」に改める。

（略）

附則第二十条の三第四項の表第八条第一項の項中「附則第二十条の三第二項」を「附則第二十条の二第二項」に改め、同表第九十九条第一項第一号及び第三号の項中「第九十九条第一項第一号及び第三号」を「第九十九条第一項」に、「附則第二十条の三第四項」を「附則第二十条の二第四項」に、「第四項の」を「第五項の」に改め、同表第九十九条第三項の項から第九十九条第五項の項までを次のように改める。

第九十九条

を除外。

並びに附則第二十条の二第四項において読み替え

第九十九条 第四項	若しくは独立行政法人国立病院機構	、独立行政法人国立病院機構若しくは行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構	替えて適用する第五項の規定による郵政会社等の負担に係るものを除く。）を含む
第九十九条 第五項	負担する	負担し、郵政会社等は政令で定めるところにより郵政会社等が負担することとなる金額を負担する	

附 則

(国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正)

第三百三十六条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法第百二条の規定の適用については、同条第一項中「各省各庁の長(環境大臣を含む。)、行政執行法人又は労働組合は、それぞれ第九十九条第二項(同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)」及び第五項(同条第七項及び第八項

第九十九条 第四項	若しくは独立行政法人国立病院機構	、独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構	て適用する第五項の規定による郵政会社等の負担に係るものを除く。）を含む
第九十九条 第五項	負担する	負担し、郵政会社等は政令で定めるところにより郵政会社等が負担することとなる金額を負担する	

附 則

(国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正)

第三百三十六条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法第百二条の規定の適用については、同条第一項中「各省各庁の長(環境大臣を含む。)、特定独立行政法人又は労働組合は、それぞれ第九十九条第二項(同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)」及び第五項(同条第七項及び第八項

の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに」とあるのは「国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第七條第三項に規定する派遣先企業(以下この条において「派遣先企業」という。)は、「と、「国、行政執行法人又は労働組合」とあるのは「派遣先企業」と、同條第四項中「第九十九條第二項第三号に掲げる費用及び同條第五項(同條第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により負担することとなる費用(同條第五項の規定により負担することとなる費用にあつては、長期給付(基礎年金拠出金を含む。)に係るものに限る。)並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、行政執行法人又は労働組合」とあるのは「派遣先企業」とする。

(略)

(行政法人福祉医療機構法の一部改正)

第四百四十四條 行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項第十二号中「年金たる給付」の下に「(厚生年金保険法に基づく年金たる保険給付にあつては、政府が支給するものに限る。)」を加える。
附則第五條の二第三項中「国民年金法第五條第一項第二号から第四号までに掲げる法律の規定による組合員又は加入者」を「厚生年金保険法第二條の五第一項第二号から第四号までに規定する第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者及び第四号厚生年金被保険者」に改める。

(行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部

八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに」とあるのは「国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第七條第三項に規定する派遣先企業(以下この条において「派遣先企業」という。)は、「と、「国、特定独立行政法人又は労働組合」とあるのは「派遣先企業」と、同條第四項中「第九十九條第二項第三号に掲げる費用及び同條第五項(同條第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により負担することとなる費用(同條第五項の規定により負担することとなる費用にあつては、長期給付(基礎年金拠出金を含む。)に係るものに限る。)並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、特定独立行政法人又は労働組合」とあるのは「派遣先企業」とする。

(略)

(独立行政法人福祉医療機構法の一部改正)

第四百四十四條 独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項第十二号中「年金たる給付」の下に「(厚生年金保険法に基づく年金たる保険給付にあつては、政府が支給するものに限る。)」を加える。
附則第五條の二第三項中「国民年金法第五條第一項第二号から第四号までに掲げる法律の規定による組合員又は加入者」を「厚生年金保険法第二條の五第一項第二号から第四号までに規定する第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者及び第四号厚生年金被保険者」に改める。

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部

改正)

第四百五十五条 行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項を削り、同条第二項中「うち厚生年金保険法」の下に「(昭和二十九年法律第百十五号)」を加え、「平成八年改正前の共済法」を「厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下この条において「平成八年厚生年金等改正法」という。)(第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号。次項において「平成八年改正前の共済法」という。))」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

(調整規定)

第四百六十六条 この法律の施行の日が外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律(平成八年法律第七十一号)の施行の前である場合には、同法附則第二条のうち行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第七条第二項の改正規定中「附則第七条第二項」とあるのは、「附則第七条第一項」とする。

(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正)

第四百四十七条 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

(略)

第十四条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

一部改正)

第四百五十五条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項を削り、同条第二項中「うち厚生年金保険法」の下に「(昭和二十九年法律第百十五号)」を加え、「平成八年改正前の共済法」を「厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下この条において「平成八年厚生年金等改正法」という。)(第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号。次項において「平成八年改正前の共済法」という。))」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

(調整規定)

第四百六十六条 この法律の施行の日が外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律(平成八年法律第七十一号)の施行の前である場合には、同法附則第二条のうち独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第七条第二項の改正規定中「附則第七条第二項」とあるのは、「附則第七条第一項」とする。

(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正)

第四百四十七条 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

(略)

第十四条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 私立大学派遣検察官等に関する国共済法第百二条の規定の適用については、同条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、行政執行法人又は労働組合」とあるのは「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第三条第一項に規定する法科大学院設置者（以下「法科大学院設置者」という。）及び国」と、「第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、行政執行法人又は労働組合」とあるのは「法科大学院設置者及び国」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号に掲げる費用及び同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）以下この項において同じ。」の規定により負担することとなる費用（同条第五項の規定により負担することとなる費用（同条第五項、長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係るものに限る。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、行政執行法人又は労働組合」とあるのは「法科大学院設置者及び国」とする。

（略）

（判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正）

第四百九十九条 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし

3 私立大学派遣検察官等に関する国共済法第百二条の規定の適用については、同条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人又は労働組合」とあるのは「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第三条第一項に規定する法科大学院設置者（以下「法科大学院設置者」という。）及び国」と、「第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、特定独立行政法人又は労働組合」とあるのは「法科大学院設置者及び国」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号に掲げる費用及び同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）以下この項において同じ。」の規定により負担することとなる費用（同条第五項の規定により負担することとなる費用（同条第五項、長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係るものに限る。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、特定独立行政法人又は労働組合」とあるのは「法科大学院設置者及び国」とする。

（略）

（判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正）

第四百九十九条 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし

、同項の次に次の一項を加える。

3 弁護士職務従事職員に関する国家公務員共済組合法第百二条の規定の適用については、同条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）」、行政執行法人又は労働組合」とあるのは「判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）第二条第七項に規定する受入先弁護士法人等（以下「受入先弁護士法人等」という。）」と、「それぞれ第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、行政執行法人又は労働組合」とあるのは「受入先弁護士法人等」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号に掲げる費用及び同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」の規定により負担することとなる費用（同条第五項の規定により負担することとなる費用にあつては、長期給付（基礎年金拠出金を含む。）」に係るものに限る。）」並びに「国、行政執行法人又は労働組合」とあるのは「受入先弁護士法人等」とする。

（略）

（独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の一部改正）

第百五十五条 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）の一部を次のように改正する。

（略）

、同項の次に次の一項を加える。

3 弁護士職務従事職員に関する国家公務員共済組合法第百二条の規定の適用については、同条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）」、特定独立行政法人又は労働組合」とあるのは「判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）第二条第七項に規定する受入先弁護士法人等（以下「受入先弁護士法人等」という。）」と、「それぞれ第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、特定独立行政法人又は労働組合」とあるのは「受入先弁護士法人等」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号に掲げる費用及び同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」の規定により負担することとなる費用（同条第五項の規定により負担することとなる費用にあつては、長期給付（基礎年金拠出金を含む。）」に係るものに限る。）」並びに「国、特定独立行政法人又は労働組合」とあるのは「受入先弁護士法人等」とする。

（略）

（独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の一部改正）

第百五十五条 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）の一部を次のように改正する。

（略）

附則第六条に見出しとして「(厚生年金保険法の規定の適用の特例)」を付し、同条第一項から第三項までを削り、同条第四項中「機構の役職員であった組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間」を「施行日の前日において厚生年金基金(機構の事務所を厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第百十七条第三項に規定する設立事業所とする厚生年金基金をいう。以下この条において同じ。)」の加入員である厚生年金保険の被保険者であった者(機構の役員又は職員であった者に限る。)(で施行日に林野庁共済組合又は農林水産省共済組合の組合員となつた者(研究所又はセンターの役員又は職員となつた者に限る。))のうち、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間(厚生年金基金の加入員である厚生年金保険の被保険者であつた期間(機構の役員又は職員であつた期間に限る。))に係るものに限る。)(及び国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者期間(林野庁共済組合又は農林水産省共済組合の組合員である期間(研究所又はセンターの役員又は職員である期間に限る。))に係るもの限り、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)附則第七条第一項の規定により同項に規定する第二号厚生年金被保険者期間とみなされた同法附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間(林野庁共済組合又は農林水産省共済組合の組合員であつた期間(研究所若しくは国立研究開発行政法人森林総合研究所又はセンターの役員又は職員である期間に限る。))に係るもの)の役員又は職員である期間に限る。)(を含ま。)(に、「国家公務員共済組合法附則第十二条の四の三第一項又は第三項」を「厚生年金保険法附則第九条の三第一項又は第三項」に、「組

附則第六条に見出しとして「(厚生年金保険法の規定の適用の特例)」を付し、同条第一項から第三項までを削り、同条第四項中「機構の役職員であった組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間」を「施行日の前日において厚生年金基金(機構の事務所を厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第百十七条第三項に規定する設立事業所とする厚生年金基金をいう。以下この条において同じ。)」の加入員である厚生年金保険の被保険者であった者(機構の役員又は職員であった者に限る。)(で施行日に林野庁共済組合又は農林水産省共済組合の組合員となつた者(研究所又はセンターの役員又は職員となつた者に限る。))のうち、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間(厚生年金基金の加入員である厚生年金保険の被保険者であつた期間(機構の役員又は職員であつた期間に限る。))に係るものに限る。)(及び国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者期間(林野庁共済組合又は農林水産省共済組合の組合員である期間(研究所又はセンターの役員又は職員である期間に限る。))に係るもの限り、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)附則第七条第一項の規定により同項に規定する第二号厚生年金被保険者期間とみなされた同法附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間(林野庁共済組合又は農林水産省共済組合の組合員であつた期間(研究所又はセンターの役員又は職員である期間に限る。))に係るもの)の役員又は職員である期間に限る。)(を含ま。)(に、「国家公務員共済組合法附則第十二条の四の三第一項又は第三項」を「厚生年金保険法附則第九条の三第一項又は第三項」に、「組合員期間」を「国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者

「合員期間」を「、国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者期間」に改め、同項を同条とする。
(略)

「期間」に改め、同項を同条とする。
(略)

○ 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）（第七十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（農薬の登録） 第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 農林水産大臣は、前項の申請を受けたときは、行政 法人農林水産消費安全技術センター（以下「セン ター」という。）に農薬の見本について検査をさせ、次条 第一項の規定による指示をする場合を除き、遅滞なく 当該農薬を登録し、かつ、次の事項を記載した登録票 を交付しなければならない。</p> <p>一 〇六（略）</p> <p>4 〇六（略）</p>	<p>（農薬の登録） 第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 農林水産大臣は、前項の申請を受けたときは、<u>独立</u> 行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「セン ター」という。）に農薬の見本について検査をさせ、 次条第一項の規定による指示をする場合を除き、遅滞 なく当該農薬を登録し、かつ、次の事項を記載した登 録票を交付しなければならない。</p> <p>一 〇六（略）</p> <p>4 〇六（略）</p>

改正案	現行
<p>（登録） 第七条 前条第一項の規定により登録の申請があつたときは、農林水産大臣は行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）に、都道府県知事はその職員に、申請書の記載事項及び肥料の見本について調査をさせ、当該肥料が公定規格に適合し、かつ、当該肥料の名称が第二十六条第二項の規定に違反しないことを確認したときは、当該肥料を登録しなければならぬ。ただし、調査の結果、前条第一項第六号の農林水産省令で定める肥料並びに第四条第一項第三号及び第五号に掲げる肥料については、通常の施用方法に従い当該肥料を施用する場合には、植物に害があることを認められるとき、農作物が適用植物の範囲に含まれている特定普通肥料については、申請書に記載された適用植物の範囲及び施用方法に従い当該特定普通肥料を施用する場合には、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されると認められるときは、この限りでない。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（登録） 第七条 前条第一項の規定により登録の申請があつたときは、農林水産大臣は独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）に、都道府県知事はその職員に、申請書の記載事項及び肥料の見本について調査をさせ、当該肥料が公定規格に適合し、かつ、当該肥料の名称が第二十六条第二項の規定に違反しないことを確認したときは、当該肥料を登録しなければならぬ。ただし、調査の結果、前条第一項第六号の農林水産省令で定める肥料並びに第四条第一項第三号及び第五号に掲げる肥料については、通常の施用方法に従い当該肥料を施用する場合には、植物に害があることを認められるとき、農作物が適用植物の範囲に含まれている特定普通肥料については、申請書に記載された適用植物の範囲及び施用方法に従い当該特定普通肥料を施用する場合には、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されると認められるときは、この限りでない。</p> <p>2・3 （略）</p>

○ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）（第七十二条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（登録認定機関の登録） 第十六条（略） 2 農林水産大臣は、前項の規定による申請があつた場合において、必要があると認めるときは、行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）に、当該申請が第十七条の二第一項各号に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。</p>	<p>（登録認定機関の登録） 第十六条（略） 2 農林水産大臣は、前項の規定による申請があつた場合において、必要があると認めるときは、<u>独立行政法人農林水産消費安全技術センター</u>（以下「センター」という。）に、当該申請が第十七条の二第一項各号に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。</p>

○ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）

（第百七十二条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（検定及び表示） 第五条 第三条第一項の規定により規格が定められた飼料又は飼料添加物で、その飼料の使用又はその飼料添加物を含む飼料の使用が原因となつて、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されるおそれが特に多いと認められるものとして政令で定めるもの（以下「特定飼料等」という。）は、行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）が農林水産省令で定める方法により行う検定を受け、当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に、これに合格したことを示す特別な表示が付されているものでなければ、販売してはならない。ただし、次に掲げる特定飼料等については、この限りでない。</p> <p>一・二（略） 二・三（略）</p>	<p>（検定及び表示） 第五条 第三条第一項の規定により規格が定められた飼料又は飼料添加物で、その飼料の使用又はその飼料添加物を含む飼料の使用が原因となつて、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されるおそれが特に多いと認められるものとして政令で定めるもの（以下「特定飼料等」という。）は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）が農林水産省令で定める方法により行う検定を受け、当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に、これに合格したことを示す特別な表示が付されているものでなければ、販売してはならない。ただし、次に掲げる特定飼料等については、この限りでない。</p> <p>一・二（略） 二・三（略）</p>

○ 地力増進法（昭和五十九年法律第三十四号）（第七百七十二條關係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（センターによる立入検査） 第十七条 農林水産大臣は、前条第一項の場合において 必要があると認めるときは、行政法人農林水産消費安 全技術センター（以下「センター」という。）に、製 造業者又は販売業者の工場、事業場、店舗、営業所、 事務所又は倉庫に立ち入り、土壌改良資材、その原料 、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 ～ 4 （略）</p>	<p>（センターによる立入検査） 第十七条 農林水産大臣は、前条第一項の場合において 必要があると認めるときは、<u>独立行政法人農林水産消</u> <u>費安全技術センター</u>（以下「センター」という。）に 、製造業者又は販売業者の工場、事業場、店舗、営業 所、事務所又は倉庫に立ち入り、土壌改良資材、その 原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができ る。</p> <p>2 ～ 4 （略）</p>

○ 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）（第七十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（センターによる立入検査等） 第十三条 農林水産大臣は、前条第一項の場合において 必要があると認めるときは、行政法人農林水産消費安 全技術センター（以下「センター」という。）に、同 項に規定する者の事業場、倉庫、船舶、車両その他愛 がん動物用飼料の製造、輸入、販売、輸送又は保管の 業務に関係がある場所に立ち入り、愛がん動物用飼料 、その原材料若しくは業務に関する帳簿、書類その他 の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査に必 要な限度において愛がん動物用飼料若しくはその原材 料を集取させることができる。ただし、愛がん動物用 飼料又はその原材料を集取させるときは、時価によつ てその対価を支払わなければならない。</p> <p>2 5 （略）</p>	<p>（センターによる立入検査等） 第十三条 農林水産大臣は、前条第一項の場合において 必要があると認めるときは、独立行政法人農林水産消 費安全技術センター（以下「センター」という。）に 、同項に規定する者の事業場、倉庫、船舶、車両その 他愛がん動物用飼料の製造、輸入、販売、輸送又は保 管の業務に関係がある場所に立ち入り、愛がん動物用 飼料、その原材料若しくは業務に関する帳簿、書類そ の他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査 に必要な限度において愛がん動物用飼料若しくはその 原材料を集取させることができる。ただし、愛がん動 物用飼料又はその原材料を集取させるときは、時価に よつてその対価を支払わなければならない。</p> <p>2 5 （略）</p>

○ 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和三十六年法律第百六十二号）（第七十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、北方地域の施政について存する特殊事情及びこれに基因して北方地域旧漁業権者等の置かれていた特殊な地位等に鑑み、行政法人北方領土問題対策協会に北方地域旧漁業権者等その他の者の営む漁業その他の事業及びその生活に必要な資金を低利で融通させ、もつてこれらの者の営む漁業その他の事業の経営とその生活の安定を図ることを目的とする。</p> <p>(基金)</p> <p>第三条 行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）に、次条各号に掲げる業務の遂行に必要な資金の財源に充てるための基金を置く。</p> <p>2 前項の基金の額は、行政法人北方領土問題対策協会法（平成十四年法律第百三十二号）附則第二条第七項の規定により組み入れられたものとされた金額とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、北方地域の施政について存する特殊事情及びこれに基因して北方地域旧漁業権者等の置かれていた特殊な地位等にかんがみ、独立行政法人北方領土問題対策協会に北方地域旧漁業権者等その他の者の営む漁業その他の事業及びその生活に必要な資金を低利で融通させ、もつてこれらの者の営む漁業その他の事業の経営とその生活の安定を図ることを目的とする。</p> <p>(基金)</p> <p>第三条 独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）に、次条各号に掲げる業務の遂行に必要な資金の財源に充てるための基金を置く。</p> <p>2 前項の基金の額は、独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成十四年法律第百三十二号）附則第二条第七項の規定により組み入れられたものとされた金額とする。</p>

○ 畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）（第百七十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定乳製品の生産等に関する計画） 第六条（略） 2 6（略） 7 農林水産大臣は、第二項から第四項までの認定をしようとするときは、あらかじめ行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の意見を聴くものとする。 8（略）</p>	<p>（指定乳製品の生産等に関する計画） 第六条（略） 2 6（略） 7 農林水産大臣は、第二項から第四項までの認定をしようとするときは、あらかじめ独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の意見を聞くものとする。 8（略）</p>

改正案	現行
<p>（輸入に係る指定糖の機構への売渡し）</p> <p>第五条 粗糖その他の政令で定める種類の砂糖又は砂糖とぶどう糖その他の砂糖以外の糖とを混合した糖で政令で定めるもの（以下「指定糖」という。）につき関税法第六十七条の規定による輸入の申告（以下「輸入申告」という。）をする者（その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る指定糖の所有者でない場合にあつては、その所有者。以下「指定糖輸入申告者等」という。）は、その輸入申告の時に適用される次の平均輸入価格が砂糖調整基準価格に満たない額であるときは、政令で定めるところにより、その輸入申告に係る指定糖を行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）に売り渡さなければならぬ。ただし、その輸入申告に係る指定糖が関税率法（明治四十三年法律第五十四号）第十四条の規定により関税が免除されるものである場合その他政令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>2 4 （略）</p>	<p>（輸入に係る指定糖の機構への売渡し）</p> <p>第五条 粗糖その他の政令で定める種類の砂糖又は砂糖とぶどう糖その他の砂糖以外の糖とを混合した糖で政令で定めるもの（以下「指定糖」という。）につき関税法第六十七条の規定による輸入の申告（以下「輸入申告」という。）をする者（その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る指定糖の所有者でない場合にあつては、その所有者。以下「指定糖輸入申告者等」という。）は、その輸入申告の時に適用される次の平均輸入価格が砂糖調整基準価格に満たない額であるときは、政令で定めるところにより、その輸入申告に係る指定糖を独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）に売り渡さなければならぬ。ただし、その輸入申告に係る指定糖が関税率法（明治四十三年法律第五十四号）第十四条の規定により関税が免除されるものである場合その他政令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>2 4 （略）</p>

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（生産者補給交付金等の交付） 第十条 行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、指定野菜の価格の著しい低落があつた場合には、その低落が対象野菜（野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜をいう。以下同じ。）の出荷に關し機構が行う登録を受けた出荷団体（以下「登録出荷団体」という。）との間に農林水産省令で定める委託関係のある対象野菜の生産者（以下この項において「委託生産者」という。）及び機構が行う登録を受けた対象野菜の生産者（以下「登録生産者」という。）の経営に及ぼす影響を緩和するため、その登録出荷団体に対しその委託生産者に生産者補給金を交付するための生産者補給交付金を、その登録生産者に対し生産者補給金を交付するものとする。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（生産者補給交付金等の交付） 第十条 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、指定野菜の価格の著しい低落があつた場合には、その低落が対象野菜（野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜をいう。以下同じ。）の出荷に關し機構が行う登録を受けた出荷団体（以下「登録出荷団体」という。）との間に農林水産省令で定める委託関係のある対象野菜の生産者（以下この項において「委託生産者」という。）及び機構が行う登録を受けた対象野菜の生産者（以下「登録生産者」という。）の経営に及ぼす影響を緩和するため、その登録出荷団体に対しその委託生産者に生産者補給金を交付するための生産者補給交付金を、その登録生産者に対し生産者補給金を交付するものとする。</p>

○ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）（第一百七十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（総合化事業計画の認定） 第五条（略） 2～9（略） 10 農林水産大臣は、第二項第三号に掲げる事項として産地連携野菜供給契約に基づく指定野菜の供給の事業（当該産地連携野菜供給契約に係る指定野菜を生産する農業者の作付面積の合計が農林水産省令で定める面積に達しているものに限る。）が記載された総合化事業計画について第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を行政法人農畜産業振興機構に通知するものとする。</p>	<p>（総合化事業計画の認定） 第五条（略） 2～9（略） 10 農林水産大臣は、第二項第三号に掲げる事項として産地連携野菜供給契約に基づく指定野菜の供給の事業（当該産地連携野菜供給契約に係る指定野菜を生産する農業者の作付面積の合計が農林水産省令で定める面積に達しているものに限る。）が記載された総合化事業計画について第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を独立行政法人農畜産業振興機構に通知するものとする。</p>

○ 森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）（第百七十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（技術の開発及び普及） 第十四条 国は、森林、林業並びに林産物の流通及び加工に関する技術の研究開発及び普及の効果的な推進を図るため、これらの技術の研究開発の目標の明確化、<u>国、行政法人、都道府県及び地方独立行政法人の試験研究機関、大学、民間等の連携の強化、地域の特性に</u>応じた森林及び林業に関する技術の普及事業の推進その他必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>（技術の開発及び普及） 第十四条 国は、森林、林業並びに林産物の流通及び加工に関する技術の研究開発及び普及の効果的な推進を図るため、これらの技術の研究開発の目標の明確化、<u>国、独立行政法人、都道府県及び地方独立行政法人の試験研究機関、大学、民間等の連携の強化、地域の特性に</u>応じた森林及び林業に関する技術の普及事業の推進その他必要な施策を講ずるものとする。</p>

○ 水産基本法（平成十三年法律第八十九号）（第百七十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（技術の開発及び普及） 第二十七条 国は、水産に関する技術の研究開発及び普及の効果を推進を図るため、これらの技術の研究開発の目標の明確化、国、行政法人、都道府県及び地方独立行政法人の試験研究機関、大学、民間等の連携の強化、地域の特性に応じた水産に関する技術の普及事業の推進その他必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>（技術の開発及び普及） 第二十七条 国は、水産に関する技術の研究開発及び普及の効果を推進を図るため、これらの技術の研究開発の目標の明確化、国、独立行政法人、都道府県及び地方独立行政法人の試験研究機関、大学、民間等の連携の強化、地域の特性に応じた水産に関する技術の普及事業の推進その他必要な施策を講ずるものとする。</p>

改正案	現行
<p>（協力依頼）</p> <p>第十条 農林水産大臣及び厚生労働大臣は、<u>行政法人</u>、<u>地方公共団体</u>、<u>地方独立行政法人</u>、<u>獣医師の組織する団体</u>、<u>牛の生産者等の組織する団体</u>又は<u>牛海綿状脳症に係る試験研究若しくは検査を行う法人等</u>に対し、<u>牛海綿状脳症に関する専門家の派遣</u>その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>2 都道府県知事及び保健所を設置する市の長は、<u>国</u>、<u>行政法人</u>、<u>他の地方公共団体</u>、<u>地方独立行政法人</u>、<u>獣医師の組織する団体</u>、<u>牛の生産者等の組織する団体</u>又は<u>牛海綿状脳症に係る試験研究若しくは検査を行う法人等</u>に対し、<u>牛海綿状脳症の検査に係る協力</u>その他必要な協力を求めることができる。</p>	<p>（協力依頼）</p> <p>第十条 農林水産大臣及び厚生労働大臣は、<u>独立行政法人</u>、<u>地方公共団体</u>、<u>地方独立行政法人</u>、<u>獣医師の組織する団体</u>、<u>牛の生産者等の組織する団体</u>又は<u>牛海綿状脳症に係る試験研究若しくは検査を行う法人等</u>に対し、<u>牛海綿状脳症に関する専門家の派遣</u>その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>2 都道府県知事及び保健所を設置する市の長は、<u>国</u>、<u>独立行政法人</u>、<u>他の地方公共団体</u>、<u>地方独立行政法人</u>、<u>獣医師の組織する団体</u>、<u>牛の生産者等の組織する団体</u>又は<u>牛海綿状脳症に係る試験研究若しくは検査を行う法人等</u>に対し、<u>牛海綿状脳症の検査に係る協力</u>その他必要な協力を求めることができる。</p>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 行政法人農畜産業振興機構の業務の範囲の特例（第三条・第四条）</p> <p>第三章（第六章）（略）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、牛乳及び乳製品の需要の動向と生乳の生産事情の変化に対処して、当分の間、行政法人農畜産業振興機構に、生乳生産者団体を通ずる加工原料乳に係る生産者補給金の交付、輸入乳製品の調整等に関する業務を行わせることにより、生乳の価格形成の合理化と牛乳及び乳製品の価格の安定を図り、もつて酪農及びその関連産業の健全な発達を促進し、併せて国民の食生活の改善に資することを目的とする。</p> <p>第二章 行政法人農畜産業振興機構の業務の範囲の特例</p> <p>（行政法人農畜産業振興機構の業務）</p> <p>第三条 行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第百二十六号。以下「機構法」という。）第十条に規定する業務のほか、次の業務を行う。</p> <p>一（六）（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 独立行政法人農畜産業振興機構の業務の範囲の特例（第三条・第四条）</p> <p>第三章（第六章）（略）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、牛乳及び乳製品の需要の動向と生乳の生産事情の変化に対処して、当分の間、独立行政法人農畜産業振興機構に、生乳生産者団体を通ずる加工原料乳に係る生産者補給金の交付、輸入乳製品の調整等に関する業務を行わせることにより、生乳の価格形成の合理化と牛乳及び乳製品の価格の安定を図り、もつて酪農及びその関連産業の健全な発達を促進し、併せて国民の食生活の改善に資することを目的とする。</p> <p>第二章 独立行政法人農畜産業振興機構の業務の範囲の特例</p> <p>（独立行政法人農畜産業振興機構の業務）</p> <p>第三条 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第百二十六号。以下「機構法」という。）第十条に規定する業務のほか、次の業務を行う。</p> <p>一（六）（略）</p>

2 (略)

(機構法の適用)

2 第二十条の二 (略)

2 第三条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、機構法第十二条中「業務ごと」とあるのは「業務ごと及び加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(以下「暫定措置法」という。)」第三条第一項第一号から第五号までの業務(これらの業務に附帯する業務を含む。以下同じ。)」について」と、機構法第十三条第一項及び第二十二條第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び暫定措置法第三条第一項」と、機構法第十四条中「第十条第一号イ及びロ」とあるのは「第十条第一号イ及びロ並びに暫定措置法第三条第一項第二号から第五号まで」と、機構法第十五条中「勘定」とあるのは「勘定又は暫定措置法第三条第一項第一号から第五号までの業務に係る勘定」と、機構法第十七条中「交付する補助金」とあるのは「交付する補助金又は暫定措置法第三条第一項第一号の業務として交付する生産者補給交付金」と、機構法第二十二條第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は暫定措置法」とする。

(区分経理の特例)

2 第二十条の三 機構は、第三条第一項第一号から第五号

までの業務(これらの業務に附帯する業務を含む。以下同じ。))に係る機構法第十二条の勘定において行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第四十四条第一項に規定する残余を生じたときは、これらの規定にかかわらず、農林水産大臣の承認を受けて、その残余の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する額を超えない額を、機構法第十条第二号の業務(同号の

2 (略)

(機構法の適用)

2 第二十条の二 (略)

2 第三条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、機構法第十二条中「業務ごと」とあるのは「業務ごと及び加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(以下「暫定措置法」という。)」第三条第一項第一号から第五号までの業務(これらの業務に附帯する業務を含む。以下同じ。)」について」と、機構法第十三条第一項及び第二十二條第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び暫定措置法第三条第一項」と、機構法第十四条第一項中「第十条第一号イ及びロ」とあるのは「第十条第一号イ及びロ並びに暫定措置法第三条第一項第二号から第五号まで」と、機構法第十五条中「勘定」とあるのは「勘定又は暫定措置法第三条第一項第一号から第五号までの業務に係る勘定」と、機構法第十七条中「交付する補助金」とあるのは「交付する補助金又は暫定措置法第三条第一項第一号の業務として交付する生産者補給交付金」と、機構法第二十二條第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は暫定措置法」とする。

(区分経理の特例)

2 第二十条の三 機構は、第三条第一項第一号から第五号

までの業務(これらの業務に附帯する業務を含む。以下同じ。))に係る機構法第十二条の勘定において独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第四十四条第一項に規定する残余を生じたときは、これらの規定にかかわらず、農林水産大臣の承認を受けて、その残余の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する額を超えない額を、機構法第十条第二号の業務(同

農林水産省令で定める事業に係るものに限る。）に必要経費の財源に充てるため、機構法第十二条第一号の業務に係る勘定に繰り入れることができる。

号の農林水産省令で定める事業に係るものに限る。）に必要経費の財源に充てるため、機構法第十二条第一号の業務に係る勘定に繰り入れることができる。

○ 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）（第七百七十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国等に関する特例） 第三十一条 国が所有者等である指定採取源については 第六条の規定、国、都道府県又は国立研究開発行政法 人森林総合研究所が行う生産事業及び配布事業につい ては第十条から第十七条まで、第十九条、第二十六条 、第二十九条及び次条から第三十五条までの規定は、 適用しない。 2・3 （略）</p>	<p>（国等に関する特例） 第三十一条 国が所有者等である指定採取源については 第六条の規定、国、都道府県又は独立行政法人森林総 合研究所が行う生産事業及び配布事業については第十 条から第十七条まで、第十九条、第二十六条、第二十 九条及び次条から第三十五条までの規定は、適用しな い。 2・3 （略）</p>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 行政法人農畜産業振興機構の業務の特例(第三条・第四条)</p> <p>第三章(第六章 (略))</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、牛肉の輸入に係る事情の変化が肉用子牛の価格等に及ぼす影響に対処して、当分の間、行政法人農畜産業振興機構に都道府県肉用子牛価格安定基金協会が交付する肉用子牛についての生産者補給金に充てるための生産者補給交付金等の交付の業務を行わせるとともに当該生産者補給交付金等の交付その他食肉に係る畜産の振興に資する施策の実施に要する経費の財源に関する特別の措置等を講ずることにより、肉用子牛生産の安定その他食肉に係る畜産の健全な発達を図り、農業経営の安定に資することを目的とする。</p> <p>第二章 行政法人農畜産業振興機構の業務の範囲の特例</p> <p>(行政法人農畜産業振興機構の業務)</p> <p>第三条 行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)は、行政法人農畜産業振興機構法(平成十四年法律第二百二十六号。以下「機構法」という。)第十条</p>	<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 独立行政法人農畜産業振興機構の業務の範囲の特例(第三条・第四条)</p> <p>第三章(第六章 (略))</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、牛肉の輸入に係る事情の変化が肉用子牛の価格等に及ぼす影響に対処して、当分の間、独立行政法人農畜産業振興機構に都道府県肉用子牛価格安定基金協会が交付する肉用子牛についての生産者補給金に充てるための生産者補給交付金等の交付の業務を行わせるとともに当該生産者補給交付金等の交付その他食肉に係る畜産の振興に資する施策の実施に要する経費の財源に関する特別の措置等を講ずることにより、肉用子牛生産の安定その他食肉に係る畜産の健全な発達を図り、農業経営の安定に資することを目的とする。</p> <p>第二章 独立行政法人農畜産業振興機構の業務の範囲の特例</p> <p>(独立行政法人農畜産業振興機構の業務)</p> <p>第三条 独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人農畜産業振興機構法(平成十四年法律第二百二十六号。以下「機構法」という。)</p>

2
一 三 (略)
(略)

に規定する業務のほか、次の業務を行う。

2
一 三 (略)
(略)

第十條に規定する業務のほか、次の業務を行う。

○ 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（第一百八十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>審議会等</p>	<p>(略)</p>	<p>法律</p>	<p>(略)</p>
<p>農林漁業保険審査会</p>	<p>農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）</p>	<p>審議会等</p>	<p>(略)</p>
<p>(削る)</p>	<p>(削る)</p>	<p>法律</p>	<p>(略)</p>
<p>農林漁業保険審査会</p>		<p>独立行政法人評価委員会</p>	<p>独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号）</p>
<p>(削る)</p>		<p>農林漁業保険審査会</p>	<p>農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）</p>
<p>（所掌事務） 第四条 農林水産省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一、七十八（略） 七十九 行政法人北方領土問題対策協会の行う資金の貸付けに関すること。 八十、八十七（略） （設置） 第六条（略） 2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより農林水産省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p>			
<p>（所掌事務） 第四条 農林水産省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一、七十八（略） 七十九 独立行政法人北方領土問題対策協会の行う資金の貸付けに関すること。 八十、八十七（略） （設置） 第六条（略） 2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより農林水産省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p>			

○ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成十一年法律第百八十三号）（第百八十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">行政法人農林水産消費安全技術センター法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、行政法人農林水産消費安全技術センターの名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する行政法人の名称は、行政法人農林水産消費安全技術センターとする。</p> <p>（センターの目的）</p> <p>第三条 行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）は、一般消費者の利益の保護に資するため、農林水産物、飲食料品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図るとともに、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査等を行うことにより、これらの資材の品質の適正化及び安全性の確保を図ることを目的とする。</p> <p>（行政執行人）</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人農林水産消費安全技術センター法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人農林水産消費安全技術センターとする。</p> <p>（センターの目的）</p> <p>第三条 独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）は、一般消費者の利益の保護に資するため、農林水産物、飲食料品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図るとともに、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査等を行うことにより、これらの資材の品質の適正化及び安全性の確保を図ることを目的とする。</p> <p>（特定独立行政法人）</p>

第四条 センターは、通則法第二条第三項に規定する行政執行法人とする。

(理事長及び理事の任期)
第九条 理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。

(積立金の処分)
第十一条 センターは、毎事業年度に係る通則法第四十条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、翌事業年度に係る通則法第三十五条の五第一項の認可を受けた事業計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、翌事業年度における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(緊急時の命令)
第十二条 農林水産大臣は、農林水産物、飲食料品又は油脂について、その品質又は表示が適正でないものが販売され、又は販売されるおそれがあり、これを放置しては一般消費者の利益を著しく害すると認められる場合において、一般消費者の利益を保護するため緊急

第四条 センターは、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。

(役員任期)
第九条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(積立金の処分)
第十一条 センターは、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(緊急時の要請)
第十二条 農林水産大臣は、農林水産物、飲食料品又は油脂について、その品質又は表示が適正でないものが販売され、又は販売されるおそれがあり、これを放置しては一般消費者の利益を著しく害すると認められる場合において、一般消費者の利益を保護するため緊急

の必要があるときは、センターに対し、第十条第一項
第一号及び第三号に掲げる業務のうち必要な調査、分
析又は検査を実施すべきことを命ずることがができる。

(削る)

(主務大臣等)

第十三条 センターに係る通則法における主務大臣及び
主務省令は、それぞれ農林水産大臣及び農林水産省令
とする。

第十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、そ
の違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の
過料に処する。

一・二 (略)

三 第十二条の規定による農林水産大臣の命令に違反
したとき。

の必要があるときは、センターに対し、第十条第一項
第一号及び第三号に掲げる業務のうち必要な調査、分
析又は検査を実施すべきことを要請することができ
る。

2 |

センターは、前項の規定による農林水産大臣の要請
があつたときは、速やかにその要請された調査、分析
又は検査を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第十三条 センターに係る通則法における主務大臣、主
務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水
産省及び農林水産省令とする。

第十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、そ
の違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の
過料に処する。

一・二 (略)

(新設)

○ 独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）（第八十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">国立研究開発行政法人森林総合研究所法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国立研究開発行政法人森林総合研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び行政法人通則法（平成十一年法律第九十三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する行政法人の名称は、国立研究開発行政法人森林総合研究所とする。</p> <p>（研究所の目的）</p> <p>第三条 国立研究開発行政法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）は、森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、林木の優良な種苗の生産及び配布等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>（国立研究開発行政法人）</p> <p>第三条の二 研究所は、通則法第二条第二項に規定する中期目標行政法人であつて、通則法第四条第二項に規定する国立研究開発行政法人とする。</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人森林総合研究所法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人森林総合研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第九十三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人森林総合研究所とする。</p> <p>（研究所の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）は、森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、林木の優良な種苗の生産及び配布等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>（新設）</p>

(理事の任期)

第八条 理事の任期は、二年とする。

(積立金の処分)

第十二条 (略)

2 農林水産大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(主務大臣等)

第十四条 研究所に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣及び農林水産省令とする。

附則

(業務の特例)

第六条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により研究所が行う同項に規定する業務については、旧機構法第十一条第三項及び第二十八条の規定は、廃止法の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「機構」とあるのは「国立研究開発行政法人森林総合研究所」と、旧機構法第十一条第三項中「前二項」とあるのは「国立研究開発行政法人森林総合研究所法附則第六条第一項」とする。

第七条 (略)

(役員任期)

第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(積立金の処分)

第十二条 (略)

2 農林水産大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(主務大臣等)

第十四条 研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。

附則

(業務の特例)

第六条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により研究所が行う同項に規定する業務については、旧機構法第十一条第三項及び第二十八条の規定は、廃止法の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「機構」とあるのは「独立行政法人森林総合研究所」と、旧機構法第十一条第三項中「前二項」とあるのは「独立行政法人森林総合研究所法附則第六条第一項」とする。

第七条 (略)

2 (略)
3 第一項の規定により研究所が行う同項に規定する業務については、旧機構法第二十一条から第二十三条までの規定は、廃止法の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「機構」とあるのは、「国立研究開発行政法人森林総合研究所」とする。

第八条 (略)

2 (略)
3 第一項の規定により研究所が行う同項に規定する業務については、旧機構法第十一条第三項及び第六項並びに第二十八条の規定は、廃止法の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「機構」とあるのは、「国立研究開発行政法人森林総合研究所」とする。

第九条 (略)

2 (略)
3 第一項の規定により研究所が行う同項に規定する業務については、旧機構法第十一条第三項及び第七項、第十二条並びに第十五条から第二十八条までの規定、旧機構法第十五条第二項及び第十八条第二項において準用する旧機構法第十三条第二項の規定並びに旧機構法第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項、第十八条第二項及び第十九条第四項において準用する旧機構法第十三条第三項の規定は、廃止法の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「機構」とあるのは、「国立研究開発行政法人森林総合研究所」と、旧機構法第十一条第七項中「前項第一号」とあるのは「独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止

2 (略)
3 第一項の規定により研究所が行う同項に規定する業務については、旧機構法第二十一条から第二十三条までの規定は、廃止法の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「機構」とあるのは、「独立行政法人森林総合研究所」とする。

第八条 (略)

2 (略)
3 第一項の規定により研究所が行う同項に規定する業務については、旧機構法第十一条第三項及び第六項並びに第二十八条の規定は、廃止法の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「機構」とあるのは、「独立行政法人森林総合研究所」とする。

第九条 (略)

2 (略)
3 第一項の規定により研究所が行う同項に規定する業務については、旧機構法第十一条第三項及び第七項、第十二条並びに第十五条から第二十八条までの規定、旧機構法第十五条第二項及び第十八条第二項において準用する旧機構法第十三条第二項の規定並びに旧機構法第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項、第十八条第二項及び第十九条第四項において準用する旧機構法第十三条第三項の規定は、廃止法の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「機構」とあるのは「独立行政法人森林総合研究所」と、旧機構法第十一条第七項中「前項第一号」とあるのは「独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止前の独立

前の独立行政法人緑資源機構法第十一条第六項第一号」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

4 第一項の規定により研究所が旧機構法第十一条第一項第八号の事業を行う場合には、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第一項第六号中「又は市民農園整備促進法」とあるのは「若しくは市民農園整備促進法」と、「交換分合」とあるのは「交換分合又は国立研究開発行政法人森林総合研究所法附則第九条第一項に規定する業務のうち独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百三十号）第十一条第一項第八号の事業の実施」とする。

2 第十一条（略）

3 第一項の規定により研究所が行う同項に規定する業務については、旧機構法第二十八条並びに旧農用地整備公団法第二十条から第二十九条まで、第三十条及び第三十九条の規定は、廃止法の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧機構法第二十八条中「機構」とあり、及び旧農用地整備公団法の規定中「公団」とあるのは、「国立研究開発行政法人森林総合研究所」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

4 第一項の規定により研究所が旧農用地整備公団法第十九条第一項第二号の業務を行う場合には、農地法第三条第一項第六号中「又は市民農園整備促進法」とあるのは「若しくは市民農園整備促進法」と、「交換分合」とあるのは「交換分合又は国立研究開発行政法人森林総合研究所法附則第十一条第一項に規定する業務

行政法人緑資源機構法第十一条第六項第一号」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

4 第一項の規定により研究所が旧機構法第十一条第一項第八号の事業を行う場合には、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第一項第六号中「又は市民農園整備促進法」とあるのは「若しくは市民農園整備促進法」と、「交換分合」とあるのは「交換分合又は独立行政法人森林総合研究所法附則第九条第一項に規定する業務のうち独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百三十号）第十一条第一項第八号の事業の実施」とする。

2 第十一条（略）

3 第一項の規定により研究所が行う同項に規定する業務については、旧機構法第二十八条並びに旧農用地整備公団法第二十条から第二十九条まで、第三十条及び第三十九条の規定は、廃止法の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧機構法第二十八条中「機構」とあり、及び旧農用地整備公団法の規定中「公団」とあるのは、「独立行政法人森林総合研究所」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

4 第一項の規定により研究所が旧農用地整備公団法第十九条第一項第二号の業務を行う場合には、農地法第三条第一項第六号中「又は市民農園整備促進法」とあるのは「若しくは市民農園整備促進法」と、「交換分合」とあるのは「交換分合又は独立行政法人森林総合研究所法附則第十一条第一項に規定する業務のうち森

のうち森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第十九条第一項第二号の業務の実施」とする。

（役員に関する特例）

第十三条（略）

25（略）

6 研究所が承継業務を行う間、研究所の役員の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び国立研究開発行政法人森林総合研究所法附則第十三条第五項」とする。

（長期借入金及び森林総合研究所債券）

第十六条（略）

2（略）

（削る）

3 前二項の規定による債券の債権者は、研究所の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4（略）

5（略）

6（略）

7（略）

（償還計画）

第十七条（略）

（削る）

林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第十九条第一項第二号の業務の実施」とする。

（役員に関する特例）

第十三条（略）

25（略）

6 研究所が承継業務を行う間、研究所の役員の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人森林総合研究所法附則第十三条第五項」とする。

（長期借入金及び森林総合研究所債券）

第十六条（略）

2（略）

3 農林水産大臣は、前二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による債券の債権者は、研究所の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5（略）

6（略）

7（略）

8（略）

（償還計画）

第十七条（略）

農林水産大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会

(財務大臣との協議)

第十八条 農林水産大臣は、附則第十六条第一項、第二項若しくは第五項又は前条の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(罰則)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 附則第十六条第一項、第二項若しくは第五項又は第十七条の規定により農林水産大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたとき。

の意見を聴かなければならない。

(財務大臣との協議)

第十八条 農林水産大臣は、附則第十六条第一項、第二項若しくは第六項又は前条第一項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(罰則)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 附則第十六条第一項、第二項若しくは第六項又は第十七条第一項の規定により農林水産大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたとき。

○ 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百二十六号）（第百八十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>行政法人農畜産業振興機構法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、行政法人農畜産業振興機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する行政法人の名称は、行政法人農畜産業振興機構とする。</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第三条 行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、主要な畜産物の価格の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖及びでん粉の価格調整に必要な業務を行うとともに、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業についてその経費を補助する業務を行い、もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目的とする。</p> <p>（中期目標行政法人）</p> <p>第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標行政法人とする。</p>	<p>独立行政法人農畜産業振興機構法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人農畜産業振興機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人農畜産業振興機構とする。</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、主要な畜産物の価格の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖及びでん粉の価格調整に必要な業務を行うとともに、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業についてその経費を補助する業務を行い、もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目的とする。</p> <p>（新設）</p>

(副理事長及び理事の任期)
第八条 副理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。

(積立金の処分)
第十三条 (略)

2| 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
3| 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金)
第十四条 (略)
(削る)

(債務保証)
第十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構が第十二条第一号の業務に係る勘定の負担においてする前条の長期借入金又は通則法第四十条第一項の短期借入金に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律

(役員)の任期)
第八条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(積立金の処分)
第十三条 (略)

2| 農林水産大臣は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。
3| 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
4| 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金)
第十四条 (略)
2| 農林水産大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(債務保証)
第十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構が第十二条第一号の業務に係る勘定の負担においてする前条第一項の長期借入金又は通則法第四十五条第一項の短期借入金に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律

(昭和二十八年法律第五十一号) 第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。) について保証することができる。

(償還計画)

第十六条 (略)
(削る)

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十七条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定(罰則を含む。)は、第十条第一号ハ、第二号、第三号ハ及び第四号の規定により機構が交付する補助金について準用する。この場合において、同法(第二条第七項、第二十三条並びに第二十五条第一項及び第二項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「行政法人農畜産業振興機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「行政法人農畜産業振興機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「行政法人農畜産業振興機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「行政法人農畜産業振興機構の事業年度」と読み替えるものとする。

(財務大臣との協議)
第十八条 農林水産大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一・二 (略)

る法律(昭和二十八年法律第五十一号) 第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。) について保証することができる。

(償還計画)

第十六条 (略)
2 |

農林水産大臣は、前項の認可をしようとするときはあらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十七条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定(罰則を含む。)は、第十条第一号ハ、第二号、第三号ハ及び第四号の規定により機構が交付する補助金について準用する。この場合において、同法(第二条第七項、第二十三条並びに第二十五条第一項及び第二項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構の事業年度」と読み替えるものとする。

(財務大臣との協議)
第十八条 農林水産大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一・二 (略)

三 第十四条又は第十六条の認可をしようとするとき

(主務大臣等)

第十九条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣及び農林水産省令とする。

三 第十四条第一項又は第十六条第一項の認可をしようとするとき。

(主務大臣等)

第十九条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。

○ 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）（第八十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">行政法人農業者年金基金法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、行政法人農業者年金基金の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する行政法人の名称は、行政法人農業者年金基金とする。</p> <p>（基金の目的）</p> <p>第三条 行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）は、農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的とする。</p> <p>（中期目標行政法人）</p> <p>第三条の二 基金は、通則法第二条第二項に規定する中期目標行政法人とする。</p> <p>（理事の任期）</p> <p>第七条 理事の任期は、二年とする。</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人農業者年金基金法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人農業者年金基金の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人農業者年金基金とする。</p> <p>（基金の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）は、農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（役員）の任期）</p> <p>第七条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期</p>

は二年とする。

(審査会)

第四十九条 (略)

2 4 (略)

5 通則法第二十一条第一項ただし書及び第六項の規定並びに第八条の規定は、委員について準用する。

(積立金の処分)

第六十三条 (略)

2 農林水産大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 4 (略)

(主務大臣等)

第六十六条 基金に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣及び農林水産省令とする。

附 則

(業務の特例)

第六条 (略)

2 4 (略)

5 第一項の規定により基金が同項第二号に掲げる業務を行う場合には、農地法第三条第一項ただし書中「及び第五条第一項本文に規定する場合」とあるのは、「、第五条第一項本文に規定する場合及び行政法人農業者年金基金が行政法人農業者年金基金法附則第六条第一項第二号に掲げる業務（以下「農地売買貸借業務」と

(審査会)

第四十九条 (略)

2 4 (略)

5 通則法第二十一条第一項ただし書及び第二項の規定並びに第八条の規定は、委員について準用する。

(積立金の処分)

第六十三条 (略)

2 農林水産大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 4 (略)

(主務大臣等)

第六十六条 基金に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。

附 則

(業務の特例)

第六条 (略)

2 4 (略)

5 第一項の規定により基金が同項第二号に掲げる業務を行う場合には、農地法第三条第一項ただし書中「及び第五条第一項本文に規定する場合」とあるのは、「、第五条第一項本文に規定する場合及び独立行政法人農業者年金基金が独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第一項第二号に掲げる業務（以下「農地売買貸借

いう。)の実施によりこれらの権利を取得する場合」と、同条第二項第六号中「及び農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合」とあるのは、「農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合及び行政法人農業者年金基金がその土地を農地売買貸借業務の実施により貸し付けようとする場合」とする。

第二十条 削除

業務」という。)の実施によりこれらの権利を取得する場合」と、同条第二項第六号中「及び農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合」とあるのは、「農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合及び独立行政法人農業者年金基金がその土地を農地売買貸借業務の実施により貸し付けようとする場合」とする。

(独立行政法人評価委員会からの意見聴取等)

第二十条 前条第一項第三号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び厚生労働省の独立行政法人評価委員会」とする。

2 農林水産省の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、前条第一項第三号に規定する業務に関し、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

- 一 通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評価を行うとき。
- 二 通則法第三十二条第三項後段(通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定による勧告をしようとするとき。

○ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）（第八十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（センター等による立入検査等）</p> <p>第三十二条 農林水産大臣、経済産業大臣又は厚生労働大臣は、前条第一項の場合において必要があると認めるときは、行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人水産総合研究センター、行政法人製品評価技術基盤機構又は独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「センター等」という。）に対し、次に掲げるセンター等の区分に応じ、遺伝子組換え生物等の使用等をしている者、又はした者、遺伝子組換え生物等を譲渡し、又は提供した者、国内管理人、遺伝子組換え生物等を輸出した者その他の関係者がその行為を行う場所その他の場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、遺伝子組換え生物等、施設等その他の物件を検査させ、又は検査に必要な最少限度の分量に限り遺伝子組換え生物等を無償で収去させることができる。</p> <p>一 行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター及び独立行政法人水産総合研究センター 農林水産大臣</p> <p>二 行政法人製品評価技術基盤機構 経済産業大臣</p> <p>三 （略）</p> <p>2 5 （略）</p>	<p>（センター等による立入検査等）</p> <p>第三十二条 農林水産大臣、経済産業大臣又は厚生労働大臣は、前条第一項の場合において必要があると認めるときは、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人製品評価技術基盤機構又は独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「センター等」という。）に対し、次に掲げるセンター等の区分に応じ、遺伝子組換え生物等の使用等をしている者、又はした者、遺伝子組換え生物等を譲渡し、又は提供した者、国内管理人、遺伝子組換え生物等を輸出した者その他の関係者がその行為を行う場所その他の場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、遺伝子組換え生物等、施設等その他の物件を検査させ、又は検査に必要な最少限度の分量に限り遺伝子組換え生物等を無償で収去させることができる。</p> <p>一 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター及び独立行政法人水産総合研究センター 農林水産大臣</p> <p>二 独立行政法人製品評価技術基盤機構 経済産業大臣</p> <p>三 （略）</p> <p>2 5 （略）</p>

○ 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十六号）
（第百八十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>附則</p> <p>（国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置）</p> <p>第五条 施行日前に施行日前の研究機構等を退職した者の退職手当については国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業工学研究所及び独立行政法人食品総合研究所を退職した者において独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の、独立行政法人水産総合研究センター及び独立行政法人さけ・ます資源管理センターを退職した者にあつては独立行政法人水産総合研究センターの、独立行政法人種苗管理センターを退職した者にあつては独立行政法人種苗管理センターの、独立行政法人家畜改良センターを退職した者にあつては独立行政法人種苗管理センターの、独立行政法人家畜改良センターの、独立行政法人水産大学校を退職した者にあつては独立行政法人水産大学校の、独立行政法人農業生物資源研究所を退職した者にあつては独立行政法人農業生物資源研究所の、独立行政法人環境技術研究所を退職した者にあつては独立行政法人環境技術研究所の、独立行政法人国際農林水産業研究センターを退職した者にあつては独立行政法</p>	<p>附則</p> <p>（国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置）</p> <p>第五条 施行日前に施行日前の研究機構等を退職した者の退職手当については国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業工学研究所及び独立行政法人食品総合研究所を退職した者において独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の、独立行政法人水産総合研究センター及び独立行政法人さけ・ます資源管理センターを退職した者にあつては独立行政法人水産総合研究センターの、独立行政法人種苗管理センターを退職した者にあつては独立行政法人種苗管理センターの、独立行政法人家畜改良センターを退職した者にあつては独立行政法人家畜改良センターの、独立行政法人水産大学校を退職した者にあつては独立行政法人水産大学校の、独立行政法人農業生物資源研究所を退職した者にあつては独立行政法人農業生物資源研究所の、独立行政法人環境技術研究所を退職した者にあつては独立行政法人環境技術研究所の、独立行政法人国際農林水産業研究センターを退職した者にあつては独立行政法</p>

人国際農林水産業研究センターの、独立行政法人森林総合研究所及び独立行政法人林木育種センターを退職した者にあつては、同法第十二条の二第一項に規定する各所の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

法人国際農林水産業研究センターの、独立行政法人森林総合研究所及び独立行政法人林木育種センターを退職した者にあつては、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第六条 施行日の前日において厚生年金基金（機構の事務所を厚生年金保険法第一百七十三条第三項に規定する設立事業所とする厚生年金基金をいう。以下この項において同じ。）の加入員である厚生年金保険の被保険者であった者（機構の役員又は職員であつた者に限る。）で施行日に林野庁共済組合又は農林水産省共済組合の組合員となつた者（研究所又はセンターの役員又は職員となつた者に限る。以下この条において「機構の役員となつた者」という。）のうち、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間（厚生年金基金の加入員である厚生年金保険の被保険者であつた期間（機構の役員又は職員であつた期間に限る。）に係るものに限る。以下この条において「厚生年金保険期間」という。）及び組合員期間（林野庁共済組合又は農林水産省共済組合の組合員である期間（研究所若しくは国立研究開発行政法人森林総合研究所又はセンターの役員又は職員である期間に限る。）をいう。以下この条において同じ。）がいずれも二十年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が二十年以上となるものに係る国家公務員共済組合法による退職共済年金については、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなして、同法第七十八条の規定を適用する。</p> <p>2 4 （略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第六条 施行日の前日において厚生年金基金（機構の事務所を厚生年金保険法第一百七十三条第三項に規定する設立事業所とする厚生年金基金をいう。以下この項において同じ。）の加入員である厚生年金保険の被保険者であった者（機構の役員又は職員であつた者に限る。）で施行日に林野庁共済組合又は農林水産省共済組合の組合員となつた者（研究所又はセンターの役員又は職員となつた者に限る。以下この条において「機構の役員となつた者」という。）のうち、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間（厚生年金基金の加入員である厚生年金保険の被保険者であつた期間（機構の役員又は職員であつた期間に限る。）に係るものに限る。以下この条において「厚生年金保険期間」という。）及び組合員期間（林野庁共済組合又は農林水産省共済組合の組合員である期間（研究所又はセンターの役員又は職員である期間に限る。）をいう。以下この条において同じ。）がいずれも二十年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が二十年以上となるものに係る国家公務員共済組合法による退職共済年金については、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなして、同法第七十八条の規定を適用する。</p> <p>2 4 （略）</p>

(機構の発行した緑資源債券等に関する経過措置)
第七条 旧機構法第三十一条第一項の規定により機構が発行した緑資源債券及び旧機構法附則第十条の規定による廃止前の緑資源公団法(昭和三十一年法律第八十五号)第三十三条第一項の規定により緑資源公団が発行した緑資源債券は、国立研究開発行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第九十八号。以下「新研究所法」という。)附則第十六条第二項から第四項までの規定の適用については、同条第一項の規定による森林総合研究所債券とみなす。

(土地収用法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 国立研究開発行政法人森林総合研究所が新研究所法附則第九条第一項又は第十一条第一項に規定する業務の実施により設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設に関する事業は、土地収用法第三条の土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業とみなす。

(大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 国立研究開発行政法人森林総合研究所が新研究所法附則第九条第一項又は第十一条第一項に規定する業務の実施により設置する農業用道路、用水路又は排水路に関する事業は、附則第十五条(第二号に係る部分に限る。)の規定による改正後の大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第四条に規定する事業とみなす。

(機構の発行した緑資源債券等に関する経過措置)
第七条 旧機構法第三十一条第一項の規定により機構が発行した緑資源債券及び旧機構法附則第十条の規定による廃止前の緑資源公団法(昭和三十一年法律第八十五号)第三十三条第一項の規定により緑資源公団が発行した緑資源債券は、附則第十一条の規定による改正後の独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第九十八号。以下「新研究所法」という。)附則第十六条第二項、第四項及び第五項の規定の適用については、同条第一項の規定による森林総合研究所債券とみなす。

(土地収用法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 研究所が新研究所法附則第九条第一項又は第十一条第一項に規定する業務の実施により設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設に関する事業は、土地収用法第三条の土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業とみなす。

(大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 研究所が新研究所法附則第九条第一項又は第十一条第一項に規定する業務の実施により設置する農業用道路、用水路又は排水路に関する事業は、附則第十五条(第二号に係る部分に限る。)の規定による改正後の大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第四条に規定する事業とみなす。

○ 生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律（平成二十年法律第十二号）（第百八十八条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第四条 行政法人農畜産業振興機構は、行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百二十六号）第十条に規定する業務のほか、旧機構法第十条第二項に規定する業務（この法律の施行前に同項の規定により機構が交付した補助金に係るものに限る。）を行うことができる。この場合において、旧機構法第十七条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。</p> <p>2 前項の規定により行政法人農畜産業振興機構が同項に規定する業務を行う場合には、行政法人農畜産業振興機構法第十二条第三号中「附帯する業務」とあるのは「附帯する業務並びに生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律（第二十二条第二号において「廃止法」という。）附則第四条第一項に規定する業務」と、同法第二十二条第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び廃止法附則第四条第一項」とする。</p> <p>3 行政法人農畜産業振興機構は、第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧機構法第十七条において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第十八条の規定により返還を命じた補助金又はこれに係る加算金若しくは延滞金の納付を受け、又は徴収をしたときは、当該納付を受け、又は徴収をした金額に相当する金額を国庫に納付しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第四条 機構は、附則第二条の規定による改正後の独立行政法人農畜産業振興機構法（以下「新機構法」という。）第十条に規定する業務のほか、旧機構法第十条第二項に規定する業務（この法律の施行前に同項の規定により機構が交付した補助金に係るものに限る。）を行うことができる。この場合において、旧機構法第十七条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。</p> <p>2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、新機構法第十二条第三号中「附帯する業務」とあるのは「附帯する業務並びに生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律（第二十二条第二号において「廃止法」という。）附則第四条第一項に規定する業務」と、新機構法第二十二条第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び廃止法附則第四条第一項」とする。</p> <p>3 機構は、第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧機構法第十七条において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第十八条の規定により返還を命じた補助金又はこれに係る加算金若しくは延滞金の納付を受け、又は徴収をしたときは、当該納付を受け、又は徴収をした金額に相当する金額を国庫に納付しなければならない。</p>

○ 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第 号）（第八十九條關係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（労働組合のための職員の行為の制限に関する経過措置）</p> <p>2 旧特労法第七条第一項ただし書に規定する事由により国有林野事業職員が現実に職務をとることを要しなかつた期間は、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条第四項の規定の適用については、行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間とみなす。</p> <p>3 旧特労法第七条第一項ただし書の規定により組合の業務に専ら従事した期間は、国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）第三条第三項の規定の適用については、同項第三号に掲げる期間とみなす。</p> <p>（不当労働行為の申立て等に関する経過措置）</p> <p>2 第八条（略）</p> <p>3 2・3（略）</p> <p>4 この法律の施行の際現に中央労働委員会の委員である者であつて、国有林野事業を行う国の経営する企業又は組合の推薦に基づき任命されたものは、この法律の施行後初めて委員の任期の満了による新たな委員の</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（労働組合のための職員の行為の制限に関する経過措置）</p> <p>2 旧特労法第七条第一項ただし書に規定する事由により国有林野事業職員が現実に職務をとることを要しなかつた期間は、附則第二十九条の規定による改正後の国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条第四項の規定の適用については、新特労法第七条第一項ただし書に規定する事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間とみなす。</p> <p>3 旧特労法第七条第一項ただし書の規定により組合の業務に専ら従事した期間は、附則第五十一条の規定による改正後の国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）第三条第三項の規定の適用については、同項第三号に掲げる期間とみなす。</p> <p>（不当労働行為の申立て等に関する経過措置）</p> <p>2 第八条（略）</p> <p>3 2・3（略）</p> <p>4 この法律の施行の際現に中央労働委員会の委員である者であつて、国有林野事業を行う国の経営する企業又は組合の推薦に基づき任命されたものは、この法律の施行後初めて委員の任期の満了による新たな委員の</p>

任命が行われる日の前日までは、行政執行法人の労働関係に関する法律第二十五条の規定の適用については、労働組合法第十九条の三第二項に規定する行政執行法人又は同項に規定する行政執行法人職員が結成し、若しくは加入する労働組合の推薦に基づき任命された委員とみなす。

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条 施行日の前日において旧給与特例法適用職員であった者であつて引き続き施行日に前条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下この条において「新給与法」という。）に規定する俸給表の適用を受ける職員となつたもの並びにこの法律の施行の際現に旧給与特例法適用職員であつた者として前条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律第十一条の七第三項、第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項の規定の適用を受けている職員に対する新給与法第十一条の七第三項、第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項の規定の適用については、これらの者は、新給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等であつた者とみなす。

任命が行われる日の前日までは、新特労法第二十五条の規定の適用については、労働組合法第十九条の三第二項に規定する特定独立行政法人又は同項に規定する特定独立行政法人職員が結成し、若しくは加入する労働組合の推薦に基づき任命された委員とみなす。

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条 施行日の前日において旧給与特例法適用職員であった者であつて引き続き施行日に前条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下この条において「新給与法」という。）に規定する俸給表の適用を受ける職員となつたもの並びにこの法律の施行の際現に旧給与特例法適用職員であつた者として前条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律第十一条の七第三項、第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項の規定の適用を受けている職員に対する新給与法第十一条の七第三項、第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項の規定の適用については、これらの者は、新給与法第十一条の七第三項に規定する特定独立行政法人職員等であつた者とみなす。

○ 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）（第九十号関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（独立行政法人農業者年金基金法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第六十六条 行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百七号）<u>第二十二</u>条の規定は、<u>第四号</u>施行日以後に同条第一項に規定する年金給付に係る受給権者が死亡した場合について適用する。</p> <p>2 第四号施行日以後に行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）<u>附則第八</u>条第二項に規定する年金給付の受給権を有する者又は農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第十一条第一項に規定する旧経営移譲年金受給権者若しくは旧農業者老齡年金受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金たる給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その未支給の年金たる給付の支給の請求については、<u>行政法人農業者年金基金法附則第六</u>条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第八条第二項又は<u>第十一</u>条第一項の規定にかかわらず、これらの規定によりなお従前の例によるものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）<u>第三十七</u>条の規定は適用せず、<u>行政法人農業者年金基</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（独立行政法人農業者年金基金法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第六十六条 <u>前</u>条の規定による改正後の独立行政法人農業者年金基金法<u>第二十二</u>条の規定は、<u>第四号</u>施行日以後に同条第一項に規定する年金給付に係る受給権者が死亡した場合について適用する。</p> <p>2 第四号施行日以後に独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）<u>附則第八</u>条第二項に規定する年金給付の受給権を有する者又は農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第十一条第一項に規定する旧経営移譲年金受給権者若しくは旧農業者老齡年金受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金たる給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その未支給の年金たる給付の支給の請求については、<u>独立行政法人農業者年金基金法附則第六</u>条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第八条第二項又は<u>第十一</u>条第一項の規定にかかわらず、これらの規定によりなお従前の例によるものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）<u>第三十七</u>条の規定は適用せず、<u>前</u>条の規定に</p>

金法第二十二條の規定を準用する。

3 第四号施行日以後に行政法人農業者年金基金法附則第六條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第二十一号）附則第十四條第一項の旧經營移讓年金受給権者又は旧農業者老齡年金受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金たる給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その未支給の年金たる給付の支給の請求については、同項の規定にかかわらず、同項の規定によりなお従前の例によるものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律による改正前の農業者年金基金法第三十七條の規定は適用せず、行政法人農業者年金基金法第二十二條の規定を準用する。

よる改正後の独立行政法人農業者年金基金法第二十二條の規定を準用する。

3 第四号施行日以後に独立行政法人農業者年金基金法附則第六條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第二十一号）附則第十四條第一項の旧經營移讓年金受給権者又は旧農業者老齡年金受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金たる給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その未支給の年金たる給付の支給の請求については、同項の規定にかかわらず、同項の規定によりなお従前の例によるものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律による改正前の農業者年金基金法第三十七條の規定は適用せず、前條の規定による改正後の独立行政法人農業者年金基金法第二十二條の規定を準用する。

○ 工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）（第百九十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（登録） 第二十五条（略） 2 主務大臣（第六十九条第二項の規定により、経済産業大臣が主務大臣となる場合に限る。）は、前項の規定による申請があつた場合において、必要があると認めるときは、<u>行政法人製品評価技術基盤機構</u>（以下「機構」という。）に、当該申請が第二十七条第一項各号に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。</p>	<p>（登録） 第二十五条（略） 2 主務大臣（第六十九条第二項の規定により、経済産業大臣が主務大臣となる場合に限る。）は、前項の規定による申請があつた場合において、必要があると認めるときは、<u>独立行政法人製品評価技術基盤機構</u>（以下「機構」という。）に、当該申請が第二十七条第一項各号に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。</p>

○ ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）（第百九十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（登録） 第三十九条の十四の二（略） 2 経済産業大臣は、前項の規定による申請があつた場合において、必要があると認めるときは、行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に、当該申請が次条第一項各号に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。</p>	<p>（登録） 第三十九条の十四の二（略） 2 経済産業大臣は、前項の規定による申請があつた場合において、必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に、当該申請が次条第一項各号に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。</p>

○ 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）（第九十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（登録） 第二十九条（略） 2 経済産業大臣は、前項の規定による申請があつた場合において、必要があると認めるときは、行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に、当該申請が第三十一条第一項各号に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。</p>	<p>（登録） 第二十九条（略） 2 経済産業大臣は、前項の規定による申請があつた場合において、必要があると認めるときは、<u>独立行政法人製品評価技術基盤機構</u>（以下「機構」という。）に、当該申請が第三十一条第一項各号に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。</p>

○ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）（第九十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（登録） 第五十一条（略） 2 経済産業大臣は、前項の規定による申請があつた場合において、必要があると認めるときは、行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に、当該申請が第五十三条第一項各号に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。</p>	<p>（登録） 第五十一条（略） 2 経済産業大臣は、前項の規定による申請があつた場合において、必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に、当該申請が第五十三条第一項各号に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。</p>

○ 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）（第百九十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（登録） 第十六条（略） 2 主務大臣（第五十四条第一項第三号から第五号までの規定により、経済産業大臣が主務大臣となる場合に限る。第二十九条第二項、第三十一条第三項、第三十二条の二十一第二項、第三十六条第四項、第四十一条第五項から第七項まで、第四十三条及び第四十九条において同じ。）は、前項の規定による申請があつた場合において、必要があると認めるときは、<u>行政法人製品評価技術基盤機構</u>（以下「機構」という。）に、当該申請が第十八条第一項各号に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。</p>	<p>（登録） 第十六条（略） 2 主務大臣（第五十四条第一項第三号から第五号までの規定により、経済産業大臣が主務大臣となる場合に限る。第二十九条第二項、第三十一条第三項、第三十二条の二十一第二項、第三十六条第四項、第四十一条第五項から第七項まで、第四十三条及び第四十九条において同じ。）は、前項の規定による申請があつた場合において、必要があると認めるときは、<u>独立行政法人製品評価技術基盤機構</u>（以下「機構」という。）に、当該申請が第十八条第一項各号に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。</p>

○ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）（第百九十一条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（立入検査等） 第四十四条（略） 2～4（略） 5 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、行政 法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。） に、第一項から第三項までの規定による立入検査、質 問又は収去を行わせることができる。</p>	<p>（立入検査等） 第四十四条（略） 2～4（略） 5 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、独立 行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という 。）に、第一項から第三項までの規定による立入検査 、質問又は収去を行わせることができる。</p>

○ 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）（第百九十一条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国際機関の指定する者の検査等） 第三十条（略） 2～4（略） 5 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、<u>行政</u> <u>法人製品評価技術基盤機構</u>（以下「機構」という。） に、第一項の規定による検査等に立ち会わせること ができる。 6・7（略）</p>	<p>（国際機関の指定する者の検査等） 第三十条（略） 2～4（略） 5 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、<u>独立</u> <u>行政法人製品評価技術基盤機構</u>（以下「機構」という。） に、第一項の規定による検査等に立ち会わせるこ とができる。 6・7（略）</p>

○ 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）（第百九十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（機構による調査業務実施） 第三十六条 主務大臣（第四十四条第一項の規定により経済産業大臣が主務大臣となる場合に限る。以下この条、次条第四項から第六項まで及び第三十九条において同じ。）は、調査の業務を自ら行う場合において必要があると認めるときは、<u>行政法人製品評価技術基盤機構</u>（以下「機構」という。）に、当該調査の業務の全部又は一部を行わせることができる。</p> <p>2 4 （略）</p>	<p>（機構による調査業務実施） 第三十六条 主務大臣（第四十四条第一項の規定により経済産業大臣が主務大臣となる場合に限る。以下この条、次条第四項から第六項まで及び第三十九条において同じ。）は、調査の業務を自ら行う場合において必要があると認めるときは、<u>独立行政法人製品評価技術基盤機構</u>（以下「機構」という。）に、当該調査の業務の全部又は一部を行わせることができる。</p> <p>2 4 （略）</p>

○ 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）（第九十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（手数料の納付） 第四十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定は、<u>行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）</u>第二条第一項に規定する行政法人であつて、その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものについては、適用しない。</p>	<p>（手数料の納付） 第四十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定は、<u>独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）</u>第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものについては、適用しない。</p>

○ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）（第百九十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（手数料の納付） 第七十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定（機構が行う検査又は確認に係るものを除く。）は、<u>行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）</u>第二条第一項に規定する行政法人であつて、その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものについては、適用しない。</p>	<p>（手数料の納付） 第七十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定（機構が行う検査又は確認に係るものを除く。）は、<u>独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）</u>第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものについては、適用しない。</p>

○ 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）（第九十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（手数料等） 第四十九条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前二項の規定は、手数料を納付すべき者が国又は行政 <u>法人通則法（平成十一年法律第百三号）</u> 第二条第一 項に規定する行政法人であつて、その業務の内容その 他の事情を勘案して政令で定めるものときは、 適用しない。</p> <p>4 （略）</p>	<p>（手数料等） 第四十九条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前二項の規定は、手数料を納付すべき者が国又は独 <u>立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）</u> 第二 条第一項に規定する独立行政法人であつて、その業務の 内容その他の事情を勘案して政令で定めるものである ときは、適用しない。</p> <p>4 （略）</p>

○ 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）（第百九十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>3 2 第十條（略） （県の特別会計） 行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十五条第一項第三号の規定により行政法人中小企業基盤整備機構から資金の貸付けを受け、同号イからニまでのいずれかに掲げる事業を行う都道府県又は行政法人中小企業基盤整備機構に対する同項第四号の資金の貸付けを行う都道府県にあっては、その経理を県の特別会計において併せて行うことができる。この場合においては、当該都道府県は、当該経理を他の経理と区分して行うものとする。</p>	<p>3 2 第十條（略） （県の特別会計） 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十五条第一項第三号の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構から資金の貸付けを受けて同号イからニまでのいずれかに掲げる事業を行う都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構に対する同項第四号の資金の貸付けを行う都道府県にあっては、その経理を県の特別会計において併せて行うことができる。この場合においては、当該都道府県は、当該経理を他の経理と区分して行うものとする。</p>

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国、都道府県等及び行政法人中小企業基盤整備機構が行う中小企業支援事業を計画的かつ効率的に推進するとともに、中小企業の経営の診断等の業務に従事する者の登録の制度を設けること等により、中小企業の経営資源の確保を支援し、もつて中小企業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>（中小企業支援計画）</p> <p>第三条 経済産業大臣は、毎年、中小企業の経営資源の確保を支援する次に掲げる事業であつて、国、都道府県（政令で指定する市を含む。以下同じ。）及び行政法人中小企業基盤整備機構が行うもの（以下「中小企業支援事業」という。）の実施に関する計画を定めるものとする。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の計画を定めるに当たつては、国、都道府県及び行政法人中小企業基盤整備機構が行う事業が相互に重複しないようにするとともに、中小企業に関する団体その他の民間事業者との協力及び役割分担の下に、中小企業の経営方法又は技術の状況その他中小企業の発展の状況に応じて、適切に中小企業支援事業が行われるように配慮しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国、都道府県等及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う中小企業支援事業を計画的かつ効率的に推進するとともに、中小企業の経営の診断等の業務に従事する者の登録の制度を設けること等により、中小企業の経営資源の確保を支援し、もつて中小企業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>（中小企業支援計画）</p> <p>第三条 経済産業大臣は、毎年、中小企業の経営資源の確保を支援する次に掲げる事業であつて、国、都道府県（政令で指定する市を含む。以下同じ。）及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行うもの（以下「中小企業支援事業」という。）の実施に関する計画を定めるものとする。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の計画を定めるに当たつては、国、都道府県及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う事業が相互に重複しないようにするとともに、中小企業に関する団体その他の民間事業者との協力及び役割分担の下に、中小企業の経営方法又は技術の状況その他中小企業の発展の状況に応じて、適切に中小企業支援事業が行われるように配慮しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p>

○ 中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）（第百九十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において「共済契約」とは、中小企業者が行政法人中小企業整備機構（以下「機構」という。）に掛金を納付することを約し、機構がその中小企業者の取引の相手方たる事業者につき次の各号のいずれかに該当する事態（以下「倒産」という。）が生ずることに関し、この法律の定めるところにより共済金を貸し付けることを約する契約をいう。 一 三（略） 三 七（略）</p>	<p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において「共済契約」とは、中小企業者が独立行政法人中小企業整備機構（以下「機構」という。）に掛金を納付することを約し、機構がその中小企業者の取引の相手方たる事業者につき次の各号のいずれかに該当する事態（以下「倒産」という。）が生ずることに関し、この法律の定めるところにより共済金を貸し付けることを約する契約をいう。 一 三（略） 三 七（略）</p>

○ 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）（第百九十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（国、地方公共団体等の責務） 第十六条 国、地方公共団体及び行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業又は農林漁業に関する団体と連携しつつ、農商工等連携事業の促進を図るため、中小企業者と農林漁業者との交流又は連携の推進、研修、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（国、地方公共団体等の責務） 第十六条 国、地方公共団体及び独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業又は農林漁業に関する団体と連携しつつ、農商工等連携事業の促進を図るため、中小企業者と農林漁業者との交流又は連携の推進、研修、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。</p>

○ 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）（第百九十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（行政法人中小企業基盤整備機構の行う商店街活性化促進業務）</p> <p>第十条 行政法人中小企業基盤整備機構は、商店街活性化事業を促進するため、次の各号のいずれかに掲げる事業を行う市町村（特別区を含む。）に対し、当該事業を行うのに必要な資金の一部の貸付けを行うことができる。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う商店街活性化促進業務）</p> <p>第十条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、商店街活性化事業を促進するため、次の各号のいずれかに掲げる事業を行う市町村（特別区を含む。）に対し、当該事業を行うのに必要な資金の一部の貸付けを行うことができる。</p> <p>一・二 （略）</p>

○ 経済社会課題対応事業の促進に関する法律（平成二十四年法律第

号）（第百九十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（行政法人中小企業基盤整備機構の業務の特例） 第十九条 行政法人中小企業基盤整備機構は、特定事業を促進するため、認定事業者が認定特定事業計画に従って特定事業を実施するために必要な資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。</p>	<p>（独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務の特例） 第十九条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、特定事業を促進するため、認定事業者が認定特定事業計画に従って特定事業を実施するために必要な資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。</p>

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>2 第二条（略）</p> <p>この法律において「共済契約」とは、小規模企業者が行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）に掛金を納付することを約し、機構がその者の事業の廃止等につき、この法律の定めるところにより共済金を支給することを約する契約をいう。</p> <p>3 （略）</p> <p>（共済金等からの控除等）</p> <p>第十六条の二 機構が共済契約者、その遺族又は共済契約者であつた者に共済金等を支給すべき場合において、前条の規定により返還を受けるべき共済金等、納付を受けるべき掛金（割増金を含む。）又は行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号。以下「機構法」という。）第十五条第二項第八号の規定による共済契約者若しくは共済契約者であつた者に対する貸付けに係る貸付金若しくは利子で弁済を受けるべきものがあるときは、機構は、当該共済金等からこれらを控除することができる。</p> <p>（余裕金の運用に関する基本方針等）</p> <p>2 第二十五条（略）</p> <p>3 機構は、次に掲げる方法により小規模企業共済勘定余裕金を運用する場合には、当該運用に関する契約の相手方に対して、協議に基づき第一項の規定に</p>	<p>（定義）</p> <p>2 第二条（略）</p> <p>この法律において「共済契約」とは、小規模企業者が独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）に掛金を納付することを約し、機構がその者の事業の廃止等につき、この法律の定めるところにより共済金を支給することを約する契約をいう。</p> <p>3 （略）</p> <p>（共済金等からの控除等）</p> <p>第十六条の二 機構が共済契約者、その遺族又は共済契約者であつた者に共済金等を支給すべき場合において、前条の規定により返還を受けるべき共済金等、納付を受けるべき掛金（割増金を含む。）又は独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号。以下「機構法」という。）第十五条第二項第八号の規定による共済契約者若しくは共済契約者であつた者に対する貸付けに係る貸付金若しくは利子で弁済を受けるべきものがあるときは、機構は、当該共済金等からこれらを控除することができる。</p> <p>（余裕金の運用に関する基本方針等）</p> <p>2 第二十五条（略）</p> <p>3 機構は、次に掲げる方法により小規模企業共済勘定余裕金を運用する場合には、当該運用に関する契約の相手方に対して、協議に基づき第一項の規定に</p>

よる基本方針の趣旨に沿って運用すべきことを、経済産業省令で定めるところにより、示さなければならぬ。

い。行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第四十七條第三号に規定する方法

二・三（略）

よる基本方針の趣旨に沿って運用すべきことを、経済産業省令で定めるところにより、示さなければならぬ。

い。独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第四十七條第三号に規定する方法

二・三（略）

○ 金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年法律第二十六号）（第百九十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（鉱害防止積立金の積立て） 第七条（略） 2 鉱害防止積立金の積立ては、<u>経済産業省令</u>で定めるところにより、<u>行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構</u>（以下「機構」という。）にしなければならない。</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（鉱害防止積立金の積立て） 第七条（略） 2 鉱害防止積立金の積立ては、<u>経済産業省令</u>で定めるところにより、<u>独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構</u>（以下「機構」という。）にしなければならない。</p> <p>3・4（略）</p>

○ 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）（第九十六号関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>7 第二條（定義） 2 5 （略） 6 この法律において「石油販売業」とは、石油の販売 を行う事業（経済産業省令で定めるところにより算定 したその事業の規模（揮発油等の品質の確保等に関す る法律（昭和五十一年法律第八十八号）第二条第四項 の揮発油販売業を行う者については、揮発油販売業以 外の石油の販売の事業の規模）が経済産業省令で定め る規模以下であるものを除く。以下同じ。）をいい、 「石油販売業者」とは、石油販売業を行う者（行政法 人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」と いう。）を除く。）をいう。 7 10 （略）</p>	<p>7 第二條（定義） 2 5 （略） 6 この法律において「石油販売業」とは、石油の販売 を行う事業（経済産業省令で定めるところにより算定 したその事業の規模（揮発油等の品質の確保等に関す る法律（昭和五十一年法律第八十八号）第二条第四項 の揮発油販売業を行う者については、揮発油販売業以 外の石油の販売の事業の規模）が経済産業省令で定め る規模以下であるものを除く。以下同じ。）をいい、 「石油販売業者」とは、石油販売業を行う者（独立行 政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構 」という。）を除く。）をいう。 7 10 （略）</p>

○ 非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）（第百九十七条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国立研究開発行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務） 第十一条 国立研究開発行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は、非化石エネルギーの開発及び導入を促進するため、次の業務を行う。 一～四 （略）</p>	<p>（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務） 第十一条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は、非化石エネルギーの開発及び導入を促進するため、次の業務を行う。 一～四 （略）</p>

○ 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成九年法律第三十七号）（第百九十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国立研究開発行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）</p> <p>第十条 国立研究開発行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は、新エネルギー利用等を促進するため、次の業務を行う。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）</p> <p>第十条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は、新エネルギー利用等を促進するため、次の業務を行う。</p> <p>一・二 （略）</p>

改正案

現行

（国立研究開発行政法人情報通信研究機構による通信・放送基盤技術に関する試験研究の促進）

（独立行政法人情報通信研究機構による通信・放送基盤技術に関する試験研究の促進）

第七条 国立研究開発行政法人情報通信研究機構（第十二条において「研究機構」という。）は、民間において行われる基盤技術（電気通信業及び放送業（有線放送業を含む。）の技術その他電気通信に係る電波の利用の技術のうち総務省の所掌に係るものに限る。以下この条において「通信・放送基盤技術」という。）に関する試験研究を促進するため、次の業務を行う。
一 通信・放送基盤技術に関する試験研究を政府等（政府及び行政法人通則法（平成十一年法律第百三十一号）第二条第一項に規定する行政法人をいう。第十一条第一号において同じ。）以外の者に委託して行い、その成果を普及すること。
二 五 （略）

第七条 独立行政法人情報通信研究機構（第十二条において「研究機構」という。）は、民間において行われる基盤技術（電気通信業及び放送業（有線放送業を含む。）の技術その他電気通信に係る電波の利用の技術のうち総務省の所掌に係るものに限る。以下この条において「通信・放送基盤技術」という。）に関する試験研究を促進するため、次の業務を行う。
一 通信・放送基盤技術に関する試験研究を政府等（政府及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十一号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第十一条第一号において同じ。）以外の者に委託して行い、その成果を普及すること。
二 五 （略）

（国立研究開発行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）

（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）

第十一条 国立研究開発行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「開発機構」という。）は、民間において行われる基盤技術（鉱業及び工業の技術のうち経済産業省の所掌に係るものに限る。以下この条において「鉱工業基盤技術」という。）に関する試験研究を促進するため、次の業務を行う。
一 五 （略）

第十一条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「開発機構」という。）は、民間において行われる基盤技術（鉱業及び工業の技術のうち経済産業省の所掌に係るものに限る。以下この条において「鉱工業基盤技術」という。）に関する試験研究を促進するため、次の業務を行う。
一 五 （略）

○ 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）（第百九十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（登録の基準） 第三十七条 特許庁長官は、前条第二項の規定により登録の申請をした者（以下この条において「調査機関登録申請者」という。）が次に掲げる要件の<u>全て</u>に適合しているときは、その登録をしなければならぬ。この場合において、登録に<u>必要</u>な手続は、<u>経済産業省令</u>で定める。</p> <p>一 次のいずれかに該当する者が調査業務を実施し、その人数が前条第二項の区分ごとに十名以上であること。</p> <p>イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学を卒業した者であつて、<u>科学技術に関する事務</u>（研究を含む。ロにおいて同じ。）に<u>通算して四年以上</u>従事した経験<u>を有し、かつ、行政法人工業所有権情報・研修館が行う研修を修了したもの</u></p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（登録の基準） 第三十七条 特許庁長官は、前条第二項の規定により登録の申請をした者（以下この条において「調査機関登録申請者」という。）が次に掲げる要件の<u>すべて</u>に適合しているときは、その登録をしなければならぬ。この場合において、登録に<u>必要</u>な手続は、<u>経済産業省令</u>で定める。</p> <p>一 次のいずれかに該当する者が調査業務を実施し、その人数が前条第二項の区分ごとに十名以上であること。</p> <p>イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学を卒業した者であつて、<u>科学技術に関する事務</u>（研究を含む。ロにおいて同じ。）に<u>通算して四年以上</u>従事した経験<u>を有し、かつ、独立行政法人工業所有権情報・研修館が行う研修を修了したもの</u></p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>2（略）</p>

改正案

（計量証明の事業の登録）
 第七百七条 計量証明の事業であつて次に掲げるものを行
 おうとする者は、経済産業省令で定める事業の区分（
 次条において単に「事業の区分」という。）に従い、
 その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知
 事の登録を受けなければならない。ただし、国若しく
 は地方公共団体又は行政法人通則法（平成十一年法律
 第三十三号）第二条第一項に規定する行政法人であつて
 当該計量証明の事業を適正に行う能力を有するものと
 して政令で定めるものが当該計量証明の事業を行う場
 合及び政令で定める法律の規定に基づきその業務を行
 うことについて登録、指定その他の処分を受けた者が
 当該業務として当該計量証明の事業を行う場合は、こ
 の限りでない。

一・二（略）

2 第二百四十九条（略）
 （計量器等の提出）

第六十八条の六第一項の規定により、研究所又は行政法
 人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に
 検査を行わせた場合において、その所在の場所におい
 て検査を行わせることが著しく困難であると認められ
 る計量器、特殊容器又は特定物象量が表記された特定
 商品があつたときは、その所有者又は占有者に対し、
 期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることが
 できる。

現行

（計量証明の事業の登録）
 第七百七条 計量証明の事業であつて次に掲げるものを行
 おうとする者は、経済産業省令で定める事業の区分（
 次条において単に「事業の区分」という。）に従い、
 その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知
 事の登録を受けなければならない。ただし、国若しく
 は地方公共団体又は独立行政法人通則法（平成十一年
 法律第三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人
 であつて当該計量証明の事業を適正に行う能力を有す
 るものとして政令で定めるものが当該計量証明の事業
 を行う場合及び政令で定める法律の規定に基づきその
 業務を行うことについて登録、指定その他の処分を受
 けた者が当該業務として当該計量証明の事業を行う場
 合は、この限りでない。

一・二（略）

2 第二百四十九条（略）
 （計量器等の提出）

第六十八条の六第一項の規定により、研究所又は独立行
 政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に
 検査を行わせた場合において、その所在の場所におい
 て検査を行わせることが著しく困難であると認めら
 れる計量器、特殊容器又は特定物象量が表記された
 特定商品があつたときは、その所有者又は占有者に対
 し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずるこ
 とができる。

（傍線部分は改正部分）

3
·
4

(略)

3
·
4

(略)

○ 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）（第二百一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（行政法人中小企業基盤整備機構の行う技術移転促進業務）</p> <p>第六条 行政法人中小企業基盤整備機構は、特定研究成果の民間事業者への移転を促進するため、承認計画に係る特定大学技術移転事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入に係る債務の保証の業務を行う。</p> <p>第十三条 行政法人（行政法人通則法（平成十一年法律第一百三号）第二条第一項に規定する行政法人をいう。）であつて試験研究に関する業務を行うものとして政令で定めるもの（以下「試験研究行政法人」という。）における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る試験研究行政法人が保有する特許権又は特許を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権についての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業（以下「試験研究行政法人技術移転事業」という。）を行う者は、当該試験研究行政法人を所管する大臣に申請して、その事業が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。</p> <p>一 三 （略）</p>	<p>（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う技術移転促進業務）</p> <p>第六条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、特定研究成果の民間事業者への移転を促進するため、承認計画に係る特定大学技術移転事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入に係る債務の保証の業務を行う。</p> <p>第十三条 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第一百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）であつて試験研究に関する業務を行うものとして政令で定めるもの（以下「試験研究独立行政法人」という。）における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る試験研究独立行政法人が保有する特許権又は当該特許を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権についての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業（以下「試験研究独立行政法人技術移転事業」という。）を行う者は、当該試験研究独立行政法人を所管する大臣に申請して、その事業が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。</p> <p>一 三 （略）</p>

3 2 (略)

特許庁長官は、第一項の認定を受けた者が同項に規定する試験研究行政法人技術移転事業を実施するときは、政令で定めるところにより、特許法第百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

4 特許庁長官は、第一項の認定を受けた者が同項に規定する試験研究行政法人技術移転事業を実施するとき、政令で定めるところにより、自己の特許出願について特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができ。

(報告の徴収)

第十四条 (略)

2 特定試験研究機関又は試験研究行政法人を所管する大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定事業者又は前条第一項の認定を受けた者に対し、その業務の状況について報告を求めることができる。

附 則

(承認事業者に係る特許料等に関する特例措置等)

第三条 承認事業者が国立大学法人(国立大学法第 二条第一項に規定する国立大学法人をいう。)、大学 共同利用機関法人(同条第三項に規定する大学共同利 用機関法人をいう。)、又は行政法人国立高等専門学校 機構から譲渡を受けた特許権若しくは特許を受ける権 利(産業技術力強化法(平成十二年法律第四十四号) 附則第三条第一項各号に掲げるものに限る。)、又は当 該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権(平成

3 2 (略)

特許庁長官は、第一項の認定を受けた者が同項に規定する試験研究独立行政法人技術移転事業を実施するときは、政令で定めるところにより、特許法第百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

4 特許庁長官は、第一項の認定を受けた者が同項に規定する試験研究独立行政法人技術移転事業を実施するときは、政令で定めるところにより、自己の特許出願について特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができ。

(報告の徴収)

第十四条 (略)

2 特定試験研究機関又は試験研究独立行政法人を所管する大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定事業者又は前条第一項の認定を受けた者に対し、その業務の状況について報告を求めることができる。

附 則

(承認事業者に係る特許料等に関する特例措置等)

第三条 承認事業者が国立大学法人(国立大学法第 二条第一項に規定する国立大学法人をいう。)、大学 共同利用機関法人(同条第三項に規定する大学共同利 用機関法人をいう。)、又は独立行政法人国立高等専門 学校機構から譲渡を受けた特許権若しくは特許を受け る権利(産業技術力強化法(平成十二年法律第四十四 号)附則第三条第一項各号に掲げるものに限る。)、又 は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権(

十九年三月三十一日までにされた特許出願（同年四月一日以後にする特許出願であつて、特許法第四十四条第二項（同法第四十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により同年三月三十一日までにしたものとみなされるものを除く。）に係るものに限る。）であつて承認事業者に属するものについて特許法第百七条第一項の規定により納付すべき特許料、同法第百九十五条第一項若しくは第二項の規定により納付すべき手数料又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第一項の規定により納付すべき手数料の納付については、承認事業者を国とみなして特許法第百七条第二項、第百九十五条第四項及び第五項並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第三項及び第四項の規定を適用する。

平成十九年三月三十一日までにされた特許出願（同年四月一日以後にする特許出願であつて、特許法第四十四条第二項（同法第四十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により同年三月三十一日までにしたものとみなされるものを除く。）に係るものに限る。）であつて承認事業者に属するものについて特許法第百七条第一項の規定により納付すべき特許料、同法第百九十五条第一項若しくは第二項の規定により納付すべき手数料又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第一項の規定により納付すべき手数料の納付については、承認事業者を国とみなして特許法第百七条第二項、第百九十五条第四項及び第五項並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第三項及び第四項の規定を適用する。

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略） 2 8（略） 9 この法律において「国等」とは、国及び行政法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する行政法人をいう。第十一条第二項において同じ。）その他特別の法律によって設立された法人であつて新技術に関する研究開発のための補助金、委託費その他相当の反対給付を受けない給付金（以下この章において「新技術補助金等」という。）を交付するものとして政令で定めるもの（次項において「特定行政法人等」という。）をいう。</p> <p>10 この法律において「特定中小企業者」とは、中小企業者であつて、国等から経済産業大臣及び各省各庁の長等（国については財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長、特定行政法人等についてはその主務大臣をいう。以下同じ。）が次条第一項に規定する基本方針における同条第二項第三号イ(1)に掲げる事項に照らして適切であるものとして指定する新技術補助金等（以下「特定補助金等」という。）を交付されたものをいう。</p> <p>11 12（略）</p> <p>（行政法人中小企業基盤整備機構の行う創業等促進業務） 第五条 行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小企業基盤整備機構」という。）は、創業及び新規中小企</p>	<p>（定義） 第二条（略） 2 8（略） 9 この法律において「国等」とは、国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第十一条第二項において同じ。）その他特別の法律によって設立された法人であつて新技術に関する研究開発のための補助金、委託費その他相当の反対給付を受けない給付金（以下この章において「新技術補助金等」という。）を交付するものとして政令で定めるもの（次項において「特定独立行政法人等」という。）をいう。</p> <p>10 この法律において「特定中小企業者」とは、中小企業者であつて、国等から経済産業大臣及び各省各庁の長等（国については財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長、特定独立行政法人等についてはその主務大臣をいう。以下同じ。）が次条第一項に規定する基本方針における同条第二項第三号イ(1)に掲げる事項に照らして適切であるものとして指定する新技術補助金等（以下「特定補助金等」という。）を交付されたものをいう。</p> <p>11 12（略）</p> <p>（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う創業等促進業務） 第五条 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小企業基盤整備機構」という。）は、創業及び新規中</p>

業の事業活動を促進するため、創業者及び新規中小企業者がその事業を行うために必要とする資金の借入れに係る債務の保証並びに創業者（第二条第二項第三号に掲げる者に限る。）及び新規中小企業者（会社に限る。）が当該資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）に係る債務の保証の業務を行う。

（異分野連携新事業分野開拓計画の認定）

2 第十一条（略）

異分野連携新事業分野開拓計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一（略）

二 異分野連携新事業分野開拓を共同で行う中小企業者（複数の中小企業者がそれぞれの中小企業者の外国関係法人等の全部又は一部と共同で異分野連携新事業分野開拓を行おうとする場合にあつては、当該外国関係法人等を含む。第五号において同じ。）以外の事業者（以下この項において「大企業者」という。）がある場合又は異分野連携新事業分野開拓の実施に協力する大学その他の研究機関、行政法人、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。第二十条において同じ。）その他の者（以下この項において「協力者」という。）がある場合は、当該大企業者又は協力者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

3 三（略）

（中小企業基盤整備機構の行う高度技術産学連携地域

中小企業の事業活動を促進するため、創業者及び新規中小企業者がその事業を行うために必要とする資金の借入れに係る債務の保証並びに創業者（第二条第二項第三号に掲げる者に限る。）及び新規中小企業者（会社に限る。）が当該資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）に係る債務の保証の業務を行う。

（異分野連携新事業分野開拓計画の認定）

2 第十一条（略）

異分野連携新事業分野開拓計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一（略）

二 異分野連携新事業分野開拓を共同で行う中小企業者（複数の中小企業者がそれぞれの中小企業者の外国関係法人等の全部又は一部と共同で異分野連携新事業分野開拓を行おうとする場合にあつては、当該外国関係法人等を含む。第五号において同じ。）以外の事業者（以下この項において「大企業者」という。）がある場合又は異分野連携新事業分野開拓の実施に協力する大学その他の研究機関、独立行政法人、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。第二十条において同じ。）その他の者（以下この項において「協力者」という。）がある場合は、当該大企業者又は協力者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

3 三（略）

（中小企業基盤整備機構の行う高度技術産学連携地域

整備業務)

第三十四条 (略)

2 中小企業基盤整備機構は、前項の業務のほか、行政
法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四百
十七号)第十五条第一項の業務の遂行に支障のない範
囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を行うことが
できる。

一・二 (略)

附則

(行政法人中小企業基盤整備機構法の特例)

第四条 中小企業基盤整備機構は、行政法人中小企業基
盤整備機構法附則第五条第一項の政令で定める日ま
の間、同項第一号から第三号まで及び同条第二項の規
定により管理を行っている工場用地、産業業務施設用
地又は業務用地について、次に掲げる者の事業の用に
供するために管理及び譲渡の業務を行うことができる。

一・二 (略)

2 中小企業基盤整備機構は、前項の業務を行おうとす
る場合において、当該工場用地又は産業業務施設用地
が行政法人中小企業基盤整備機構法附則第五条第二項
の規定による委託に係るものであるときは、あらかじめ、その委託をして
いる者の同意を得なければなら
ない。

整備業務)

第三十四条 (略)

2 中小企業基盤整備機構は、前項の業務のほか、独立
行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第
百四十七号)第十五条第一項の業務の遂行に支障のな
い範囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を行うこ
とができる。

一・二 (略)

附則

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例)

第四条 中小企業基盤整備機構は、独立行政法人中小企
業基盤整備機構法附則第五条第一項の政令で定める日
までの間、同項第一号から第三号まで及び同条第二項
の規定により管理を行っている工場用地、産業業務施
設用地又は業務用地について、次に掲げる者の事業の
用に供するために管理及び譲渡の業務を行うことができ
る。

一・二 (略)

2 中小企業基盤整備機構は、前項の業務を行おうとす
る場合において、当該工場用地又は産業業務施設用地
が独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第五条第
二項の規定による委託に係るものであるときは、あら
かじめ、その委託をして
いる者の同意を得なければ
ならない。

○ 経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）（第二百三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（設置） 第六条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより経済産業省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p>			
（削る）	中央鉱山保安協議会	（略）	（略）
（削る）	鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）	（略）	（略）
（削る）	中央鉱山保安協議会	（略）	（略）
（削る）	独立行政法人評価委員会	（略）	（略）
（削る）	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）	（略）	（略）
（削る）	中央鉱山保安協議会	（略）	（略）
（削る）	鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）	（略）	（略）

○ 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三百三十一号）（第二百四条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

<p>（行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再構築円滑化等業務）</p> <p>第二十四条 行政法人中小企業基盤整備機構は、事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合及び資源生産性革新を円滑化し、並びに事業革新新商品生産設備及び資源制約対応製品生産設備の導入を促進するため、次の各号に掲げる者が当該各号に定める資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第三十条の二十三第一項第六号において同じ。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再構築円滑化等業務）</p> <p>第二十四条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合及び資源生産性革新を円滑化し、並びに事業革新新商品生産設備及び資源制約対応製品生産設備の導入を促進するため、次の各号に掲げる者が当該各号に定める資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第三十条の二十三第一項第六号において同じ。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。</p> <p>一・二 （略）</p>
<p>（略）</p> <p>行政法人中小企業基盤整備機構法（第三十五条第一項から第四項まで、第三十六条八年三月三十一日までに申請し、当</p>	<p>（略）</p> <p>独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）第三十五条第一項第六号の助成を平成二十八</p>
<p>（認定中小企業経営資源活用計画に従って中小企業経営資源活用を実施する中小企業者とみなす場合）</p> <p>第三十八条 次の表の上欄に掲げる者については、認定中小企業経営資源活用計画に従って中小企業経営資源活用を実施する中小企業者とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる規定を適用する。</p>	<p>（認定中小企業経営資源活用計画に従って中小企業経営資源活用を実施する中小企業者とみなす場合）</p> <p>第三十八条 次の表の上欄に掲げる者については、認定中小企業経営資源活用計画に従って中小企業経営資源活用を実施する中小企業者とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる規定を適用する。</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

該助成に係る同法第二条第二項に規定する経営の革新を行う同条第一項各号に掲げる中小企業者

(中小企業再生支援指針)

第四十条 経済産業大臣は、事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合、資源生産性革新、中小企業経営資源活用その他の事業活動を行うことによりその生産性を向上させようとする中小企業を総合的かつ効果的に支援するとともに、中小企業承継事業再生その他の取組による中小企業の事業の再生を適切に支援し、その活力の再生に資するため、国、地方公共団体、行政法人中小企業基盤整備機構及び次条第二項に規定する認定支援機関が講ずべき支援措置に関する基本的な指針(以下「中小企業再生支援指針」という。)を定めなければならない。

2 3 5 (略)

(認定支援機関)
第四十一条 (略)

2 前項の認定を受けた者(以下「認定支援機関」という。)は、他の法令に定めるもののほか、当該認定に係る第四項第四号ハの地域において、次の業務を行うものとする。

一 3 四 (略)

五 行政法人中小企業基盤整備機構からの委託に基づき、第四十七条に規定する業務の実施に必要な調査を行うこと。

3 3 5 (略)

(秘密保持義務)

、当該助成に係る同法第二条第二項に規定する経営の革新を行う同条第一項各号に掲げる中小企業者

(中小企業再生支援指針)

第四十条 経済産業大臣は、事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合、資源生産性革新、中小企業経営資源活用その他の事業活動を行うことによりその生産性を向上させようとする中小企業を総合的かつ効果的に支援するとともに、中小企業承継事業再生その他の取組による中小企業の事業の再生を適切に支援し、その活力の再生に資するため、国、地方公共団体、行政法人中小企業基盤整備機構及び次条第二項に規定する認定支援機関が講ずべき支援措置に関する基本的な指針(以下「中小企業再生支援指針」という。)を定めなければならない。

2 3 5 (略)

(認定支援機関)
第四十一条 (略)

2 前項の認定を受けた者(以下「認定支援機関」という。)は、他の法令に定めるもののほか、当該認定に係る第四項第四号ハの地域において、次の業務を行うものとする。

一 3 四 (略)

五 独立行政法人中小企業基盤整備機構からの委託に基づき、第四十七条に規定する業務の実施に必要な調査を行うこと。

3 3 5 (略)

(秘密保持義務)

第四十三条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる情報に関しては、適用しない。

一 認定支援機関が第四十一条第二項第一号に掲げる業務(同号口に掲げるものに係るものに限る。)及び同項第二号に掲げる業務(以下この号において単に「業務」と総称する。)を円滑に行うために行政法人中小企業基盤整備機構の助言を受けることが必要な場合において、認定支援機関の役員若しくは職員又は中小企業再生支援協議会の委員が行政法人中小企業基盤整備機構に提供する当該業務に関する情報

二 (略)

(行政法人中小企業基盤整備機構の行う再生支援出資業務)

第四十七条 行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業の活力の再生を支援するため、投資事業有限責任組合(事業再構築、経営資源再活用、資源生産性革新及び中小企業承継事業再生を行う事業者に対する資金供給を行うものとして政令で定めるものに限る。第七十二条第二項において「特定投資事業有限責任組合」という。)であつて中小企業に対する投資事業を行うものに対する当該投資事業に必要な資金の出資の業務を行う。

(行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再生円滑化業務)

第五十条 行政法人中小企業基盤整備機構は、次の各号に掲げる者が関与する事業再生について、それぞれ当該各号に定める期間(当該期間内に破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立て

第四十三条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる情報に関しては、適用しない。

一 認定支援機関が第四十一条第二項第一号に掲げる業務(同号口に掲げるものに係るものに限る。)及び同項第二号に掲げる業務(以下この号において単に「業務」と総称する。)を円滑に行うために独立行政法人中小企業基盤整備機構の助言を受けることが必要な場合において、認定支援機関の役員若しくは職員又は中小企業再生支援協議会の委員が独立行政法人中小企業基盤整備機構に提供する当該業務に関する情報

二 (略)

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う再生支援出資業務)

第四十七条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業の活力の再生を支援するため、投資事業有限責任組合(事業再構築、経営資源再活用、資源生産性革新及び中小企業承継事業再生を行う事業者に対する資金供給を行うものとして政令で定めるものに限る。第七十二条第二項において「特定投資事業有限責任組合」という。)であつて中小企業に対する投資事業を行うものに対する当該投資事業に必要な資金の出資の業務を行う。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再生円滑化業務)

第五十条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、次の各号に掲げる者が関与する事業再生について、それぞれ当該各号に定める期間(当該期間内に破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申

があつたときは、当該申立ての時までの期間。次条において「事業再生準備期間」という。)における事業再生を行うとする事業者の事業の継続に欠くことができない資金の借入れに係る債務の保証を行う。

一・二 (略)

(大学及び産業技術研究法人における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進)

2 第五十五条 (略)

産業技術研究法人(産業技術力強化法(平成十二年法律第四十四号)第二条第三項に規定する産業技術研究法人をいう。以下この項において同じ。)の主務大臣等(当該産業技術研究法人が行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する行政法人である場合)は、当該産業技術研究法人が地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人である場合)は、同法第六条第三項に規定する設立団体(以下「事業」)は、事業者による事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合及び資源生産性革新並びに創業及び中小企業者による新事業の開拓の円滑化に資するため、産業技術研究法人における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る特許権及び特許を受ける権利についての譲渡その他の行為により、民間事業者に対し移転を促進するための施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

(中小企業者への配慮)

第七十二条の三 国、地方公共団体、行政法人中小企業基盤整備機構、商工会及び商工会議所は、他の事業者の事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合、資源

立てがあつたときは、当該申立ての時までの期間。次条において「事業再生準備期間」という。)における事業再生を行うとする事業者の事業の継続に欠くことができない資金の借入れに係る債務の保証を行う。

一・二 (略)

(大学及び産業技術研究法人における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進)

2 第五十五条 (略)

産業技術研究法人(産業技術力強化法(平成十二年法律第四十四号)第二条第三項に規定する産業技術研究法人をいう。以下この項において同じ。)の主務大臣等(当該産業技術研究法人が独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人である場合)は、当該産業技術研究法人が地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人である場合)は、同法第六条第三項に規定する設立団体(以下「事業」)は、事業者による事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合及び資源生産性革新並びに創業及び中小企業者による新事業の開拓の円滑化に資するため、産業技術研究法人における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る特許権及び特許を受ける権利についての譲渡その他の行為により、民間事業者に対し移転を促進するための施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

(中小企業者への配慮)

第七十二条の三 国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構、商工会及び商工会議所は、他の事業者の事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合、資源

生産性革新又は中小企業承継事業再生の実施によりその経営に著しい影響を受ける中小企業者の経営基盤の強化を図るため、当該中小企業者の行う事業に関する経営方法又は技術に関する助言、研修又は情報提供その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

資源生産性革新又は中小企業承継事業再生の実施によりその経営に著しい影響を受ける中小企業者の経営基盤の強化を図るため、当該中小企業者の行う事業に関する経営方法又は技術に関する助言、研修又は情報提供その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

○ 独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第二百一号）（第二百五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">独立行政法人工業所有権情報・研修館法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、行政法人工業所有権情報・研修館の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるところを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する行政法人の名称は、行政法人工業所有権情報・研修館とする。</p> <p>（情報・研修館の目的）</p> <p>第三条 行政法人工業所有権情報・研修館（以下「情報・研修館」という。）は、発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、審査及び審判に関する文献その他の工業所有権に関する情報の収集、整理及び提供を行うとともに、特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと等により、工業所有権の保護及び利用の促進を図ることを目的とする。</p> <p>（中期目標行政法人）</p> <p>第三条の二 情報・研修館は、通則法第二条第二項に規定する中期目標行政法人とする。</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人工業所有権情報・研修館法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人工業所有権情報・研修館の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるところを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人工業所有権情報・研修館とする。</p> <p>（情報・研修館の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「情報・研修館」という。）は、発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、審査及び審判に関する文献その他の工業所有権に関する情報の収集、整理及び提供を行うとともに、特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと等により、工業所有権の保護及び利用の促進を図ることを目的とする。</p> <p>（新設）</p>

(理事の任期)
第八条 理事の任期は、二年とする。

(積立金の処分)

第十二条 (略)

2 経済産業大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(主務大臣等)

第十三条 情報・研修館に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣及び経済産業省令とする。

(役員の任期)
第八条 役員の任期は、二年とする。

(積立金の処分)

第十二条 (略)

2 経済産業大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(主務大臣等)

第十三条 情報・研修館に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣、経済産業省及び経済産業省令とする。

○ 独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成十一年法律第二百四号）（第二百六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">行政法人製品評価技術基盤機構法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、行政法人製品評価技術基盤機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び行政法人通則法（平成十一年法律百三十三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する行政法人の名称は、行政法人製品評価技術基盤機構とする。</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第三条 行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）は、工業製品等に関する技術上の評価等を行うとともに、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供等を行うことにより、工業製品等の品質の向上、安全性の確保及び取引の円滑化のための技術的な基盤の整備を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。</p> <p>（行政執行法人）</p> <p>第四条 機構は、通則法第二条第三項に規定する行政執行法人とする。</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人製品評価技術基盤機構法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人製品評価技術基盤機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律百三十三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人製品評価技術基盤機構とする。</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）は、工業製品等に関する技術上の評価等を行うとともに、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供等を行うことにより、工業製品等の品質の向上、安全性の確保及び取引の円滑化のための技術的な基盤の整備を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。</p> <p>（特定独立行政法人）</p> <p>第四条 機構は、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。</p>

（理事長及び理事の任期）
第九条 理事長及び理事の任期は、二年とする。

（理事の欠格条項の特例）

第十条 （略）
2 機構の理事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び行政法人製品評価技術基盤機構法第十条第一項」とする。

（積立金の処分）

第十二条 機構は、毎事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち経済産業大臣の承認を受けた金額を、翌事業年度に係る通則法第三十五条の五第一項の認可を受けた事業計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、翌事業年度における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 （略）

（主務大臣等）
第十三条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務

（役員）の任期）
第九条 役員は、二年とする。

（理事の欠格条項の特例）

第十条 （略）
2 機構の理事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人製品評価技術基盤機構法第十条第一項」とする。

（積立金の処分）

第十二条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち経済産業大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 （略）

（主務大臣等）
第十三条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省

省令は、それぞれ経済産業大臣及び経済産業省令とする。

及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣、経済産業省及び経済産業省令とする。

○ 石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号）（第二百七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（石炭鉱業構造調整臨時措置法の廃止に伴う経過措置）</p> <p>第三条 廃止日前に新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が買収した採掘権の鉱区に関する鉱害の賠償については、なお従前の例による。この場合において、なお従前の例によることとされる第二条の規定による廃止前の石炭鉱業構造調整臨時措置法（以下「旧構造調整法」という。）の規定中「新エネルギー・産業技術総合開発機構」とあるのは、「<u>行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構</u>」とする。</p> <p>2 廃止日前に機構が貸付けを行った旧構造調整法第二十五条第一項第八号に規定する設備資金に係る貸付金の償還については旧構造調整法第二十五条第一項第八号、第二十六条第二項第九号、第三十六条の四から第三十六条の十一まで並びに第五十三条（旧構造調整法第三十六条の八第五号に係る部分に限る。）の規定、第三十六条の八第五号に係る部分に限る。）の規定、廃止日前に機構が貸付けを行った旧構造調整法第二十五条第一項第十一号の二に規定する資金に係る貸付金の償還については旧構造調整法第二十五条第一項第十一号の二、第二十六条第二項第十一号の二、第三十六条の二十二並びに同条第二項において準用する旧構造調整法第三十六条の八、第三十六条の九及び第三十六条の十一並びに第五十三条（旧構造調整法第三十六条</p>	<p>附則</p> <p>（石炭鉱業構造調整臨時措置法の廃止に伴う経過措置）</p> <p>第三条 廃止日前に新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が買収した採掘権の鉱区に関する鉱害の賠償については、なお従前の例による。この場合において、なお従前の例によることとされる第二条の規定による廃止前の石炭鉱業構造調整臨時措置法（以下「旧構造調整法」という。）の規定中「<u>新エネルギー・産業技術総合開発機構</u>」とあるのは、「<u>新エネルギー・産業技術総合開発機構</u>」とする。</p> <p>2 廃止日前に機構が貸付けを行った旧構造調整法第二十五条第一項第八号に規定する設備資金に係る貸付金の償還については旧構造調整法第二十五条第一項第八号、第二十六条第二項第九号、第三十六条の四から第三十六条の十一まで並びに第五十三条（旧構造調整法第三十六条の八第五号に係る部分に限る。）の規定、第三十六条の八第五号に係る部分に限る。）の規定、廃止日前に機構が貸付けを行った旧構造調整法第二十五条第一項第十一号の二に規定する資金に係る貸付金の償還については旧構造調整法第二十五条第一項第十一号の二、第二十六条第二項第十一号の二、第三十六条の二十二並びに同条第二項において準用する旧構造調整法第三十六条の八、第三十六条の九及び第三十六条の十一並びに第五十三条（旧構造調整法第三十六条</p>

の二十二第二項において準用する旧構造調整法第三十六号の八第五号に係る部分に限る。の規定、廃止日前に機構が貸付けを行った旧構造調整法第二十五条第一項第十六号の四に規定する資金に係る貸付金の償還については旧構造調整法第二十五条第一項第十六号の四、第二十六条第二項第十七号、第三十六条の二十九並びに同条第三項において準用する第三十六条の六、第三十六条の八、第三十六条の九及び第三十六条の十一並びに第五十三条（旧構造調整法第三十六条の二十九第三項において準用する旧構造調整法第三十六条の八第五号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧構造調整法第二十五条第一項中「新エネルギー・産業技術総合開発機構」とあるのは「行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」と、旧構造調整法第二十六条第二項中「前項の業務の方法には」とあるのは「行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二十八条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の業務方法書には」と、旧構造調整法第三十六条の六から第三十六条の九まで及び第三十六条の十一中「機構」とあるのは「行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」とする。

（石炭鉱害賠償等臨時措置法の廃止に伴う経過措置）
第五条 第二条の規定の施行の際現に同条の規定による廃止前の石炭鉱害賠償等臨時措置法（以下「旧賠償法」という。）第四条第三項の規定により機構が管理している鉱害賠償積立金については、旧賠償法第四条第三項から第五項まで、第五条から第八条まで、第十一条、第十二条第一項第一号、第二十三条及び第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、旧賠償法第四条第三項、第五条第一項、第六条第五項、第十一条及び第十

の二十二第二項において準用する旧構造調整法第三十六号の八第五号に係る部分に限る。の規定、廃止日前に機構が貸付けを行った旧構造調整法第二十五条第一項第十六号の四に規定する資金に係る貸付金の償還については旧構造調整法第二十五条第一項第十六号の四、第二十六条第二項第十七号、第三十六条の二十九並びに同条第三項において準用する第三十六条の六、第三十六条の八、第三十六条の九及び第三十六条の十一並びに第五十三条（旧構造調整法第三十六条の二十九第三項において準用する旧構造調整法第三十六条の八第五号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧構造調整法第二十五条第一項中「新エネルギー・産業技術総合開発機構」とあるのは「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」と、旧構造調整法第二十六条第二項中「前項の業務の方法には」とあるのは「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二十八条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の業務方法書には」と、旧構造調整法第三十六条の六から第三十六条の九まで及び第三十六条の十一中「機構」とあるのは「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」とする。

（石炭鉱害賠償等臨時措置法の廃止に伴う経過措置）
第五条 第二条の規定の施行の際現に同条の規定による廃止前の石炭鉱害賠償等臨時措置法（以下「旧賠償法」という。）第四条第三項の規定により機構が管理している鉱害賠償積立金については、旧賠償法第四条第三項から第五項まで、第五条から第八条まで、第十一条、第十二条第一項第一号、第二十三条及び第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、旧賠償法第四条第三項、第五条第一項、第六条第五項、第十一条及び第十

<p>5 ・6 (略)</p>	<p>4 行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構は、前項に規定する金銭及び国債を、経済産業省令で定めるところにより、供託することができる。この場合において、これらの金銭及び国債は、鉱業権者若しくは租鉱権者又は鉱業権者若しくは租鉱権者であった者が鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第一百七十七条第一項の規定により供託したものとみなす。</p>	<p>3 第二條の規定の施行の際現に旧賠償法附則第十条第四項の規定により機構が管理している金銭及び国債については、旧賠償法附則第十条第四項、第十一条及び第十二条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧賠償法附則第十条第四項及び第十一条第一項中「機構」とあるのは、「行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」とする。</p>	<p>2 第二条第一項中「機構」とあるのは、「行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」とする。 2 廃止日前に機構が貸付けを行った旧賠償法第十二条第一項第二号及び第三号に規定する資金に係る貸付金の償還については、旧賠償法第十二条第一項第二号及び第三号、第十五条並びに第二十三条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧賠償法第十二条第一項及び第十五条中「機構」とあるのは、「行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」とする。</p>
<p>5 ・6 (略)</p>	<p>4 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構は、前項に規定する金銭及び国債を、経済産業省令で定めるところにより、供託することができる。この場合において、これらの金銭及び国債は、鉱業権者若しくは租鉱権者又は鉱業権者若しくは租鉱権者であった者が鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第一百七十七条第一項の規定により供託したものとみなす。</p>	<p>3 第二條の規定の施行の際現に旧賠償法附則第十条第四項の規定により機構が管理している金銭及び国債については、旧賠償法附則第十条第四項、第十一条及び第十二条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧賠償法附則第十条第四項及び第十一条第一項中「機構」とあるのは、「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」とする。</p>	<p>2 第二条第一項中「機構」とあるのは、「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」とする。 2 廃止日前に機構が貸付けを行った旧賠償法第十二条第一項第二号及び第三号に規定する資金に係る貸付金の償還については、旧賠償法第十二条第一項第二号及び第三号、第十五条並びに第二十三条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧賠償法第十二条第一項及び第十五条中「機構」とあるのは、「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」とする。</p>

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>3 この法律において「産業技術研究法人」とは、行政 法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第 二条第一項に規定する行政法人をいう。以下同じ。） 及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十 五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独 立行政法人をいう。以下同じ。）であつて、産業活動 において利用される技術に関する研究及び開発並びに その成果の移転に関する業務を行うものをいう。</p> <p>(特許料等の特例) 第十七条 特許庁長官は、特許法（昭和三十四年法律第 百二十一号）第七十七条第一項の規定による第一年から 第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が次に掲 げる者であつて産業技術力の強化を図るため特に必要 なものとして政令で定める要件に該当するものである ときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し 若しくは免除し、又はその納付を猶予することができ る。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 試験研究行政法人（行政法人のうち高等専門学校 を設置する者であるもの以外のものであつて、試験 研究に関する業務を行うものとして政令で定めるも のをいう。）</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>3 この法律において「産業技術研究法人」とは、独立 行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百 三号）第一条第一項に規定する独立行政法人をいう。 以下同じ。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法 人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規 定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）であつ て、産業活動において利用される技術に関する研究及 び開発並びにその成果の移転に関する業務を行うもの をいう。</p> <p>(特許料等の特例) 第十七条 特許庁長官は、特許法（昭和三十四年法律第 百二十一号）第七十七条第一項の規定による第一年から 第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が次に掲 げる者であつて産業技術力の強化を図るため特に必要 なものとして政令で定める要件に該当するものである ときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し 若しくは免除し、又はその納付を猶予することができ る。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 試験研究独立行政法人（独立行政法人のうち高等 専門学校を設置する者であるもの以外のものであつ て、試験研究に関する業務を行うものとして政令で 定めるものをいう。）</p>

2 四・五 (略)

附 則

(国立大学法人等に係る特許料等に関する経過措置等

第三条 次に掲げる特許権又は特許を受ける権利について特許法第七十七条第一項の規定により納付すべき特許料、同法第九十五条第一項若しくは第二項の規定により納付すべき手数料又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)第四十条第一項の規定により納付すべき手数料に関する特許法第七十七条第二項の規定、同法第九十五条第四項及び第五項の規定(これらの規定を特許協力条約に基づき国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)第十八条第四項において準用する場合を含む。)
又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第三項及び第四項の規定の適用については、国立大学法人(国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。)、大学共同利用機関法人又は行政法人国立高等専門学校機構(以下この条において「国立大学法人等」という。)は、国とみなす。

一 国立大学法人法附則第九条第一項又は行政法人国立高等専門学校機構法(平成十五年法律第百十三号)附則第八条第一項の規定により国立大学法人等が承継した特許権

二 国立大学法人法附則第九条第一項又は行政法人国立高等専門学校機構法附則第八条第一項の規定により国立大学法人等が承継した特許を受ける権利(平成十九年三月三十一日までにされた特許出願(同年四月一日以後にする特許出願であつて、特許法第四

2 四・五 (略)

附 則

(国立大学法人等に係る特許料等に関する経過措置等

第三条 次に掲げる特許権又は特許を受ける権利について特許法第七十七条第一項の規定により納付すべき特許料、同法第九十五条第一項若しくは第二項の規定により納付すべき手数料又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)第四十条第一項の規定により納付すべき手数料に関する特許法第七十七条第二項の規定、同法第九十五条第四項及び第五項の規定(これらの規定を特許協力条約に基づき国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)第十八条第四項において準用する場合を含む。)
又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第三項及び第四項の規定の適用については、国立大学法人(国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。)、大学共同利用機関法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構(以下この条において「国立大学法人等」という。)は、国とみなす。

一 国立大学法人法附則第九条第一項又は独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成十五年法律第百十三号)附則第八条第一項の規定により国立大学法人等が承継した特許権

二 国立大学法人法附則第九条第一項又は独立行政法人国立高等専門学校機構法附則第八条第一項の規定により国立大学法人等が承継した特許を受ける権利(平成十九年三月三十一日までにされた特許出願(同年四月一日以後にする特許出願であつて、特許法

2

三・四
(略)

第十四条第二項（同法第四十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により同年三月三十一日までにしたものとみなされるものを除く。以下この項において同じ。）に係るものに限る。）又は当該国立大学法人等が当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権

2

三・四
(略)

第四十四条第二項（同法第四十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により同年三月三十一日までにしたものとみなされるものを除く。以下この項において同じ。）に係るものに限る。）又は当該国立大学法人等が当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する行政法人の名称は、行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構とする。</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第三条 行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）は、石油及び可燃性天然ガス（以下「石油等」という。）の探鉱等、石炭の探鉱、地熱の探査並びに金属鉱物の探鉱等に必要な資金の供給その他石油及び可燃性天然ガス資源、石炭資源、地熱資源並びに金属鉱物資源の開発を促進するために必要な業務並びに石油及び金属鉱産物の備蓄に必要な業務を行い、もって石油等、石炭、地熱及び金属鉱産物の安定的かつ低廉な供給に資するとともに、金属鉱業等による鉱害の防止に必要な資金の貸付けその他の業務を行い、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全並びに金属鉱業等の健全な発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構とする。</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）は、石油及び可燃性天然ガス（以下「石油等」という。）の探鉱等、石炭の探鉱、地熱の探査並びに金属鉱物の探鉱等に必要な資金の供給その他石油及び可燃性天然ガス資源、石炭資源、地熱資源並びに金属鉱物資源の開発を促進するために必要な業務並びに石油及び金属鉱産物の備蓄に必要な業務を行い、もって石油等、石炭、地熱及び金属鉱産物の安定的かつ低廉な供給に資するとともに、金属鉱業等による鉱害の防止に必要な資金の貸付けその他の業務を行い、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全並びに金属鉱業等の健全な発展に寄与することを目的とする。</p>

とする。

(中期目標行政法人)

第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標行政法人とする。

(副理事長及び理事の任期)

第八条 副理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十二条の二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定(罰則を含む。)は、第十一条第一項第七号の規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の理事長」と、同法第一条及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の事業年度」と読み替えるものとする。

(利益及び損失の処理の特例等)

第十三条 (略)

目的とする。

(新設)

(役員任期)

第八条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十二条の二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定(罰則を含む。)は、第十一条第一項第七号の規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の事業年度」と読み替えるものとする。

(利益及び損失の処理の特例等)

第十三条 (略)

2 第十三条 経済産業大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

2| 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならぬ。

3| 第十二条第四号に掲げる業務に係る勘定（第六項において「第四号勘定」という。）及び同条第五号に掲げる業務に係る勘定（以下この条において「第五号勘定」という。）については、通則法第四十四条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。

4| (略)

5| (略)

6| 機構は、第四号勘定及び第五号勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文（第五号勘定にあつては、第四項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項本文）又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における積立金として整理しなければならない。

7| (略)

第十四条 (略)
(長期借入金及び石油天然ガス・金属鉱物資源債券)
(削る)

2| 前項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3| (略)

4| (略)

5| (略)

3| 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならぬ。

4| 第十二条第四号に掲げる業務に係る勘定（第七項において「第四号勘定」という。）及び同条第五号に掲げる業務に係る勘定（以下この条において「第五号勘定」という。）については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

5| (略)

6| (略)

7| 機構は、第四号勘定及び第五号勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文（第五号勘定にあつては、第五項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項本文）又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における積立金として整理しなければならない。

8| (略)

第十四条 (略)
(長期借入金及び石油天然ガス・金属鉱物資源債券)

2| 経済産業大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

3| 第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4| (略)

5| (略)

6| (略)

6 | (略)

(償還計画)
第十六条 (略)

(削る)

(鉱害防止事業基金)

第十九条 機構は、第十一条第一項第十六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関して、鉱害防止事業基金を設け、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第十二条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により抛出された金額と第十三条第五項の規定により組み入れられた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 (略)

(財務大臣との協議)

第二十一条 経済産業大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 (略)

二 第十四条第一項若しくは第四項又は第十六条の認可をしようとするとき。

(主務大臣等)

第二十二条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣及び経済産業省令とする。

附則

7 | (略)

(償還計画)
第十六条 (略)

2 | 経済産業大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(鉱害防止事業基金)

第十九条 機構は、第十一条第一項第十六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関して、鉱害防止事業基金を設け、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第十二条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により抛出された金額と第十三条第六項の規定により組み入れられた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 (略)

(財務大臣との協議)

第二十一条 経済産業大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 (略)

二 第十四条第一項若しくは第五項又は第十六条第一項の認可をしようとするとき。

(主務大臣等)

第二十二条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣、経済産業省及び経済産業省令とする。

附則

(石炭経過勘定における納付金等)
第七条 (略)
2 経済産業大臣は、前項の規定により金額を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(石炭経過勘定における納付金等)
第七条 (略)
2 経済産業大臣は、前項の規定により金額を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

改正案	現行
<p>国立研究開発行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国立研究開発行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第三条 この法律及び行政法人通則法（平成十一年法律第三百号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する行政法人の名称は、国立研究開発行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構とする。</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第四条 国立研究開発行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）は、非化石エネルギー、可燃性天然ガス及び石炭に関する技術並びにエネルギー使用合理化のための技術並びに鉱工業の技術に関し、民間の能力を活用して行う研究開発（研究及び開発をいう。以下同じ。）を、民間において行われる研究開発の促進、これらの技術の利用の促進等の業務を国際的に協調しつつ総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその企業化の促進を図り、もって内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的</p>	<p>独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第三条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構とする。</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第四条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）は、非化石エネルギー、可燃性天然ガス及び石炭に関する技術並びにエネルギー使用合理化のための技術並びに鉱工業の技術に関し、民間の能力を活用して行う研究開発（研究及び開発をいう。以下同じ。）を、民間において行われる研究開発の促進、これらの技術の利用の促進等の業務を国際的に協調しつつ総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその企業化の促進を図り、もって内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ効率</p>

かつ効率的な供給の確保並びに経済及び産業の発展に資することを目的とする。

2 (略)

(国立研究開発行政法人)

第四条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標行政法人であつて、通則法第四条第二項に規定する国立研究開発行政法人とする。

(副理事長及び理事の任期)

第十一条 副理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。

(理事の欠格条項の特例)

第十二条 (略)
2 機構の理事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び国立研究開発行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十二条第一項」とする。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十八条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定(罰則を含む。)は、第十五条第一項第三号、第五号、第十号(非化石エネルギー法第十一条第一号に係る部分に限る。)及び第十二号(福祉用具法第七条第一号に係る部分に限る。)の規定により機構が交付する補助金について準用する。この場合において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(第二条第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「国立研究開発行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」と、「各

的な供給の確保並びに経済及び産業の発展に資することを目的とする。

2 (略)

(新設)

(役員の任期)

第十一条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(理事の欠格条項の特例)

第十二条 (略)
2 機構の理事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十二条第一項」とする。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十八条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定(罰則を含む。)は、第十五条第一項第三号、第五号、第十号(非化石エネルギー法第十一条第一号に係る部分に限る。)及び第十二号(福祉用具法第七条第一号に係る部分に限る。)の規定により機構が交付する補助金について準用する。この場合において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(第二条第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」と、「各省各庁の

省各庁の長」とあるのは「国立研究開発行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「国立研究開発行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「国立研究開発行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の事業年度」と読み替えるものとする。

(利益及び損失の処理の特例等)

第十九条 (略)

2 経済産業大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 6 (略)

(主務大臣等)

第二十条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣及び経済産業省令とする。

2 (略)

長」とあるのは「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の事業年度」と読み替えるものとする。

(利益及び損失の処理の特例等)

第十九条 (略)

2 経済産業大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 6 (略)

(主務大臣等)

第二十条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣、経済産業省及び経済産業省令とする。

2 (略)

改正案	現行
<p style="text-align: center;">行政法人中小企業基盤整備機構法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、行政法人中小企業基盤整備機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第三条 この法律及び行政法人通則法（平成十一年法律第三百号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する行政法人の名称は、行政法人中小企業基盤整備機構とする。</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第四条 行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）は、中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な助言、研修、資金の貸付け、出資、助成及び債務の保証、地域における施設の整備、共済制度の運営等の事業を行い、もって中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化のための基盤を整備することを目的とする。</p> <p>（中期目標行政法人）</p> <p>第四条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標行政法人とする。</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人中小企業基盤整備機構法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人中小企業基盤整備機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第三条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人中小企業基盤整備機構とする。</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第四条 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）は、中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な助言、研修、資金の貸付け、出資、助成及び債務の保証、地域における施設の整備、共済制度の運営等の事業を行い、もって中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化のための基盤を整備することを目的とする。</p> <p>（新設）</p>

(副理事長及び理事の任期)
第九条 副理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。

第十二条 機構の理事長、副理事長及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び行政法人中小企業基盤整備機構法第十一条」とする。
2 機構の理事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに行政法人中小企業基盤整備機構法第十条及び第十一条」とする。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)
第十六条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定(罰則を含む。)は、前条第一項第六号の規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「行政法人中小企業基盤整備機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「行政法人中小企業基盤整備機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七條第二項、第十九條第一項及び第二項、第二十四條並びに第三十三條中「国」とあるのは「行政法人中小企業基盤整備機構」と、同法第十四條中「国の会計年度」とあるのは「行政法人中小企業基盤整備機構の事業年度」と読み替えるものとする。

(利益及び損失の処理の特例等)
第十九条 (略)

(役員任期)
第九条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

第十二条 機構の理事長、副理事長及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十一条」とする。
2 機構の理事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十条及び第十一条」とする。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)
第十六条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定(罰則を含む。)は、前条第一項第六号の規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人中小企業基盤整備機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人中小企業基盤整備機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七條第二項、第十九條第一項及び第二項、第二十四條並びに第三十三條中「国」とあるのは「独立行政法人中小企業基盤整備機構」と、同法第十四條中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人中小企業基盤整備機構の事業年度」と読み替えるものとする。

(利益及び損失の処理の特例等)
第十九条 (略)
2 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとする

- 2| 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならぬ。
- 4| 3| (略)
- 4| 3| 第一項及び第二項の規定は、施設整備等勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは、「第三項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と読み替えるものとする。
- 5| (略)
- (長期借入金及び中小企業基盤整備債券)
第二十二條 (略)
(削る)
- 2| 前項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- 3| (略)
- 4| (略)
- 5| (略)
- 6| (略)
- (償還計画)
第二十四條 (略)
(削る)

- 3| 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならぬ。
- 4| (略)
- 5| 4| 第一項から第三項までの規定は、施設整備等勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは、「第四項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と読み替えるものとする。
- 6| (略)
- (長期借入金及び中小企業基盤整備債券)
第二十二條 (略)
- 2| 2| 経済産業大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならぬ。
- 3| 3| 第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- 4| (略)
- 5| (略)
- 6| (略)
- 7| (略)
- (償還計画)
第二十四條 (略)
経済産業大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省(前条第一項第二号に掲げる業務に係るものについては、経済産業省及び財務省)の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

するときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人
評価委員会の意見を聴かなければならない。

(財務大臣との協議)

第二十七条 経済産業大臣は、次の場合には、財務大臣
に協議しなければならない。

- 一 第二十二條第一項若しくは第五項又は第二十四條
第一項の認可をしようとするとき。
- 二・三 (略)

(主務大臣等)

第二十八條 (略)

4 | 2・3 (略) 機構に係る通則法における主務省は、経済産業省と
する。

5 | (略)

(独立行政法人評価委員会からの意見聴取等)

第二十九條 第十八條第一項第二号に掲げる業務に關す
る通則法第二十八條第三項、第二十九條第三項、第三
十條第三項、第三十五條第二項、第三十八條第三項、
第四十四條第四項、第四十五條第四項、第四十六條の
二第五項、第四十六條の三第六項及び第四十八條第二
項の規定の適用については、これらの規定中「評価委
員会」とあるのは、「評価委員会及び財務省の独立行
政法人評価委員会」とする。

2 | 経済産業省の独立行政法人評価委員会は、次の場合
には、第十八條第一項第二号に掲げる業務に關し、財
務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければ
ならない。

- 一 通則法第三十二條第一項又は第三十四條第一項の
規定による評価を行おうとするとき。

(財務大臣との協議)

第二十七條 経済産業大臣は、次の場合には、財務大臣
に協議しなければならない。

- 一 第二十二條第一項若しくは第四項又は第二十四條
の認可をしようとするとき。
- 二・三 (略)

(主務大臣等)

第二十八條 (略)

4 | (略)

第二十九條 削除

附 則

- (機構の納付金等)
第十三条の二 (略)
- 2 経済産業大臣及び財務大臣は、前項の規定により金額を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

- 3 (略)

二 通則法第三十二条第三項後段(通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定による勧告をしようとするとき。

附 則

- (機構の納付金等)
第十三条の二 (略)
- 2 経済産業大臣及び財務大臣は、前項の規定により金額を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会及び財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

- 3 (略)

改正案	現行
<p style="text-align: center;">行政法人日本貿易振興機構法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、行政法人日本貿易振興機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する行政法人の名称は、行政法人日本貿易振興機構とする。</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第三条 行政法人日本貿易振興機構（以下「機構」という。）は、我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、もってこれらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的とする。</p> <p>（中期目標行政法人）</p> <p>第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標行政法人とする。</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人日本貿易振興機構法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人日本貿易振興機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人日本貿易振興機構とする。</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人日本貿易振興機構（以下「機構」という。）は、我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、もってこれらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的とする。</p> <p>（新設）</p>

(副理事長及び理事の任期)
第八条 副理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。

(理事の欠格条項の特例)

第九条 (略)
2 機構の理事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び行政法人日本貿易振興機構法第九条第一項」とする。

(積立金の処分)

第十三条 (略)

2 経済産業大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(主務大臣等)

第十五条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣及び経済産業省令とする。

附則

(機構の納付金等)

第四条 (略)

2 (略)
3 経済産業大臣は、前二項の規定により金額を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(役員任期)
第八条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(理事の欠格条項の特例)

第九条 (略)
2 機構の理事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人日本貿易振興機構法第九条第一項」とする。

(積立金の処分)

第十三条 (略)

2 経済産業大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(主務大臣等)

第十五条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣、経済産業省及び経済産業省令とする。

附則

(機構の納付金等)

第四条 (略)

2 (略)
3 経済産業大臣は、前二項の規定により金額を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協

4

(略)

4

議しなければならぬ。
(略)

○ 独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十七号）（第二百十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>（国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置） 第五条 施行日前に施行日前の情報・研修館を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、<u>行政法人工業所有権情報・研修館の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。</u></p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>（国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置） 第五条 施行日前に施行日前の情報・研修館を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、<u>施行日後の情報・研修館の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。</u></p>

○ 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）（第二百十四条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定研究開発等計画の認定） 第四条（略）</p> <p>2 特定研究開発等計画には、次に掲げる事項を記載し なければならぬ。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 特定研究開発等の実施に協力する事業者、大学その他の研究機関、行政法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する行政法人をいう。）その他の者（以下「協力者」という。）がある場合は、当該協力者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容</p> <p>3 四（略）</p>	<p>（特定研究開発等計画の認定） 第四条（略）</p> <p>2 特定研究開発等計画には、次に掲げる事項を記載し なければならぬ。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 特定研究開発等の実施に協力する事業者、大学その他の研究機関、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）その他の者（以下「協力者」という。）がある場合は、当該協力者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容</p> <p>3 四（略）</p>

○ 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）（第二百十五
条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国等の施策） 第十三条 国、地方公共団体、行政法人中小企業基盤整備機構、行政法人日本貿易振興機構及び独立行政法人国際観光振興機構は、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動を促進するため、地域産業資源を活用した商品又は役務の紹介その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。</p>	<p>（国等の施策） 第十三条 国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本貿易振興機構及び独立行政法人国際観光振興機構は、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動を促進するため、地域産業資源を活用した商品又は役務の紹介その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。</p>

○ 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）（第二百十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（行政法人中小企業基盤整備機構の行う企業立地等促進業務）</p> <p>第九条 行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）は、同意基本計画において定められた集積区域（以下「同意集積区域」という。）において、当該同意集積区域に係る指定集積業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行う事業者（以下「特定事業者」という。）による企業立地及び事業高度化を促進するため、同意集積区域において、工場（特定事業の用に供するものに限る。以下この条において同じ。）<u>、事業場（特定事業の用に供するものに限る。以下この条において同じ。）</u>又は当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡を行う。</p> <p>2 機構は、前項の業務のほか、行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七号）第十五条第一項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。</p> <p>一 三（略）</p> <p>附則</p> <p>（行政法人中小企業基盤整備機構法の特例）</p> <p>第三条 機構は、行政法人中小企業基盤整備機構法附則第五条第一項の政令で定める日までの間、同項第一号から第三号まで及び同条第二項の規定により管理を行</p>	<p>（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う企業立地等促進業務）</p> <p>第九条 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）は、同意基本計画において定められた集積区域（以下「同意集積区域」という。）において、当該同意集積区域に係る指定集積業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行う事業者（以下「特定事業者」という。）による企業立地及び事業高度化を促進するため、同意集積区域において、工場（特定事業の用に供するものに限る。以下この条において同じ。）<u>、事業場（特定事業の用に供するものに限る。以下この条において同じ。）</u>又は当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡を行う。</p> <p>2 機構は、前項の業務のほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七号）第十五条第一項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。</p> <p>一 三（略）</p> <p>附則</p> <p>（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例）</p> <p>第三条 機構は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第五条第一項の政令で定める日までの間、同項第一号から第三号まで及び同条第二項の規定により管理</p>

っている工場用地、産業業務施設用地又は業務用地について、同意集積区域において地方公共団体若しくは第五条第二項第七号に規定する事業環境の整備の事業を実施する者が同意基本計画に従って行う事業又は特定事業者が行う特定事業の用に供するために管理及び譲渡の業務を行うことができる。

2 機構は、前項の業務を行おうとする場合において、当該工場用地が行政法人中小企業基盤整備機構法附則第五条第二項の規定による委託に係るものであるときは、あらかじめ、その委託をしている者の同意を得なければならぬ。

第四条 機構は、当分の間、行政法人中小企業基盤整備機構法附則第八条の二第一項の規定により整備又は管理を行っている工場若しくは事業場又は工場用地若しくは業務用地について、同意集積区域において地方公共団体若しくは第五条第二項第七号に規定する事業環境の整備の事業を実施する者が同意基本計画に従って行う事業又は特定事業者が行う特定事業の用に供するために管理及び譲渡の業務を行うことができる。

(行政法人中小企業基盤整備機構法の特例)

第十五条 機構は、当分の間、行政法人中小企業基盤整備機構法附則第八条の四第一項の規定により造成、整備又は管理を行っている工場若しくは事業場、工場用地若しくは業務用地又は施設について、同意集積区域において地方公共団体若しくは第五条第二項第七号に規定する事業環境の整備の事業を実施する者が同意基本計画に従って行う事業又は特定事業者が行う特定事業の用に供するために管理及び譲渡の業務を行うことができる。

2 (略)

を行っている工場用地、産業業務施設用地又は業務用地について、同意集積区域において地方公共団体若しくは第五条第二項第七号に規定する事業環境の整備の事業を実施する者が同意基本計画に従って行う事業又は特定事業者が行う特定事業の用に供するために管理及び譲渡の業務を行うことができる。

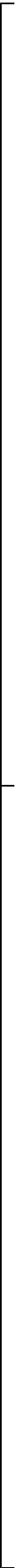
2 機構は、前項の業務を行おうとする場合において、当該工場用地が独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第五条第二項の規定による委託に係るものであるときは、あらかじめ、その委託をしている者の同意を得なければならぬ。

第四条 機構は、当分の間、独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第八条の二第一項の規定により整備又は管理を行っている工場若しくは事業場又は工場用地若しくは業務用地について、同意集積区域において地方公共団体若しくは第五条第二項第七号に規定する事業環境の整備の事業を実施する者が同意基本計画に従って行う事業又は特定事業者が行う特定事業の用に供するために管理及び譲渡の業務を行うことができる。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例)

第十五条 機構は、当分の間、独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第八条の四第一項の規定により造成、整備又は管理を行っている工場若しくは事業場、工場用地若しくは業務用地又は施設について、同意集積区域において地方公共団体若しくは第五条第二項第七号に規定する事業環境の整備の事業を実施する者が同意基本計画に従って行う事業又は特定事業者が行う特定事業の用に供するために管理及び譲渡の業務を行うことができる。

2 (略)



○ 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十号）（
 第二百十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（検討）</p> <p>第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律及び中小企業信用保険法並びに国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>	<p>附則</p> <p>（検討）</p> <p>第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律、中小企業信用保険法及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>

○ 特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十四年法律第 号）（第二百十八条
関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十二条（国、地方公共団体等の責務） 国、地方公共団体及び行政法人日本貿易振興機構は、特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業を促進するため、当該研究開発事業及び統括事業の円滑な実施のための事業環境の整備その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。</p>	<p>第十二条（国、地方公共団体等の責務） 国、地方公共団体及び独立行政法人日本貿易振興機構は、特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業を促進するため、当該研究開発事業及び統括事業の円滑な実施のための事業環境の整備その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。</p>

改正案	現行
<p>第二十九条ノ四 第一章ノ規定ニ依ル検査（登録検査確 認機関又ハ船級協会ノ検査ヲ除ク以下同ジ）、認定、 認可、型式承認若ハ検定（機構又ハ登録検定機関ノ検 定ヲ除ク以下同ジ）又ハ検査若ハ検定ニ関スル書類ノ 再交付若ハ書換（以下検査等ト称ス）ヲ受ケントスル 者ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ実費ヲ勘案シタル 額ノ手数料ヲ国（機構ノ検査等ヲ受ケントスルトキハ 機構）ニ納付スベシ但シ国及行政法人（行政法人通則 法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項ニ規定ス ル行政法人ニシテ当該行政法人ノ業務ノ内容其ノ他ノ 事情ヲ勘案シテ政令ヲ以テ定ムルモノニ限ル）ニ於テ 国土交通大臣又ハ管海官庁ノ検査等ヲ受ケントスルト キハ此ノ限ニ在ラズ</p> <p>② ④ （略）</p>	<p>第二十九条ノ四 第一章ノ規定ニ依ル検査（登録検査確 認機関又ハ船級協会ノ検査ヲ除ク以下同ジ）、認定、 認可、型式承認若ハ検定（機構又ハ登録検定機関ノ検 定ヲ除ク以下同ジ）又ハ検査若ハ検定ニ関スル書類ノ 再交付若ハ書換（以下検査等ト称ス）ヲ受ケントスル 者ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ実費ヲ勘案シタル 額ノ手数料ヲ国（機構ノ検査等ヲ受ケントスルトキハ 機構）ニ納付スベシ但シ国及独立行政法人（独立行政 法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項 ニ規定スル独立行政法人ニシテ当該独立行政法人ノ業 務ノ内容其ノ他ノ事情ヲ勘案シテ政令ヲ以テ定ムルモ ノニ限ル）ニ於テ国土交通大臣又ハ管海官庁ノ検査等 ヲ受ケントスルトキハ此ノ限ニ在ラズ</p> <p>② ④ （略）</p>

○ 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）（第二百二十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（学校等の行う無料の船員職業紹介事業） 第四十条 次の各号に掲げる施設の長は、国土交通大臣に届け出て、当該各号に定める者（これらの者に準ずる者として国土交通省令で定めるものを含む。）について、無料の船員職業紹介事業を行うことができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 行政法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する行政法人であつて、船員の教育訓練に関する業務を行うものとして国土交通省令で定めるものに限る。） 当該行政法人の行う船員の教育訓練を受ける者又は当該船員の教育訓練を修了した者</p> <p>2 5 （略）</p>	<p>（学校等の行う無料の船員職業紹介事業） 第四十条 次の各号に掲げる施設の長は、国土交通大臣に届け出て、当該各号に定める者（これらの者に準ずる者として国土交通省令で定めるものを含む。）について、無料の船員職業紹介事業を行うことができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、船員の教育訓練に関する業務を行うものとして国土交通省令で定めるものに限る。） 当該独立行政法人の行う船員の教育訓練を受ける者又は当該船員の教育訓練を修了した者</p> <p>2 5 （略）</p>

○ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（第二百二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（手数料の納付） 第五十六条の二の二十 第五十六条の二の二第二項の確 認（国土交通大臣が行うものに限る。）を受けようと する者（行政法人通則法（平成十一年法律第百三号） 第二条第一項に規定する行政法人であつて当該行政法 人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定める ものを除く。）は、実費を勘案して国土交通省令で定 める額の手数料を国に納付しなければならない。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（手数料の納付） 第五十六条の二の二十 第五十六条の二の二第二項の確 認（国土交通大臣が行うものに限る。）を受けようと する者（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三 号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当 該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して 政令で定めるものを除く。）は、実費を勘案して国土 交通省令で定める額の手数料を国に納付しなければな らない。</p>

○ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）（第二百二十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（手数料の納付） 第二百二条 次に掲げる者（国及び行政法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する行政法人であつて当該行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。第八号において同じ。）を除く。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（第四号又は第十号から第十号までに掲げる者が協会にその申請をする場合には、協会）に納めなければならない。</p> <p>一 七 （略）</p> <p>八 第二十二條第三項の規定による請求（国又は行政法人の委託に係るものを除く。）に係る登録情報の提供を受ける登録情報提供機関</p> <p>九 九 十四 （略）</p> <p>二 六 （略）</p>	<p>（手数料の納付） 第二百二条 次に掲げる者（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。第八号において同じ。）を除く。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（第四号又は第十号から第十二号までに掲げる者が協会にその申請をする場合には、協会）に納めなければならない。</p> <p>一 七 （略）</p> <p>八 第二十二條第三項の規定による請求（国又は独立行政法人の委託に係るものを除く。）に係る登録情報の提供を受ける登録情報提供機関</p> <p>九 九 十四 （略）</p> <p>二 六 （略）</p>

改正案	現行
<p>（土地を収用し、又は使用することができる事業）</p> <p>第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならない。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 国、地方公共団体、土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）又は行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設</p> <p>六・七（略）</p> <p>七の二 行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道又は軌道の用に供する施設</p> <p>八 三十三（略）</p> <p>三十四 行政法人水資源機構が設置する行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）による水資源開発施設及び愛知豊川用水施設</p> <p>三十四の二 国立研究開発行政法人宇宙航空研究開発機構が国立研究開発行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号）第十八条第一項第一号から第四号までに掲げる業務の用に供する施設</p> <p>三十四の三・三十五（略）</p>	<p>（土地を収用し、又は使用することができる事業）</p> <p>第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならない。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 国、地方公共団体、土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）又は独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設</p> <p>六・七（略）</p> <p>七の二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道又は軌道の用に供する施設</p> <p>八 三十三（略）</p> <p>三十四 独立行政法人水資源機構が設置する独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）による水資源開発施設及び愛知豊川用水施設</p> <p>三十四の二 独立行政法人宇宙航空研究開発機構が独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号）第十八条第一項第一号から第四号までに掲げる業務の用に供する施設</p> <p>三十四の三・三十五（略）</p>

改正案	現行
<p>（兼用工作物の管理）</p> <p>第二十条 道路と堤防、護岸、ダム、鉄道又は軌道用の橋、踏切道（道路と行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは鉄道事業者の鉄道又は軌道法（大正十年法律第七十六号）による新設軌道との交差部分をいう。）、駅前広場その他公共の用に供する工作物又は施設（以下これを「他の工作物」と総称する。）とが相互に効用を兼ねる場合においては、当該道路の道路管理者及び他の工作物の管理者は、当該道路及び他の工作物の管理については、第十三条第一項及び第三項並びに第十五条から第十七条までの規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。ただし、他の工作物の管理者が私人である場合においては、道路については、道路に関する工事（道路の新設、改築又は修繕に関する工事をいう。以下同じ。）及び維持以外の管理を行わせることができない。</p> <p>256 (略)</p> <p>（道路と鉄道との交差）</p> <p>第三十一条 道路と行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事業者の鉄道とが相互に交差する場合（当該道路が国道であり、かつ、国土交通大臣が自らその新設又は改築を行う場合を除く。）においては、当該道路の道路管理者は、行政法人鉄道建設・運輸施設整備支</p>	<p>（兼用工作物の管理）</p> <p>第二十条 道路と堤防、護岸、ダム、鉄道又は軌道用の橋、踏切道（道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは鉄道事業者の鉄道又は軌道法（大正十年法律第七十六号）による新設軌道との交差部分をいう。）、駅前広場その他公共の用に供する工作物又は施設（以下これを「他の工作物」と総称する。）とが相互に効用を兼ねる場合においては、当該道路の道路管理者及び他の工作物の管理者は、当該道路及び他の工作物の管理については、第十三条第一項及び第三項並びに第十五条から第十七条までの規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。ただし、他の工作物の管理者が私人である場合においては、道路については、道路に関する工事（道路の新設、改築又は修繕に関する工事をいう。以下同じ。）及び維持以外の管理を行わせることができない。</p> <p>256 (略)</p> <p>（道路と鉄道との交差）</p> <p>第三十一条 道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事業者の鉄道とが相互に交差する場合（当該道路が国道であり、かつ、国土交通大臣が自らその新設又は改築を行う場合を除く。）においては、当該道路の道路管理者は、独立行政法人鉄道建設・運</p>

援機構、行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は当該鉄道事業者と当該交差の方式、その構造、工事の施行方法及び費用負担について、あらかじめ協議し、これを成立させなければならぬ。ただし、当該道路の交通量又は当該鉄道の運転回数が少ない場合、地形上やむを得ない場合その他政令で定める場合を除くほか、当該交差の方式は、立体交差としなければならぬ。

2 前項の規定により協議する場合において、国土交通大臣以外の道路管理者と行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事業者との協議が成立しないときは、当該道路の道路管理者、行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事業者は、国土交通大臣に裁定を申請することができる。

3 第七条第六項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第七条第六項中「関係都道府県知事の意見」とあるのは「当該道路の道路管理者、行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は当該鉄道事業者の意見」と、「関係都道府県知事は」とあるのは「当該道路の道路管理者は」と、「当該都道府県の議会の議決を経なければならぬ」とあるのは「指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては当該道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならぬ」と読み替えるものとする。

4 第二項の規定により国土交通大臣が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、当該道路の道路管理者と行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又

輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は当該鉄道事業者と当該交差の方式、その構造、工事の施行方法及び費用負担について、あらかじめ協議し、これを成立させなければならぬ。ただし、当該道路の交通量又は当該鉄道の運転回数が少ない場合、地形上やむを得ない場合その他政令で定める場合を除くほか、当該交差の方式は、立体交差としなければならぬ。

2 前項の規定により協議する場合において、国土交通大臣以外の道路管理者と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事業者との協議が成立しないときは、当該道路の道路管理者、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事業者は、国土交通大臣に裁定を申請することができる。

3 第七条第六項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第七条第六項中「関係都道府県知事の意見」とあるのは「当該道路の道路管理者、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は当該鉄道事業者の意見」と、「関係都道府県知事は」とあるのは「当該道路の道路管理者は」と、「当該都道府県の議会の議決を経なければならぬ」とあるのは「指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては当該道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならぬ」と読み替えるものとする。

4 第二項の規定により国土交通大臣が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、当該道路の道路管理者と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返

は当該鉄道事業者との協議が成立したものとみなす。

5 国道と行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事業者の鉄道とが相互に交差する場合において、国土交通大臣が自らその新設又は改築を行うときは、国土交通大臣は、あらかじめ、行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は当該鉄道事業者の意見を聴いて、当該交差の方式、その構造、工事の施行方法及び費用負担を決定するものとする。ただし、国土交通大臣の決定前に、国土交通大臣とこれらの者との間にこれらの事項について協議が成立したときは、この限りでない。

6・7 (略)

済機構又は当該鉄道事業者との協議が成立したものとみなす。

5 国道と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事業者の鉄道とが相互に交差する場合において、国土交通大臣が自らその新設又は改築を行うときは、国土交通大臣は、あらかじめ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は当該鉄道事業者の意見を聴いて、当該交差の方式、その構造、工事の施行方法及び費用負担を決定するものとする。ただし、国土交通大臣の決定前に、国土交通大臣とこれらの者との間にこれらの事項について協議が成立したときは、この限りでない。

6・7 (略)

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（高速自動車国道と鉄道との交差） 第十二条 高速自動車国道と行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事業者の鉄道とが相互に交差する場 合においては、国土交通大臣は、あらかじめ、行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構、行政法人日本高速 道路保有・債務返済機構又は当該鉄道事業者の意見を 聴いて、当該交差の構造、工事の施行方法及び費用負 担を決定するものとする。ただし、国土交通大臣の決 定前に、国土交通大臣とこれらの者との間にこれらの 事項について協議が成立したときは、この限りでない。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（高速自動車国道と鉄道との交差） 第十二条 高速自動車国道と独立行政法人鉄道建設・運 輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構又は鉄道事業者の鉄道とが相互に交差 する場 合においては、国土交通大臣は、あらかじめ、 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立 行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は当該鉄 道事業者の意見を聴いて、当該交差の構造、工事の施 行方法及び費用負担を決定するものとする。ただし、 国土交通大臣の決定前に、国土交通大臣とこれらの者 との間にこれらの事項について協議が成立したときは 、この限りでない。</p>

改正案	現行
<p>（試験の実施） 第二十九条（略） 2・3（略） 4 国土交通大臣は、外国政府の授与した航空業務の技能に係る資格証書を有する者について技能証明を行う場合には、前三項の規定にかかわらず、国土交通省令で定めるところにより、試験の全部又は一部を行わないことができる。行政法人航空大学校又は国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者についても、同様とする。 5・6（略）</p> <p>（手数料の納付） 第三百三十五条 次に掲げる者（国及び行政法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する行政法人であつて当該行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を除く。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数を納めなければならない。 一（二十二）（略）</p>	<p>（試験の実施） 第二十九条（略） 2・3（略） 4 国土交通大臣は、外国政府の授与した航空業務の技能に係る資格証書を有する者について技能証明を行う場合には、前三項の規定にかかわらず、国土交通省令で定めるところにより、試験の全部又は一部を行わないことができる。独立行政法人航空大学校又は国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者についても、同様とする。 5・6（略）</p> <p>（手数料の納付） 第三百三十五条 次に掲げる者（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を除く。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数を納めなければならない。 一（二十二）（略）</p>

改正案	現行
<p>（補助） 第八条（略） 256（略） 7 政府は、行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）の定めるところにより、第一項から第四項までの規定による補助金の交付を行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて行うことができる。</p> <p>8 前項の規定により同項に規定する補助金の交付が行われる場合には、次条及び第十条中「国土交通大臣」とあるのは、「行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて国土交通大臣」とする。</p> <p>附 則</p> <p>2 （認定又は承認を行わない鉄道） 国土交通大臣は、行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第四条第三号から第五号までに規定する新幹線鉄道、主要幹線鉄道及び都市鉄道については、当分の間、第三条第一項の規定による認定（同項第一号に係るものに限る。）又は承認を行わないものとする。</p>	<p>（補助） 第八条（略） 256（略） 7 政府は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）の定めるところにより、第一項から第四項までの規定による補助金の交付を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて行うことができる。</p> <p>8 前項の規定により同項に規定する補助金の交付が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて行われる場合には、次条及び第十条中「国土交通大臣」とあるのは、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて国土交通大臣」とする。</p> <p>附 則</p> <p>2 （認定又は承認を行わない鉄道） 国土交通大臣は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第四条第三号から第五号までに規定する新幹線鉄道、主要幹線鉄道及び都市鉄道については、当分の間、第三条第一項の規定による認定（同項第一号に係るものに限る。）又は承認を行わないものとする。</p>

○ 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）（第二百二十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 5 4 政府は、自動車事故対策計画に基づき、行政法人自 （略） 5 動車事故対策機構に対する行政法人通則法（平成十一 年法律第百三号）第四十六条第一項の交付並びに行政 法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第百八十 三号）第五条第三項の出資及び同法第十八条第一項の 貸付け並びに行政法人自動車事故対策機構その他の自 動車事故対策計画に規定する事業を実施する者に対す る補助を安定的に行うものとする。</p> <p>6 5 8 （略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 5 4 政府は、自動車事故対策計画に基づき、独立行政法 （略） 5 人自動車事故対策機構に対する独立行政法人通則法（ 平成十一年法律第百三号）第四十六条の交付並びに独 立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第 百八十三号）第五条第三項の出資及び同法第十八条第 一項の貸付け並びに独立行政法人自動車事故対策機構 その他の自動車事故対策計画に規定する事業を実施す る者に対する補助を安定的に行うものとする。</p> <p>6 5 8 （略）</p>

○ 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）（第二百二十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 6（略）</p> <p>7 この法律において「機構等」とは、行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）又は地方道路公社をいう。</p> <p>（高速道路の新設又は改築）</p> <p>第三条 会社は、機構と行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号。以下「機構法」という。）第十三条第一項に規定する協定（以下単に「協定」という。）を締結したときは、高速自動車国道法（昭和三十一年法律第七十九号）第六条の規定、道路法第十二条、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項若しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定又は同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議（同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定めにかかわらず、当該協定に基づき国土交通大臣の許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。</p> <p>2 10（略）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 4（略）</p> <p>（会社による道路管理者の権限の代行）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 6（略）</p> <p>7 この法律において「機構等」とは、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）又は地方道路公社をいう。</p> <p>（高速道路の新設又は改築）</p> <p>第三条 会社は、機構と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号。以下「機構法」という。）第十三条第一項に規定する協定（以下単に「協定」という。）を締結したときは、高速自動車国道法（昭和三十一年法律第七十九号）第六条の規定、道路法第十二条、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項若しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定又は同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議（同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定めにかかわらず、当該協定に基づき国土交通大臣の許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。</p> <p>2 10（略）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 4（略）</p> <p>（会社による道路管理者の権限の代行）</p>

5 会社は、行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は鉄道事業者の鉄道と相互に交差する高速自動車国道の新設又は改築を行うときは、高速自動車国道法第十二条第一項の規定にかかわらず、行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者と当該交差の構造、工事の施行方法及び費用負担について、あらかじめ協議し、これを成立させなければならぬ。

6 前項の規定による協議が成立しないときは、会社、行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者は、国土交通大臣に裁定を申請することができる。

7 国土交通大臣は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとする場合においては、会社、行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者の意見を聴かなければならぬ。

8 第六項の規定による申請に基づいて国土交通大臣が裁定をした場合においては、第五項の規定の適用については、会社と行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者との協議が成立したものとみなす。

9 〽 11 (略)

(連結料の徴収についての道路法等の規定の適用)

第三十四条 (略)

2 会社管理高速道路に関する高速自動車国道法第十一条の四第一項の規定の適用については、同項中「国」とあるのは、「行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」とする。

第四十条 (道路に関する費用についての道路法の規定の適用)
会社管理高速道路に関する道路法第五十七条

5 会社は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は鉄道事業者の鉄道と相互に交差する高速自動車国道の新設又は改築を行うときは、高速自動車国道法第十二条第一項の規定にかかわらず、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者と当該交差の構造、工事の施行方法及び費用負担について、あらかじめ協議し、これを成立させなければならぬ。

6 前項の規定による協議が成立しないときは、会社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者は、国土交通大臣に裁定を申請することができる。

7 国土交通大臣は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとする場合においては、会社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者の意見を聴かなければならぬ。

8 第六項の規定による申請に基づいて国土交通大臣が裁定をした場合においては、第五項の規定の適用については、会社と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者との協議が成立したものとみなす。

9 〽 11 (略)

(連結料の徴収についての道路法等の規定の適用)

第三十四条 (略)

2 会社管理高速道路に関する高速自動車国道法第十一条の四第一項の規定の適用については、同項中「国」とあるのは、「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」とする。

第四十条 (道路に関する費用についての道路法の規定の適用)
会社管理高速道路に関する道路法第五十七条

から第六十三条までの規定の適用については、同法第五十七条中「道路管理者以外の者」とあるのは「道路管理者及び当該会社以外の者」と、「同条の規定により道路管理者の承認を受けた者」とあるのは「道路整備特別措置法第八条第一項第十三号の規定により第二十四条本文の規定による道路管理者の権限を代わつて行う行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）の承認を受けた者」と、同法第五十八条第一項及び第五十九条第三項中「道路管理者」とあるのは「会社」と、同法第五十八条第一項及び第六十条ただし書中「を負担させる」とあるのは「について負担を求める」と、同法第五十九条第三項中「全部又は一部を」とあるのは「全部又は一部について」と、「負担させる」とあるのは「負担を求める」と、同法第六十条本文中「第二十一条の規定によつて道路管理者」とあるのは「道路整備特別措置法第八条第一項第十一号の規定により第二十一条の規定による道路管理者の権限を代わつて行う機構」と、「この法律」とあるのは「この法律及び道路整備特別措置法」と、同条ただし書中「当該他の工作物の管理者に」とあるのは「会社は、当該他の工作物の管理者に」と、同法第六十一条第一項中「道路管理者」とあるのは「機構」と、同条第二項中「道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」と、同法第六十二条後段中「第三十八条第一項の規定により道路管理者」とあるのは「道路整備特別措置法第九条第一項第八号の規定により第三十八条第一項の規定による道路管理者の権限を代わつて行う会社」とする。

2
(略)

から第六十三条までの規定の適用については、同法第五十七条中「道路管理者以外の者」とあるのは「道路管理者及び当該会社以外の者」と、「同条の規定により道路管理者の承認を受けた者」とあるのは「道路整備特別措置法第八条第一項第十三号の規定により第二十四条本文の規定による道路管理者の権限を代わつて行う行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）の承認を受けた者」と、同法第五十八条第一項及び第五十九条第三項中「道路管理者」とあるのは「会社」と、同法第五十八条第一項及び第六十条ただし書中「を負担させる」とあるのは「について負担を求める」と、同法第五十九条第三項中「全部又は一部を」とあるのは「全部又は一部について」と、「負担させる」とあるのは「負担を求める」と、同法第六十条本文中「第二十一条の規定によつて道路管理者」とあるのは「道路整備特別措置法第八条第一項第十一号の規定により第二十一条の規定による道路管理者の権限を代わつて行う機構」と、「この法律」とあるのは「この法律及び道路整備特別措置法」と、同条ただし書中「当該他の工作物の管理者に」とあるのは「会社は、当該他の工作物の管理者に」と、同法第六十一条第一項中「道路管理者」とあるのは「機構」と、同条第二項中「道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」と、同法第六十二条後段中「第三十八条第一項の規定により道路管理者」とあるのは「道路整備特別措置法第九条第一項第八号の規定により第三十八条第一項の規定による道路管理者の権限を代わつて行う会社」とする。

2
(略)

改正案

現行

<p>（高速道路利便増進事業のための一般会計における独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の債務の承継等）</p> <p>第四条（略）</p>	<p>（高速道路利便増進事業のための一般会計における独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の債務の承継等）</p> <p>第四条（略）</p>
<p>2 行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する会社（以下この条において単に「会社」という。）は、共同して、当該会社が道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の規定に基づき管理を行つてゐる高速道路（高速道路株式会社法第二条第二項に規定する高速道路をいう。以下この条において同じ。）（当該高速道路について二以上の会社において同じ。）（当該高速道路にあつては、それぞれその会社が管理を行う場合にあつては、それぞれその会社が管理を行う高速道路の各部分。以下この項及び第四項において同じ。）に係る高速道路利便増進事業に関し、次に掲げる事項を定めた計画を作成し、国土交通大臣に協議し、その同意を求めるとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 前号の高速道路利便増進事業のために必要となる行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による高速道路貸付料の額の減額に関する事項</p> <p>三（五）（略）</p>	<p>2 機構及び高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する会社（以下この条において単に「会社」という。）は、共同して、当該会社が道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の規定に基づき管理を行つてゐる高速道路（高速道路株式会社法第二条第二項に規定する高速道路をいう。以下この条において同じ。）（当該高速道路について二以上の会社において同じ。）（当該高速道路にあつては、それぞれその会社が管理を行う場合にあつては、それぞれその会社が管理を行う高速道路の各部分。以下この項及び第四項において同じ。）に係る高速道路利便増進事業に関し、次に掲げる事項を定めた計画を作成し、国土交通大臣に協議し、その同意を求めるとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 前号の高速道路利便増進事業のために必要となる機構による高速道路貸付料の額の減額に関する事項</p> <p>三（五）（略）</p>
<p>3 行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び会社は、前項の計画を作成しようとするときは、あらかじめ、国民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 国土交通大臣は、第二項の計画が次に掲げる基準に</p>	<p>3 機構及び会社は、前項の計画を作成しようとするときは、あらかじめ、国民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 国土交通大臣は、第二項の計画が次に掲げる基準に</p>

適合すると認める場合に限り、これに同意をすることができる。

一 当該計画の実施が当該高速道路の通行者及び利用者の利便の増進並びに行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）第十三条第一項第七号に規定する徴収期間を通じた高速道路料金（同号に規定する料金をいう。第十項第二号において同じ。）の額の合計額を減少させることによる当該高速道路の通行者及び利用者の負担の軽減を図る上で適切かつ効果的であると認められること。

二（略）

三 当該計画の実施による第二項第二号に規定する高速道路貸付料の額の減額の額が、第一項の措置による機構債務の負担の軽減額から特別国庫納付金額の納付による行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の負担の増加額を減じた額に見合う額となるものであると認められること。

四 当該計画の実施のため必要となる行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第十三条第一項に規定する協定の変更の案について行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び当該会社が合意していることその他確実かつ円滑に実施されると見込まれるものであること。

5（略）

6 行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び会社は、第二項の計画について第四項の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7（略）

8 行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び会社は、第四項の同意を得た第二項の計画の変更をしようとするときは、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合においては、第三項から

適合すると認める場合に限り、これに同意をすることができる。

一 当該計画の実施が当該高速道路の通行者及び利用者の利便の増進並びに機構法第十三条第一項第七号に規定する徴収期間を通じた高速道路料金（同号に規定する料金をいう。第十項第二号において同じ。）の額の合計額を減少させることによる当該高速道路の通行者及び利用者の負担の軽減を図る上で適切かつ効果的であると認められること。

二（略）

三 当該計画の実施による第二項第二号に規定する高速道路貸付料の額の減額の額が、第一項の措置による機構債務の負担の軽減額から特別国庫納付金額の納付による機構の負担の増加額を減じた額に見合う額となるものであると認められること。

四 当該計画の実施のため必要となる機構法第十三条第一項に規定する協定の変更の案について機構及び当該会社が合意していることその他確実かつ円滑に実施されると見込まれるものであること。

5（略）

6 機構及び会社は、第二項の計画について第四項の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7（略）

8 機構及び会社は、第四項の同意を得た第二項の計画の変更をしようとするときは、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合においては、第三項から前項までの規定を準用する。

前項までの規定を準用する。

10 9 (略)

第一項及び第二項の「高速道路利便増進事業」とは、次に掲げる事業又は事務であつて、会社が行うものをいう。

一 (略)

二 高速道路の区間を限つた特別な高速道路料金の額の設定（行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第十三条第一項第七号に規定する徴収期間を通じた高速道路料金の額の合計額を減少させることにより高速道路の通行者及び利用者の負担の軽減を図るものに限る。）であつて、当該高速道路を含む道路の自動車交通の円滑化のため必要と認められるもの

(政府が承継した機構債券等に係る国債に関する法律の適用等)

第五条 前条第一項の規定により政府が承継した同項第二号に掲げる債務に係る機構債券等については、国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号。第六条及び第八条を除く。）、社債等振替法、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）その他の法令中国債に関する規定を適用し、次の各号に掲げる機構債券等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める法律の規定は、適用しない。

一 日本高速道路保有・債務返済機構債券 行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第二十二条（第三項及び第四項を除く。）

2 (略)
14 (略)

10 9 (略)

第一項及び第二項の「高速道路利便増進事業」とは、次に掲げる事業又は事務であつて、会社が行うものをいう。

一 (略)

二 高速道路の区間を限つた特別な高速道路料金の額の設定（機構法第十三条第一項第七号に規定する徴収期間を通じた高速道路料金の額の合計額を減少させることにより高速道路の通行者及び利用者の負担の軽減を図るものに限る。）であつて、当該高速道路を含む道路の自動車交通の円滑化のため必要と認められるもの

(政府が承継した機構債券等に係る国債に関する法律の適用等)

第五条 前条第一項の規定により政府が承継した同項第二号に掲げる債務に係る機構債券等については、国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号。第六条及び第八条を除く。）、社債等振替法、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）その他の法令中国債に関する規定を適用し、次の各号に掲げる機構債券等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める法律の規定は、適用しない。

一 日本高速道路保有・債務返済機構債券 機構法第二十二条（第四項及び第五項を除く。）

2 (略)
14 (略)

○ 公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）（第二百三十条関係）

（傍線部分は改正部分）

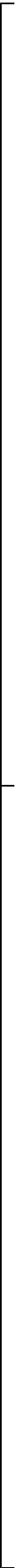
改正案	現行
<p>（特定公共事業） 第二条 この法律において「特定公共事業」とは、土地収用法第三条各号の一に該当するものに関する事業若しくは都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業のうち、次の各号の一に該当するものに関する事業又は当該事業に係る土地収用法第十六条に規定する関連事業で、起業者が第七条（第四十五条において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の認定を受けたものをいう。</p> <p>一 （略） 二 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者又は行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する幹線鉄道のうち政令で定める主要な区間 三 九 （略）</p>	<p>（特定公共事業） 第二条 この法律において「特定公共事業」とは、土地収用法第三条各号の一に該当するものに関する事業若しくは都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業のうち、次の各号の一に該当するものに関する事業又は当該事業に係る土地収用法第十六条に規定する関連事業で、起業者が第七条（第四十五条において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の認定を受けたものをいう。</p> <p>一 （略） 二 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する幹線鉄道のうち政令で定める主要な区間 三 九 （略）</p>

○ 日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律
 (昭和六十一年法律第七十六号) (第二百三十条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>附則</p> <p>2 日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第八十七号)附則第二項の規定の施行後における第六条の規定の適用については、同条中「日本国有鉄道」とあるのは「<u>行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構</u>」と、同条第一項第一号中「職員」とあるのは「<u>日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第八十七号)第十一條第二項に規定する承継法人の常勤の職員</u>」と、同項第二号中「<u>国家公務員等退職手当法第十二條の二第一項</u>」とあるのは「<u>日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十一年法律第九十三号)附則第五條第四項の規定によりみなされて適用される国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第九十五号)附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一條の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二條の三第一項</u>」とする。</p>	<p>附則</p> <p>2 日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第八十七号)附則第二項の規定の施行後における第六条の規定の適用については、同条中「日本国有鉄道」とあるのは「<u>独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構</u>」と、同条第一項第一号中「職員」とあるのは「<u>日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第八十七号)第十一條第二項に規定する承継法人の常勤の職員</u>」と、同項第二号中「<u>国家公務員等退職手当法第十二條の二第一項</u>」とあるのは「<u>日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十一年法律第九十三号)附則第五條第四項の規定によりみなされて適用される国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第九十五号)附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一條の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二條の三第一項</u>」とする。</p>

改正案	現行
<p>（日本国有鉄道法の廃止に伴う経過措置）</p> <p>第二十九条 旧国鉄法第三十一条の規定により受けた懲戒処分及び改革法附則第二項の規定の施行前の事案に係る懲戒処分については、なお従前の例による。この場合において、同項の規定の施行後に懲戒処分を行うこととなるときは、<u>行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の代表者又はその委任を受けた者が懲戒処分を行うものとする。</u></p> <p>2 9 （略）</p> <p>附則</p>	<p>（日本国有鉄道法の廃止に伴う経過措置）</p> <p>第二十九条 旧国鉄法第三十一条の規定により受けた懲戒処分及び改革法附則第二項の規定の施行前の事案に係る懲戒処分については、なお従前の例による。この場合において、同項の規定の施行後に懲戒処分を行うこととなるときは、<u>独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の代表者又はその委任を受けた者が懲戒処分を行うものとする。</u></p> <p>2 9 （略）</p> <p>附則</p>
<p>（国家公務員等退職手当法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 この法律の施行前に日本国有鉄道を退職した者に対し、旧退職手当法の規定により支給した一般の退職手当等の返納については、その者及び一般の退職手当等は、<u>国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十条の三第一項の退職した者及び一般の退職手当等とみなして同条の規定を適用する。</u>この場合において、<u>その返納は、行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構がさせることができるものとする。</u></p>	<p>（国家公務員等退職手当法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 この法律の施行前に日本国有鉄道を退職した者に対し、旧退職手当法の規定により支給した一般の退職手当等の返納については、その者及び一般の退職手当等は、<u>国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十条の三第一項の退職した者及び一般の退職手当等とみなして同条の規定を適用する。</u>この場合において、<u>その返納は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構がさせることができるものとする。</u></p>



○ 都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）（第二百三十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（補助） 第二十四条 地方公共団体は、<u>行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構その他の者（以下「機構等」という。）</u>が都市鉄道利便増進事業として行う都市鉄道施設又は駅施設の整備に要する費用を、当該都市鉄道施設又は駅施設の営業を行う者が当該営業により受ける利益のみで賄うことができないと認めるときは、機構等に対して、当該費用の一部を補助することができる。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（補助） 第二十四条 地方公共団体は、<u>独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構その他の者（以下「機構等」という。）</u>が都市鉄道利便増進事業として行う都市鉄道施設又は駅施設の整備に要する費用を、当該都市鉄道施設又は駅施設の営業を行う者が当該営業により受ける利益のみで賄うことができないと認めるときは、機構等に対して、当該費用の一部を補助することができる。</p> <p>2・3 （略）</p>

○ 踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）（第二百三十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>3 2 第（補助） 八条（略） （略） 国は、行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）の定めるところにより、第一項の規定による補助金の交付を行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて行うことができる。</p>	<p>3 2 第（補助） 八条（略） （略） 国は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）の定めるところにより、第一項の規定による補助金の交付を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて行うことができる。</p>

○ 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）（第二十三十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（協議会）</p> <p>第七条 関係地方公共団体の長、同意基本計画に定める特定地域（以下「同意特定地域」という。）において宅地開発事業を実施する者で国土交通省令で定めるもの及び特定鉄道事業について鉄道事業法第三条第一項の許可を受けた者（以下「特定鉄道事業者」という。）（同法第八条第一項に規定する施設であつて特定鉄道事業の用に供するもの（以下「特定鉄道施設」という。）の建設につき、国土交通大臣が行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団に対し、同法附則第十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十四条の規定による廃止前の日本鉄道建設公団法（昭和三十九年法律第三号）第二十二条第二項の指示をして</p> <p>いる場合には、行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を含む。次条及び第十三条において同じ。）は、同意基本計画に従い同意特定地域における宅地開発及び特定鉄道事業を一体的かつ円滑に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を都府県の区域ごとに組織する。</p> <p>2 5 （略）</p>	<p>（協議会）</p> <p>第七条 関係地方公共団体の長、同意基本計画に定める特定地域（以下「同意特定地域」という。）において宅地開発事業を実施する者で国土交通省令で定めるもの及び特定鉄道事業について鉄道事業法第三条第一項の許可を受けた者（以下「特定鉄道事業者」という。）（同法第八条第一項に規定する施設であつて特定鉄道事業の用に供するもの（以下「特定鉄道施設」という。）の建設につき、国土交通大臣が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団に対し、同法附則第十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十四条の規定による廃止前の日本鉄道建設公団法（昭和三十九年法律第三号）第二十二条第二項の指示をして</p> <p>いる場合には、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を含む。次条及び第十三条において同じ。）は、同意基本計画に従い同意特定地域における宅地開発及び特定鉄道事業を一体的かつ円滑に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を都府県の区域ごとに組織する。</p> <p>2 5 （略）</p>

○ 水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）（第二百三十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（基本計画に基づく事業の実施） 第十二条 基本計画に基づく事業は、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体、行政法人水資源機構その他の者が実施するものとする。</p>	<p>（基本計画に基づく事業の実施） 第十二条 基本計画に基づく事業は、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体、独立行政法人水資源機構その他の者が実施するものとする。</p>

○ 水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）（第二百三十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「指定ダム」とは、国、地方公共団体又は行政法人水資源機構が建設するダムのうちその建設により相当数の住宅又は相当の面積の農地が水没するダムで政令で指定するものをいう。</p> <p>3 この法律において「指定湖沼水位調節施設」とは、国、地方公共団体又は行政法人水資源機構が建設する次の各号に該当する湖沼水位調節施設で政令で指定するものをいう。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「指定ダム」とは、国、地方公共団体又は独立行政法人水資源機構が建設するダムのうちその建設により相当数の住宅又は相当の面積の農地が水没するダムで政令で指定するものをいう。</p> <p>3 この法律において「指定湖沼水位調節施設」とは、国、地方公共団体又は独立行政法人水資源機構が建設する次の各号に該当する湖沼水位調節施設で政令で指定するものをいう。</p> <p>一・二 (略)</p>

○ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）（第二百三十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 行政法人空港周辺整備機構</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（空港周辺整備計画）</p> <p>第九条の三（略）</p> <p>2 前項の指定があつたときは、当該周辺整備空港に係る第一種区域を管轄する都道府県知事は、当該周辺整備空港の設置者と協議し、その同意を得て、おおむね次に掲げる事項について空港周辺整備計画を策定しなければならぬ。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 第一号に掲げる事項の実施により取得された土地その他周辺整備空港の設置者、地方公共団体又は次章の規定による行政法人空港周辺整備機構が所有する第一種区域に所在する土地についての次に掲げる整備に関する事項</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>四・五（略）</p> <p>3～5（略）</p> <p>第三章 行政法人空港周辺整備機構</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 独立行政法人空港周辺整備機構</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（空港周辺整備計画）</p> <p>第九条の三（略）</p> <p>2 前項の指定があつたときは、当該周辺整備空港に係る第一種区域を管轄する都道府県知事は、当該周辺整備空港の設置者と協議し、その同意を得て、おおむね次に掲げる事項について空港周辺整備計画を策定しなければならぬ。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 第一号に掲げる事項の実施により取得された土地その他周辺整備空港の設置者、地方公共団体又は次章の規定による独立行政法人空港周辺整備機構が所有する第一種区域に所在する土地についての次に掲げる整備に関する事項</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>四・五（略）</p> <p>3～5（略）</p> <p>第三章 独立行政法人空港周辺整備機構</p>

(目的)
第十八条 行政法人空港周辺整備機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項については、この章の定めるところによる。

(名称)
第十九条 この法律及び行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する行政法人の名称は、行政法人空港周辺整備機構とする。

(機構の目的)
第二十条 行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）は、周辺整備空港（他の法令の規定により機構以外の法人がその周辺における航空機の騒音により生ずる障害を防止するための事業及びその周辺における生活環境の改善に資するための事業を行うこととされているものとして政令で定める空港を除く。第二十条第一項第三号及び第四号において同じ。）の周辺地域において空港周辺整備計画を実施する等によりその地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的とする。

(中期目標行政法人)
第二十条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標行政法人とする。

(理事の任期)
第二十五条 理事の任期は、二年とする。

(目的)
第十八条 独立行政法人空港周辺整備機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項については、この章の定めるところによる。

(名称)
第十九条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人空港周辺整備機構とする。

(機構の目的)
第二十条 独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）は、周辺整備空港（他の法令の規定により機構以外の法人がその周辺における航空機の騒音により生ずる障害を防止するための事業及びその周辺における生活環境の改善に資するための事業を行うこととされているものとして政令で定める空港を除く。第二十条第一項第三号及び第四号において同じ。）の周辺地域において空港周辺整備計画を実施する等によりその地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的とする。

(新設)

(役員)の任期)
第二十五条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(利益及び損失の処理の特例等)
第二十九条 (略)
(削る)

2| 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を出資者の出資に對しそれぞれの出資額に応じて納付しなければならぬ。
3| 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金及び空港周辺整備債券)
第三十条 (略)
(削る)

2| 前項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3| (略)
4| (略)
5| (略)
6| (略)

(償還計画)
第三十二条 (略)
(削る)

(利益及び損失の処理の特例等)
第二十九条 (略)
2| 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人

3| 評価委員会の意見を聴かなければならない。
機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を出資者の出資に對しそれぞれの出資額に応じて納付しなければならぬ。
4| 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金及び空港周辺整備債券)
第三十条 (略)
2| 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人

3| 評価委員会の意見を聴かなければならない。
第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4| (略)
5| (略)
6| (略)
7| (略)

(償還計画)
第三十二条 (略)
2| 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人

評価委員会の意見を聴かなければならない。

(財務大臣との協議)

第三十四条 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第二十二條第二項、第三十條第一項若しくは第四項又は第三十二條の認可をしようとするとき。

二 (略)

(主務大臣等)

第三十五條 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣及び国土交通省令とする。

(財務大臣との協議)

第三十四条 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第二十二條第二項、第三十條第一項若しくは第五項又は第三十二條第一項の認可をしようとするとき。

二 (略)

(主務大臣等)

第三十五條 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。

改正案	現行
<p>第三十四条 前条の規定にかかわらず、市街化調整区域に係る開発行為（主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。）については、当該申請に係る開発行為及びその申請の手続が同条に定める要件に該当するほか、当該申請に係る開発行為が次の各号のいずれかに該当すると認める場合でないければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 都道府県が国又は行政法人中小企業基盤整備機構と一体となつて助成する中小企業者の行う他の事業者との連携若しくは事業の共同化又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為</p> <p>七 十四（略）</p>	<p>第三十四条 前条の規定にかかわらず、市街化調整区域に係る開発行為（主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。）については、当該申請に係る開発行為及びその申請の手続が同条に定める要件に該当するほか、当該申請に係る開発行為が次の各号のいずれかに該当すると認める場合でないければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 都道府県が国又は独立行政法人中小企業基盤整備機構と一体となつて助成する中小企業者の行う他の事業者との連携若しくは事業の共同化又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為</p> <p>七 十四（略）</p>

改正案	現行
<p>（建設線の調査の指示） 第五条 国土交通大臣は、前条の規定により基本計画を決定したときは、行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）その他の法人であつて国土交通大臣の指名するものに対し、建設線の建設に関する必要な調査を行うべきことを指示することができる。基本計画を変更したときも、同様とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>附則</p> <p>18 暫定整備計画に係る新幹線鉄道規格新線等は、この法律による新幹線鉄道とみなして、行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）その他の政令で定める法律の規定を適用する。</p>	<p>（建設線の調査の指示） 第五条 国土交通大臣は、前条の規定により基本計画を決定したときは、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）その他の法人であつて国土交通大臣の指名するものに対し、建設線の建設に関する必要な調査を行うべきことを指示することができる。基本計画を変更したときも、同様とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>附則</p> <p>18 暫定整備計画に係る新幹線鉄道規格新線等は、この法律による新幹線鉄道とみなして、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）その他の政令で定める法律の規定を適用する。</p>

改正案	現行
<p>（関係行政機関の協力）</p> <p>第四十七条 国土交通大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、関係する行政法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する行政法人をいう。第五十一条の三第一項において同じ。）の長又は関係する地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の理事長に対し、海洋汚染等の防止及び海洋環境の保全等に関し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（手数料の納付）</p> <p>第五十一条の三 次の各号のいずれかに掲げる者（国及び行政法人（業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を除く。）は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国（機構の放出量確認（第十九条の七第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する放出量確認に相当する確認を含む。）及び原動機取扱手引書の承認を受けようとする者にあつては、機構）に納付しなければならない。</p> <p>一、十一 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（関係行政機関の協力）</p> <p>第四十七条 国土交通大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、関係する独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第五十一条の三第一項において同じ。）の長又は関係する地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の理事長に対し、海洋汚染等の防止及び海洋環境の保全等に関し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（手数料の納付）</p> <p>第五十一条の三 次の各号のいずれかに掲げる者（国及び独立行政法人（業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を除く。）は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国（機構の放出量確認（第十九条の七第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する放出量確認に相当する確認を含む。）及び原動機取扱手引書の承認を受けようとする者にあつては、機構）に納付しなければならない。</p> <p>一、十一 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

○ 運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）（第二百三十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（調査等の委託）</p> <p>第十九条 委員会は、事故等調査を行うため必要があると認めるときは、調査又は研究の実施に関する事務の一部を、行政法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する行政法人をいう。第二十八条の三において同じ。）<u>、一般社団法人若しくは一般財団法人、事業者その他の民間の団体又は学識経験を有する者に委託することができる。</u></p> <p>2・3 （略）</p> <p>（関係行政機関等の協力）</p> <p>第二十八条の三 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、<u>関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、関係する行政法人の長又は関係する地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の理事長に対し、資料又は情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。</u></p>	<p>（調査等の委託）</p> <p>第十九条 委員会は、事故等調査を行うため必要があると認めるときは、調査又は研究の実施に関する事務の一部を、<u>独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十八条の三において同じ。）</u>、一般社団法人若しくは一般財団法人、事業者その他の民間の団体又は学識経験を有する者に委託することができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（関係行政機関等の協力）</p> <p>第二十八条の三 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、<u>関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、関係する独立行政法人の長又は関係する地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の理事長に対し、資料又は情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。</u></p>

○ 船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）（第二百三十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（手数料） 第十条 国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付、書換え又は再交付を申請しようとする者（国及び行政法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三号））第二条第一項に規定する行政法人であつて当該行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を除く。）は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。</p>	<p>（手数料） 第十条 国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付、書換え又は再交付を申請しようとする者（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号））第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を除く。）は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。</p>

○ 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）（第二百三十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（交付金の交付）</p> <p>第十条 行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）又は本州と四国を連絡する鉄道施設を建設し、若しくは保有する者であつて国土交通大臣の指定するもの（以下「鉄道事業者等」という。）は、第五条第一項又は第六条第一項の規定による認定を受けた者（関連事業を営む者その他政令で定める者を除く。）で海上運送法の規定により必要とされる許可又は認可を受けた上実施計画に従つて事業規模の縮小等を行ったものに対し、機構にあつては一般国道である本州四国連絡橋（以下「国道橋」という。）の供用に伴うものについて、鉄道事業者等にあつては鉄道施設である本州四国連絡橋（以下「鉄道橋」という。）の供用に伴うものについて、一般旅客定期航路事業廃止等交付金（以下「交付金」という。）を交付することができる。</p>	<p>（交付金の交付）</p> <p>第十条 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）又は本州と四国を連絡する鉄道施設を建設し、若しくは保有する者であつて国土交通大臣の指定するもの（以下「鉄道事業者等」という。）は、第五条第一項又は第六条第一項の規定による認定を受けた者（関連事業を営む者その他政令で定める者を除く。）で海上運送法の規定により必要とされる許可又は認可を受けた上実施計画に従つて事業規模の縮小等を行ったものに対し、機構にあつては一般国道である本州四国連絡橋（以下「国道橋」という。）の供用に伴うものについて、鉄道事業者等にあつては鉄道施設である本州四国連絡橋（以下「鉄道橋」という。）の供用に伴うものについて、一般旅客定期航路事業廃止等交付金（以下「交付金」という。）を交付することができる。</p>

○ 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）（第二百三十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（東京湾横断道路の建設及び管理） 第二条 東日本高速道路株式会社（以下「東日本会社」という。）及び行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）は、東京湾横断道路（昭和三十七年法律第八十号）第三条第二号の一般国道のうち川崎市と木更津市との間で東京湾を横断するものをいう。以下同じ。）の建設及び管理に関する事業を行う会社（以下「東京湾横断道路建設事業者」という。）と日本道路公団等民営化関係法（平成十六年法律第百二号）第五十七条第一項の規定により締結したものとみなされる次に掲げる事項その内容を含む協定（以下「建設協定」という。）に従い、その事業又は業務を行わなければならない。</p> <p>2・3 一、三（略）</p>	<p>（東京湾横断道路の建設及び管理） 第二条 東日本高速道路株式会社（以下「東日本会社」という。）及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）は、東京湾横断道路（昭和三十七年法律第八十号）第三条第二号の一般国道のうち川崎市と木更津市との間で東京湾を横断するものをいう。以下同じ。）の建設及び管理に関する事業を行う会社（以下「東京湾横断道路建設事業者」という。）と日本道路公団等民営化関係法（平成十六年法律第百二号）第五十七条第一項の規定により締結したものとみなされる次に掲げる事項その内容を含む協定（以下「建設協定」という。）に従い、その事業又は業務を行わなければならない。</p> <p>2・3 一、三（略）</p>

改正案	現行
<p>第十四条（略）</p> <p>2 4（略）</p> <p>5 鉄道事業者は、第八条第一項、第九条第一項若しくは第三項（これらの規定を第十二条第四項において準用する場合を含む。）又は第十二条第一項若しくは第二項の規定に基づく認可の申請又は届出に際し、当該鉄道施設が行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行った設計（行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が十分な能力を有するものとして国土交通省令で定める範囲内のものに限る。）に係るものである場合には、これらの規定にかかわらず、これらの申請又は届出に係る記載事項又は添付書類の一部を省略する手続その他の国土交通省令で定める簡略化された手続によることができる。</p> <p>6（略）</p> <p>（適用除外）</p> <p>第五十九条 この法律の規定は、行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行う第三種鉄道事業に該当する業務について、適用しない。</p> <p>2 前項の場合において、行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から鉄道線路を直接借り受け、又は行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が所有する鉄道線路を直接利用して、他人の需要に応じ、鉄道による旅客又は貨物の運送を行う事業については、当該事業</p>	<p>第十四条（略）</p> <p>2 4（略）</p> <p>5 鉄道事業者は、第八条第一項、第九条第一項若しくは第三項（これらの規定を第十二条第四項において準用する場合を含む。）又は第十二条第一項若しくは第二項の規定に基づく認可の申請又は届出に際し、当該鉄道施設が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行った設計（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が十分な能力を有するものとして国土交通省令で定める範囲内のものに限る。）に係るものである場合には、これらの規定にかかわらず、これらの申請又は届出に係る記載事項又は添付書類の一部を省略する手続その他の国土交通省令で定める簡略化された手続によることができる。</p> <p>6（略）</p> <p>（適用除外）</p> <p>第五十九条 この法律の規定は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行う第三種鉄道事業に該当する業務については、適用しない。</p> <p>2 前項の場合において、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から鉄道線路を直接借り受け、又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が所有する鉄道線路を直接利用して、他人の需要に応じ、鉄道による旅客又は貨物の運送を行う事業については、</p>

を第一種鉄道事業とみなして、この法律の規定を適用する。

当該事業を第一種鉄道事業とみなして、この法律の規定を適用する。

○ 多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）（第二百四十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国の行政機関及び特殊法人の配置） 第三条 国は、内閣府及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）その他の法律の規定により内閣の統轄の下に行政事務をつかさどるものとして置かれる機関（次条において「行政機関」という。）の官署並びに法律により直接に設立される法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人（公務員庁設置法（平成二十三年法律第号）第四条第二項第十二号の規定の適用を受けない法人及び同号の規定の適用を受ける法人であつて株式会社であるものを除き、行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する行政法人を含む。以下「特殊法人」という。）の主たる事務所の新設又は移転に当たつては、多極分散型国土の形成について配慮しなければならない。</p>	<p>（国の行政機関及び特殊法人の配置） 第三条 国は、内閣府及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）その他の法律の規定により内閣の統轄の下に行政事務をつかさどるものとして置かれる機関（次条において「行政機関」という。）の官署並びに法律により直接に設立される法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人（公務員庁設置法（平成二十三年法律第号）第四条第二項第十二号の規定の適用を受けない法人及び同号の規定の適用を受ける法人であつて株式会社であるものを除き、<u>独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）</u>第二条第一項に規定する<u>独立行政法人</u>を含む。以下「特殊法人」という。）の主たる事務所の新設又は移転に当たつては、多極分散型国土の形成について配慮しなければならない。</p>

○ 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）（第二百四十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略） 2・3（略） 4（略） 一～六（略） 七 河川（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川（同法第百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。）をいう。第四条第四項及び第七条第二項において同じ。）に関する事業（次に掲げるものを除く。）のうち、しゅんせつ事業、導水事業その他の水道原水の水質の保全に資するもの（以下「河川水道原水水質保全事業」という。） イ（略） ロ 行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項第一号若しくは第二号（同号イに係る部分に限る。）又は附則第四条第一項に規定する業務に該当する事業 八（略）</p>	<p>（定義） 第二条（略） 2・3（略） 4（略） 一～六（略） 七 河川（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川（同法第百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。）をいう。第四条第四項及び第七条第二項において同じ。）に関する事業（次に掲げるものを除く。）のうち、しゅんせつ事業、導水事業その他の水道原水の水質の保全に資するもの（以下「河川水道原水水質保全事業」という。） イ（略） ロ 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項第一号若しくは第二号（同号イに係る部分に限る。）又は附則第四条第一項に規定する業務に該当する事業 八（略）</p>

○ 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（平成八年法律第七十一号）（第二百四十三條關係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による調査の実施）</p> <p>第四条 国土交通大臣は、行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（次項において「機構」という。）に、前条第二項の規定による調査のうち国土交通省令で定めるもの（次項において「調査業務」という。）を行わせることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>附 則</p> <p>（行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正）</p> <p>第二条 行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三条に次の一項を加える。</p> <p>（略）</p>	<p>（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による調査の実施）</p> <p>第四条 国土交通大臣は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（次項において「機構」という。）に、前条第二項の規定による調査のうち国土交通省令で定めるもの（次項において「調査業務」という。）を行わせることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>附 則</p> <p>（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正）</p> <p>第二条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三条に次の一項を加える。</p> <p>（略）</p>

改正案	現行
<p>（日本国有鉄道の役員又は職員であつた者等に係る恩給に要する費用の負担）</p> <p>第七条 附則第十一条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号。以下「改正前施行法」という。）第三十七条の規定により事業団が負担することとされていた費用については、行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号。以下「機構法」という。）の施行の日の前日までの間は附則第二条の規定により事業団の土地その他の資産を承継する日本鉄道建設公団（以下「公団」という。）が、機構法の施行の日以後は機構法附則第二条第一項の規定により公団の土地その他の資産を承継する行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が、それぞれ負担する。</p> <p>（日本鉄道共済組合等が支給する年金の給付に要する費用等の負担）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 改正前施行法第三十八条第二項の規定により事業団が負担することとされていた費用については、機構法の施行の日の前日までの間は公団が、機構法の施行の日以後は機構が、それぞれ負担する。この場合においては、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年厚生年金等改正法」という。）附則第五十四条第四項中「会社等」とあるのは、「会社等（存続組合である日本鉄道共済組</p>	<p>（日本国有鉄道の役員又は職員であつた者等に係る恩給に要する費用の負担）</p> <p>第七条 附則第十一条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号。以下「改正前施行法」という。）第三十七条の規定により事業団が負担することとされていた費用については、<u>独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号。以下「機構法」という。）</u>の施行の日の前日までの間は附則第二条の規定により事業団の土地その他の資産を承継する日本鉄道建設公団（以下「公団」という。）が、機構法の施行の日以後は機構法附則第二条第一項の規定により公団の土地その他の資産を承継する<u>独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）</u>が、それぞれ負担する。</p> <p>（日本鉄道共済組合等が支給する年金の給付に要する費用等の負担）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 改正前施行法第三十八条第二項の規定により事業団が負担することとされていた費用については、機構法の施行の日の前日までの間は公団が、機構法の施行の日以後は機構が、それぞれ負担する。この場合においては、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年厚生年金等改正法」という。）附則第五十四条第四項中「会社等」とあるのは、「会社等（存続組合である日本鉄道共済組</p>

合又は附則第四十八条第一項に規定する指定基金で日本鉄道共済組合に係るものが支給する年金たる給付に係るものについては、行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号。以下この項において「機構法」という。）の施行の日の前日までの間は日本鉄道建設公団、機構法の施行の日以後は行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」とする。

（委員の解任）

第十九条の二 機構の理事長は、その任命に係る委員が行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。）第二十二条又は次条において準用する機構法第十条第一項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その委員を解任しなければならない。

2・3 （略）

（特例業務勘定）

第二十七条 （略）

2 特例業務勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。

3 （略）

（機構法等の特例）

第二十八条 （略）

2 第十三条第一項の規定により同項第二号及び第三号に掲げる業務が行われる場合には、通則法第三十条第二項第五号中「供しようとするとき」とあるのは「供しようとするとき（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号。以下「債務等処理法」という。）第十三条第一項の規定

合又は附則第四十八条第一項に規定する指定基金で日本鉄道共済組合に係るものが支給する年金たる給付に係るものについては、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号。以下この項において「機構法」という。）の施行の日の前日までの間は日本鉄道建設公団、機構法の施行の日以後は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」とする。

（委員の解任）

第十九条の二 機構の理事長は、その任命に係る委員が独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。）第二十二条又は次条において準用する機構法第十条第一項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その委員を解任しなければならない。

2・3 （略）

（特例業務勘定）

第二十七条 （略）

2 特例業務勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

3 （略）

（機構法等の特例）

第二十八条 （略）

2 第十三条第一項の規定により同項第二号及び第三号に掲げる業務が行われる場合には、通則法第三十条第二項第五号中「供しようとするとき」とあるのは「供しようとするとき（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号。以下「債務等処理法」という。）第十三条第一項の規定

により同項第二号及び第三号の業務を行う場合を除く。
」と、通則法第四十八条ただし書中「供するとき
」とあるのは「供するとき及び債務等処理法第十三条
第一項の規定により同項第二号及び第三号の業務を行
う場合」とする。

附 則

(存続組合の代表者)

第三条 平成八年厚生年金等改正法附則第三十二条第一
項の規定によりなおその効力を有するものとされる平
成八年改正前の共済法第八条第二項の規定の適用につ
いては、同項中「日本国有鉄道清算事業団の理事長」
とあるのは、「行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援
機構が当該機構を代表する者として財務大臣に届け出
た者」とする。

(機構の行う特別債券の発行等の業務)

第四条 (略)

2・3 (略)

4 機構法第十九条第二項から第六項までの規定は、特
別債券について準用する。

5・6 (略)

7 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に
協議しなければならない。

一・二 (略)

三 第四項において準用する機構法第十九条第四項の
規定による認可をしようとするとき。

8 (略)

により同項第二号及び第三号の業務を行う場合を除く。
」と、通則法第四十八条第一項ただし書中「供す
るとき」とあるのは「供するとき及び債務等処理法第
十三条第一項の規定により同項第二号及び第三号の業
務を行う場合」とする。

附 則

(存続組合の代表者)

第三条 平成八年厚生年金等改正法附則第三十二条第一
項の規定によりなおその効力を有するものとされる平
成八年改正前の共済法第八条第二項の規定の適用につ
いては、同項中「日本国有鉄道清算事業団の理事長」
とあるのは、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備
支援機構が当該機構を代表する者として財務大臣に届
け出た者」とする。

(機構の行う特別債券の発行等の業務)

第四条 (略)

2・3 (略)

4 機構法第十九条第三項から第七項までの規定は、特
別債券について準用する。

5・6 (略)

7 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に
協議しなければならない。

一・二 (略)

三 第四項において準用する機構法第十九条第五項の
規定による認可をしようとするとき。

8 (略)

○ 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（第二百四十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

		改正案		現行	
<p>附則</p> <p>（交通政策審議会の所掌事務の特例）</p> <p>第八条 交通政策審議会は、第十四条第一項各号に掲げる事務をつかさどるほか、当分の間、行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）附則第十一条第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧造船業基盤整備事業協会法（昭和五十三年法律第百三号）の規定によりその権限に</p>		<p>名称</p> <p>（略）</p> <p>中央建築士審査会</p>	<p>法律</p> <p>（略）</p> <p>建築士法（昭和二十五年法律第百二号）</p>	<p>名称</p> <p>（略）</p> <p>中央建築士審査会</p>	<p>法律</p> <p>（略）</p> <p>建築士法（昭和二十五年法律第百二号）</p>
		<p>（削る）</p>	<p>（削る）</p>	<p>名称</p> <p>（略）</p> <p>独立行政法人評価委員会</p>	<p>法律</p> <p>（略）</p> <p>独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）</p>
<p>附則</p> <p>（交通政策審議会の所掌事務の特例）</p> <p>第八条 交通政策審議会は、第十四条第一項各号に掲げる事務をつかさどるほか、当分の間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）附則第十一条第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧造船業基盤整備事業協会法（昭和五十三年法律第百三号）の規定によりその権限に</p>		<p>名称</p> <p>（略）</p> <p>中央建築士審査会</p>	<p>法律</p> <p>（略）</p> <p>建築士法（昭和二十五年法律第百二号）</p>	<p>名称</p> <p>（略）</p> <p>中央建築士審査会</p>	<p>法律</p> <p>（略）</p> <p>建築士法（昭和二十五年法律第百二号）</p>
		<p>（削る）</p>	<p>（削る）</p>	<p>名称</p> <p>（略）</p> <p>独立行政法人評価委員会</p>	<p>法律</p> <p>（略）</p> <p>独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）</p>

属させられた事項を処理する。

限に属させられた事項を処理する。

○ 独立行政法人航空大学校法（平成十一年法律第二百十五号）（第二百四十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">行政法人航空大学校法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、行政法人航空大学校の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する行政法人の名称は、行政法人航空大学校とする。</p> <p>（大学の目的）</p> <p>第三条 行政法人航空大学校（以下「大学校」という。）は、航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成することにより、安定的な航空輸送の確保を図ることを目的とする。</p> <p>（中期目標行政法人）</p> <p>第三条の二 大学校は、通則法第二条第二項に規定する中期目標行政法人とする。</p> <p>（理事の任期）</p> <p>第八条 理事の任期は、二年とする。</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人航空大学校法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人航空大学校の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人航空大学校とする。</p> <p>（大学の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人航空大学校（以下「大学校」という。）は、航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成することにより、安定的な航空輸送の確保を図ることを目的とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（役員）</p> <p>（役員）</p> <p>第八条 役員（役員）の任期は、二年とする。</p>

(積立金の処分)

第十三条 (略)

2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(主務大臣等)

第十四条 大学校に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣及び国土交通省令とする。

(積立金の処分)

第十三条 (略)

2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(主務大臣等)

第十四条 大学校に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。

○ 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）（第二百四十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（対象事業） 第四条 この法律による特別の措置は、次に掲げる事業について講じられるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道又は軌道の用に供する施設に関する事業</p> <p>六～十 （略）</p> <p>十一 行政法人水資源機構が設置する行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）による水資源開発施設及び愛知豊川用水施設に関する事業</p> <p>十二・十三 （略）</p>	<p>（対象事業） 第四条 この法律による特別の措置は、次に掲げる事業について講じられるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道又は軌道の用に供する施設に関する事業</p> <p>六～十 （略）</p> <p>十一 独立行政法人水資源機構が設置する独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）による水資源開発施設及び愛知豊川用水施設に関する事業</p> <p>十二・十三 （略）</p>

○ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）（第二百四十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「特殊法人等」とは、法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四条第二項第十二号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人又は行政法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する行政法人をいう。第六条において同じ。）のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する法人であつて政令で定めるものをいう。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 4 （略）</p> <p>（特殊法人等による情報の公表）</p> <p>第六条 特殊法人等の代表者（当該特殊法人等が行政法人である場合にあっては、その長。以下同じ。）は、前二条の規定に準じて、公共工事の入札及び契約に関する情報を公表するため必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「特殊法人等」とは、法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四条第二項第十二号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第六条において同じ。）のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する法人であつて政令で定めるものをいう。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 4 （略）</p> <p>（特殊法人等による情報の公表）</p> <p>第六条 特殊法人等の代表者（当該特殊法人等が独立行政法人である場合にあっては、その長。以下同じ。）は、前二条の規定に準じて、公共工事の入札及び契約に関する情報を公表するため必要な措置を講じなければならない。</p>

○ 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）（第二百四十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>〔新会社に関する行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の規定の適用〕</p> <p>第十二条 行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）第十七条第三項の規定の適用については、新会社を新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律（平成三年法律第四十五号）第二条に規定する旅客鉄道株式会社とみなす。</p>	<p>附則</p> <p>〔新会社に関する独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の規定の適用〕</p> <p>第十二条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）第十七条第三項の規定の適用については、新会社を新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律（平成三年法律第四十五号）第二条に規定する旅客鉄道株式会社とみなす。</p>

○ 小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第二百二号）（第二百五十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（手数料の納付） 第二十九条 次に掲げる者（国及び行政法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）<u>第二条第一項に規定する行政法人であつて当該行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。</u>）を除く。）は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国（第一号から第三号までに掲げる者が機構にその申請をする場合には、機構）に納めなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（手数料の納付） 第二十九条 次に掲げる者（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）<u>第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。</u>）を除く。）は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国（第一号から第三号までに掲げる者が機構にその申請をする場合には、機構）に納めなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（資料の提出その他の協力）</p> <p>第十条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるとき、国、地方公共団体、行政法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号））及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号））第二條第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。</p> <p>第二條第一項に規定する行政法人をいう。以下同じ。</p> <p>（及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号））第二條第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号））第四條第二項第十二号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>2 （都市再生緊急整備協議会）</p> <p>第十九條 （略）</p> <p>2 国の関係行政機関等の長は、必要と認めるときは、協議して、協議会に、行政法人の長、特殊法人の代表者、地方公共団体の長その他の執行機関（関係地方公共団体の長を除く。）、地方独立行政法人の長、当該都市再生緊急整備地域内において都市開発事業を施行する民間事業者、当該都市再生緊急整備地域内の建築物の所有者、管理者若しくは占有者、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第七條第一項に規定する</p>	<p>（資料の提出その他の協力）</p> <p>第十条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるとき、国、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号））第二條第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号））第二條第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号））第四條第二項第十二号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>2 （都市再生緊急整備協議会）</p> <p>第十九條 （略）</p> <p>2 国の関係行政機関等の長は、必要と認めるときは、協議して、協議会に、独立行政法人の長、特殊法人の代表者、地方公共団体の長その他の執行機関（関係地方公共団体の長を除く。）、地方独立行政法人の長、当該都市再生緊急整備地域内において都市開発事業を施行する民間事業者、当該都市再生緊急整備地域内の建築物の所有者、管理者若しくは占有者、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第七條第一項に規定</p>

鉄道事業者又はこれらの者及び国の関係行政機関等の長以外の者であつて当該都市再生緊急整備地域内において公共公益施設の整備若しくは管理を行う者（第七項において「行政法人の長等」と総称する。）を加えることができる。

3
6 (略)

7 第一項の協議を行うための会議（以下この条において単に「会議」という。）は、国の関係行政機関等の長並びに第二項及び前項の規定により加わつた行政法人の長等又はこれらの指名する職員をもつて構成する。

8 協議会は、会議において協議を行うため必要があると認めるときは、国の行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、行政法人及び地方独立行政法人の長並びに特殊法人の代表者に対して、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

9
12 (略)

する鉄道事業者又はこれらの者及び国の関係行政機関等の長以外の者であつて当該都市再生緊急整備地域内において公共公益施設の整備若しくは管理を行う者（第七項において「独立行政法人の長等」と総称する。）を加えることができる。

3
6 (略)

7 第一項の協議を行うための会議（以下この条において単に「会議」という。）は、国の関係行政機関等の長並びに第二項及び前項の規定により加わつた独立行政法人の長等又はこれらの指名する職員をもつて構成する。

8 協議会は、会議において協議を行うため必要があると認めるときは、国の行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人及び地方独立行政法人の長並びに特殊法人の代表者に対して、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

9
12 (略)

改正案	現行
<p style="text-align: center;">行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び行政法人通則法（平成十一年法律百三十三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する行政法人の名称は、行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構とする。</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第三条 行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）は、鉄道の建設等に関する業務及び鉄道事業者、海上運送事業者等による運輸施設の整備を促進するための助成その他の支援に関する業務を総合的かつ効率的に行うことにより、輸送に対する国民の需要の高度化、多様化等の確に対応した大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立並びにこれによる地域の振興並びに大都市の機能の維持及び増進を図るとともに、運輸技術に関する基礎的研究に関する業務を行うことにより、陸上運送、海上運送及び航空運送の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律百三十三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構とする。</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）は、鉄道の建設等に関する業務及び鉄道事業者、海上運送事業者等による運輸施設の整備を促進するための助成その他の支援に関する業務を総合的かつ効率的に行うことにより、輸送に対する国民の需要の高度化、多様化等の確に対応した大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立並びにこれによる地域の振興並びに大都市の機能の維持及び増進を図るとともに、運輸技術に関する基礎的研究に関する業務を行うことにより、陸上運送、海上運送及び航空運送の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>

(中期目標行政法人)

第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標行政法人とする。

(副理事長及び理事の任期)

第九条 副理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。

(役員欠格条項の特例)

第十条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の役員又は職員(非常勤の者を除く。)

二 六 (略)

2 機構の役員に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第百八十号)第十条第一項」とする。

(鉄道施設の貸付け等)

第十三条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により機構が譲渡を行う場合においては、通則法第三十条第二項第五号及び第四十八条の規定は、適用しない。

(利益及び損失の処理の特例等)

第十八条 (略)

(新設)

(役員任期)

第九条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(役員欠格条項の特例)

第十条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の役員又は職員(非常勤の者を除く。)

二 六 (略)

2 機構の役員に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第百八十号)第十条第一項」とする。

(鉄道施設の貸付け等)

第十三条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により機構が譲渡を行う場合においては、通則法第三十条第二項第五号及び第四十八条第一項の規定は、適用しない。

(利益及び損失の処理の特例等)

第十八条 (略)

(削る)

3| 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から前二項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しななければならない。

4| (略)

5| 第一項及び第三項の規定は、前項の勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十条第一項」とあるのは、「第四項の規定により読み替えられた通則法第四十条第一項」と読み替えるものとする。

6| (略)

(長期借入金及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券)

第十九条 (略)

(削る)

2| 前項の規定による機構債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3| (略)

4| (略)

5| (略)

6| (略)

(償還計画)

第二十一条 (略)

(削る)

3| 国土交通大臣は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人

人評価委員会の意見を聴かなければならない。

4| 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項及び第二項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しななければならない。

5| (略)

6| 第一項、第三項及び第四項の規定は、前項の勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十条第一項」とあるのは、「第五項の規定により読み替えられた通則法第四十条第一項」と読み替えるものとする。

7| (略)

(長期借入金及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券)

第十九条 (略)

2| 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人

評価委員会の意見を聴かなければならない。

3| 第一項の規定による機構債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4| (略)

5| (略)

6| (略)

7| (略)

(償還計画)

第二十一条 (略)

国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、

(財産の処分等の制限)

第二十三条 機構は、通則法第四十八条の規定にかかわらず、特定債権を譲渡し、又は担保に供することができない。これを免除し、又は交換する場合も同様とする。

2 (略)
(削る)

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第二十四条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号。以下この条において「補助金等適正化法」という。)第四条、第十条第一項及び第二項、第十七条から第二十二條まで並びに第二十四条の二の規定は、第十二條第一項第九号の規定により機構が交付する助成金(試験研究資金に充てるための助成金に限る。)及び同条第二項第一号から第三号までの規定により機構が交付する補助金等について準用する。この場合において、補助金等適正化法第十条第一項及び第二項、第十七条第一項及び第二項、第十八條、第十九條第三項、第二十条、第二十一条第一項、第二十一条の二、第二十二條並びに第二十四条の二中「各省各庁の長」とあるのは「行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の理事長」と、補助金等適正化法第十九條第一項及び第二項中「国」とあるのは「行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と読み替えるものとする。

するときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(財産の処分等の制限)

第二十三条 機構は、通則法第四十八条第一項の規定にかかわらず、特定債権を譲渡し、又は担保に供することができない。これを免除し、又は交換する場合も同様とする。

3 | 2 (略)

国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第二十四条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号。以下この条において「補助金等適正化法」という。)第四条、第十条第一項及び第二項、第十七条から第二十二條まで並びに第二十四条の二の規定は、第十二條第一項第九号の規定により機構が交付する助成金(試験研究資金に充てるための助成金に限る。)及び同条第二項第一号から第三号までの規定により機構が交付する補助金等について準用する。この場合において、補助金等適正化法第十条第一項及び第二項、第十七条第一項及び第二項、第十八條、第十九條第三項、第二十条、第二十一条第一項、第二十一条の二、第二十二條並びに第二十四条の二中「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の理事長」と、補助金等適正化法第十九條第一項及び第二項中「国」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と読み替えるものとする。

(財務大臣との協議)

第二十六条 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第十三条第一項、第十四条第一項、第十九条第一項若しくは第四項、第二十一条又は第二十三条第二項の規定による認可をしようとするとき。

二 (略)

(主務大臣等)

第二十七条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣及び国土交通省令とする。

附則

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第六条 (略)

2 前項の鉄道建設債券及び鉄道整備基金債券並びに運輸施設整備事業団債券及び船舶整備債券は、第十九条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第一項の規定による機構債券とみなす。

3 附則第二条第一項又は第三条第一項の規定により機構が承継する債務に係る次に掲げる長期借入金及び債券は、第二十一条の規定の適用については、それぞれ同条の長期借入金及び機構債券とみなす。

一・二 (略)

4 日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十一年法律第九十三号)第三十六条第二項の規定は、附則第二条第一項の規定による公団の解散の際現にその職員として在職する者(旧債務等処理法附則第二十五条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法第三十六条

(財務大臣との協議)

第二十六条 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第十三条第一項、第十四条第一項、第十九条第一項若しくは第五項、第二十一条第一項又は第二十三条第二項の規定による認可をしようとするとき。

二 (略)

(主務大臣等)

第二十七条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。

附則

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第六条 (略)

2 前項の鉄道建設債券及び鉄道整備基金債券並びに運輸施設整備事業団債券及び船舶整備債券は、第十九条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項の規定による機構債券とみなす。

3 附則第二条第一項又は第三条第一項の規定により機構が承継する債務に係る次に掲げる長期借入金及び債券は、第二十一条第一項の規定の適用については、それぞれ同項の長期借入金及び機構債券とみなす。

一・二 (略)

4 日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十一年法律第九十三号)第三十六条第二項の規定は、附則第二条第一項の規定による公団の解散の際現にその職員として在職する者(旧債務等処理法附則第二十五条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法第三十六条

第一項の規定の適用を受けた者であつて、旧債務等処理法附則第二条第一項の規定による日本国有鉄道清算事業団の解散の際現にその職員として在籍し、かつ、引き続き公団の職員となつたものに限る。)で引き続き機構の職員となつたものが機構を退職する場合における退職手当の支給について準用する。この場合において、日本国有鉄道改革法等施行法第三十六条第二項中「清算事業団」とあるのは、「行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と読み替えるものとする。

5

日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第八十七号)第二十三条第七項の規定は、附則第三条第一項の規定による事業団の解散の際現にその職員として在職する者(譲渡法附則第十九条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法(附則第十一条において「改正前改革法」という。))第二十三条第六項の規定の適用を受けた者であつて、保有機構の解散の際現にその職員として在籍し、かつ、引き続き基金の解散の際現にその職員として在籍し、かつ、引き続き事業団の職員となつたものに限る。)で引き続き機構の職員となつたものが機構を退職する場合における退職手当の支給について準用する。この場合において、日本国有鉄道改革法第二十三条第七項中「承継法人」とあり、及び「当該承継法人」とあるのは、「行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と読み替えるものとする。

(機構に対する厚生年金保険法等の規定の適用)

第七条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)附則第十九条第二項から第四項までの規定の適用については、機構を厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)以下この条において

第一項の規定の適用を受けた者であつて、旧債務等処理法附則第二条第一項の規定による日本国有鉄道清算事業団の解散の際現にその職員として在籍し、かつ、引き続き公団の職員となつたものに限る。)で引き続き機構の職員となつたものが機構を退職する場合における退職手当の支給について準用する。この場合において、日本国有鉄道改革法等施行法第三十六条第二項中「清算事業団」とあるのは、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と読み替えるものとする。

5

日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第八十七号)第二十三条第七項の規定は、附則第三条第一項の規定による事業団の解散の際現にその職員として在職する者(譲渡法附則第十九条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法(附則第十一条において「改正前改革法」という。))第二十三条第六項の規定の適用を受けた者であつて、保有機構の解散の際現にその職員として在籍し、かつ、引き続き基金の解散の際現にその職員として在籍し、かつ、引き続き事業団の職員となつたものに限る。)で引き続き機構の職員となつたものが機構を退職する場合における退職手当の支給について準用する。この場合において、日本国有鉄道改革法第二十三条第七項中「承継法人」とあり、及び「当該承継法人」とあるのは、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と読み替えるものとする。

(機構に対する厚生年金保険法等の規定の適用)

第七条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)附則第十九条第二項から第四項までの規定の適用については、機構を厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)以下この条において

2

「平成八年厚生年金等改正法」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下この条において「平成八年改正前の共済法」という。）第二条第一項第七号ハに掲げる法人とみなし、厚生年金保険法附則第十九条第二項第三号中「の事業所」とあるのは、「及び行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の事業所」とする。

機構の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものを使用される同法による被保険者の同法による保険料率については、機構を平成八年改正前の共済法第二条第一項第八号に規定する法人とみなして、平成八年厚生年金等改正法附則第十八条第二項の規定を適用する。この場合において、同項において準用する同条第一項ただし書中「施行日の前日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者（施行日の前日以前の日から引き続き当該事業所又は事務所に使用される者に限る。）」とあるのは、「運輸施設整備事業団（以下この項において「事業団」という。）の成立の日の前日において船舶整備公団の事業所又は事務所のうち適用事業所（厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所をいう。以下この項において同じ。）であるものを使用される同法による被保険者であった者であつて事業団の成立の日から行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下この項において「機構」という。）の成立の日の前日まで引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有するものうち機構の成立の日において機構の被保険者（機構の事業所又は事務所のうち適用事業所であるもの）に使用される同法による被保険者をいう。以下この項において同じ。）であるもの、機構の成立の日の前日において

2

「平成八年厚生年金等改正法」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下この条において「平成八年改正前の共済法」という。）第二条第一項第七号ハに掲げる法人とみなし、厚生年金保険法附則第十九条第二項第三号中「の事業所」とあるのは、「及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の事業所」とする。

機構の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものを使用される同法による被保険者の同法による保険料率については、機構を平成八年改正前の共済法第二条第一項第八号に規定する法人とみなして、平成八年厚生年金等改正法附則第十八条第二項の規定を適用する。この場合において、同項において準用する同条第一項ただし書中「施行日の前日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者（施行日の前日以前の日から引き続き当該事業所又は事務所に使用される者に限る。）」とあるのは、「運輸施設整備事業団（以下この項において「事業団」という。）の成立の日の前日において船舶整備公団の事業所又は事務所のうち適用事業所（厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所をいう。以下この項において同じ。）であるものを使用される同法による被保険者であった者であつて事業団の成立の日から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下この項において「機構」という。）の成立の日の前日まで引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有するものうち機構の成立の日において機構の被保険者（機構の事業所又は事務所のうち適用事業所であるもの）に使用される同法による被保険者をいう。以下この項において同じ。）であるもの、機構の成立の日の前日にお

条第一項第二号から第四号までの業務若しくはこれらに附帯する業務に従事することとされたもの」とする。

3 (略)

(業務の特例)
第十一条 (略)

2・3 (略)

4 第十二条第一項第五号の規定により機構が行う鉄道施設の建設又は大改良に関する事業であつて、旧公団法第二十二條第二項の規定による工事実施計画の指示を受けて公団が当該建設又は大改良を行つていたものうち、同条第四項の規定による協議により割賦支払の方法により当該鉄道施設を譲渡することとされているものについては、同条の規定は、当該事業が終了するまでの間は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「第十九條第一項第四号」とあるのは「行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号。以下この条において「機構法」という。）第十二條第一項第五号」と、「鉄道施設又は軌道施設」とあるのは「鉄道施設」と、「第八條第一項、第九條第一項若しくは」とあるのは「第九條第一項又は」と、「認可又は軌道法（大正十年法律第七十六号）第五條第一項の規定による認可」とあるのは「認可」と、「鉄道事業者又は軌道経営者」とあるのは「鉄道事業者」と、「公団」とあるのは「行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下この条において「機構」という。）」と、同条第二項中「大都市圏（政令で定める大都市及びその周辺の地域をいう。）」とあるのは「機構法第四條第四号に規定する大都市圏」と、「必要であり、又は政令で定める建設若しくは大改良に該当するものとして特に必要であり

則第十一条第一項第二号から第四号までの業務若しくはこれらに附帯する業務に従事することとされたもの」とする。

3 (略)

(業務の特例)
第十一条 (略)

2・3 (略)

4 第十二条第一項第五号の規定により機構が行う鉄道施設の建設又は大改良に関する事業であつて、旧公団法第二十二條第二項の規定による工事実施計画の指示を受けて公団が当該建設又は大改良を行つていたものうち、同条第四項の規定による協議により割賦支払の方法により当該鉄道施設を譲渡することとされているものについては、同条の規定は、当該事業が終了するまでの間は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「第十九條第一項第四号」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号。以下この条において「機構法」という。）第十二條第一項第五号」と、「鉄道施設又は軌道施設」とあるのは「鉄道施設」と、「第八條第一項、第九條第一項若しくは」とあるのは「第九條第一項又は」と、「認可又は軌道法（大正十年法律第七十六号）第五條第一項の規定による認可」とあるのは「認可」と、「鉄道事業者又は軌道経営者」とあるのは「鉄道事業者」と、「公団」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下この条において「機構」という。）」と、同条第二項中「大都市圏（政令で定める大都市及びその周辺の地域をいう。）」とあるのは「機構法第四條第四号に規定する大都市圏」と、「必要であり、又は政令で定める建設若しくは大改良に該当するものとして特に必

「とあるのは「必要であり」と、「公団」とあるのは「機構」と、同条第四項中「公団」とあるのは「機構」と、「鉄道事業者又は軌道経営者」とあるのは「鉄道事業者」と、「鉄道施設又は軌道施設」とあるのは「鉄道施設」とする。

10 5
5
9 (略)

第一項の規定により機構が行う同項第三号の業務については、旧協会法第三十三條から第三十五條まで、第五十三條及び第五十四條の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧協会法第三十三條第一項及び第二項中「協会」とあるのは「行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と、「第二十九條第一項第一号から第三号まで」とあるのは「第二十九條第一項第二号及び第三号」と、旧協会法第三十四條第一項から第三項までの規定及び第五項並びに第三十五條第一項中「協会」とあるのは「行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」とする。

11
(略)

要であり」とあるのは「必要であり」と、「公団」とあるのは「機構」と、同条第四項中「公団」とあるのは「機構」と、「鉄道事業者又は軌道経営者」とあるのは「鉄道事業者」と、「鉄道施設又は軌道施設」とあるのは「鉄道施設」とする。

10 5
5
9 (略)

第一項の規定により機構が行う同項第三号の業務については、旧協会法第三十三條から第三十五條まで、第五十三條及び第五十四條の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧協会法第三十三條第一項及び第二項中「協会」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と、「第二十九條第一項第一号から第三号まで」とあるのは「第二十九條第一項第二号及び第三号」と、旧協会法第三十四條第一項から第三項までの規定及び第五項並びに第三十五條第一項中「協会」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」とする。

11
(略)

改正案	現行
<p style="text-align: center;">行政法人水資源機構法</p> <p>（目的） 第一条 この法律は、行政法人水資源機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において「水資源開発施設」とは、行政法人水資源機構（以下「機構」という。）による第十二条第一項第一号の業務の実施により生じる施設及び水資源開発公団による附則第六条の規定による廃止前の水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号。以下「旧水公団法」という。）第十八条第一項第一号の業務の実施により生じた施設で附則第二条第一項の規定により機構が承継したものをいう。</p> <p>3（略）</p> <p>（名称） 第三条 この法律及び行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する行政法人の名称は、行政法人水資源機構とする。</p> <p style="text-align: left;">（中期目標行政法人）</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人水資源機構法</p> <p>（目的） 第一条 この法律は、独立行政法人水資源機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において「水資源開発施設」とは、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）による第十二条第一項第一号の業務の実施により生じる施設及び水資源開発公団による附則第六条の規定による廃止前の水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号。以下「旧水公団法」という。）第十八条第一項第一号の業務の実施により生じた施設で附則第二条第一項の規定により機構が承継したものをいう。</p> <p>3（略）</p> <p>（名称） 第三条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人水資源機構とする。</p>

第四条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標行政法人とする。

(新設)

(副理事長及び理事の任期)
第九条 副理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。

(役員)の任期)
第九条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(役員)の欠格条項の特例)
第十条 (略)

(役員)の欠格条項の特例)
第十条 (略)

2 機構の役員に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び行政法人水資源機構法第十条第一項」とする。

2 機構の役員に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人水資源機構法第十条第一項」とする。

(土地改良法の準用)

(土地改良法の準用)

第十五条 機構がかんがい排水に係る第十二条第一項第一号の業務(特定施設に係るものを除く。)を行う場合については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二百二十二条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「第十条第三項、第四十八条第十一項(第九十五条の二第三項において準用する場合を含む。)、第八十七条第五項(第八十七条の二第十項、第八十七条の三第六項、第十項及び第十三項、第九十六条の二第七項並びに第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。)、第九十五条第四項、第九十八条第十項又は第九十九条第十二項(第百条の二第二項(第百十一条において準用する場合を含む。))及び第百十一条において準用する場合を含む。の規定による公告」とあるのは、「行政法人水資源機構法第十三条第五項の規定による公示」と読み替えるものとする。

第十五条 機構がかんがい排水に係る第十二条第一項第一号の業務(特定施設に係るものを除く。)を行う場合については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二百二十二条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「第十条第三項、第四十八条第十一項(第九十五条の二第三項において準用する場合を含む。)、第八十七条第五項(第八十七条の二第十項、第八十七条の三第六項、第十項及び第十三項、第九十六条の二第七項並びに第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。)、第九十五条第四項、第九十八条第十項又は第九十九条第十二項(第百条の二第二項(第百十一条において準用する場合を含む。))及び第百十一条において準用する場合を含む。の規定による公告」とあるのは、「独立行政法人水資源機構法第十三条第五項の規定による公示」と読み替えるものとする。

(権利関係の調整)

第三十条 機構がかんがい排水に係る第十二条第一項第一号、第二号イ若しくはロ又は第三号の業務（かんがい特定施設に係るものを除く。）を行った場合については、土地改良法第五十九条、第六十二条及び第六十五条の規定を準用する。この場合において、同法第五十九条及び第六十二条第一項中「土地改良事業」とあるのは「行政法人水資源機構が行うかんがい排水に係る行政法人水資源機構法第十二条第一項第一号、第二号イ若しくはロ又は第三号の業務（同法第二十五条第一項に規定するかんがい特定施設に係るものを除く。）」と、同項中「組合員」とあるのは「行政法人水資源機構法第二十九条の規定により適用される土地改良法第三十六条第一項の規定により土地改良区が賦課徴収する金銭を負担した組合員」と読み替えるものとする。

(積立金の処分)

第三十一条 (略)

2| 機構は、前項に規定する積立金の額のうち第十二条

3| 第一項第二号ハ及び第四号並びに第二項の業務に係る利益によるものとして国土交通省令で定める額に相当する金額から前項の規定による承認を受けた金額のうち当該業務の財源に充てるべき金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならぬ。

3| 前二項に定めるもののほか、納付金の納付手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(権利関係の調整)

第三十条 機構がかんがい排水に係る第十二条第一項第一号、第二号イ若しくはロ又は第三号の業務（かんがい特定施設に係るものを除く。）を行った場合については、土地改良法第五十九条、第六十二条及び第六十五条の規定を準用する。この場合において、同法第五十九条及び第六十二条第一項中「土地改良事業」とあるのは「独立行政法人水資源機構が行うかんがい排水に係る独立行政法人水資源機構法第十二条第一項第一号、第二号イ若しくはロ又は第三号の業務（同法第二十五条第一項に規定するかんがい特定施設に係るものを除く。）」と、同項中「組合員」とあるのは「独立行政法人水資源機構法第二十九条の規定により適用される土地改良法第三十六条第一項の規定により土地改良区が賦課徴収する金銭を負担した組合員」と読み替えるものとする。

(積立金の処分)

第三十一条 (略)

2| 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人

3| 評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

3| 機構は、第一項に規定する積立金の額のうち第十二条第一項第二号ハ及び第四号並びに第二項の業務に係る利益によるものとして国土交通省令で定める額に相当する金額から第一項の規定による承認を受けた金額のうち当該業務の財源に充てるべき金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならぬ。

4| 前三項に定めるもののほか、納付金の納付手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金及び水資源債券)
第三十二条 (略)
(削る)

2| 前項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3| (略)
4| (略)
5| (略)
6| (略)

(償還計画)
第三十四条 (略)
(削る)

(主務大臣等)
第三十七条 機構に係る通則法(第十九条第八項、第三章及び第六十四条第一項を除く。)における主務大臣は、国土交通大臣とする。

2 機構に係るこの法律並びに通則法第十九条第八項、第三章及び第六十四条第一項における主務大臣は、次のとおりとする。

一 四 (略)
(削る)

3| (略)

(協議)

(長期借入金及び水資源債券)
第三十二条 (略)

2| 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3| 第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4| (略)
5| (略)
6| (略)
7| (略)

(償還計画)
第三十四条 (略)

2| 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(主務大臣等)
第三十七条 機構に係る通則法(第十九条第五項、第三章、第六十四条第一項及び第六十五条を除く。)における主務大臣は、国土交通大臣とする。

2 機構に係るこの法律並びに通則法第十九条第五項、第三章、第六十四条第一項及び第六十五条における主務大臣は、次のとおりとする。

一 四 (略)
(削る)

3| 機構に係る通則法における主務省は、国土交通省とする。

4| (略)

(協議)

第三十八条 国土交通大臣は、次の場合には、あらかじめ、主務大臣（国土交通大臣を除く。）に協議しなければならぬ。

一 通則法第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書又は第四十八条の規定による認可をしようとするとき。

二 (略)

三 第三十一条第二項又は通則法第三十七条若しくは第五十条の規定により国土交通省令を定めようとするとき。

第三十九条 主務大臣（国土交通大臣を除く。）は、次の場合には、あらかじめ、国土交通大臣に協議しなければならぬ。

一 (略)

二 通則法第三十条第三項又は第三十五条の三の規定による命令をしようとするとき。

(削る)

第四十条 国土交通大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一 (略)

二 第三十一条第二項の規定により国土交通省令を定めようとするとき。

三 第三十二条第一項若しくは第四項又は第三十四条の規定による認可をしようとするとき。

(国土交通大臣の經由)

第四十一条 主務大臣（国土交通大臣を除く。）又は機構は、次の行為については、国土交通大臣を経てしなければならぬ。

第三十八条 国土交通大臣は、次の場合には、あらかじめ、主務大臣（国土交通大臣を除く。）に協議しなければならぬ。

一 通則法第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書又は第四十八条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二 (略)

三 第三十一条第三項又は通則法第三十七条若しくは第五十条の規定により国土交通省令を定めようとするとき。

第三十九条 主務大臣（国土交通大臣を除く。）は、次の場合には、あらかじめ、国土交通大臣に協議しなければならぬ。

一 (略)

二 通則法第三十条第四項の規定による命令をしようとするとき。

三 通則法第六十五条第一項の規定による求めをしようとするとき。

第四十条 国土交通大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一 (略)

二 第三十一条第三項の規定により国土交通省令を定めようとするとき。

三 第三十二条第一項若しくは第五項又は第三十四条第一項の規定による認可をしようとするとき。

(国土交通大臣の經由)

第四十一条 主務大臣（国土交通大臣を除く。）又は機構は、次の行為については、国土交通大臣を経てしなければならぬ。

一〇三 (略)

四 (略)

第四十二条 削除

附則

一〇三 (略)
四 機構の通則法第三十三条の規定による主務大臣への提出
五 (略)

(独立行政法人評価委員会への意見聴取等)

第四十二条 第三十七条第二項第三号に規定する業務に
関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、
第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定の適用に
ついては、これらの規定中「評価委員会」とあるのは
、「農林水産省の独立行政法人評価委員会」とする。
2 第三十七条第二項第四号に規定する業務に関する通
則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条
第三項及び第三十五条第二項の規定の適用については
、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「政令
で定めるところにより、厚生労働省、農林水産省若し
くは経済産業省の独立行政法人評価委員会又は評価委
員会」とする。

3 国土交通省の独立行政法人評価委員会は、次の場合
には、第三十七条第二項第三号に規定する業務に関し
農林水産省の独立行政法人評価委員会の、同項第四号
に規定する業務に関し政令で定めるところにより厚生
労働省、農林水産省又は経済産業省の独立行政法人評
価委員会の意見を聴かなければならない。
一 通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の
規定による評価を行うとき。
二 通則法第三十二条第三項後段(通則法第三十四条
第三項において準用する場合を含む。)の規定によ
る勧告をしようとするとき。

附則

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第三条 (略)

2 前項の水資源開発債券は、第三十二条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第一項の規定による水資源債券とみなす。

第八条 附則第六条の規定の施行前に国が貸付けを行つた旧水公団法附則第九条第一項又は第十条第一項若しくは第二項の規定による貸付金の償還及び償還金に相当する金額の交付については、なお従前の例による。この場合において、同条第七項中「公団」とあるのは、「行政法人水資源機構」とする。

第十二条 愛知用水公団の役員又は職員として在職した者については、旧愛知公団法第四十八条及び第四十九条の規定は、附則第六条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧愛知公団法第四十九条中「公団は」とあるのは、「行政法人水資源機構」とする。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第三条 (略)

2 前項の水資源開発債券は、第三十二条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項の規定による水資源債券とみなす。

第八条 附則第六条の規定の施行前に国が貸付けを行つた旧水公団法附則第九条第一項又は第十条第一項若しくは第二項の規定による貸付金の償還及び償還金に相当する金額の交付については、なお従前の例による。この場合において、同条第七項中「公団」とあるのは、「独立行政法人水資源機構」とする。

第十二条 愛知用水公団の役員又は職員として在職した者については、旧愛知公団法第四十八条及び第四十九条の規定は、附則第六条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧愛知公団法第四十九条中「公団は」とあるのは、「独立行政法人水資源機構」とする。

○ 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第百八十三号）（第二百五十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>行政法人自動車事故対策機構法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、行政法人自動車事故対策機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する行政法人の名称は、行政法人自動車事故対策機構とする。</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第三条 行政法人自動車事故対策機構（以下「機構」という。）は、自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導、自動車事故による被害者に対しその身体的又は財産的被害の回復に資する支援等を行うことにより、自動車事故の発生の防止に資するとともに、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号。以下「自賠法」という。）による損害賠償の保障制度と相まって被害者の保護を増進することを目的とする。</p> <p>（中期目標行政法人）</p> <p>第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中</p>	<p>独立行政法人自動車事故対策機構法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人自動車事故対策機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人自動車事故対策機構とする。</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人自動車事故対策機構（以下「機構」という。）は、自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導、自動車事故による被害者に対しその身体的又は財産的被害の回復に資する支援等を行うことにより、自動車事故の発生の防止に資するとともに、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号。以下「自賠法」という。）による損害賠償の保障制度と相まって被害者の保護を増進することを目的とする。</p> <p>（新設）</p>

期目標行政法人とする。

(理事の任期)

第十条 理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間（その末日が通則法第二十一条第一項に規定する理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とする。

(役員任期)

第十条 理事長の任期は、任命の日から、その日を含む機構に係る通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の末日までとする。

2 | 通則法第二十九条第一項後段の規定により中期目標が変更された場合において中期目標の期間が変更されたときは、理事長の任期は、変更後の中期目標の期間の末日までとする。

3 | 理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間（その末日が理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とする。

4 | 第二項の規定により理事長の任期が変更された場合において、理事の任期の末日が理事長の任期の末日後となるときは、当該理事の任期は、変更後の理事長の任期の末日までとする。

5 | 監事の任期は、二年とする。

(利益及び損失の処理の特例等)
第十五条 (略)
(削る)

2 | 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

2 | 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならぬ。

3 | 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

3 | 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならぬ。

4 | 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金)
第十六条 (略)
(削る)

(償還計画)
第十七条 (略)
(削る)

(財務大臣との協議)
第二十一条 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。
一 第五条第二項、第十六条又は第十七条の認可をしようとするとき。
二 (略)

(主務大臣等)
第二十二条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣及び国土交通省令とする。

(長期借入金)
第十六条 (略)
2 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(償還計画)
第十七条 (略)
2 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(財務大臣との協議)
第二十一条 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。
一 第五条第二項、第十六条第一項又は第十七条第一項の認可をしようとするとき。
二 (略)

(主務大臣等)
第二十二条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。

○ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百八十四号）（第二百五十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（権利及び義務の承継に伴う経過措置） 第三条 前条第一項の規定により機構が承継するこの法律による改正前の公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（以下「旧法」という。）第五十二条第一項の規定による空港周辺整備債券は、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第三十条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第一項の規定による空港周辺整備債券とみなす。</p> <p>2 （略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（権利及び義務の承継に伴う経過措置） 第三条 前条第一項の規定により機構が承継するこの法律による改正前の公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（以下「旧法」という。）第五十二条第一項の規定による空港周辺整備債券は、新法第三十条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項の規定による空港周辺整備債券とみなす。</p> <p>2 （略）</p>

○ 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）（第二百五十六号関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（手数料の納付） 第四十八条 第一号及び第三号から第五号までに掲げる者（第三号から第五号までに掲げる者にあつては、国及び行政法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する行政法人であつて、当該行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。附則第四条第九項において同じ。）を除く。）は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に、第二号に掲げる者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を機構に納付しなければならない。</p> <p>一〇五（略）</p>	<p>（手数料の納付） 第四十八条 第一号及び第三号から第五号までに掲げる者（第三号から第五号までに掲げる者にあつては、国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。附則第四条第九項において同じ。）を除く。）は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に、第二号に掲げる者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を機構に納付しなければならない。</p> <p>一〇五（略）</p>

○ 高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）（第二百五十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（事業の範囲） 第五条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）から借り受けた道路資産（行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号。以下「機構法」という。）第二条第二項に規定する道路資産をいう。）に係る高速道路について道路整備特別措置法に基づき行う維持、修繕、災害復旧その他の管理（新設及び改築を除く。）</p> <p>三 六 （略）</p> <p>二 五 （略）</p>	<p>（事業の範囲） 第五条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）から借り受けた道路資産（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号。以下「機構法」という。）第二条第二項に規定する道路資産をいう。）に係る高速道路について道路整備特別措置法に基づき行う維持、修繕、災害復旧その他の管理（新設及び改築を除く。）</p> <p>三 六 （略）</p> <p>二 五 （略）</p>

○ 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）（第二百五十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>3 この法律において「承継債務」とは、日本道路公団等民営化関係法（平成十六年法律第百二号。以下「<u>施行法</u>」という。）第十五条第一項の規定により行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団から承継した債務をいう。</p> <p>（名称）</p> <p>第三条 この法律及び行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「<u>通則法</u>」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する行政法人の名称は、行政法人日本高速道路保有・債務返済機構とする。</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第四条 行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「<u>機構</u>」という。）は、高速道路に係る道路資産の</p>	<p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>3 この法律において「承継債務」とは、日本道路公団等民営化関係法（平成十六年法律第百二号。以下「<u>施行法</u>」という。）第十五条第一項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団から承継した債務をいう。</p> <p>（名称）</p> <p>第三条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「<u>通則法</u>」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構とする。</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第四条 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「<u>機構</u>」という。）は、高速道路に係る道路資産の</p>

保有並びに東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」と総称する。）に対する貸付け、承継債務その他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的とする。

（中期目標行政法人）

第四条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標行政法人とする。

（理事の任期）

第九条 理事の任期は、二年とする。

（役員の欠格条項の特例）

第十条（略）
2 機構の役員に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第十条第一項」とする。

（道路資産に係る債務の引受け等）

第十五条（略）
2（略）
3 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとし、かつ、第二十二条第三項の規定による先取特権と同順位とする。

産の保有並びに東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」と総称する。）に対する貸付け、承継債務その他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的とする。

（新設）

（役員任期）

第九条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（役員欠格条項の特例）

第十条（略）
2 機構の役員に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第十条第一項」とする。

（道路資産に係る債務の引受け等）

第十五条（略）
2（略）
3 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとし、かつ、第二十二条第四項の規定による先取特権と同順位とする。

(利益及び損失の処理の特例等)
第二十一条 機構の第十二条第一項の業務に係る勘定（以下「高速道路勘定」という。）については、通則法第四十四条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。

2・3 (略)

(削る)

4| 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならぬ。

5| 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金及び日本高速道路保有・債務返済機構債券)

第二十二條 (略)

2 (削る)

3| 前二項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者（引受社債権者を除く。）に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4| (略)

5| (略)

6| (略)

(利益及び損失の処理の特例等)
第二十一条 機構の第十二条第一項の業務に係る勘定（以下「高速道路勘定」という。）については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

2・3 (略)

4| 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人

5| 評価委員会の意見を聴かなければならない。

機構は、第三項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならぬ。

6| 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金及び日本高速道路保有・債務返済機構債券)

第二十二條 (略)

2 (略)
3| 国土交通大臣は、第一項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人

4| 評価委員会の意見を聴かなければならない。

第一項又は第二項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者（引受社債権者を除く。）に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5| (略)

6| (略)

7| (略)

7 | (略)

(返済計画)
第二十四条 (略)

(削る)

(財務大臣との協議等)

第二十七条 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第六条第二項、第十四条第一項（第三号、第四号及び第七号に係る部分に限る。）、第二十二條第一項若しくは第五項又は第二十四条の認可をしようとする場合

二 (略)

(主務大臣等)

第二十八条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣及び国土交通省令とする。

8 | (略)

(返済計画)
第二十四条 (略)

2 | 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(財務大臣との協議等)

第二十七条 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第六条第二項、第十四条第一項（第三号、第四号及び第七号に係る部分に限る。）、第二十二條第一項若しくは第六項又は第二十四条第一項の認可をしようとする場合

二 (略)

(主務大臣等)

第二十八条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社又は機構</p>	<p>日本道路公団の借入金又は道路債券</p>	<p>東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社又は機構</p>	<p>日本道路公団の借入金又は道路債券</p>
<p>首都高速道路株式会社又は機構</p>	<p>首都高速道路公団の借入金又は首都高速道路債券</p>	<p>首都高速道路株式会社及び行政法人日本高速道路保有・債務返済機構</p>	<p>首都高速道路公団の借入金又は首都高速道路債券</p>
<p>（道路債券等に係る債務に関する連帯債務） 第十六条 前条第一項の規定により次の表の上欄に掲げる会社又は機構が、同表の中欄に掲げる公団の借入金又は債券に係る債務の全部又は一部を承継したときは、当該承継の時までに公団が借り入れた同欄に掲げる借入金に係る債務（同項の規定により機構が承継したものを除く。）及び当該承継の時に発行されている同欄に掲げる全ての債券に係る債務については、同表の下欄に掲げる会社及び行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が連帯して弁済の責めに任ずる。ただし、公団が国から借り入れた借入金に係る債務及び国が保有しているこれらの債券に係る債務については、国が弁済の請求をする場合にあつては、この限りでない。</p>			
<p>（道路債券等に係る債務に関する連帯債務） 第十六条 前条第一項の規定により次の表の上欄に掲げる会社又は機構が、同表の中欄に掲げる公団の借入金又は債券に係る債務の全部又は一部を承継したときは、当該承継の時までに公団が借り入れた同欄に掲げる借入金に係る債務（同項の規定により機構が承継したものを除く。）及び当該承継の時に発行されている同欄に掲げるすべての債券に係る債務については、同表の下欄に掲げる会社及び機構が連帯して弁済の責めに任ずる。ただし、公団が国から借り入れた借入金に係る債務及び国が保有しているこれらの債券に係る債務については、国が弁済の請求をする場合にあつては、この限りでない。</p>			

<p>阪神高速道路株式会社又は機構</p>	<p>阪神高速道路公団の借入金又は阪神高速道路債券</p>	<p>阪神高速道路株式会社及び行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構</p>
<p>本州四国連絡高速道路株式会社又は機構</p>	<p>本州四国連絡橋公団の借入金又は本州四国連絡橋債券</p>	<p>本州四国連絡高速道路株式会社及び行政法人日本高速道路保有・債務返済機構</p>

2 前項の場合には、次の各号に掲げる債券（以下「道路債券等」という。）の債権者は、当該各号に定める会社及び行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

一 四 (略)

3 (略)

2 (日本道路公団法等の廃止に伴う経過措置)
第三十八条 (略)

2 公団の役員又は職員として在職した者については、旧道路公団法第三十七条及び第三十八条、旧首都公団法第四十八条及び第四十九条並びに附則第十二条、旧阪神公団法附則第十条及び第十一条並びに旧本州四国公団法附則第十二条及び第十三条の規定は、この法律の施行の日以後も、なおその効力を有する。この場合において、旧道路公団法第三十八条中「公団は」とあるのは、「東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社又は行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は」と、旧首都公団法第四

<p>阪神高速道路株式会社又は機構</p>	<p>阪神高速道路公団の借入金又は阪神高速道路債券</p>	<p>阪神高速道路株式会社及び機構</p>
<p>本州四国連絡高速道路株式会社又は機構</p>	<p>本州四国連絡橋公団の借入金又は本州四国連絡橋債券</p>	<p>本州四国連絡高速道路株式会社及び機構</p>

2 前項の場合には、次の各号に掲げる債券（以下「道路債券等」という。）の債権者は、当該各号に定める会社及び機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

一 四 (略)

3 (略)

2 (日本道路公団法等の廃止に伴う経過措置)
第三十八条 (略)

2 公団の役員又は職員として在職した者については、旧道路公団法第三十七条及び第三十八条、旧首都公団法第四十八条及び第四十九条並びに附則第十二条、旧阪神公団法附則第十条及び第十一条並びに旧本州四国公団法附則第十二条及び第十三条の規定は、この法律の施行の日以後も、なおその効力を有する。この場合において、旧道路公団法第三十八条中「公団は」とあるのは、「東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は」と、旧首都公団法

第十九条及び附則第十二条第二項中「公団は」とあるのは「首都高速道路株式会社又は行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は」と、旧阪神公団法附則第十一条中「公団は」とあるのは「阪神高速道路株式会社又は行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は」とする。

3
(略)

(東京湾横断道路の建設に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第五十七条 この法律の施行の際現に日本道路公団が前条の規定による改正前の東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（以下この条において「旧東京湾横断道路法」という。）第三条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者と締結した旧東京湾横断道路法第二条第一項に規定する建設協定及び同項第三号に規定する管理協定は、それぞれ、東日本高速道路株式会社及び行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が当該東京湾横断道路建設事業者と締結した前条の規定による改正後の東京湾横断道路の建設に関する特別措置法第二条第一項に規定する建設協定及び同項第二号に規定する管理協定とみなす。

2・3
(略)

第四十九条及び附則第十二条第二項中「公団は」とあるのは「首都高速道路株式会社又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は」と、旧阪神公団法附則第十一条中「公団は」とあるのは「阪神高速道路株式会社又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は」とする。

3
(略)

(東京湾横断道路の建設に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第五十七条 この法律の施行の際現に日本道路公団が前条の規定による改正前の東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（以下この条において「旧東京湾横断道路法」という。）第三条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者と締結した旧東京湾横断道路法第二条第一項に規定する建設協定及び同項第三号に規定する管理協定は、それぞれ、東日本高速道路株式会社及び行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が当該東京湾横断道路建設事業者と締結した前条の規定による改正後の東京湾横断道路の建設に関する特別措置法第二条第一項に規定する建設協定及び同項第二号に規定する管理協定とみなす。

2・3
(略)

○ 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）（第二百六十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（基本方針に基づく責務） 第九条 各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）<u>第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。</u>）、特殊法人等の代表者（当該特殊法人等が行政法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）<u>第二条第一項に規定する行政法人をいう。</u>）である場合にあっては、その長）及び地方公共団体の長は、基本方針に定めるところに従い、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>（基本方針に基づく責務） 第九条 各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）<u>第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。</u>）、特殊法人等の代表者（当該特殊法人等が独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）<u>第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。</u>）である場合にあっては、その長）及び地方公共団体の長は、基本方針に定めるところに従い、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>

○ 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十八号）
 （第二百六十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置）</p> <p>第五条 施行日前に施行日前の土木研究所等を退職した者の退職手当については国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人土木研究所及び独立行政法人北海道開発土木研究所を退職した者にあつては独立行政法人土木研究所の、独立行政法人建築研究所を退職した者にあつては独立行政法人建築研究所の、独立行政法人交通安全環境研究所を退職した者にあつては独立行政法人交通安全環境研究所の、独立行政法人海上技術安全研究所を退職した者にあつては独立行政法人海上技術安全研究所の、独立行政法人港湾空港技術研究所を退職した者にあつては独立行政法人港湾空港技術研究所の、独立行政法人電子航法研究所を退職した者にあつては独立行政法人電子航法研究所の、独立行政法人海技教育機構の、独立行政法人航海訓練所を退職した者にあつては独立行政法人航海訓練所の、独立行政法人航空大学校を退職した者にあつては独立行政法人航空大学校の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等と</p>	<p>附則</p> <p>（国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置）</p> <p>第五条 施行日前に施行日前の土木研究所等を退職した者の退職手当については国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人土木研究所及び独立行政法人北海道開発土木研究所を退職した者にあつては独立行政法人土木研究所の、独立行政法人建築研究所を退職した者にあつては独立行政法人建築研究所の、独立行政法人交通安全環境研究所を退職した者にあつては独立行政法人交通安全環境研究所の、独立行政法人海上技術安全研究所を退職した者にあつては独立行政法人海上技術安全研究所の、独立行政法人港湾空港技術研究所を退職した者にあつては独立行政法人港湾空港技術研究所の、独立行政法人電子航法研究所を退職した者にあつては独立行政法人電子航法研究所の、独立行政法人海技教育機構の、独立行政法人航海訓練所を退職した者にあつては独立行政法人航海訓練所の、独立行政法人航空大学校を退職した者にあつては独立行政法人航空大学校の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長</p>

みなす。

等とみなす。

○ 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）
 （第二百六十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律の適用に関する経過措置）</p> <p>第十二条 この法律の施行前に独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第 号）第七十四条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）の規定に基づき機構がした行為及び機構に対してなされた行為（附則第六条第三項の規定により会社が承継することとなる権利及び義務に関するものに限る。）については、会社を行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する行政法人等とみなす。</p>	<p>附則</p> <p>（独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律の適用に関する経過措置）</p> <p>第十二条 この法律の施行前に独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）の規定に基づき機構がした行為及び機構に対してなされた行為（附則第六条第三項の規定により会社が承継することとなる権利及び義務に関するものに限る。）については、会社を同法第二条第一項に規定する独立行政法人等とみなす。</p>

○ 交通基本法（平成二十四年法律第 号）（第二百六十三条関係）

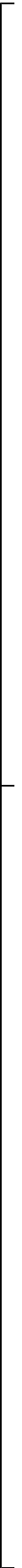
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（技術の開発及び普及） 第二十五条 国は、交通に関する技術の研究開発及び普及の効果的な推進を図るため、これらの技術の研究開発の目標の明確化、国及び行政法人の試験研究機関、大学、民間その他の研究開発を行う者の間の連携の強化、基本理念の実現に資する技術を活用した交通手段の導入の促進その他必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>（技術の開発及び普及） 第二十五条 国は、交通に関する技術の研究開発及び普及の効果的な推進を図るため、これらの技術の研究開発の目標の明確化、国及び独立行政法人の試験研究機関、大学、民間その他の研究開発を行う者の間の連携の強化、基本理念の実現に資する技術を活用した交通手段の導入の促進その他必要な施策を講ずるものとする。</p>

○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）（第二百六十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第十六条 一部施行日前に独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第 号）第七十一条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）の規定に基づきセンターがした行為及びセンターに対してなされた行為（附則第十条第一項の規定により指定海上防災機関が承継することとなる権利及び義務に関するものに限る。）については、指定海上防災機関を行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）第二条第一項に規定する行政法人等とみなす。</p> <p>第十七条 一部施行日前に独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第七十四条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）の規定に基づきセンターがした行為及びセンターに対してなされた行為（附則第十条第一項の規定により指定海上防災機関が承継することとなる権利及び義務に関するものに限る。）については、指定海上防災機関を行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する行政法人等とみなす。</p>	<p>附則</p> <p>第十六条 一部施行日前に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）の規定に基づきセンターがした行為及びセンターに対してなされた行為（附則第十条第一項の規定により指定海上防災機関が承継することとなる権利及び義務に関するものに限る。）については、指定海上防災機関を同法第二条第一項に規定する独立行政法人等とみなす。</p> <p>第十七条 一部施行日前に独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）の規定に基づきセンターがした行為及びセンターに対してなされた行為（附則第十条第一項の規定により指定海上防災機関が承継することとなる権利及び義務に関するものに限る。）については、指定海上防災機関を同法第二条第一項に規定する独立行政法人等とみなす。</p>



○ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法（平成二十四年法律第 号）（第二百六十五條關係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「ダム事業」とは、国土交通大臣が河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第九条第一項の規定により自ら建設するダム又は行政法人水資源機構が建設する行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）第二条第四項に規定する特定施設に該当するダムの建設工事に関する事業をいう。</p> <p>2 この法律において「ダム事業の廃止等」とは、次の各号に掲げるダムに係るダム事業（当該ダムの建設に伴う損失の補償として実施される事業（第五条第二項第二号において「損失補償事業」という。）を除く。）について、当該各号に定める措置がとられることをいう。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条第一項に規定する基本計画又は行政法人水資源機構法第十三条第一項に規定する事業実施計画（以下この号において「基本計画等」という。）に定められたダム 基本計画等の廃止又は当該ダムに係るダム事業の廃止若しくはダム事業の縮小をその内容とする基本計画等の変更が行われること。</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「ダム事業」とは、国土交通大臣が河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第九条第一項の規定により自ら建設するダム又は独立行政法人水資源機構が建設する独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）第二条第四項に規定する特定施設に該当するダムの建設工事に関する事業をいう。</p> <p>2 この法律において「ダム事業の廃止等」とは、次の各号に掲げるダムに係るダム事業（当該ダムの建設に伴う損失の補償として実施される事業（第五条第二項第二号において「損失補償事業」という。）を除く。）について、当該各号に定める措置がとられることをいう。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条第一項に規定する基本計画又は独立行政法人水資源機構法第十三条第一項に規定する事業実施計画（以下この号において「基本計画等」という。）に定められたダム 基本計画等の廃止又は当該ダムに係るダム事業の廃止若しくはダム事業の縮小をその内容とする基本計画等の変更が行われること。</p>

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）（第二百六十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第八條の五（略）</p> <p>2 維持管理積立金の積立ては、環境省令で定めるところにより、行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）にしなければならない。</p> <p>3 8（略）</p>	<p>第八條の五（略）</p> <p>2 維持管理積立金の積立ては、環境省令で定めるところにより、独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）にしなければならない。</p> <p>3 8（略）</p>

改正案	現行
<p>（補償給付の免責等） 第十三条（略） 2 前項の規定により都道府県知事がその支給の義務を免れることとなつた補償給付が第四条第一項の認定に係るものであるときは、<u>行政法人環境再生保全機構</u>（以下「機構」という。）は、政令で定めるところにより、当該補償給付の支給の原因となつた行為に基づく損害を填補した第五十二条第一項に規定するばい煙発生施設等設置者の請求に基づき、その者に対し、その免れることとなつた補償給付の価額に相当する金額の全部又は一部を支払うことができる。</p> <p>附則</p> <p>（<u>拠出金の事業費への充当</u>） 第十条 機構は、<u>行政法人環境再生保全機構法</u>（平成十五年法律第四十三号。以下「機構法」という。）第十四条第一項の規定にかかわらず、当分の間、環境大臣の認可を受けて、同項に規定する大気汚染物質排出施設設置者等から拠出される拠出金の一部を第六十八条に規定する業務に要する費用に充てることができる。</p> <p>2（略）</p>	<p>（補償給付の免責等） 第十三条（略） 2 前項の規定により都道府県知事がその支給の義務を免れることとなつた補償給付が第四条第一項の認定に係るものであるときは、<u>独立行政法人環境再生保全機構</u>（以下「機構」という。）は、政令で定めるところにより、当該補償給付の支給の原因となつた行為に基づく損害を填補した第五十二条第一項に規定するばい煙発生施設等設置者の請求に基づき、その者に対し、その免れることとなつた補償給付の価額に相当する金額の全部又は一部を支払うことができる。</p> <p>附則</p> <p>（<u>拠出金の事業費への充当</u>） 第十条 機構は、<u>独立行政法人環境再生保全機構法</u>（平成十五年法律第四十三号。以下「機構法」という。）第十四条第一項の規定にかかわらず、当分の間、環境大臣の認可を受けて、同項に規定する大気汚染物質排出施設設置者等から拠出される拠出金の一部を第六十八条に規定する業務に要する費用に充てることができる。</p> <p>2（略）</p>

○ 環境省設置法（平成十一年法律第百一号）（第二百六十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（設置） 第七条 別に法律で定めるところにより環境省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。 中央環境審議会 公害健康被害補償不服審査会 有明海・八代海等総合調査評価委員会</p>	<p>（設置） 第七条 別に法律で定めるところにより環境省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。 中央環境審議会 公害健康被害補償不服審査会 有明海・八代海等総合調査評価委員会 独立行政法人評価委員会 （独立行政法人評価委員会） 第十条 独立行政法人評価委員会については、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p>
<p>第十条 削除</p>	

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国、行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「行政法人等」とは、行政法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四条第二項第十二号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であつて、政令で定めるものをいう。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（国及び行政法人等の責務）</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四条第二項第十二号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であつて、政令で定めるものをいう。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（国及び独立行政法人等の責務）</p>

第三条 国及び行政法人等は、物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に当たっては、環境物品等への需要の転換を促進するため、予算の適正な使用に留意しつつ、環境物品等を選択するよう努めなければならない。

2 (略)

(環境物品等の調達の基本方針)

第六条 国は、国及び行政法人等における環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 国及び行政法人等による環境物品等の調達の推進に関する基本的方向
- 二 国及び行政法人等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類（以下「特定調達品目」という。）及びその判断の基準並びに当該基準を満たす物品等（以下「特定調達物品等」という。）の調達の推進に関する基本的事項

三 (略)

3 環境大臣は、あらかじめ各省各庁の長等（国にあっては各省各庁の長、行政法人等にあつてはその主務大臣をいう。以下同じ。）と協議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 5 6 (略)

(環境物品等の調達方針)

第七条 各省各庁の長及び行政法人等の長（当該行政法人等が特殊法人である場合にあつては、その代表者。以下同じ。）は、毎年度、基本方針に即して、物品等

第三条 国及び独立行政法人等は、物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に当たっては、環境物品等への需要の転換を促進するため、予算の適正な使用に留意しつつ、環境物品等を選択するよう努めなければならない。

2 (略)

(環境物品等の調達の基本方針)

第六条 国は、国及び独立行政法人等における環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 国及び独立行政法人等による環境物品等の調達の推進に関する基本的方向
- 二 国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類（以下「特定調達品目」という。）及びその判断の基準並びに当該基準を満たす物品等（以下「特定調達物品等」という。）の調達の推進に関する基本的事項

三 (略)

3 環境大臣は、あらかじめ各省各庁の長等（国にあっては各省各庁の長、独立行政法人等にあつてはその主務大臣をいう。以下同じ。）と協議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 5 6 (略)

(環境物品等の調達方針)

第七条 各省各庁の長及び独立行政法人等の長（当該独立行政法人等が特殊法人である場合にあつては、その代表者。以下同じ。）は、毎年度、基本方針に即して

の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならない。

2 (略)

3 各省各庁の長及び行政法人等の長は、第一項の方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 各省各庁の長及び行政法人等の長は、第一項の方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。

(調達実績の概要の公表等)

第八条 各省各庁の長及び行政法人等の長は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、遅滞なく、環境物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知するものとする。

2 前項の規定による環境大臣への通知は、行政法人等の長にあつては、当該行政法人等の主務大臣を通じて行うものとする。

(環境物品等の調達の推進に当たつての配慮)

第十一条 国、行政法人等、都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、環境物品等であっても、その適正かつ合理的な使用に努めるものとし、この法律に基づく環境物品等の調達の推進を理由として、物品等の調達量の増加をもたらすことのないよう配慮するものとする。

、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならない。

2 (略)

3 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、第一項の方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、第一項の方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。

(調達実績の概要の公表等)

第八条 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、遅滞なく、環境物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知するものとする。

2 前項の規定による環境大臣への通知は、独立行政法人等の長にあつては、当該独立行政法人等の主務大臣を通じて行うものとする。

(環境物品等の調達の推進に当たつての配慮)

第十一条 国、独立行政法人等、都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、環境物品等であっても、その適正かつ合理的な使用に努めるものとし、この法律に基づく環境物品等の調達の推進を理由として、物品等の調達量の増加をもたらすことのないよう配慮するものとする。

改正案	現行
<p style="text-align: center;">行政法人環境再生保全機構法</p> <p>（目的） 第一条 この法律は、行政法人環境再生保全機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称） 第二条 この法律及び行政法人通則法（平成十一年法律百三十三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する行政法人の名称は、行政法人環境再生保全機構とする。</p> <p>（機構の目的） 第三条 行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。</p> <p>（中期目標行政法人） 第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人環境再生保全機構法</p> <p>（目的） 第一条 この法律は、独立行政法人環境再生保全機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称） 第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律百三十三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人環境再生保全機構とする。</p> <p>（機構の目的） 第三条 独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。</p> <p>（新設）</p>

期目標行政法人とする。

(理事の任期)

第八条 理事の任期は、二年とする。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十一条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定(罰則を含む。)は、第十条第一項第二号(補償法第六十八条第二号に係る部分に限る。)、第三号又は第五号の規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「行政法人環境再生保全機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「行政法人環境再生保全機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「行政法人環境再生保全機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「行政法人環境再生保全機構の事業年度」と読み替えるものとする。

(積立金の処分)

第十三条 (略)

2 | 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならぬ。

(役員任期)

第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十一条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定(罰則を含む。)は、第十条第一項第二号(補償法第六十八条第二号に係る部分に限る。)、第三号又は第五号の規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人環境再生保全機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人環境再生保全機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人環境再生保全機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人環境再生保全機構の事業年度」と読み替えるものとする。

(積立金の処分)

第十三条 (略)

2 | 環境大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、環境省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

3 | 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならぬ。

3 前二項に定めるもののほか、前項の納付金の納付に係る手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(主務大臣等)
第十八条 (略)
2 機構に係る通則法における主務省令は、環境省令とする。

附 則

(公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第二十六条 前条の規定による改正前の公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(以下この条において「旧特別措置法」という。)第六條第一項の規定は、機構が附則第七條第一項第一号の規定に基づいて行う事業(旧事業団法第十八條第一項第二号に掲げるものに限る。)に係る経費に対する政府の補助の算定については、前條の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧特別措置法第六條第一項中「環境事業団」とあるのは「行政法人環境再生保全機構」と、「環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)第十八條第一項第二号」とあるのは「行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第四十三号)附則第七條第一項第一号」と読み替えるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、前項の納付金の納付に係る手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(主務大臣等)
第十八条 (略)
2 機構に係る通則法における主務省及び主務省令は、それぞれ環境省及び環境省令とする。

附 則

(公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第二十六条 前条の規定による改正前の公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(以下この条において「旧特別措置法」という。)第六條第一項の規定は、機構が附則第七條第一項第一号の規定に基づいて行う事業(旧事業団法第十八條第一項第二号に掲げるものに限る。)に係る経費に対する政府の補助の算定については、前條の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧特別措置法第六條第一項中「環境事業団」とあるのは「独立行政法人環境再生保全機構」と、「環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)第十八條第一項第二号」とあるのは「独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第四十三号)附則第七條第一項第一号」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>（民間団体の公共サービスへの参入の機会の増大等） 第二十一条の三 国及び行政法人等（国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成十九年法律第五十六号）第二条第三項に規定する行政法人等をいう。以下この条において同じ。）は、環境の保全に関する公共サービス（国民、民間団体等の環境の保全に関する取組を推進するための施設の運営又は管理、環境の保全に関する取組についての調査研究（当該取組に関する政策に係るものを含む。）等の国及び行政法人等の事務又は事業として行われる国民、民間団体等に対する環境の保全に関するサービスの提供その他の環境の保全の推進に資する業務をいう。以下この条において同じ。）の実施に当たっては、民間団体がその専門的な知見又は地域の特性を生かすことができる分野において、当該民間団体の参入の機会の増大を図るよう努めるものとする。</p> <p>2 国及び行政法人等は、民間団体がその専門的な知見又は地域の特性を生かすことができる分野において環境の保全に関する公共サービスを協働取組により実施することが効果的であると認められる場合には、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、協働取組による当該公共サービスの効果が十分に発揮される契約の推進に努めるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>（民間団体の公共サービスへの参入の機会の増大等） 第二十一条の三 国及び独立行政法人等（国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成十九年法律第五十六号）第二条第三項に規定する独立行政法人等をいう。以下この条において同じ。）は、環境の保全に関する公共サービス（国民、民間団体等の環境の保全に関する取組を推進するための施設の運営又は管理、環境の保全に関する取組についての調査研究（当該取組に関する政策に係るものを含む。）等の国及び独立行政法人等の事務又は事業として行われる国民、民間団体等に対する環境の保全に関するサービスの提供その他の環境の保全の推進に資する業務をいう。以下この条において同じ。）の実施に当たっては、民間団体がその専門的な知見又は地域の特性を生かすことができる分野において、当該民間団体の参入の機会の増大を図るよう努めるものとする。</p> <p>2 国及び独立行政法人等は、民間団体がその専門的な知見又は地域の特性を生かすことができる分野において環境の保全に関する公共サービスを協働取組により実施することが効果的であると認められる場合には、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、協働取組による当該公共サービスの効果が十分に発揮される契約の推進に努めるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p>

○ 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）（第二百七十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（救済給付の種類等） 第三条 石綿による健康被害の救済のため支給される給付（以下「救済給付」という。）は、次に掲げるとおりとし、行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）がこの章の規定により支給するものとする。</p> <p>一 六 （略）</p>	<p>（救済給付の種類等） 第三条 石綿による健康被害の救済のため支給される給付（以下「救済給付」という。）は、次に掲げるとおりとし、独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）がこの章の規定により支給するものとする。</p> <p>一 六 （略）</p>

○ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成十九年法律第五十六号）（第二百七十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「国等」とは、国、<u>行政法人等</u>、<u>地方公共団体及び地方独立行政法人</u>をいう。</p> <p>3 この法律において「<u>行政法人等</u>」とは、<u>行政法人</u>（<u>行政法人通則法</u>（平成十一年法律第百三号）<u>第二条</u>第一項に規定する行政法人をいう。）又は<u>特殊法人</u>（<u>法律</u>により直接に設立された法人又は<u>特別の法律</u>により<u>特別の設立行為</u>をもって設立された法人であつて、<u>公務員庁設置法</u>（平成二十三年法律第 号）<u>第四条</u>第二項第十二号の規定の適用を受けるもの）をいう。以下同じ。）のうち、その<u>資本金の全部若しくは大部分</u>が国からの出資による法人又はその<u>事業の運営のため</u>に必要な<u>経費の主たる財源</u>を国からの<u>交付金若しくは補助金</u>によって得ている法人であつて、<u>政令</u>で定めるものをいう。</p> <p>4・5（略）</p> <p>（国及び行政法人等の責務）</p> <p>第三条 国及び行政法人等は、その温室効果ガス等の排出の削減を図るため、エネルギーの合理的かつ適切な使用等に努めるとともに、<u>経済性に留意しつつ価格以外</u>の多様な要素をも考慮して、<u>国及び当該行政法人等</u>における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した<u>契約の推進</u>に努めなければならない。</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「国等」とは、国、<u>独立行政法人等</u>、<u>地方公共団体及び地方独立行政法人</u>をいう。</p> <p>3 この法律において「<u>独立行政法人等</u>」とは、<u>独立行政法人</u>（<u>独立行政法人通則法</u>（平成十一年法律第百三号）<u>第二条</u>第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は<u>特殊法人</u>（<u>法律</u>により直接に設立された法人又は<u>特別の法律</u>により<u>特別の設立行為</u>をもって設立された法人であつて、<u>公務員庁設置法</u>（平成二十三年法律第 号）<u>第四条</u>第二項第十二号の規定の適用を受けるもの）をいう。以下同じ。）のうち、その<u>資本金の全部若しくは大部分</u>が国からの出資による法人又はその<u>事業の運営のため</u>に必要な<u>経費の主たる財源</u>を国からの<u>交付金若しくは補助金</u>によって得ている法人であつて、<u>政令</u>で定めるものをいう。</p> <p>4・5（略）</p> <p>（国及び独立行政法人等の責務）</p> <p>第三条 国及び独立行政法人等は、その温室効果ガス等の排出の削減を図るため、エネルギーの合理的かつ適切な使用等に努めるとともに、<u>経済性に留意しつつ価格以外</u>の多様な要素をも考慮して、<u>国及び当該独立行政法人等</u>における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した<u>契約の推進</u>に努めなければならない。</p>

(基本方針)

第五条 国は、国及び行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 三 (略)

四 建築物に関する契約その他国及び行政法人等の契約であつて、前二号に掲げる契約以外のものにおける温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項

五 (略)

3 (略)

4 環境大臣は、あらかじめ各省各庁の長等（国にあつては各省各庁の長、行政法人等にあつてはその主務大臣をいう。以下同じ。）と協議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 7 (略)

(基本方針に基づく温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進)

第六条 各省各庁の長及び行政法人等の長（当該行政法人等が特殊法人である場合にあつては、その代表者。以下同じ。）は、基本方針に定めるところに従い、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(締結実績の概要の公表等)

第八条 各省各庁の長及び行政法人等の長は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、遅滞なく、温室効果ガス

(基本方針)

第五条 国は、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 三 (略)

四 建築物に関する契約その他国及び独立行政法人等の契約であつて、前二号に掲げる契約以外のものにおける温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項

五 (略)

3 (略)

4 環境大臣は、あらかじめ各省各庁の長等（国にあつては各省各庁の長、独立行政法人等にあつてはその主務大臣をいう。以下同じ。）と協議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 7 (略)

(基本方針に基づく温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進)

第六条 各省各庁の長及び独立行政法人等の長（当該独立行政法人等が特殊法人である場合にあつては、その代表者。以下同じ。）は、基本方針に定めるところに従い、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(締結実績の概要の公表等)

第八条 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、遅滞なく、温室効果

等の排出の削減に配慮した契約の締結の実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知するものとする。

2 前項の規定による環境大臣への通知は、行政法人等の長にあつては、当該行政法人等の主務大臣を通じて行うものとする。

(国による情報の整理等)

第十条 国は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に資するため、国及び行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結に関する状況等について整理及び分析を行い、その結果を広く提供するものとする。

附 則

3 政府は、国及び行政法人等が締結する電気の供給を受ける契約における電気の価格並びに温室効果ガス等の排出の程度を示す係数及び環境への負荷の低減に関する取組の状況（次項において「温室効果ガス等の排出の程度を示す係数等」という。）を総合的に評価して落札者を決定する方式等について、電気事業者の温室効果ガス等の排出の削減等のための技術開発及び電源構成の変更に相当の期間を要すること等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 国及び行政法人等が締結する電気の供給を受ける契約については、当分の間、入札に参加する者に必要な資格として温室効果ガス等の排出の程度を示す係数等を定めた上で、当該入札に係る申込みをした者のうちから当該申込みに係る価格に基づき落札者を決定する方式によるものとする。

ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結の実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知するものとする。

2 前項の規定による環境大臣への通知は、独立行政法人等の長にあつては、当該独立行政法人等の主務大臣を通じて行うものとする。

(国による情報の整理等)

第十条 国は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に資するため、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結に関する状況等について整理及び分析を行い、その結果を広く提供するものとする。

附 則

3 政府は、国及び独立行政法人等が締結する電気の供給を受ける契約における電気の価格並びに温室効果ガス等の排出の程度を示す係数及び環境への負荷の低減に関する取組の状況（次項において「温室効果ガス等の排出の程度を示す係数等」という。）を総合的に評価して落札者を決定する方式等について、電気事業者の温室効果ガス等の排出の削減等のための技術開発及び電源構成の変更に相当の期間を要すること等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 国及び独立行政法人等が締結する電気の供給を受ける契約については、当分の間、入札に参加する者に必要な資格として温室効果ガス等の排出の程度を示す係数等を定めた上で、当該入札に係る申込みをした者のうちから当該申込みに係る価格に基づき落札者を決定する方式によるものとする。



○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（第二百七十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二十八条の二（略） 24（略） 5 国家公務員退職手当法第七条第二項及び第四項の規定は、前項ただし書に規定する自衛官としての在職期間の計算について準用する。この場合において、同条第二項中「職員となつた日」とあるのは「学生又は生徒としての正規の課程を終了し、引き続き自衛官に任用された日」と、「退職した日」とあるのは「事務官等となつた日又は退職した日」と、同条第四項中「前三項の規定による」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第二十八条の二第五項において準用する第二項の規定による」と、「月数（国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第号）第七條第一項ただし書若しくは行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七條第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数）を前三項」とあるのは「月数を同項」と読み替えるものとする。</p>	<p>第二十八条の二（略） 24（略） 5 国家公務員退職手当法第七条第二項及び第四項の規定は、前項ただし書に規定する自衛官としての在職期間の計算について準用する。この場合において、同条第二項中「職員となつた日」とあるのは「学生又は生徒としての正規の課程を終了し、引き続き自衛官に任用された日」と、「退職した日」とあるのは「事務官等となつた日又は退職した日」と、同条第四項中「前三項の規定による」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第二十八条の二第五項において準用する第二項の規定による」と、「月数（国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第号）第七條第一項ただし書若しくは特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七條第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数）を前三項」とあるのは「月数を同項」と読み替えるものとする。</p>

○ 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）（第二百七十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>（設置） 第十三条 別に法律で定めるところにより防衛省に置かれる審議会等は、次の表の上欄に掲げるものとし、当該審議会等については、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p>			
名称 （略）	法律 （略）	名称 （略）	法律 （略）
捕虜資格認定等審査会	武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）	捕虜資格認定等審査会	武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）
（削る）	（削る）	独立行政法人評価委員会	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）

改正案	現行
<p>（隊員の派遣） 第四十一条の二 任命権者は、別に法律で定める場合のほか、次に掲げる場合には、隊員を派遣（隊員としての身分を保有するが、職務に従事せず、専ら派遣先の業務に従事することをいう。次項及び次条において同じ。）することができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該隊員が、国及び行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）<u>第二条第三項に規定する行政執行人</u>（以下「行政執行人」という。）以外の者が国と共同して又は国の委託を受けて行う科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する試験又は研究（以下この号及び次条第二項第二号において「共同研究等」という。）であつて、当該隊員の職務に關係があると認められるものに、指定研究所等又は防衛大臣が当該共同研究等に関し指定する施設において従事する場合</p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（職務に専念する義務） 第六十条 （略）</p> <p>2 隊員は、法令に別段の定めがある場合を除き、防衛省以外の国家機関の職若しくは行政執行人の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の職に就くことができない。</p> <p>3 隊員は、自己の職務以外の防衛省の職務を行い、又</p>	<p>（隊員の派遣） 第四十一条の二 任命権者は、別に法律で定める場合のほか、次に掲げる場合には、隊員を派遣（隊員としての身分を保有するが、職務に従事せず、専ら派遣先の業務に従事することをいう。次項及び次条において同じ。）することができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該隊員が、国及び<u>独立行政法人通則法</u>（平成十一年法律第百三号）<u>第二条第二項に規定する特定独立行政法人</u>（以下「特定独立行政法人」という。）以外の者が国と共同して又は国の委託を受けて行う科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する試験又は研究（以下この号及び次条第二項第二号において「共同研究等」という。）であつて、当該隊員の職務に關係があると認められるものに、指定研究所等又は防衛大臣が当該共同研究等に関し指定する施設において従事する場合</p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（職務に専念する義務） 第六十条 （略）</p> <p>2 隊員は、法令に別段の定めがある場合を除き、防衛省以外の国家機関の職若しくは<u>特定独立行政法人</u>の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の職に就くことができない。</p> <p>3 隊員は、自己の職務以外の防衛省の職務を行い、又</p>

は防衛省以外の国家機関の職若しくは行政執行法人の職を兼ね、若しくは地方公共団体の機関の職に就く場合においても、防衛省令で定める場合を除き、給与を受けることができない。

(他の職又は事業の関与制限)

第六十三条 隊員は、報酬を受けて、第六十条第二項に規定する国家機関、行政執行法人及び地方公共団体の機関の職並びに前条第一項の地位以外の職又は地位に就き、あるいは営利企業以外の事業を行う場合には、防衛省令で定める基準に従い行う防衛大臣の承認を受けなければならない。

(他の隊員についての依頼等の規制)

第六十五条の二 隊員は、営利企業等（営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）に対し、他の隊員をその離職後に、若しくは隊員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人（当該営利企業等に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主總會その他これに準ずる機関をいう。）を支配されている法人として政令で定めるものをいう。以下同じ。）の地位に就かせることを目的として、当該隊員若しくは隊員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該隊員をその離職後に、若しくは隊員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

3 2

前項第二号の「退職手当通算法人」とは、行政法人

は防衛省以外の国家機関の職若しくは特定独立行政法人の職を兼ね、若しくは地方公共団体の機関の職に就く場合においても、防衛省令で定める場合を除き、給与を受けることができない。

(他の職又は事業の関与制限)

第六十三条 隊員は、報酬を受けて、第六十条第二項に規定する国家機関、特定独立行政法人及び地方公共団体の機関の職並びに前条第一項の地位以外の職又は地位に就き、あるいは営利企業以外の事業を行う場合には、防衛省令で定める基準に従い行う防衛大臣の承認を受けなければならない。

(他の隊員についての依頼等の規制)

第六十五条の二 隊員は、営利企業等（営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）に対し、他の隊員をその離職後に、若しくは隊員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人（当該営利企業等に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主總會その他これに準ずる機関をいう。）を支配されている法人として政令で定めるものをいう。以下同じ。）の地位に就かせることを目的として、当該隊員若しくは隊員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該隊員をその離職後に、若しくは隊員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

3 2

前項第二号の「退職手当通算法人」とは、独立行政

(行政法人通則法第二条第一項に規定する行政法人をいう。第六十五条の十一第三項第二号において同じ。) その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するもの(うち政令で定めるもの(退職手当(これに相当する給付を含む。))に關する規程において、隊員が任命権者の要請に応じ、引き続き当該法人の役員又は当該法人に使用される者となつた場合に、隊員としての勤続期間を当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めてゐる法人に限る。))をいう。

4 (略)

3 (防衛大臣への届出等) 第六十五条の十一 (略)

2 (略) 3 管理又は監督の地位にある隊員の官職として政令で定めるものに就いては、隊員(以下「管理職隊員」という。)であつた者(退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。)は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合(第一項の規定による届出をした場合を除く。))には、あらかじめ、防衛省令で定めるところにより、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならぬ。

1 行政法人通則法第二条第二項に規定する中期目標 行政法人

二 特殊法人(法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人(行政法人に該当するものを除く。))のうち政令で定めるものをいう。

三・四 (略)

法人(独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。) その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するもの(うち政令で定めるもの(退職手当(これに相当する給付を含む。))に關する規程において、隊員が任命権者の要請に応じ、引き続き当該法人の役員又は当該法人に使用される者となつた場合に、隊員としての勤続期間を当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めてゐる法人に限る。))をいう。

4 (略)

3 (防衛大臣への届出等) 第六十五条の十一 (略)

2 (略) 3 管理又は監督の地位にある隊員の官職として政令で定めるものに就いては、隊員(以下「管理職隊員」という。)であつた者(退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。)は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合(第一項の規定による届出をした場合を除く。))には、あらかじめ、防衛省令で定めるところにより、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならぬ。

1 特定独立行政法人以外の独立行政法人

二 特殊法人(法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人(独立行政法人に該当するものを除く。))のうち政令で定めるものをいう。

三・四 (略)

4
5
6

(略)

4
5
6

(略)

○ 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成十一年法律第二百十七号）（第二百七十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する行政法人の名称は、行政法人駐留軍等労働者労務管理機構とする。</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第三条 行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）は、駐留軍等及び諸機関（防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第四条第二十五号に規定する駐留軍等及び諸機関をいう。以下この条において同じ。）のために労務に服する者（第十条第一項において「駐留軍等労働者」という。）の雇入れ、提供、労務管理、給与及び福利厚生に関する業務を行うことにより、駐留軍等及び諸機関に必要な労働力の確保を図ることを目的とする。</p> <p>（行政執行法人）</p> <p>第四条 機構は、通則法第二条第三項に規定する行政執</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構とする。</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）は、駐留軍等及び諸機関（防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第四条第二十五号に規定する駐留軍等及び諸機関をいう。以下この条において同じ。）のために労務に服する者（第十条第一項において「駐留軍等労働者」という。）の雇入れ、提供、労務管理、給与及び福利厚生に関する業務を行うことにより、駐留軍等及び諸機関に必要な労働力の確保を図ることを目的とする。</p> <p>（特定独立行政法人）</p> <p>第四条 機構は、通則法第二条第二項に規定する特定独</p>

行政法人とする。

(理事長及び理事の任期)

第九条 理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。

(積立金の処分)

第十一条 機構は、毎事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち防衛大臣の承認を受けた金額を、翌事業年度に係る通則法第三十五条の五第一項の認可を受けた事業計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、翌事業年度における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 防衛大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(主務大臣等)

第十二条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ防衛大臣及び防衛省令とする。

立行政法人とする。

(役員任期)

第九条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(積立金の処分)

第十一条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち防衛大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 防衛大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、防衛省の独立行政法人評価委員会
の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(主務大臣等)

第十二条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ防衛大臣、防衛省及び防衛省令とする。

○ 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）

（第二百七十八条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二十五条 国は、駐留軍等の再編に当たっては、駐留軍等労働者（行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成十一年法律第二百十七号）第三条に規定する駐留軍等労働者をいう。）について、その雇用の継続に資するよう、行政法人駐留軍等労働者労務管理機構を通じて技能教育訓練その他の適切な措置を講ずるものとする。</p>	<p>第二十五条 国は、駐留軍等の再編に当たっては、駐留軍等労働者（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成十一年法律第二百十七号）第三条に規定する駐留軍等労働者をいう。）について、その雇用の継続に資するよう、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構を通じて技能教育訓練その他の適切な措置を講ずるものとする。</p>